

満蒙全書

第三巻

第三卷

農業

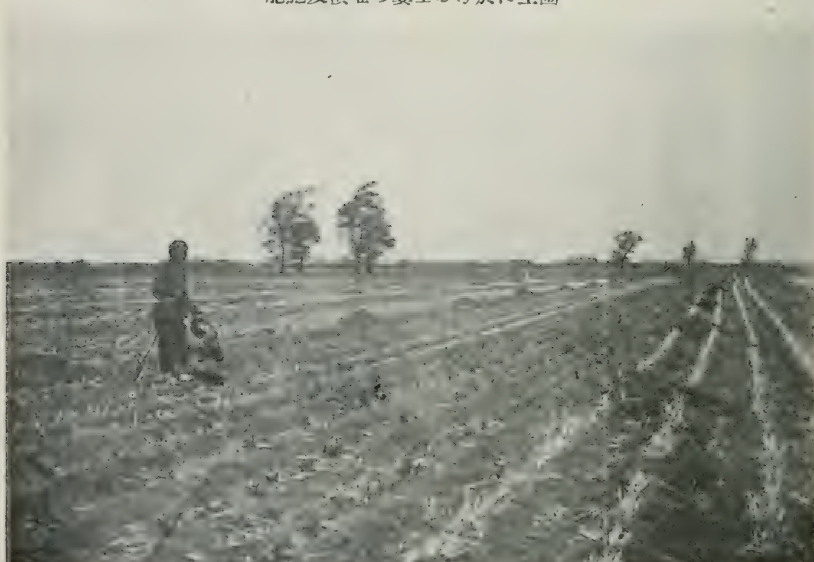
題

美



圖ト東結して運搬に便なる冬期を利用し普通粟の跡作とする大
豆畑に圖の如く馬車に積載して運搬す一車の積載量二百貫内外

圖上に於ける土糞の堆積及施肥



圖上に運搬せる土糞は之れを圖の如く配置よく堆積し通常播種
當日之れを糞筐に入れて適宜條施す



上圖は前年の新壟を割り溝内に土を上げ畦溝を作る所にして下圖はその上に種子を下し、次にその隣の壟を割りて覆土する所さす一往復により一條の新壟を完成するを以て一日の功程犂丈一臺、苦力三人にて六反歩餘



播種後の鎮壓



各作物播種後圖の如く通常直ちに行ふものにして轆子は木製の重さ十貫内外長さ二壟に亘り約四尺一日の功程馬一頭、苦力一人にて二町四反歩餘

大豆の第一回除草中耕培土



大豆二、三寸に達せる頃の圖の如き鋤頭と稱する一種の「ホー」にて除草し後犂丈にて中耕培土を行ふ一日の功程除草は苦力四人にて六反歩餘、犂丈一臺にて一町二反歩餘

大豆の第二回中耕培土



大豆七、八寸に達せる頃第一回同様圖の如く行ふ、一日の功程
同前

大豆の第三回除草中耕培土



大豆一尺四、五寸に達し未だ開花せさるに先立ち圖の如く最後
の除草中耕培土を行ふ、一日の功程同前

大豆の收穫



成熟期に達せる大豆は鎌にて根元二、三寸の所より刈取り適宜の大さに纏め圖の如く兩壟上に渡し乾燥す一日の功程苦力三人にて六反歩餘

大豆の運搬



乾燥せる大豆は之れを圖の如く馬車に積載して運搬す

大豆の堆積



運搬せる大豆は之れを脱實場附近に圖の如く堆積し脱粒を待つ

大豆の脱實



莖の儘地上に敷き擴げその上を三、四頭の馬を以て曳かしめたる石頭轆子を走らしめ脱粒す一日の功程馬一頭、苦力一人半にて六石内外

大豆莖の除去



脫粒完了後圖の如き木把子と稱する一種の木製の「レーキ」にて
大豆莖を搔き集め外に除く

脫粒大豆の集積



前圖の如くして大豆莖を除去したる後賞板と稱する一種の器具
を馬に曳かしめ之れを風選に都合よき箇所に集積す

大豆の調製



脫粒せる大豆を木楸にて空中高く掬ひ揚げ風力によりて穀實と塵芥その他の屑とを選別す

大豆の收量調査



高梁の播種



前年の壟上を壊把と称する器具にて中央より割りその條溝中に種子を下し後方に麻縄を以て結着せる覆土器にて覆土す、一日の功程壊把一臺、苦力三人にて一町二反歩餘

高梁の第一回除草中耕培土



本口繪三頁下段と略同様

高粱の第二回中耕培土



本口繪四頁上段と略ぼ同樣にして高粱の草丈三尺內外に達せる頃行ふ

高粱の第三回除草



高粱未だ出穗せざるに先立ち最後の除草と同時に除葉を併せ行ふ

高粱第三回中耕培土



高粱最終の中耕培土にして草丈高きため馬を併列して作業する能はさるを以て之れを前後に連繋して犂丈を曳かしめ之れを行ふ一日の力程同前

高粱の收穫



成熟期に達せる高粱は圖の如く鎌にて根元五、六寸の所より刈り取り適宜の束さす、一日の功程勞力四人にて六反歩餘

高粱の乾燥



刈取りたる高粱は之れを圖の如く適宜立掛け乾燥す

高粱の穂切



高粱穂乾燥後稻刀すさ稱る一種の小刀様のものにて穂首より五六寸の所な切り適宜の大さに結束す

高粱穂の運搬



本口繪五頁下段と略同樣

高粱の脱穀



本口繪六頁下段と略同樣にして一日の功程馬一頭、苦力二人にて十二石内外

粟の第一回除草中耕培土



本口繪九頁下段に同樣

粟の第三回中耕培土



本口繪四頁下段に略同樣

粟の收穫及乾燥



成熟期に達せる粟は高粱同樣鎌にて根元二、三寸の所より刈取りこれを適宜の大さに結束し後圖の如く之れを立掛け乾燥す

粟の運搬



本口繪十二頁下段と略同樣

粟の堆積



本口繪六頁上段に同じ

粟の脱穀



粟束を切り離して圖の如く内外兩側より穗を内にして輪形に敷
き併べその上を馬三、四頭にて脱穀せしむ、一日の功程馬三頭、
苦力五人にて八石内外

大豆の貯藏



糧棧にて買集めたる穀菽類を高粱稈又は葦にて造りたる眞田様のものにて圖の如く圍を造りその中に貯藏す

大豆の貯藏



糧棧に於て前者同様、土壁子又は倉子と稱する一種の倉庫様のものを造り圖の如く穀菽類を貯藏す

大豆の搬送



停車場に於ける集積大豆



青麻の収穫



製織用青麻収穫にして根元二、三寸の處より刈取り結束する所

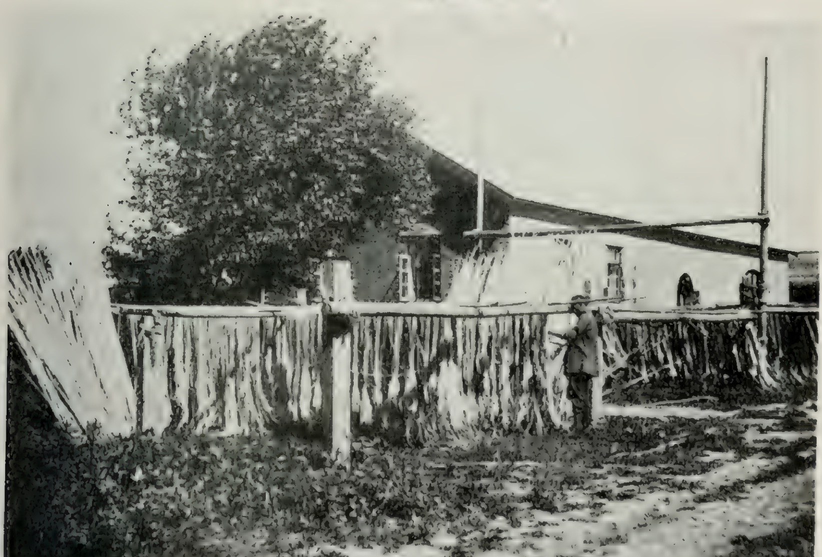
青麻の浸水及水洗



青麻の製繊



青麻繊維の乾燥



玉蜀黍の收穫



本口繪十一頁下段に同じ

玉蜀黍の脱包



甜菜の收穫



甜菜畑



滿鐵農事試驗場



以上農業寫眞は本社農事試驗場に於て撮影募集せるものに係り滿洲在來農法一斑を推すに足るものである。

凡例

一　本篇は南北滿洲及ひ東部內蒙古に於ける農業の一般を概說したるものにして、滿蒙に於ける農業總論てある。

一　記載の事項は、農學上の硏究事項又は論議は之を避け、專ら滿蒙に於ける農業の現狀を紹介するに止めた。

一　本篇中の事實は、可及的最近のものを輯錄するに努めたれと他の產業の如くに滿蒙に關する正確なる農業資料に乏しく、統計の據る可きもの少き爲め、本書中新舊一貫せさるものあるも已むを得ない處てある。

一　度量衡は各地方之を異にするにより特に支那桝、支那畝と附記して本邦のものを區別し、又特に度量衡に關して記載せるも猶詳細は本全書度量衡の條下を參看せられたい。暦も舊暦を用ひた場合は特に之を附記してある。

一　農業上氣候、地勢及ひ土壤等に就ては、本全書地理の條下を參看のこと。

一　本篇中、第二章開墾沿革、第十九章農產取引、及第二十章滿蒙土地に對する外國人の權利

の三章は、竹内虎治之か編述に當り、他は全部野中時雄之か編述をなした。

一　滿蒙農業に關し參考す可き圖書は左の如くである。
農政全書（徐光啓）　奉天省農事試驗場報告書（各種）　滿鐵農事試驗場要覽（滿鐵農事試驗場）　北滿農務開墾誌（ボロハン）　舊慣安奉線土地一班（滿鐵調査課）　舊慣皇產（滿鐵調査課）　舊慣內務府官莊（滿鐵調査課）　舊慣一般民地（滿鐵調査課）　舊慣關東州土地一班（滿鐵調査課）　舊慣典、押、租（滿鐵調査課）　關東州土地舊慣提要（關東廳臨時土地調査部）　舊慣蒙地（滿鐵調査課）　滿蒙諸慣習概要土地商租（滿鐵調査課）　滿洲關東州地質調査報告（滿鐵地質研究所）　滿蒙の大勢（滿鐵調査課）　滿蒙經濟要覽（赤塚彌太郎 前田莊吉）　滿洲事情第一回第二回（外務省通商局）　北滿洲の產業（外務省通商局）　北滿洲（外務省通商局）　滿蒙通覽（福昌公司調査部）　第六次農商務統計（中華民國農商部）　關東廳統計書（關東廳）　南滿洲農村土地及農家經濟の研究（滿鐵地方課）　滿蒙農政私案（滿鐵地方課）　實業の滿洲（坂本寬也）　南滿洲に於ける農業概要（滿鐵調査課）　南滿洲在來農業（滿鐵農事試驗場）　滿洲の在來農具（滿鐵農事試驗場）　滿洲の在來肥料（滿鐵農事試驗場）　南滿洲米作概況（滿鐵地方課）　滿洲の陸稻（滿鐵農事試驗場）　大豆に關する調査（拓殖局）　滿洲大豆論（駒井德三）　大豆其他豆類に關する調査（農商務省農務局）　滿洲大豆の研究（滿鐵埠頭事務所）　滿洲大豆に關する調査、滿洲穀物取引慣習一班（關東廳）　滿洲大豆（滿鐵勸業課）　滿洲に於ける小麥竝に小麥粉に關する調査（滿鐵地方課）　南滿洲の果樹栽培に關する調査（滿鐵地方課）　蠶桑の栞（滿鐵農事

試驗場）滿蒙調査復命書（關東廳）東部內蒙古調査報告書（關東廳）南滿洲に於ける甜菜栽培の研究（滿鐵農事試驗場）南滿洲に於ける甜菜の害蟲（滿鐵農事試驗場）煙草と滿洲（中華煙公司）滿洲の煙草（滿鐵勸業課）南滿洲に於ける亞麻栽培の研究（滿鐵農事試驗場）滿洲の麻（滿鐵地方課）日本の食糧問題と滿蒙農業（外務省通商局）

右の外滿鐵調査課、調査報告書、資料彙存、調査資料及び外務省通商局通商公報等の諸書

大正十年八月

擔當者　野中時雄

同　竹內虎治

農業目次

目次終

農業

總説

滿蒙の住民、其主業とする處は農業に在り從つて滿蒙經濟の基は農産物に倚らぬはない、然れ共滿蒙の地たるや、廣漠其住民亦文化の程度低く、其經營する處の農業たる斯業の先進諸國に比して甚しい軒輊あるを認めらる、且、農業に關する正確なる資料の乏しきは滿蒙の農業研究者に困難を感せしむ。若し夫れ、滿蒙農業の將來に至つては、彼等を指導するに科學的耕種肥培の法を以つてすれは實に期して待つへきものかある。況や農民の體軀頑健にして拮据黽勉なる、而して猶犂鋤を入るることなき沃野の豐富なるに於ては蓋し滿蒙農業の發達は實に餘地綽々たるものかある。

以下記述する處の滿蒙農業は其統計的事項は成る可く新且正確なるを期したれと、支那官憲の調査極めて信を措くに足らす、諸人報する處又同しからす、頗る此の編纂に苦む殊に北滿及

內外蒙古に至つては殊に其甚しきを見る讀者の判讀に俟つのみ。
將來適良なる滿蒙農業政策の樹立と、科學的指導奬勵とを以つて、滿蒙の農業を進歩せしめ、滿蒙富源の開發の爲に多くの期待があらねはならぬ。

第一章　土地

第一節　制度

支那の土地に關する制度は、古來錯雜紛糾を重ね殊に滿蒙に於て其甚しきを見る。今其分明せるものに就て概説する。

第一款　地積の單位

地積の單位

地積を測る可き尺度も地方に依つて不定てあつて、例へは、支那尺一尺は開原地方ては我か約一尺一寸二分に當り、同しく鐵嶺ては我か約一尺〇二分五厘と云ふか如く、此の尺度を基本とする地積も亦其單位に不同を生せさるを得ない。

支那木尺を基本として次の如き地積の單位かある。

(イ)　步、步とは、土地丈量の單位にして支那尺五尺を謂ふ。而して三百六十步を以て一里とする。

(ロ)　弓、弓とは、面積の最小單位て支那尺五尺平方を謂ふ。

(ハ) 畝、畝とは、二百四十弓を以つてし、小畝、中畝、大畝の別かあり普通前記二百四十弓の小畝を用ふ、中畝は二百八十八弓、大畝は三百五十弓を以つて一畝となす。支那官憲及蒙古王の地料金及公課を徴收する場合には、三百六十弓を以つて一畝とする。

(ニ) 天地、天地にも三種あり、卽ち南方一帶は一天地を六畝とし之を一日地と謂ひ、奉天以北にありては、十畝を一天地として、之を一晌と稱す。第三は八畝を以つて一天地とする、例へは旗地に於ける天地の如き之てある。

(ホ) 一頃、一頃とは十晌を謂ふ。更に百六十三頃を一井とす。

(ヘ) 一箇人地、一箇人地とは十日地の謂にして、主として南方に多く使用せらる。

(ト) 一方地、一方地とは蒙地開放當時使用の名稱てあつて、一里四方の土地てある。中畝を以て計算する時は四十五晌、小畝を以てすれは五十四晌を以つて一方地とする。

(チ) 繩、繩とは官莊、旗地の丈量に用ゐ、千四百四十弓卽ち六畝四弓を謂ひ、特に內務府官莊の地に限り四十二畝を謂ふ。

地積單位の日支對照

右單位を日支、相對稱せは次の通りてある。

一　弓　地(五尺平方)　　邦尺　五〇二尺平方

一　畝（二百四十弓）　六畝〇〇二六
一　晌　地（十畝、二千四百弓）　六反〇〇二六
一　頃（十晌地）　六町〇〇二六
一　方（四十五晌地）　二十七町〇反一畝一七

右の單位は多く官、公の丈量なれと農民間の丈量法には頗る粗雜なるものかあつて通常大人二歩を以つて一弓とあるか如く又木尺も高粱稈等にて造れる不正確のものを用ゐてゐる。

第二款　公　課

賦及租

支那の土地に對して徵收する財物に、賦、租及地晌地捐と他に村費とかある。賦は農民の私有地に課し、租は官地及旗地から徵收するもの、又、地晌地捐は地方稅に該當する。

稅率

稅率は、民國二年全省田賦劃一章程を施行し、又奉天省內て施行する田賦劃一辨法を民國三年五月規定した。黑龍江省現行稅則は民國三年八月の制定に係る。（詳細は財政篇參看）

徵收期の如きも地方に依つて一樣てはない。南方ては、春秋二期に、北方にては秋期收穫後一回之を徵收する。未墾地ては鍬下年限經過後に於て徵收せられる。又蒙地ては此の一般法に依らす、未開放地は勿論支那官憲の行政治下にある開放地に於ても、國稅たる地租を賦課せら

るゝことなく、蒙古王公自ら之を徴收する。

第三款　土地に關する帳簿及書類

土地臺帳及徵稅簿

滿蒙は尙文化の程度低く土地制度も不備てはあるか、地方に依つては土地臺帳徵稅簿の如き設備あり、權利の移動を詳にして居る。卽ち民地の土地臺帳を魚鱗册、旗地のものを部領册、又は部册と謂ひ、徵租報告册を串根册と稱し旗地のは考成册と謂ふ。而して、每年徵稅期前に作成する。帳簿は民地に錢糧册、旗地に納租册等かあり、納稅者の移動を明にする。

土地に關する書類

書類には契尾、熱照、戶管、丈單、準單、大照、串票及糧領等かありて土地賣買の公證、地租の領收證、地劵、開墾許可證等かそれてある、何れも古きは散逸し現存するものは極めて少い。

第四款　稅契及過割

稅契

稅契とは土地賣買の行爲に對しての課稅てあつて、賣買價格の三分を手數料として徵收するものてある。旗地と民地により又地方に依つて稅率には多少異なる事あるも皆之を課して居る。

過割

過割とは土地に對する權利名義者の變更屆出の手續にして公課の歸屬する處を明にする爲に必要なるものてある。稅契、過割共に違反する者には、各罰則の設かある。

第五款　開墾の手續

可墾荒地の開墾

可墾荒地を開墾の希望者は、土著住民たると移住民たるとを問はす、開墾希望の地名、境界を明記した願書を所轄官吏に提出して之か査定を待つ。若し競願者ある場合は、出願順に依つて之を定め、又、原業者の有無を知る爲に許可前五箇月間に涉り、之を告示する事になつて居る。此期間原業者の無き時は鍬下年限を定めて、保證狀を入れしめ開墾に從事せしめる。開墾不可能の時は之を屆出て開墾を中止し、又無資力者には耕牛、種子等を貸與し、成墾後返還せしめる。開墾地に古墳等あれは、周圍四丈以內の地を開墾する事か禁してある。

開墾手續は右の通りてあるか此手續を經ないて、開墾に從事したものは成墾後の自由をも認めてある。以上は支那各省に通する土地開墾の規定てあるか、滿蒙に於ては多くの變則あるを思はなけれはならぬ。

招墾

招墾とは開墾を許可すへき地域を豫定して農民を移住開墾せしめる法て、淸朝の當初、奉天省の農民等は兵亂を恐れ四方に逃竄して嘗ての耕地も無人の荒地となりしを恢復せしめる爲に之を行つたのか其濫觴てある。此の際農民を招徠したるものは報酬を與へ、又農民に對しては給與の規定か制定されてある。

第六款　地目の類別

土地所有權に依る地目

土地所有權の歸屬を標準として、之か地目を類別すれは、國家に歸屬する土地卽ち官地、公共團體又は組織に歸屬する公地及民地に分ち、此外前淸朝所屬の土地竝蒙古王公に歸屬する蒙地かある。

以上の區別に依つて沿革上種々の名義を有する地目を分類すれは次の通りてある。

滿洲に於ける土地
- (一)官　地
  - (一)各項充公地
  - (二)吉林、黑龍江省官莊
  - (三)隨缺地
  - (四)伍田地
- (二)公　地
  - (一)地方自治團體所有地
  - (二)寺廟地
  - (三)義地
  - (四)學田
  - (五)善堂祠堂地
- (三)民　地
  - (一)王公莊田
  - (二)旗地
  - (三)一般民地

（四）前清皇地
（一）內務府官莊
（二）戸部官莊
（三）禮部官莊
（四）工部官莊
（五）三陵官莊
（五）蒙　地

（右の外地目をなさぬ土地あるは勿論なり）

第二節　官　地

支那革命前に於ては、淸皇室所有地たる諸官莊及三陵所屬地をも官有地として取扱はれ、官有地の內には國有地と皇室所有地との區別かなかつたか民國となつてからは、之を明に區別し前表に示す如く官地には次の如き種類を含むことゝなつた。

第一款　各項充公地

各項充公地

行政上又は司法上の處分に依つて、人民から沒收した各種の入官地を云ふ。充公とは官沒地の收益を以つて公共の經營に充當するとの義てある。而して充公地は刑司、兵司、牧群司又は

農田司に管轄せらるゝものであるか、便宜上各該所在地方の旗民官に委託して代官せしめるの法を採つて、例年定額の租を收受する。多く召佃耕種せしめ、又奉天附近のものは佃戸中より攬頭を任命して、之か管理をなさしめてゐる地方もある。佃戸は又永佃に變しつゝある傾向かある。充公地からは、租を徵し、賦は徵せす。此の收益を以て各官衙の辦公經費に供する。

第二款 隨缺地

隨缺地

隨缺地とは國家から、駐防八旗の官兵に對して、其在職期間內に限り占有、使用及收益に關する權利を與へた官地を言ふ。缺とは、官吏の地位を稱し隨缺とは、其官位に追隨するとの謂ひてある。

始は八旗官兵の自耕を理想としたか後、漸く佃戸となるに至る、故に之か管理の必要を生し今日ては各旗別に取纏めて管理し、旗丁各箇の分領を許さすなつた。

隨缺地の畝數

隨缺地の地畝數は、官階の高下に依つて異なる、即ち之を表示せは次の通てある。

官名	地畝數	官名	地畝數
盛京將軍	四六・五(二八〇畝)	防禦	三五・〇(二一〇畝)
盛京副都統	三一・〇(一八六畝)	筆帖式	三〇・〇(一八〇畝)

盛京協領城守尉	五〇・〇(三〇〇畝)	驍騎校	三〇・〇(一八〇畝)
防守尉佐領	四〇・〇(二四〇畝)	領催	一〇・〇(六〇畝)
主事	六〇・〇(三六〇畝)	兵丁	一〇・〇(六〇畝)

第三款　伍田地

伍田地　伍田地とは、清朝建國の初め盛京各城驛防八旗に對して撥給したる馬廠、卽ち牧馬場の開墾升科せられた土地であつて、奉天省に特有の地目である、而して一般に佃に附されて耕種を行ふ其他管理等皆隨缺地と同樣である。

第四款　吉林、黑龍江省官莊

官莊　官莊制度の制定は甚た古く、唐宋の頃既に其設けかあつた。各司處の管轄に屬し、八旗兵丁をして、兵役の義務を負ふことなくして專ら管理耕種せしめた特殊の土地である。その編成の沿革により、徵租物件により、產物の種類により、又土地の廣狹によつて、諸種名稱の官莊に分れる、而して官莊の內奉天省內のものゝみは前清皇地に屬す。故に吉林、黑龍江省の官莊か官地として存在して居る。

第三節　公　地

公地とは民國二年七月十八日政府公報（鐵路收用土地暫行章程）を以つて公有地と認めた地方自治團體の土地、學田竝寺院、祠堂、善堂等の土地を云ふ。卽ち公共の設備に屬する土地を公地とする。

第一款　寺廟地

寺廟地　寺廟地とは宗教上の殿堂を、官公私人に依つて建設された時に之に附屬する土地を稱す、寺廟地の內官設に依るものは官の管理に、喜捨に係るものは住持又は喜捨人か之を管理するか或は全村屯の管理に委す、住持か估據置買したものは住持之を管理する、又、本末寺ある時は、本山に於て管理することかある。

第二款　學　田

學田　學田はもと儒學に屬する土地を稱したものであるか、其目的は各學內の貧生に對し其學田の收入內から、銀米を支給せしむるものである、學田の設定は多く寄附行爲により學田の管理は地方官監督の下に書院之を行ふ、而して普通佃耕せしめてゐる。

第三款　義　地

義地　義地は、孤獨窮民又は行旅死亡者の屍體埋葬に要する土地であつて、內官設のものは官地に編入せられて居る。

第四款　善堂地

善堂地　各種の慈善事業を營む機關に屬する土地を意味し、義地と同しく官設のものは官地に屬す。

第四節　民　地

第一款　一般民地

民地の種類　民有土地には次の如き種類がある、其面積に至りては明でない。

一、民紅册地

民紅册地とは最も普通にある民地の稱呼にして清朝の初め私有地を記入した帳薄を紅册と稱し、紅册內に登錄した土地を紅册地といふ。

イ、民人起科地　清國初から居住した農民及清朝順治康熙の招民奬勵時代に、移住した流民の報領開墾した耕地を云ふ。

ロ、出旗民人隨帶地　嘗て旗籍に在つた者か之を脫して民籍に入り其際隨帶した民地をいふ

ハ、全徵銀兩地　民人起科地と同樣の起原てあるか、全部銀兩のみを課すもの。

二、三　園

人の生活に必須の土地てある房園、墳園、菜園を三園といひ、從つて其沿革も古い、課稅も免せられ賣買の際のみ稅契を作り過割は不要てある。

イ、房園　家屋の敷地、庭園、打穀場、肥料置場等をいふ。

ロ、墳園　一般民人の墓地及之か附屬地。

ハ、菜園(園欄)　蔬菜の栽培地をいふ。

是等三園か耕地(田畑)に地目の變換をなした場合には、三園の資格を失ふ。

三、民人各項餘地

官有の土地にして、民人に對し永遠の用益權を認められた各種の土地を云ふ。

イ、額徵民人餘地　紅册地の內徵租未濟の開墾地にして、私墾したるもの。

ロ、吊段私開地　私に土地を開墾し、其事實を自首申告したものに升科徵租を行へるもの。

ハ、佔荒蓋房地　旗民人餘地制定時代に、官有荒地を無斷佔用し、家屋を築造した事實を查

知せられて餘地と見なして課税した土地を云ふ。

四、民典旗地

民人か嘗つて旗人の所有又は耕種した旗紅册地又は旗餘地を典得したるもの。

イ、八旗銀米地　八旗銀地又は八旗米地とする其銀納なるか、米納なるかに依りて區別せらる。

ロ、民典旗人餘地　旗人の占耕せる餘地に對し、民人か典權を設定した爲に旗衙門の管轄から民衙門の管轄に移つたものをいふ。

第二款　旗地(王公莊田を含む)

旗地には、一般旗人の所有するものと、王公宗室の所有するものとかある、後者は王公莊田王莊、王産又は黄帶子と謂ひ、莊園組織をとり莊頭以下王包衣に小作せしめ、典賣を禁しられてある。

一、旗紅册地　民人の紅册地と同意義のものてあつて、清朝建國以後乾隆四十五年以前に旗人の領名報墾したる土地を總稱する。納租物の米、銀、粟、豆等に依つて種々に區別される小作なれと、永小作は禁せられて居る。

二、旗人餘地　旗紅册地の設定以後に引續き旗人の開墾したる增墾地の總稱である。

第五節　前清皇地

前清皇地

革命前迄は皇室財產たると、政府財產たるとの區別なく皆等しく官有地として管理せられて居たか、民國政府となつてから兩者の區別を明にし、東三省中にある從來の官地の內、專ら宮廷及陵寢の用度に供應せられたる土地、例へは內務府官莊、盛京戸部官莊、同禮部官莊、同工部官莊、三陵所屬地及各項封禁地の如きは、皆之を前清皇室の私產なりと決定して民國の國有官地と管轄を岐つに至つた。

第一款　內務府官莊

官莊の各種

內務府官莊は、直隷、東三省及蒙古等の各地方に設けられ、其種類も亦多種多様にして頗る錯雜を極め、其內直隷及奉天省にあるものか最も多い。地目に依つて內務府官莊を分ては、莊（普通耕地）、園（果樹蔬菜園）、山場（養蠶果樹園）、林（楧欅林）、戸（家）、河口（河川漁場）、等かあり租物に依れは、穀菽を納むる官莊に糧莊、豆莊、稻莊あり、銀を納むる官莊に納銀莊、繩地人官莊、納租莊等かある。又綿、靛、鹽城、葦を納むるもの羽革禽介を納むるもの等かあり、漁戸

及網戸（魚）、鷹戸、鵜戸（羽）、獵戸、水獺皮戸、狐皮戸（獸皮）等かそれてある。

官莊には、管理耕耘等の作業をなす特殊の旗丁を設けてゐる卽ち、莊園頭以下莊丁、園丁を置く。

第二款　盛京戸部官莊

盛京戸部官莊は、東三省新設の官莊中内務府官莊に次ぐ可き、大規模の莊園にて、其數實に百二十有六を算し、糧莊、鹽莊、綿花莊の三種に分る。卽ち糧莊百十八、鹽莊三、綿花莊五、合計百二十六莊にして瀋陽、撫順、興京、遼陽、遼中、海城、蓋平、鐵嶺、法庫、新民及彰武の諸縣に散在してゐる。

管理法は、前清時代と同樣、三陵總理事務衙門、戸股檔房及管莊衙門の管轄する處てあつて其組織佃耕の事は皆内務府官莊と大同小異てある。

第三款　盛京禮部官莊

盛京禮部官莊とは、盛京禮部に於て其租差を徵收し、以て陵寢、寺廟等の祭品に供應する所の國有官地にして民國後、前清皇地に編入せし官莊てある。

第四款　盛京工部官莊

盛京工部官莊とは盛京工部を管轄衙門と定めた官有の收益財産であつて、宮殿、檀廟、陵寢公廨並祠宇の營繕に關する原料採納に必要なる官山の設置及之に從事するものゝ生計を立てしむる爲の官莊である。

第五款 三陵所屬地

前清時代三陵卽ち永陵、福陵及昭陵の直轄に歸したる土地にして、三陵莊園、審柴官佃地及三陵餘地の三あり、此内三陵莊園は内務府官莊と同樣、創立當時から既に耕地として專ら三陵の祭品たる蔬菜、鮮果を耕作した土地であるか、他の二官地は荒地であつて、制度上開墾を許さぬ土地てあつたか民國元年以來官差の補助、旗丁の體恤を名として、招租墾耕するに至つたものである。元來前者は佃耕稼穡を目的とするに、後者は燃料の採取又は陵寢の査防を宗旨として、設置せられた土地てある。

奉天全省諸議局籌辦處調査報告書に依れは、奉天省所屬各縣管内にある三陵莊園の面積は一萬六千六百六十一畝九分六釐なりといふも此計數は確實てない。

第六款 各項封禁地

各項封禁地とは原民人の耕牧、居住、樵蘇、狩獵、葬厝、設窰、採鑛其他諸般の使用を禁止

したる土地なれとも其後知らす〳〵の間に封禁の實を失ふに至つた土地を云ふ。

第六節　蒙　地

第一款　蒙地と其種類

蒙古王公は元來領内の支配權の中、唯軍事外交を除く外、殆と一切の政務を包括し、其起原は固有にして又長く世襲せらるゝものであつて、諸公は領土權を有して居たか民國以來蒙地を以つて民國領土てあることを明にしてからは漸時其領土權も薄くなつたか尙現今ては、其土地は王公の所有地として其私財産を組成し其土地の拂下けを行ひ租として小作料を徵してゐる。故に蒙地には現在滿蒙人に永租權を設定したるもので所有權は王公に屬せと到底囘復の見込なき開放地及王公直接所有の未開放地竝に國有地の三分つことを得。

蒙古王公の其土地を開放せんとする時は、豫め民國政府の許可を得て之を行ふ。開放地に於ける行政、司法は共に民國政府に於て行ひ、地租は政府と王公との間に割合を定めて分配する。

蒙地に於ける未開放地は今や全く興安嶺の山谷不毛の地のみにならむとして居る。

右の外熱河蒙古に於ては、借地養民とて支那本土人を招きて開墾せしめた內國植民か開放地の一部分を占めて居る。

以上を總括すれは次の如くてある。

蒙地の種類

一、未開放地(各旗札薩克所管)
(一) 閑散王侯臺吉給與地(王族に分與せるもの)
(二) 旗内各丁男給與地(人民に分與せるもの)
(三) 喇嘛廟給與地(寺領として寄附せるもの)
(四) 王府御料地

二、開放地
(一) 支那人の拂下地、有租
(二) 蒙古人の給與地、免租
(三) 喇嘛廟寺領、免租
(四) 王府御料地、免租
(五) 黑地(蒙古人の給與地を支那人か不正手段にて奪ひたるもの)免租

三、國有地　清朝時代に蒙古か皇室に獻納したるものを民國となつた際國有地に編入し目下人民に拂下け中のもの。

蒙地の賣買は蒙古人は相互間に於て、給與地の賣買自由てあるか支那人は自己の拂下地と雖其賣買は必す蒙古王府に屆出て地劵に捺印を受くるを要し、此場合王府は買手より賣價の十分の一を納付せしめる。

第二款　蒙地の開放

土地開放事情を記載すれは次の如くてある。

蒙地開放の順序

一、土地開放の順序

東部內蒙古に於て未開放地を開放する動機は、普通左の場合に基く。

(一)　支那政府か開放を要求せんとする地方の旗王卽ち札薩克王公に諭して之か開放を迫る場合

(二)　蒙古王公か財政上其他の關係から自己の意志に依つて支那政府に開放を申請する場合。

而して其何れの場合ても開放地域の確定したる時は、政府は其地に吏員を派出して墾務局(荒務局又は放墾局)を設置する。本局は土地拂下事務終了と共に撤廢される。

土地拂下の方法と手續

二、土地拂下の方法及手續

土地拂下の方法は墾務局の吏員土地を檢分丈量して、一項又は一方地に區劃し地味の肥瘠に依つて其土地を上、中、下の三等級に區分して拂下料を定める、此際特に開放地內最も交通の

便ある地點をトして、將來の市街地を選定し之を街基とする、又二十五方地每に村屯を劃して村基とする。

一般の土地拂下希望者は、墾務局に所要の土地數及地點を示して制規の拂下料金と手數料を納付する時は何人も拂下を受けられるのは表面の規定であるか、實際は墾務局の設置と同時に拂下地の大部分は墾務局の當事者又は支那官憲の有力者か利益壟斷の目的を以つて各自代人をして拂下價格に依つて墾務局から拂下地を包買せしめる、故に實際の土地需要者は拂下地價の數倍を以つて此の土地仲買人（包段又は包荒といふ）から土地を購入しなければならぬ。

拂下地の成墾期限及地租

三、拂下地の成墾期限及地租

未墾地の拂下を受けたものは、六箇年間（三年又は五年の處あり）に之を成墾するの義務かある、而して此期間は鋤下年期と稱し特に土地の使用料金を免せられる、此期間滿了すると共に成墾した土地には地券か交付せられる、地券交付後は規定の地租を蒙古王の土地局に納入しなければならぬ。但し有租地は拂下地積の十分の七にして、他の十分の三は永久の免租地とする。

開放と居住蒙古人

四、土地開放と居住蒙古人

蒙古人の居住する未開放地を開放する場合には、蒙古王公は居住蒙民生計保護の目的を以て

臺吉以下人民に對し一方地乃至數方地の土地を給與する（但し土地の半額は金員を以つてすることかある）然し、一般に蒙古人は移住支那人の壓迫に堪へさると彼等は自旗內の未開放地を自由に使用し得るとによつて、此給與地を支那人に賣却して未開放地に退くものか多い。

開放地に於ける蒙古王と支那官憲

五、開放地に於ける蒙古王と支那官憲との關係

土地拂下代金は、從前總て蒙古王の收入てあつたか、近來理藩部に於て拂下地代金の一半を支那政府に納入することに規定してから、一半は勿論他の一半も蒙古王の支那政府に負へる負債の代償其他の名義を以つて、差引かれ實際蒙古王の掌中に歸するものは、極めて少額に過きぬといふ。開放地內に於て移住支那人に對する行政は、支那地方官憲之を行ひ、在來居住蒙民に對する行政には蒙古王之に當る。而して蒙、支人の紛爭は、支蒙兩官憲協議の上之を處理するものてある。然れとも是亦、單に表面の規定に過きすして、實際に於ては支那官憲甚た專橫を極め、殊に農業に關して、最も多いのは蒙古人の給與地を小作する支那人か蒙古人の愚昧に乘し兎角の理由を付して、小作料を納付しない而已ならす、巧に事を設けて土地を騙取するものかあり、或は蒙古の良民か馬賊の名の下に、支那軍隊から討伐を受け、財產を沒收せらるゝ事かある、斯る場合に於て實力なき蒙古王は、之を如何ともなすことか出來ない。

要するに、開放地に於ける蒙古王公は行政上の實權極めて少く殆ど單純な一地主に過ぎない觀がある。

第三款 滿蒙土地地目別面積

地目別地畝數

各種地畝數を列記すれば次の如くである。

	畝	我 町
官有地王公莊田及旗地面積	一八、四七四、三二八	一、一〇八、四五九・六
一般地面積	二〇、六八七、五八四	一、二四一、二五五・〇
前清皇御料地面積	九四〇、〇〇〇	五六、四〇〇・〇
蒙地(奉天省管轄)	五一、五五一、八七〇	三、〇九三、一一二・〇
公有地	八〇二、〇〇〇	四八、一二〇・〇
合計	九二、四五五、七八二	五、五四七、三四六・〇

第二章　開墾沿革

第一節　明朝迄の沿革

満洲の開墾と流民

滿洲に於ける開墾沿革を記さんとせは勢ひ農事に精通せる漢民族の東三省に於ける移住狀態を究めなければならない。蓋し滿洲大平原の開拓は狩獵遊牧を業とせる在來土著の人種に對しては殆と全く沒交渉てあつて、其開發は一に漢民族卽ち流民の手に依つてなされたからてある換言せは、滿洲の曠野は初め貧弱零碎なる外來流民に依つて開墾の端を啓き、爾來流移增加し夫れと共に開墾も進捗して遂に今日見るか如き盛況を出現するに至つたのてある。以下少しく、其流民移住狀態に就て略述せん。

流民

流民とは他鄕に移流して生計の途を求めんとする出稼人を云ふ。人口稠密なる地方より稀薄なる地方に向ひて移流し、凶年に於て殊に其數多きを加ふるは自然の勢てある、而して滿洲に

周、秦、漢時代

於ける流民の移住か何れの時代より始まりしかは漠として知るに由なきも周秦より漢代に至る間に於て漢民族か滿洲東北部に向つて發展せし事實あり、戰國時代遼河沿岸を開拓して燕國と

明朝時代

爲せし事跡より見るときは當時多少の農民か耕種に從事せることを否定し得難い。降而、明朝



荒地の開墾

に於ては常備官兵九萬八千餘を遼東に配置せる結果兵餉を農耕に求め、中央の度支を緩にするの必要あり一般農民の耕種を奬勵すると共に屯田の制を併用するに至り、農耕從つて多く移流民從つて增加するに至る明朝中に於ても凶年に際しては饑民遂に直隸、山東に移住するもの多く、動もすれは耕地の荒蕪に歸せんとするを慮り、嘉靖四十一年（西曆一六一三年）公文を發して各移流民の滿洲歸還に努め、人口の充實を圖らんとした、然れとも幾許もなく清朝の興起と共に滿洲全土を舉けて兵馬の蹄下に委し、居民四散して茲に滿洲の移民農耕に對し一頓座を來すに至つた。

第二節　清朝以後の開墾

第一款　移民奬勵時代

清朝の始祖、長白山に起る迄に支那四百餘州を併呑するや多年荒蕪に歸せる全國の耕地を恢復せんとし、命令して順治元年州縣衙所無主の荒地は流民又は官兵に分給し有主のものは其主をして開墾せしめ、資力無きものには官より牛具を給して耕種せしむることを許せるのみならす、同六年には地方官の招徠せる流民は原籍の如何を問はす、移住地の保甲に編入し無主の荒田を開墾せしめ、印信執照を給して永久其所有を許すの方針を明にした、而して該命令は當然東三省にも適用せらると解し得らるゝも當時滿洲には州縣の設なく、當時尙軍政の狀態にありしを以つて、其實際に行はれたりや否やは疑問である、殊に、當年の滿洲旗人は天下を攻略せる戰功あるか爲又愛親覺羅の基礎を鞏固にする必要上種々の特典に浴したる結果籍を以て農民を威壓し自ら瘦地を選んて任意に之を占め薄倖なる人民を驅り佃戸卽ち小作人として其旗人の地を耕作するの已むなきに至らしめ、旗人は主として佔山戸卽ち荒地の占領者であり、人民は邊僻の地に於ける少數の佔山戸を除けは槪して刨山戸、卽ち荒地の小作開墾者てある關係を生した爲、多少農民の進路を阻害するものあつたことは免かれない、然し乍ら順治八年に至りて民人（漢民族）の小海關外の荒地に開墾せんことを出願する者あるに對しては之を許し次て順治十年に及始めて遼陽を府と爲し、遼陽、海城二縣を設け竝彼の有名なる遼東招民例なるもの

清帝定鼎と全國耕地の恢復

滿洲の開墾奬勵

を制定公布した。

招民例

該招民例なる規定は前後二段に分れ、前段は專ら農民の移耕勸誘に對する獎勵方を定め、農民百名を招き得た世話人卽ち招頭には報酬として文官を希望するときは知縣を武官を欲する時は守備を授け、六十名以上百名未滿を招き得たる者には文官州、同州判又は武官千總に任し、五十名以上は文官は縣丞簿、武官は百總を授け、更に多數を招き得たる者には農民百名を加ふる毎に記錄一級を加ふるものとし、其任官の手續は先つ移住農民の姓名數目を戶部に通知し移民を率ゐて山海關を出て移住地たる遼東各府縣官に引渡したる後該府縣官より發給せる移住人引受證明書を携へ文官を望む者は吏部に、武を望む者は兵部に赴き受官するものとした。

又後段に於ては移住民人に對する給與規定を設け、官廳より移住農民一人につき每月食糧一斗、開墾耕地一晌毎に種子六升及農民百名毎に農牛二十頭を貸與し其糧食及種子は秋季收穫後に返還せしむることゝした。爾來雍正七年招民例の停止を見乾隆五年無地の流民を回籍せしめる規定を發し次て同十一年、再ひ令して流民の山海關を出てゝ遼東に赴くを禁するに至迄數次制令を發布して移民招徠を獎勵したることは記錄に徴して明な所てある。(滿鐵調査課篇舊慣一般民地上、中編二三、四頁參照)。

給與せる地積

當時各農民に給せる土地の面積に至りては果して其數に一定の標準ありしや否や文獻傳說共

に漢として之を詳にするに由無きも雍正七年分家の際に作製せる分單に（滿鐵調査課篇舊慣一般民地附錄參考書第二章第一節參照）山河の境界なく地段の面積なく單に地何段とせるか如く、地廣く人少き當時に於て比較的廣き面積の土地を與へ、其境界明確ならす、官衙に於ける記帳も亂雜てあつたことは事實てあつて後年（乾隆年間）戸口の增殖に伴ふ各人耕地步合の減少と共に境界に關する訴訟事件年に多きを加へ、官民其累に堪へす遂に官衙に回收し又は移民の停止を見るに至つたものである。

又其民地に對して課税したるは順治十五年てあつて每畝銀三分を徴することゝした是れ一面に於て民人に土地の所有を許したるものと認め得へく現存せる紅册地か民地中最も古きものなるより推して前述の開墾地か該地目に編入せられたるものと解するを至當とする。

第二款　移民禁止時代

移民禁止の原因

前述の如く清初以來移民の招徠は政府の最も鋭意せる所てあつて爲に山東、直隷地方の貧民は一は陸路山海關を經由し一は萊州、登州地方の海港より民船に乘して海路移住する者年と共に其數を加へたことは事實てある而も移民の增加に從ひ、旗民人相互に接觸する場合多く兩者の間に種々の事端を生するは勢ひ避くへからさる所てあつて又從來撲直練武の滿洲旗人か謀生の途に於て多年激烈なる生存競爭の渦中に揉まれた漢人移民の敵てないことも自明の理てあ

る、故に若し是を自然の成行に放任せは滔々たる漢人移住者は數十年ならすして滿洲に瀰滿すへく延て旗人の生活を危殆に陷らしむるは必然の勢てある、是を以て淸朝は一は己れの股肱たる旗人の生計を保護し、一は舊來の策源地を漢人の手より鞏固なる位置に置かん爲從來の政策を一變し移民の禁止を命するに至つたのてある。

移民禁止令

而して其第一令は雍正七年の招民例の停止にあつて、乾隆五年には無地の流民に對し原籍地に歸還することを命し更に同十一年には移民の山海關を出つるを取締らしむると共に漸を逐ふて奉天省内居住人民の整理を爲すへきを命した、又同十五年には更に流民の整理を速かにする令を下し且西南各省流民の海港を偸越渡船するを禁すると共に山東、江蘇、浙江、福建、廣東、廣西の督撫に通知して商船の無職者を搭載するを得さらしめ奉天沿海に在りては地方官に命し官兵を增派して海岸を巡邏せしめ、各邊門の守備官、沿道の州縣官をして流民の往來を禁阻せしむることゝした、而して前述奉天省移民の戸籍整理は乾隆五年より十箇年の期間内に於ては之を完成する能はす、同十五年より再ひ十箇年の猶豫を乞ひ同二十六年迄に於て入籍を許すへきは之を許し、原籍に還す者は之を歸還せしめ、唯商工及傭人等居民の生計に必要なるものに限り居住を許して整理事務の段落を付け竝直隷・山東の督撫より往來の要衝に當る關所港口の

守備官に對し交易運輸以外の用件にて人民の奉天に赴く者あるときは之を査禁すへきことを通達せしめた。

耕地の整理

右の如く居住流民の整理に關しては略其結果を見たるを以て轉して耕地の整理を始め、同三十年乃至三十三年に至る間に於ては從來開墾を許せる紅册地以外の開墾地所謂餘地の倩丈を爲し手續上一旦之を官に沒收せるも猶原開墾者たる農民の小作を公認して額徵民人徵租餘地の地目を設け同三十五年農民の典得せる旗地を整理して民典旗人餘地、永遠徵租地、暫行徵租地の地目を置き、同四十五年迄に省內附屬の耕地全部の測量即ち海丈又は各縣內耕地の丈量即ち零丈を實行し此等各地目面積の增減を明にして原額を算定し、四十六年又徵匿報の令を發し開墾地を隱蔽して届出を爲さゝる者に對する懲戒規定を公にした。

禁令と地方官

之より先き移民の禁止令に對する地方官の取締充分ならす、移民の奉天省に集居する者漸く多く已むを得す州縣を增設して管理せしめたか同四十二年に至り吉林に對しては殊に農民の居住を許すに便ならすとし流民の境內に入るを禁した、降つて嘉慶四年には私墾地に對する政策を一變し奉天省に於ける人民の私開地に對して自首せしむるの法を採り特に開墾の事實を自首せる者に對しては從前懲匿報の令に依り高率の銀米を兼ね課するものと反對に其租銀を半減す

るの一時的規定を設け、同五年又永久法を制定して嗣作其自首を許し且紅冊地傍の滋生私開地に限り人民の用益處分權を認めた。

斯くの如くにして農民の私開せる土地の升科を爲す一面に於ては仍ほ流民の家族を携へ又は單身にて山海關外に向ふ者少からさるを見、嘉慶八年四月軍機大臣に諭して旗人の自作農たらんことを奬勵し、出關農民に對しては移民禁止後は旗人の土地を私墾私典することを得さる旨を告知せしめ並地方官に向ひ陽に移民禁止令を奉し陰に之に違ふて具文と同視する無かならんことを命し、更に同年五月に至り兵部の議奏に係る稽査關に出入民人分別酌定章程に關し、上諭を内閣に下して曰く「東三省地方は滿洲の根本にして若し移民の雜居を許すときは荒地を私墾し旗人の生計を妨くるに至るを以つて其移住を禁することあり、其乾隆五十七年及嘉慶六年に流民の山海關外に出てゝ食を貪むるを許せるは直隸地方の凶作に對する一時の處置にして豐年は勿論其出關を禁すへきに當今猶ほ家族を携へて山海關を出つる者數百戸を算せるは當該官吏の不注意に出つるものたり嗣後農民の山海關を出入する者あるときは之を嚴査し單身商業に従事し又は他人に雇はれて食を得んとする貧民に限り地方官の給票を有するときは其出關を許し一々帳簿に記入して兵部に通知せしむるも家族を携へて關を出てんとする者あるときは一切

之を禁止せしむ、若し關內地方荒歉の年に遭ひ貧民家を移して謀食せんことを希望する者あるときは先つ地方官より災害の程度移住希望者の多寡を調査し督撫に通知し、其移住の許可あるを俟つて關を出つるを許すへく、其出關移住を許可すへき期間も之を明定して其後の移住を禁すへく本規定施行以後直隷、山東の督撫は兵部の通達に接せは徧く告示を出し人民の家族を携へて移住するを禁し、各本籍地に在りて業に安んし、生を謀らしめ、輕々しく故郷を去り關に赴き半途逐回せらるゝか如きこと無き樣訓示すへし」と命した。

同十三年には貧民の奉天威遠堡、法庫邊門を偷越して吉林又は蒙古の地を私墾するを禁し、同十六年省內復州地方凶作の爲め飢民の威遠堡門を越ゆる者多かりしを以て所轄官吏は禁令に照し、之を驅逐せんことを奏上したか暫く之を留め其財產ある者は相携へて回籍せしめ無資力者は救恤を施し、來春を待つて原籍に送還し其數少けれは各移住地方に安居せしむるの上諭を下した。

翌十七年には山東地方の農民家族と共に船に乘りて奉天海港に來る者多かりしを以て山東督撫をして海路流民の渡航を禁せしめ既に移住して貧苦に堪へない者に對しては奉天飯廠に於て暫く之を救恤し、春季農事の多忙なるを待ち日傭と爲りて生活せしむるの途を講せしめた。

禁令さ罪則　尙ほ大淸律には移民を禁止し之か取締を怠つた地方官吏は濫行出結例に照して處分することを規定せるは當時の禁令を明かにせるものと謂はねはならぬ、但し、此時代と雖、養息牧、大凌河二馬廠の一部の如きは之か試驗的開墾を爲したるも一般に移住禁止の令を布き時々禁令を發して戒飭を新にせるものと解せらるゝ。

然れさも嘉慶八年貧民に限り出關を許すの特例を置きて以來辭を設けて山海關を東に出つる者四千六百餘名に達し、豐年に會ふも一人の原籍に歸來する者無きのみならす、朋を呼ひ類を引き移住日に多きを致し之に對する制限規定を置く必要を感したるを以て道光十四年之か禁令を發したか、道光末年以後には吉林地方の屯田に鋭意し咸豐七年乃至同十一年に於て吉林西南及伯都訥圍場等數處の荒地を開墾するの許可を得、同治二年盤蛇驛を試墾せしめ、同末年及光緖初年奉天邊外地方卽ち安東、寬甸、通化各縣地方及海龍地方圍場の一部を開放せるも未た一般には移民禁止の令を解くに至らなかつたか時勢の進運さ官憲の怠慢は漸次增溢する流民を防止するに由なく、殊に光緖二十年日淸戰役後外强の壓迫に刺擊せられ邊境警備の急を感し牧廠圍場等大段の荒地を開放し黑龍江省通肯地方の招墾を爲すに當り形勢全く一變するに至る。

第三款　自由放任時代

奉天省内の普通荒地は禁令を犯して移住せる流民に依り自然に開墾せられたるも封禁地てあつた圍場及牧廠は概ね荒地の儘なりしを以て光緒二十二年以後養息牧、牧廠、海龍圍場、大凌河廠等を開放升科して移民の自由開墾に放任し吉林、黒龍江省亦種々の方法を講し移民の招徠、開墾の奨勵に盡力し、同三十年以後旗民不交雇例を廢し全省耕地の清賦を實行して現今に至る。

第三節　蒙地の開墾

蒙地

蒙地は、素、成吉思汗、斡難河畔に起りて天下を席捲するや其一族を各部落に封して世々其地を守らしめた、是れ今日蒙古各旗王公のある起源てあつて明朝の倒るゝ迄完全に支那の羈絆外にあつた、清朝興起するに及んて各地に割據した王公は一人降り、二人伏して、聖祖の時に至つて全く清朝の領有に歸したのてある、然し清朝國初尚ほ内憂多く蒙古經略に專念するを得なかつた爲め、勉めて懷柔政策を採り、從つて蒙古王公の權限も支那東土と異なり我封建時代の諸侯の如く其領土に對して一種變態の權限を附與するに至つた。

蒙王公の特權

其權限を概言せは蒙古王公は軍事外交を除く外一切の政治權を其領土に有し、而も固有にして世襲すへき性質を有するものてあつて其土地及人民に對して全く私有の觀あり、又絶對權て

ある。

支那の對蒙政策と未開放地

而して一面清朝は蒙古の實力を殺がんとし、蒙人の敎育を制限し蒙漢民の結婚を禁し、勉めて其進化を妨くに汲々とし、土地の利用開發に關して全く消極的態度を以て對せる結果現今に至るも尙ほ廣大なる未開地を包藏する現象を生むに至つた、從つて蒙地は封禁の地として漢民の移耕を絕對に禁止し來りしか滿洲と同しく其禁令を破つて私かに農耕するもの多く、殊に光緒年間より其數著しく增加するに至つた、玆に於て支那政府は從來の政策を改め、漢人の移住者多き地を開放せしめて縣治を布き民國に入つてより邊疆充實の名を以て益々其政策を進めたる結果、蒙地の開墾は日に進み、此趨勢を以てせは少くも東蒙一帶は數十年ならすして全土を擧けて農耕地と化するてあらう。

第三章　耕地面積

第一節　既墾地面積

滿蒙に於ける耕地面積に關する統計の正確なるもの少く何れか最も眞に近きか判斷に苦しむものかあるか其概數は次に擧くる諸統計に依つて推察することか出來やう。

一、既墾地面積（各省別、調査者別）

從來の諸調査書所載既墾地面積を集錄すれは左の如くてある。

諸調査者別滿蒙既墾地面積

奉天省	奉天諮議局（光緒三四、明治四一）	三九、四〇九、四六四畝
	關東都督府滿洲誌（明治四二）	四一、八〇二、七〇九畝
	奉天全省農業統計調査報告書（宣統二、明治四三）	六八、二二六、六一一畝
	關東都督府滿蒙産業誌（大正五）	四、五三三、八五四天地
	南滿洲鐵道會社調査課（大正五）	六、〇四〇、五〇〇天地
	第六次農商統計表（民國六、大正六）	四五、一九四、一七五畝

吉林省	吉林民政司（光緒三四、明治四一）	四、九三二、四五八・二晌
	關東都督府滿洲誌（明治四二）	三、八八六、七四二晌
	吉林民政司（民國元、大正元）	四、四一四、一九二晌
	關東都督府滿蒙產業誌（大正五）	四、六〇七、三九三晌
	東清鐵道會社（大正五）	四、八五五、〇九五晌
	南滿洲鐵道會社調查課（大正五）	四、六七〇、八〇〇晌
	第六次農商統計表（民國六、大正六）	八五、九八五、七六八畝
黒龍江省	關東都督府滿洲誌（明治四二）	二、一五八、七六〇晌
	黒龍江民政司（光緒三四、明治四一）	二、一一〇、三九七晌
	杉山某原稿黒龍江通誌（民國二、大正二）	二、七六六、〇九九・五晌
	關東都督府滿蒙產業誌（大正五）	二、九七五、〇五六晌
	南滿洲鐵道會社調查課（大正五）	二、五八六、五五〇晌
	第六次農商統計表（民國六、大正六）	三七、一六五、〇一四畝

熱河	關東都督府滿蒙産業誌(大正五)	一二二、二六七・五頃
	南滿洲鐵道會社調査課(大正五)	一四七、八〇〇頃
	第六次農商統計表(民國六、大正六)	一六、八九五、三二二畝
關東州	關東都督府統計書(大正六)	一、五二一、四〇六畝
	同(大正七)	一、五二二、〇四三畝
	同(大正八)	一、五五九、四二八畝

備考　(一)農商統計表及關東州は小畝を以てし奉天省の畝は小畝、天地は小畝の十畝、吉林黑龍江兩省の晌は中畝の十畝、熱河の頃は小畝の一百畝を以て表す。

(二)地積は嚴密に計算すれは木尺を用ひたる場合、小畝の一畝は我六畝〇歩二六六、一天地は六段〇畝二歩六六六、一頃は六町〇段〇畝二六歩六六、又中畝の一畝は我七畝六歩三一九、一晌は七段二畝三歩二〇に相當し、官尺を用ひたる場合、小畝の一畝は六畝五歩八五六、一天地は六段一畝二八歩五六、一頃は六町一段九畝一五歩六〇に相當すれとも本調査書に於ては煩雜を避け小畝の一畝を我六畝、一天地を六段、一頃を六町、中畝の一畝を我七畝六歩、一晌を七反二畝と略算す以下皆之に據る。

第二節　既墾及未墾地面積

二、既未墾地面積表(縣別)

第一款　奉天省

道	縣	既墾地：奉天諮議局調査報告書（光緒三四、明治四一）	既墾地：滿洲誌（都督府陸軍部、明治四二）	既墾地：奉天全省農業統計調査報告（宣統二、明治四三）	既墾地：滿蒙産業誌（都督府陸軍部、大正五）	既墾地：滿鐵調査課（大正五、諸資料を斟酌して推定）	未墾地：奉天全省農業統計調査報告（宣統二、明治四三）	未墾地：滿蒙産業誌（都督府陸軍部、大正五）
		天地	天地	天地	天地	天地	天地	天地
遼瀋道	瀋陽	二四六,〇八五・九	二四四,三三三・八	三四九,六〇四・九	一七五,一三〇	二五一,〇〇〇	三,八〇三・六	三,八〇四
	鐵嶺	一三七,二九〇・三	一〇〇,九二一・〇	一〇九,六九七・〇	一三七,二九三	一一〇,六〇〇	一五・六	一六
	開原	六三,三三一・三	九五,六五一・五	六〇,六六四・八	八八,〇三一	一一〇,〇〇〇	二八・〇	二八
	東豐	七九,〇八九・五	九三,一一五・七	九八,六一〇・〇	一六八,三七七	二八九,〇〇〇	一九,五七八・五	一九,五七八
	西豐	二三三,九〇〇・〇	一〇六,九七四・三	一二四,五四一・六	二三三,九〇〇	二五三,〇〇〇	一,四二九・七	一,四二九
	西安	一一六,二七一・〇	一八〇,五九八・二	一五五,九九八・九	一四八,九三一	一九九,〇〇〇	三三,三一〇・〇	三三,三一〇
	營口	—	一九,七九七・六	四九,八三四・二	一九,八〇九	五四,三〇〇	一,五三九・七	一,五三九
	遼陽	二一〇,三七二・八	三〇三,七八四・九	二三八,一三〇・七	二一〇,三七三	二九五,〇〇〇	一八,九八七・七	一八,九八八
	遼中	一三七,六六四・二	三五〇,〇六五・〇	一五〇,八四九・四	一五四,八〇八	一七〇,〇〇〇	二四一・四	二四一
	臺安	—	—	—	—	一一〇,〇〇〇	—	—
	黒山	一一七,三五九・九	一〇六,八四九・五	一〇三,九一三・五	六八,一八六	一三三,〇〇〇	二,七四五・八	二,七四六
	蓋平	七八,四一〇・五	七五,三四一・二	六九,〇六三・一	七八,四一三	二三〇,〇〇〇	一,六九二・六	一,六九三
	海城	一七三,七四一・三	三一一,三三七・四	一四二,八五九・八	一七三,七四一	二〇四,四〇〇	五,六二五・〇	五,六二五
	錦	一三五,八八九・五	一四〇,二六一・六	二六,八五九・六	一三五,八八九	一三五,〇〇〇	二三五・五	二三六
	新民	一三四,七七二・七	九二,三三九・九	八五,六一九・三	一六六,三六八	二〇〇,〇〇〇	九,六二〇・一	九,六二〇
	彰武	一〇一,九四三・三	一五〇,〇〇〇・〇	一〇三,八八〇・〇	一三四,七〇〇	五六,〇〇〇	六〇,三六六・四	六〇,三六六

盤山	七七、三九〇・〇	五八、六〇五・五	九九、一八九・九	七七、三九〇	九九、二〇〇	四五、七九〇・八	四五、七九〇
北鎮	六五、六六二・三	五六、五七〇・〇	七三、八一〇・一	八二、〇〇〇	九九、〇〇〇	一、四三〇・〇	一、四三〇
義	八〇、三三九・五	七五、三三八・三	六五、九一五・三	一五二、八八三	一四七、〇〇〇	—	一〇三、八四一
興城	五八、五九五・一	二二、四三三・九	六三、〇九七・五	五三、八一四	八一、〇〇〇	—	四、七八一
綏中	四〇、四九二・四	四七、四六三・九	四四、四六八・八	四八、四九九	六九、〇〇〇	—	八、〇〇七
錦西	三〇、八五一・三	三一、九〇〇・〇	五一、一四五・四	三〇、八五一	八〇、〇〇〇	—	一〇、八七四
計	二、二七七、一四二・六	二、二六四、三三三・三	二、二五七、七五三・八	二、五〇八、二八四	三、三七二、五〇〇	一九六、四一〇・〇	三三三、八九六
東邊道　安東	五三、五八五・五	五五、二五〇・九	五七、三三八・二	五三、五八五	五七、二〇〇	—	一七、三六一
興京	五二、五七六・六	五四、二五〇・一	五六、四〇六・七	五二、五七六	七〇、〇〇〇	一六、六八九・二	一六、六八九
通化	二二、二六五・七	二六、二六五・〇	二〇、七八六・九	二三、二〇七	四六、〇〇〇	—	一三、五三三
鳳城	六一、八〇一・二	五七、二六八・八	六三、二三九・二	六一、八〇八	一〇三、六〇〇	一〇八、七四二・一	一〇八、七四三
寬甸	三〇、七〇三・一	五八、〇二五・八	五七、五八八・六	三〇、七〇四	七六、八〇〇	—	三三、二四三
桓仁	三四、三五九・五	三一、六六四・七	三一、四四三・四	三四、三五九	六八、八〇〇	—	二一、〇三七
臨江	三、六一六・八	三、六〇〇・〇	四、〇〇四・五	三、七一六	八、〇〇〇	—	一四五
輯安	一一、六〇三・一	一一、五九二・六	一四、三四一・三	八三、三〇七	一、三二八、二〇〇	二三九・四	二三九
長白	—	—	—	二、五〇〇	五、二〇〇	—	—
安圖	—	—	—	三、〇〇〇	一、六〇〇	—	—
撫松	—	—	—	一、五〇〇	三、二〇〇	—	—
撫順	—	五七、四七一・五	三三、六一一・〇	三八、八一六	七八、四〇〇	一九三・三	一九三
本溪	三六、〇三〇・六	三七、二八六・八	三七、二三一・四	三六、〇三〇	九五、〇〇〇	—	一九、四二二
海龍	一三三、九九六・一	一三八、九二九・六	一三五、一三七・五	一三三、九九六	二〇〇、〇〇〇	五六一・五	—
輝南	—	—	—	三〇、〇〇〇	—	—	—

	柳河	二四、六六五・九	二八、四三〇・九	二七、〇九三・九	三四、六五五	七〇、〇〇〇	八四七・五	八四七
	岫巖	四三、五七二・一	四三、〇六九・三	六〇〇、七七九・七	四三、五九一	六八、四〇〇	—	三三、六三〇
	莊河	九〇、二四四・八	一七、九六一・〇	八九、六九四・六	九四、一三三	一一六、八〇〇	—	五、八八九
	復	一四五、〇二九・三	一〇四、九二六・七	一四四、九二六・七	一四五、〇二九	二〇〇、〇〇〇	一〇、二九四・九	一〇、二九四
	計	七三四、〇四九・二	七三五、九九五・七	一、三七三、五一三・六	八二四、八〇七	一、三〇八、三〇〇	一三七、五六七・八	二六七、二四二
洮昌道	遼源	三三、四六八・五	三五、四三三・九	二八、二三九・〇	三三、五〇〇	三二、八〇〇	—	—
	雙山	—	—	—	—	六二、〇〇〇	—	—
	洮南	三一、八七五・九	三〇、七一四・〇	三、四五一、三三〇・〇	五二、三一六	六四〇、〇〇〇	二、五三六、二九〇・〇	二、五三六、二九〇
	突泉	—	—	—	二、一〇〇	一七、〇〇〇	—	—
	瞻榆	—	—	—	—	九、六〇〇	—	—
	昌圖	二〇〇、一三四・九	一九九、八六一・〇	一六三、四八二・一	二〇〇、一三四	二五六、〇〇〇	—	—
	康平	八八、〇八五・二	八四、九九八・〇	七六、三四四・六	八八、〇四二	一三五、七〇〇	—	四、一八四
	梨樹	二五七、二六五・八	二三七、二五四・三	一四〇、〇〇〇・三	二九九、四五〇	三〇〇、〇〇〇	—	四三、一八五
	懷德	一三三、六四五・〇	一〇〇、〇〇〇・〇	二四九、八七〇・〇	三一三、〇〇〇	二八六、〇〇〇	—	一九〇、四四六
	開通	一八、八七五・〇	一五三、一五八・〇	—	二五、六四〇	三二、〇〇〇	—	六、八九〇
	洮安	二三、六三三・四	三、一六九・〇	—	三六、五三三	三五、〇〇〇	—	一八、八二二
	安廣	一五、〇八七・二	一六八、九一九・〇	—	一一、一三三	二八、〇〇〇	—	三、九六五
	鎮東	—	—	—	一六、四五〇	三四、〇〇〇	—	—
	法庫	一五八、六九三・二	八二、四三七・八	八二、四三七・八	一三三、四七七	一五八、七〇〇	—	三五、二二六
	計	九二九、七五四・二	二、一八九、九四一・九	三、一七一、五九三・七	一、二〇〇、七六三	一、三五九、八〇〇	二、五三六、二九〇・〇	二、八二七、九九七
	蒙地	—	—	—	—	—	—	—
	合計	三、九四〇、九四八・四	四、一八〇、二七〇・九	六、八二三、八六一・二	四、五三三、八五四	六、〇四〇、五〇〇	二、八六〇、二六七・三	三、四一八、一三四

第二款　吉林省

道	縣	既墾地 吉林民政司（吉林調査局、光緒三四、明治四一）	既墾地 滿洲誌（都督府陸軍部、明治四二）	既墾地 吉林民政司（民國元、大正元、吉林省全圖附錄）	既墾地 滿蒙產業誌（都督府民政部、大正五）	既墾地 調査課（大正五、諸資料を斟酌して算定）	既墾地 北滿洲（東清鐵道、大正五）
吉長道	吉林	晌 二七〇、四二五・一	晌 七二八、五九五	晌 二二四、九二一・三	晌 二二四、九二一	晌 二六三、二〇〇	晌 二五九、八二〇
	雙陽	—	—	一二五、七九一・七	一二三、九三九	一三七、二〇〇	一二五、七九一
	舒蘭	—	七、〇〇〇	一三三、一五〇・〇	一三二、一三七	一三三、二〇〇	一三三、一五〇
	長春	七二三、七〇〇・〇	四二〇、〇〇〇	二六一、二五八・九	二六一、二三四	二六二、〇〇〇	二六一、二三三
	德惠	—	—	一九一、二七五・〇	一八九、〇九〇	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
	伊通	三三九、六三六・七	一六三、七〇六	二四二、五四〇・三	二四二、五四〇	二六一、三〇〇	二六一、二五八
	樺甸	一五、一五〇・〇	九、六八四	五三、七〇四・九	五三、七〇五	五三、〇〇〇	五三、七〇四
	濛江	五、〇〇〇・〇	四〇、〇〇〇	三三、〇一三・四	三三、〇一三	三三、〇〇〇	三三、〇一三
	磐石	八九、一七〇・〇	五一、〇〇〇	三三六、五四一・八	三三六、五四一	三三〇、〇〇〇	三三六、五四一
	農安	四三三、五七四・七	三七五、七九六	二〇七、一三七・四	二〇五、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	四一九、八七九
	長嶺	三四八、〇〇〇・〇	三一、二七四	六三、四〇〇・〇	一四一、七四〇	一一五、五〇〇	一一一、五三〇
	計	二、〇九三、六四六・五	一、八二七、〇五五	一、八一九、七三四・七	一、八八九、八三六	二、〇六七、四〇〇	二、一四三、九九八
	濱江	—	—	—	三五、〇〇〇	四二、〇〇〇	四一、九六五
	阿城	—	一五五、二三三	一〇六、九九〇・八	一五〇、〇〇〇	一一五、五〇〇	一六四、三六〇
	扶餘	一四九、七九二・八	三五〇、〇〇〇	一五〇、二六四・四	一九一、〇〇〇	三五八、二〇〇	三五〇、〇〇〇
	楡樹	五六四、六三〇・〇	二七六、四二〇	五六四、一三〇・〇	四二八、三六〇	四二八、〇〇〇	四一八、〇七三

濱江道	雙城	八九〇、九一三・六	二五一、一六三	五〇二、二九五・九	三三三、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三三六、六七〇
	五常	一五七、六〇〇・〇	一五七、六〇三	一五八、〇四二・八	一五九、〇〇三	二四九、五〇〇	二四九、五〇〇
	賓	四三九、九一五・〇	二四一、七二〇	二七四、二八〇・〇	二三五、一〇〇	二三六、六〇〇	二三六、四六五
	同賓	一五三、五三三・〇	五一、一六九	六一、四〇八・三	七〇、〇八九	一五七、七〇〇	一五七、五〇〇
	計	二、三五六、三七二・四	一、五八三、三〇五	一、三六五、一六〇・三	一、四八一、五五三	一、九二七、五〇〇	一、九一四、五三三
延吉道	延吉	一七〇、九〇六・五	五五、七八〇	一七〇、二〇三・九	一七〇、二〇四	七四〇、〇〇〇	一七〇、二〇三
	和龍	—	—	二九、七一四・一	二九、七一四	四二〇、〇〇〇	二九、七一四
	汪清	—	—	九、八六五・三	九、八六五	一四〇、〇〇〇	九、八六五
	琿春	—	七二、〇〇〇	四〇〇、〇五四・一	四〇〇、〇五四	二八〇、〇〇〇	四〇〇、〇五四
	寧安	一三三、一五九・三	九九、三三〇	五九四、四二八・九	五九四、四二九	一六三、〇〇〇	一六三、〇〇〇
	東寧	—	一六、三九七	九五、二一一・七	九五、二一二	二〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇
	敦化	五七、一九四・三	八八、〇〇〇	五三、三三〇・三	五三、三三〇	二八〇、〇〇〇	五三、三三〇
	額穆	—	—	五三、二四三・八	五三、二四三	三〇〇、〇〇〇	五三、二四三
	計	三六〇、二六〇・〇	三三一、五〇七	一、〇四五、〇四二・〇	一、〇四五、〇四一	三九八、〇〇〇	五三八、四九九
依蘭道	依蘭	六五、三三一・八	一〇九、九二四	九一、六〇七・三	九一、六〇七	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
	樺川	—	九、〇〇〇	三一、六五四・四	一、四四六	三六、〇〇〇	三六、八六六
	方正	五一、一八一・〇	一八、四五一	三四、二五六・六	四一、三三九	三七、四〇〇	三七、四〇〇
	富錦	—	—	五、一三三・〇	三一、六五四	二一、〇〇〇	二一、二〇〇
	寶清	—	—	—	—	八、〇〇〇	—
	同江	一〇、三四五・〇	三、〇〇〇	九〇〇・〇	九〇〇	一七、八〇〇	二、〇〇〇
	綏遠	—	—	七三・〇	七〇〇	一、八〇〇	一〇〇
	饒河	—	—	一、四四六・九	五、一三三	二、九〇〇	三、〇〇〇

道	縣	未墾地					
		(前頁より續く)					
	虎林	—	—	八三一・三	八三三	六、〇〇〇	一、六〇〇
	密山	五、三三一・五	四、五〇〇	一三、〇七八・五	一三、〇七八	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇
	穆稜	—	—	五、三〇五・三	五、三〇五	一六、〇〇〇	一四、八〇〇
	計	一三一、一七九・三	一四四、八七五	一八四、二六五・一	一九〇、九六四	二七七、九〇〇	二五八、〇六五
南部爾羅斯		—	—	—	—	(五七、〇〇〇)	—
合計		四、九三二、四五八・二	三、八八六、七四三	四、四一四、一九二・〇	四、六〇七、三九三	四、六七〇、八〇〇	四、八五九、〇九五

道	縣	吉林民政司（吉林調査局、光緒三四、明治四一）	滿洲誌（都督府陸軍部、明治四二）	吉林民政司（吉林省全圖附錄、民國元、大正元）	滿蒙産業誌（都督府陸軍部、大正五）	北滿洲（東清鐵道、大正五）
吉長道	吉林	晌 —	晌 八二、〇〇〇	晌 —	晌 八二、〇〇〇	晌 一〇三、三八五
	雙陽	—	—	—	二九、二〇〇	二一、三七六
	舒蘭	—	—	五〇〇・〇	七三、六八二	九、〇八〇
	長春	一、九六七・〇	一〇、〇〇〇	五三三・三	一〇、〇〇〇	—
	德惠	—	—	五三〇・〇	四三、二〇〇	八〇、〇〇〇
	伊通	五、七六五・〇	一七九、九二五	七、一一〇・〇	一七九、九二五	五三
	樺甸	一六、一九五・〇	三〇〇、〇〇〇	一六六、〇〇〇・〇	三〇〇、〇〇〇	一六六、〇〇〇
	濛江	四八、八〇六・〇	一五〇、〇〇〇	四四、九五五・五	一五〇、〇〇〇	四四、九五五
	磐石	一三、八〇〇・〇	三一、〇〇〇	三〇、五八六・一	三一、〇〇〇	—
	農安	一六四、三八一・七	一四九、五〇三	一、五三〇・〇	一四九、三〇四	—
	長嶺	二八二、五〇〇・〇	三二三、八〇三	三五〇、〇〇〇・〇	一五〇、〇〇〇	四七八、四七〇
	計	五三三、四一四・七	一、二二五、〇三一	六一一、二五四・九	一、一九六、三一一	九〇三、三一九

濱江道	濱江	—	—	—	七〇〇	—
	阿城	—	二五、五〇〇	—	二五、〇〇〇	五六、四〇〇
	扶餘	—	一六、六〇〇	九五〇·〇	二〇、〇〇〇	—
	楡樹	—	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	—
	雙城	七、〇九五·〇	五〇、〇〇〇	五四、二九七·三	五〇、〇〇〇	二三、三三〇
	五常	一五八、〇一〇·〇	一九〇、〇〇〇	三、〇六〇、八五六·〇	一七〇、〇〇〇	一八〇、五〇〇
	賓	四一、七三一·五	四、二九四	二三、三七〇·三	四、二九四	四三、五三五
	同賓	四三、四六四·〇	一四四、八八〇	一、七三八·六	一〇〇、〇〇〇	二四三、五〇〇
	計	二五〇、三〇〇·五	四六一、二七四	三、一四一、二二二·二	三九九、九九四	四九五、五〇五
延吉道	延吉	三、五七三·四	一、二〇〇、〇〇〇	六、七四九、七八九·五	五八七、一〇〇	五七〇、九九七
	和龍	—	—	一七〇、九〇〇·〇	一九、二〇〇	一七〇、九〇〇
	汪清	—	—	—	三三、五〇〇	—
	琿春	—	—	二三、三七八·〇	八四、〇〇〇	二三、三七八
	寧安	三一一、七五九·〇	五〇〇、〇〇〇	一、一九八、八九四·七	一一〇、五七三	九五、〇〇〇
	東寧	—	—	二五、〇〇〇·〇	六三、三〇〇	一七八、九〇〇
	敦化	三、〇七〇·五	一一六、〇〇〇	一〇三、八〇〇·四	一一六、〇〇〇	一〇五、八〇〇
	額穆	—	—	一七四、一五五·〇	一一三、〇〇〇	一七四、一五五
	計	三一八、四〇三·九	一、八一六、〇〇〇	八、四四五、九一七·六	一、一三四、八七三	一、三六六、九三〇
	依蘭	六九三、一七九·一	四三〇、〇〇〇	六四七、四九三·三	一三七、一五七	一八〇、〇〇〇
	樺川	—	—	—	六〇、〇〇〇	二六五、一二五
	方正	一一四·六	一一〇、四五一	一、九七七·〇	一三〇、〇〇〇	一三三、六〇〇
	富錦	—	—	二〇四、四七四·七	四八、〇〇〇	五七八、七〇〇

道	縣					
依蘭道	賓清	—	—	—	—	—
	同江	六〇〇、〇〇〇・〇	六七三、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇・〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇
	綏遠	—	—	一、八三七、〇〇〇・〇	三一、〇〇〇	一八三、六〇〇
	饒河	—	五三一、七〇〇	七七、五〇〇・〇	四八、〇〇〇	四、五〇〇
	虎林	—	—	三〇〇、〇〇〇・〇	三〇〇、〇〇〇	二九八、四〇〇
	密山	四二五、〇九一・三	二六七、三〇〇	三六一、一六二・三	二六七、三〇〇	三五三、二四〇
	穆稜	—	—	四七、〇〇〇・〇	四〇〇、〇〇〇	二一〇、二〇〇
	計	一、七〇七、三八四・九	二、〇一三、四五一	三、四四六、六〇七・三	六一、〇三二、四五七	二、二三二、三七五
南部爾羅斯		—	—	—	—	—
合計		二、八〇七、五〇三・〇	五、四〇五、七五六	一五、六四四、九九一・八	六三、六六五、四三九	四、八八八、一三九

第三款　黒龍江省

道	縣	既墾地 滿洲誌（都督府陸軍部、明治四二）	黒龍江民政司（光緒三四、明治四一）	黒龍江通志（杉山原稿、黒龍江民政司、民國二、大正二）	滿蒙産業誌（都督府陸軍部、大正五）	滿鐵調査課（大正五、諸資料を斟酌して推定）
	龍江	九一、七五〇晌	九三、〇四五晌	六七、一八〇・〇晌	七〇、五九三晌	八四、〇〇〇晌
	大賚	一〇三、一〇四	一〇三、一〇四	一〇四、〇九九・〇	三三七、五〇〇	一〇四、〇〇〇
	泰來	—	—	—	—	五四、六〇〇
	景星	—	—	—	—	三一、〇〇〇
	肇州	九二三、八六五	三〇〇、〇〇〇	一八三、〇八四・一	一八二、八四一	九〇、〇〇〇

道	縣					
龍江道	肇東	—	—	—	—	五二、〇〇〇
	安達	六、八五四	六、八五五	二四、六七七・三	一〇三、五〇〇	三六、〇〇〇
	林甸	—	—	—	—	一八、〇〇〇
	武興	二六、八四五	—	八、七四〇・〇	三四、三六八	二四、七〇〇
	青岡	六〇、五六一	四二、〇〇〇	七五、五三四・〇	一三九、五三三	七五、五〇〇
	拜泉	二三、七九九	二三、七九九	五三、六一九・六	三〇〇、〇八五	五三、六〇〇
	訥河	—	二〇、〇〇〇	四一、八五八・七	六六、八五九	四二、五〇〇
	嫩江	—	—	一七、八八三・七	二三、〇三五	二三、五〇〇
	布西	—	—	一七、二七〇・〇	一七、二七〇	一九、〇〇〇
	計	四〇五、一九八	三一七、八〇五	五九二、八六六・三	一、〇三三、三〇〇	七一八、四〇〇
綏蘭道	綏化	二五八、五一二	二三六、〇〇〇	二五〇、一六七・九	三〇五、七七五	二五〇、〇〇〇
	綏楞	—	—	—	—	
	呼蘭	二四七、三三六	二四六、四九六	三四二、七八五・一	二五六、〇八六	三四二、八〇〇
	海倫	三七五、一七八	五七〇、〇〇〇	六五三、〇三九・四	五八五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
	通北	—	—	—	—	
	巴彥	二六五、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	二六五、一三四・五	二六五、〇〇〇	二六五、一〇〇
	慶城	一六八、九〇〇	一六八、九四六	一六九、七六五・七	—	一六九、八〇〇
	鐵驪	—	—	一三、五〇〇・〇	—	一三、五〇〇
	蘭西	二〇二、〇〇〇	一八一、一五二	二二一、五二一・七	二二四、二三九	二二一、五〇〇
	木蘭	七三、〇一〇	六〇、〇〇〇	七五、〇五九・一	七九、六三五	七五、一〇〇
	東興	—	—	四〇〇・〇	—	
	通河	五四、四三七	四〇、〇〇〇	六六、四六五・七	九〇、一四〇	六六、五〇〇

	湯原	克山	龍鎮	計	黒河道 瑷琿	呼瑪	漠河	蘿北	計	呼倫貝爾 呼倫	臚濱	室韋	計	合計
	一〇、一九〇	—	—	一、七五三、五六三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、一五八、七六〇
	三〇、〇〇〇	—	—	一、七九二、五九四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、一一〇、三九七
	一三一、九五八・一	—	—	二、一六八、七八七・二	三、一九五・〇	—	—	七五〇・〇	三、九四五・〇	五〇〇・〇	—	—	五〇〇・〇	二、七六六、〇九九・五
	九八、三三〇	—	—	一、八九四、一〇五	一七、六〇〇	—	—	—	一七、六〇〇	—	—	—	—	二、九七五、〇五六
	一三三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一、八四四、三〇〇	一七、〇〇〇	一、五〇〇	四〇〇	二、三〇〇	二一、一〇〇	二、〇〇〇	七〇〇	五〇	二、七五〇	二、五八六、五五〇

道	縣	龍江	大賚	泰來
未墾地	満洲誌(都督府陸軍部、明治四二)	一三、三〇二晌	三七八、八〇〇	—
	黒龍江民政司(光緒三四、明治四一)	五三、四四八・二晌	三八六、九八五・〇	—
	黒龍江通志(杉山原稿、黒龍江民政司 民國二、大正二)	三四、六二〇・〇晌	三七一、五〇〇・〇	—
	満蒙産業誌(都督府陸軍部、大正五)	二八〇、〇〇〇晌	二三四、三七七	—

龍江道	景星	—	—	—	—
	肇州	二六九、八六〇	六三二、七〇七・三	四六二、六四〇・〇	二八二、七七八
	肇東	—	—	—	—
	安達	三三五、七九七	八八三、三〇三・三	七九九、五八〇・〇	二二五、〇二六
	林甸	—	—	—	—
	武興	八九、〇九五	七五、九六九・三	六二、三三〇・〇	八九、〇九五
	青岡	三七八、八九〇	—	二一八、〇五七・六	三七八、八九〇
	拜泉	六一〇、六三〇	—	七三三、七六〇・〇	四一〇、六三〇
	訥河	—	八三三、〇九九・六	五二二、一二三・八	四三三、三七三
	嫩江	—	一〇一、四三三・一	七一、五五六・五	二八〇、二〇〇
	布西	—	四四五、六九〇・〇	八、〇〇〇・〇	—
	計	二、〇六五、三七四	三、三三五、八二四・五	三、二八〇、一五七・九	二、五九四、三六八
綏蘭道	綏化	二〇、〇〇〇	—	—	二〇、〇〇〇
	綏棱	—	—	—	—
	呼蘭	九、二一三	一〇九、二二九・一	二〇、五二二・五	四、〇〇〇
	海倫	一九七、三一〇	四三六、八六五・〇	一〇一、三〇〇・五	二五〇、六七四
	通北	—	—	—	—
	巴彥	二八、三〇〇	三二、四三四・五	三、〇〇〇・〇	二八、三〇〇
	慶城	一〇〇、〇〇〇	九八、八一九・七	九八、〇〇〇・〇	—
	鐵驪	—	—	二八、五二五・一	—
	蘭西	二〇一、一五一	五六、五三八・三	一三、九八八・九	二〇一、一五一
	木蘭	一四三、五〇〇	一六八、三六三・一	一五三、三〇四・〇	一一九、一〇五

	東興	—	六〇、八〇〇・〇	—	—
	通河	六三〇、三一八	三七、〇八〇・九	二八、四八二・七	八六、一五六
	湯原	八六、一五六	—	五一八、五五〇・八	六三〇、三一八
	克山	—	—	—	—
	龍鎮	—	—	—	—
	計	一、四一五、八五七	七四、〇二〇・六	九四七、二〇四・五	一、三三九、七〇四
黒河道	璦琿	—	—	—	—
	呼瑪	—	—	—	—
	漠河	—	—	—	—
	蘿北	—	—	—	—
	計	—	—	—	—
呼倫貝爾	呼倫	—	二六六、〇三三・八	—	—
	臚濱	—	—	—	—
	室韋	—	—	—	—
	計	—	二八六、三三三・八	—	—
合計		三、四八一・三三一	四、三六六、〇六八・九	四、二三〇、四四二・四	三、九三四、〇七二

第四款　熱河に關する耕地統計

道	縣	滿蒙產業誌(都督府陸軍部大正五)	滿鐵調査課(實地地方官憲所稱を錄大正五)
熱河道	承德	三、九〇〇・〇頃	七、九〇〇晌
	灤平	一、九〇〇・〇	四、〇〇〇
	豐寧	一四、〇〇〇・〇	四、四〇〇
	隆北	四、八〇〇・〇	七、七〇〇
	平泉	三、九八〇・〇	一七、〇〇〇
	凌源	二一、六五〇・〇	二〇、七〇〇
	朝陽	一八、〇〇〇・〇	二二、六〇〇
	阜新	六、六二五・〇	七、三〇〇
	建平	四、〇〇〇・〇	七、〇〇〇
	綏東	七九九・五	四、〇〇〇
	赤峯	二三、二〇〇・〇	二一、〇〇〇
	開魯	一、四三八・〇	二、〇〇〇
	林西	三、五二九・〇	五、〇〇〇
	經棚	三、四四六・〇	五、二〇〇
	圍場	一一、〇〇〇・〇	一二、〇〇〇
	計	一二二、二六七・五	一四七、八〇〇
蒙地	巴林	—	—
	阿魯科爾沁	—	—
	札魯特	—	—
	克什克騰	—	—

	計			
合計	一二二、二六七・五	—	一四七、八〇〇	—

第五款　関東州耕地面積（関東都督府統計書抜萃）

年度	耕地 総数	耕地 一人當耕地	耕地 一戸平均耕地
明治四十三年	一一三、七四六・六天地	二・四六畝	—畝
同四十四年	一二四、九七一・八	二・五七	—
大正元年	一五三、四九五・六	三・〇六	—
同二年	一五四、五一〇・七	二・九九	—
同三年	一四九、四七八・五	二・八六	三四、九六
同四年	一五〇、八八〇・一	二・七九	三三、五四
同五年	一五二、三二一・三	二・七四	三三、二〇
同六年	一五二、六三七・九	—	三三、一三
同七年	一五二、二〇四・三	—	三二、四〇
同八年	一五五、九四二・八	—	三三、二九

備考　関東州面積は普通二一九方里と略算す。

第三節　農家數及地目別耕地面積

第六次民國農商統計表に依る耕地面積

第一款　奉天省

縣別	農家戸數	水田	旱田	園圃	合計
		畝	畝	畝	畝
瀋陽	九四、七四八	―	四八四、八八〇	二五、五三〇	五一〇、四一〇
鐵嶺	四三、一二八	―	一、〇六三、八四〇	三四、八〇〇	一、〇九八、六四〇
開原	四六、八七一	―	八一三、八三〇	九八、一七〇	九一二、〇〇〇
東豐	三三、三二八	六、二七六	二、八〇六、九九七	四五、八三四	二、八五九、一〇七
西豐	二一、三五一	九、〇六八	一、三〇六、八二二	一三、六八六	一、三二九、五七六
西安	二一、〇三〇	三、三三〇	一、六四一、三五二	五六、二七八	一、七〇〇、九六〇
營口	七、九〇三	三五〇	三四七、四七四	九、一四〇	三五六、九六四
遼陽	一〇〇、四七三	―	二、三五〇、七九八	二七、九五三	二、三七八、七五一
遼中	三一、八六三	―	一、二二六、〇二六	五二、一五〇	一、二七八、一七六
臺安	三五、二五二	―	一、〇七五、五二二	三二、一七二	一、一〇七、六九四
蓋平	六四、三三九	五八五	八六三、三六九	二七、五二〇	八九一、四七四
海城	七八、九八五	―	一、九五八、〇〇八	五四、二七九	二、〇一二、二八七
錦縣	四二、四三一	―	一、三三六、〇二六	八、一九三	一、三四四、二一九
新民	六四、二一四	一、一五八	一、六八三、一一三	五〇四	一、六八四、七七五
彰武	一〇、〇五〇	―	八〇八、五七〇	七、三八〇	八一五、九五〇
黑山	三四、七六八	―	一、二七八、二五二	三一、四四八	一、三〇九、七〇〇
盤山	八、五〇四	二、四五三	七四、三二〇	四五、三〇〇	一二二、〇七三

北鎮	三八、五三三	—	八八七、四五三	四〇、六五〇	九二八、一〇三
義縣	四二、二四五	—	一、三四五、二八三	八、一七〇	一、三五三、四六一
興城	三二、〇一七	—	八九八、九五九	六、〇九六	九〇五、〇五五
綏中	三〇、三三五	—	四四七、三七三	三一、二八〇	四七八、六五三
錦西	三六、八六五	—	六四七、三三〇	八、八一〇	六五六、一三〇
安東	二七、九八九	一〇、五八九	五三二、一六七	一三、四八五	五五五、二四一
興京	三六、三三〇	—	五九六、五八二	六、七三八	六〇三、三三〇
通化	二四、二〇八	—	二八〇、六六一	二〇、三四七	三〇一、〇〇八
鳳城	四七、四五〇	四、〇一九	六三三、〇四〇	五〇、二五〇	六七七、三〇九
寬甸	二〇、〇三九	四、五八一	五六〇、五九九	一三、四五二	五七八、六三三
桓仁	三五、一〇四	四、一一三	二九三、五三八	二八、八七一	三二六、五三三
臨江	九、二八五	三、二七〇	三〇二、九〇〇	五、八九六	三一二、〇六六
輯安	二五、一九九	—	一四三、八八〇	四、一〇〇	一四六、九八〇
長白	四、一九三	—	四四、九〇一	一五、五七八	六〇、四七九
安圖	一、八三〇	—	三三、二一九	三、七七三	三六、九九二
撫松	二、五四八	八五〇	八一、四六〇	一、九〇〇	八四、二一〇
撫順	三三、四九一	一、七二八	一五一、五六八	一一、〇四〇	一六四、三三六
本溪	三一、〇六四	一、一五三	三三三、〇三四	二、六〇五	三三五、七九一
海龍	八〇、三三〇	—	八〇一、二〇七	二二、三〇〇	八二三、五〇七
輝南	八、六一三	—	四〇一、八八〇	一四、六二〇	四一六、五〇〇
柳河	三三、四九一	一、七二八	三三一、五六八	一一、〇四〇	三四四、三三六
金縣	—	—	—	—	—

復縣	四六,五九〇	二,四〇〇	一,四九〇,二〇〇	二四,九七〇	一,五一七,五七〇
岫巖	二四,〇三〇	二,二四〇	三六八,九六〇	六,四二四	三七七,六二四
莊河	一九,二二六	八六,五〇七	二五六,六六〇	四四,七四三	三八七,九一〇
遼源	七,八七八	—	二八三,五六九	一六,九四九	二九九,五一八
洮南	九,八七〇	—	四三二,七二〇	三八,九〇一	四七一,六二一
雙山	二,四四一	—	三〇四,八五〇	三,八五八	三〇八,七〇八
昌圖	四九,八〇〇	—	二,一九八,二〇〇	三,〇〇〇	二,二〇一,二〇〇
康平	二八,〇九三	—	八二八,七五三	五,七九四	八三四,五四七
開通	三,五七〇	—	二二三,三五八	二,三五六	二二五,七一四
洮安	五,四〇〇	—	五一四,六五〇	二五,五〇〇	五四〇,一五〇
梨樹	三五,七五七	—	二,二九八,七〇〇	一三,二九〇	二,三一一,九九〇
安廣	七,三一六	—	三一三,〇一三	五,五〇〇	三一八,五一三
懷德	一〇三,二九〇	五,五九九	二,三七六,八九四	三九,五〇七	二,四二二,〇〇〇
瞻榆	二,二四七	—	七五,八〇五	一,〇二八	七六,八三三
突泉	三,七九七	—	一〇五,四〇〇	五,〇一〇	一一〇,四一〇
鎮東	一,九五一	—	一三三,七六五	九五〇	一三四,七一五
法庫	二八,三四六	—	八二五,九一四	一九,七二〇	八四五,六三四
計	一,六八六,六四六	一五八,〇三四	四三,九一五,三〇六	一,二三六,八四五	四五,[illegible]

第二款　吉林省

縣別	農家戸數	水田	旱田	園圃	計
吉林	二九、三一九	—	二、二二四、四四四	六八二、三九三	二、九〇六、八三七
長春	三四、八三四	—	二、五二九、二九八	五七、〇〇〇	二、五八六、二九八
伊通	二六、一三九	二八	二、一六七、五三三	一〇九、九九五	二、二七七、五五六
濛江	三、六五五	—	一九四、五六一	一四、〇五八	二〇八、六一九
農安	三五、七八六	—	二、〇八四、四九〇	八六、三五五	二、一七〇、八四五
長嶺	一三、四七一	—	一、五四五、二一三	—	一、五四五、二一三
舒蘭	一〇、六三〇	—	一、一九六、九八九	一五、四三四	一、二一二、四二三
樺甸	一六、九四一	四〇	五一〇、三一〇	九、五五四	五二〇、三四四
磐石	二五、三一九	—	一、一五八、〇〇〇	二九、二一〇	一、一八七、二一〇
雙陽	七、三二一	—	一、二三九、四八三	一五五、九三九	一、三九五、四二二
德惠	三三、四八八	—	一、八二五、六八四	六七、九五七	一、八九三、六四一
濱江	六、一七〇	—	三四七、六〇〇	四一〇、九〇〇	七五八、五〇〇
扶餘	二八、四五四	—	三、五四二、二九一	四、六九七	三、五四六、九八八
雙城	五三、七六六	—	三、三五三、〇〇〇	一三一、三七五	三、四八四、三七五
賓縣	五四、〇〇〇	—	一、四九〇、〇二六	三三、二八〇	一、五二三、三〇六
五常	七、六六三	—	一、三三二、八三〇	三三六、五七五	一、六六九、四〇五
楡樹	一八、一四〇	—	四三、五二七、五六八	八、五〇〇	四三、五三六、〇六八
同賓	四、二八七	—	六九八、九九〇	六、六二五	七〇五、六一五
阿城	一六、四五三	—	一、一四一、四〇七	四八、一〇〇	一、一八九、五〇七
延吉	三三、三九〇	三八、九二七	一、一八一、二九六	三三七、八七〇	一、五五八、〇九三

第三款　黑龍江省

寧安	一二、六二九	—	一、九六七、〇九〇	四三、六〇九	二、〇一〇、六九九
琿春	六、三二一	—	三四九、六二八	一四、九六五	三六四、五九三
東寧	三、五八三	—	二〇五、七六〇	四、〇五〇	二〇九、八一〇
敦化	八、一一三	—	六一〇、四六三	五四、八六九	六六五、三三二
額穆	三、五二七	—	四、一八六、六六八	七、九八〇	四、一九四、六四八
汪清	四、七九六	四〇七	一九七、四〇〇	六、二九八	二〇四、一〇五
和龍	一六、六五〇	二、一三九	四〇三、〇一一	三四、二一〇	四三九、三六〇
依蘭	一一、六二五	—	八九九、七三五	一五、四〇七	九一五、一四二
同江	九六二	—	五九、四二三	三七七	五九、八〇〇
寶清	八五〇	—	八一、二三〇	—	八一、二三〇
密山	四、三〇九	—	二九九、〇〇〇	三四、六〇〇	三三三、六〇〇
虎林	九三五	—	五一、八二〇	四二一	五二、二四一
綏遠	一七一	—	一、三〇三	一六一	一、四六四
樺川	四、八四二	—	七〇〇、一六七	一九、二八七	七一九、四五四
富錦	六、二四一	—	二八六、六九九	九、三〇三	二九六、〇〇二
饒河	五一六	三五	一七、一五〇	一、三九〇	一八、五七五
方正	六、八七三	—	四三四、四六二	二〇、八七〇	四五五、三三二
穆稜	一、七三〇	—	八二、二三一	六、〇八八	八八、三一九
計	五三八、八九八	四二、三一六	八三三、一二四、一五一	二、八一九、三〇一	八三五、九八五、七六八

縣別	農家戶數	水田	旱田	園圃	計
龍江	一三、二五六	—	一、四二五、六八八	五八、七八三	一、四八四、四七一
景星	二、一八八	—	二一三、一七五	一五、二八一	二二三、四五六
嫩江	二、三三二	—	三八一、五一〇	一〇、四九二	三九二、〇〇二
大賚	七、八三五	—	七一六、〇二一	一一、二二〇	七二七、二四一
肇州	一五、九四四	三	一、七四九、六九九	七四、四八五	一、八二四、一八七
安達	四、八六八	—	四二五、六二三	四、六一四	四三〇、二三七
林甸	二、四〇一	—	三三三、六九八	三八〇、三〇〇	七一三、九九八
訥河	四、〇九四	—	四四二、九三一	一六、九三九	四五九、八七〇
克山	一五、二一八	—	四七六、六四四	四一、二三五	五一七、八七九
青岡	一三、五三〇	—	一、九五四、五九九	六、四〇一	一、九六一、〇〇〇
拜泉	二五、〇四七	—	三、二九八、八三五	二〇一、一六五	三、五〇〇、〇〇〇
肇東	一三、五五〇	—	二、七八四、三四九	二一五、六五一	三、〇〇〇、〇〇〇
△布西	七四二	—	一〇二、七五五	九九四	一〇三、七四九
呼倫	—	—	—	—	—
臚濱	—	—	—	—	—
泰來	四、三九四	—	二五四、二七七	一六、六四七	二七〇、九二四
△吉拉林	—	—	—	—	—
△索倫山	—	—	—	—	—
綏化	二七、五〇九	—	二、五五九、八八七	五九、八一七	二、六一九、七〇四
綏楞	五、八五四	—	五三九、二七六	三二、九五五	五七二、二三一

呼倫	三、〇六〇	—	三、三八九、七三四	四五、一四六	三、四三四、八八〇
海倫	一九、四五一	—	二、六六五、五二五	九、九七四	二、六七五、四九九
望奎	一八、〇二五	—	一、九七一、二〇四	一三五、四五〇	二、一〇六、六五四
通北	二、四〇七	—	二九五、七四四	四、二五六	三〇〇、〇〇〇
巴彥	二九、三四五	—	三、四〇二、一九八	一四一、〇〇〇	三、五四三、一九八
慶城	三、一一三	—	八八三、七六一	一八〇、五二九	一、〇六四、二九〇
蘭西	一七、五〇七	—	二、三三一、二八八	一三、〇一二	二、三四四、三〇〇
木蘭	一四、三六八	—	一、一九九、六九〇	四六、三〇三	一、二四五、九九三
通河	五、六八四	—	四六三、九七四	三四、〇六四	四九八、〇三八
湯原	五、四三六	—	三五四、七一〇	一七、一七五	三七一、八八五
龍鎮	九三七	—	一四九、七二八	四七二	一五〇、二〇〇
△鐵驪	一、六〇〇	—	二七一、八九三	四、七九四	二七六、六八七
東興	—	—	—	—	—
璦琿	三、八五六	—	三七三、二三三	一七、六二一	三九〇、八五四
呼瑪	一四三	—	二三、七八一	一、六〇六	二五、三八七
蘿北	八〇八	—	一七、九九〇	四二〇	一八、四一〇
△烏雲	—	—	—	—	—
△綏東	一、六五三	—	一八、六九七	一、一九四	一九、八九一
漢河	一三	—	三五〇	五五〇	九〇〇
計	三四、一五五	三	三五、三七三、四五七	一、七九一、五五四	三七、一六五、〇一四

第四款 熱河特別區域

縣別	農家戸數	水田	旱田	園圃	計
承德	二五、一三九	五六	二八九、八二三	五三三	二九〇、三九一
灤平	一六、七五〇	四、六七〇	二六七、二七六	三、七二六	二七五、六七二
平泉	九四、〇五七	一〇九、八〇六	一、六六〇、九九〇	四九、〇〇四	一、八一九、八〇〇
隆化	一三、〇八〇	六、〇〇〇	三九五、九八〇	三、九六〇	四〇五、九四〇
豐寧	二三、六九四	三、二五〇	五六九、七七七	一九五、六一〇	七六八、六三七
凌源	七二、六二五	—	九八〇、九八〇	一二、五八〇	九九三、五六〇
朝陽	九八、七二一	—	一、一六七、三四六	三、〇二三	一、一七〇、三六九
阜新	二八、五六五	—	三、〇八二、五四〇	二〇五、四七六	三、二八八、〇一六
建平	五四、五〇一	—	三、四七四、四五四	八、八五〇	三、四八三、三〇四
綏東	五、九二二	—	七六五、〇〇〇	一〇〇、四〇八	八六五、四〇八
赤峰	三〇、八四一	一七六、二七五	一、二八六、四〇五	二六、四一〇	一、四八九、〇九〇
開魯	二、五三六	—	三六四、〇〇〇	三、六〇〇	三六七、六〇〇
林西	二、五三八	—	二四一、四四一	一、一八七	二四二、六二八
圍場	一四六、六〇八	—	一、一九四、五一九	五九、三八八	一、二五三、九〇七
經棚	一、八八二	—	一六八、一〇〇	一三、九〇〇	一八二、〇〇〇
計	六二五、四三七	三〇〇、〇五七	一五、九〇八、六二〇	六八六、六四五	一六、八九五、三二二

備考　未開蒙地耕地面積不明の爲め記載せす。

第五款　察哈爾特別區域

縣別	農家戶數	水田	旱田	園圃	計
張北	一七,九三三	六一四,五五〇	二,四五七,八四〇	—	三,〇七二,三九〇
沽源	九,六五〇	—	一七二,〇〇〇	—	一七二,〇〇〇
多倫	三,四七〇	—	三五八,七七五	一五,九六七	三七四,七四二
豐鎮	一〇,七二八	四三九	三,四一三,三九六	一,三四六	三,四一五,一八一
涼城	四六,二八五	五三七	二,〇〇一,四六五	—	二,〇〇二,〇〇二
興和	二一,三九七	四八	一,四〇八,五七八	二六	一,四〇八,六五二
陶△林	三,三九六	—	二八七,七八一	三一四	二八八,〇九五
商△都	三,三五〇	—	五三三,〇四九	—	五三三,〇四九
寶△昌	一,五〇三	—	五二〇,〇〇〇	—	五二〇,〇〇〇
計	一一五,四一一	六一五,五七四	一一,一四一,八八四	一七,六五三	一一,七七五,一一一

第六款　綏遠特別區域

縣別	農家戶數	水田	旱田	園圃	計
歸綏	一一,四一六	一九六,七二四	七一六,九三〇	四一,四八三	九五五,一三七
薩拉齊	一七,二九一	二六四,五六〇	四〇七,九三四	九,九一三	六八二,四〇七
清水河	四,八三七	二〇〇,三一三	三三三,二一〇	五一,〇三〇	五八四,[illegible]
托克托	七,〇八六	三四一,三九五	四八二,一三三	九,二五〇	八三二,七七八
和林格爾	八,一〇三	六八〇	五九〇,四二〇	九〇〇	五九二,〇〇〇
五原	五,五八六	六四一,一一四	二九九,〇七五	三八,一〇〇	九七八,二八九

武川	三,九一七	一三,〇六三	一九七,二一三	二,九二三	二一三,一九七
東勝	六,三四六	五一,三〇五	三〇三,五〇〇	一五,三五五	三七〇,一六〇
計	六四,五八七	一,七〇九,〇五二	三,三三〇,四一五	一六八,九八二	五,二〇八,四四九

備考 ＜印は設治局

第七款 耕地面積累年比較

省別	年別	農家戶數	農田	園圃	計
奉天省	民國三年	一,六三〇,四三八	四八,九九四,九六七畝	二,四一七,七四三畝	五一,四一二,七一〇畝
	同 四年	一,六四五,六八五	四八,七〇七,〇三六	二,四一九,五七三	五一,一二六,六〇九
	同 五年	一,六五三,八七三	四七,八一〇,二八二	二,五五一,七一八	五〇,三六二,〇〇〇
	同 六年	一,六八六,六四六	四四,〇六七,三三〇	一,一二六,八四五	四五,一九四,一七五
吉林省	民國三年	五五〇,七六九	四三,〇八二,七五四	四,七二七,三〇五	四七,八一〇,〇五九
	同 四年	五四六,四七四	四一,二〇五,四二四	三,〇一一,三八二	四四,二一六,八〇六
	同 五年	五五一,七九〇	四〇,四九六,七四九	三,二一九,八〇四	四三,七一六,五五三
	同 六年	五三八,八九八	八三,一六六,四六七	二,八一九,三〇一	八五,九八五,七六八
黑龍江省	民國三年	二七五,六六二	三二,四九三,四三七	二,三一三,二一一	三四,八〇六,六四八
	同 四年	二七六,五六九	三三,七〇〇,四八八	二,一七三,一九九	三五,八七三,六八七
	同 五年	二九〇,二八九	三四,五〇七,三一四	二,六四三,七四九	三七,一五〇,〇六三
	同 六年	三三四,一五五	三五,三七三,四六〇	一,七九一,五五四	三七,一六五,〇一四

熱河特別區域	民國三年	四七二、五〇六	一五、三四〇、〇一六	五一四、二二三	一五、八五四、二三八
	同四年	四九八、七九一	一五、六五六、五五四	八一九、六五四	一六、四七六、二〇八
	同五年	一、九二〇、七二九	一四、五二二、三五八	二、八五六、九三五	一七、三七九、二九三
	同六年	六二五、四三七	一六、二〇八、六七七	六八六、六四六	一六、八九五、三二三
察哈爾特別區域	民國三年	一〇四、八六六	九、七六六、六四六	九、七一二	九、七七六、三五八
	同四年	一二三、八八四	一一、〇七八、六八四	一三、〇二八	一一、〇九一、七一三
	同五年	一二四、二二〇	一一、一六〇、七二二	二五、五一七	一一、一八六、二三八
	同六年	一二五、四二二	一一、七五七、四五八	一七、六五三	一一、七七五、一一一
綏遠特別區域	民國三年	—	—	—	—
	同四年	—	—	—	—
	同五年	—	—	—	—
	同六年	六四、五八七	五、〇三九、四六六	一六八、九八三	五、二〇八、四四九

第四章　可耕地面積

第一款　可耕地面積

狀況の相似たる數縣を一括して左の經濟的分區をなし農耕地の可耕力を表示する。(滿蒙の大勢に據る)

南滿洲

一、大連區　關東州復縣の一州一縣
二、安東區　岫巖、莊河、鳳城、安東、寛甸、桓仁の六縣
三、奉天區　瀋陽、撫順、本溪、興京の四縣
四、遼陽區　蓋平、海城、遼陽の三縣
五、新民區　遼中、臺安、黑山、彰武、新民の五縣
六、營口區　盤山、營口、北鎭の三縣
七、鐵嶺區　鐵嶺、法庫、康平の三縣
八、開原區　開原、東豐、西豐、西安、海龍、柳河、輝南の七縣

九、懷德區　懷德、伊通、雙陽の三縣
一〇、昌圖區　昌圖、梨樹、雙山、遼源、通遼の五縣
一一、吉長區　長春、吉林、舒蘭、農安、德惠の五縣
一三、長嶺區　長嶺縣及南郭爾羅斯の一旗

以上第一南滿洲

一、通化區　通化、輯安、臨江の三縣
二、長白區　長白、安圖、撫松の三縣
三、新邱區　綏東、阜新の二縣
四、樺甸區　磐石、樺甸、濛江の三縣
五、達爾漢區　達爾漢、博王、賓圖王の三旗
六、開魯區　開魯の一縣東札魯特、西札魯特、阿魯科爾沁の三旗
七、洮南區　開通、洮南、瞻楡、安廣、洮安の五縣
八、洮北區　鎭東、突泉の二縣、圖什業圖、札薩克圖、蘇鄂公の三旗

以上第二南滿洲

一、延吉區　琿春、延吉、和龍、汪淸の四縣
二、敦化區　敦化、額穆の二縣
以上間島

北滿洲

一、哈爾賓區　扶餘、楡樹、五常、阿城、雙城、賓江の六縣
二、賓州區　賓、同賓の二縣
三、呼蘭區　呼蘭、蘭西、巴彥、木蘭、綏化、海倫、望奎、靑岡の八縣
四、慶城區　慶城、綏楞、通北の三縣鐵驪の一設治局
五、肇州區　肇州、肇東、大賚の三縣
六、三姓區　方正、依蘭、樺川、富錦、寶淸、勃利の六縣
七、湯原區　通河、湯原の二縣
八、寧古塔區　寧安、東寧、穆稜、密山の四縣
以上第一北滿洲
一、龍門區　龍鎭、拜泉、克山、訥河の四縣

二、齊齊哈爾區　龍江の一縣、景星、索倫山の二設治局
三、安　達　區　安達、林甸、泰來の三縣、武興の一設治局
四、同　江　區　同江、綏遠、饒河、虎林の四縣
五、嫩　江　區　嫩江の一縣、布西の一設治局
以上第二北滿洲

遼西及熱河
一、錦　州　區　錦、義、錦西、興城、綏中の五縣
二、凌　源　區　朝陽、凌源、平泉の三縣
三、赤　峰　區　建平、赤峰、圍場の三縣
四、林　西　區　林西、經棚の二縣、小巴林、大巴林、克什克騰の三旗
五、熱　河　區　承德、灤平、豐寧、隆化の四縣

沿黑龍地方
一、黑　河　區　羅北、璦琿、漠河、呼瑪の四縣、綏東、烏雲の二設治局
二、呼　倫　區　呼倫貝爾地方（舊呼倫、臚濱、室葦の三縣）

地方	總面積（天地）	總面積に對する地形の割合 不可耕地	丘地	平地	可耕地	可耕地の極限（天地）	實際可耕地面積（天地）	總面積に對する割合
1 大連區	一、二九二、六五〇	三〇%	五〇%	二〇%	四〇%	五一七、一〇〇	四五二、五〇〇	三四・九%
2 安東區	三、八三五、二八〇	六五	二五	一〇	二〇	七六七、一〇〇	六九一、九〇〇	一八・〇
3 奉天區	二、七一八、三三〇	六〇	二五	一五	二四	六五二、四〇〇	六三一、五〇〇	二三・二
4 遼陽區	二、〇六八、二四〇	三〇	四〇	三〇	四三	八八九、三〇〇	八五八、一〇〇	四一・四
5 新民區	一、九六五、三五〇	四〇	一五	四五	四一	八〇五、八〇〇	七八四、一〇〇	四三・六
6 營口區	七三〇、四一〇	三五	一五	五〇	四五	三二八、七〇〇	三〇一、二〇〇	四一・二
7 鐵嶺區	一、一九四、七六〇	三〇	二五	四五	四六	五四九、六〇〇	五一〇、三〇〇	四二・七
8 開原區	三、〇二三、〇四〇	二五	三五	四〇	四八	一、四五〇、六〇〇	一、四二五、五〇〇	四七・一
9 懷德區	一、三三〇、三〇〇	二〇	二五	五五	五四	七一八、四〇〇	六九七、一〇〇	五二・四
10 昌圖區	一、八二七、二八〇	二五	一五	六〇	五三	九六八、五〇〇	九三二、〇〇〇	五一・〇
11 吉長區	四、〇二六、〇四〇	三〇	二〇	五〇	四八	一、九三二、五〇〇	一、八七六、一〇〇	四六・五
12 長嶺區	一、九三七、七二〇	四〇	一〇	五〇	四三	八三三、二〇〇	六三七、六〇〇	三二・九
第一南滿洲計	二五、九四八、三八〇	ー	ー	ー	四〇・〇二	一〇、四一三、二〇〇	九、七九七、九〇〇	三七・七
1 通化區	一、九九〇、四二〇	八〇	一五	五	一二	二三八、九〇〇	一五四、五〇〇	七・七
2 長白區	二、二一六、三三〇	八五	一〇	五	九	一九九、五〇〇	五二、〇〇〇	二・五
3 新邱區	二、六五〇、五六〇	六五	二〇	一五	二一	五五六、六〇〇	三七四、四〇〇	一四・一
4 樺甸區	二、七二八、三七〇	七〇	二〇	一〇	一八	四九一、一〇〇	三四一、七〇〇	一二・五
5 達爾漢區	四、八九七、〇一〇	五五	一五	三〇	三〇	一、四六九、一〇〇	五〇一、七〇〇	一〇・二

6 開魯區	四,一〇三,八五〇	五五	一五	三〇	三〇	一,二三一,二〇〇	四二五,七〇〇	一〇・三
7 洮南區	二,五九二,八三〇	四〇	一五	二五	三四	八八一,〇〇〇	七二六,〇〇〇	二八・[illegible]
8 洮北區	五,六七五,一一〇	五〇	二〇	三〇	三三	一,八七二,八〇〇	六二三,〇〇〇	一〇・九
第二南滿洲計	二六,八五四,四九〇	—	—	—	二五・七	六,九二〇,八〇〇	三,一九九,六〇〇	一一・九
1 延吉區	三,二九八,一四〇	六五	二五	一〇	二〇	六五九,六〇〇	四四八,〇〇〇	一三・五
2 敦化區	一,四八五,九二〇	六五	二〇	一五	二二	三二二,〇〇〇	二〇六,四〇〇	一三・八
間島計	四,七八四,〇六〇	—	—	—	二〇・三	九七一,六〇〇	六五四,四〇〇	一三・六
南滿洲合計	五七,五八六,九三〇	—	—	—	三一・八	一八,三〇三,六〇〇	一三,六五一,九〇〇	二三・七
1 哈爾賓區	三,三七〇,九三〇	二五	二〇	五五	五一	一,七一九,二〇〇	一,五四七,九〇〇	四五・九
2 賓州區	一,七八三,一〇〇	五五	二〇	二五	二九	五一六,八〇〇	四四五,六〇〇	二五・〇
3 呼蘭區	三,四一六,一一〇	三〇	一五	五五	四九	一,六七三,九〇〇	一,四三九,二〇〇	四二・一
4 慶城區	二,四九三,四三〇	六〇	二〇	二〇	二五	六二三,一〇〇	四八四,一〇〇	一九・四
5 肇州區	三,〇七九,七七〇	五五	一〇	三五	三一	九五四,七〇〇	五九六,七〇〇	一九・三
6 三姓區	四,七三八,八三〇	七〇	一五	一五	一九	九〇〇,四〇〇	六二六,九〇〇	一三・二
7 湯原區	四,四四三,七〇〇	七〇	一〇	二〇	二〇	八八八,五〇〇	六〇六,五〇〇	一三・四
8 寧古塔區	五,六〇九,八五〇	七〇	一五	一五	一九	一,〇六五,九〇〇	七二四,九〇〇	一二・九
第一北滿洲計	二八,九三三,七七〇	—	—	—	二八・八	八,三四二,五〇〇	六,四七一,八〇〇	二二・三
1 龍門區	五,三三一,二四〇	五〇	二〇	三〇	三三	一,七五九,三〇〇	一,〇五〇,一〇〇	一九・六
2 齊齊哈爾區	六,五九六,二八〇	七五	一〇	一五	一六	一,〇五五,四〇〇	三八八,三〇〇	五・八
3 安達區	三,四八一,三七〇	八	五	一五	一四	四八七,四〇〇	一九二,三〇〇	五・五

4 同江區	四、一八九、一九〇	五五	二〇	二五	二九	一、二二四、九〇〇	三七六、〇〇〇	八・九
5 嫩江區	一八、二四七、七〇〇	八五	五	一〇	一〇	一、八二四、八〇〇	三九四、三〇〇	二・一
第二北滿洲計	三七、八四五、七八〇	—	—	—	一六・三	六、三四一、八〇〇	二、四五五、〇〇〇	六・三
1 黑河區	一九、三三九、一一〇	八五	五	一〇	一〇	一、九三三、九〇〇	二三七、三〇〇	一・二
2 呼倫貝爾區	三、七八〇、七六〇	八五	五	一〇	一〇	二、二七八、一〇〇	一一七、四〇〇	〇・五
沿黑龍地方計	四三、〇〇九、八七〇	—	—	—	一〇・〇	四、二〇一、〇〇〇	三四六、一〇〇	〇・八
北滿洲合計	一〇八、七六八、四二〇	—	—	—	一七・三	一八、八八五、三〇〇	九、二七三、九〇〇	八・四
1 錦州區	一、六五四、〇九〇	三五	四五	三〇	四五	七四四、三〇〇	六七五、七〇〇	四〇・八
2 凌源區	四、七三三、八六〇	六五	二五	一〇	二〇	九四六、八〇〇	九一四、三〇〇	一九・三
3 赤峯區	六、一六七、〇七〇	六五	一五	二〇	二二	一、二九五、一〇〇	一、〇八二、四〇〇	一七・五
4 林西區	四、五五五、六五〇	七〇	一五	一五	一九	九五六、七〇〇	四六八、七〇〇	一〇・三
5 熱河區	三、三一〇、六九〇	八〇	一五	五	一一	三六四、一〇〇	三二六、四〇〇	九・八
遼西及熱河計	二〇、四二一、三二〇	—	—	—	二一・〇	四、三〇七、一〇〇	三、四六六、五〇〇	一六・九
滿蒙總計	一六六、九九六、七二〇	—	—	—	二三・八	四一、四九八、〇〇〇	二六、三九一、三〇〇	一四・四

第二款　既墾地面積と可耕地

地方	人口	總面積	可耕地 極限	可耕地 實際	大正四年既墾地	總面積との割合	極限可耕地との割合	人口一人當耕地	過去九年每年平均增加數	推定大正五年既墾地
1 大連區	八九六、六〇〇	一、二九二、六五〇天地	五一七、一〇〇天地	四五二、五〇〇天地	四三六、三〇〇天地	三三・七五%	八四・三七%	四・八七畝	三、二〇〇天地	四三九、五〇〇天地

2	安東區	一,三三一,二〇〇	三,八三五,二八〇	七六七,一〇〇	六九一,九〇〇	六七三,一〇〇	一七・五五	八七・七五	五・四六	三,七〇〇	六七六,八〇〇
3	奉天區	一,三三九,一〇〇	二,七一八,三三〇	六五三,四〇〇	六三一,五〇〇	六二六,三〇〇	二三・〇四	九五・九七	五・〇四	一,〇〇〇	六二七,三〇〇
4	遼陽區	一,六九八,一〇〇	二,〇六八,二四〇	八八九,三〇〇	八五八,一〇〇	八五〇,三〇〇	四一・一二	九五・六一	五・〇二	一,六〇〇	八五一,九〇〇
5	新民區	一,二四一,〇〇〇	一,九六五,三三〇	八〇五,八〇〇	七八四,一〇〇	七七八,七〇〇	三九・六七	九六・六四	六・三七	一,一〇〇	七七九,八〇〇
6	營口區	五三三,一〇〇	七三〇,四一〇	三二八,七〇〇	三〇一,二〇〇	二九四,三〇〇	四〇・二九	八九・五三	五・五一	一,二〇〇	二九五,五〇〇
7	鐵嶺區	七二九,〇〇〇	一,一九四,七六〇	五四九,六〇〇	五一〇,三〇〇	五〇〇,三〇〇	四一・八九	九一・〇七	六・八六	二,〇〇〇	五〇二,三〇〇
8	開原區	一,三九九,五〇〇	三,〇三三,〇四〇	一,四五〇,六〇〇	一,四二五,五〇〇	一,二〇五,五〇〇	三九・八九	八三・一〇	八・六一	三五,三〇〇	一,二四〇,八〇〇
9	懷德區	八六三,七〇〇	一,三三〇,三〇〇	七一八,四〇〇	六九七,一〇〇	六八七,九〇〇	五一・七一	九五・七五	七・九七	一,九〇〇	六八九,八〇〇
10	昌圖區	九三八,一〇〇	一,八二七,二八〇	九六八,五〇〇	九三一,〇〇〇	七八五,九〇〇	四三・〇二	九二・一八	八・三七	二一,六〇〇	八〇七,五〇〇
11	吉長區	二,〇一一,四〇〇	四,〇六六,〇四〇	一,九三三,五〇〇	一,八七六,一〇〇	一,七五四,四〇〇	四三・五七	九〇・七八	八・七三	二九,七〇〇	一,七八四,一〇〇
12	長嶺區	一六〇,八〇〇	一,九三七,七三〇	八三三,三〇〇	六三七,六〇〇	一八一,三〇〇	九・三六	二一・七六	一一・三六	一一,五〇〇	一九二,八〇〇
	南滿洲第一計	一三,九四〇,六〇〇	二五,九四八,三八〇	一〇,四一三,二〇〇	九,七九七,九〇〇	八,七七四,五〇〇	三三・八一	八四・二六	六・七八	一一三,八〇〇	八,八八八,三〇〇
1	通化區	二三三,〇〇〇	一,九九〇,四三〇	二一八,九〇〇	一五四,五〇〇	一二六,九〇〇	六・三八	五七・九七	五・四四	二,七〇〇	一二九,六〇〇
2	長白區	二五,〇〇〇	二,二一六,三三〇	一九九,五〇〇	五三,〇〇〇	一五,一〇〇	〇・六八	七・五七	六・〇四	三〇〇	一五,四〇〇
3	新邱區	四一〇,〇〇〇	二,六五〇,五八〇	五五六,六〇〇	三七四,四〇〇	二五三,〇〇〇	九・五五	四五・四五	六・〇三	五,八〇〇	二五八,八〇〇
4	樺甸區	二三七,〇〇〇	二,七三八,三七〇	四九一,一〇〇	三四一,七〇〇	一九三,二〇〇	七・〇四	三九・三四	八・一〇	三,八〇〇	一九六,〇〇〇
5	達爾漢區	一六〇,〇〇〇	四,八九七,〇一〇	一,四六九,一〇〇	五〇一,七〇〇	八七,一〇〇	一・七八	五・九三	五・四四	四,二〇〇	九一,三〇〇
6	開魯區	一二九,〇〇〇	四,一〇三,八六〇	一,二三一,二〇〇	四二五,七〇〇	八〇,五〇〇	一・九六	六・五四	六・一一	三,三〇〇	八三,八〇〇
7	洮南區	一三一,〇〇〇	二,五九三,八三〇	八八一,六〇〇	七二六,六〇〇	一〇六,四〇〇	四・一〇	一二・〇七	八・一三	三,三〇〇	一〇九,七〇〇
8	洮北區	一三七,〇〇〇	五,六七五,一一〇	一,八七三,八〇〇	六三五,〇〇〇	八七,三〇〇	一・五四	四・六六	六・三五	一,三〇〇	八八,六〇〇
	南滿洲第二計	一,四八二,〇〇〇	二六,八五四,四九〇	六,九二〇,八〇〇	三,一九九,六〇〇	九四八,五〇〇	三・五三	一三・七一	六・四〇	二四,七〇〇	九七三,二〇〇

1 延吉區	二二四、四〇〇	三、二九八、一四〇	六五九、六〇〇	四四八、〇〇〇	一三〇、五〇〇	三・九六	一九・七八	五・八一	三、五〇〇	一三四、〇〇〇
2 敦化區	七三、〇〇〇	一、四八五、九二〇	三一二、〇〇〇	二〇六、四〇〇	四八、〇〇〇	三・二三	一五・三七	六・五七	八〇〇	四八、八〇〇
間島計	二九七、四〇〇	四、七八四、〇六〇	九七一、六〇〇	六五四、四〇〇	一七八、五〇〇	三・七三	一八・三七	六・〇〇	四、三〇〇	一八二、八〇〇
南滿洲合計	一四、七二〇、〇〇〇	五七、五八六、九三〇	一八、三〇五、六〇〇	一三、六五一、九〇〇	九、九〇一、五〇〇	一七・一九	五四・〇九	六・七三	一四三、八〇〇	一〇、〇四四、三〇〇
1 哈爾賓區	一、五八六、六〇〇	三、三七〇、九三〇	一、七一九、二〇〇	一、五四七、九〇〇	一、五〇五、一〇〇	四四・六五	八七・五四	九・四八	一一、四〇〇	一、五一六、五〇〇
2 賓州區	四三〇、三〇〇	一、七八二、一〇〇	五一六、八〇〇	四四五、六〇〇	三七四、三〇〇	二一・〇〇	七三・四三	八・九〇	一七、二〇〇	三九一、五〇〇
3 呼蘭區	一、三八五、〇〇〇	三、四一六、一一〇	一、六七三、九〇〇	一、四三九、二〇〇	一、三八〇、五〇〇	四〇・四一	八三・四七	一〇・七四	一四、七〇〇	一、三九五、二〇〇
4 慶城區	二六四、〇〇〇	二、四九二、四三〇	六二三、一〇〇	四八四、一〇〇	二七五、六〇〇	一一・〇六	六〇・二八	一〇・四二	三六、七〇〇	三一二、三〇〇
5 肇州區	一五五、〇〇〇	三、〇九九、七七〇	九五四、七〇〇	五九六、七〇〇	二三八、六〇〇	七・七五	二四・九九	一五・三九	三三、四〇〇	二七一、〇〇〇
6 三姓區	一八一、二〇〇	四、七三八、八八〇	九〇〇、四〇〇	六二六、九〇〇	二二六、六〇〇	四・五七	二四・〇五	一一・九五	三七、三〇〇	二五三、九〇〇
7 湯原區	一〇九、〇〇〇	四、四四二、七〇〇	八八八、五〇〇	六〇六、五〇〇	一八三、六〇〇	四・一三	二〇・六六	一六・八四	三八、四〇〇	二三三、〇〇〇
8 寧古塔區	一八一、六〇〇	五、六〇九、八五〇	一、〇六五、九〇〇	七二四、九〇〇	二二三、三〇〇	三・八〇	二〇・〇一	一一・七四	四六、五〇〇	二五九、八〇〇
第一北滿洲計	四、二八二、七〇〇	二八、九三二、七七〇	八、三四二、五〇〇	六、四七一、八〇〇	四、三八七、六〇〇	一五・一六	五二・五九	一〇・四八	二三四、六〇〇	四、六二三、二〇〇
1 龍門區	一三七、〇〇〇	五、三三二、二四〇	一、七五九、三〇〇	一、〇五〇、一〇〇	一三一、三〇〇	二・二八	六・八九	八・八一	七、一〇〇	一三八、四〇〇
2 齊齊哈爾區	一六三、〇〇〇	六、五九六、二六〇	一、〇五五、四〇〇	三八八、三〇〇	一〇三、四〇〇	一・五五	九・七〇	六・三三	三、七〇〇	一〇六、一六六
3 安達區	一〇四、〇〇〇	三、四八一、三七〇	四八七、四〇〇	一九二、三〇〇	一一八、五〇〇	三・四四	二四・三一	一一・三八	三、三〇〇	一二一、八〇〇
4 同江區	一五、五〇〇	四、一八九、一九〇	一、二一四、九〇〇	三七六、〇〇〇	一六、五〇〇	〇・三九	一・三五	一〇・七一	一、二〇〇	一七、七〇〇
5 嫩江區	五八、〇〇〇	一八、二四七、七〇〇	一、八二四、八〇〇	三九四、三〇〇	三六、七〇〇	〇・二〇	二・〇一	六・三三	九〇〇	三七、六〇〇
第二北滿洲計	四七六、四〇〇	三七、八四五、七八〇	六、三四一、八〇〇	二、四五五、〇〇〇	三九五、四〇〇	一・〇四	六・二三	八・三〇	一六、二〇〇	四二一、六〇〇

1 黒河區	一二三、〇〇〇	一六、二三九、二一〇	一、九二三、九〇〇	二三七、三〇〇	三八、九〇〇	〇・二〇	二・〇三	三・一八	八〇〇	三九、七〇〇
2 呼倫貝爾區	九八、〇〇〇	三、七八〇、七八〇	二、二七八、一〇〇	一一七、四〇〇	五、一〇〇	〇・〇三	〇・三三	〇・五三	一〇〇	五、一〇〇
沿黒龍地方計	二二三、〇〇〇	四二、〇〇九、八七〇	四、二〇一、〇〇〇	三四六、一〇〇	四四、〇〇〇	〇・一一	一・〇五	一・〇三	九〇〇	四四、九〇〇
北満洲合計	四、八七九、一〇〇	一〇八、七八八、四三〇	一八、八八五、三〇〇	九、二七二、九〇〇	四、八二七、〇〇〇	四・四四	二五・五六	九・八八	三五一、七〇〇	五、〇七八、七〇〇
1 錦州區	一、〇七二、〇〇〇	一、六五四、〇八〇	七四四、三〇〇	六七五、七〇〇	六五八、三〇〇	三九・八一	八八・四七	六・一四	四、〇〇〇	六六三、一〇〇
2 凌源區	一、七九九、〇〇〇	四、七三三、八六〇	九四六、八〇〇	九一四、三〇〇	九〇六、二〇〇	一九・一四	九五・七一	五・〇三	二、二〇〇	九〇八、四〇〇
3 赤峯區	一、〇九四、〇〇〇	六、一六七、〇七〇	一、二九五、一〇〇	一、〇八二、四〇〇	五八二、八〇〇	九・四五	四五・〇〇	五・三三	一二、七〇〇	五九五、五〇〇
4 林西區	二三九、〇〇〇	四、五五五、六五〇	九五八、七〇〇	四六八、七〇〇	一四三、三〇〇	三・一四	一四・九七	六・二六	六、二〇〇	一四九、五〇〇
5 熱河區	六八五、〇〇〇	三、三一〇、六九〇	三一四、三〇〇	三一六、四〇〇	三一六、九〇〇	九・五七	八七・〇一	四・六〇	三、〇〇〇	三一九、九〇〇
遼西及熱河計	四、八六九、〇〇	二〇、四二一、三六〇	四、三一七、一〇〇	三、四六六、五〇〇	二、六〇七、七〇〇	一二・七七	六〇・五五	五・四〇	二八、七〇〇	二、六三六、四〇〇
満蒙總計	二四、四七八、一〇〇	一八六、七九六、七一〇	四一、四九八、〇〇〇	二六、五九一、三〇〇	一七、三三六、二〇〇	九・二八	四一・七五	七・〇八	四三三、〇〇〇	一七、七五九、四〇〇

第三款　未墾地面積と可耕地

地方	可耕地極限	大正四年既墾地	未墾地極限	未墾地實際耕作率	實際未墾地	修正實際可耕地	耕地每年增加數	未墾地耕竣年月
1 大連區	天地 五一七、一〇〇	天地 四三六、三〇〇	天地 八〇、八〇〇	二〇・〇%	天地 一六、二〇〇	天地 四五二、五〇〇	天地 三、二〇〇	六
2 安東區	七六七、一〇〇	六七三、一〇〇	九四、〇〇〇	二〇・〇	一八、八〇〇	六九一、九〇〇	三、七〇〇	六
3 奉天區	六五三、四〇〇	六二七、三〇〇	二六、一〇〇	二〇・〇	五、二〇〇	六三二、五〇〇	一、〇〇〇	六

4	遼陽區	八八九、三〇〇	八五〇、三〇〇	三九、〇〇〇	二〇・〇	七、八〇〇	八五八、一〇〇	一、六〇〇	五
5	新民區	八〇五、八〇〇	七七八、七〇〇	二七、一〇〇	二〇・〇	五、四〇〇	七八四、一〇〇	一、一〇〇	五
6	營口區	三三八、七〇〇	二九四、三〇〇	三四、四〇〇	二〇・〇	六、九〇〇	三〇一、二〇〇	一、二〇〇	六
7	鐵嶺區	五四九、六〇〇	五〇〇、五〇〇	四九、一〇〇	二〇・〇	九、八〇〇	五一〇、三〇〇	二、〇〇〇	五
8	開原區	一、四五〇、六〇〇	一、二〇五、五〇〇	二四五、一〇〇	九〇・〇	二三〇、〇〇〇	一、四三五、五〇〇	三五、三〇〇	五
9	懷德區	七一八、四〇〇	六八七、九〇〇	三〇、五〇〇	三〇・〇	九、二〇〇	六九七、一〇〇	一、九〇〇	五
10	昌圖區	九六八、五〇〇	七八五、九〇〇	一八二、六〇〇	八〇・〇	一四六、一〇〇	九三二、〇〇〇	二一、六〇〇	七
11	吉長區	一、九三二、五〇〇	一、七五四、四〇〇	一七八、一〇〇	七〇・〇	一三一、七〇〇	一、八七六、一〇〇	二九、七〇〇	五
12	長嶺區	八三三、二〇〇	一八一、三〇〇	六五一、九〇〇	七〇・〇	四五六、三〇〇	六三七、六〇〇	一一、五〇〇	四〇
	第一南滿洲計	一〇、四一三、二〇〇	八、七七四、五〇〇	一、六三八、七〇〇	—	一〇一三、四〇〇	九、七九七、九〇〇	一一三、八〇〇	九
1	通化區	二一八、九〇〇	一二六、九〇〇	九二、〇〇〇	三〇・〇	二七、六〇〇	一五四、五〇〇	二七、〇〇	一一
2	長白區	一九九、五〇〇	一五、一〇〇	一八四、四〇〇	二〇・〇	三六、九〇〇	五二、〇〇〇	三〇〇	一三
3	新邱區	五五六、六〇〇	二五三、〇〇〇	三〇三、六〇〇	四〇・〇	一二一、四〇〇	三七四、四〇〇	五、八〇〇	二
4	樺甸區	四九一、一〇〇	一九二、二〇〇	二九八、九〇〇	五〇・〇	一四九、五〇〇	三四一、七〇〇	三、八〇〇	四〇
5	達爾漢區	一、四六九、一〇〇	八七、一〇〇	一、三八二、〇〇〇	三〇・〇	四一四、六〇〇	五〇一、七〇〇	四、二〇〇	九九
6	開魯區	一、二三一、二〇〇	八〇、五〇〇	一、一五〇、七〇〇	三〇・〇	三四五、二〇〇	四二五、七〇〇	三、三〇〇	一〇五
7	洮南區	八八一、六〇〇	一〇六、四〇〇	七七五、二〇〇	八〇・〇	六二〇、二〇〇	七二六、六〇〇	三、三〇〇	一八八
8	洮北區	一、八七三、八〇〇	八七、三〇〇	一、七八五、五〇〇	三〇・〇	五三五、七〇〇	六二三、〇〇〇	一、三〇〇	四一三
	第二南滿洲計	六、九二〇、八〇〇	九四八、五〇〇	五、九七二、三〇〇	—	二、二五一、一〇〇	三、一九九、六〇〇	二四、七〇〇	九二

1	延吉區	六五九,六〇〇	一三〇,五〇〇	五二九,一〇〇	六〇·〇	三一七,五〇〇	四四八,〇〇〇	三,五〇〇	九二
2	敦化區	三一二,〇〇〇	四八,〇〇〇	二六四,〇〇〇	六〇·〇	一五八,四〇〇	二〇六,四〇〇	八〇〇	一九八
	島間計	九七一,六〇〇	一七八,五〇〇	七九三,一〇〇	—	四七五,九〇〇	六五四,四〇〇	四,三〇〇	二二
	南滿洲合計	一八,三〇五,六〇〇	九,九〇一,五〇〇	八,四〇四,一〇〇	—	三,七五〇,四〇〇	一三,六五一,九〇〇	一四三,八〇〇	二七
1	哈爾賓區	一,七一九,二〇〇	一,五〇五,一〇〇	二一四,一〇〇	二〇·〇	四二,八〇〇	一,五四七,九〇〇	二一,四〇〇	四
2	賓州區	五一六,八〇〇	三七四,三〇〇	一四二,五〇〇	五〇·〇	七一,三〇〇	四四五,六〇〇	一七,二〇〇	六
3	呼蘭區	一,六七三,九〇〇	一,三八〇,五〇〇	二九三,四〇〇	二〇·〇	五八,七〇〇	一,四三九,二〇〇	一四,七〇〇	四
4	慶城區	六二三,一〇〇	二七五,六〇〇	三四七,五〇〇	六〇·〇	二〇八,五〇〇	四八四,一〇〇	三六,七〇〇	六
5	肇州區	九五四,七〇〇	二三八,六〇〇	七一六,一〇〇	五〇·〇	三五八,一〇〇	五九六,七〇〇	三三,四〇〇	二二
6	三姓區	九〇〇,四〇〇	二一六,六〇〇	六八三,八〇〇	六〇·〇	四一〇,三〇〇	六二六,九〇〇	三七,三〇〇	二二
7	湯原區	八八八,五〇〇	一八三,六〇〇	七〇四,九〇〇	六〇·〇	四二二,九〇〇	六〇六,五〇〇	三八,四〇〇	二二
8	寧古塔區	一,〇六五,九〇〇	二一三,三〇〇	八五二,六〇〇	六〇·〇	五一一,六〇〇	七二四,九〇〇	四八,五〇〇	一三
	第一北滿洲計	八,三四二,五〇〇	四,三八七,六〇〇	三,九五四,九〇〇	—	二,〇八四,二〇〇	六,四七一,八〇〇	二三四,六〇〇	九
1	龍門區	一,七五九,三〇〇	一二一,三〇〇	一,六三八,〇〇〇	六〇·〇	九八二,八〇〇	一,一〇四,一〇〇	七,一〇〇	一三
2	齊齊哈爾區	一,〇五五,四〇〇	一〇二,四〇〇	九五三,〇〇〇	三〇·〇	二八五,九〇〇	三八八,三〇〇	一三,七〇〇	七八
3	安達區	四八七,四〇〇	一一八,五〇〇	三六八,九〇〇	二〇·〇	七三,八〇〇	一九二,三〇〇	三,三〇〇	二三
4	同江區	一,二一四,九〇〇	一六,五〇〇	一,一九八,四〇〇	三〇·〇	三五九,五〇〇	三七六,〇〇〇	五〇〇	七九
5	嫩江區	一,八二四,八〇〇	五六,七〇〇	一,七六八,一〇〇	二〇·〇	三三七,六〇〇	三九四,三〇〇	一,六〇〇	二四
	第二北滿洲計	六,三四一,八〇〇	四一五,四〇〇	五,九二六,四〇〇	—	二,〇三九,六〇〇	二,四五五,〇〇〇	二六,二〇〇	三四

1 黒河區	一,九二三,九〇〇	三八,九〇〇	一,八八四,〇〇〇	一〇・〇	一八八,四〇〇	二二七,三〇〇	八〇〇	二三六
2 呼倫貝爾區	二,二七八,一〇〇	五,一〇〇	二,二七三,〇〇〇	五・〇	一一三,七〇〇	一一八,八〇〇	一〇〇	一,一七四
沿黒龍地方計	四,二〇二,〇〇〇	四四,〇〇〇	四,一五七,〇〇〇	—	三〇二,一〇〇	三四六,一〇〇	九〇〇	三三五
北滿洲合計	一八,八八五,三〇〇	四,八二七,〇〇〇	一四,〇五八,三〇〇	—	四,四四五,九〇〇	九,二七二,九〇〇	二五一,七〇〇	一八
1 錦州區	七四四,三〇〇	六五八,五〇〇	八五,八〇〇	二〇・〇	一七,二〇〇	六七五,七〇〇	四,六〇〇	四
2 凌源區	九四六,八〇〇	九〇六,二〇〇	四〇,六〇〇	二〇・〇	八,一〇〇	九一四,三〇〇	二,二〇〇	四
3 赤峯區	一,二九五,一〇〇	五八二,八〇〇	七一二,三〇〇	七〇・〇	四九八,六〇〇	一,〇八一,四〇〇	一二,七〇〇	四〇
4 林西區	九五六,七〇〇	一四三,三〇〇	八一三,四〇〇	四〇・〇	三二五,四〇〇	四六八,七〇〇	六,二〇〇	五三
5 熱河區	三六四,二〇〇	三一六,九〇〇	四七,三〇〇	二〇・〇	九,五〇〇	三二六,四〇〇	三,〇〇〇	四
遼西及熱河計	四,三〇七,一〇〇	二,六〇七,七〇〇	一,六九九,四〇〇	—	八五八,八〇〇	三,四六六,四〇〇	二八,七〇〇	三〇
滿蒙合計	四二,四九八,〇〇〇	一七,二三六,二〇〇	二四,一六一,八〇〇	—	九,〇五五,一〇〇	二六,三九一,三〇〇	四三三,二〇〇	三三

第四款　各省各縣別可耕地明細表

地方 道	地方 縣	總面積	可耕地	總面積に對する割合	大正四年度既墾地	總面積に對する割合	可耕地に對する割合	未墾地	實際に耕作せられ得べき未墾地	實際に耕作せられ得べき可耕地	平均毎年增加耕地豫想數
遼瀋道	瀋陽	天地 五四七,一八〇	天地 二八八,九〇〇	% 五二・七九	天地 二八四,八〇〇	% 五二・〇四	% 九八・五八	天地 四,一〇〇	天地 八〇〇	天地 二八五,六〇〇	天地 一〇〇
	鐵嶺	三九六,五八〇	一九七,七〇〇	四九・八五	一八二,五〇〇	四六・二七	九二・三一	一五,二〇〇	三,〇〇〇	一八五,五〇〇	四〇〇
	開原	五九九,八九〇	二一〇,二〇〇	三五・〇五	一九八,八〇〇	三三・一四	九四・五八	一一,四〇〇	九,七〇〇	二〇八,五〇〇	二,〇〇〇

東豐	四一一、六四〇	二四八、二〇〇	六〇・二九	二一九、四〇〇	五三・二九	八八・四九	二八、八〇〇	二五、九〇〇	二四五、三〇〇	三、〇〇〇(?)
西豐	三八九、〇五〇	二三五、二〇〇	六〇・四五	二一八、四〇〇	五六・一四	九二・八六	一六、八〇〇	一五、一〇〇	二三五、五〇〇	三、九〇〇(?)
西安	三五八、九三〇	二二一、五〇〇	六二・七一	二二一、四〇〇	五八・九〇	九五・四四	一〇、一〇〇	九、一〇〇	二三〇、五〇〇	二、七〇〇(?)
營口	一六〇、六四〇	八九、二〇〇	五五・五三	八四、六〇〇	五二・六六	九四・八四	四、六〇〇	九〇〇	八五、五〇〇	二〇〇
遼陽	八七三、四八〇	三七〇、六〇〇	四二・四四	三五三、六〇〇	四〇・四八	九五・四一	一七、〇〇〇	三、四〇〇	三五七、〇〇〇	七〇〇
遼中	二九一、一六〇	一九六、五〇〇	六七・四五	一九一、二〇〇	六五・六七	九七・四〇	五、三〇〇	一、〇〇〇	一九三、二〇〇	二〇〇
臺安	二六三、五五〇	一三六、〇〇〇	五一・六〇	一三三、二〇〇	五〇・五四	九七・九四	二、八〇〇	六〇〇	一三三、八〇〇	二〇〇
黑山	三三六、三四〇	一四六、三〇〇	四三・五三	一四三、八〇〇	四二・七五	九八・二三	二、六〇〇	五〇〇	一四四、三〇〇	二〇〇
蓋平	六三七、五四〇	二六九、三〇〇	四二・二六	二五七、八〇〇	四〇・四四	九五・六九	一一、五〇〇	二、一〇〇	二五九、九〇〇	四〇〇
海城	五五七、二三〇	二四九、四〇〇	四四・七六	二三八、九〇〇	四二・八七	九五・七九	一〇、五〇〇	二、三〇〇	二四一、二〇〇	五〇〇
錦	四四一、七六〇	一八二、九〇〇	四一・四〇	一七三、四〇〇	三九・〇三	九四・二五	一〇、五〇〇	二、一〇〇	一七四、五〇〇	七〇〇
新民	五五四、七一〇	三五九、四〇〇	四六・七六	二五三、八〇〇	四五・七五	九七・八四	五、六〇〇	一、一〇〇	二五四、九〇〇	三〇〇
彰武	五一九、五七〇	六七、五〇〇	一三・九九	五六、七〇〇	一〇・九一	八四・〇〇	一〇、八〇〇	二、二〇〇	五八、九〇〇	二〇〇
盤山	三五八、九三〇	一〇六、九〇〇	二九・七八	八五、三〇〇	三三・七六	七九・七九	二一、六〇〇	四、三〇〇	八九、六〇〇	六〇〇
北鎮	二一〇、八四〇	一三三、六〇〇	六三・八九	一二四、四〇〇	五九・〇〇	九三・八二	八、三〇〇	一、七〇〇	一二六、一〇〇	四〇〇
義	三七九、〇一〇	二〇四、六〇〇	五三・九八	一九三、九〇〇	五〇・八九	九四・二八	一一、七〇〇	二、三〇〇	一九五、二〇〇	八〇〇
興城	二七六、一〇〇	一三一、六〇〇	四三・六八	九九、四〇〇	三三・三八	八一・七四	三二、二〇〇	四、五〇〇	一〇三、九〇〇	一、〇〇〇
綏中	三三六、三四〇	一二四、七〇〇	三七・〇七	九七、八〇〇	二九・〇八	七八・四三	二六、九〇〇	五、四〇〇	一〇三、二〇〇	一、一〇〇
錦西	二二〇、八八〇	一一〇、五〇〇	五〇・〇三	九六、〇〇〇	四三・四六	八六・八七	一四、五〇〇	二、九〇〇	九八、九〇〇	九〇〇
計	九、一三一、三四〇	四、一六九、八〇〇	四五・七一	三、八九七、一〇〇	四二・七三	九三・四六	二七三、七〇〇	一〇〇、九〇〇	三、九九八、〇〇〇	一九、六〇〇
東邊道 安東	二三三、四三〇	七二、五〇〇	三一・〇六	六七、二〇〇	二八・七八	九二・四一	五、三〇〇	一、一〇〇	六八、三〇〇	五〇〇

	興京	八九三,五六〇	一三三,二〇〇	一三・六八	一二三,二〇〇	二三・六七	九二・六四	九,〇〇〇	一,八〇〇	一一五,〇〇〇	六〇〇
	通化	六七〇,一七〇	八三,二〇〇	一二・二七	六三,三〇〇	九・四五	七七・〇二	一八,九〇〇	六,七〇〇	六九,〇〇〇	一,三〇〇
	鳳城	一,〇二一,五三〇	一五七,〇〇〇	一五・五三	一三二,〇〇〇	一三・〇四	八四・〇八	二五,〇〇〇	五,〇〇〇	一三七,〇〇〇	九〇〇
	寛甸	七四七,九八〇	一三八,五〇〇	一七・一八	一〇九,一〇〇	一四・五八	八四・七九	一九,四〇〇	三,九〇〇	一一三,〇〇〇	五〇〇
	桓仁	六一九,九七〇	一一一,六〇〇	一八・〇〇	九三,九〇〇	一五・一四	八四・一四	一七,七〇〇	三,五〇〇	九七,四〇〇	五〇〇
	臨江	七六八,〇二〇	六六,四〇〇	八・六五	一〇,六〇〇	一・三八	一五・九三	五五,八〇〇	一六,七〇〇	二七,三〇〇	三〇〇
	輯安	五五三,二〇〇	七〇,三〇〇	一二・七三	五三,〇〇〇	九・五九	七五・三九	一七,三〇〇	五,二〇〇	五八,二〇〇	一,一〇〇
	長白	六六二,六四〇	六六,二〇〇	九・九六	七,八〇〇	一・一八	一一・七八	五八,四〇〇	一一,七〇〇	一九,五〇〇	一〇〇
	安圖	六七〇,一七〇	六二,六〇〇	九・一三	二,四〇〇	〇・三六	三・九二	五九,二〇〇	一一,八〇〇	一四,二〇〇	一〇〇
	撫松	八八三,五二〇	七一,七〇〇	八・一三	四,九〇〇	〇・五五	六・八三	六六,八〇〇	一三,四〇〇	一八,三〇〇	一〇〇
	撫順	三六六,四六〇	一一五,八〇〇	三一・五九	一〇八,四〇〇	二九・五八	九三・六一	七,四〇〇	一,五〇〇	一〇九,九〇〇	一〇〇
	本溪	九一一,一三〇	一三五,五〇〇	一三・七七	一一九,九〇〇	一三・一六	九五・五四	五,六〇〇	一,一〇〇	一三一,〇〇〇	二〇〇
	海龍	四五六,八二〇	二五一,二〇〇	五四・九九	二〇二,五〇〇	四四・三三	八〇・六一	四八,七〇〇	四三,八〇〇	二四六,三〇〇	九,〇〇〇
	輝南	二六六,〇六〇	一〇六,五〇〇	四〇・〇三	四七,七〇〇	一七・九三	四四・七九	五八,八〇〇	五二,九〇〇	一〇〇,六〇〇	五,八〇〇
	柳河	五三九,六五〇	一七七,八〇〇	三三・九四	一〇七,三〇〇	一九・八八	六〇・三四	七〇,五〇〇	六三,五〇〇	一七〇,八〇〇	九,九〇〇
	岫巖	五三七,一四〇	一一一,三〇〇	二〇・七二	九三,四〇〇	一七・三八	八三・九二	一七,九〇〇	三,六〇〇	九七,〇〇〇	五〇〇
	莊河	六八五,二三〇	一八六,二〇〇	二七・一七	一七七,五〇〇	二五・九〇	九五・三三	八,七〇〇	一,七〇〇	一七九,二〇〇	八〇〇
	復	七四二,九六〇	二五三,九〇〇	二四・〇四	一九七,五〇〇	二六・五八	七八・〇九	五五,四〇〇	一一,一〇〇	二〇八,六〇〇	一,五〇〇
	計	一三,二一八,六八〇	二,三三七,四〇〇	一九・一三	一,七二一,六〇〇	一四・〇〇	七三・二三	六二五,八〇〇	二五九,〇〇〇	一,九七〇,六〇〇	三三,八〇〇
洮昌道	遼源	五〇九,五三〇	一六七,七〇〇	三二・九一	九三,二〇〇	一八・二九	五五・五八	七四,五〇〇	五九,六〇〇	一五三,八〇〇	九,五〇〇
	雙山	二三五,九四〇	一一四,三〇〇	四八・四四	三三,[illegible]〇〇	九・四五	一九・五一	九二,〇〇〇	七三,六〇〇	九五,九〇〇	三,三〇〇
	洮南	四五四,三一〇	一七八,二〇〇	三九・二三	四一,三〇〇	九・〇九	二三・一七	一三六,九〇〇	一〇九,五〇〇	一五〇,八〇〇	一,五〇〇

	突泉	七〇三、八〇〇	二六三、二〇〇	三七・二九	一三、〇〇〇	一・八五	四・九五	二四九、二〇〇	七四、八〇〇	八七、八〇〇	二〇〇
	瞻榆	七二三、八四〇	二三八、〇〇〇	三一・九八	八、二〇〇	一・一五	三・六一	二一九、八〇〇	一七五、七〇〇	一八五、九〇〇	一〇〇
	昌圖	五七四、八七〇	三六〇、七〇〇	六二・七一	三五三、二〇〇	六一・四四	九七・九二	七、五〇〇	六〇、〇〇〇	三五九、二〇〇	四、一〇〇
	康平	四六九、二七〇	一六四、三〇〇	三五・一〇	一三九、二〇〇	二九・六六	八四・七八	二三五、一〇〇	五、〇〇〇	一四四、二〇〇	九〇〇
	梨樹	四八六、九四〇	三三五、八〇〇	六六・九一	三一七、二〇〇	六六・二七	九七・三六	八、六〇〇	六、九〇〇	三二四、一〇〇	四、七〇〇
	懷德	三四八、八九〇	二六一、五〇〇	七四・九五	二五七、〇〇〇	七三・六六	九八・〇五	四、五〇〇	一、四〇〇	二五八、四〇〇	五〇〇
	開通	五五七、二二〇	一六三、三〇〇	二九・一三	一四、九〇〇	二・六七	九・一八	一四七、四〇〇	一二七、九〇〇	一三二、八〇〇	四〇〇
	洮安	三二一、二八〇	一三八、八〇〇	四〇・〇九	三三、七〇〇	七・〇七	一七・六二	一〇六、一〇〇	八四、九〇〇	一〇七、六〇〇	九〇〇
	安廣	五四七、一八〇	一八四、三〇〇	三三・六八	一九、三〇〇	三・五三	一〇・四七	一六五、〇〇〇	一五三、三〇〇	一五一、五〇〇	四〇〇
	鎮東	六〇七、四二〇	二三一、二〇〇	三八・〇三	二三、二〇〇	三・八二	一〇・〇三	二〇八、〇〇〇	六三、四〇〇	八五、六〇〇	五〇〇
	法庫	三六八、八一〇	一八七、六〇〇	五七・〇五	一七八、八〇〇	五四・三八	九五・三二	八、八〇〇	一、八〇〇	一八〇、六〇〇	七〇〇
	計	六、八七七、四〇〇	二、九五六、九〇〇	四三・九九	一、五〇三、五〇〇	二一・八六	五〇・八四	一、四五三、四〇〇	九一一、七〇〇	二、四一五、二〇〇	二三、八〇〇
合	計	二八、二二七、四二〇	九、四六四、一〇〇	三三・五四	七、一一三、二〇〇	二五・二五	七五・一四	三、五五一、九〇〇	一、一七一、六〇〇	八、三五三、八〇〇	八一、二〇〇
蒙古未開放地	×賓圖	四三一、六八〇	一三六、五〇〇	二九・九九	五、五〇〇	一・二〇	四・二七	一三一、〇〇〇	三六、三〇〇	四一、八〇〇	三〇〇
	×博王	一、〇五九、二二〇	三二七、八〇〇	三〇・〇〇	三二一、二〇〇	三〇・三四	一〇・一三	二八五、六〇〇	八五、七〇〇	一一七、九〇〇	一、四〇〇
	×達爾漢	三、四一六、一六〇	一、〇二四、八〇〇	二九・九九	四九、四〇〇	一・四五	四・八二	九七五、四〇〇	二九二、六〇〇	三四三、〇〇〇	三、五〇〇
	×圖什業圖	一、七六三、〇一〇	五三五、九〇〇	三〇・四一	二二、一〇〇	一・二五	四・一一	五一三、八〇〇	一五四、一〇〇	一七六、二〇〇	二〇〇
	×札薩克圖	一、六四四、〇五〇	五五八、〇〇〇	三三・五三	一七、〇〇〇	一・〇三	三・〇四	五四一、〇〇〇	一六二、三〇〇	一七九、三〇〇	二〇〇
	×蘇鄂公	九五八、八二〇	二八五、五〇〇	二九・七七	三、〇〇〇	一・二五	四・二〇	二七三、五〇〇	八二、一〇〇	九四、一〇〇	一〇〇
	計	九、二六一、九〇〇	二、八四八、五〇〇	三〇・七五	一三八、二〇〇	一・四九	四・八五	二、七一〇、三〇〇	八一三、一〇〇	九五一、三〇〇	四、七〇〇

	關東州	五四九、六九〇	二六四、二〇〇	四八・〇六	二三八、八〇〇	四三・五二	九〇・三八	二五、四〇〇	五、一〇〇	二四三、九〇〇	一、七〇〇
	奉天省合計	三八、〇二九、〇一〇	一二、五七六、八〇〇	三三・〇七	七、四八九、二〇〇	一九・七〇	五九・五七	五、〇八七、六〇〇	二、〇八九、八〇〇	九、五七九、〇〇〇	八七、六〇〇
吉長道	吉林	一、六六六、六四〇	五六七、七〇〇	三四・〇六	五二二、二〇〇	三一・三三	九一・九九	四五、五〇〇	三一、九〇〇	五五四、一〇〇	五、四〇〇
	雙陽	三三一、三三〇	一九八、〇〇〇	五九・七三	一八五、二〇〇	五五・八九	九三・五四	一二、八〇〇	三、一〇〇	一八八、三〇〇	八〇〇
	舒蘭	六〇四、九一〇	二三二、八〇〇	三八・四八	一七一、二〇〇	二八・三〇	七三・五四	六一、六〇〇	四三、一〇〇	二一四、三〇〇	四、八〇〇
	長春	六五〇、〇九〇	四〇九、五〇〇	六二・九九	三九九、八〇〇	六一・四九	九七・六五	九、七〇〇	六、八〇〇	四〇六、六〇〇	四、〇〇〇
	德惠	四九九、四九〇	三二三、六〇〇	七一・九一	二七二、二〇〇	五四・四九	八四・一二	五一、四〇〇	三三、〇〇〇	三〇五、二〇〇	一〇、六〇〇
	伊通	六五〇、〇九〇	二五八、九〇〇	三九・七八	二四五、七〇〇	三七・七九	九四・九〇	一三、二〇〇	四、七〇〇	二五〇、四〇〇	六〇〇
	樺甸	一、五九八、八七〇	一六九、一〇〇	一〇・五八	五五、二〇〇	三・四五	三二・六四	一一三、九〇〇	五七、〇〇〇	一一二、二〇〇	一、八〇〇
	濛江	五三七、一四〇	九六、四〇〇	一七・九五	九、五〇〇	一・七七	九・八五	八六、九〇〇	四三、五〇〇	五三、〇〇〇	四〇〇
	磐石	五九二、三六〇	二二五、六〇〇	三七・九二	一二七、五〇〇	二一・五三	五六・五一	九八、一〇〇	四九、〇〇〇	一七六、五〇〇	一、六〇〇
	農安	六〇四、九一〇	三九八、九〇〇	六五・九七	三八九、〇〇〇	六四・三二	九七・五二	九、九〇〇	六、九〇〇	三九五、九〇〇	四、九〇〇
	長嶺	六五〇、〇九〇	三五二、四〇〇	五四・二二	一二三、九〇〇	一九・〇六	三五・一六	二二八、五〇〇	一五九、九〇〇	二八三、八〇〇	八、五〇〇
	計	八、三八五、九一〇	三、二三三、九〇〇	三八・五五	二、五〇一、四〇〇	二九・八三	七七・三七	七三二、五〇〇	四三八、九〇〇	二、九四〇、三〇〇	四三、四〇〇
濱江道	濱江	八七、八五〇	四七、八〇〇	五四・四一	四六、三〇〇	五二・五九	九六・六五	一、六〇〇	三〇〇	四六、五〇〇	一〇〇
	阿城	三〇八、七三〇	一六二、三〇〇	五二・五七	一四六、五〇〇	四七・七三	九〇・二六	一五、八〇〇	三、二〇〇	一四九、七〇〇	一、〇〇〇
	扶餘	八七五、九九〇	三八八、二〇〇	四四・三一	三五一、三〇〇	四〇・一〇	八四・四九	四〇、九〇〇	八、二〇〇	三五九、五〇〇	三、二〇〇
	榆樹	六三〇、〇一〇	三七七、七〇〇	五九・九五	三五二、六〇〇	五五・九六	九三・三五	三五、一〇〇	五、〇〇〇	三五七、六〇〇	二、三〇〇
	雙城	六三七、五四〇	三七八、八〇〇	五九・四二	三七〇、二〇〇	五八・〇四	九七・七三	八、六〇〇	一、七〇〇	三七一、九〇〇	六〇〇
	五常	八三〇、八一〇	三六〇、四〇〇	四三・三七	二三八、三〇〇	二八・六八	六六・一三	一二三、一〇〇	二四、四〇〇	二六二、七〇〇	四、二〇〇

道	縣									
	寶	六五九、二七〇	二四七、七〇〇	三七・五七	二二六、六〇〇	三四・三七	九一・四八	二一、一〇〇	一〇、六〇〇	二三七、二〇〇	七、八〇〇
	同寶	一、〇八六、八三〇	二六九、一〇〇	二四・七六	一四七、七〇〇	一三・六七	五四・八九	一三一、四〇〇	六〇、七〇〇	二〇八、四〇〇	九、四〇〇
	計	五、一五三、〇三〇	二、二三六、〇〇〇	四三・三九	一、八九九、四〇〇	三六・四七	八四・〇五	三五六、六〇〇	一一四、一〇〇	一、九九三、五〇〇	二八、六〇〇
延吉道	延吉	一、〇九四、三六〇	二五五、九〇〇	二三・三八	六三、五〇〇	五・八〇	二四・八一	二三二、四〇〇	一三七、四〇〇	一九〇、九〇〇	一、六〇〇
	和龍	七〇七、八二〇	一二六、二〇〇	一七・八二	三二、四〇〇	四・五六	二五・六七	九三、八〇〇	五六、三〇〇	八八、七〇〇	九〇〇
	汪清	九一一、一三〇	一四〇、〇〇〇	一五・三六	一一、二〇〇	一・二四	八・七一	一二七、八〇〇	七六、七〇〇	八八、九〇〇	三〇〇
	琿春	五八四、八三〇	一一七、五〇〇	二〇・〇九	二二、四〇〇	三・八三	一九・〇六	九五、一〇〇	五七、一〇〇	七九、五〇〇	七〇〇
	寧安	一、九八〇、三九〇	三六九、八〇〇	一八・六七	一五三、五〇〇	七・三九	三一・五一	二一六、三〇〇	一二九、八〇〇	二八三、三〇〇	二七、七〇〇
	東寧	一、一七四、六八〇	一四七、四〇〇	一二・五五	二〇、九〇〇	一・七八	一四・一八	一二六、五〇〇	七五、九〇〇	九六、八〇〇	五、八〇〇
	敦化	六五二、六〇〇	一五四、五〇〇	二三・六七	二三、八〇〇	三・六五	一五・四〇	一三〇、七〇〇	七八、四〇〇	一〇三、二〇〇	四〇〇
	額穆	八三三、三三〇	一五七、五〇〇	一八・九〇	二四、二〇〇	二・九〇	一五・三六	一三三、三〇〇	八〇、〇〇〇	一〇四、二〇〇	四〇〇
	計	七、九三九、一三〇	一、四八八、八〇〇	一八・七五	三五二、九〇〇	四・四四	二三・七〇	一、一三五、九〇〇	六八一、六〇〇	一、〇五四、五〇〇	三七、八〇〇
依蘭道	依蘭	二、〇五三、一八〇	三一一、四〇〇	一五・一六	九五、二〇〇	四・六四	三〇・五七	二一六、二〇〇	一二九、七〇〇	二四九、九〇〇	一五、五〇〇
	樺川	六九二、七六〇	一六八、七〇〇	二四・三五	三九、六〇〇	五・七二	二三・四七	一二九、一〇〇	七七、五〇〇	一一七、一〇〇	七、八〇〇
	方正	四九一、九六〇	九七、六〇〇	一九・八五	五三、〇〇〇	一〇・七七	五四・三〇	四四、六〇〇	二六、八〇〇	七九、八〇〇	八、三〇〇
	富錦	六一四、九五〇	一五二、八〇〇	二四・八五	二三、三〇〇	三・七九	一五・二五	一二九、五〇〇	七七、七〇〇	一〇一、〇〇〇	四、五〇〇
	寶清	八八六、〇三〇	一六九、九〇〇	一九・一七	五、五〇〇	〇・六二	三・二四	一六四、四〇〇	九八、六〇〇	一〇四、一〇〇	一、二〇〇
	同江	一、一〇一、八九〇	三三〇、五〇〇	二九・九九	七、三〇〇	〇・七二	二・二一	三二三、二〇〇	九七、〇〇〇	一〇四、三〇〇	三〇〇
	綏遠	一、一三九、五四〇	二七八、六〇〇	二四・四五	一、四〇〇	〇・一二	〇・五〇	二七七、二〇〇	八三、一〇〇	八四、五〇〇	二〇〇
	饒河	八九三、五六〇	二七五、二〇〇	三七・九八	二、六〇〇	〇・二九	〇・九四	二七二、六〇〇	八一、八〇〇	八四、四〇〇	四〇〇
	虎林	一、〇五四、二〇〇	三三〇、六〇〇	三一・三六	五、二〇〇	〇・四九	一・五七	三二五、四〇〇	九七、六〇〇	一〇三、八〇〇	三〇〇

密山	一、七六四、五三〇	三七七、五〇〇	二一・三九	二一、八〇〇	一・二三	五・七八	三五五、七〇〇	二二三、四〇〇	二三五、二〇〇	八、七〇〇
穆稜	六九〇、二五〇	一七一、二〇〇	二四・八〇	一七、一〇〇	二・四九	九・九九	一五四、一〇〇	九三、五〇〇	一〇九、六〇〇	四、三〇〇
計	一一、三八二、八五〇	二、六六四、〇〇〇	二三・四〇	二七二、〇〇〇	二・三九	一〇・二一	二、三九二、〇〇〇	一、〇七五、七〇〇	一、三四七、七〇〇	五一、五〇〇
×南郭爾羅斯	一、二八七、六三〇	四八〇、八〇〇	二九・五四	五七、四〇〇	四・四六	一五・〇九	四二三、四〇〇	二九六、四〇〇	三五三、八〇〇	三、〇〇〇
吉林省合計	三四、一四八、五五〇	一〇、一〇二、五〇〇	二九・五八	五、〇六三、一〇〇	一四・八三	五〇・一三	五、〇三九、四〇〇	二、六〇六、七〇〇	七、六六九、八〇〇	一六四、三〇〇
龍江道　龍江	二、一五一、〇七〇	五七六、六〇〇	二六・八一	八四、二〇〇	三・九一	一四・六〇	四九二、四〇〇	一四七、七〇〇	二三一、九〇〇	二、四〇〇
大賚	六〇二、四〇〇	二二二、四〇〇	三六・九二	八七、二〇〇	一四・四八	二九・二二	一三五、二〇〇	六七、六〇〇	一五四、八〇〇	九、八〇〇
泰來	九四一、一五〇	一二二、九〇〇	一三・〇五	四四、四〇〇	四・七二	二五・六八	一三八、五〇〇	二五、七〇〇	七〇、一〇〇	一、二〇〇
△景星	四、四四五、二一〇	四七八、八〇〇	一〇・七七	一八、二〇〇	〇・四一	三・八〇	四六〇、六〇〇	一三八、二〇〇	一五六、四〇〇	一、三〇〇
肇州	一、三五五、四〇〇	三九八、六〇〇	二九・四一	九四、五〇〇	六・九七	二三・七一	三〇四、一〇〇	一五二、一〇〇	二四六、六〇〇	一四、二〇〇
肇東	一、一二二、九七〇	三三三、七〇〇	二九・七四	五六、九〇〇	五・〇七	一七・〇五	二七六、八〇〇	一三八、四〇〇	一九五、三〇〇	八、四〇〇
安達	一、〇一一、五三〇	一一〇、四〇〇	一〇・九一	二二、六〇〇	二・二三	二〇・四七	八七、八〇〇	一七、六〇〇	四〇、二〇〇	六〇〇
林甸	四四四、二七〇	七一、九〇〇	一六・一八	一七、二〇〇	三・八七	二三・九三	五四、七〇〇	一〇、九〇〇	二八、一〇〇	四〇〇
×武興	一、〇八四、三三〇	一三二、二〇〇	一二・一九	三四、三〇〇	三・一六	二五・九四	九七、九〇〇	一九、六〇〇	五三、九〇〇	一、一〇〇
青岡	五六二、二四〇	二一〇、二〇〇	三七・三九	八九、七〇〇	一五・九五	四二・六七	一二〇、五〇〇	二四、一〇〇	一一三、八〇〇	一、五〇〇
拜泉	一、六五四、〇九〇	五六七、五〇〇	三四・三一	五八、五〇〇	三・五三	一〇・三一	五〇九、〇〇〇	三〇五、四〇〇	三六三、九〇〇	二、〇〇〇
訥河	一、六二六、四八〇	四五三、七〇〇	二七・九二	三八、八〇〇	二・二四	八・五五	四一四、九〇〇	二四八、九〇〇	二八七、七〇〇	一、七〇〇
嫩江	八、九五五、六八〇	八九五、六〇〇	一〇・〇〇	一七、二〇〇	〇・一九	一・九二	八七八、四〇〇	一七五、七〇〇	一九二、九〇〇	五〇〇
布西	九、二九二、〇二〇	九二九、二〇〇	一〇・〇〇	一九、五〇〇	〇・二一	二・〇九	九〇九、七〇〇	一八一、九〇〇	二〇一、四〇〇	四〇〇
計	三五、二四七、九三〇	五、五五三、七〇〇	一五・七五	六八三、二〇〇	一・九三	一二・三〇	四、八七〇、五〇〇	一、六五三、八〇〇	二、三三七、〇〇〇	四五、五〇〇

綏蘭道	綏化	二九六、一八〇	二二五、二〇〇	七三・六六	一九九、二〇〇	六七・二六	九二・五七	一六、〇〇〇	三二、二〇〇	二〇三、四〇〇	一、六〇〇
	綏楞	三八四、〇三〇	八二、八〇〇	二一・五六	六七、八〇〇	一七・六五	八一・八六	一五、〇〇〇	九、〇〇〇	七六、八〇〇	五、七〇〇
	呼蘭	五三九、六五〇	二九五、六〇〇	五四・七七	二七六、三〇〇	五一・二〇	九三・四七	一九、三〇〇	三九、九〇〇	三八〇、二〇〇	二、五〇〇
	海倫	七一七、八六〇	二八八、三〇〇	四〇・一六	二五七、八〇〇	三五・九一	八九・四一	三四、五〇〇	六、一〇〇	二六三、九〇〇	二、五〇〇
	通化	六九〇、二五〇	一四三、四〇〇	二〇・七七	七三、四〇〇	一六・三四	五一・一九	七〇、〇〇〇	四二、〇〇〇	一二五、四〇〇	一三、八〇〇
	巴彥	四五六、八二〇	二六九、九〇〇	六三・四四	二七七、三〇〇	六〇・七〇	九五・六五	一三、六〇〇	二、五〇〇	二七九、八〇〇	二、三〇〇
	慶城	六一七、四六〇	一八六、六〇〇	三〇・二三	二一七、一〇〇	一八・九六	六三・七五	六九、五〇〇	四一、七〇〇	一五八、八〇〇	一四、六〇〇
	△鐵驪	八〇〇、六九〇	二一〇、三〇〇	二六・二六	一七、三〇〇	二・一六	八・二三	一九三、〇〇〇	一二五、八〇〇	一三三、一〇〇	二、六〇〇
	蘭西	三六八、九七〇	一八三、五〇〇	四九・七三	一六六、二〇〇	四五・〇五	九〇・五六	一七、〇〇〇	三、五〇〇	一六九、七〇〇	二、四〇〇
	木蘭	四七四、三九〇	一九一、二〇〇	四〇・三〇	二一四、〇〇〇	二四・〇三	五九・六二	七七、三〇〇	一五、四〇〇	二三九、四〇〇	二、〇〇〇
	通河	一、四三八、二三〇	三〇五、七〇〇	二一・二五	六三、八〇〇	四・四四	二〇・八七	二四一、九〇〇	一四五、一〇〇	二〇八、九〇〇	一七、九〇〇
	湯原	三、〇〇四、四七〇	五八二、八〇〇	一九・三九	一一九、八〇〇	三・九九	二〇・五五	四六三、〇〇〇	二七七、八〇〇	三九七、六〇〇	二三、五〇〇
	克山	六八五、二三〇	二五一、三〇〇	三六・六七	一一、三〇〇	〇・八二	四・四五	二四〇、一〇〇	一四四、一〇〇	一五五、三〇〇	一、八〇〇
	龍鎮	一、三六五、四四〇	四八六、八〇〇	三五・七五	一三、八〇〇	一・八七	二・六三	四七四、〇〇〇	二八四、四〇〇	二九七、二〇〇	一、六〇〇
	計	一二、八三九、六七〇	三、七一三、四〇〇	三一・三六	一、七七四、〇〇〇	一四・九八	四七・七七	一、九三九、四〇〇	一、〇九四、五〇〇	二、八六八、五〇〇	九一、七〇〇
黑河道	璦琿	四、一五六、五六〇	四一五、六〇〇	一〇・〇〇	一八、五〇〇	〇・四四	四・四五	三九七、一〇〇	三九、七〇〇	五八、二〇〇	?
	呼瑪	三、一四〇、〇一〇	三一四、〇〇〇	一〇・〇〇	三、八〇〇	〇・一二	一・二一	三一〇、二〇〇	三一、〇〇〇	三四、八〇〇	?
	漠河	六、九二三、五八〇	六九二、三〇〇	一〇・〇〇	一、一〇〇	〇・〇二	〇・一六	六九一、二〇〇	六九、一〇〇	七〇、二〇〇	?
	蘇北	五、〇〇九、九六〇	五〇一、〇〇〇	一〇・〇〇	一五、五〇〇	〇・三一	三・〇九	四八五、五〇〇	四八、六〇〇	六四、一〇〇	?
	計	一九、二三九、一一〇	一、九二三、九〇〇	一〇・〇〇	三八、九〇〇	〇・二〇	二・〇二	一、八八四、〇〇〇	一八八、四〇〇	二二七、三〇〇	八〇〇

呼倫貝爾	呼倫	二、六四八、一九〇	一、一四六、八〇〇	一〇・〇〇	三、二〇〇	〇・〇三	〇・二七	一、一四三、六〇〇	五七、二〇〇	六〇、四〇〇	?
	臚濱	四八九、四四〇	四八八、〇〇〇	一〇・〇〇	一、七〇〇	〇・〇三	〇・三八	四八六、三〇〇	二四、三〇〇	二六、〇〇〇	?
	室葦	六四三、一三〇	六四三、三〇〇	一〇・〇〇	二〇〇	〇・〇一	〇・〇三	六四三、一〇〇	三二、二〇〇	三二、四〇〇	?
	計	三、七八〇、七六〇	二、二七八、一〇〇	一〇・〇〇	五、一〇〇	〇・〇二	〇・二三	二、二七三、〇〇〇	一一三、七〇〇	一一八、八〇〇	一〇〇
黑龍江省合計		八九、〇九七、四七〇	一三、四六八、一〇〇	一五・一二	二、五〇二、一〇〇	二・八七	一八・五五	一〇、九六六、九〇〇	三、〇五〇、四〇〇	五、五五一、六〇〇	一三八、一〇〇
東三省合計		一六一、二七五、〇三〇	三六、一四七、四〇〇	二三・四一	一五、〇五三、五〇〇	九・三三	四一・六四	二一、〇九三、九〇〇	七、七四六、九〇〇	二三、八〇〇、四〇〇	三九〇、〇〇〇
熱河道	承徳	六三五、〇三〇	一一八、九〇〇	一六・三六	一〇六、六〇〇	一六・七八	八九・六五	一三、三〇〇	二、四〇〇	一〇九、〇〇〇	一、一〇〇
	灤平	六九七、七八〇	七一、九〇〇	一〇・三〇	六一、一〇〇	八・七六	八四・九八	一〇、八〇〇	二、二〇〇	六三、三〇〇	五〇〇
	豐寧	一、〇一九、〇六〇	九八、八〇〇	九・六九	八七、五〇〇	八・五八	八八・〇六	一一、三〇〇	二、三〇〇	八九、八〇〇	八〇〇
	隆化	九五八、八二〇	七四、六〇〇	七・七八	六一、七〇〇	六・四三	八二・七一	一三、九〇〇	二、六〇〇	六四、三〇〇	六〇〇
	平泉	一、九一五、一三〇	二八五、〇〇〇	一四・八八	二六三、二〇〇	一三・七四	九二・三五	二一、八〇〇	四、四〇〇	二六七、六〇〇	七〇〇
	凌源	一、三六二、九三〇	二七三、二〇〇	二〇・〇四	二六五、七〇〇	一九・四七	九七・二五	七一、五〇〇	一、五〇〇	二六七、二〇〇	六〇〇
	朝陽	一、四五五、八〇〇	三八八、六〇〇	二六・六八	三七七、三〇〇	二五・九一	九七・一〇	一一、三〇〇	二、二〇〇	三七九、五〇〇	九〇〇
	阜新	一、三三四、八八〇	二七九、〇〇〇	二一・七八	一七七、四〇〇	一四・四八	六三・五八	一〇一、六〇〇	四〇、六〇〇	二一八、〇〇〇	四、二〇〇
	建平	二、三一一、三一〇	二九五、五〇〇	一三・六六	八九、六〇〇	四・〇五	三〇・三三	二〇五、九〇〇	一四四、一〇〇	二三三、七〇〇	一、〇〇〇
	綏東	一、四二五、六八〇	二七七、六〇〇	一九・四七	七五、六〇〇	五・三〇	二七・二三	二〇二、〇〇〇	八〇、八〇〇	一五六、四〇〇	一、六〇〇
	赤峰	二、六七〇、六四〇	六二二、二〇〇	二三・二六	三〇〇、九〇〇	一一・二六	四八・四三	三三〇、三〇〇	二二四、二〇〇	五二五、一〇〇	四、八〇〇
	開魯	二七八、六一〇	一一二、四〇〇	三九・九八	一七、七〇〇	六・三五	一五・八九	九三、七〇〇	二八、一〇〇	四五、八〇〇	一、五〇〇
	林西	三一六、二六〇	一〇六、六〇〇	三三・七一	一五、四〇〇	四・八七	一四・四四	九一、二〇〇	六三、八〇〇	七九、二〇〇	三、六〇〇
	經棚	一、四三〇、七〇〇	一六八、九〇〇	一一・八〇	一〇〇、四〇〇	七・〇三	一九・四四	六八、五〇〇	四八、〇〇〇	一四八、四〇〇	一、八〇〇

	圍場	一,二六五,二三〇	三七八,四〇〇	二九・四四	一九二,三〇〇	一四・九七	五〇・八三	一八六,一〇〇	二三〇,三〇〇	二三三,六〇〇	六,九〇〇
	計	一,八八七,七五〇	三,五四九,六〇〇	一八・七九	二,一九二,四〇〇	一一・六〇	六一・七六	一,三五七,二〇〇	七七七,五〇〇	二,九六九,九〇〇	三〇,六〇〇
蒙古未開放地	×巴林	一,八八七,五三〇	三八五,七〇〇	二〇・四三	二五,五〇〇	一・三〇	六・六一	三六〇,二〇〇	一八四,二〇〇	二〇九,七〇〇	七〇〇
	×阿魯科爾沁	二,〇二三,〇二〇	五九七,三〇〇	二九・六七	三七,九〇〇	一・八八	六・三五	五五九,四〇〇	一六七,八〇〇	二〇五,六〇〇	八〇〇
	×札魯特	一,八二三,二三〇	五二三,五〇〇	二八・八三	二四,九〇〇	一・三七	四・七六	四九七,六〇〇	一四九,三〇〇	一七四,一〇〇	一,〇〇〇
	×克什克騰	一,九三二,一七〇	二九五,五〇〇	一五・三八	二,〇〇〇	〇・一一	〇・六七	二九三,五〇〇	二九,四〇〇	三一,四〇〇	一〇〇
	計	六,六三三,九三〇	一,八〇一,〇〇〇	二七・一四	九〇,二〇〇	一・三六	四・九四	一,七一〇,七〇〇	一,八〇一,〇〇〇	一,八九一,三〇〇	二,六〇〇
熱河合計		二五,五二一,六三〇	五,三五〇,六〇〇	二〇・九六	二,二八二,七〇〇	八・九四	四二・六六	三,〇六七,九〇〇	一,三〇八,二〇〇	三,五九〇,九〇〇	三三,二〇〇
滿蒙總計		一八六,七九六,七一〇	四一,四九八,〇〇〇	二二・二三	一七,三三六,二〇〇	九・二八	四一・七五	二四,一六一,八〇〇	九,〇五五,一〇〇	二六,三九一,三〇〇	四三,二〇〇

備考　△印を附せるは設治地方とし、×印は蒙古旗名とし、巴林及札魯特は部名とす

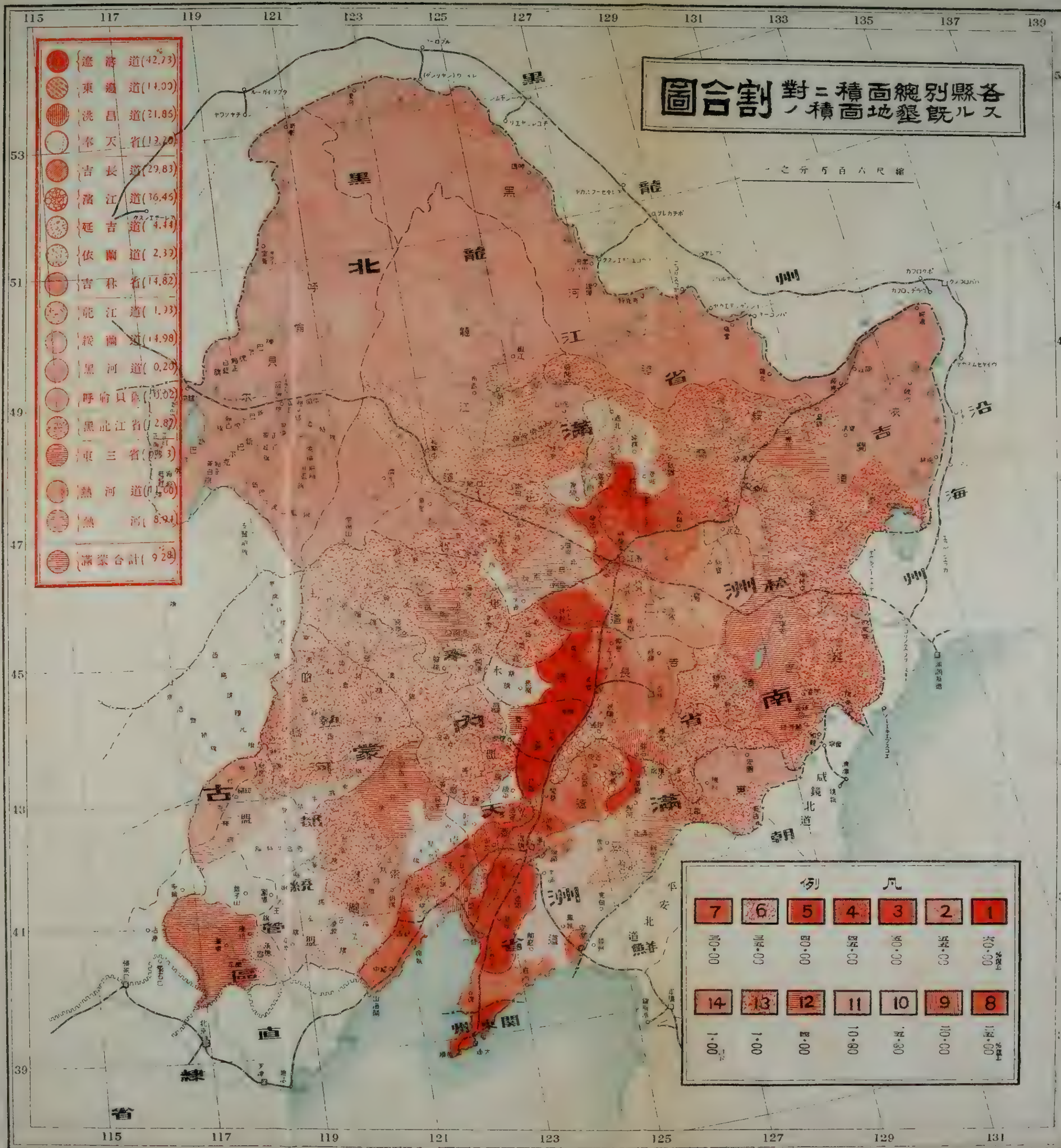

39
隷
省
天津
塘沽
115
117


各縣別總面積ニ對スル可耕地面積ノ割合圖
縮尺六百万分之一
遼瀋道(15.71)
東邊道(19.13)
洮昌道(42.03)
奉天省(23.07)
吉長道(18.55)
延吉道(18.75)
依蘭道(23.40)
吉林省(29.58)
龍江道(15.73)
綏蘭道(31.36)
黑河道(10.00)
熱河(20.36)
滿蒙合計(22.22)
凡例
1 七〇·〇〇%以上
2 六五·〇〇
3 六〇·〇〇
4 五五·〇〇
5 五〇·〇〇
6 四五·〇〇
7 四〇·〇〇
8 三五·〇〇%以上
9 三〇·〇〇
10 二五·〇〇
11 二〇·〇〇
12 一五·〇〇
13 一〇·〇〇
14 一〇·〇〇以下
黑龍江省
吉林省
奉天省
南滿洲
北滿洲
內蒙古
熱河
朝鮮
沿海州
關東州
直隸省




張家口
獨石口
北京
天津
塘沽
直
隸
省
39
37
115
117

第二圖


各縣別總面積ニ對スル既墾地面積ノ割合圖
遼瀋道
東邊道
洮昌道
奉天省
吉長道
濱江道
延吉道
依蘭道
吉林省
龍江道
綏蘭道
黑河道
黑龍江省
東三省
熱河道
熱河
滿蒙合計
凡例





第三圖



第三圖



各縣別可耕地面積ニ對スル既墾地面積ノ割合圖
縮尺六百万分之一
凡例
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
黑龍江省
吉林省
奉天省
關東州

第五章　地價及ひ地租

第一節　地　價

地價　滿蒙地方の土地には我國に於けるか如き法定地價なきを以つて、農耕地の賣買價格を以つて地價とする。農耕地の賣買價格は土地の肥瘠、地勢、市場への距離等の地方事情に依つて一樣ならす、作物の種類前年の作況如何に依つて左右せらるゝか、農地の賣買亦頻繁ならさるを以て此賣買價格も精確に知ること困難てある。原則として南方舊開の地價は北方新開の地價に比して高い。而して年々騰貴の狀態に在ることは一般農地の例に洩れない。

各地方の地價を例示すれは次の如くてある。

第一款　南滿洲に於ける地價

南滿洲に於ける地價

復　縣	八箇村平均	我一反步に付	金四十三圓
蓋平縣	九箇村平均	同	金四十五圓
營口縣	六箇村同	同	金五十圓
海城縣	九箇村同	同	金三十六圓

		我一反歩に付
遼陽縣	十一箇村平均	金五十三圓
瀋陽縣	十六箇村同	金三十二圓
鐵嶺縣	十三箇村同	金四十四圓
開原縣	開原驛附近	金三十二圓
昌圖縣	昌圖驛附近	金三十九圓
梨樹縣	四平街驛附近	金三十二圓
懷德縣	公主嶺驛附近	金二十九圓
長春縣	長春驛附近	金三十二圓
平均		同　金三十九圓

（南滿洲農村土地及農家經濟の研究大正四年調）

南滿洲鐵道沿線各地の地價

地名	上等地	中等地	下等地（我一町歩に付）
金州	一、五〇〇元	一、〇〇〇元	三〇〇元
熊岳城	七〇〇	五五〇	三〇〇

蓋平	七〇〇	五五〇	二五〇
大石橋	五五〇	四五〇	二〇〇
牛家屯(營口)	三〇〇	二〇〇	一五〇
遼陽	八〇〇	五五〇	三五〇
奉天	九〇〇	五五〇	三五〇
開原	七〇〇	五〇〇	三〇〇
鐵嶺	九〇〇	五〇〇	二〇〇
四平街	四〇〇	三〇〇	二〇〇
公主嶺	四〇〇	三〇〇	二〇〇
長春	四〇〇	三〇〇	二〇〇
鄭家屯	三〇〇	二〇〇	一〇〇
白音太來	八〇	四〇	—
洮南	五〇	三〇	二〇

(南滿洲在來農業大正五年調)

第二款　北滿洲に於ける地價

北滿洲に於ける地價を外務省其他の報告に依り綜合すれは次の如くてある。

(一) 吉林省

一、扶餘縣

三家子方面	二〇〇—三〇〇吊	（一留に付四、二吊の相場の時各一晌に付き大正五年調）
五家甸方面	一〇〇—三〇〇	
石頭城子方面	一七〇—三〇〇	
七站方面	一〇〇—一五〇	
馬家小甸方面	七〇—　八〇	
一家甸方面	四〇〇—五〇〇	
伯都訥市附近	七〇—一〇〇—四〇〇	

二、農安縣　一般に地味肥沃にして農耕地として良好地價も從つて高價、山地は稍價低く、沙地之に亞き、窪地の低濕なるもの最も安價てある。

地方別	上地	中地	下地（各一晌に付）
農安城外附近	三、五〇〇—三、〇〇〇吊	二、〇〇〇吊	一、五〇〇吊内外（吉林官帖の小洋錢に對する相場十三—十五吊當時のもの）

伏龍泉附近	一、〇〇〇―一、五〇〇	八〇〇―一、〇〇〇	五〇〇―七〇〇
哈拉海城子附近	一、〇〇〇内外	七〇〇内外	四〇〇内外
葦山屯附近	一、二〇〇内外	八〇〇内外	五〇〇内外
長嶺城東附近	小洋三〇―四〇元	二〇―二五元	一〇―一五元
北正鎮附近	二〇―三〇	一八	一〇

農安城廟の野菜畑は六七千吊から一萬吊位のものがある。（大正八年調）

三、長嶺縣

上地	一晌	四〇〇―五〇〇吊	（一留に付八吊の相場）
中地	同	二〇〇―三〇〇	
下地	同	一〇〇―二〇〇	
未開墾地	同	四〇―六〇	

四、寧安縣　支那移住者の激増と共に地價も漸次騰貴を來し、殊に牡丹江流域の人口稠密なる地方に此傾向著しい、耕地一晌の價格は五〇〇―六〇〇吊である。

五、穆稜縣

上地	一晌	五〇〇吊	（一留に付一七吊の時）
中地	同	三〇〇	

下　地	一晌	一五〇
未墾地一方(四五晌)		二、〇〇〇—三、〇〇〇

六、東寧縣　人口稀薄なるため地價低廉、最良地一晌三〇弗、中等は約一五弗である。

七、賓　縣　本縣は人口稠密にして穀物販賣上便利なる地位を占め又地質良好なるため地價の騰貴速かてある。一九一五年優良地一晌の價格一、二〇〇吊、中地五〇〇—六〇〇吊てあるが、一九〇七年に於ては僅かに一五〇—四〇〇吊てあつた。

八、方正縣

		一九一四年	一九一二年	一九一一年
優良地	一晌	一、〇〇〇吊	三〇〇—四〇〇吊	二〇〇—二五〇吊
中等地	同	五〇〇—六〇〇		
不良地	同	二〇〇—三〇〇		

九、依蘭縣

優良地一晌	中等地一晌	不良地一晌
七〇〇—八〇〇吊	四〇〇—五〇〇吊	一五〇—二〇〇吊

一〇、樺川縣　一晌の地價平均　畑、二、〇〇〇吊　菜園は　五、〇〇〇吊(大正八年調)

一一、富錦縣　一晌に付　五〇〇—一、〇〇〇　新開地一方は　三、〇〇〇—五、〇〇〇

一二、長春縣

	優等地一晌	中等地一晌	不良地一晌
平均	三五〇—四五〇吉林吊	一五〇—三五〇吊	五〇—一五〇吊
長春附近	三、五〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇
燒鍋	一、六〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇

一三、吉林縣（滿洲事情第一輯二回大正九年四月調）

吉林省に於ては一般に鐵道附近は農地として地味良好ならず、寧ろ家宅地として適當し、河川附近は地味概して良好且つ水利及施肥上の便宜多く、山獄地方は尤も下等とせらる。農地として管内の平均地價を賣買せられたる支那側の登記に依つて示せは一晌に付次の如くである。

地界	上等地	中等地	下等地
鐵道附近	一、五〇〇吊	一、〇〇〇吊	六〇〇吊
河川附近	二、〇〇〇	一、三〇〇	八〇〇
山獄附近	八〇〇	六〇〇	四〇〇

又同地方に於ける水田地價は、現在水田事業の有望ならむとするに乘して昂騰一方にて

將來水田向の土地も亦三四年前より三倍以上の高價である。現在水田一晌の價格を示せは次の如くてある。

上等地	八、〇〇〇吊	中等地	六、〇〇〇吊	下等地	二、〇〇〇吊

一四、琿春縣（滿洲事情第一輯二回大正八年十二月調）

交通便なる地方は一晌六十圓乃至百圓、奥地は肥瘠に拘らす三十圓乃至六十圓内外てある。

間島耕地價格地方別表（大正五年十一月調）

		既耕地値（一晌）	未耕地値（一晌）
茂山間島	最高	七〇円	七—八円
	最低	二〇	三
會寧間島	最高	七〇	七—八
	最低	五〇	三
北都部以南	最高	一〇〇	一〇
	最低	一〇	三
北都部以北	最高	一〇〇	一〇
	最低	一〇	三
鍾城間島	一等	六〇	五
	二等	四〇	
	三等	一五	
	四等	一〇	

		上地（一晌）	中地（一晌）	下地（一晌）
	百草溝（最高/最低）	五 三	五 三	ノ
一五、賓江縣	傅家甸	一、二〇〇	一、〇〇〇	六〇〇
一六、雙城縣	雙城堡	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇
一七、德惠縣	德惠附近	二、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
	郭家屯	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、二〇〇
一八、楡樹縣	開家屯	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇
	孤楡樹	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇

（二）黑龍江省（大正八年現在齊齊哈爾帝國領事館調查）

地方別	上地	中地	下地	地方別	上地	中地	下地
龍江縣	六〇元	四〇元	三〇元	慶城縣	七〇元	四〇元	二〇元
呼蘭縣	一二〇	八〇	六〇	愛琿縣	五〇	二五	一〇
綏化縣	一〇〇	八〇	五〇	蘭西縣	一一〇	七〇	五〇
海倫縣	八〇	六〇	四〇	巴彥縣	一二〇	八〇	五〇

林甸縣	四〇	二五	一〇
泰來縣	四〇	二〇	一〇
木蘭縣	八〇	五〇	四〇
克山縣	四〇	二〇	一五
大賚縣	八〇	六〇	四〇
安達縣	七〇	五〇	二〇
拜泉縣	八〇	六〇	四〇
湯原縣	五〇	三〇	二〇
通北縣	五〇	二〇	一〇
蘿北縣	五〇	二〇	一〇
呼瑪縣	六〇	二五	一〇
肇東縣	八〇	六〇	三〇
龍鎮縣	二〇	一五	五
青岡縣	七〇	四〇	二五
望奎縣	一〇〇	六〇	四〇
肇州縣	七〇	四〇	二〇
通河縣	五〇	三〇	二〇
嫩江縣	四〇	二〇	一五
綏楞縣	八〇	六〇	二〇
訥河縣	四〇	二〇	一五
漠河縣	六〇	二〇	一五
鐵驪設治局	四〇	二〇	一五
綏東縣	七〇	二〇	一五
烏雲縣	四〇	二〇	一〇
布西縣	四〇	二〇	一〇
景星縣	六〇	二五	一〇

索倫山縣	四〇	二〇	一〇
倭西們縣	四〇	二〇	一五

以上熟地の地價は黑龍江省小洋を本位とし、官帖二十五吊を一元として計算したるもの、荒地の地價は平均熟地の十分の二、三てある。

第三款　東部內蒙古に於ける地價

蒙古に於ては開放地及ひ未開放地の拂下地價には差異あり、又地方に依つて耕地に著しい差違を以つて賣買せらる。

一、開放地の地價

開放地に於ても別に法定地價なく、單に賣買價格を以つて地價となしてゐる。概して滿洲及直隷接壤地方は自然的及經濟的條件共に良好なれは、比較的高價にして之を去るに從つて低減する。

左に各地方に於て大正三四年頃の農耕地一晌の價格を示す。

地方名	上地	中地	下地	備考
安達縣	八〇兩	五〇兩	三〇兩	一兩は我約一圓二十五錢
肇州縣	九〇	五〇	四〇	

長春縣	小洋一〇〇	六〇	四〇	
大賚縣	四〇	二〇	五	
安廣縣	二〇	一〇	三	
洮安縣	二五元	一五元	五元	一元は我約八十錢
洮南縣	二五	一三	六	
開通縣	一五	一〇	三	
懷德縣	二〇〇	一三〇	八〇	
梨樹縣	一三〇	九〇	六〇	
遼源縣	一五〇	一〇〇	七〇	
昌圖縣	一二〇	六〇	四〇	
康平縣	二八〇	一八〇	一三〇	
彰武縣	八〇	三五	一五	
赤峰縣	七五兩	四五兩	三〇兩	
林西縣	一五	七	三	

園場縣	五〇	四〇	三〇
多倫縣	三〇	二〇	一〇
經棚縣	六〇	四〇	二〇

二、未墾地拂下價格

未墾地を拂下けて開放する場合には、各地一樣ではないか兎に角法定の拂下價格かある。之を表示すれは次の如くてある。

地方名	上地	中地	下地
安達縣	五・一（晌當）	四・二（晌當）	一・四（晌當）
農安縣	二・二	一・八	一・四
長嶺縣	二・二	一・八	一・四
大賚縣	[五・一	四・一	一・四
安廣縣	四・四	二・四	一・四
鎮東縣	四・四	二・四	一・四
突泉縣	四・四	二・四	一・四

開通縣	四・四	二・四	一・四
洮安縣	四・四	二・四	一・四
洮南縣	四・四	二・四	一・四
遼源縣	六・六	四・四	二・二
卓哩克圖旗	六・六	四・四	二・二
綏東縣	六・六	五・〇	三・〇以下
建平縣	八・〇	六・五	五・五
建昌縣	八・〇	六・五	五・五
阜新縣	六・〇	四・五	二・五
林西縣	七・〇	五・〇	三・〇
開魯縣	四・〇	二・〇	一・〇
經棚附近	五・〇	四・〇	一・〇

拂下後の地價に就いては今林西地方の一例を見るに左の如くである。

拂下當時の時價	現今の地價	地租（拂下後四年）

毎頃上地	七十両	二百五十両內外	三　両
同　中地	六十両	百五六十両	二　両
同　下地	三十両	百両前後	一両五錢
同下下地			一　両

第二節　土地賣買

土地賣買の自由は支那人相互間には私有地の賣買は勿論、官地、公有地、前清皇地、蒙地等の永租權等をも自由に賣買することか出來る。但し前清時代に於ては、旗人保護の目的から旗地を民人に出賣することを嚴禁したるを以つて、旗民間の土地讓渡は多く典の形式に依つたか光緒三十一年(明治三十八年)旗民不交產例解除せられたるを以て、今日に於ては旗地も亦自由に處分することか出來る。

土地賣買の手續

土地の賣買には當事者間に必す一名又は二名の仲介者(仲人)及保證者(保人)を要し、若し當事者間直接交涉する時に於ても、購賣者は仲介者の如き態度を以て交涉を進める。而して價格決定後他に保證者を立てゝ始めて賣買か行はれる。

愈々土地の移轉行はれるに至れは、賣買當事者、仲介者、保證者の外、隣接したる地主等立合の上其土地の境域を決定して、所有權移轉の證認を受ける、同時に文契(契約證のこと)を草して賣買關係者等は各之に記名調印する、此文契に二種あつて、一は官衙に屆出て公式の登記を經、戶管と稱する承認證を得るもので之を紅契と稱す。他は登記をなさす單に賣買當事者間に於ける證左とするので、之を白契と謂ふ。賣買の事全く終れは購入者は一日の宴を張り、其親族を始め賣買關係者及隣地人等を招待し、保證仲介者の勞に酬ひ隣地人との親睦を計るものである。

賣買成立後は買主に於て知事衙門に至り、賣買價格に對する百分の九の手數料を收めて、徵稅帳簿の名義の書換を申請し、新地劵を受領する。(此手續は登記を目的とするに非すして租稅の整理を目的とするものである)。

右の外、最近に至つて日支條約の結果、權利關係を明瞭にする必要を認め、土地賣買貸借の際稅帳の名義書換事務以外、更に奉天省試辦不動產登記規則を制定し、民國四年六月十五日附奉天公報第一千百六十七號を以て公示し、公示の日から之を實施することゝした。

第三節　地租

第一款　土地の公課

土地の負擔すへき公課に三種あり、一は國稅たる地租にして、二は地方稅たる巡警費、學堂費、保衞費、三は村費たる祠廟道路、橋梁の修築費或は看地錢等とす。

地租

(イ)　地租　從來滿蒙に於ける地租は旗、民地各地目を異にするに依つて一定しなかつたか、民國二年全省田賦劃一章程を施行し、徵稅事務は知事管理に屬せしめた。其稅率左の如くてある。

上地	一畝	經費共大洋　一角五分四	(小洋一角八分五)	我一反步	金二十一錢
中地	同	一角一分	(同　一角三分二)	同	金十五錢
下地	同	六分六	(同　七分九二)	同	金九錢
最下地	同	三分二	(同　三分九六)	同	金四錢

土地に等則の定なきものは中地の稅率に依る。

地方稅

(ロ)　地方稅及村費　地方稅及村費は縣、村に依つて一定せさるも、地方稅は一畝(我六畝一九五二)に付一角乃至一角九分內外を徵す。調査の結果に依れは、鐵嶺縣地方稅は我一反步に付

金二十九錢、瀋陽縣同上、遼陽縣二十二錢、海城縣二十四錢、營口縣二十二錢、蓋平縣二十四錢、復縣二十一錢等である。村費は之を徴する所と徴せさる所とかあつて一定しない。

租稅負擔方法

（八）　租稅負擔方法　地租は地主の負擔に屬し、地方稅及村費は殆と小作人の負擔に屬することゝなつてゐる。

猶、各省に依つて多少異つた制度かあるから、次に各省別に之を記す。

第二款　奉天省

奉天省の地租

前清時代には旗地と民地と分立して、徴稅機關一致せす、民國となつてからも二年迄は土地の等級も立てす、各地各樣の徴稅てあつたか、民國三年より知事に於て一切の徴稅事務をとり田賦を劃一し、土地の等級を定め、皆一率に徴稅することゝした。然し測量容易に定まらす、上中下及最下等を通して、一樣に中等地の稅を課することゝしたから、下等及最下等の土地に對し、稅率過重となり、遂に過般の海龍縣下農民騷擾を惹起した。瀋陽縣下ても豫定稅額小洋銀約三十萬元に對し、二十四萬元を徴收したのみて、其他は完納されなかつたか清丈測量後は追々順調となることゝ思ふ。

瀋陽縣下ては民國四年度から各地の巡警に命し、各村々長と協議の上土地の價格を評議報告

したか其上一應委員を派して實地調査を行ひ、等級を決定し　國定税率に遵ひ課税して居る。

土地等則は從來　上中下の三則に分ちたるものは其例に倣ひ課税し、民國四年三月に至つて各縣調査田賦等則辨法を公布し、各縣所在の不分等則地を調査して、土質の肥厚地勢の高阜にして水害なきものを上則とし、地勢平坦、土質は砂少く、年々の收益の恒なるを中則とし、土質瘠薄、地勢低窪にして年々水害を蒙り易きものを下則地とし、更に砂石相半し或は曹達質多量にして、收益最小なるものを沙城としてある。

次に國税率を掲げる(毎一畝に付)

上則地	大銀元	一角四分	附收經費	一分四釐
中則地	同	一角	同	一分
下則地	同	六分	同	六釐
沙城地	同	三分	同	三釐
不分等則地	同	一角	同	一釐

地方税率は毎年一畝に付き約警察費小銀元八分四釐、保衞團費四分、教育費八分にして此外小額の村費を負擔せねはならぬ。宅地税は未た民有地の市街には課せす、たゞ官地と民間に貸

下けた場合に限り三等に分ち、一等は一方丈一月小洋銀七元、二等は五元、三等は三元を徵收される。

土地家屋園地の賣買質入等に際しては次の如き諸税を徵收さる。

一、契　税（一）賣契……賣價一兩に付き沈平銀九分三釐六毛、契紙一枚に付同一兩
（二）典契……價一兩に付沈平銀六分二釐七毛、契紙一枚に付同六錢

二、房圖税（一）賣契……原價一兩に付沈平銀八分三釐六毛、契紙一枚に付同一兩
（二）典契……原價一兩に付沈平銀六分二釐四毛、契紙一枚に付同六錢

三、官契紙價　田房賣典官契紙一枚に付小洋銀六角

第三款　吉林省

吉林省の地租

吉林省に於ても土地に對する諸公課に三種あつて、國税たる地租、巡警費、學堂費、保衞團費等を含む地方税、祠廟、道路、橋梁等の修繕費、耕地の看守費たる村費よりなる。

地租は民國二年田賦劃一章程に準據して略々統一されて居るか、地方に依つては農家の貧富に依り負擔能率を異にする。徵税事務は各縣知事の所管に屬せしむ税率は奉天省と同樣である。

地方税は土地の狀況によつて、異るも一畝に付一角乃至二角内外とする。

村費は徴收する處としない處とあるか、一畝に付二百文乃至五百文內外てある。

右の外、吉林省ては地租外徴收を行つてゐる。卽ち曩に吉林省か料地整理費として、東三省中國銀行から五十萬元を借入れ、其償還手段として永衡官銀錢號をして官帖五百萬吊を發行せしめ、土地淸査局（料地整理局）收入を以て之を塡補し、回收することゝしたか弊害百出して到底豫期の效果を收むることを得なかつたから、民國七年中央政府の承認を得て、右塡補費として一晌に付地租大洋五角と外に官吊一吊文を加へ、各縣をして徴收の任に當らしむることゝし民國七年度地租徴收開始期（陰曆十月一日）から實行に著手したものてある。又地租附加稅、特別稅として鋤錢等の徴收かある。

第四款　黑龍江省

黑龍江省地租

黑龍江省に於ける現行稅率は次の如くてある。

普通旗民地　民國三年八月國稅廳籌備處の發案したる所にして、地味より左の三等に分つ。

上等地	地租每晌	大洋	五角	經徴費	大洋	一分五釐	（正稅の百分の三）
中等地	同	同	三角五分	同	同	一分の五毫	（同　）
下等地	同	同	二角	同	同	六釐	（同　）

右の如くであるか當分、中等地税を課し、土地の淸丈を待つて右税率を課す。此他地方税、附加税等地方に依つて之を課する處かある。

第五款　東部內蒙古

東部內蒙古

東部內蒙古に於ては未開放地は勿論、支那官憲の行政治下にある開放地に於ても國税たる地租を賦課せらるゝことか無い。故に玆に所謂地租とは蒙古王に對する土地使用料金と、支那官憲に對する巡警費、學堂費、村費等の地方税を云ふ。

徵收法は旗內に土地局を設けて直接徵收するものと、支那官憲に依賴するものとあり、税額も地方に依つて一定てはない。卽ち安達縣、肇州縣、長春縣、農安縣、長嶺縣、大賚縣、安廣縣、開通縣、洮南縣、突泉縣の十縣は一晌（十畝）に付六百六十文、內蒙古王所得四百二十文にして、支那官憲の所得は二百四十文てあるか、其他の諸縣ては次の如くてある。

懷德縣	一晌に付	二吊三百文（銀三錢三分）	
梨樹縣	同	同	
遼源縣	同	自一吊六、七百文 至二吊三百文	
遼源附近未開放地	同	六百六十文	達賴罕王所得　三百文 卓哩克圖王所得　三百六十文

昌圖縣	同	銀 三錢五分	
康平縣	同	三吊二百文	
彰武縣	同	銀 三錢五分	
建平縣	一頃(百畝)に付	三十六吊文	十吊文は銀一兩に當る
建昌縣	同	同	
瀋陽縣	同	同	
赤峰縣	同	自三十吊文 至五十吊文	四吊三百六十文は銀一兩に當る
圍場縣	同	自三兩 至五兩	
多倫縣	同	自二兩 至三兩	
林西縣	同	自二兩 至四兩一錢二分	
開魯縣	同	自一兩 至三兩	
經棚附近	同	自小麥二斗 至同 一石五斗	

第六章　災　害

旱害　一、旱害　滿蒙の地は農作期間降水量極めて少く、空氣も頗る乾燥し、殊に各種作物の播種期間に於て甚しい。加ふるに激烈な暴風の襲來するありて種子を吹き飛はし、幼植物を土砂を以つて埋める事も少くない。旱害は滿洲氣候上の一大缺點てあつて、俗に四年の内一年は豐作、二年は旱害、一年は水害と謂へるにも知られる。之か爲めに凶作を見ること珍しくない。甚しい時には播種後七月に至つても、猶降雨のない事かある。かゝる時は播種するも發芽せす、從つて作付も無效に終る。故に降雨の多寡は其年の豐凶に關係することか大てある。旱害は滿蒙に於ける災害中最も恐る可きものてある。

寒害　二、寒害　滿蒙は氣候寒暖の差甚しく、地上相當高溫となるも、地中の結氷公主嶺の如き四五尺に及ひ、晩霜亦來つて植物を害することあり、蒙地等に於ては、晝間及ひ夜間の溫度の差華氏の二十度乃至三十度に及ふこと稀てない。晩春靜穩の日は溫暖てあつて、日中は華氏八十度以上に昇るも、日沒に至れは忽ち寒冷を覺ゐて、氷點下七八度に下り、降雪降雹を見ることも少くない。從つて寒害を受くることも往々ある。

水害　三、水害　滿蒙に於ける水害は遼河の本支流沿岸地方に多く見る。殊に此地方は滿蒙に於て最も肥沃なる耕土を有する爲めに其被害も從つて大である。卽ち新民屯を中心とした地方殊に甚たしい。又張家口の如きも其地勢の關係上、古來水害を以て有名にして幾んと隔年一回毎に小洪水、五年又は十年毎に大洪水あり、地方人民の損害は實に莫大なるものかある。然れ共旱害の比てはなく、且つ比較的、局部的の被害てある。

治水法　治水法に就ても未た官民共に定策なきも、次の如きはやゝ見るへきものてある。遼陽にては民有の田畑を繞り、堤防を作つて水害に備へ、之か修築には堤防内に田畑を有する地主に對し各自の耕地面積に應して勞務を分擔せしめる。若し勞務を提供すること能はさる場合は之に相當する賃銀を負擔せしめて、他人を雇傭するの例かある。

蟲害　四、蟲害　蟲害は春秋二季に著しい、殊に農家は後者を最も恐れる何となれは粟の食害甚しいからである。

害蟲の種類としては、夜盜蟲及ひ粉蝶科の幼蟲最も被害多く「かぶらばち」、「きばち」之に亞く、大豆、瓜、蘿蔔、白菜等を犯すものに呀蟲、高粱に「椿象」、蔬菜に「大根のうじばへ」の幼蟲、高粱、粟、包米の髓を食害するものに「ずい蟲」、大豆、其他豆類を食害する「こがね蟲」あ

り、其他「地蠶」、「けら」、「ぢむし」、「針金蟲」、「てんとう蟲」、「麥蛾」等の害蟲がある。從來土人は是等蟲害を以て一種の天災の如くに考へ、驅除豫防法を講ずる者殆となきも、稀には捕殺、藥劑の使用者がある。又自然的制裁卽ち害蟲に寄生する「花蠅」、「花虻」或は「寄生蜂」の類多く又一方冬期の嚴寒は地中の害蟲を凍死せしめる。故に蔬菜類等の外は蟲害の激烈なる地方も少い。

病害

五、病害　滿蒙に於ける病害の主なるものに「黑穗病」、「さゝら病」及「銹病」、「赤澁病」があり、「黑穗病」最も普通であつて、高粱及ひ包米に被害がある。是等病害に對する驅除豫防の法も極めて幼稚であつて、之が研究竝に普及の法を講ずるは目今の必要である。

右の外、雀、烏及鵲の食害、鼹鼠及鼠の被害、雜草の害も少くない。殊に雜草は農家が除草に多くの費用を要するにても知られる。其種類の如き少くも三百種に達するであらう。

野火

六、野火　野火は蒙古地方に於て慘害を與へる、卽ち一小失火に依りて幾千支里、數十日に亙つて延燒し、耕土の地味を惡變せしめる。殊に野草の燒失は直接家畜の飼料を奪ふ。

農商統計書に依つて滿蒙に於ける災害の農田、園圃の畝數を擧ぐれは次の如くである。

民國六年農田災害面積

		奉天省	吉林省	黑龍江省	熱河區	綏遠區	察哈爾區	計
被災縣數		二六	二	二	一〇	三	一	五七
風雨害	農田	一五三、二〇五畝	七、四一七畝	二九畝	四二三、五七七畝	二一、〇〇〇畝	四、三二一畝	五九八、六四九畝
	園圃	二、二二七	一、二八四	三三〇	一、四〇八	三〇〇	一五三	五、六〇三
	計	一五五、四三二	八、七〇一	三五九	四二三、九八五	二一、三〇〇	四、四七四	六〇四、二五二
水害	農田	三、五四六、五一四	二八、七六五	九八、三四七	四〇二、七〇四	—	—	四、一六六、三三〇
	園圃	五六、四七二	三、六〇二	二六七	三、二九〇	—	—	六三、六三一
	計	三、六〇二、九八六	三二、三六七	九八、六一四	四〇五、九九四	—	—	四、二三九、九六一
旱害	農田	一三七、八七六	四五、六九八	八七七、九〇五	八四、四三三	七二一、八九二	—	一、八五七、八〇三
	園圃	一七、五九〇	一四、八二七	二三、七六〇	—	五、一〇〇	—	六〇、二七七
	計	一五五、四六六	六〇、五二五	九〇〇、六六五	八四、四三三	七二六、九九二	—	一、九一八、〇八〇
雹害	農田	二七、三四九	九一、三一九	三九、四三八	一七、四六四	三五、八〇〇	八六五	二二三、二三五
	園圃	一、七〇三	四、六一七	六一	—	四〇〇	三七	六、八一八
	計	二九、〇五二	九五、九三六	三九、四九九	一七、四六四	三六、二〇〇	九〇二	二二九、〇五三
蟲害	農田	三三四、一七三	一八、六八三	二、八一四	三、九七八	—	—	二六八、六四七
	園圃	五、六六〇	—	五六	一七六	—	—	五、八九二
	計	三三九、八三三	一八、六八三	二、八七〇	三、一五四	—	—	二七四、五三九
病害	農田	二七、七〇七	一三、六八〇	四、二三三	—	—	—	一六四、六二〇
	園圃	三二四	—	—	—	—	—	三二四
	計	二八、〇三一	一三、六八〇	四、二三三	—	—	—	一六四、九四四

其他 農田	—	九、七六七	—	—	—	—	九、七六七
其他 園圃	—	—	—	—	—	—	—
其他 計	—	九、七六七	—	—	—	—	九、七六七
合計 農田	四、〇九二、五三八	二九一、六四九	一、〇一八、六三三	九四〇、一五五	七六八、六九二	五、一八六	七、一二六、八四三
合計 園圃	八三、九七六	二四、三三〇	二三、三七四	四、八七四	五、八〇〇	一九〇	一四二、五四四
合計 計	四、一七六、五一四	三一五、九七九	一、〇四二、〇〇七	九四五、〇二九	七七四、四九二	五、三七六	七、二五九、三八七

第七章　灌漑排水

第一節　灌　漑

滿蒙に於ける農作上灌漑の行はるゝは主として、南滿地方の水田及ひ蔬菜園を除きては其制度の見るへきものなく、時々勝手に之を行ふ。卽ち旱魃には水田等にては堤を作つて流れを止め、自己所有の土地に利多きも爲に下流一帶をして旱地とならしめる。又水田より水を排出せしむれは畑地を有するものは、忽ち其地は浸水して作物を流失せしむ。之か爲に滿洲各地近來水利に關する訴訟頗る多い。

水源の種類

南滿地方に行はるゝ水田、菜園等の灌漑水源には河川、湧水、井水等にして池沼の利用す可きものを見ない。河川の內、大河、小川は至る處に存在して滿蒙を貫通すれと、農業上灌漑用として利用せらるゝものは頗る少い。何となれは雨期又は融氷期には氾濫し、乾燥時にあつては多く涸乾するか、甚しく減水するか故てある。而して農期は多く乾燥期に屬する。河川灌漑は松樹、熊岳城、鐵嶺、四平街、大楡樹等の水田及菜園に於て見らる。湧水利用の灌漑には金

灌漑の種類



井水灌漑の圖

州附近及長春等に見る。其他は多く井水利用てある。

地下水は普通一丈内外にして、水清淨なれど硬水にして鹽分を含む缺點かある。水量豐富にして一井よく四、五十町歩の灌漑に適す。

灌漑法より滿蒙の灌漑を分ては、自然灌漑と人工灌漑とに分ち得るも、自然灌漑は極めて少く、主として後者を採用し、多く井水を利用する揚水法には轆轤仕掛けのもの最も多く、動力に依るポンプ揚水も少くはない。何れも比較的安價に灌漑し得らる。今其一例を示せは次の如くてある。

鐵嶺鍛農場水田揚水器械灌漑費用精算書

（大正四年度）

一、揚水動力　十二馬力吸入瓦斯發動器
一、同機械　直徑七吋セントリフユーガール喞筒
一、揚程　十九尺
一、揚水量　一時間七百五十六石
一、揚水時間　二千五百十一時間
一、運轉經費　四百四十九圓二十一錢

内譯

一金二百二十三圓二十錢　骸炭十五噸半
一金二十八圓六十錢　機械油一石一斗（一斗ニ付二圓六十錢）
一金二圓五十錢　ウキースト五貫目
一金十一圓八十六錢　石油三斗
一金四十三錢　蠟燭、線等
一金六十一圓三十錢　機械取付及修繕費
一金百二十一圓三十二錢　給料（支那人三名月給小洋四十五圓五錢）

一、反當揚水費　一圓七十九錢五厘(二十四町八反步)
一、一時間揚水費　十七錢七厘
一、全揚水量　百八十九萬九千三百十六石餘
一、反當給水量　七千七百三十九石

かくの如く安價に揚水し得られ、反當五圓の揚水費を支拂ふも尙利盆あることゝなる。將來滿洲に於ける水田開發は灌漑水問題に依つて決せらるゝものとすれは、地下水機械灌漑の收支は最も有力に水田開發の有望を物語るものである。

地下水湧水量は或程度迄井戸の大さ及深さに、正比例するものであつて、工費及動力費の大小に至大の關係かある。奉天に於ける實驗に徵しても直徑五尺、水深二十尺乃至三十尺の井戸一個を以て、離心喞筒を用ひて揚水する時は、自然降水と相俟つて五町步の水田を灌漑し得ること確實である。但し鑿井面積の大小及水深との湧水量に對する比率及係數等は未た計算せられたるものかない。

第二節　水利組合

由來支那農民は共同の精神に乏しく、殊に公衆の爲に率先して公共的事業の畫策實行せるものゝ極めて少い。又農業技術上水田經營に灌漑水を引ける支那人は多く之を見るも畑作灌漑を行へるものは滿洲方面には皆無といつてよい。次に述ふるは僅に一種の水利組合として擧くるに足るものである。

一、遼陽、海城、新民、營口等の各縣に於ては數戸の農民相協同して、適當の箇所に堤防を設け、協同者間にて共有の陂塘と爲し、互に利用して雨水の存蓄及排洩に便にするものかある此方法は各地に推奬勵行す可きものである。

二、海城縣の虎獐屯、新民縣の蒲河と黑山縣の打虎山との二地方は水田比較的多く、近來水利問題を生し爲に、上流の堤防を低くし水を流下せしむるに必要な勾配を附せしめて居る。

三、滿洲に比して比較的農業の進歩しない東蒙古に組合組織よりなる水地の施設を見るのは頗る珍しく感せられる。これ移住農民か屢々恐る可き旱害の爲に苦しめる結果、遂に共同精神を生して發案したるものである。

東部内蒙古の水地

水地は東部内蒙古赤峰附近英金河（インチンコロ）流域に二箇所、錫泊河（シパコロ）の流域に一箇所あつて、其灌漑面積は各四十頃乃至五十頃（我二百四十町乃至五百町歩）を有す。河流の勾配に從ひ三支里乃至五支

里内外の上流から幅八尺深さ三尺餘の灌漑溝を以て河水を引き、之を幹溝とし之に直角に幾多の支溝幅三尺深さ一尺五寸餘のものを設け、此支溝に依り直接圃面に灌漑する、圃面の灌水は整地播種より發芽に至る迄時々行ひ後降雨の如何に依つて行ふ。

水地には一人の渠頭かあり管理修築等に關する諸般の事務を司り、水地加入者中の有力者之に任す。水地加入者は水地に關する費用として、一頃には年三十吊（一吊五十箇銅子兒）を渠頭に納める。

今水地と乾地とに就て其收穫量及地價を比較對照するに次の如くてある。

	一晌收穫量			地價	
	高粱	穀子	線麻	上地	下地
水地	七石	六石	千斤	五百吊	四百吊
乾地（上地）	四石	三石	栽培不能	二百八十吊	百吊

以て其如何に其有利なるを知らる。

かゝる水利組合を、滿蒙各地に設立することは旱害に苦しむ。農地を救濟するのみならす、收穫の增進に其利益の莫大なるものかあるてあらう。

第三節　排　水

排水　滿蒙の土質多く砂質を含み、下層に砂礫を埋藏するか故に、排水も比較的良好、加ふるに天然の氣候既に乾燥に失するか故特に排水の必要を見ない。從つて其排水法を行ふことも少く、僅に柴排水等の簡單なるものを行へるあるのみてあつて特記する程の施設を見ない。

第八章　農業組織

第一節　農業者の種類

第一款　經營面積に依る種類

農地の分配

農業經營者の經營面積の多寡に依つて、大中小農に區分することか出來るか農地の分配は滿蒙各地方に依つて異にする。農業技術の進歩したる南方と未墾地多き北方にては其面積にも廣狹あり卽ち鐵嶺縣以南は人口稠密にして農家一戶宛耕作面積甚た少く、最小十畝（我六反二畝）內外より最大百畝前後に過きぬ、鐵嶺以北に至りて稍潤澤にして最大千畝內外を耕すものかある。廣漠たる滿洲の農地の分配の一見潤澤なるか如くにして然らさるは警察制度不備の爲め自衞上協同防禦の爲め密居制を採ること又滿洲農家は同姓の數家族一棟の下に共棲し棟數に比し戶數の多きこと、支那の相續は嫡子相續にあらすして分頭相續なるか爲め代を重ぬるに從ひ次第に父祖の土地を分割する等の理由に依る。故に滿蒙地方に於て大中小農を區別することは困難にして、地方別に之を分ては關東州內に於ては、大農二三十町歩以下なるか北するに從つて

大農四十町歩以上、中農は二十町歩以上、小農は二十町歩以下であつて、北滿地方にては百町歩以上を普通大農として居る。東部內蒙古地方の新開地では大農に屬するもの多く經營面積千五百町歩を超ゆるものがあり、中農は三百町歩小農と雖三十町を超ゆる。然し等しく東蒙地方に於ても大中小農の標準同しくない。例へは赤峰地方にては百天地(十頃)の土地を耕作するものは既に大農で普通六七十天地を中農とし、十天地內外を小農とする、又開魯縣以東の哲里木の大平野に至つては小農と雖倘四五十天地を有し、大農は二百天地を以て標準とするもの﹅如く又時に五六十頃(二千三百天地內外)以上の大農なきにあらず。蓋し直隷蒙古方面に於ては一般に山岳地帯にして、大耕地なきと開墾後長年月を經た結果土地細分行はれた之に反し哲里木盟の平原地方は開墾後未た年所を經ないのと大農たる地主が今倘分配賣却せさると土地平坦耕地饒富なるとに依つて所有面積亦大である。

次に南滿各縣に於ける農家一戸宛平均耕作面積を擧くれは次の如くである。

縣名	農家一戸宛平均耕地面積	摘要	農家一戸當平均面積
復縣	町 〇・八五	十四箇村平均	
蓋平縣	〇・九四	十二箇村平均	

營口縣	一・一二	十六箇村平均
海城縣	〇・八七	九箇村平均
遼陽縣	〇・九三	十一箇村平均
瀋陽縣	一・八六	十六箇村平均
鐵嶺縣	一・三〇	十三箇村平均
平均	一・一二	

又南滿旗民地に於ける土地所有狀態は次の如く南より北するに從ひて其面積を增して居る。

縣名	各村大地主の平均所有面積（町）	縣名	各村大地主の平均所有面積（町）
復縣	一五・六〇	蓋平縣	一八・〇〇
營口縣	二〇・四〇	海城縣	二〇・七六
遼陽縣	二三・二八	瀋陽縣	二〇・七〇
鐵嶺縣	二六・四六	開原縣	三一・二八
昌圖縣	四五・〇〇	奉化縣	七八・〇〇
懷德縣	九六・〇〇	各縣共二三千畝以上を所有する過大地主を見るも一般の平均には加へず	

更に東三省に於ける農耕地の分配狀態を表示すれば次の如くである。

耕地分配狀態の概要（地主の大小）

奉天省（單位支那畝）

縣名	大農（所有面積）			中農（所有面積）			小農（所有面積）		
	最大者	中者	小者	最大者	中者	小者	最大者	中者	小者
奉天附近	七二〇	四五三	三七八	二六〇	二九四	三八	一五九	一四六	七五
撫順	三七〇	二〇四	一三〇	一三六	一一三	九五	八〇	六三	二〇
遼陽	一,二〇〇	三七一	二八一	二八〇	一九三	一四九	一二五	六〇	一〇
海城	二五〇	一七五	一四〇	一〇〇	七〇	五七	六〇	二七	五
蓋平	一九二	一〇二	七〇	五四	三九	三〇	二四	一〇	三
鐵嶺	四四〇	二四八	二三〇	二〇〇	一〇二	八八	八四	四八	一〇
開原	五〇〇	三三九	二七八	二三三	一五一	一二八	九五	五九	一〇
遼中	五八八	三七三	二四二	一八三	一三六	一一六	一〇〇	四五	二〇
法庫	七二〇	四〇〇	三三五	三〇〇	一八〇	一五〇	一〇三	五八	一〇
北鎮	二,〇〇〇	一,一九〇	一,一五〇	九〇〇	六〇〇	三〇〇	一〇〇	七五	三〇

盤山	四、〇〇〇	一、五〇〇	二五〇	二二〇	二〇〇	一二〇	九〇	四〇	一〇
義	一、一〇〇	六二〇	四八〇	二〇〇	一八〇	一〇〇	七五	三八	二五
興京	一一四	一〇八	一〇〇	九〇	七〇	六〇	四〇	三〇	六
西豐	七二〇	三九六	三三六	二六九	二三三	一九八	一七六	一四二	七〇
西安	五四〇	三六〇	二四〇	一七三	一三五	一三〇	六〇	三〇	一〇
洮南	二五〇	二二〇	二〇〇	二二〇	一〇〇	九〇	八〇	六〇	三〇
昌圖	八〇〇	七〇〇	二〇〇	九〇	六〇	四〇	二五	一〇	四
懷德	一、二〇〇	五四〇	四八〇	三二〇	二三〇	一五〇	七八	六〇	三〇
梨樹	二、〇〇〇	八〇〇	四五〇	三五〇	二七〇	九〇	五〇	三〇	一〇
遼源	五、二〇〇	五、〇〇〇	八〇〇	五二〇	三四〇	二九〇	二一〇	三一	二〇
新民	四六〇	三〇〇	二三〇	一七五	一三九	一〇〇	八〇	四〇	二〇
黑山	三〇〇	二〇〇	一六五	一二〇	八五	六五	四五	三〇	三

吉林省（單位晌）

（滿蒙經濟要覽に據る）

地方	大地主	中地主	小地主
吉林附近	五〇〇	一〇〇	六
五常	二〇〇	一〇〇	五

地方	大農	中農	小農
磐石	三〇〇	一〇〇	五
樺甸	五〇	二〇	五
濛江	三〇	二〇	五
寧安	二〇〇	一〇〇	三
同江	五〇	二〇	二
依蘭	一〇〇	三〇	三
方正	一〇〇	三〇	五
賓	一,〇〇〇	一〇〇	三〇乃至四〇
阿城	一八〇	?	二乃至三
同賓	一〇〇	三〇	二
伊通	三〇〇	一〇〇	四
延吉	一〇〇	五〇	五
琿春	一〇〇	五〇	四
雙城	七〇〇	八〇	|
扶餘	二〇	一〇	八
榆樹	五〇〇	一〇〇	五
長春	一,〇〇〇	五〇	自三至五
農安	六〇〇	二〇〇	五
長嶺	一〇〇	五〇	三

黑龍江省（單位晌）

（齊々哈爾帝國領事館大正八年調査）

地方	大農	中農	小農
龍江	三,〇〇〇	一〇〇	四〇
大賚	四,〇〇〇	八〇	五〇
安達	三,〇〇〇	一〇〇	五〇
呼瑪	一,〇〇〇	七〇	三〇
蘿北	二,〇〇〇	八〇	五〇
漢河	一,〇〇〇	六〇	三〇

嫩江	一,〇〇〇	六〇	三〇
呼蘭	一,一〇〇	四〇〇	七〇
肇東	二,〇〇〇	一〇〇	四〇
巴彥	七,〇〇〇	二〇〇	七〇
克山	四,〇〇〇	一〇〇	五〇
木蘭	四,〇〇〇	七〇	三〇
海倫	八,〇〇〇	三〇〇	七〇
蘭西	六,〇〇〇	一〇〇	五〇
龍鎮	一,〇〇〇	八〇	四〇
綏化	一〇,〇〇〇	二〇〇	六〇
望奎	五,〇〇〇	九〇	五〇
湯原	一,〇〇〇	七〇	四〇
通河	二,〇〇〇	六〇	三〇
通北	一,〇〇〇	六〇	三〇
璦琿	一,〇〇〇	七〇	三〇
鐵驪設治局	一,五〇〇	九〇	四〇
泰來	三,〇〇〇	一〇〇	四〇
肇州	五,〇〇〇	一五〇	五〇
林甸	二,〇〇〇	八〇	四〇
青岡	四,〇〇〇	一〇〇	六〇
拜泉	六,〇〇〇	二〇〇	七〇
綏楞	四,〇〇〇	八〇	五〇
慶城	三,〇〇〇	八〇	三〇
訥河	八,〇〇〇	三〇〇	八〇
綏東	一,〇〇〇	七〇	四〇
烏雲	一,〇〇〇	六〇	三〇
布西	一,〇〇〇	八〇	四〇
景星	一,〇〇〇	一〇〇	五〇

又滿洲に於ける農耕地の各面積に依る所有者數を擧くれは次の如くである。

	十畝未滿	十畝以上	三十畝以上	五十畝以上	百畝以上	計
奉天省	三三五、九五四	三五七、八七六	四〇一、六三二	三三六、七三二	二五四、四五二	一、六八六、六四六
吉林省	五二、四七五	九六、八九一	一〇九、七七五	一二一、九〇一	一五七、八五六	五三八、八九八
黑龍江省	二四、九六二	三〇、九九九	五七、九八五	六七、〇九二	一四三、一一七	三二四、一五五
熱河區	一六〇、一二〇	一九九、一九九	一二八、一四六	九九、七三三	二八、二五〇	六一五、四三七
綏遠區	七、六九二	一〇、〇一七	一三、一五八	一五、六九九	一八、〇二二	六四、五八七
察哈爾區	一三、八三三	一四、〇三九	二三、六二七	二九、〇六五	三五、八四七	一一五、四一一

（民國六年第六次農商統計に據る）

第二款　經營方法に依る種類

農業經營の方法に依つて農業者の種類を分類すれは次の各種に分つことを得。

（一）自作農

自作農

自己所有の土地を自ら之か經營をなす者にして、自家の勞力或は農業勞働者を雇傭して耕作に從事するものてある。

南滿洲に於ける自作農の耕作面積及ひ其勞力を表示すれは次の如くてある。

	耕作面積	人數	家畜頭數（馬、騾、驢或は牛）
大農	百町歩内外	十人内外	十頭内外
中農	五十町歩内外	六―七人	七―八頭
小農	二十町歩内外	三―四人	二―三頭
過小農	自作地四町五反 小作地四町五反	一―二人	

（南滿洲在來農業に據る）

東部内蒙古に於ける自作農は蒙、支人あれど、多く支那人にして、普通十天地乃至四五十天地の土地を購入し主として自家の勞力を以て之を耕作する堅實なる中級農にして、南滿、直隷、山東地方の小農か前住地に於ける所有地を賣却して、蒙古に移住し比較的安價なる土地を求めて新運命を開拓せむとする者か多い。

（二）小作農

小作農

小作農の内にも全く他人の土地を耕作するものと、自作小農にして餘力を以て他人の土地を小作する者とあり、多くは後者に屬す。蒙古地方にては農民の大部分は小作農である。小作農の内には土著小作農と出稼小作農とあり前者は地主所有地内に住し、家族を有して比較的長期

の小作であり、信用も亦之に伴ふ。出稼小作者は山東、直隷方面より春季來往して秋季收益を携へて歸鄉するものである。小作面積は、一人に就き約十晌内外を普通とする。

東蒙地方の小作は全然支那人に限るといつてよい。

小作制度

小作の制度には次の如きものがある。

（イ）永小作（永租）　永小作は殆と小作人の一定所有權に等しきものにて、小作人は毎年一定の小作料を地主に納め永久に土地使用權を有するの制度であつて、官地、公地、王公莊田及蒙地等は此制度に依る。而して永小作權は子孫に相續し又之か轉賣する事を得る且つ例令其土地の地主を換へても借料の增加又は其土地の取戾を請求せられることかない。然し原則として官地に於ける永小作權の轉賣は許されてゐないか默認はせられて居る。

（ロ）普通小作（租又は佃）　普通小作とは期限付の小作にして期限は主として一箇年なれと、三年、四年、六年又は九年等かある。概して磽确にして改善の餘地の少いものは長く、肥沃な地方は短い。一般民地及ひ旗地の小作は此法に依る。

小作料も土地の瘠肥、地方事情に依つて一樣ではない、收穫物の三分の一内外を普通とするか中には契約に保證人一名を立て更に保證金を毎晌百吊乃至二百吊文を地主に積立てる習慣の

ある地方もあり、此保證金の多寡に依つて小作料を高下する處もある。

南滿地方ては普通收量の二分の一乃至三分の一てあつて其地方の主要農作物の一二種を以て納める、例へは關東州內て玉蜀黍、高粱、粟の三種を均納するものか多く、又玉蜀黍のみを納むるものかあり、奉天以北は大豆、高粱、粟の三種或は大豆と高粱の二種を分納するか大豆のみを納める。銀納は遼陽、海城、大石橋、營口、蓋平附近一帶に行はれ、土地の肥瘠其他に依つて一天地十元乃至三十元てある。

小作料

南滿各縣に於て調査せられたる平均小作料は左の如くてある。

縣名	我一反步小作料	摘要
復縣	金三、四〇円	八箇村平均
蓋平縣	金三、一〇	九箇村平均
營口縣	金三、一〇	六箇村平均
海城縣	金二、五九	九箇村平均
遼陽縣	金四、一三	一一箇村平均
瀋陽縣	金二、一七	一六箇村平均

鐵嶺縣	金二、九四	一三箇村平均
開原縣	金三、四〇	開原驛附近
昌圖縣	金三、〇七	昌圖驛附近
奉化縣	金二、〇〇	四平街驛附近
懷德縣	金一、八八	公主嶺驛附近
長春縣	金二、〇六	長春驛附近
平均	金二、八二	

（南滿洲農村土地及農家經濟據にろ）

鐵道沿線各地の小作料の調査せられたるものを表記すれば次の如くてある。（一町歩當日本桝）

地名	小作料	地名	小作料
金州	五―八石	瓦房店	七石內外
熊岳城	四、八―七石	蓋平	一〇石內外
大石橋	三二―三三元	營口	二〇―三〇元
遼陽	一七―三五元	奉天	五―六石

開原	三、八—五、九石	鐵嶺	八石内外
四平街	五石—八石	公主嶺	九石内外
長春	三、五—六、〇石	蓋平	四五—四八元

北滿地方の借地料は既述の如くなれど小作料二三を擧ぐれば次の通りである。

地方別	一等地	二等地	三等地	四等地（毎一晌當）
農安地方	一、八—三、〇石	二、〇—二、七石	一、八—二、〇石	一、〇—一、八石
伏龍地方	一、八—二、〇石	一、四—一、六石	一、〇—一、四石	〇、五—〇、八石
長嶺地方	一、〇—一、二石	〇、八—一、〇石	〇、五—〇、八石	〇、二—〇、四石
琿春地方	永小作は收穫物の十分の二—四、普通小作一晌に付三斗—二石、一年小作は收穫物の十分の三			
黑龍江省管內	二、五石	二石	一、五石	一石

（ハ）分益小作（榜青租）　分益小作とは豫め定められた率に從つて地主と其小作人とか收穫物を分配するの制度である。分益小作にも地主に於て家屋農具より種子肥料を始めとし日用品、衣服及食糧に至る迄を貸與し、收穫後消耗したる日用品、食糧等の代價を支拂ふ。此場合の分

益率は地主六、七分、小作人三、四分である、又家屋のみを地主より小作人に貸與する分益小作かある此場合の分益率は地主四、五分に對し小作五、六分を通例とする。

分益小作の期限も一箇年を普通とし、年々契約を更新する。

(ニ) 受負農(手具) 受負農とは家畜を持たぬ農民か勞力に不足を感して居る者の耕地の耕作を受負ふものであつて、播種から收穫迄一町歩約二十元内外てある又部分的に除草中耕等のみを受負ふこともある。

右の外極めて稀に關東州等にては資力の少いものか相寄つて各種の資本を互に提供し、協同的に土地の耕作を行ふものかある。

自小作農家數

南滿各地に於ける小作、自作農家數を調査せるものを表示すれは次の如くである。

縣名	全農家戸數に對する自作農家戸數	同上小作農	同上自作兼小作農	同上勞働農
復縣	六四%	一三%	二〇%	三%
蓋平縣	三六	一四	二三	二七
營口縣	七〇	一二	九	九
海城縣	四九	二五	不詳	二六

遼陽縣	三六	三九	九	一六
瀋陽縣	三六	五〇	一二	二
鐵嶺縣	二九	三三	一四	二四
昌圖縣	五一	四二	七	—
懷德縣	四二	二九	二九	—

又北滿に於ける自小作の割合を外務省の調査せるものに依り、擧ぐれば次の如くである。

地名	自作者	小作者	合計	備考
長春	三〇%	七〇%	一〇〇%	
吉林	一〇	九〇	一〇〇	
石頭城子	二〇	八〇	一〇〇	
伯都訥	二〇	八〇	一〇〇	
雙城堡	五八	四二	一〇〇	
阿什河	三〇	七〇	一〇〇	自作者は多く滿人にして小作者は漢人なり
賓州	三〇	七〇	一〇〇	

新站	三〇	七〇	一〇〇	
呼蘭城	四〇	六〇	一〇〇	
巴彦州	一〇	九〇	一〇〇	小作者耕地面積の大なるものは一戸二百晌に及ふ

間島地方に於ける自小作支鮮人別比例を擧くれは次の如くてある。

	鮮人	支人
自作農	二九%	五六%
自作兼小作農	三五	二七
小作農	三六	一七
計	一〇〇	一〇〇

又黒龍江省に於ける自作及小作の割合を示せは左の如くてある。

地力	自作	小作	計	地方	自作	小作	計	地方	自作	小作	計
龍江	二	八	一〇	安達	四	六	一〇	海倫	五	五	一〇
肇州	四	六	一〇	慶城	三、五	六、五	一〇	木蘭	三	七	一〇

關西	四六	一〇	青岡	四六	一〇	巴彦	一九	一〇
綏化	六四	一〇	拜泉	八二	一〇			
綏楞	二八	一〇	呼蘭	四六	一〇			

更に民國農商務統計に依つて、自小作の農家數を表記すれば滿洲のもの左の如くである。

民國六年度農家自作小作及自作兼小作別戸數

地方		農家戸數 自作	小作	自作兼小作	計
奉	瀋陽	三六、一三〇	二四、九六五	三三、六五三	九四、七四八
	鐵嶺	八、三二八	二一、三〇〇	一三、五〇〇	四三、一二八
	開原	八、九二八	一五、四二八	二二、五一五	四六、八七一
	東豐	二〇、一二七	五、九八三	七、一一八	三三、二二八
	西豐	一二、八〇六	七、四〇一	一、一四四	二一、三五一
	西安	九、六八九	六、〇九七	五、二四四	二一、〇三〇
	營口	三、六九二	二、〇八二	二、一二九	七、九〇三
	遼陽	三二、〇三一	三〇、七七〇	三七、六七二	一〇〇、四七三
	遼中	四、八三六	一八、四九二	八、五三四	三一、八六二

臺安	二四、四一一	一、四八八	九、三五三	三五、二五三
蓋平	二〇、五九八	一二、八三三	三〇、八九八	六四、三二九
海城	三、一九二	四二、八八五	三二、九〇八	七八、九八五
錦縣	一二、六五三	一四、四六八	一五、三一〇	四二、四三一
新民	六三、〇五五	四五〇	六〇九	六四、一一四
彰武	二、三四〇	三、五八〇	四、一三〇	一〇、〇五〇
黑山	一一、四六二	一一、九六八	一一、三三八	三四、七六八
盤山	八〇九	三、六一五	四、〇八〇	八、五〇四
北鎮	一〇、四五二	九、一〇五	一八、九六五	三八、五二二
義縣	二九、〇六三	五、六六〇	七、五二二	四二、二四五
興城	一一、九一三	一三、二七五	五、八二九	三一、〇一七
綏中	二〇、三九九	六、三八四	三、四四二	三〇、二二五
錦西	三四、一〇五	一五〇	二、六一〇	三六、八六五
安東	一五、〇三八	九、八六四	三、〇八七	二七、九八九
興京	八、三五〇	一四、二八〇	一三、七〇〇	三六、三三〇
通化	八、四一八	六、三〇八	九、四八二	二四、二〇八
鳳城	一六、九五〇	一八、三五〇	一二、一五〇	四七、四五〇
寬甸	九、六二一	六、七三六	三、六八二	二〇、〇三九

桓仁	一〇、〇三八	一二、五五一	二、五一五	二五、一〇四
臨江	三、二一八	四、一〇五	一、九六二	九、二八五
輯安	九、四八四	一三、九五二	一、七六三	二五、一九九
長白	九九九	一、二九〇	一、九〇四	四、一九三
安圖	一、三二二	三〇一	二〇七	一、八三〇
撫松	一、三四五	七四二	四六一	二、五四八
撫順	一一、三五五	五、九二七	五、二〇九	二二、四九一
本溪	八、四二八	五、二〇一	一七、四三五	三一、〇六四
海龍	一八、四九二	一三、四〇〇	四八、四二八	八〇、三二〇
輝南	二、八八六	二、八九七	二、八三〇	八、六一三
柳河	一一、三五五	五、九二七	五、二〇九	二二、四九一
金縣	—	—	—	—
復縣	二一、四五〇	五、八四〇	一九、三〇〇	四六、五九〇
岫巖	一三、八四五	七、五八七	二、五九八	二四、〇三〇
莊河	九、四四八	五、五八七	四、一八一	一九、二一六
遼源	六、三一五	六七八	八八五	七、八七八
洮南	三、〇五一	二、八二五	三、九九四	九、八七〇
雙山	五〇二	一、二六五	六七四	二、四四一

地方	農家戸數			
	自作	小作	自作兼小作	計
天				
昌圖	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇	九、八〇〇	四九、八〇〇
康平	九、三五六	九、七〇三	九、〇三三	二八、〇九二
開通	一、四一三	七四二	一、四一五	三、五七〇
洮安	二、五〇〇	五〇〇	二、四〇〇	五、四〇〇
梨樹	六、七八九	二〇、九五五	八、〇一三	三五、七五七
安廣	五、八二五	一、三八一	一一〇	七、三一六
懷德	五〇、一七三	三六、六九七	一六、四二〇	一〇三、二九〇
瞻榆	五一〇	一、三〇九	四二八	二、二四七
突泉設治委員	一、三〇〇	一、五四〇	九五七	三、七九七
鎮東	八二〇	四三〇	七〇一	一、九五一
法庫	九、六六六	九、四八二	九、一九八	二八、三四六
計	六八六、二八一	五〇一、七三二	四九八、六三四	一、六八六、六四六
吉林	一一、七二四	四、五七八	一三、〇一七	二九、三一九
長春	二二、〇三五	五、六四三	七、一五六	三四、八三四
伊通	八、八一六	七、二四四	一〇、〇七九	二六、一三九

吉				
濛江	二、一九三	一、四一五	四七	三、六五五
農安	一六、二一四	一四、九一五	四、六五七	三五、七八六
長嶺	二、九四七	七、一〇〇	三、四二四	一三、四七一
舒蘭	四、三七五	二、八四〇	三、四〇五	一〇、六二〇
樺甸	四、五一〇	九、四七〇	二、九六一	一六、九四一
磐石	一三、〇六八	一一、四五四	七九七	二五、三一九
雙陽	二、三〇五	二、二〇五	二、八〇一	七、三一一
德惠	九、三八五	七、二二九	五、八七四	二二、四八八
濱江	三、二五〇	二、八〇〇	一二〇	六、一七〇
扶餘	一六、四七一	一一、九八三	—	二八、四五四
雙城	三二、八七三	三、四七〇	一七、四二三	五三、七六六
賓縣	二四、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	五四、〇〇〇
五常	一、九七九	四、〇四二	一、六四二	七、六六三
榆樹	九、二四〇	五、六七〇	三、二三〇	一八、一四〇
同賓	八、九三八	三、八八〇	一、四六九	一四、二八七
阿城	四、七八三	四、七七二	六、八九七	一六、四五二
延吉	六、九〇〇	一一、一五〇	四、三四〇	二二、三九〇
寧安	七、九八二	二、三四三	一、三〇四	一一、六二九

林

琿春	三、八三八	一、七五九	七一四	六、三一一
東寧	一、三五五	九一八	三一〇	二、五八三
敦化	三、七二一	二、四五六	一、九三六	八、一一三
額穆	一、八五五	六八〇	二二	二、五五七
汪清	一、八六九	一、六七三	一、二五四	四、七九六
和龍	五、九三三	四、九五一	五、七六六	一六、六五〇
依蘭	三、五七一	六、八三五	一、二一九	一一、六二五
同江	七一三	八七	一六二	九六二
寶清	五七〇	二一八	六二	八五〇
密山	—	—	四、三〇九	四、三〇九
虎林	六六一	二七四	—	九三五
綏遠	一七一	—	—	一七一
樺川	四、五五九	一八五	九八	四、八四二
富錦	四、六〇六	一、〇九四	五四一	六、二四一
饒河	二七六	一八三	五七	五一六
方正	二、九二三	三、九五〇	—	六、八七三
穆稜	一、〇六七	六一三	五〇	一、七三〇
計	二五一、六七六	一六五、〇七九	一二二、一四三	五三八、八九八

地方	農家戶數			
	自作	小作	自作兼小作	計
黑				
龍江	一三、二五六	—	—	一三、二五六
景興鎮	一、六七三	四〇八	一〇七	二、一八八
嫩江	一、三四二	五六九	四一〇	二、三二一
大賚	四、四〇八	二、五八一	八四六	七、八三五
肇州	四、七五〇	六、七八七	四、四〇七	一五、九四四
安達	二、九五五	一、三六七	五四六	四、八六八
林甸	八三七	一、一八五	三七九	二、四〇一
訥河	三、四六九	二四八	三七七	四、〇九四
克山	七、二六三	三、九六三	三、九九二	一五、二一八
青岡	七、二二七	四八一	四、八二二	一二、五三〇
拜泉	一二、四八五	八、八八七	三、六七五	二五、〇四七
肇東	五、〇〇九	六、〇一八	二、五二三	一三、五五〇
布西設治局	七四二	—	—	七四二
呼倫	—	—	—	—
臚濱	—	—	—	—
[illegible]來	二、四〇三	一、五五〇	四四一	四、三九四

龍

吉拉林設治局	—	—	—	—
索倫山設治局	—	—	—	—
綏化	九、七三〇	一一、九五七	五、八二二	二七、五〇九
綏棱	三、〇八三	二、四〇三	三六八	五、八五四
呼蘭	一九、二七四	七、五〇〇	六、二八六	三三、〇六〇
海倫	四、〇四六	一〇、四六三	四、九四二	一九、四五一
望奎	九、四一二	四、九二一	三、六九二	一八、〇二五
通化	一、二〇四	八一三	三九〇	二、四〇七
巴彥	二〇、八一九	三、〇六四	五、四六二	二九、三四五
慶城	五、九〇二	三、六八〇	二、五三〇	一二、一一二
蘭西	一一、一七六	—	六、三三一	一七、五〇七
木蘭	一四、三六八	—	—	一四、三六八
通河	二、七二六	九五七	二、〇〇一	五、六八四
湯原	四、〇〇四	六三三	七九九	五、四三六
龍鎮	八四三	九四	—	九三七
鐵驪設治局	一、三四二	二二〇	三八	一、六〇〇
東興鎮	—	—	—	—
璦琿	三、〇〇二	八五四	—	三、八五六

地方		農家戸數 自作	小作	自作兼小作	計
江	呼瑪	一三四	九	—	一四三
	鷗北	四六八	二八六	五四	八〇八
	烏雲設治局	—	—	—	—
	綏東設治局	一、三二五	二〇〇	一二八	一、六五三
	漠河	一二	—	—	一二
	計	一八〇、六八九	八二、〇九八	六一、三六八	三二四、一五五
熱	承德	一四、二二八	七、八五〇	三、〇六一	二五、一三九
	灤平	一一、三三五	六二八	四、七八七	一六、七五〇
	平泉	六二、三六四	九、八三三	二一、八六〇	九四、〇五七
	隆化	三、七五五	五、〇四〇	三、二八一	一二、〇八〇
	豐寧	一六、八六一	二、〇八六	四、七四七	二三、六九四
	凌源	七一、四二〇	一八〇	二五	七一、六二五
	朝陽	九七、八七六	八三五	—	九八、七一一
	阜新	一八、一三三	五、六八〇	四、七五二	二八、五六五
	建平	二四、六五五	一九、八七〇	九、九七六	五四、五〇一

地方		農家戸數 自作	小作	自作兼小作	計
河	綏東	三、三九七	二、五二四	—	五、九二一
	赤峰	一四、七六〇	四、七二五	一一、三五六	三〇、八四一
	開魯	一、一七〇	七〇〇	六五六	二、五二六
	林西	二、〇二九	四八三	二六	二、五三八
	圍場	七四、六一二	三四、三〇三	三七、六九三	一四六、六〇八
	經棚	三六七	三九八	一、一一六	一、八八一
	計	四一六、九六二	九五、一三五	一〇三、三四〇	六一五、四三七
綏遠	歸綏	六、一九〇	二、六一三	二、六一三	一一、四一六
	薩拉	八、八九五	四、七六一	三、六三五	一七、二九一
	清水河	二、四三六	一、一三四	一、二六七	四、八三七
	托克托	三、二九五	一、九〇〇	一、八九一	七、〇三六
	和林格爾	八、一〇八	—	—	八、一〇三
	五原	一、九八八	一、九五六	一、六四二	五、五八六
	武川	一、八〇〇	一、〇六五	一、〇五一	三、九一七
	東勝	二、六二〇	一、四五五	二、二七一	六、三四六

計	三五、三三二	一四、八八四	一四、三七一	六四、五八七

地方		農家戸數			
		自作	小作	自作兼小作	計
察哈爾	張北	五、三七九	八、九六七	三、五八六	一七、九三二
	沽源	六、八八〇	二、七七〇	―	九、六五〇
	多倫	二、三六七	一、一〇三	―	三、四七〇
	豐鎭	九、三二七	八八九	五一二	一〇、七二八
	涼城	四六、二〇〇	八五	―	四六、二八五
	興和	八、五九四	三、五四八	九、一五五	二一、二九七
	陶林	一、八八一	一九三	二二二	二、二九六
	商都設治局	二、〇一四	二二一	一五	二、二五〇
	寶昌設治局	四五七	一、〇四六	―	一、五〇三
	計	八三、〇九九	一八、八二二	一三、四九〇	一一五、四一一
熱綏察	合計	二四、五八七、五八五	一三、八二五、五四六	一〇、四九四、七二二	四八、九〇七、八五三

第三款　栽培作物に依る農業者種類

満蒙の農業は主として畑作てあるか、猶栽培状態に依つて次の如く農業者を分つことか出來

る。

一、水田農業　奉天省　東豐、西豐、西安、營口、蓋平、新民、盤山、安東、鳳城、寛甸、桓仁、臨江、撫松、撫順、本溪、柳河、復縣、岫巖、莊河、懷德の地方

吉林省　伊通、樺甸、延吉、汪淸、和龍、饒河の地方

黑龍江省　肇州地方に僅に行はる。

熱河區にては承德、灤平、平泉、隆化、豐寧、赤峰の諸地方、綏遠全區に涉り及察哈爾區の張北、豐鎭、凉城、興和の諸地方に散在する、主として遼河の本支流沿岸鐵道沿線間島方面を代表的のものと認めらる。

二、畑地農業　滿蒙の一般農業者は皆畑地農業てある。

三、果樹園藝業　副業的に經營するもの諸處に散在するも、主として果樹園の經營をなすものは熊岳城以南の地に於て見る。

四、養蠶業　滿洲に於ては主として柞蠶業行はれる。

右の兼業者あるは勿論てある。

第二節　農業勞働者及勞銀

農業勞働者

農業勞働は大農に於ては自家の勞力のみにては到底之か經營不可能なるか故に之を他に得なけれはならぬ。農業勞働者には土著のもの及ひ移入のものかあり、南滿洲に於ては前者は七分後者三分にして蒙古に於ては殆と全部後者に屬す。土著勞働者は、土地の中小農にして自家經營外に餘力ある者竝に雜役勞働者てある。出稼者は多く山東、直隷省等より來るものか多く所謂春來秋歸のものである。

使用期限

農業勞働者使用期限に依つて、年雇(長工)、月雇(月工)及ひ日雇(短工)の三種に分つことか出來る。年雇のものゝ內、頭目を有して百數十八一隊となりて毎年殆と同一農場に勞役し、恰も主從の如き關係にあるものかある。

賃銀

是等勞働者の賃銀は其技術の巧拙により、年柄に依り、高低あるも大略之を表示すれは次の如くてある。

南滿に於ける賃銀

南滿洲に於ける農業勞働賃銀

（イ）年雇

地名	上	中	下	備考
金州	六〇—七〇元	四〇—五〇元	三〇—四〇元	上とは技術の優秀なるものにして親分株のもの 中とは普通の勞働者 下は十五六歳の少年又は技術劣等なるもの 凡て食事は雇主に於て支給す
瓦房店	六〇元	五〇元	—	
熊岳城	五〇元	四〇元	—	
蓋平	六〇元	五〇元	四〇元	
海城	六五元	五〇元	三〇元	
大石橋	四〇—五〇元	三〇—四〇元	—	
營口	五〇元	四〇元	—	
遼陽	五〇元	四〇元	三〇元	
奉天	八〇元	六〇元	四〇元	
開原	五〇元	四〇元	—	
鐵嶺	七〇元	五〇元	三五元	
四平街	六〇元	五〇元	四〇元	
公主嶺	六〇元	五五元	四五元	
長春	五〇元	四〇元	三〇元	
平均	五五元	四五元	四〇元	

（ロ）月雇

地名	二箇月雇一箇月賃銀	三箇月雇一箇月賃銀	五箇月雇一箇月賃銀	備考
金州	九—一〇元	八—九元	—	雇主に於て食事を支給する
開原	—	六—七元	五—六元	
蓋平	—	七—八元	—	
大石橋	五—六元	—	—	
營口	—	四—五元	—	
遼陽	—	四—七元	—	
公主嶺	八—九元	五—六元	四—五元	
長春	—	四—五元	—	
平均	八元	六元	五元	

（ハ）日雇

地名	下種時（四、五月）	除草中耕（六、七月）	収穫時（九、十月）	備考
金州	三角	四角	四角	食事を支給せす若し食事を支給する場

瓦房店	三角	四角	四角	合の賃銀は約半額である
熊岳城	三角	四角	四角	
蓋平	二角	三角	二角半	
海城	三角半	四角半	四角半	
大石橋	二角	二角半	二角	
營口	二角	三角半	二角	
遼陽	二角	二角半	四角	
奉天	三角	四角	四角	
開原	二角	四角	五角	
鐵嶺	三角	四角	四角	
四平街	三角	四角	五角	
公主嶺	二角半	三角	四角	
長春	二角半	四角半	四角半	

北滿に於ける賃銀

北滿洲地方にては人煙未た稀薄なるため土著農民のみにては到底農業の經營不可能なるか爲め多く農業勞働者を使用し主として年雇とする。此の賃銀は、食事地主持にて一箇年一人七百吊乃至一千吊の間を給するものと見て大差なきものゝ如くてある。猶同地方に於ける水田勞働者としては、主として鮮人之に從ひ、其賃銀は食事地主負擔にて一箇年二千六七百吊位てある

東蒙に於ける賃銀

支那人は水田に入ることを好まされど、其賃銀は鮮人の一二割増したるものである。

次に東部内蒙古に於ける勞働賃銀を示せは次の如くである。

地方名	常傭		日傭	
	最高	最低	最高	最低
多倫諾爾地方（月）	五〇〇銅子兒	三〇〇銅子兒	三五銅子兒	六銅子兒
經棚地方（月）	四兩	二兩	二五銅子兒	四銅子兒
赤峰地方（年）	四〇元	二〇元	四元	一毛
敖漢地方（年）	六〇元	三〇元	二毛五	一毛
開魯地方（年）	八〇元	四〇元	五毛	二毛
林西地方（年）	六〇元	三〇元	四毛	一毛
洮南地方（年）	七五元	五五元	一元	四毛

備考　一、苦力の食住は凡て雇主持とす食料は苦力一人に付一日麵二斤或は高粱一升とす。

二、銀一兩は我約一圓二十五錢、一元は我約八十錢、一毛は八錢、十二三個銅子兒を以て一毛に算す。

三、勞銀の最高時期は、播種、除草、收穫等の農繁の時期にして最低時期は其の中間の時期である。勞銀は滿洲接壤地方にては工夫市に依り其他にては雇主自らの手によりて得られる。

達賴罕旗に於ける蒙古人の常傭給料を見るに、耕作より收穫に至る六箇月（三月より九月）に

食料主人持にして高粱二石と、銀十五元とす。高粱は、普通一石六元內外てあるから、一月當四元五角となる計算てある。

又他の調査に依つて支那人勞働者の賃金相場を見るに、達頼罕旗通遼鎮方面最高にして、開魯之に次き、林西縣赤峰と順次低下する卽ち各地の最高標準を示すに左表の通りてある。

地方	農期日給	農期月給	冬期日給	冬期月給	年給	備考
通遼鎮	五角	十五元	三角	八元	一一〇元	食料は主人持なり冬期は農家に於て殆ど食料を供するに過ぎすされは本表の冬期賃金は宿屋等の使用人給料にして農業賃金にあらす
開魯縣	四角	十二元	二角	六元	九〇元	地方は冬期多く歸省す而も割合に出稼勞働者少なく全部を通して四五百人に過ぎすと云ふ
林西縣	三角	九元	一角	三元	七〇元	
烏丹城	二角	六元	一角	三元	六〇元	勞働者過剩の結果冬期は殆ど食料を給す
赤峰	二角	六元	一角	三元	五〇元	
建平縣小河沿	三角	八元	一角	三元	六〇元	
阜新縣下窪	三角	八元	一角	三元	六〇元	

家畜持勞働者

蒙古に來る勞働者の內家畜持勞働者かあつて山東地方より來る時三四頭の犢牛を携へ自ら耕作に從事する傍之を放牧して歸途之を携へて賣却する。其爲めに得る利益比較的大てあるから

彼等の勞銀割合に低廉なるものである。

勞銀支拂法

勞銀支拂の方法は年雇、月雇及ひ日雇に依つて異にするも、年雇は特別のもの〻外は月末に月割を給する方法と、一半は雇傭の當初に、一半は陰曆八月十五日又は收穫完了後に之を支拂ふ方法とがある。

月雇は月末に又日雇は其日拂を主とする。

雇入方法

雇入方法は年雇は概ね年々常傭であるか新に雇入る〻場合には被雇人及雇主の何れよりか之を求めて契約する月雇は又之に準するか日雇勞働者は街路上にある苦力市(クーリーシー)より之を求むるか普通である。而して農業勞働者の數は概して豐富である。

勞働者の種數

勞働者に蒙古人及支那人の二者あり。支那人勞働者は大部分山東から渡來せるものであつて之に次くものは直隸山西である。

雇主

是等勞働者中蒙古人に雇傭せられるものと、支那人に雇傭せられるものとあり。支那人に雇傭せられるものには賃銀一般に高く常傭と稱するものか多い。春期來蒙し秋期歸還するもの大部分を占めつ〻あるに反し、蒙古人に雇傭せられるものは其數多くはないか期間の十年、二十年の長きに亙るものも決して稀ではない。中には蒙古人に結婚して入家するものも亦少くはな

い。

次に民國六年度に於ける農業勞働賃銀を第六次農商統計に依つて表示する。

省區	道		農作(供食) 年給 男	農作(供食) 年給 女	農作(供食) 日給 男	農作(供食) 日給 女	養蠶(日給供食) 男	養蠶(日給供食) 女	繅絲(日給供食) 男	繅絲(日給供食) 女	碾米(日給) 供食	碾米(日給) 不供食	製粉(日給) 供食	製粉(日給) 不供食
奉天	遼瀋	最高	五三・一〇円	二六・五〇円	〇・三五円	〇・二三円	〇・四〇円	—円	〇・四〇円	—円	〇・二〇円	—円	〇・二〇円	—円
		普通	三七・〇〇	一九・〇〇	〇・二四	〇・一三	〇・三〇	—	〇・三〇	—	〇・一七	—	〇・一七	—
		最低	二五・四〇	一三・五〇	〇・一五	〇・〇八	〇・二〇	—	〇・二〇	—	〇・一五	—	〇・一五	—
	東邊	最高	八〇・〇〇	—	〇・八〇	—	〇・五〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・五〇	〇・六〇	—	〇・六〇	—
		普通	六〇・〇〇	—	〇・六〇	—	〇・四〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・四〇	〇・五〇	—	〇・四〇	—
		最低	四〇・〇〇	—	〇・四〇	—	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇	—	〇・三〇	—
	洮昌	最高	五〇・五〇	三六・〇〇	〇・六六	〇・二五	—	—	—	—	〇・二〇	〇・三七	〇・二九	〇・四五
		普通	三〇・五〇	二八・〇〇	〇・二一	〇・二〇	—	—	—	—	〇・一六	〇・三三	〇・二五	〇・四一
		最低	二〇・八〇	二〇・〇〇	〇・二五	〇・二〇	—	—	—	—	〇・一六	〇・三三	〇・二〇	〇・三七
	平均	最高	六〇・二〇	三一・二五	〇・六〇	〇・二四	〇・四五	〇・六〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・三三	〇・三七	〇・三六	〇・四五
		普通	四四・〇〇	二三・五〇	〇・四二	〇・一七	〇・三五	〇・五〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・二八	〇・三三	〇・二七	〇・四一
		最低	二八・七三	一六・七五	〇・二七	〇・一四	〇・二五	〇・三〇	〇・二五	〇・三〇	〇・二〇	〇・三三	〇・二二	〇・三七

吉林													
吉長	最高	一〇〇・〇〇	—	〇・八〇	〇・八〇	—	—	—	—	〇・三〇	〇・五〇	〇・三〇	〇・五[illegible]
	普通	八〇・〇〇	—	〇・六〇	〇・六〇	—	—	—	—	〇・二〇	〇・四〇	〇・二〇	〇・四[illegible]
	最低	六〇・〇〇	—	〇・四〇	〇・四〇	—	—	—	—	〇・一〇	〇・三〇	〇・二〇	〇・三[illegible]
濱江	最高	七〇・〇〇	二五・〇〇	〇・六〇	〇・一〇	〇・二〇	〇・〇八	〇・二五	〇・一五	〇・四〇	—	〇・一七	〇・八〇
	普通	五〇・〇〇	一〇・〇〇	〇・三五	〇・〇八	〇・一〇	〇・〇五	〇・二〇	〇・一〇	〇・二五	—	〇・一四	〇・二[illegible]
	最低	一二・〇〇	五・〇〇	〇・一〇	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇三	〇・一五	〇・〇五	〇・〇八	—	〇・〇八	〇・[illegible]
延吉	最高	三六・〇〇	—	〇・二五	—	—	—	—	—	〇・二五	〇・三五	〇・二五	〇・三五
	普通	三〇・〇〇	—	〇・二〇	—	—	—	—	—	〇・二〇	〇・三〇	〇・二〇	〇・三〇
	最低	二五・〇〇	—	〇・一六	—	—	—	—	—	〇・一六	〇・二六	〇・一六	〇・二六
依蘭	最高	五〇・〇〇	—	〇・四〇	—	—	—	—	—	〇・五〇	〇・八〇	〇・五〇	〇・八〇
	普通	四〇・〇〇	—	〇・三〇	—	—	—	—	—	〇・三〇	〇・六〇	〇・三〇	〇・六〇
	最低	三〇・〇〇	—	〇・二五	—	—	—	—	—	〇・二五	〇・五五	〇・二五	〇・五五
平均	最高	六四・〇〇	二九・〇〇	〇・五一	〇・四五	〇・二〇	〇・〇八	〇・二五	〇・一五	〇・三六	〇・五七	〇・三二	〇・六[illegible]
	普通	四五・〇〇	一〇・〇〇	〇・三六	〇・三四	〇・一〇	〇・〇五	〇・二〇	〇・一〇	〇・二四	〇・四三	〇・二二	〇・三九
	最低	三一・七五	九・〇〇	〇・二三	〇・二三	〇・〇五	〇・〇三	〇・一五	〇・〇五	〇・一五	〇・三七	〇・一五	〇・三四
龍江	最高	八二・〇〇	?	〇・二三	?	—	—	—	—	〇・二〇	—	〇・二五	—
	普通	五四・〇〇	?	〇・一五	?	—	—	—	—	〇・一五	—	〇・一五	—
	最低	三六・〇〇	?	〇・一〇	?	—	—	—	—	〇・一〇	—	〇・一〇	—

綏遠			熱河			黑龍江								
綏遠			熱河			平均			農河			綏蘭		
最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高
一八・〇〇	三六・〇〇	五三・〇〇	一三・〇〇	一八・〇〇	三六・〇〇	三八・三〇	五四・六〇	七四・七〇	五四・〇〇	六四・八〇	七二・〇〇	二五・〇〇	四五・〇〇	七〇・〇〇
—	—	—	七・二〇	九・六〇	一二・〇〇	?	?	?	?	?	?	?	?	?
〇・一一	〇・一三	〇・一五	〇・〇四	〇・〇六	〇・〇八	〇・一八	〇・二八	〇・四三	〇・一八	〇・二〇	〇・二五	〇・二五	〇・五〇	〇・八〇
—	—	—	—	—	—	?	?	?	?	?	?	?	?	¿
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
?	〇・一〇	?	〇・〇六	〇・〇八	〇・一三	〇・一〇	〇・一四	〇・一七	?	?	?	〇・一〇	〇・一三	〇・一四
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	〇・一三	—	〇・〇八	〇・一〇	〇・一五	〇・一〇	〇・一四	〇・二〇	?	?	?	〇・一〇	〇・一三	〇・四〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

察哈爾	興和	最高	五二·〇〇	—	〇·二〇	—	—	—	—	—	〇·一〇	〇·二〇	〇·一〇	〇·二〇
		普通	二〇·〇〇	—	〇·一〇	—	—	—	—	—	〇·〇八	〇·一六	—	—
		最低	?	—	〇·〇六	—	—	—	—	—	?	—	—	—

第九章　農業收支

第一節　生産の要素

滿蒙に於ける農業生産の要素は大要左の如くである。

勞力

一、勞力

一天地當主要作物

	高粱	大豆	粟	小麥
整地	一人五分　馬一頭	一人　馬五分	一人　馬五分	二人五分(内一人は收穫後の鋤返)
播種	三人　馬一頭五分	三人　馬二頭	二人　馬一頭	三人　馬二頭
中耕除草	七人五分　馬二頭八分	十人　馬二頭	七人五分　馬二頭八分	四人五分　馬二頭
收穫	三人	二人	二人	二人
調製收納	六人　馬一頭	三人　馬一頭	四人　馬一頭四分	四人　馬一頭四分
運搬	三人　馬二頭	二人　馬二頭五分	二人　馬一頭五分	二人　馬一頭五分
合計	人二十四人　馬八頭三分	人二十一人　馬八頭	人十八人五分　馬七頭二分	人十八人　馬六頭九分

二、種　子　代（播種の項參看）

三、農　用　器　具（同上の項參看）

四、地代及小作料等（同上各項を參看）

第二節　農業收支計算

第一款　南滿洲に於ける農業收支計算（滿鐵地方部調査）

一、特產物六萬坪農業收支計算（大正四年度）

固　定　資　本　　總　額　約　八五〇、〇〇〇円

但し外に井戸一箇家具費として各金五十圓宛を計上のこと。

流　通　資　本

支　出

種別	數量	單價	小計	摘要
地代	六〇、〇〇〇坪	〇・〇〇五円	三〇〇・〇〇〇円	洋一元二十五仙を金一圓に換算以下同し
種子代	（大豆、高粱各十一天地、粟十天地）		三四・二五〇	

肥料代	五五枚	一・〇〇〇	五五・〇〇〇	
苦力賃	九二八	〇・三五〇	三二四・八〇〇	内三〇〇人は自家勞力を用ひ苦力賃の内に食費を含む
牛馬飼育費	四頭	四八・〇〇〇	一九二・〇〇〇	一頭に付一年四十八圓
固定資本利子	—	—	六八・〇〇〇	固定資本の八分
同維持費	—	—	〇・四五〇	井戸家具代として百圓多く計上したるものの維持費なり
計	—	—	九七四・五〇〇	
收入				
大豆	五五石	一〇・三〇〇円	五六六・五〇〇円	一天地收量支那枡五石
高粱	五五	六・四〇〇	三五二・〇〇〇	同上
粟	六〇	六・〇〇〇	三六〇・〇〇〇	同六石
藁稈	—	—	一五二・二六〇	其の三分の一を自家消費に充て殘部を賣却す
計	—	—	一、四三〇・七六〇	
凶作減收			八五・八五〇	五年に一度七分作の凶作あるものとす
平均收入			一、三四四・九一〇	

差引益金　三七〇・四一〇

生計費　三六〇・〇〇〇　一家五口と見て一口一箇月六圓

剰餘金　一〇・四一〇

備考　別記穀價格を開原に於ける最近三箇年の平均相場、三十三天地中一天地は宅地及菜園地に充つ

二、滿鐵沿線日本人經營農業收支計算

長春　イ、長春管內范家屯　一天地（二千二百五十坪）の計算

收入　六〇・八〇〇 圓

內譯

穀菽	大豆	五石五斗	單價	一一・五〇〇 圓	平均 四九・二五〇
	高粱	八石		六・五〇〇	
	粟	五石		六・五〇〇	
同稈	大豆			二・二五〇	平均 一一・五五〇
	高粱			八・四〇〇	
	粟			二・四〇〇	

支出　四四・一七四

内

地代	坪四厘　二千二百五十坪	九・〇〇〇
種子代		一・三九〇
肥料費		三・三三四
整地播種費		二・二〇〇
除草中費		六・六〇〇
收穫運費		三・三〇〇
調　費		二・七五〇
馬匹飼養費		九・八〇〇
固定流通資本利子修繕費等		五・八〇〇
差引純益		一六・六二六

ロ、鐵嶺　一天地（千八百坪）の計算

收入	五〇・六七〇

内

穀菽	大豆五石	單價一〇・五〇〇	
	高粱五石	六・四〇〇	平均 四〇・九七〇
	粟六石	六・四〇〇	
同稈			九・七〇〇

支出　　　　三八・二五〇

內

地代	一〇・八〇〇
種子代	一・〇二〇
肥料費	三・四七〇
整地播費	一・〇五〇
除草中費	五・九五〇
收穫運費	二・一〇〇
調費	一・〇五〇
馬匹飼養費	八・〇〇〇

固定資本利子修繕費其他				四・八〇〇
差引純益				一二・四二〇

八、瓦房店　一天地（千五百坪）の計算

收入					三七・〇七〇
穀菽	大豆	三石	單價 一二・〇〇〇	平均	三二・四〇〇
	高粱	三石五斗	七・四〇〇		
	包米	三石	七・四〇〇		
同稈	大豆		二・〇〇〇	平均	四・六七〇
	高粱		六・〇〇〇		
	包米		六・〇〇〇		
支出					二八・七三〇
內					
地代					一〇・五〇〇
種子代					一・五七〇

肥料費	一・六五〇
整地播費	一・〇〇〇
收穫運費	二・〇〇〇
調費	一・〇〇〇
馬匹飼養費	六・〇〇〇
固定資本利子修繕費	三・七五〇
差引純益	八・三四〇

第二款 公主嶺滿鐵農事試驗場に於ける經濟試驗（大正六年）

大豆

一、大豆 栽培地積 一天地

支出

種別	金額	摘要
地代	円 一六・六一三	公主嶺附近支那農家一天地小作料一石五斗（大豆高粱粟等分）平均單價洋十元八角三分三厘（換算率〇、九七八）但平年二石五斗
種子代	一・六八六	日本桝三斗 一斗金五十六錢二厘
肥料代	九・〇〇〇	堆肥千八百貫 百貫に付金五十錢

肥料運搬及施肥費	二・七九五	馬四頭苦力三人付の馬車一臺一日、馬一頭一日金四十五錢苦力一人一日金二十五錢二厘、堆肥撒布に一日金二十三錢九厘の苦力一人
整地及下種費	一・六一七	馬二頭苦力三人付犂丈一臺一日、苦力一日金二十三錢九厘、馬一日一頭四十五錢
鎮壓費	〇・二〇七	馬一頭苦力三人を三分、苦力一日金二十三錢九厘
除草中耕	四・二一五	四回、苦力十一人三分三圓四十錢五厘、馬一頭八分金八十一錢
收穫費	七〇一	一日金二十八錢四厘の苦力二、五人
運搬費	六七七	馬二頭苦力三人付馬車一臺を四分、苦力一日一人金二十六錢四厘、馬一頭一日金四十五錢
調製	一・二一七	一日金二十六錢七厘苦力二、五人 馬二頭を五分
雜費	一七二	脫穀場取片付に付一日金二十六錢五厘苦力六分五厘
計	三八・八〇〇	

收入

種別	金額	摘要
大豆	円 四一・九四九	五石四斗三升五合 石金七圓六十九錢
稈及莢	二・〇四四	稈百四十五貫 莢百三貫合計二百四十八貫
計	四三・九九三	

今之を前三箇年の成績と綜合するに左の如くである。

支出

種別＼年次	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	平均	摘要
	円	円	円	円	円	
地代	九・〇〇〇	九・〇〇〇	一八・一七七	一六・六一三	一三・一九八	大正三四年度は滿鐵附屬地貸下料により五六年度は地方農家小作料により計算せり
種子代	一・八〇〇	一・八〇〇	一・六八六	一・六八六	一・七四三	
肥料及施肥費	三・七三五	—	三・八三二	三・九三一	二・八七五	
整地及下種鎮壓費	二・七六〇	三・二三〇	一・七七四	一・八二四	二・三九七	
除草中耕費	四・五一二	六・五〇一	三・九二〇	四・二一五	四・七八七	
收穫費	一・〇八〇	〇・八一〇	〇・八六〇	〇・七〇一	〇・八六三	
運搬費	二・〇〇〇	一・七七六	一・〇二〇	〇・六七七	一・三六八	
調製費	二・四四四	二・一二七	一・九二三	一・一一七	一・九〇三	
雜費	〇・九九九	〇・五四〇	〇・一三三	〇・一七二	〇・四六一	
計	二八・三三〇	二五・七八四	三三、三二五	三〇・九三六	二九・五九五	

收入

種別＼年次	大正三年 收量	大正三年 金額	大正四年 收量	大正四年 金額	大正五年 收量	大正五年 金額	大正六年 收量	大正六年 金額	平均 收量	平均 金額
大豆	九・〇九六石	四〇・〇二三円	五・六八三石	二八・四一五円	七・五一三石	四二・二六八円	五・四五五石	四一・九五九円	六・九三七石	三八・一六四円
大豆稈	一九二・四六〇貫	三・八四九	一三四・八七五貫	二・六九六	二七七・〇〇〇貫	一・六九六	二四八・〇〇〇貫	二・〇四四	二三三・一〇〇貫	二・五七一
計	—	四三・八七二	—	三一・一一一	—	四三・九六四	—	四三・九九三	—	四〇・七三五

損益計算

項目＼年次	一天地當り 大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	平均	平均一反歩當り
支出	二八・三三〇円	二五・七八四円	三三・三二五円	三〇・九三六円	二九・五九五円	四・九三二円
收入	四三・八七一	三一・一一一	四三・九六四	四三・九九三	四〇・七三五	六・七八九
益	一五・五四一	五・三二七	一〇・六三九	一三・〇五七	一一・一四一	一・八五七

二、高粱

支出

種別	金額	摘要
地代	一六・六一三円	大豆の場合に同じ
種子代	二九九	種子日本桝一斗支那五升二合六勺、一斗洋六角七分（換算率一、一七八）

種別	金額	摘要
整地及下種費	一・二六九	下種馬二頭苦力四人付の糞把五分、苦力一人一日金二十三錢九厘、馬一頭一日金四十五錢、整地に馬二頭を三分と一日金二十三錢八厘の苦力三分
鎮壓費	四一三	一頭一日金四十五錢の馬六分と一日金二十三錢九厘の苦力六分
除草中耕費	四・一七四	三回、苦力九人九分金二圓八十一錢四厘、馬二頭八分金一圓二十六錢
收穫乾燥費	九三九	一日金三十一錢三厘苦力三人
穗首切取費	六六五	一日金二十六錢六厘苦力二人五分
運搬費	一・六九八	高粱穗及稈運搬に馬二頭苦力三人付の車一臺一日、苦力一日金二十六錢六厘、馬前同斷
脫穀調製費	一・二〇〇	一日金三十錢の苦力二、五人、馬二頭を五分、馬貸同前
雜費	一四二	
計	二七・四一二	

収入

種別	金額	摘要
高粱	五二・一四五	九石五斗　一石金五圓四十八錢八厘
馬糧高粱	一・〇五六	二斗　一斗金五十二錢八厘
稈及穗先	五・四四九	稈七百四十把　百把に付洋四角五分

計　五八・六五〇

今之を前三箇年の成績と綜合するに左の如くてある。

支出

種別＼年次	累年支出 大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	平均
	円	円	円	円	円
地代	九・〇〇〇	九・〇〇〇	一八・一七七	一六・六一三	一三・一九八
種子代	〇・五八五	〇・四〇五	〇・二九九	〇・二九九	〇・三九七
肥料施肥代	三・七三五	—	三・八三二	三・九三一	二・八七五
整地下種鎮壓費	二・七六〇	一・七五〇	〇・八三四	一・六八一	一・七五七
除草中耕費	六・二八二	四・一九一	四・九六六	四・一七四	四・九〇三
收穫費	一・九九八	一・六二〇	一・七六三	一・六〇四	一・七四六
運搬費	一・五〇〇	一・九九八	一・三六二	一・六九八	一・六三九
調製費	一・三八八	〇・七四〇	一・二八二	一・二〇〇	一・一五二
雜費	〇・四〇五	〇・五四〇	〇・一三三	〇・一四二	〇・三〇五
計	二七・六五三	二〇・二四四	三二・六四八	三一・三四三	二七・九七二

收入

種別＼年次	大正三年 收量	大正三年 金額	大正四年 收量	大正四年 金額	大正五年 收量	大正五年 金額	大正六年 收量	大正六年 金額	平均 收量	平均 金額
高粱	九·二九〇石	二六·一九二円	三·五〇〇石	一〇·〇〇〇円	一〇·九四九石	二九·六二五円	九·七〇〇石	五三·三〇一円	八·[illegible]石	二九·七五二円
稈	八六三·四三〇貫	一四·六七八	八三〇把	一六·四〇〇	八八五把	五·〇七九	七四〇把	五·三四九	—	一〇·四〇一
計	—	四〇·八七〇	—	二六·四〇〇	—	三四·六九四	—	五八·六五〇	—	四〇·一五三

損益計算

項目＼年次	一天地當り 大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	平均	一反當平均
支出	二七·六五三円	二〇·二四四円	三一·六四八円	三一·三四三円	二七·九七二円	四·六六二
收入	四〇·八七〇	二六·四〇〇	三四·六九四	五八·六五〇	四〇·一五三	六·六九二
益	一三·二一七	六·一五六	三·〇四六	二七·三〇七	一二·一八一	二·〇三〇

三、粟

支出

種別	金額	摘要
地代	一七·六一三円	大豆ニ同斷

粟

種子代	〇・〇九三	日本桝三升 一斗三十一錢
整地又下種費	一・二七二	蒔付前錫地馬二頭苦力一人にて三分、馬一日金四十五錢苦力一日二十四錢、馬二頭苦力四人付耰把を五分、苦力一日金二十四錢馬同前、前作物高粱根株掘取二人及馬車三分（但し之れは根株賣却により償ひたるを以て加算せす）
鎮壓費	四一三	馬一頭苦力一人を六分、苦力一人一日金二十三錢馬前同斷
除草中耕費	四・四三六	三回、稗拔一回苦力十人五分三圓十七錢六厘、馬二頭八分一圓二十六錢
收穫費	一・〇九五	一日賃金三十一錢の苦力三、五人
運搬費	六八六	馬二頭苦力三人付馬車一臺を四分、苦力一日金二十七錢、馬前同斷
調製費	二・二九三	馬二頭苦力五人三分、苦力一日二十六錢三厘、馬前同斷
雜費	一九一	脱穀場取片付に一日金二十六錢三厘の苦力七分三厘
計	二七・〇九二	

收入

種別	金額	摘要
粟	円 三三・〇五五	七石六斗八升 一石金四圓三十錢四厘
稈	二〇・九八三	三百八十五貫九百匁 一貫匁金五錢四厘强
計	五四・〇三八	

之を前三箇年の試驗成績と綜合するに左の如くである。

支出

費目＼年次	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	平均
	石	円	円	円	円
地代	九・〇〇〇	九・〇〇〇	一八・一七七	一六・六一三	一三・一九八
種子代	〇・四八〇	〇・一九二	〇・〇九三	〇・〇九三	〇・二一五
肥料代並施肥費	三・七三五	—	三・八三三	三・九二一	二・八七五
整地下種並鎮壓費	三・五七〇	一・七五〇	〇・五五六	一・六八五	一・八九〇
除草中耕費	六・六八七	六・七〇二	四・二一四	四・四三六	五・五一〇
收穫費	一・七八二	一・二九六	一・五二五	一・〇八五	一・四二二
運搬費	一・五〇〇	一・三三二	〇・八一二	〇・六八六	一・〇八三
脫穀調製費	七・二一一	三・三八七	二・七四八	二・二九三	三・九一〇
雜費	〇・〇二七	〇・五四〇	〇・一三三	〇・一九一	〇・二二三
計	三三・九九二	二四・一九九	三二・〇九〇	三一・〇一三	三〇・三二六

收入

種別＼年次	大正三年 收量	大正三年 金額	大正四年 收量	大正四年 金額	大正五年 收量	大正五年 金額	大正六年 收量	大正六年 金額	平均 收量	平均 金額
粟	石 一四・三六	円 三三・〇五五	石 八・〇〇	円 三〇・一〇〇	石 七・九〇八	円 二四・七三六	石 七・六八〇	円 三三・〇五五	石 九・六四一	円 三〇・二三九
稈	貫 六六二・〇〇〇	一五・二三六	貫 三八七・一二五	一五・四八五	貫 三七一・二五〇	一一・五五六	貫 三八五・九〇〇	二〇・九八三	貫 四五一・五七〇	一五・八一三
計	—	四八・二九一	—	四五・五八五	—	三六・二九二	—	五四・〇三八	—	四六・〇五一

損益計算

項目＼年次	一天地當り 大正三年	一天地當り 大正四年	一天地當り 大正五年	一天地當り 大正六年	平均	一反歩當り平均
支出	円 三三・九九二	円 二四・一九九	円 三二・〇九〇	円 三一・〇一三	円 三〇・三二六	円 五・〇五四
收入	四八・二九一	四五・五八五	三六・二九二	五四・〇三八	四六・〇五一	七・六七五
益	一四・二九九	二一・三八六	四・二〇二	二三・〇二五	一五・七二五	二・六二一

第三節　地主、小作、自作農收得

地主、小作、自作農の收得を比較すれば次の如くである。（滿鐵地方部地方課篇滿蒙農政私案に據る）

地主の收益

一、地主の收益（我一反歩當）

	下	中	上
小作料	二・〇〇〇円	三・〇〇〇円	四・〇〇〇円
租税其他負擔	〇・一二五	〇・一二五	〇・一二五
純益	一・八七五	二・八七五	三・八七五
地價に對する利廻			
二〇圓の場合	〇・九四割	一・四四割	一・九四割
三五圓の場合	〇・五四	〇・八二	一・一一
四五圓の場合	〇・四二	〇・六四	〇・八六

小作の收益

二、小作農の收益（我一反步當）

	高粱	大豆	粟
收入	八・七七〇円	八・一八五円	七・九〇〇円
支出	七・三七〇	六・六四七	六・三四四
差引純益	一・四〇〇	一・五三八	一・五五六

自作の收益

三、自作農の收益（我一反步當）

高粱	大豆	粟

收入	九・八七四円	九・〇一五円	八・七二〇円
支出	四・四九五	三・七七二	三・四六九
差引純益	五・三七九	五・二四三	五・二五一

之に依りて見れは地主の土地資本に對する利廻は遙に日本のそれに優る。小作農に在りては我國の方却つて有利にして、自作農に對する報酬は彼我の間に大差なきも是等農民の生活狀態の簡易なる、又更に小作面積を增大して低廉なる苦力賃を以つてより收入を增加し得へきに依り我國の小作農の如き可憐の境遇てはない。

第十章　農業金融

概説　滿洲に於ける農業金融機關は頗る不備にして、唯單に一時の急を救ふに止るのみ。一般農民亦生活費或は臨時費の不足を補ふか爲に土地を抵當として金融をはかる。典、押等の外當、批賣又は收穫物を擔保として、都會の雜貨商等より融通を受けて耕作費を支辨し收穫後に於て決濟を行ふ。

我國にては東洋拓殖株式會社に於て、滿洲農地に投資貸付して金融を計るも多く、間接に日本商人を通して行ふものなれは、普遍的にはあらす、其他日本商人にして支那農民に金融をはかるものあるも亦一般的てはない。

奉天興業銀行は諸處に支店を有して不動產を擔保として金錢の融通を行へるも、必す農務會の保證に依つて貸付を行ふか故に、其金利の比較的低率（月一分七、八厘）なる割に不便てあるから、此銀行から融通を受ける農家は又極めて少い。

普通一般に行はれてゐる農業金融の方法を擧くれは次の通りてある。

第一款　典地（當地）

典地 典地とは土地を抵當物として金融を受ける一種の質てあつて、此質入されたる土地は債權者か其の所有地と同樣に、之を耕作して所得し其代りに別に利息等の徵收を行はない。典價（典の價格）は多少の高下はあれと概ね土地賣買價格の七掛乃至八掛てある。典地には期限を定むるものと之を定めぬものとかあつて、何れも典價の返濟と同時に其土地は債務者に返却される。

典地契約書 典地の成立には土地賣買と同樣に契約書に仲立人、保證人、證書製作人等各記名して之を當事者間に受授する左に契約書の例（和譯）を擧くれは左の如くてある。

質入契約人吳玉克手元不如意ノ爲今遺產王荒ノ熟地一箇所（七十二行弓ノ單位）計二晌地也ヲ中人ノ紹介ニ依リ王四嬸子名義ノ下ニ質入シ耕作セシム、每晌地價坡市錢四百八十吊也計九百六十吊文也將來若異議ヲ生スルトモ保證人ニ於テ一切之ヲ處理シ年限期節ノ如何ヲ論セス調金次第質受スルヲ得ヘク雙方トモ異議ナシ玆ニ契約書ヲ作製シ後日ノ證トナス倘地租洋七十錢ハ代納スヘキモノトス場所ハ大楡樹西北地ナリ

吳　昇

中　人　李永祿

代筆人　王玉延

典地の轉貸 又典地の債權者か金融を欲する場合更に此土地を、第三者に轉貸することかある。此場合耕

作權は此第三者に移動する。而して轉貸契なる證書を製作して取交はす。

第二款　押　地　（壓地）

押地　押地は典地と似たれ共、たゞ債權者に土地の耕作權なく其代りに、債務者は毎月或は毎年一定の利息を支拂はなければならぬ。其利率は通常月二分乃至三分、又は年一天地に付一石乃至二石を納付する。

押地は典地と異り多く期限かあつて多くは四年以下てある。而して期限後も尚利息たに支拂を怠らねは押地は繼續せらるゝものてある。押價は普通六掛又は七掛てある。押契なる契約書を作製すること典地の場合に異らない。

此他押には指房借錢、指物借錢かあり、卽ち家屋又は其他の動產を押として、借錢するものてあつて、其家屋動產は債權者に引渡すことなきものてあつて、之れ次に說く當と異る所てある。

第三款　當　舖

當舖　當舖は我國の質屋てあつて、主として動產を質物とする。當舖は部帖卽ち財政部の特許證を受けた後開業するものてある。其利率期限及び質物の種類、制限、管理、費用、損害賠償等に

關する規定は固より部例を遵守す可きものてあるか、滿洲地方にては數次の兵燹の結果、眞正の當舗は多く廢業して現存のものは所謂當舗のみ。

現に行はるゝ當舗を見るに質物は衣服類、婦人の頭飾、腕輪指環其他の家財道具てある。當舗に貸出額其他に依つて三種あり、大當舗は流質期限二箇年内外、利息月約三分にして五百元迄貸出し、中當舗は流質期限を一箇年内外利息月約五分二百元迄の貸出を行ひ、小當舗は流質期限三箇月にして利息小洋一元に付き日歩半箇銅子兒乃至一箇銅子兒てあつて、四、五元以下の貸出を行ふ。

日本商人の當舗

近來日本商人の經營する當舗も漸次發達し、滿鐵沿線に蔓延してゐる。利息月四分内外、流質期限六箇月にして、利率やゝ高きも貸出率支那當舗に比し、割高なるため繁昌してゐる。近時之に倣はんとして支那商人の小當舗を開業せんとするもの漸く多く、益々官許本來の當舗は衰微し、小當舗のみ隆盛に向つてゐる。之か爲農民は愈々困窮に陷らむとするか故に、地方農民保護の爲に何等かの施設をなすは目下の急務てある。

第四款　批賣

批賣

批賣は一種の青田賣買てあつて、農家か收穫期近つくに從つて、流通資本の缺乏を補ふため

つて、現物受授期に於ける價格の八掛位の價格にて取引行はれる。
に批賣を行ふ。批賣は多く九月頃より行はれ、作物收穫後或期限に現物の受授をする約束であ

官憲は此先物賣渡豫約を以て、一種の空取引に類似するものとして、屢々禁令を發布したる
も未た舊慣を革除し得ない。然れ共此法は農民の急を救ふに頗る便である。

第十一章　農民の生活狀態

第一節　衣食住

大中小農又は自小作に依つて、其生活狀態を異にすれど、大農又は地方名望家、資產家の戶主夫妻の外は、其生活極めて簡粗にして、殊に中農以下の小農又は小作農に在つては、其生活の狀態極めて粗惡憫む可きものかある。其他交通の便不便に依り、又冬期間の副業の有無により、臨時收入の多寡に依つて、其生活程度に影響を及ぼすは勿論である。

以下衣食住の各項に就て普通農家一般の狀態を簡單に述へむ。

一、衣服

農民の衣服は官吏は勿論、商工其他の階級に比して極めて質素にして、僅に身體を包むに過ぎず。少數の上級農民の外は凡て花旗布、大尺布等の綿布にて製せる紺色の大袍子(長衣)、褌子(ヅボン)、掛子(上衣)に汗褟(襦袢)を用ひ綿入、袷、單衣を用ふ。其他帽子、足袋、靴、帯等合計衣服費として夏服六元五角—十元、春秋服十四元五角—十八元、冬服二十元—二十二元

にして使用年限は三年乃至四年てある。

此他禮裝、通常裝の區別なく冠婚葬祭等に際しては馬褂兒を著用するに過きない。

二、食　物

食物

農家の食物は亦極めて粗惡にして、僅に飢を凌き得る程度の者か多い。主食物は高粱を常食とするか、高粱の生育惡しき地方ては玉蜀黍を用ひ、粟は之を併用する。一食



滿洲の農家

の食量、高粱なれは三合粟なれは二合五勺位にして、大人一日平均男女を通して八合内外てある。副食物としては豆腐、漬物、生葱、味噌、辣菽、芹菜等を用ふ。肉類の如きは殆と之を用ひない。唯農繁期使用人ある時、時々之を給する外、正月、五月節、八月節等の祝祭日に之を用ふるのみ砂糖、酒等も殆と常用

するものかない。食事の回數は冬期日短き時は二食とし、夏期農繁期に於ては三食、或は四食を採る。一人一年の食費は約主食物十七元、副食物六元半、計二十三元半てある。

三、住　居

住居

滿洲の地は其氣候上防寒的に、又人煙少くして一般に馬賊に備ふる爲め家屋の周圍に石壁をめくらす等、防備的に設計されて居る。家屋の大小構造は、家族の多少、資産の大小に依つて異なるも、普通家族十人耕地二十天地内外のものは、五間房子を普通とする。五間房子とは一間四方の房、五箇より成り、中央は入口及ひ、炊事場にして、兩側に二房宛、何れも炕を焚く。石造又は土壁てあつて高粱稈を以つて葺かれてゐる。



農家副業豚の放牧

一間房子の建築費は普通百二十元内外にて足る。

四、家　具

家具　中農以下の家具としては、結婚時携來する衣櫃を主とし、其他は食卓及び炊事具等に過きない。

第二節　勞働狀態

農民の勞働狀態は殆ど間斷なく、孜々として倦ます、農繁期は勿論、冬期に於ても或は肥料の製造に、家屋内外の修理に、農具の手入に、休む時を持たない。猶閑を得れは諸種の副業に從事する。其主なるものは運搬業を營み、又鐵道附近に在つては貨物の積込み、積卸しに、或は炭礦附近にあつては、礦夫として賃銀を得る。其他葦蓆の製造、柞蠶飼養、羊、豚、鷄、鵞の飼育をなす。

勞働時間　今參考の爲に奉天農事試驗場に於て調査せる、農繁期に於ける農民一人の勞働時間を擧くれは次の如くてある。

平均一人全月作業時間　　平均一人日每作業時間

三月	二二〇・四	七・三四
四月	二四〇・八	八・〇二
五月	二三六・八	七・八九
六月	二一三・四	七・一一
七月	一七一・五	五・七一
八月	二二九・一	七・六三
九月	二〇一・四	六・七一
十月	一八一・四	六・〇四

第三節　農家年中行事

正月年始　祖先天神地祇を祀り。美食して新年を祝す。

元宵節（正月十五日）　燈節とも云ふ、休業して美食す、之より仕事始め。

正月二十日前後　傭人等主家に歸り來り、其年の農期始まる。

春　分　貯藏の蔬菜を取出し苗植す、農繁期に入り一日三食となる。

清明節（陽曆四月六日）　小麥、大麥等の播種。
穀雨節（陽曆四月二十一日）　一般の播種時期に入る。
小滿より芝種に至る間　除草中耕
五月節（陰曆五月五日）　三大節の一にして休業して美食す。
夏至より立秋迄　第二回の除草中耕。
中秋節（陰曆七月十五日）　特に業を休ますやゝ美食する。
白露（陽曆九月九日）　早熟のものゝ收穫始まる。
八月節（陰曆八月十五日）　大節にして休業して美食す。
秋　分　此の前後より高粱、粟、大豆の收穫。
寒露より霜降迄　收穫物の脫粒調製。
立冬（陽曆十一月八日）　調製終り、常傭人歸家し始む。
小雪（陽曆十一月二十三日）　收穫物の整理賣買を行ふ、小作契約始まる。
大雪より冬至迄　肥料製造、農具修繕等以後正月に及ぶ。

第十二章　耕種梗概

第一節　農　法

滿蒙の農法に次の如き種類かある。

農法の種類

一、掠奪農法　最も原始的農法にして多く蒙古人か草原地中地味の肥沃なる處を求めて糜子を連作し、地力消耗するに至れは他の新しき土地に移る。多く未墾地の多い蒙地に行はれる。

二、休閑農法　土地の餘裕ある蒙地に於て、支那人の行ふ農法てあつて、東部內蒙古西南部地方に之を見る。卽ち山西地方より移住せる支那人は多く此法を採る。休閑農法にも規則正しきものと不規則のものとあり、後者の內最も多きは三圃農法てある。卽ち耕地の三分の一は常に休閑地とする。但し凶作等の場合には三分の一のみを耕作して勞賓を之に集中するものもある。

三、輪作農法　一般滿洲及進步せる蒙古農地に行はれ、關東州內に於ては玉蜀黍を主作物とし、三年又は四年輪作を行ふ。例へは次の如くてある。

（一例）第一年目　玉蜀黍（大豆間作）　第二年目　粟　第三年目　高粱
（二例）同　玉蜀黍　同　粟　同　大豆
（三例）同　玉蜀黍　同　高粱　同　大豆
（四例）第一年目　玉蜀黍　第二年目　粟　第三年目　大豆又は糜子　第四年目　高粱

北滿洲地方にては高粱及大豆を主作物として三年輪作を行ふを普通とする。

（一例）第一年目　粟　第二年目　小麥　第三年目　大豆　第四年目　高粱
（二例）第一年目　高粱　第二年目　大豆　第三年目　粟
（三例）同　高粱　同　粟　同　大豆
（四例）同　高粱（施肥）　同　大豆　同　高粱（施肥をなさす）

又糜子、玉蜀黍、粳子、稗其他の作物を加へて四年乃至五年輪作或は六、七年輪作を行ふ地方もある。

東部内蒙古地方にても滿洲地方と大差なく、高粱、粟、大豆等の三年輪作行はる。東北部即ち滿洲接壤地方に多く營まれる。

四、連作農法　南部地方にて土地狹小にて輪作をなすの餘地なき時、又は窪地にて常に濕潤な

整地



整　地

るか鹽分强き土地にて特別の作物以外栽培し得さる場合、連作行はれ、又前記掠奪農法の場合等に於て多く連作農法か營まれる。

第二節　整　地

整地の粗放なるか懇到なるかは農業の進歩如何を示すものであつて、滿洲地方及ひ之に接壤せる蒙地等の進歩せるものは秋耕するも、普通春期四五月頃播種前に犂を牛馬、或は騾等に曳かしめて耕鋤を行ひ畦立をなし整地を終る。耕鋤法に二あり、其一は前年の畦を犂にて鋤き割つて、耕地を平坦にする法にて、他は畦溝の別なく耕鋤する法てある。更に翻地といひて畦と溝とを耕鋤しなからに作成する方法かある。又高粱を前作した畑に

ては下種に先ち豫め結頭又は鐵爬を以て、其根株を打ち起すことがある。打ち起した此根株は其儘畑中に埋めて肥料となす。蔬菜園等てはやゝ丁寧に整地を行ふ。卽ちローラーを以て土塊を碎き地均をなして畦立を行ふ。

第三節　肥料

施肥　肥料は南方の如く集



收穫物運搬（一）

約なる農業を行ふ地方の外は用ゐない、蒙古人にて施肥をなすもの殆どなく、休閑法をなす處も亦施肥を行ふこと極めて稀である。

肥料の種類には動物質のものに馬、牛、豚、鷄、緬羊、山羊、狗等の家畜糞及豚血にして植物質のものには大豆粕、胡麻油粕、黒豆、荏を炒りたる



收穫物運搬（二）

もの等の農產製造粕、其他人糞にて製したる乾糞、土糞等と稱するもの及び池沼或は溝內の底土等を用ゐられてゐるか、最も普通なるは馬糞を第一とし豚糞、狗糞及び人糞之に亞ぐ。是等の諸肥料に土を加へて所謂土糞なるものを製して用ふ。

南滿施肥量

肥料の施用量は各地方に依つて一定しないか、一般に少量宛每年施用するよりは隔年又は兩三年に一回之を行ふ。今南滿洲に於ける各地の施肥量を例示すれは次の如くである。

（我一町步當に對する施肥量）

地方名	肥料名	玉蜀黍	高粱	粟	大豆	蔬菜
金州	土糞（補肥大豆粕）	三千四百貫少量	三千貫内外	三千貫内外	—	—
	土糞（混土少きもの）	—	—	—	—	五、六千貫
瓦房店	土糞	一千四、五百貫	一千四、五百貫	一千四、五百貫	—	四千貫内外
熊岳城	土糞	—	二千七、八百貫	—	—	—
	馬糞（人糞）	—	—	—	—	二千五百貫内外（千貫）
蓋平	土糞	—	五千五百貫内外	—	—	—
	馬糞	—	—	—	—	五千五百貫
大石橋	土糞	—	二千七、八百貫	二千七、八百貫	—	—
	馬糞	—	—	—	—	二千七、八百貫
営口	土糞	—	四千五百貫	—	—	—
	馬糞	—	—	—	—	六千四、五百貫
遼陽	土糞	—	五千貫	五千貫	—	—
	馬糞	—	—	—	—	八千貫
奉天	土糞	—	二千貫	二千貫	—	—
	馬糞	—	—	—	—	六千四百貫
鐵嶺	土糞	—	—	—	—	一萬貫
	馬糞	—	三千貫	—	—	五千貫
開原	土糞	—	—	—	八千二百貫	—
	馬糞	—	—	—	—	五千貫
四平街	土糞	—	—	—	六千九百貫	一萬二千貫
	馬糞	—	—	—	—	六千貫
公主嶺	土糞	—	—	—	二千七百貫	—
	馬糞（人糞）	—	—	—	—	三千七百貫（三千五百貫）
長春	土糞	—	—	—	三千六百貫	—
	馬糞	—	—	—	一千八百貫	五千貫

大豆、高粱、粟の三作物に對しては各地とも其施肥量殆と同一てあつて、蔬菜類の施肥量は普通作物の二三倍てある。

公主嶺施肥量

左に公主嶺に於ける各種作物施肥量を擧く。（我一町步當）

作物名	肥料種類	肥料車數	施肥用量	備考
高粱・大豆	土糞	二五車	二千五百貫	
	馬糞	八	八百貫	
粟	土糞	二五	二千五百貫	粟には馬糞を施用せさるを普通とす
	馬糞	—	—	
玉蜀黍	土糞	一七	一千七百貫	
	馬糞	六	六百貫	
粳子（陸稻）	土糞	二五	二千五百貫	
	馬糞	—	—	
麻米子（黍）	土糞	一七	一千七百貫	
	馬糞	—	—	
蘿蔔	人糞	二〇	二千貫	
	土糞	四〇	四千貫	
	馬糞	一五	一千五百貫	
	大豆粕	二五箇	百五十貫内外	
	胡麻油粕	—	一千貫	
白菜	人糞	二〇	二千貫	
	土糞	四〇	四千貫	
	豆粕	二五箇	百五十貫	
	胡麻油粕	—	一千貫	

總	人糞	二〇〇	二千貫
	土糞	四〇〇	四千貫
	炕土糞	四〇〇	四千貫

北滿施肥量

北滿地方にては一般に土糞を使用し、冬期より播種前に亙り耕地に運搬し來り、或は一面に撒布するか、或は處々に分配して積置き、鋤起に際し土中に混入す。施肥量は土地の肥瘠と農家の慣例に依つて多少の差かある。例へは北團林子附近の如きは一晌に對し、土糞七、八十車(一車二千五百斤)新站より賓州にかけては一晌に對し、四、五十車(一車千斤)に低下する。呼蘭城附近は馬糞を燃料に供用する故、菜園以外の耕地には全く施肥せすといふ。

之を要するに施肥量は瓦房店以南關東州に於て最も多く、それより以北奉天迄は中位、奉天以北は最も少く、北滿蒙古地方は殆と無肥料耕作の地方すら珍らしくはない。施肥法は圃上全面は撒布するもの條溝内に施すもの及ひ一定の間隔を保つて施すものゝ三法行はる。

第四節　播種

一、選種

選種

概して選種を行ふこと稀なれと、進步したる者に在つては、收穫時優良なるものを選ひ、又

は夾雜物を除くにつとめる。選種は特に蔬菜類に於て注意される。

二、播種法

播種法　播種法中最も普通なるは條播であつて、點播之に亞き、撒播は特殊のものに應用される。條播にも點種（テイエンチエン）と稱する播種器を以て粟、糜子、高粱、粳子等の小粒種子を條播するもの及ひ手にて大豆等を條播するもの及摔種（シエワイチエン）といひて肩の邊より前方に投け下しなから下種する法とかある。

畦幅は作物の種類に依つて變化すること殆となく、高粱の如き丈高きものと、大豆の如き低きものと同一の畦に栽培する。卽ち南方にては約一尺六七寸北方にては一尺八九寸内外を普通とする。間作の場合には畦幅を變せす、一畦宛隔てゝ同一作物を播種する。かく畦幅に變化のない原因は多くあるか、作物の輪栽、播種方法の同一及農具の同一なる事に歸し得らる。株間は高粱六寸乃至八寸玉蜀黍は一尺内外てある。

三、播種期

播種期　播種期は春季に於ける氣候の寒暖と乾濕とに依つて左右せられ、加ふるに勞力の不足、其他の事情に依つて年々多少の遲速かある。南方と北方ては十數日の差かあるか、播種の適期を示

せは次の如くてある。

作物名＼地名	金州	熊岳城	奉天	公主嶺	吉林	洮南	齊々哈爾	林西	哈爾賓	北關林子
高粱	穀雨先（四・二五頃）	同上	穀雨後（四・二五頃）	同上	清明後（四・一〇頃）	立夏（五・五頃）	｜	｜	穀雨先	穀雨
大豆	立夏後（五・一〇頃）	穀雨先	穀雨後	同上	清明後	小滿（五・二〇頃）	同上	立夏	初伏前	穀雨
粟	穀雨先	穀雨	穀雨後	立夏先（五・一頃）	立夏	立夏	小滿	立夏	穀雨先	穀雨
大小麥	寒露先（一〇・五頃）	同上 清明	清明後	同上	清明	清明	同上	同上	穀雨	穀雨先
蕎麥	初伏（七・一五頃）	同上	同上	同上	｜	小夏	初伏	小暑	初伏前	初伏前
玉蜀黍	清明後	穀雨先	穀雨	穀雨後	｜	立夏	小滿	｜	穀雨先	小滿後
黍	立夏先	立夏後	小滿先	小滿後	清明後	芒種	同上	小滿	｜	穀雨
豌豆	｜	｜	｜	｜	｜	穀雨	同上	｜	｜	｜
綠豆 小豆	立夏後	小滿先	小滿	小滿後	｜	小滿	芒種	｜	｜	｜
紫蘇一種	清明後	同上	穀雨先	同上	｜	｜	｜	｜	｜	｜
胡麻	穀雨先	同上	穀雨後	同上	｜	｜	｜	｜	｜	｜
陸稲	｜	｜	穀雨先	同上	｜	｜	｜	｜	｜	｜
大麻	穀雨先	同上	穀雨	穀雨後	｜	｜	｜	｜	穀雨先	穀雨後
蘿蔔	清明先 大暑	同上	初伏（七・一五頃）	同上	｜	六月中旬	六月下旬（アゴンエラ）	｜	｜	｜

葱（苗床に下種す）	寒露先（一〇・五頃）	寒露後（一〇・一五頃）	白露（九・一〇頃）	白露先	―	―	―	―	―
白菜	立秋	清明後（四・一五頃）	二伏（七・二五頃）	初伏	―	六月中旬	六月下旬	―	―
馬鈴薯	穀雨	穀雨後、立夏	同上	立夏	―	―	―	―	穀雨先
菠薐草	清明先、秋分後	清明先、秋分（十月初）	清明、白露	清明、處暑（八・二五頃）	―	―	―	―	―
蒜	春分後	同上	立秋	同上	―	四月上旬	四月中旬	―	―
甜瓜	立夏先	同上	立夏前	同上	―	五月中旬	五月下旬（アゴンエラ）	―	―
煙草	―	―	―	―	舊四月下旬	―	清明	―	穀雨後
麻	―	―	―	―	舊四月下旬	―	―	―	―

（表中の最終列：煙草　穀雨先）

播種量

四、播種量

播種量も土地の良否、氣候、種子の良否、播種の方式に依つて差異がある。左に一例を擧ぐ。

（我一町歩當、升）

播種量地方別表

作物名＼地名	金州	熊岳城	奉天	公主嶺	東部内蒙古（一晌に付）
大豆	四三・〇	四二・〇	七四・〇	四九・〇	三〇・〇―五〇・〇
高粱	二・〇	一〇・〇	三・〇	二・〇	六・〇―一〇・〇

粟	七·〇	七·〇	六·〇	八·〇	四〇·〇—六〇·〇
綠豆	一〇·〇	一五·〇	一七·〇	二七·〇	—
小豆	一〇·五	一八·〇	二一·〇	四一·〇	—
黍	七·五	七·〇	六·〇	八·〇	六·〇—八·〇
大麥	—	—	八四·〇	一〇·〇	二〇·〇—三〇·〇
小麥	三一·〇	五一·〇	六三·〇	八三·〇	
玉蜀黍	一六·〇	二八·〇	三一·〇	五五·〇	一四·〇—一八·〇
紫蘇（蘇子）	—	一〇·〇	六·〇	一四·〇	—
胡麻	—	一二·〇	三·〇	一四·〇	—
陸稻	—	—	七四·〇	八六·〇	—
稗	一〇·〇	三·〇	三·〇	二八·〇	—
大麻	—	三六·〇	—	四一·〇	—
莧麻	—	四九·〇	—	五五·〇	—
茼麻	—	一四·〇	—	二〇·〇	—
蘿蔔	六·〇	五·〇	五·〇	七·〇	—
白菜	—	四·〇	四·〇	五·〇	—
馬鈴薯	—	二七〇貫	二四〇貫	五〇〇貫	—
蒜	二五〇·〇〇〇個	—	—	—	—
蕎麥	五〇·〇	五四·〇	—	—	一四·〇—二〇·〇
甜瓜	一五·〇	—	—	—	—
莞豆（豌豆）	—	—	—	—	二〇·〇—四〇·〇



中耕除草

五、鎮壓

滿蒙の地は乾燥甚しきため、播種完了後の鎮壓には、最も意を用ふ。卽ち輥子（クオンツ）或は磙子（タオンツ）といふ。石製又は木製のローラーにて之を行ふ。

第五節　管理

一、除草及間引

除草は一般に叮嚀にして、殊に高粱栽培に於て然り、除草を行ふには鋤頭（チユートウ）を以つて、雜草を根元より削り去る如くする。

除草の囘數は大小麥は一囘、大豆は二囘、其他の作物は三囘なれと高粱のみは四囘行ふことかある。

公主嶺に於ける除草期及其囘數を表示すれは次

の如くである。

作物名＼除草回数	播種期	第一回除草	第二回除草	第三回除草	第四回除草	備考
大豆	四月二十五日頃	六月十日頃	七月一日頃	―	―	大豆は高粱に先つ
高粱	四月二十五日頃	五月二十五日頃	六月十日頃	七月一日頃	自八月八日至八月二十四日	
粟	五月一日頃	六月一日頃	六月二十日頃	七月十日頃	―	
玉蜀黍	四月二十五日頃	五月二十五日頃	六月十日頃	七月一日頃	―	高粱と同時期なり
黍	五月二十五日頃	六月二十五日頃	七月十日頃	―	―	
大小麥	四月十日頃	五月二十二日頃	―	―	―	
白菜	七月十三日頃	八月八日頃	八月二十四日頃	九月八日頃	―	
蘿蔔	七月十三日頃	八月八日頃	八月二十四日頃	九月八日頃	―	白菜より先ちて行ふ
葱	(移植)六月二十二日頃	七月七日頃	七月二十四日頃	八月八日頃	―	

間引は第一回乃至第二回の除草と同時に鋤頭を以つて行ふ。蔬菜類、高粱、玉蜀黍の外は多く間引を行ふものはない。

二、中耕及培土

中耕除草は同時に行はる。用器は蔬菜栽培の外は犂を用ふ。

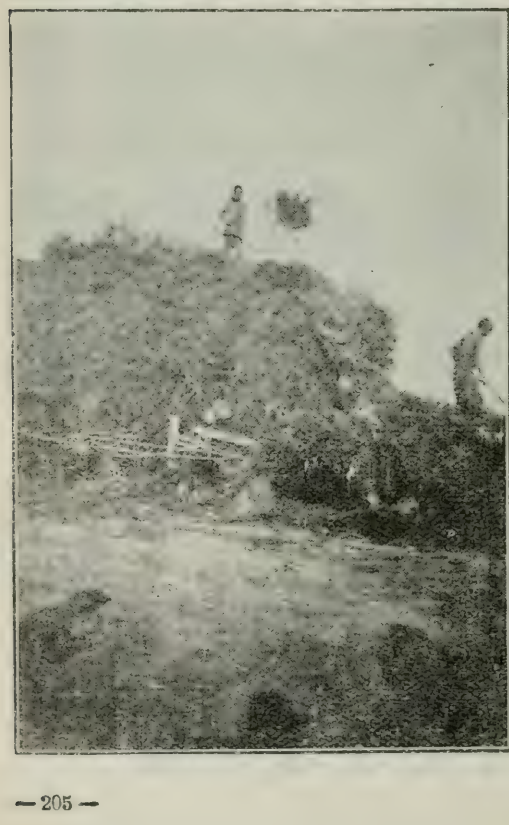
中耕の回數は除草の回數と一致し、普通除草の直後に行ふものである。犁にて中耕を行ふため培土も同時に行はれることゝなる。

第六節　收穫

第一款　收穫法

收穫　收穫法には高粱、玉蜀黍の如く高きものは根元三寸内外より鎌にて刈り、二、三十本を一束とし、之を高粱又は玉蜀黍稈二、三本て縛る此束を梱（コン）といふ。梱二十内外を一纏として穗を上に互に立て掛けて乾燥する。

收穫大豆を打穀場に積むところ



かくて十數日を經て充分乾燥したものを、高粱は穂首三、四寸を殘して切り玉蜀黍は苞のまゝ、手にて捥き取りて脱穀場へ送る。

粟、大豆、糜子、陸稲の如く低き種類のものは刈り取るか、又は拔き取りて七、八寸乃至一尺位の徑の束として約十束內外を一纏として乾燥する。十日內



調製（風力による）（一）

外にて乾燥を了る。

其他蔬菜類は刈取り、拔き取り、捥取り等種類に應して行ふ。滿洲に於ける主要作物の收穫は第一粟、第二高粱、第三大豆を普通とし、黍は粟と同期に玉蜀黍、陸稲は高粱と同時に收穫する。

第二款　收穫期

收穫期も南北に依つて一樣てない。左に各地の

収穫期を例示する。

作物名＼地名	熊岳城	公主嶺	吉林	洮南	齊々哈爾
大麥	初伏前（七月十日頃）	初伏後（七月十五日頃）	（米）秋分	立秋	立秋
小麥	初伏後	中伏前	舊七月上旬	立秋	
粟	白露後（九月十日頃）	秋分前（九月二十日頃）	―	白露	秋分
高粱	秋分前	秋分（九月廿三四日）	秋分前	白露	―
大豆	秋分	秋分後	秋分前	秋分	秋分
黍	白露後	秋分前	秋分	―	―
白菜	霜降前（十月二十日頃）	寒露後	（煙草）八月下旬	九月上旬	九月下旬
玉蜀黍	秋分前	秋分	（麻）八月下旬	白露	秋分
蘿蔔	霜降前	寒露後（十月十日頃）	―	―	―
馬鈴薯	秋分	秋分	―	―	―
大葱	寒露（十月八九日頃）	秋分	―	―	―
蕎麥	―	―	―	―	―
豌豆	―	―	―	處暑	白露

第三款　調製

調製

脫穀は大豆、高粱、粟の順序にて行ひ屋敷內の廣場又は畑地內に於てする。脫穀場は特に地均を行ひ撒水して適度の濕氣を保たしめる。

高粱、玉蜀黍、粟等は石製壞子(クオンツ)を以て脫穀する。其他石にて打ちて脫粒するもの欀枷を用ふるもの等かある。

一天地を打穀するに



調製(二)

大壞子(長さ四尺徑一尺五寸石製にして二頭曳)なれは二日を要し、小壞子(長さ二尺徑一尺一頭曳)は三日半を要す。槤枷にては苦力五人にて二日を要すといふ。脫穀終れは風選を行ふ。小粒雜穀は唐箕選を行ふ。

精選を終りたるものは更に脫皮精穀する。之には多く石製の碌子を用ふ。

精白步合　左に各種穀物の精白步合を示す。

作物名	精白步合	籾糠の步合	備考
高粱	七分―九分五厘	四分	容量を以て表はす
粟	六分―五分	四分	
陸稻	四分―五分	五分	
稗	四分內外	五分	
黍	五分―六分	四分	

製粉量　次に穀物は磨(モー)を以つて製粉せられる。

左に各種穀物の一斗より得る製粉量を表示すれば次の如くである。

穀物名	穀物一斗重量	粉重量	步合	麩、糠、籾、殼
蕎麥	十六、七斤	十三、四斤	八分五厘內外	四升
小麥	二十一、二斤	十六、七斤	八分內外	三升
黍	二十斤內外	十六斤	八分內外	四升
玉蜀黍	二十二、三斤	十七、八斤	八分	四升

第四款　單位面積の收穫高

單位面積に於ける收穫高

單位面積に對する收穫高は土地良否豐凶に依つて差異あるも、滿洲に於ける一般を示すために單位面積收量を表示すれば次の如くてある。（我一町當邦石）

地名及種類＼作物の種類	大豆（石）	高粱（石）	粟（石）	黍（石）	玉蜀黍（石）	大麥（石）	小麥（石）	白菜（貫）	備考
金州 上等地	四・八	一四・三	一四・三	一四・〇	九・六	—	—	—	大豆は玉蜀黍の間作となす
金州 中等地	—	九・六	九・六	一〇・〇	七・〇	—	—	—	
金州 下等地	—	四・八	四・八	五・〇	五・〇	—	—	—	
瓦房店 良地	一一・五	一四・〇	一八・五	一八・五	—	—	—	八、一〇〇	
熊岳城 砂質壤土	一一・九	一一・九	一一・九	一一・九	七・〇	—	—	—	
熊岳城 植質壤土	八・〇	六・〇	八・〇	—	—	—	—	—	
蓋平 上等地	一四・〇	一八・〇	一八・〇	—	九・四	—	—	—	
蓋平 下等地	一〇・〇	四・〇	四・〇	—	—	—	—	—	
大石橋 上等地	一一・〇	一四・四	一四・四	（陸稲）—	（蕎麥）六・三	（黑豆）六・三	—	三、六〇〇	
大石橋 下等地	六・〇	一一・〇	一一・〇	（陸稲）七・〇	（蕎麥）—	（黑豆）六・〇	—	—	
營口 上等地	九・五	一一・〇	一一・〇	—	—	一一・〇	—	一六、八〇〇	
遼陽 上等地	一三・八	一三・八	一三・八	一八・四	—	一一・五	四・五	一九、一二〇	
奉天 中等地	一〇・〇	一〇・〇	一四・五	—	—	八・三	六・五	—	
開原 良地	一一・八	一七・六	一七・六	八・〇	—	一〇・〇	八・〇	一七、一〇〇	
鐵嶺 良地	一〇・五	一六・〇	一六・〇	—	—	—	七・〇	一〇、〇〇〇	
四平街 良地	一五・〇	一七・〇	一六・〇	一七・〇	—	一四・〇	—	一三、〇〇〇	
公主嶺 良地	一五・〇	一六・〇	一六・〇	一七・〇	一六・〇	一七・〇	一一・〇	一八、九〇〇	
長春 良地	一三・〇	一五・六	一六・〇	一〇・四	—	一八・三	一三・〇	九、八〇〇	

更に旱魃及濕潤の年に於ける公主嶺の成績を例示すれば次の如くである。

種別	旱年 窪地	旱年 旱地	水年 窪地	水年 旱地	備考
大豆	十九石內外	十三石內外	三—四石	十五、六石	我一町當收量
高粱	十九石內外	十三石內外	六石五斗內外	十五、六石	
粟	十九石內外	十三石內外	—	十五、六石	
黍	十八、九石	十一、二石	—	十五、六石	
小豆綠豆等	六石五斗	六石五斗內外	—	六石五、六斗	
玉蜀黍	十九石內外	十三石內外	五—六石	十五、六石	
大麥	二十四、五石	六石五斗內外	—	十七、八石	
小麥	十三、四石	五、六石	—	八、九石	
大麻子	十四、五石	五、六石	一石二、三斗	六、七石	
白菜	八、九萬斤	五萬斤	—	七、八萬斤	一斤は百五十匁

附一、黑龍江省各縣農業摘要

（齊々哈爾領事館調査）

道名	縣名	位置	區域	氣候	土性	播種收穫時期	毎晌平均收穫	農産物類	摘要
龍	龍江縣	黑龍江省城	東南は安達縣、正東は拜泉縣、東北は訥河縣、正北は甘井子縣左、西北は西布特哈、西は札賚蒙旗、南は武興縣に接す	毎年清明前後解氷して漸次温暖となり芒種後漸次暑く處暑（舊暦七月中旬）後漸次冷氣を加へ霜降（舊暦九月中旬）後結氷して寒冷を增し舊暦十一月嚴寒立春後寒氣稍や退く	砂土地多く嫩江以西を上田と稱し省城の東南北を中田と稱し省城の西南前後の官地及温托河一帶を下田と稱す均しく膏腴の地にあらず	毎年三、四月の候播種し七、八月に至り收穫す	雜穀一石乃至二石	大麥、小麥、豌豆、蕎麥等の雜穀にして稻田無し	近年毎歳夏期に至り嫩江大洪水となり沿岸各地に暴漲するを以て農業上の被害尠からず
	甘井子縣佐	省城の正北支那里程一百三十里餘	東は西布特哈、西は鐵路界線、南は龍江縣、北は北大山に界す	寒七個月、暑五個月	砂石地多く腴磽相半す	四月播種八月收穫	雜穀二石	麥、豆、蕎麥の三種最も多し	
	青岡縣	省城の東南一百餘支里	東は海倫縣、西は安達縣、南は蘭西縣、北は拜泉縣に接界す	寒七個月、暑五個月	土性鬆疏腴磽相半す	二月末或は三月播種七、八、九月收穫	雜穀平均四石	多く麥類を産す	
	拜泉縣	省城の正東二百六十餘支里	東は海倫縣、西は龍江縣、北は訥河縣、南は青岡縣に接界す	寒八個月、暑四個月	土性鬆	四月播種八月收穫	雜穀平均四石	麥類を産する最も多し	
	嫩江縣	省城の東北六百餘支里	東は興安嶺、西は西布特哈、南は東布特哈、北は內興安嶺に接界す	寒八個月、暑四個月	鬆瘠	四月播種七月收穫	雜穀平均一石	主として麥類を産す	
	訥河縣	省城）東北二百五十餘支里	東は海倫、南は拜泉、西は西布特哈、北は嫩江縣に接界す	寒七個月、暑五個月	稍鬆	四月播種八月收穫	雜穀平均三石	主として麥及黍を産す	

江　道

肇州縣	省城の東南三百八十支里餘	東は蘭西縣、西は嫩江、南は松花江北は杜旗界に接す	南方は蘭西縣に同しく西北は安達縣に同し	同前	同前	同前	同前	
大賚縣	省城の西南三百餘支里	東は嫩江、西は札賚特旗、南は郭爾羅斯前旗、科爾沁右翼後旗、北は西布特哈に接界す	南方は肇州縣に同しく北方は省城に同し	同前	同前	同前	同前	
安達縣	省城の東南二百五十餘支里	南は蘭西縣及肇州縣北は省界、西は武興佐治局、東は青岡縣に界す	寒暑各六個月。	土性瘠薄	三月播種八月收穫	雜穀平均二石	主として麥類を產す	
呼倫縣	省城の西北一千餘支里	東は伊薩奇山、南は索岳爾濟山頂、鄂博、西は呼倫湖、北は擬設室韋廳に界す	酷寒華氏十六度酷暑九十度	上等地は黑土にして細砂を含有し、下等地は砂石相半す	四月播種九月收穫	雜穀平均五石五斗	麥、蔬菜、豆、白菜等を主とす	
臚濱縣	省城の西北一千餘支里	東南は呼倫貝爾、西北は露領に界す	寒九個月、暑三個月	鬆解磽薄にして耕種に堪へす	四月播種八月收穫	雜穀平均二石	主として麥を產す	
吉拉林設治局	省城の西北一千餘支里	東は雉鷄場山、南は根河呼倫貝爾、西北は額爾古訥河を以て露西亞に界す	寒九個月、暑三個月	鬆結の處多く硬結の處少し	四月播種八月收穫	同前	同前	
西布特哈	省城の北方二百餘支里	東は雉鷄場山、南は根河呼倫貝爾、西北は額爾古訥河を以て露領に界す	北方は呼倫貝爾に同しく南は甘井子佐治局に同し	同前	同前	同前	同前	

泰來鎮設治局	札旗境内は大賚縣に杜旗境内は安達縣に同し							
綏蘭								
呼蘭縣	省城の東南八百餘支里	東は巴彦縣、西は蘭西縣、南は松花江、北は綏化縣に接界す	巴彦、蘭西縣に同し	巴彦縣、蘭西縣に同し	巴彦縣、蘭西縣に同し	巴彦縣、蘭西縣に同し	巴彦縣、蘭西縣に同し	
巴彦縣	省城の南方九百餘支里	東は木蘭縣、西は呼蘭縣、南は松花江北は綏化縣に接界す	清明後漸く暖に霜降後漸次寒し	黑色肥沃にして鬆疏なり	三月播種八月收穫	雜穀平均五石餘	小麥、豌豆を第一とし高粱雜穀之に次き大麥玉蜀黍之に次く	
蘭西縣	省城の東南六百餘支里	東は綏化縣、西は安達縣、南は呼蘭縣、北は青岡縣に接界す	寒七個月、暑五個月	土性鬆	四月播種九月收穫	雜穀平均三石五斗	麥最も多く高粱、玉蜀黍之に次く	
木蘭縣	省城の東南一千餘支里	東は通河縣、南は松花江及吉林濱江北は慶城縣、西は巴彦縣に接界す	舊曆十一月最も寒く三月末解氷す	疏鬆にして膏腴なり	三月播種八月收穫	平均六石より六石五斗に至る	小麥、高粱、黄豆、粟最も多し	
綏化縣	省城の正東六百餘支里	東は慶城縣、西は蘭西縣、南は巴彦縣呼蘭河、北は海倫縣に接界す	四月より八月まて暖に九月より翌年三月まては寒し	土性疏沃腴にして磽質なし	三月播種七八月收穫	雜穀平均四石七斗一升五合	小麥、豌豆、高粱、最も多く大麥、玉蜀黍は至つて尠し	
慶城縣	省城の東南六百餘支里	東南は湯原縣、通河縣、南は木蘭、巴彦縣、西は綏化縣北雞北界に接界す	綏化縣に同し	同前	同前	同前	同前	
海倫縣	省城の東南五百餘支里	南呼蘭河綏化界に北は胡裕爾河、東布特哈界に、東は克音河綏化界に、西は通肯河拜泉界に接界す	立冬より清明まて大寒五個月、夏至より秋分まて大暑さし餘は溫氣なり	黄壤黑土相半し地質鬆疏にして良好	穀雨後播種秋分收穫	雜穀平均七石	地勢平坦にして氣候溫暖にて雜穀及麥類の產出最も多し	

附二、（イ）北滿洲主要農産物播種期收穫期　右側播種期　左側收穫期　（北滿洲之産業に據る）

道				黑河道	
湯原縣	通河縣	鐵驪設治局	龍門鎮設治局	愛琿縣	蘿北縣
省城の東南九百餘支里	省城の東南一千餘支里	省城の東南慶城縣境內にあり	省城の東北三百餘支里新開の荒地なり	省城の東北一千餘支里	省城の東北一千餘支里
東は黑河、南は松花江、西は小古洞河、北は大青に界す	東は湯原縣、南は松花江、西は木蘭縣、北は分水嶺に界す	慶城縣に同し	東は蘿北南は通肯西は訥河縣、北は愛琿縣に接す	東は黑龍江、西は內興安嶺、南は遜河、北は黑河鎮に界す	正東及東南東北は均く黑龍江、西北は慶城縣、南は松花江、西南は湯原縣、北は遜河を以て愛琿に界す
寒七個月、暑五個月	寒九個月、暑三個月	寒九個月、暑三個月	氣候は訥河縣に同し	九月降雪あり霜降節に至れは江河皆結氷す	寒九個月、暑三個月
鬆	南方は鬆疏肥沃北方は硬にして磽角	土地磽薄慶城縣に及はす	土地磽薄慶城縣に及はす	鎮結の處多く鬆疏の處少し	腴磽不等なり
三月播種八月收穫	三、四月播種六、七月收穫	同前	三、四月播種六、七月收穫	四月播種、七、八月收穫	四、五月播種七、八月收穫
雜穀平均四石五斗	雜穀平均四石五斗	同前	雜穀平均四石五斗	雜穀平均七石	雜穀平均五石
麥、大豆、小麥等を産す	麥、黍、豆を産す	同前	麥、黍、豆を産す	麥稗過半にして蕎黍之に次く	麥、黍を産す
				愛琿の土性は江東六十四屯を以て最も肥沃と爲し氣候も稍や溫和なり	

種別＼時期＼地方	吉林	長春	石頭城子	雙城堡	哈爾賓	阿什河	賓州	新站	呼蘭	北團林子	巴彥州
小麥（月旬）	四、上 八、上	四、上 八、上	四、中 七、下	四、中 八、中	四、上 八、下	四、中 八、中	四、上 七、上	四、上 七、中	四、中 八、中	四、中 七、下	四、中 七、中
大麥（月旬）	四、上 八、上	四、上 八、上	—	四、中 八、中	四、上 八、下	四、中 八、中	四、上 七、上	四、上 七、中	四、中 八、中	四、中 七、下	四、中 七、中
蕎麥（月旬）	八、上 九、下	七、上 九、中	六、中 九、下	七、上 九、下	七、上 九、下	—	—	—	六、中 九、中	七、上 九、中	六、中 九、下
大豆（月旬）	五、上 九、中	四、上 九、中	四、上 九、中	六、下 九、下	七、上 九、下	五、下 九、下	五、上 九、下	四、中 九、下	五、上 十、上	四、下 九、下中	五、中 九、下
小豆（月旬）	五、上 九、中	四、上 九、中	四、上 九、中	六、下 九、下	七、上 九、下	—	五、上 九、下	—	—	—	—
高粱（月旬）	五、上 九、中	四、上 九、中	四、下 九、中	四、中 九、上	四、中 九、下	五、下 九、下	五、上 九、下	四、中 九、下	五、上 十、上	四、下 九、中	五、中 九、下
粟（月旬）	五、上 九、中	四、上 九、中	四、下 九、中	四、中 九、上	四、中 九、下	五、下 九、下	五、上 九、下	四、中 九、下	五、上 九、下	四、下 九、下中	五、中 九、下
黍（月旬）	五、中 九、下	—	五、中 九、下	四、中 九、上	四、中 九、下	五、下 九、下	五、上 九、下	四、中 九、下	三、中 九、上	四、下 九、下中	五、中 九、下
稗（月旬）	五、上 九、中	四、上 九、中	—	四、中 九、上	四、中 九、下	五、下 九、下	五、上 九、下	四、中 九、下	五、上 九、下	四、下 九、下中	五、中 九、下
玉蜀黍（月旬）	五、上 九、上	四、上 九、中	—	四、上 九、下	四、中 九、下	五、下 八、上	五、上 九、下	—	三、中 七、中	四、下 九、中	—
綿麻（月旬）	五、上 九、上	四、上 八、中	—	—	四、中 九、下	四、上 九、下	五、上 九、下	—	三、上 十、中	四、下 八、下	五、中 九、下
青麻（月旬）	五、上 八、中	四、上 八、中	—	—	四、中 九、下	四、上 九、下	五、上 九、中	—	三、上 七、中	四、下 八、下	五、中 九、下
煙草（月旬）	四、下 九、上	四、中 八、下	—	—	四、中 八、下	五、下 八、上	五、上 九、中	—	三、中 十、中	五、下 九、上	五、中 八、下
藍（月旬）	四、下 九、上	四、中 八、下	—	—	四、下 七、中	五、下 八、中	—	—	—	四、下 八、上	四、中 七、下
馬鈴薯（月旬）	四、下 九、中	四、下 九、下	四、下 九、下	四、下 九、下	四、下 七、中	—	—	—	三、中 十、中	—	—
罌粟（月旬）	四、上 七、上	四、上 七、下	四、下 九、下	四、下 九、下	四、中 七、中	—	—	—	三、上 七、中	四、中 七、上	四、上 七、中

（ロ）北滿洲主要農作物播種量收穫量（一晌當　支那石）　右側播種量　左側收穫量

地方＼種類	高粱	粟	大豆	小麥	大麥	蕎麥	玉蜀黍	小豆	麻子
吉林	〇・〇四　四・〇〇	〇・〇三　三・五〇	〇・二〇　三・〇〇	— —	— —	〇・二〇　二・〇〇	〇・二〇　四・〇〇	— —	— —
長春	〇・〇七　四・〇〇	〇・〇五　四・〇〇	〇・二〇　二・〇〇	〇・四〇　二・〇〇	〇・四〇　四・〇〇	〇・二〇　四・〇〇	〇・一〇　三・五〇	— —	— —
石頭城子	〇・〇七　四・〇〇	〇・〇四　四・〇〇	〇・三〇　三・〇〇	— —	— —	— —	— —	— —	— —
伯都訥	〇・〇三　三・〇〇	〇・〇三　三・〇〇	— —	〇・五〇　一・五〇	— —	— —	— —	— —	— —
雙城堡	〇・〇八　六・〇〇	〇・〇七　七・〇〇	〇・四〇　六・〇〇	〇・五〇　五・五〇	〇・五〇　九・〇〇	〇・三〇　八・〇〇	〇・一〇　一〇・〇〇	— —	〇・一〇　六・〇〇
阿什河	〇・〇八　六・〇〇	〇・〇五　六・〇〇	〇・五〇　五・〇〇	〇・五〇　五・〇〇	〇・五〇　九・〇〇	〇・三〇　八・〇〇	〇・二〇　六・〇〇	— —	〇・一〇　六・〇〇
賓州	〇・一〇　五・〇〇	〇・〇七　七・〇〇	〇・二〇　四・〇〇	〇・四〇　五・〇〇	〇・四〇　七・〇〇	〇・五〇　五・〇〇	〇・一三　六・〇〇	〇・二〇　四・〇〇	〇・一五　七・〇〇
新站	〇・〇四　八・〇〇	〇・〇三　五・〇〇	〇・四〇　六・五〇	〇・三〇　三・五〇	〇・六〇　七・〇〇	〇・五〇　五・〇〇	〇・一三　六・〇〇	— —	〇・〇七　四・〇〇
呼蘭	〇・〇六　五・〇〇	〇・〇二　三・五〇	〇・三五　五・五〇	〇・四〇　四・〇〇	〇・五〇　六・〇〇	— —	— —	— —	〇・三〇　三・五〇
北團林子	〇・〇五　五・〇〇	〇・〇五　六・〇〇	〇・三五　五・五〇	〇・四〇　四・〇〇	〇・五〇　七・〇〇	— —	〇・一〇　六・〇〇	— —	〇・三〇　三・五〇

巴彦州	〇・一〇 九・〇〇	〇・一〇 八・〇〇	〇・四〇 六・〇〇	〇・四〇 四・五〇	〇・四〇 五・五〇	〇・三〇 四・〇〇	— —	— —	〇・三〇 三・五〇
各地方平均	〇・六五 五・三六	〇・四九 五・一八	〇・三三 四・五五	〇・四一 三・七五	〇・四七 六・八一	〇・三三 五・一四	〇・一五 五・〇〇	— —	〇・一九 四・八〇

備考　支那一石は各地平均我一石五斗五升、雑穀一晌の平均收穫量五、二二石。

第十三章　農用器具

第一節　農具構成材料

農具構成材料

第一款　木材類

楡木、柳木、楊木、槐木、樺木、柞木、椴木、松木、杏木、楚楡、李木、棗木、梨木、黄波梨、黄波柳、河柳木等。

農具の木材部は多く農家の自家製なれは其地方にて得易く廉價なるもの用ゐらる。

第二款　金屬類

鋼(鋼鐵)、熟鐵(煉鐵)、生鐵(鑄鐵)、黄銅(眞鍮)

第三款　各種竹類(南支那より輸入せられる)

第二節　農具の種類

滿蒙に於て使用せらるゝ農具の種類を擧くれは次の如くてある。

第一款　整地用農具

整地用農具

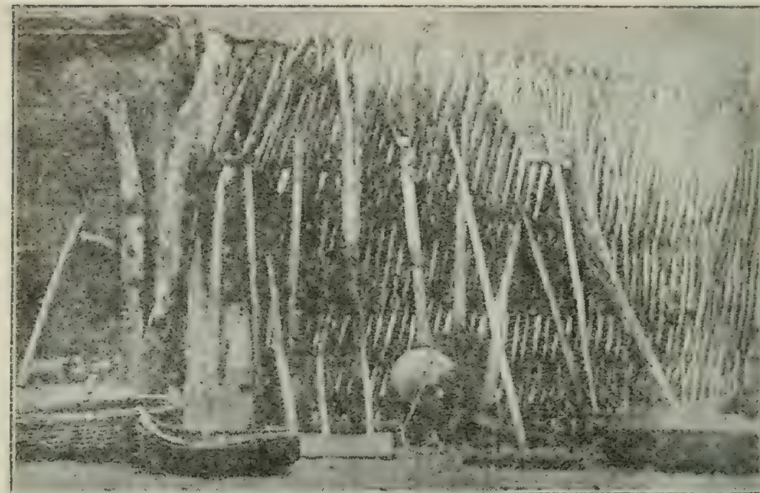
(一)　耕鋤器

犂丈

(1)　犂丈……耕鋤、中耕、培土等に用ふ。農具中主要のものである。本邦の床犂に類し、大犂種犂、鋤犂、小耘犂の四種がある。犂丈の價格及使用年限一日の功程を表示すれば、

名稱	價格	使用年限
犂體	元 三・〇〇	四—六 年
耕鋤	〇・二五	二
鏵子(折三)	〇・三五	二—三
同(折四)	〇・四三	二—三
同(折五)	〇・五五	二—三
同(折七)	一・〇〇	二
同(折八)	一・三〇	二
鐺頭	〇・二五	三
犂剷子(普通)	〇・二五	二—三

鐵銑　　筒銑



滿在農具（一）

同　（高麗鐵）　二・〇〇〇　三

一日の功程(但し作業時間十時間)

反地の場合　我七反歩、鍚地の場合我一町二反

開墾の場合我四—七反。

(2) 鎬頭……耕鋤、中耕、培土、栽植、掘採、肥料の切替、作物根株の掘取等種々の作業に使用せられる。我國唐鍬に類するものである。價格は一元十五仙內外使用年限四、五年。

(3) 鐵銑……土地の掘起、土糞製造肥料の圃場撒布肥料土砂の馬車積込、根菜の掘採等に用ゐらる我國の金鋤に類す。價格六十五仙使用年限四年位

(4) 筒銑……我國の金鋤の類であつて、使用途其他前者に類似する。

（二）耙碎用器

(1) 鎬頭……前記鎬頭中刨楂子をいふ。(作物の根株を掘取をこと)

(2) 小把鎬……主として高粱の掘採、畜糞拾集に使用される。前者と類似し、價格二十五仙使用年限四年。

(3) 鐵齒耙子……「レーキ」又は熊手に類するもの、價格、四十仙、使用年限三年、功程土塊を叩き掻き集むる場合一日一人我四反歩。

(4) 鐵耙子……菜園地に使用、價格五〇—一•三〇仙、使用年限四年。

(5) 耙子……西洋「ハロー」に類す北滿開墾地方に用ゐらる。價格四元八十仙位、使用年限鐵齒は一年、框は四年、功程牛畜四頭にて一日我約七反歩である。

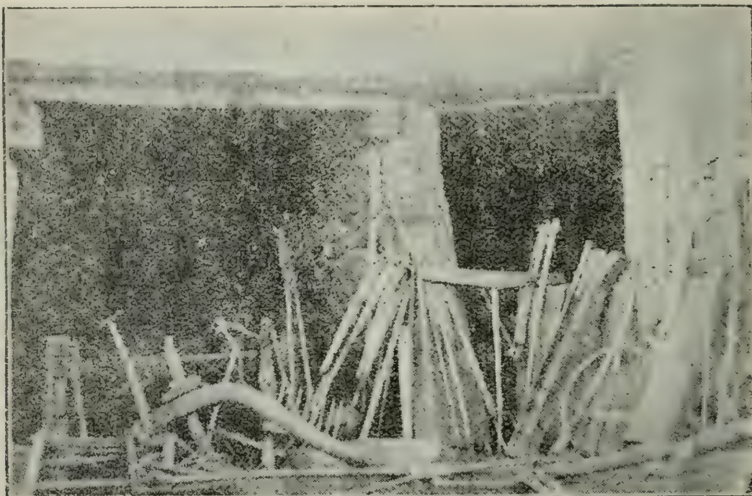
(6) 樆子……犂丈に依つて耕起した土壢上を曳きて土塊を粉碎し表面を均平ならしむるもの主として集約農業を營める地方に使用せらる。價格一元内外、使用年限四年。

(7) 斐鉋……破碎、鎮整を兼ね行ふ手用器。價格三十五仙、使用年限五箇年。

（三）鎮壓用器

(1) 木頭輥子……各種作物の播種後の鎮壓に用ふ。價格輥子一元—二元四十仙、使用年限輥

石頭磙子



滿洲在來農具（二）

子八年、框四年、功程牽畜一頭にて一日約四晌地

(2) 石頭磙子……脫穀用及鎭壓用の二種がある前者に似たるも石製の圓壔を附しあるもの價格二元六、七十仙、磙子は十五年、框は三年軸は一年、使用に堪ゆ功程一日左の如くてある。

（一）鎭壓の場合

牽畜馬又は騾一頭一日　二、三天地

（二）押楂子の場合

牽畜馬又は騾二頭一日　二天地半

（三）開墾地破碎の場合

普通牛畜二頭を繋く一日　半天地餘

(3) 蛋兒磙子……球をなせる「ローラー」てある

價格一元二十仙乃至二元、使用年限は大約十年、框及軸は四年、功程一日二天地乃至四天地とす。

第二款　作付用農具

作付用農具

（一）種子及肥料の豫措器

(1) 鎬　頭

(2) 二齒鈎……肥料の取扱、蔬菜の掘採に用ふ。價格五十仙乃至一元。

(3) 糞耙……道路等より馬糞拾集に用ふ。價格十二仙、使用年限二年。

（二）作條及覆土器

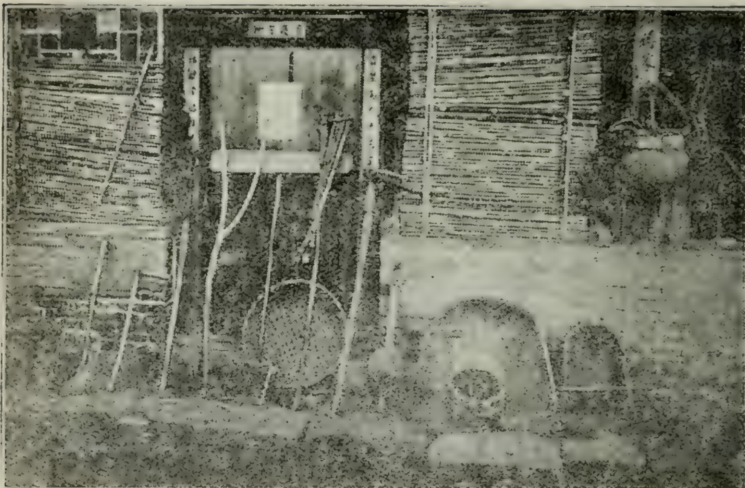
(1) 壌耙……作溝に用ふ。價格三元七、八十仙、使用年限六、七年。

(2) 拉子……覆土用にして、價格二十仙內外、使用年限四年。

(3) 收子……前者に似たるもの。一元內外にして、三年使用に堪ふ。

（三）播種及施肥器

(1) 點葫蘆……小粒種子卽ち穀子小麥、糜子、又は高粱、粳子、蘇子等の播種に用ふ。價格六十仙、使用年限五年。



滿洲在來農具（三）

(2) 把斗子……種子入柳製籠にして、一箇の價格二十五仙、使用年限六、七年。

(3) 木掀……肥料の撒布、及ひ切替等に使用す價格三十仙位。

(4) 糞筐……肥料掬ひ取りの爲めに用ふる、柳條製筐てある。其他畜糞の拾集、土糞の取扱等に用ふ。價格十仙、使用年限一年。

第三款　手入用農具

（一）除草用具

(1) 鋤頭……ホー又は萬能に相當する除草器にして、六十五仙乃至一元十仙、使用年限は二三年。

（二）中耕及培土用

中耕培土には多く鍚犂を以つて中耕と同時に培土も行ふ。又は鎬頭を用ふ。

（三）灌水用器

(1) 水車子……水車にして多く蔬菜園等に設備せられ、一日約我八百石乃至一千石の功程あり、約三町歩に灌漑することを得、價格九十元內外、使用年限八箇年。

(2) 轆轤……井戸の水汲器てあつて、功程は一日一人一晌に灌漑し得、價格三元五十仙、使用年限六年。

(3) 噴水壺……我國の如露の如きものにして、苗床灌水に用ふ。價格十五仙、使用年限二年

第四款　收穫用農具

收穫用農具

（一）刈取用器

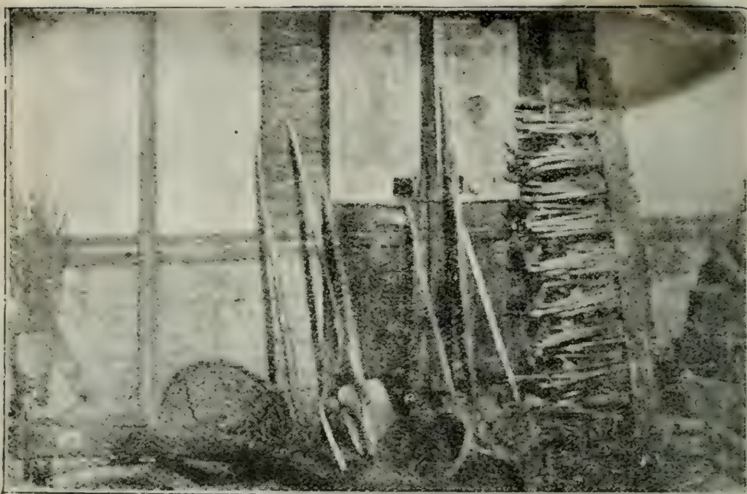
鎌刀

(1) 鎌刀……鎌にして手用刈取用具て草鎌、柴鎌の二種となす。前者は穀類草類を刈取り、後者は包米、高粱等の硬稈又は樹枝を切るに用ふ。

一日の刈取功程を示せは次の如くてある。

高粱　我一反五畝步—二反

粟　我一反二畝步—一反五畝步



滿洲在來農具（四）

大　豆　我一反五畝歩—二反歩

價格は品質大小に依り差あれど、概ね左の如くである。使用年限は二、三年。

種類	上	中	下
柴鎌	元 〇・四五	元 〇・三〇	元 〇・二〇
草鎌（寛鎌）	〇・三〇	〇・二五	〇・一五
同（狹鎌）	〇・二〇	〇・一五	〇・一〇

(2)　芟刀……我國の在來大鎌に類し家畜の飼料又は燃料等に供する雜草刈取に用ふ。又粗放農業の穀類刈取に用ふ。價格は六十仙內外、使用年限三年。

(3)　掐刀……高粱の穗を切取るに用ふ。價格十仙位、使用年限四年、功程は一人一日約四百束（一束は高粱稈二十本位）を切り取るを得。

韮菜刀

鐵叉子

調製用農具 石頭磙子



石頭磙子にて高粱の脫穀

(4) 韮菜刀……韮菜刈取に使用され、價格二十仙、四年間使用に堪ふ。

（二） 掘採用器

(5) 鐵叉子……本邦股鍬に類するものにして齒數は二、三、四等かある。價格は小形六十仙、中形八十仙、大形一元四十仙、使用年限三、四年。

第五款　調製用農具

（一） 脫穀用器

(1) 石頭磙子……刈り取りたる禾穀を脫穀するに用ふ。鎮壓用のものと區別するために打場磙子と云ふことかある。價格は大、三元三十仙、中、二元七十仙、小、一元四十仙、最小一元、之に框（六、七十仙

自家製)を附す、使用年限は十五、六年、框は四、五年、一日脫粒量約左の如くである。
(但し牽畜は騾又は、馬の一頭に二百斤の石頭磙子を曳かしめ一日八時間の作業)

種別	數量	種別	數量
大豆	二・〇〇石	小麥	三・〇〇石
粟	一・九〇	陸稻	一・八〇
高粱	三・五〇	稗	二・二〇
大麥	二・〇〇	黍	二・八〇

(2) 連枷……本邦の連枷にして石頭磙子を用ふるに足らぬ少量の穀物の場合、石頭磙子にては完全に脫粒し得ぬ時及び家畜を有せぬ小農か脫穀を行ふ場合に用ふ。價格二十五仙乃至四十仙にて使用年限四年。

(3) 木杈……自然木製の二股であつて稿稈を場園に敷き擴け又翻轉するに用ふ。價格二、三十仙使用年限四年。

(4) 掃箒……塵芥、土壢、莢稈の破片等を掃栖するに用ふ。價格二十五仙位。

(5) 木朳子……鐵耙子の鐵齒の代りに木齒を以つてせるもの。

揚掀



滿洲の井戸

(6) 賞扒……脫穀した穀粒の精選を行はん爲に穀粒を場園の一端に耙集し、又は場園其他に敷き擴けて乾燥せしむる場合に用ふ。使用年限六年、價格大八十仙乃至一元五十仙、小四十仙內外。

（二）精選器

(1) 揚掀……風力精選器の最も簡單なるもの價格三、四十仙、使用期限四個年。

(2) 扇車子……本邦の唐箕に同しきもの、價格十元乃至十五元にして使用年限約十五年。

(3) 篩子……我が簁に當り穀粒を篩別する。價格竹製四十五仙乃至五十五仙、柳製は十五仙乃至二十仙、四年位使用に堪ふ。

(4) 籮子……篩子の目の細微なるもの。價格圓

筒形馬尾製一元位、同麻製七十仙内外、同生絲製一元四十仙位、長方形生絲製は三元五十仙位、使用年限約三年。

(5) 簸箕……本邦箕にして小三十仙、中四、五十仙、大七、八十仙、使用年限約四年。

(三) 精穀及製粉器

(1) 碾子……石製のローラーにて騾又は馬に曳かしむ。價格は小二十元、中三十五元、大五十五元、最大七十五元、使用年限は約二十年、功程は正確なるを知り難きも一日の精白數量概ね左の通りてある。(一日九時間)

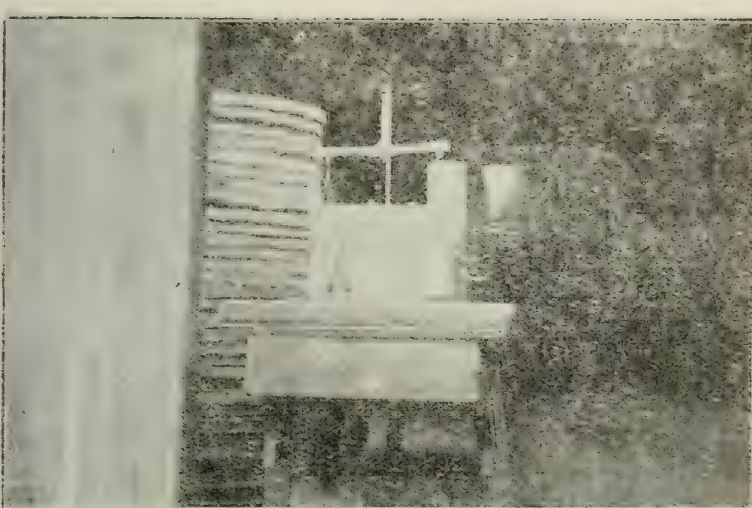
穀物種類	騾又は馬の一頭曳長二尺二寸のローラー	同長さ二尺のローラー	騾の一頭曳長一尺八寸のローラー
穀子	一石二斗	九斗	五斗
高粱	一石八斗	一石五斗	九斗
大麥	九斗	七斗	三斗
粳子	一石二斗	九斗	五斗
稗子	一石一斗	七斗	四斗
糜子	一石	六斗	三斗

(桝は支那桝にして一斗は我一斗八升四合に當り牽畜は午後取換へ使役したるもの)

(2) 磨……石製曳臼をいふ。價格普通品四元五十仙、臺丸形一元五十錢、腰掛形八十錢位、使用年限十年。

本器に依る作業は數回繰返へし行はねばならぬ。其回數及功程は一日(九時間)包米三回二斗五升、蕎麥三回二斗二升、小麥四回一斗八升。

磨



ソルトニツク秤(北滿地方使用)

(四) 雜　具

(1) 梁杈……「フォーク」の如きもの價三十仙、使用年限四年。

(2) 梁鉤……稿稈の取扱に用ふ價十五仙、使用年限四年。

(3) 笸籮……穀物の容器にして價大二元、中一元五十仙、小一元、使用年限四年。

(4) 撮子……穀物を一の容器より他の容器に移すために用ふ。三、四十仙にして四年使用に堪ふ。

(5) 竹扒子……熊手樣のもの價格三十仙、使用年限二年。

(6) 摟扒子……原野を曳きて枯草を掻き集めるに用ふ。價格八、九十仙、使用年限二年。

第六款　運搬用農具及馬具

運搬用農具及馬具　大車

(1) 大車……農作物の收納、收穫物の搬出、肥料運搬其他諸種の運搬用に供せらる。價格及登載力を示せば次の如くである。

	價格	登載力	
		冬期	夏期
頭號車	一一五元	四、五〇〇斤	三、二〇〇斤
二號車	九〇	三、四〇〇	二、七〇〇
三號車	八五	二、八〇〇	二、〇〇〇
四號車	六八	二、五〇〇	一、五〇〇

(2) 筐……柳枝にて編成した圓形の籠、大四十仙、中三十仙、小十八仙にして使用年限一年。

(3) 擡籠子……我國の「モッコ」の類て、價格二十仙、使用年限二年とす。

(4) 扁擔……本邦の天秤棒にして、價格木製五十仙、竹製十五仙、使用年限二、三年。

(5) 推車子……牛用荷車にして、積載量百五六十斤、價格五元位、使用年限五年内外。

(6) 扒力……橇にして山林地方冬期之を用ふ。一元内外にて、三、四年使用に堪ふ。

(7) 馱鞍子……馬背にて物を運搬する際に用ふるものにして、價格一元五十仙乃至二元五十仙、使用年限は約四年。

養畜用農具

第七款　養畜用農具

(1) 鍘刀……押切の類、價格三元、四十仙位。

(2) 馬槽子……木製四元、石製八元等あり、木製八年、石製二十年使用に堪ふ。

(3) 腰子笸籮……柳枝製、細長き籠、圃場にて馬槽子の代用とする。價格五、六十仙、使用年限三年。

(4) 料斗子……役畜に水を汲み與ふるために用ふ。價格八、九十仙乃至三十仙位、使用年限二三年。

(5) 馬刷子……毛櫛、價格三十仙位、二年内外の使用に堪ふ。

(6) 馬鉋子……馬體を掻き手入をするに用ふ。價格十五仙、四年間使用に堪ふ。

(7) 羊耙子……羊の綿毛を掻き取るに用ふ。價四十仙、從用年限三、四年。

第八款 牽具

(1) 牛樣子……牛首に附裝するものにして、價格二十五仙位。

(2) 要杆子……引木にして、價格小二十仙、中四十仙、大六十仙位、使用年限三、四年。

第三節 農家所要農具數

左に滿鐵を中心として比較的集約農業の行はれる熊岳城以南の地方と、之に反し所謂邊外の地開原以北に於ける農家の所要農具の概數及價格を表示すれは次の如くである。

(一)大中小農の耕作地積熊岳城以南　大農　三十天地　中農二十天地　小農七、八天地

同　開原以北　大農　八、九十天地　中農五十天地　小農二十五天地

(二)空欄は其地方にて使用せさるもの又は甚た稀に用ひらるゝもの

一、農家所要農具數量表

農家別／農具別	熊岳城以南 大農	熊岳城以南 中農	熊岳城以南 小農	開原以北 大農	開原以北 中農	開原以北 小農	備考
種犂	二	一	一	五	四	二	
鐴犂	三	二	二	六	五	二	
小轅犂	—	—	—	三	二	一	北方に多く使用す。
鎬頭（菜園用）	二	一	一	五	三	一	
鐵鍬	四	三	三	一三	五	三	
筒鍬	二	一	一	三	二	一	
鎬頭（刨楂子用）	七	四	二	一四	一〇	五	
小把鎬	—	—	—	—	—	—	多く昌圖地方にて見る
鐵齒把子	一	一	〇	一三	九	四	
鐵把子	二	〇	〇	二	一	〇	
耢子	二	一	〇	—	—	—	多く關東州地方に見るもの
斐鉋	二	一	一	—	—	—	
木頭輥子	二	一	一	三	一	一	
石頭磙子（押地用）	一	一	〇	一	一	〇	
鎬頭（肥料掘起用）	一	〇	〇	四	二	一	
二齒鈎	三	二	一	七	四	二	

糞耙	〇	一	二	〇	一	一	
摟把	一	一	〇	五	三	二	
拉子	二	一	〇	五	三	二	
收子	一	一	一	｜	｜	｜	遼陽以南の地方に見るものなり 海城南大石橋營口地方に多く見る
蛋兒磙子	一	一	〇	｜	｜	｜	
點葫盧	三	二	一	六	四	二	
把斗	二	二	一	五	三	一	
木楸	三	二	一	七	五	三	
糞筐	四	二	一	五	三	二	
鋤頭	一〇	六	三	一四	一四	六	
水車子	｜	｜	｜	｜	｜	｜	大石橋、奉天、遼陽地方に多し
鎌刀	六	四	三	一〇	一三	七	
芟刀	〇	一	一	｜	｜	｜	
掐刀	六	五	三	一〇	一三	五	
韮菜刀	｜	｜	｜	二	一	〇	
鐵叉子	二	一	一	四	二	一	
石頭磙子（打場用）	四	三	二	一〇	六	四	
連枷	三	二	四	三	二	一	

木杈子		五	四	三	一四	一〇	四
掃箒		六	四	三	一〇	六	三
木扒子		三	二	一	六	二	一
賞耙	大	一	一	〇	二	一	〇
	小	三	二	二	四	三	三
揚杴		五	三	二	六	四	二
扇車		一	一	〇	一	一	一
篩子		四	三	二	六	四	二
籮子		三	二	一	四	二	一
筱箕		四	三	二	八	四	二
碾子		一	一	一	二	一	一
磨		一	一	〇	一	一	一
垜叉		二	二	一	四	三	二
垛鉤		|	|	|	二	一	〇
笸籮		三	二	一	六	三	二
撮子		三	二	一	四	二	一
竹扒子		三	三	三	三	二	一
摟扒子	鐵嶺以南の地方に多く用ひらる	〇	一	二	|	|	|
大車		二	一	一	三	二	一

筐	三	二	一	五	三	二	
擋簾子	―	―	―	六	四	二	北方に多く用ゆ
扁擔	三	二	一	四	二	一	
推車子	二	一	一	―	―	―	
扒力	―	―	―	―	―	―	山林地方に用ふ
馱鞍	―	―	―	―	―	―	同上
鍘刀	一	一	一	二	一	一	
馬槽子	二	一	一	三	二	一	
腰子筐籮	三	二	一	六	三	一	
料斗子	二	二	一	五	三	二	
馬刷子	二	一	一	三	二	一	
馬鉋子	二	一	一	三	二	一	
羊耙子	―	―	―	―	―	―	羊飼養者の要具とす
耍杆子	四	四	二	三	六	三	

二、農家所要農具價額表

種目	南部（熊岳城以南）			北部（開原以北）		
	大農	中農	小農	大農	中農	小農
整地用器具	元 三三・九五	元 二三・三五	元 一三・四五	元 八三・七五	元 五七・五〇	元 二五・八五
作付用器具	一一・九六	八・五六	三・一一	三六・六九	二一・八五	一二・九一
手入用器具	五・五〇	三・九〇	一・八〇	一一・〇〇	六・二〇	三・二〇
收穫用器具	三・六〇	三・〇五	二・四〇	一一・四〇	六・九〇	三・五〇
調製用器具	七五・七〇	五一・一五	三四・九五	一四一・〇五	六五・四〇	三八・〇五
運搬用具及馬具	一一八・四〇	六八・六〇	五八・八〇	二四八・七〇	一五八・七〇	八一・五〇
養畜用器具	一四・七〇	九・七五	八・五七	二一・四五	一一・二〇	七・二五
雜具	三・六〇	二・一〇	一・八〇	七・二〇	五・一〇	三・五〇
計	二六七・四一	一七〇・四六	一三五・〇六	五六一・二四	三三二・八五	一七五・七六

第十四章　主要農産物及ひ農産額

第一節　農作物の種類及ひ品種

第一款　種　類

滿洲に於ける農作物の種類比較的少く、殊に普通一般土人の主として、栽培せるものは大豆高粱、小麥、粟、玉蜀黍、小豆等に限らるゝ状態である。左に其種類を列擧する。

普通作物の種類

一、普通作物

大豆(元豆、黄豆)、高粱、粟(穀子、谷子)、玉蜀黍(包米)、黍(糜子)、大麥、小麥、陸稻(粳子)、水稻、稗(稗子)、小豆、綠豆、蕓豆、扁豆(菜豆)、豇豆(豇)。

特用作物の種類

二、特用作物

菎麻(大麻子)、苘麻(青麻)、大麻(線麻)、煙草(菸)、胡麻(芝麻)、荏(蘇子)。

蔬菜類の種類

三、蔬菜類

白菜、葱、蘿蔔、茄子、馬鈴薯(土豆子、地豆子)、菠稜草(菠菜)、南瓜(倭瓜)、胡瓜(黄瓜)

甜瓜(鮮瓜、香瓜)、蕃椒(辣椒)、蒜、韮(韮菜)茼蒿(茼花菜)、甘藷(地瓜)、山芋(山葯)、野蜀葵(芹菜)、萵苣(生菜)、胡蘿蔔。

果樹類の種類

四、果樹類

葡萄、梨、苹果、棗、杏、桃。



甜　菜　(遼陽滿鐵苗圃)

第二款　品　種

滿蒙に於ける主要農產物の品種を列擧すれば次の如くである。

第一項　普通作物

大　豆

一、大　豆

大豆は實に滿洲に於ける重要農產の一にして、比較的詳細なる研究かある。其在來品種にして分明なるものを擧くれば

イ、金元豆、普通大豆の總稱にして之に屬する

ものは白花蹉子、奉天白眉、大白眉、黑殼黃豆子、四粒黃、鐵莢豆子、小黑臍、小金黃等あり、四粒黃は南北滿洲を通して汎く栽培せられ含油量又最も多く二〇―二二%である。

ロ、青豆、多く奉天以南に栽培せられ含油量も金元豆に比し劣る。其品種には大粒青、四粒青豆、紅毛青、兩粒青、鐵莢青豆、大綠豆、青天青皮等かある何れも綠色をしてゐる。

ハ、黑豆は前二者か多く搾油に供せらるゝに反し、家畜の飼料、肥料、又は副食用とせらる。黑皮青央、大粒黑等の品種かある。

ニ、磨石豆、は家畜の飼料に供せられ、早熟性を貴はれる其品種に黑磨石豆かある。

大豆の反當收量は約一石二、三斗平均てある。

二、高粱

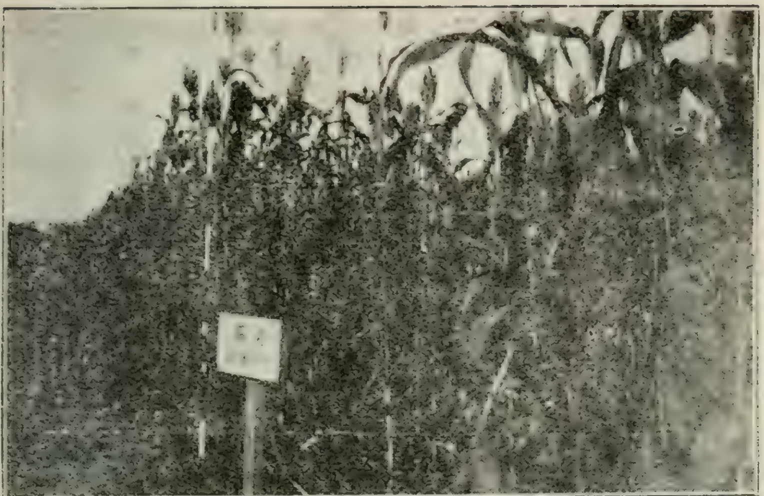
高粱は其種實を紅粮（ホンリヤン）又は黍米（シウミー）と云ふ土人の主食糧として又其稈は燃料として、將又建築材料として必須の主要作物てある。其品種の主なるものを擧くれは次の如くてある。

イ、粳（紅高粱、白高粱とに分つ）

蹉護脖子、棒子、黑殼紅棒子、雙心紅、黑殼大蛇眼、紅殼大蛇眼、老母猪不攄頭

ロ、糯（粘高粱といふ）

粟　　陸稲



高粱

喜雀白、黒殻白粘、馬尾連、瞎半升

反當收量平均一石四、五斗。

三、粟（谷子）

粟は穀子（クーツ）或は谷子といふ。粳、糯の二種かあり農家の主要食糧として用ひられる。其品種を擧くれは次の如くてある。

イ、粳、毛大粒、紅刀把齊、稞根、大粒黄、白砂、高麗穀子、老來變、鴨子嘴、龍脚、猫脚壓破車、縄緊、力把齊。

ロ、糯、淺彩紅粘、黄粘穀、高麗粘穀子、紅粘穀、黒粘穀、收量は反當平均一石六、七斗てある。

四、陸稲（粳子）

陸稲は概ね品質劣等のもの多きも次の二、三品

種は其主なるものであらう。

光頭兒粳子、金線粳子、大青毛粳子、紅毛粳子、

收量は公主嶺附近の例によれは反當平均一石四、五斗である。

小豆

五、小　豆

滿洲小豆の品種には次の如きものがある。

白小豆、紅花臉子、紅小豆、黍小豆

反當平均收量一石一斗內外。

綠豆

六、綠　豆

小豆の一變種なれど粒形更に小にして、莖は蔓性にして葉の切れ込みか深い。主なる品種は明綠豆、烏綠豆、黃綠豆である。多く素麵の製造に珍重せられる。反當收量平均八斗內外。

玉蜀黍

七、玉蜀黍(包米)

玉蜀黍の主なる品種は、黃包米、老來皺、紅包米、反當平均收量は一石內外である。

黍

八、黍(糜子)

黍には粳(散糜子)と糯(粘糜子)とあり、滿洲支那人は多く後者を栽培する。粳は僅に蒙古人

稗　　蕎麥　　小麥



小麥

に依つて栽培せらるのみ。粘糜子の品種を擧ぐれは次の如くてある。

大白黍糜子、黑糜子、黄皂力頭兒糜子、大金黄糜子、白粒糜子、反當收量は二石六、七斗である。

九、稗(稗子)

稗の主なる品種には鎖鏈稗子、米稗子、水來姑稗子、蛤蟆頭稗子等にして、反當收量均二石餘てある。

一〇、蕎麥

蕎麥は粒の大小に依つて大蕎麥と小蕎麥に分つ反當收量二石四、五斗內外。

一一、小麥

小麥は主として北滿を主産地として、南滿に於ける大豆に匹敵するものてある。近時歐洲大戰



青　麻

影響を受けて、北滿小麥の歐洲輸出頓に加はりつつある。其品種に火麥子、洋麥子、冬麥子及大清芒兒の四種がある。反當收量は八、九斗である。

一二、大　麥

大麥の品質劣等栽培亦少く、其品種も區別明でない。反當收量一石二、三斗內外、小麥の北滿に栽培せらるゝに反し、主として南滿に栽培せらる。

第二項　特用作物

一、大麻(線麻)

滿洲產大麻は元來一品種にして別に品種名がない、一反步當產額は百二十斤乃至百七十斤である。

二、商麻(青麻)

別に品種なく、反當收量は二百斤乃至二百五十

斤てある。

蓖麻

三、蓖麻（大麻子）

特に栽培するものは少い、反當收量五、六斗、大麻子油の原料とする。

煙草

四、煙草（菸）

主なる品種に南湖頭菸、蛤蟆菸の二種がある。平均反當收量百五十斤内外。

荏

五、荏（蘇子）

荏の栽培面積は大ならず、品種の特に擧くへきものもない。反當平均收量は日本枡四、五斗。

西瓜

六、（西瓜）（瓜子兒）

胡麻

七、胡麻（芝麻）

胡麻の品種に、覇王鞭、大清稽兒の二種がある。何れも白胡麻てある。反當平均收量四、五斗。

第三項　蔬菜類

茄子

一、茄子

茄子の品種には羊角、牛心、大白の三種あり、蓋平、海城地方を主産地とす。七月下旬より八月下旬迄の間に收穫する。

葱

二、葱

葱には白皮葱、紅皮葱の二品種あり、海城、蓋平附近を主産地とする。

白菜



青麻、青麻莖、麻線、亞麻、亞麻莖

三、白菜

白菜の品種には山東白菜、胡桃紋白菜、抱頭白菜(臥心白菜)かある。

馬鈴薯

四、馬鈴薯

黄皮土豆子、紅皮土豆子の二品種かあり、遼陽奉天附近を主産地としてゐる。

蘿蔔

五、蘿蔔

蘿蔔には大蘿蔔及ひ水蘿蔔の二種類かあり、前者の内に青皮及ひ紅皮の二品種かある。

蒜

六、蒜

蒜に二品種あり、白皮蒜、紅皮蒜といふ。

蕃椒　七、蕃椒

小辣椒、大辣椒の二品種あり、伊通を名産地とする。

南瓜　八、南瓜

大青倭瓜、小倭瓜の二品種主として栽培せらる。

胡瓜　九、胡瓜

胡瓜には大鬚兒黄瓜、大青黄瓜の二品種がある。

甜瓜　一〇、甜瓜

金八護瓜、金絲柳瓜、白皮子翠、蛤蟆絲、黒繁腿、羊角蜜、解花甜、啦嘛黄、螞蚱腿、青皮翠は最も普通の品種であつて各地到る處に産す。

第四項　果樹類

果樹類の品種は第十四章果樹園藝第二節参看のこと。

附、滿洲農産物名稱日支英對照表

支那名	支那音	別名	日本名	英名
黃豆	Huang tou(yüas tou)	元豆	大豆	Yellow bean
青豆	Ching tou		青大豆	Green bean
小豆	Hsiao tou		小豆	Small bean
吉豆	Chi tou (lü tou)	綠豆	ヤエナリアヅキ	Green small bean
烏豆	Wu tou			Black bean
合豆	Hê tou(hei tou)	黑豆		Black bean
蔴豆	Ma tou			
莫豆	Muo tou			
粳米豆	Ching mi tou			
豇豆	Chiag tou (pai tou)	江豆 白豆	ササゲ	Cow pea
蕓豆	Yün tou	芸豆	隱元豆	French beans
樹豆	Shu tou		蚕豆	Broad beans
豌豆	Wan tou	莞豆	エンドウ	Pea

高粱	Kao liang	蜀黍、紅粮、高粮	タカキビ	Tall millet
穀子	Ku tzu	谷子	粟	Millet
包米	Pao mi	玉蜀黍、玉米、玉黍	タウモロコシ	Indian Corn
小麦	Hsiao mai		小麦	Wheat
大麦	Ta mai		大麦	Barley
莜麦	Yu mai	油麦		
蕎麦	Chiao mai			Buckwheat
粳子	Ching tzu	稲子	稲	Rice
糜子	Mi tzu	糜黍、迷子、祕子	イナキビ	
稗子	Pai tzu (hsiang tzu)	祥子、勝子、白子	稗	Deccan grass
薏苡	I jen	薏苡米、薏米、苡米、薏苡	ハトムギ	Pearl barley
鈴鐺麦	Ling tang mai		燕麦	Oat
芝蔴	Chih ma	脂麻	胡麻	Sesame seed

線蔴	Hsien ma		麻	Hemp
縈蔴	Ching ma	青麻	アヲアサ	
小蔴子	Hsiao ma tzu	線麻子「麻子」	麻實	Hemp seed
大蔴子	Ta ma tzu		蓖麻	Castor seed
亞麻	Ya ma	胡麻	亞麻	Flax
胡麻子	Hu ma tzu		亞麻仁	Linseed
蘇子	Su tzu		荏	Vegetableseed
西天穀	Hse tien ku	西番穀	鷄頭	
瓜子	Kua tzu			
黃煙	Huang yen	黃菸	葉煙草	Leaf tobacco

第二節　主要農產額

主要農產物作付面積竝に產額に就いては正確なる統計を擧くることは難いか、調査課に於て推算せるものを擧くれは次の如くである。

註一、本表は大正五年前課員野村潔已の調査したものにて、今日より之を見れば其數量に多少の齟齬を來し、別に推算を行はねばならぬが、本表に擧けたる生產は今日と雖之以上のものを得難く其儘錄することゝする。

註二、本表に用ひし斗量は奉天石（一石＝我一・三石。五・六石＝一米噸）耕地面積は南滿洲は小畝十畝の天地、北滿洲は中畝十畝の晌を以て單位としたり。

第一款　南滿洲（安奉線を除く）農產物生產額

大豆、小豆

縣名	耕地面積（天地）	大豆 作付步合（%）	大豆 作付地積（天地）	大豆 一天地收穫（石）	大豆 產額（石）	小豆 作付步合（%）	小豆 作付地積（天地）	小豆 一天地收穫（石）	小豆 產額（石）
長春	二六二、〇〇〇	二二・〇	五七、六〇〇	六・〇	三四五、六〇〇	二・五	六、六〇〇	四・〇	二六、四〇〇
吉林	三六三、〇〇〇	一五・〇	五四、五〇〇	四・〇	二一八、〇〇〇	二・五	九、一〇〇	二・五	二二、八〇〇
小計	六二五、〇〇〇	一七・九	一一二、一〇〇	五・〇	五六三、六〇〇	二・五	一五、七〇〇	三・一	四九、二〇〇
雙陽	一三七、二〇〇	二二・〇	三〇、二〇〇	六・〇	一八一、二〇〇	三・五	四、八〇〇	三・五	一六、八〇〇
伊通	二六一、三〇〇	二七・〇	七〇、六〇〇	六・〇	四二三、六〇〇	四・五	一一、八〇〇	三・五	四一、三〇〇
懷德	二八六、〇〇〇	二七・〇	七七、二〇〇	六・〇	四六三、二〇〇	四・五	一二、九〇〇	四・〇	五一、六〇〇
雙山	六二、〇〇〇	一二・〇	七、四〇〇	四・〇	二九、六〇〇	三・〇	一、九〇〇	二・〇	三、八〇〇
遼源	三一、八〇〇	二〇・〇	六、四〇〇	五・〇	三二、〇〇〇	三・〇	一、〇〇〇	三・〇	三、〇〇〇

梨樹	二三〇,〇〇〇	二二・〇	五〇,六〇〇	六・五	三二八,九〇〇	四・五	一〇,四〇〇	四・〇	四一,六〇〇
昌圖	二五六,〇〇〇	二二・〇	五六,三〇〇	七・〇	三九四,一〇〇	四・五	一一,五〇〇	四・〇	四六,〇〇〇
小計	一,三二四,〇〇〇	二二・六	二九八,七〇〇	六・二	一,八五二,六〇〇	四・三	五四,三〇〇	三・八	二〇四,一〇〇
瀋陽	二五一,〇〇〇	二〇・〇	五〇,二〇〇	六・五	三二六,〇〇〇	二・五	六,三〇〇	三・五	二二,一〇〇
撫順	七八,四〇〇	二〇・〇	一五,七〇〇	六・五	一〇二,一〇〇	二・五	二,〇〇〇	三・五	七,〇〇〇
興京	七〇,〇〇〇	一五・〇	一〇,五〇〇	五・五	五七,八〇〇	二・五	一,八〇〇	二・五	四,五〇〇
本溪	九五,〇〇〇	一五・〇	一四,三〇〇	五・五	七八,七〇〇	二・五	二,四〇〇	二・五	六,〇〇〇
小計	四九四,四〇〇	一八・三	九〇,七〇〇	六・二	五六四,六〇〇	二・五	一二,五〇〇	三・一	三九,六〇〇
遼陽	二九五,二〇〇	一八・〇	五三,一〇〇	七・〇	三七一,七〇〇	二・五	七,四〇〇	四・〇	二九,六〇〇
海城	二〇四,四〇〇	一八・〇	三六,八〇〇	七・〇	二五七,六〇〇	二・五	五,一〇〇	四・〇	二〇,四〇〇
小計	四九九,四〇〇	一八・〇	八九,九〇〇	七・〇	六二九,三〇〇	二・五	一二,五〇〇	四・〇	五〇,〇〇〇
蓋平	二三〇,〇〇〇	一八・〇	四一,四〇〇	五・〇	二〇七,〇〇〇	三・〇	六,九〇〇	二・五	一七,三〇〇
復縣	二〇〇,〇〇〇	三〇・〇	六〇,〇〇〇	二・五	一五〇,〇〇〇	一六・〇	三二,〇〇〇	〇・七	二二,四〇〇
關東州	二〇〇,〇〇〇	三〇・〇	六〇,〇〇〇	二・五	一五〇,〇〇〇	一六・〇	三二,〇〇〇	〇・七	二二,四〇〇
小計	六三〇,〇〇〇	二五・六	一六一,四〇〇	三・一	五〇七,〇〇〇	一一・三	七〇,九〇〇	〇・九	六二,一〇〇
康平	一二五,七〇〇	一五・〇	一八,九〇〇	四・〇	七五,六〇〇	二・五	三,一〇〇	二・〇	六,二〇〇

法庫	一五八、七〇〇	一八・〇	二八、六〇〇	五・〇	一四三、〇〇〇	二・五	四、〇〇〇	二・五	一〇、〇〇〇
新民	二〇〇、〇〇〇	一五・〇	三〇、〇〇〇	四・〇	一二〇、〇〇〇	二・五	五、〇〇〇	二・〇	一〇、〇〇〇
遼中	一七〇、〇〇〇	一五・〇	二五、五〇〇	五・〇	一二七、五〇〇	二・五	四、三〇〇	二・五	一〇、八〇〇
盤山	九九、三〇〇	一五・〇	一四、九〇〇	三・〇	四四、七〇〇	二・五	二、五〇〇	一・五	三、八〇〇
營口	五四、三〇〇	一五・〇	八、一〇〇	四・〇	三二、四〇〇	二・五	一、四〇〇	二・〇	二、八〇〇
小計	八〇七、九〇〇	一五・六	一二六、〇〇〇	四・三	五四三、二〇〇	二・五	二〇、三〇〇	二・一	四三、六〇〇
鐵嶺	一一〇、六〇〇	二〇・〇	二二、一〇〇	六・〇	一三二、六〇〇	二・〇	二、二〇〇	三・五	七、七〇〇
開原	一一〇、〇〇〇	二〇・〇	二二、〇〇〇	六・〇	一三二、〇〇〇	二・〇	二、二〇〇	三・五	七、七〇〇
西豐	二五三、一〇〇	二八・〇	七〇、六〇〇	七・〇	四九四、二〇〇	三・五	八、八〇〇	四・〇	三五、二〇〇
西安	一九九、一〇〇	二八・〇	五六、〇〇〇	七・〇	三九二、〇〇〇	三・五	七、〇〇〇	四・〇	二八、〇〇〇
東豐	二六九、五〇〇	二八・〇	八一、一〇〇	六・五	五二七、二〇〇	三・五	一〇、一〇〇	三・五	三五、四〇〇
海龍（輝南を含む）	二〇〇、〇〇〇	二八・〇	五六、〇〇〇	六・〇	三三六、〇〇〇	三・五	七、〇〇〇	三・〇	二一、〇〇〇
盤石	一二〇、〇〇〇	二三・〇	二七、六〇〇	六・〇	一六五、六〇〇	二・五	三、〇〇〇	三・〇	九、〇〇〇
柳河	七〇、〇〇〇	二〇・〇	一四、〇〇〇	七・〇	九八、〇〇〇	二・五	一、八〇〇	四・〇	七、二〇〇
小計	一、二五一、三〇〇	二五・八	三四九、四〇〇	六・五	二、二七七、六〇〇	三・一	四二、一〇〇	三・六	一五一、三〇〇
總計	五、六七二、五〇〇	二一・七	一、二三八、二〇〇	五・六	六、九三七、九〇〇	四・〇	三二八、三〇〇	二・六	五九九、八〇〇

縣名	高粱 作付歩合 %	高粱 作付地積 天地	高粱 一天地收穫 石	高粱 產額 石	谷子 作付歩合 %	谷子 作付地積 天地	谷子 一天地收穫 石	谷子 產額 石
長春	二八・〇	七三、四〇〇	七・〇	五一三、八〇〇	二六・〇	六八、一〇〇	七・〇	四七六、七〇〇
吉林	三二・〇	一一六、二〇〇	五・〇	五八一、〇〇〇	三〇・〇	一〇九、〇〇〇	五・〇	五四五、〇〇〇
小計	三〇・三	一八九、六〇〇	五・八	一、〇九四、八〇〇	二八・三	一七七、一〇〇	五・八	一、〇二一、七〇〇
雙陽	三七・〇	五〇、八〇〇	七・〇	三五五、六〇〇	二三・〇	三〇、二〇〇	六・五	一九六、三〇〇
伊通	三二・〇	八三、六〇〇	七・〇	五八五、二〇〇	二一・〇	五四、九〇〇	六・五	三五六、九〇〇
懷德	三二・〇	九一、五〇〇	七・〇	六四〇、五〇〇	二一・〇	六〇、一〇〇	六・五	三九〇、七〇〇
雙山	三四・〇	二一、一〇〇	五・〇	一〇五、五〇〇	三〇・〇	一八、六〇〇	五・〇	九三、〇〇〇
遼源	三九・〇	一二、四〇〇	六・〇	七四、四〇〇	二一・〇	六、七〇〇	六・〇	四〇、二〇〇
梨樹	三七・〇	八五、一〇〇	七・五	六三八、三〇〇	二一・〇	四八、三〇〇	七・五	三六二、三〇〇
昌圖	三七・〇	九四、七〇〇	八・〇	七五七、六〇〇	二一・〇	五三、八〇〇	八・〇	四三〇、四〇〇
小計	三四・七	四三九、二〇〇	七・二	三、一五七、一〇〇	二一・五	二七二、六〇〇	六・九	一、八六九、八〇〇
瀋陽	四五・〇	一一三、〇〇〇	七・五	八四七、五〇〇	二〇・〇	五〇、二〇〇	七・〇	三五一、四〇〇
撫順	四五・〇	三五、三〇〇	七・五	二六四、八〇〇	二〇・〇	一五、七〇〇	七・〇	一〇九、九〇〇
興京	四八・〇	三三、六〇〇	六・五	二一八、四〇〇	二三・〇	一五、四〇〇	六・〇	九二、四〇〇
本溪	四八・〇	四五、六〇〇	六・五	二九六、四〇〇	二三・〇	二〇、九〇〇	六・〇	一二五、四〇〇

小計	四六・〇	二三七、五〇〇	七・一	一、六二七、一〇〇	二〇・六	一〇三、二〇〇	六・六	六七九、一〇〇
遼陽	四七・〇	一三八、七〇〇	八・五	一、一七九、〇〇〇	二〇・〇	五九、〇〇〇	八・〇	四七二、〇〇〇
海城	四七・〇	九六、一〇〇	八・五	八一六、九〇〇	二〇・〇	四〇、九〇〇	八・〇	三二七、二〇〇
小計	四七・〇	二三四、八〇〇	八・五	一、九九五、九〇〇	二〇・〇	九九、九〇〇	八・〇	七九九、二〇〇
蓋平	四七・〇	一〇八、一〇〇	六・〇	六四八、六〇〇	二〇・〇	四六、〇〇〇	五・五	二五三、〇〇〇
復縣	一五・〇	三〇、〇〇〇	三・五	一〇五、〇〇〇	一七・〇	三四、〇〇〇	三・五	一一九、〇〇〇
關東州	一五・〇	三〇、〇〇〇	三・五	一〇五、〇〇〇	一七・〇	三四、〇〇〇	三・五	一一九、〇〇〇
小計	二六・七	一六八、一〇〇	五・一	八五八、六〇〇	一八・一	一一四、〇〇〇	四・三	四九一、〇〇〇
康平	四八・〇	六〇、三〇〇	五・〇	三〇一、五〇〇	三三・〇	二七、七〇〇	四・五	一二四、七〇〇
法庫	四七・〇	七四、六〇〇	六・〇	四四七、六〇〇	三三・〇	三一、七〇〇	五・五	一七四、四〇〇
新民	四八・〇	九六、〇〇〇	五・〇	四八〇、〇〇〇	三三・〇	四四、〇〇〇	四・五	一九八、〇〇〇
遼中	四八・〇	八一、六〇〇	六・〇	四八九、六〇〇	三三・〇	三七、四〇〇	五・五	二〇五、七〇〇
盤山	四八・〇	四七、六〇〇	四・〇	一九〇、四〇〇	三三・〇	二一、八〇〇	三・五	七六、三〇〇
營口	四八・〇	二六、一〇〇	五・〇	一三〇、五〇〇	三三・〇	一一、九〇〇	四・五	五三、六〇〇
小計	四八・〇	三八六、二〇〇	五・三	二、〇三九、六〇〇	三三・〇	一七四、五〇〇	四・八	八三二、七〇〇
鐵嶺	四五・〇	四七、八〇〇	七・〇	三四八、六〇〇	二〇・〇	二二、一〇〇	六・五	一四三、七〇〇

三、米、小

縣名	包米 作付步合 %	包米 作付地積 天地	包米 一天地收穫 石	包米 產額 石	小麥 作付步合 %	小麥 作付地積 天地	小麥 一天地收穫 石	小麥 產額 石
開原	四五・〇	四九、五〇〇	七・〇	三四六、五〇〇	二〇・〇	二二、〇〇〇	六・五	一四三、〇〇〇
西豐	二七・〇	六八、一〇〇	八・〇	五四四、八〇〇	二〇・〇	五〇、四〇〇	八・〇	四〇三、二〇〇
西安	二七・〇	五四、〇〇〇	八・〇	四三二、〇〇〇	二〇・〇	四〇、〇〇〇	八・〇	三二〇、〇〇〇
東豐	二七・〇	七八、二〇〇	七・五	五八六、五〇〇	二〇・〇	五七、九〇〇	七・五	四三四、三〇〇
海龍	二七・〇	五四、〇〇〇	七・〇	三七八、〇〇〇	二〇・〇	四〇、〇〇〇	六・五	二六〇、〇〇〇
磐石	三二・〇	三八、四〇〇	七・〇	二六八、八〇〇	一八・〇	二一、六〇〇	六・五	一四〇、四〇〇
柳河	三四・〇	二三、八〇〇	八・〇	一九〇、四〇〇	二〇・〇	一四、〇〇〇	八・〇	一一二、〇〇〇
小計	三〇・六	四二三、八〇〇	七・三	三、〇九五、六〇〇	一九・八	二六八、〇〇〇	七・三	一、九五六、六〇〇
總計	三六・三	一、〇五九、二〇〇	六・七	一三、八六八、七〇〇	二一・三	一、二〇八、三〇〇	六・三	七、六五〇、一〇〇

縣名	包米 作付步合 %	包米 作付地積 天地	包米 一天地收穫 石	包米 產額 石	小麥 作付步合 %	小麥 作付地積 天地	小麥 一天地收穫 石	小麥 產額 石
長春	七〇・〇	一八、三〇〇	七・五	一三七、三〇〇	六〇・〇	一五、七〇〇	四・〇	六二、八〇〇
吉林	一〇・〇	三六、三〇〇	五・五	二〇〇、〇〇〇	三〇・〇	一〇、九〇〇	三・〇	三二、七〇〇
小計	八・七	五四、六〇〇	六・二	三三七、三〇〇	四・二	二六、六〇〇	三・六	九五、五〇〇
雙陽	五〇・〇	六、九〇〇	七・五	五一、八〇〇	三〇・〇	四、一〇〇	三・五	一四、四〇〇
伊通	五〇・〇	一三、一〇〇	七・五	九八、三〇〇	三〇・〇	七、八〇〇	三・五	二七、三〇〇

懐德	五・〇	一四、三〇〇	八・〇	一一四、四〇〇	三・〇	八、六〇〇	四・〇	三四、四〇〇
雙山	一四・〇	八、七〇〇	五・五	四七、九〇〇	—	—	—	—
遼源	一〇・〇	三、二〇〇	六・五	二〇、八〇〇	—	—	—	—
梨樹	五・〇	一一、五〇〇	八・五	九七、八〇〇	三・〇	六、九〇〇	四・〇	二七、六〇〇
昌圖	五・〇	一二、八〇〇	八・五	一〇八、八〇〇	三・〇	七、七〇〇	四・〇	三〇、八〇〇
小計	五・五	七〇、五〇〇	七・七	五三九、八〇〇	三・〇	三五、二〇〇	三・八	一三四、五〇〇
瀋陽	五・〇	一二、六〇〇	八・〇	一〇〇、八〇〇	二・〇	五、〇〇〇	三・五	一七、五〇〇
撫順	五・〇	三、九〇〇	八・〇	三一、二〇〇	二・〇	一、六〇〇	三・五	五、六〇〇
興京	五・〇	三、五〇〇	七・〇	二四、五〇〇	二・〇	一、四〇〇	二・五	三、五〇〇
本溪	五・〇	四、八〇〇	七・〇	三三、六〇〇	二・〇	一、九〇〇	二・五	四、八〇〇
小計	五・〇	二四、八〇〇	七・七	一九〇、一〇〇	二・〇	九、九〇〇	三・二	三一、四〇〇
遼陽	五・〇	一四、八〇〇	八・五	一二五、八〇〇	二・〇	五、九〇〇	四・〇	二三、六〇〇
海城	五・〇	一〇、二〇〇	八・五	八六、七〇〇	二・〇	四、一〇〇	四・〇	一六、四〇〇
小計	五・〇	二五、〇〇〇	八・五	二一二、五〇〇	二・〇	一〇、〇〇〇	四・〇	四〇、〇〇〇
蓋平	五・〇	一一、五〇〇	六・〇	六九、〇〇〇	二・〇	四、〇〇〇	二・〇	八、〇〇〇
復縣	三六・〇	一一二、〇〇〇	三・六	四〇三、二〇〇	一・七	三、四〇〇	二・〇	六、八〇〇
關東州	三六・〇	一一二、〇〇〇	三・六	四〇三、二〇〇	一・七	三、四〇〇	二・〇	六、八〇〇

小計	三七・四	二三五,五〇〇	三・七	八七五,四〇〇	一・七	一〇,八〇〇	二・〇	二一,八〇〇
康平	五・〇	六,三〇〇	五・〇	三一,五〇〇	二・〇	二,五〇〇	二・〇	五,〇〇〇
法庫	五・〇	七,九〇〇	六・〇	四七,四〇〇	二・〇	三,二〇〇	二・五	八,〇〇〇
新民	五・〇	一〇,〇〇〇	五・〇	五〇,〇〇〇	二・〇	四,〇〇〇	二・〇	八,〇〇〇
遼中	五・〇	八,五〇〇	六・〇	五一,〇〇〇	二・〇	三,四〇〇	二・五	八,五〇〇
盤山	五・〇	五,〇〇〇	四・〇	二〇,〇〇〇	二・〇	二,〇〇〇	一・五	三,〇〇〇
營口	五・〇	二,七〇〇	五・〇	一三,五〇〇	二・〇	一,一〇〇	二・〇	二,二〇〇
小計	五・〇	四〇,四〇〇	五・三	二一三,四〇〇	二・〇	一六,二〇〇	二・一	三四,七〇〇
鐵嶺	五・〇	五,五〇〇	七・五	四一,三〇〇	二・〇	二,二〇〇	三・五	七,七〇〇
開原	五・〇	五,五〇〇	七・五	四一,三〇〇	二・〇	二,二〇〇	三・五	七,七〇〇
西豐	七・〇	一七,六〇〇	八・五	一四九,六〇〇	六・〇	一五,一〇〇	四・〇	六〇,四〇〇
西安	七・〇	一四,〇〇〇	八・五	一一九,〇〇〇	六・〇	一三,〇〇〇	四・〇	四八,〇〇〇
東豐	七・〇	二〇,三〇〇	八・〇	一六二,四〇〇	六・〇	一七,四〇〇	三・五	六〇,九〇〇
海龍（輝南を含む）	七・〇	一四,〇〇〇	八・〇	一一二,〇〇〇	六・〇	一三,〇〇〇	三・〇	三九,〇〇〇
磐石	一三・〇	一五,六〇〇	八・〇	一二四,八〇〇	三・〇	三,六〇〇	三・〇	一〇,八〇〇
柳河	一三・〇	九,一〇〇	八・〇	七二,八〇〇	二・〇	一,四〇〇	四・〇	五,六〇〇
小計	七・五	一〇一,六〇〇	八・一	八二三,二〇〇	四・八	六五,九〇〇	三・六	二三七,一〇〇

縣名	大麥 作付步合(%)	大麥 作付地積(天地)	大麥 一天地收穫(石)	大麥 產額(石)	計 作付步合(%)	計 作付地積(天地)	計 一天地收穫(石)	計 產額(石)
總計	九・七	五五二,四〇〇	五・八	三,一九一,七〇〇	三・二	一七四,五〇〇	三・四	五九四,八〇〇

大麥

縣名	大麥 作付步合(%)	大麥 作付地積(天地)	大麥 一天地收穫(石)	大麥 產額(石)	計 作付步合(%)	計 作付地積(天地)	計 一天地收穫(石)	計 產額(石)
長春	〇・五	一,三〇〇	八・〇	一〇,四〇〇	九二・〇	二四一,〇〇〇	六・五	一,五七三,〇〇〇
吉林	〇・五	一,八〇〇	六・五	一一,七〇〇	九三・〇	三三七,八〇〇	四・八	一,六二二,二〇〇
小計	〇・五	三,一〇〇	七・一	二二,一〇〇	九二・六	五七八,八〇〇	五・五	三,一八四,二〇〇
雙陽	〇・五	七〇〇	七・五	五,三〇〇	九三・〇	一二七,七〇〇	六・四	八二二,四〇〇
伊通	〇・五	一,三〇〇	七・五	九,八〇〇	九三・〇	二四三,一〇〇	六・三	一,五四二,四〇〇
懷德	〇・五	一,四〇〇	八・〇	一一,二〇〇	九三・〇	二六六,〇〇〇	六・四	一,七〇六,〇〇〇
雙山	—	—	—	—	九三・〇	五七,七〇〇	四・九	二七九,八〇〇
遼源	—	—	—	—	九三・八	二九,七〇〇	五・七	一七〇,四〇〇
梨樹	〇・五	一,二〇〇	八・〇	九,六〇〇	九三・八	二二四,〇〇〇	七・〇	一,五六六,一〇〇
昌圖	〇・五	一,三〇〇	八・〇	一〇,四〇〇	九三・八	二三八,一〇〇	七・一	一,七七八,一〇〇
小計	〇・五	五,九〇〇	七・八	四六,三〇〇	九三・八	一,一七六,三〇〇	七・〇	七,八〇四,二〇〇
瀋陽	〇・五	一,三〇〇	七・〇	九,一〇〇	九五・〇	二三八,六〇〇	七・〇	一,六七四,四〇〇
撫順	〇・六	四〇〇	七・〇	二,八〇〇	九五・〇	七四,六〇〇	七・〇	五二二,四〇〇

興京	〇・五	四〇〇	六・〇	二、四〇〇	九五・〇	六六、六〇〇	六・二	四〇三、五〇〇
本溪	〇・五	五〇〇	六・〇	三、〇〇〇	九五・〇	九〇、四〇〇	六・一	五四七、九〇〇
小計	〇・五	二、六〇〇	六・六	一七、三〇〇	九五・〇	四七〇、二〇〇	六・七	三、一四九、二〇〇
遼陽	〇・五	一、五〇〇	七・五	一一、三〇〇	九五・〇	二八〇、四〇〇	七・九	二、二一三、〇〇〇
海城	〇・五	一、〇〇〇	七・五	七、五〇〇	九五・〇	一九四、二〇〇	七・九	一、五三二、七〇〇
小計	〇・五	二、五〇〇	七・五	一八、八〇〇	九五・〇	四七四、六〇〇	七・九	三、七四五、七〇〇
蓋平	—	—	—	—	九五・〇	二一七、九〇〇	五・五	一、二〇三、九〇〇
復縣	—	—	—	—	一三五・七	二七一、四〇〇	三・〇	八〇六、四〇〇
關東州	—	—	—	—	一三五・七	二七一、四〇〇	三・〇	八〇六、四〇〇
小計	—	—	—	—	一三〇・七	七六〇、七〇〇	三・七	二、八一五、七〇〇
康平	〇・五	六〇〇	四・五	二、七〇〇	九五・〇	二一九、四〇〇	四・六	五四七、二〇〇
法庫	〇・五	八〇〇	五・五	四、四〇〇	九七・〇	一五〇、八〇〇	五・五	八三四、八〇〇
新民	〇・五	一、〇〇〇	四・五	四、五〇〇	九五・〇	一九〇、〇〇〇	四・六	八七〇、五〇〇
遼中	〇・五	九〇〇	五・五	五、〇〇〇	九五・〇	一六一、六〇〇	五・五	八九八、一〇〇
盤山	〇・五	五〇〇	三・五	一、八〇〇	九五・〇	九四、三〇〇	三・六	三四〇、〇〇〇
營口	〇・五	三〇〇	四・五	一、三〇〇	九五・〇	五一、六〇〇	四・六	二三六、三〇〇
小計	〇・五	四、一〇〇	四・八	一九、七〇〇	九五・〇	七六七、七〇〇	四・九	三、七二六、九〇〇

鐵嶺	〇・五	一,一〇〇	七・〇	七,七〇〇	九五・〇	一〇三,〇〇〇	六・七	六八九,二〇〇
開原	〇・五	一,一〇〇	七・〇	七,七〇〇	九五・〇	一〇四,五〇〇	六・六	六八五,九〇〇
西豐	〇・五	一,三〇〇	七・五	九,八〇〇	九二・〇	二三一,九〇〇	七・三	一,六九七,二〇〇
西安	〇・五	一,〇〇〇	七・五	七,五〇〇	九二・〇	一八四,〇〇〇	七・三	一,三四六,八〇〇
東豐	〇・五	一,四〇〇	七・〇	九,八〇〇	九二・〇	二六六,四〇〇	六・八	一,八二六,五〇〇
海龍（輝南を含む）	〇・五	一,〇〇〇	六・五	六,五〇〇	九二・〇	一八四,〇〇〇	六・三	一,二四九,五〇〇
磐石	〇・五	六〇〇	六・五	三,九〇〇	九二・〇	一一〇,四〇〇	六・六	七三三,三〇〇
柳河	〇・五	四〇〇	七・五	三,〇〇〇	九二・〇	六四,五〇〇	七・六	四八九,〇〇〇
小計	〇・五	七,九〇〇	七・〇	五五,九〇〇	九二・四	一,二四八,七〇〇	六・九	八,五九七,三〇〇
總計	〇・五	二六,一〇〇	六・九	一八〇,一〇〇	九六・五	五,四七七,〇〇〇	六・〇	三三,〇三三,一〇〇

備考　一、耕地面積として從來支那官憲の發表する所は有租地に止まるも實際に於て耕地は遙に有租地を超過せるものなることを疑はず殊に開原以南の開墾の年月深きものを然りとす、此等の地方に就き若し官憲の發表する數字に從へは其耕地より生する穀類の產額は殆と凡ての地方を通し住民の食料及家畜の飼料に供するに足らさるの結果となる、今實際に就きて之を看るに二三の地方を除き需給略相一致するか、又は他に輸出し居る狀態なるを以て其實際の耕地は發表せられたるものより多かるへきを信すへき理由あり、依て各種の材料を綜合し耕地の面積か人口に比し遙に少き地方は一人當四畝乃至六畝の見當にて全縣內の耕地面積推定數とした。

二、關東州の作付面積か耕地面積を超過するは間作のものと雖作付面積として加算し其全面積を揭記せしに因る（作付步合は都督府統計書に據る）復縣も亦關東州に準するものと爲せり、大豆及小豆は殆と包米の間作とす。

第二款　安奉沿線地方農產物生產額

大豆、小豆

縣名	耕地積 (天地)	大豆 作付歩合 (%)	大豆 作付地積 (天地)	大豆 一天地收穫 (石)	大豆 產額 (石)	小豆 作付歩合 (%)	小豆 作付地積 (天地)	小豆 一天地收穫 (石)	小豆 產額 (石)
鳳城	一〇三、六〇〇	二〇・〇	二〇、七〇〇	五・五	一一三、九〇〇	二・五	二、六〇〇	三・〇	七、八〇〇
岫巖	六八、四〇〇	一五・〇	一〇、三〇〇	五・〇	五一、五〇〇	二・五	一、七〇〇	二・五	四、三〇〇
寬甸	七六、八〇〇	二〇・〇	一五、四〇〇	五・五	八四、七〇〇	二・五	一、九〇〇	三・〇	五、七〇〇
安東	五七、二〇〇	二〇・〇	一一、四〇〇	五・五	六二、七〇〇	二・五	一、四〇〇	三・〇	四、二〇〇
莊河	一一六、八〇〇	一五・〇	一七、五〇〇	五・〇	八七、五〇〇	二・五	二、九〇〇	二・五	七、三〇〇
通化	四六、〇〇〇	二〇・〇	九、二〇〇	五・五	五〇、六〇〇	二・五	一、二〇〇	三・〇	三、六〇〇
桓仁	六八、八〇〇	二〇・〇	一三、八〇〇	五・五	七五、九〇〇	二・五	一、七〇〇	三・〇	五、一〇〇
臨江	八、〇〇〇	二〇・〇	一、六〇〇	五・五	八、八〇〇	二・五	二〇〇	三・〇	六〇〇
輯安	三九、二〇〇	二〇・〇	七、八〇〇	五・五	四二、九〇〇	二・五	一、〇〇〇	三・〇	三、〇〇〇
小計	五八四、八〇〇	一八・四	一〇七、七〇〇	五・四	五七八、五〇〇	二・五	一四、六〇〇	二・九	四一、六〇〇

高粱、谷子

縣名	高粱 作付歩合 (%)	高粱 作付地積 (天地)	高粱 一天地收穫 (石)	高粱 產額 (石)	谷子 作付歩合 (%)	谷子 作付地積 (天地)	谷子 一天地收穫 (石)	谷子 產額 (石)
鳳城	一七・〇	一七、六〇〇	六・〇	一〇五、六〇〇	一三・〇	一三、五〇〇	六・〇	八一、〇〇〇

縣名	包米 作付歩合	包米 作付地積	包米 一天地收穫	包米 産額	小麥 作付歩合	小麥 作付地積	小麥 一天地收穫	小麥 産額
岫巖	一七・〇	二一、六〇〇	五・五	一一八、八〇〇	一三・〇	八、九〇〇	五・五	四九、〇〇〇
寬甸	一七・〇	一三、一〇〇	六・〇	七八、六〇〇	一三・〇	一〇、〇〇〇	六・〇	六〇、〇〇〇
安東	一七・〇	九、七〇〇	六・〇	五八、二〇〇	一三・〇	七、四〇〇	六・〇	四四、四〇〇
莊河	一七・〇	一九、九〇〇	五・五	一〇九、五〇〇	一三・〇	一五、二〇〇	五・五	八三、六〇〇
通化	一七・〇	七、八〇〇	六・〇	四六、八〇〇	一三・〇	六、〇〇〇	六・〇	三六、〇〇〇
桓仁	一七・〇	一一、七〇〇	六・〇	七〇、二〇〇	一三・〇	八、九〇〇	六・〇	五三、四〇〇
臨江	一七・〇	一、四〇〇	六・〇	八、四〇〇	一三・〇	一、〇〇〇	六・〇	六、〇〇〇
輯安	一七・〇	六、七〇〇	六・〇	四〇、二〇〇	一三・〇	五、一〇〇	六・〇	三〇、六〇〇
小計	一七・〇	九九、五〇〇	五・九	五八一、三〇〇	一三・〇	七六、〇〇〇	五・八	四四〇、〇〇〇

包米、小麥

縣名	包米 作付歩合（%）	包米 作付地積（天地）	包米 一天地收穫（石）	包米 産額（石）	小麥 作付歩合（%）	小麥 作付地積（天地）	小麥 一天地收穫（石）	小麥 産額（石）
鳳城	四〇・〇	四一、四〇〇	七・〇	二八九、八〇〇	二・〇	二、一〇〇	三・〇	六、三〇〇
岫巖	四五・〇	三〇、八〇〇	六・五	二〇〇、二〇〇	二・〇	一、四〇〇	二・五	三、五〇〇
寬甸	四〇・〇	三〇、七〇〇	七・〇	二一四、九〇〇	二・〇	一、五〇〇	三・〇	四、五〇〇
安東	四〇・〇	二二、九〇〇	七・〇	一六〇、三〇〇	二・〇	一、一〇〇	三・〇	三、三〇〇
莊河	四五・〇	五三、六〇〇	六・五	三四一、九〇〇	二・〇	二、三〇〇	二・五	五、八〇〇
通化	四〇・〇	一八、四〇〇	七・〇	一二八、八〇〇	二・〇	九〇〇	三・〇	二、七〇〇

桓仁	四〇・〇	二七、五〇〇	七・〇	一九二、五〇〇	二・〇	一、四〇〇	三・〇	四、二〇〇
臨江	四〇・〇	三、二〇〇	七・〇	二二、四〇〇	二・〇	二〇〇	三・〇	六〇〇
輯安	四〇・〇	一五、七〇〇	七・〇	一〇九、九〇〇	二・〇	八〇〇	三・〇	二、四〇〇
小計	四一・六	二四三、二〇〇	六・八	一、六六〇、七〇〇	二・〇	一一、七〇〇	二・八	三三、三〇〇

大参

縣名	大参 作付歩合 %	大参 作付地積 天地	大参 一天地収穫 石	大参 産額 石	参計 作付歩合 %	参計 作付地積 天地	参計 一天地収穫 石	参計 産額 石
鳳城	〇・五	五〇〇	六・五	三、三〇〇	九・五	九八、四〇〇	六・二	六〇七、七〇〇
岫巖	〇・五	三〇〇	六・〇	一、八〇〇	九・五	六五、〇〇〇	五・八	三七四、一〇〇
寛甸	〇・五	四〇〇	六・五	二、六〇〇	九・五	七三、〇〇〇	六・五	四五一、〇〇〇
安東	〇・五	三〇〇	六・五	二、〇〇〇	九・五	五四、二〇〇	六・二	三三五、一〇〇
荘河	〇・五	六〇〇	六・〇	三、六〇〇	九・五	一一二、〇〇〇	五・八	六三九、二〇〇
通化	〇・五	二〇〇	六・五	一、三〇〇	九・五	四三、七〇〇	六・二	二六九、八〇〇
桓仁	〇・五	三〇〇	六・五	二、〇〇〇	九・五	六五、三〇〇	六・二	四〇三、三〇〇
臨江	〇・五	四〇	六・五	三〇〇	九・五	七、六四〇	六・一	四七、一〇〇
輯安	〇・五	二〇〇	六・五	一、三〇〇	九・五	三七、三〇〇	六・二	二三〇、三〇〇
小計	〇・五	二、八〇〇（四捨五入）	六・四	一八、二〇〇	九・五	五五五、五〇〇（四捨五入）	六・〇	三、三五七、六〇〇

第三款　北滿洲農産物生産額

（イ）吉林省所屬各縣

大豆、小豆

縣名	耕地積	大豆 作付歩合	大豆 作付地積	大豆 一天地收穫	大豆 産額	小豆 作付歩合	小豆 作付地積	小豆 一天地收穫	小豆 産額
	畝	%	畝	石	石	%	畝	石	石
農安	四二〇、〇〇〇	二〇・〇	八四、〇〇〇	四・七	三九四、八五〇	四・〇	一六、八〇〇	三・〇	五〇、四〇〇
德惠	一九〇、〇〇〇	二〇・〇	三八、〇〇〇	六・〇	二二八、〇〇〇	四・〇	七、六〇〇	四・〇	三〇、四〇〇
扶餘	三五八、二〇〇	二〇・〇	七一、六〇〇	四・〇	二八六、四〇〇	四・〇	一四、三〇〇	二・五	三五、八〇〇
榆樹	四二八、〇〇〇	二〇・〇	八五、六〇〇	五・五	四七〇、八〇〇	四・〇	一七、一〇〇	三・五	六〇、〇〇〇
雙城	三五〇、〇〇〇	二〇・〇	七〇、〇〇〇	五・〇	三五〇、〇〇〇	四・〇	一四、〇〇〇	三・〇	四二、〇〇〇
濱江	四二、〇〇〇	二〇・〇	八、四〇〇	五・四	四五、四〇〇	四・〇	一、七〇〇	三・五	六、〇〇〇
長嶺	一一一、五〇〇	一一・〇	一二、三〇〇	三・〇	三六、九〇〇	三・〇	三、三〇〇	一・八	五、九〇〇
舒蘭	一三三、三〇〇	一〇・〇	一三、三〇〇	四・〇	四九、二〇〇	三・〇	三、七〇〇	二・五	九、三〇〇
賓	二三六、五〇〇	二〇・〇	四七、三〇〇	四・八	二二七、四〇〇	四・〇	九、一〇〇	三・〇	二七、三〇〇
同賓	一五七、七〇〇	二〇・〇	三一、五〇〇	五・〇	一五七、五〇〇	四・〇	六、三〇〇	三・〇	一八、九〇〇
五常	二四九、五〇〇	二〇・〇	四九、九〇〇	四・〇	一九九、六〇〇	四・〇	一〇、〇〇〇	二・五	二五、〇〇〇
阿城	一一五、五〇〇	一二・〇	一三、九〇〇	四・四	六一、二〇〇	二・〇	二、三〇〇	二・八	六、四〇〇
方正	三七、四〇〇	一七・〇	六、四〇〇	三・六	二三、二〇〇	四・〇	一、五〇〇	二・五	三、八〇〇

縣名									
依蘭	一二〇、〇〇〇	一二・〇	一四、四〇〇	三・〇	四三、二〇〇	四・〇	四、八〇〇	二・〇	九、六〇〇
小計	二、九二九、五〇〇	一八・五	五四三、六〇〇	四・七	二、五六三、六五〇	三・八	一一三、五〇〇	二・九	三三〇、八〇〇

高粱、谷子

縣名	高粱 作付歩合 %	高粱 作付地積 晌	高粱 一晌收穫 石	高粱 産額 石	谷子 作付歩合 %	谷子 作付地積 晌	谷子 一晌收穫 石	谷子 産額 石
農安	二八・〇	一一七、六〇〇	六・〇	七〇五、六〇〇	二五・〇	一〇五、〇〇〇	六・〇	六三〇、〇〇〇
德惠	二八・〇	五三、二〇〇	七・〇	三七二、四〇〇	二五・〇	四七、五〇〇	七・〇	三三二、五〇〇
扶餘	二八・〇	一〇三、〇〇〇	五・五	五六六、五〇〇	二五・〇	八九、六〇〇	五・五	四九二、八〇〇
楡樹	二八・〇	一一九、八〇〇	六・三	七五四、七〇〇	二五・〇	一〇七、〇〇〇	六・〇	六七四、一〇〇
雙城	二八・〇	九八、〇〇〇	六・〇	五八八、〇〇〇	二三・〇	七七、〇〇〇	六・〇	四六二、〇〇〇
濱江	二八・〇	一一、八〇〇	六・六	七七、九〇〇	二三・〇	九、二〇〇	七・二	六六、二〇〇
長嶺	三三・〇	三六、八〇〇	三・八	一三九、八〇〇	三五・〇	三九、〇〇〇	三・八	一四八、二〇〇
舒蘭	三五・〇	四三、一〇〇	五・〇	二一五、五〇〇	三四・〇	四一、九〇〇	五・〇	二〇九、五〇〇
賓	二八・〇	六三、四〇〇	六・〇	三八〇、四〇〇	二三・〇	四九、八〇〇	六・〇	二九八、八〇〇
同	二八・〇	四四、二〇〇	六・〇	二六五、二〇〇	二六・〇	三九、四〇〇	七・二	二八三、七〇〇
五常	二八・〇	六九、九〇〇	五・二	三六三、五〇〇	二五・〇	六二、四〇〇	五・二	三二四、五〇〇
阿城	三四・〇	三九、三〇〇	五・五	二一六、二〇〇	三一・〇	三五、八〇〇	五・〇	一七九、〇〇〇
方正	三〇・〇	一一、二〇〇	五・〇	五六、〇〇〇	二九・〇	一〇、八〇〇	五・〇	五四、〇〇〇
依蘭	三〇・〇	三六、〇〇〇	四・〇	一四四、〇〇〇	二九・〇	三四、八〇〇	四・〇	一三九、二〇〇
小計	二八・九	八四七、三〇〇	五・七	四、八四五、七〇〇	二五・六	七四九、二〇〇	五・七	四、二九四、五〇〇

包米、小麥

縣名	包米 作付歩合	包米 作付地積	包米 一晌收穫	包米 産額	小麥 作付歩合	小麥 作付地積	小麥 一晌收穫	小麥 産額
	%	晌	石	石	%	晌	石	石
農安	五・〇	二一、〇〇〇	六・五	一三六、五〇〇	九・〇	三七、八〇〇	四・〇	一五一、二〇〇
德惠	五・〇	九、五〇〇	七・五	七一、三〇〇	九・〇	一七、一〇〇	四・五	七七、〇〇〇
扶餘	五・〇	一七、九〇〇	六・〇	一〇七、四〇〇	九・〇	三二、二〇〇	三・〇	九六、六〇〇
榆樹	五・〇	二一、四〇〇	五・〇	一〇七、〇〇〇	九・〇	三八、五〇〇	四・〇	一五四、〇〇〇
雙城	五・〇	一七、五〇〇	六・五	一一三、八〇〇	一三・〇	四二、〇〇〇	四・〇	一六八、〇〇〇
濱江	五・〇	二、一〇〇	七・五	一五、八〇〇	一三・〇	三、〇〇〇	四・五	一三、五〇〇
長嶺	七・〇	七、八〇〇	四・〇	三一、二〇〇	二・〇	二、二〇〇	二・七	五、九〇〇
舒蘭	一〇・〇	一二、三〇〇	五・五	六七、七〇〇	二・〇	二、五〇〇	三・〇	七、五〇〇
賓	五・〇	一一、三〇〇	六・〇	六七、八〇〇	一三・〇	二七、二〇〇	四・〇	一〇、九〇〇
同賓	五・〇	七、九〇〇	七・二	五六、九〇〇	九・〇	一四、二〇〇	四・〇	五六、八〇〇
五常	五・〇	一二、五〇〇	五・五	六八、八〇〇	九・〇	二二、五〇〇	三・五	七八、八〇〇
阿城	五・〇	五、八〇〇	六・〇	三四、八〇〇	七・〇	八、一〇〇	三・五	二八、四〇〇
方正	七・〇	二、六〇〇	六・五	一四、三〇〇	四・〇	一、五〇〇	三・五	五、三〇〇
依蘭	七・〇	八、四〇〇	四・五	三七、八〇〇	九・〇	一〇、八〇〇	三・〇	三二、四〇〇
小計	五・四	一五八、〇〇〇	五・九	九三二、一〇〇	八・九	二六一、六〇〇	三・四	八九五、三〇〇

大参

縣名	大参 作付歩合 %	大参 作付地積 晌	大参 一晌收穫 石	大参 產額 石	計 作付歩合 %	計 作付地積 晌	計 一晌收穫 石	計 產額 石
農安	一・〇	四,二〇〇	八・〇	三三,六〇〇	九二・〇	三八六,四〇〇	五・四	二,一〇二,一五〇
德惠	一・〇	一,九〇〇	九・〇	一七,一〇〇	九二・〇	一七四,八〇〇	六・五	一,一二八,七〇〇
扶餘	一・〇	三,六〇〇	六・〇	二一,六〇〇	九二・〇	三三二,二〇〇	四・八	一,六〇七,一〇〇
楡樹	一・〇	四,三〇〇	八・〇	三四,四〇〇	九二・〇	三九三,七〇〇	五・七	二,二五五,〇〇〇
雙城	一・〇	三,五〇〇	八・〇	二八,〇〇〇	九二・〇	三三一,〇〇〇	五・四	一,七五一,八〇〇
濱江	一・〇	四〇〇	八・〇	三,二〇〇	九二・〇	三八,六〇〇	六・一	二三七,〇〇〇
長嶺	一・〇	一,一〇〇	六・〇	六,六〇〇	九二・〇	一〇二,五〇〇	三・七	三七四,五〇〇
舒蘭	一・〇	一,二〇〇	六・五	七,八〇〇	九五・〇	一一七,〇〇〇	五・一	五六六,五〇〇
賓	一・〇	二,三〇〇	八・〇	一八,〇〇〇	九二・〇	二〇八,四〇〇	四・九	一,〇二〇,六〇〇
同賓	一・〇	一,六〇〇	七・五	一二,〇〇〇	九二・〇	一四五,一〇〇	五・五	八五一,〇〇〇
五常	一・〇	二,五〇〇	七・〇	一七,五〇〇	九二・〇	二二九,七〇〇	四・七	一,〇七七,七〇〇
阿城	一・〇	一,二〇〇	六・〇	七,二〇〇	九二・〇	一〇八,四〇〇	五・〇	五三三,二〇〇
方正	一・〇	四〇〇	七・〇	二,八〇〇	九二・〇	三四,四〇〇	四・六	一五九,四〇〇
依蘭	一・〇	一,二〇〇	六・五	七,八〇〇	九二・〇	一一〇,四〇〇	三・八	四一四,〇〇〇
小計	一・〇	二九,四〇〇	七・四	二一七,六〇〇	九二・三	二,七〇一,六〇〇	五・二	一四,〇七八,六五〇

大豆、小豆

（ロ）黑龍江省所屬各縣

縣名	耕地積（晌）	大豆 作付步合（%）	大豆 作付地積（晌）	大豆 一晌收穫（石）	大豆 產額（石）	小豆 作付步合（%）	小豆 作付地積（晌）	小豆 一晌收穫（石）	小豆 產額（石）
呼蘭	三四二、八〇〇	一八・〇	六一、七〇〇	五・五	三三九、四〇〇	二・〇	六、九〇〇	三・五	二四、二〇〇
蘭西	二一一、五〇〇	一八・〇	三八、一〇〇	五・〇	一九〇、五〇〇	二・〇	四、二〇〇	三・〇	一二、六〇〇
巴彦	二六五、一〇〇	一八・〇	四七、七〇〇	六・〇	二八六、二〇〇	二・〇	五、三〇〇	四・〇	二一、二〇〇
木蘭	七五、一〇〇	一八・〇	一三、五〇〇	五・〇	六七、五〇〇	二・〇	一、五〇〇	三・〇	四、五〇〇
通河	六六、五〇〇	一八・〇	一二、〇〇〇	五・〇	六〇、〇〇〇	二・〇	一、三〇〇	三・〇	三、九〇〇
湯原	一二二、〇〇〇	一二・〇	一四、六〇〇	四・〇	五八、四〇〇	二・〇	二、四〇〇	二・五	六、〇〇〇
慶城	一六九、八〇〇	一八・〇	三〇、六〇〇	五・五	一六八、三〇〇	二・〇	三、四〇〇	三・五	一一、九〇〇
海倫	三〇〇、〇〇〇	一六・〇	四八、〇〇〇	六・〇	二八八、〇〇〇	五・〇	一五、〇〇〇	四・〇	六〇、〇〇〇
綏化	二五〇、二〇〇	一六・〇	四〇、〇〇〇	五・五	二二〇、〇〇〇	四・〇	一〇、〇〇〇	三・五	三五、〇〇〇
青岡	七五、五〇〇	一六・〇	一二、一〇〇	四・〇	四八、四〇〇	二・〇	一、五〇〇	二・五	三、八〇〇
拜泉	五三、六〇〇	一八・〇	九、六〇〇	三・五	三三、六〇〇	二・〇	一、一〇〇	二・五	二、八〇〇
鐵驪	一三、五〇〇	一八・〇	二、五〇〇	五・五	一三、七〇〇	二・〇	三〇〇	三・五	一、一〇〇
安達	二四、七〇〇	一八・〇	四、四〇〇	四・〇	一七、六〇〇	二・〇	五〇〇	二・五	一、三〇〇
肇州	九〇、〇〇〇	一八・〇	一六、二〇〇	四・〇	六四、八〇〇	二・〇	一、八〇〇	二・五	四、五〇〇

大賚	一〇四,〇〇〇	一八·〇	一八,七〇〇	四·〇	七四,八〇〇	二·〇	二,一〇〇	二·五	五,三〇〇
小計	二,一六三,三〇〇	一七·〇	三六九,七〇〇	五·二	一,九三〇,二〇〇	二·七	五七,三〇〇	三·五	一九八,一〇〇
總計	五,〇九二,八〇〇	一七·九	九一三,一〇〇	四·九	四,四九三,八五〇	三·三	一九八,一〇〇	三·一	五二八,九〇〇

高粱、谷子

縣名	高粱				谷子			
	作付步合	作付地積	一晌收穫	產額	作付步合	作付地積	一晌收穫	產額
	%	晌	石	石	%	晌	石	石
呼蘭	三三·〇	七五,四〇〇	六·五	四九〇,一〇〇	三三·〇	七八,八〇〇	六·五	五一二,二〇〇
蘭西	二〇·〇	四二,三〇〇	六·〇	二五三,八〇〇	二二·〇	四六,五〇〇	六·〇	二七九,〇〇〇
巴彥	二〇·〇	五三,〇〇〇	七·〇	三七一,〇〇〇	二二·〇	五八,三〇〇	七·〇	四〇八,一〇〇
木蘭	二〇·〇	一五,〇〇〇	六·〇	九〇,〇〇〇	二〇·〇	一五,〇〇〇	六·〇	九〇,〇〇〇
通河	一〇·〇	六,七〇〇	六·〇	四〇,二〇〇	二二·〇	一四,六〇〇	六·〇	八七,六〇〇
湯原	一〇·〇	一二,二〇〇	五·〇	六一,〇〇〇	二〇·〇	二四,四〇〇	五·〇	一二二,〇〇〇
慶城	二〇·〇	三四,〇〇〇	六·五	二二一,〇〇〇	二二·〇	三七,四〇〇	六·五	二四三,一〇〇
海倫	一八·〇	五四,〇〇〇	七·〇	三七八,〇〇〇	二〇·〇	六〇,〇〇〇	七·〇	四二〇,〇〇〇
綏化	一七·〇	四二,五〇〇	六·五	二七六,三〇〇	二五·〇	六二,六〇〇	六·五	四〇六,九〇〇
青岡	二四·〇	一八,一〇〇	五·〇	九〇,五〇〇	三六·〇	二七,二〇〇	五·〇	一三六,〇〇〇
拜泉	二二·〇	一一,八〇〇	四·五	五三,一〇〇	三六·〇	一九,三〇〇	四·五	八六,九〇〇

縣名	包米 作付步合 %	包米 作付地積 晌	包米 一晌收穫 石	包米 產額 石	小麥 作付步合 %	小麥 作付地積 晌	小麥 一晌收穫 石	小麥 產額 石
鐵驪	三〇・〇	二、八〇〇	六・五	一八、二〇〇	三六・〇	四、五〇〇	六・五	二九、二五〇
安達	三〇・〇	五、四〇〇	五・〇	二七、〇〇〇	三六・〇	八、九〇〇	五・〇	四四、五〇〇
肇州	三〇・〇	一九、八〇〇	五・〇	九九、〇〇〇	三六・〇	三二、四〇〇	五・〇	一六二、五〇〇
大賚	三〇・〇	二二、九〇〇	五・〇	一一四、五〇〇	三六・〇	三七、四〇〇	五・〇	一八七、〇〇〇
小計	一九・二	四一五、九〇〇	六・二	二、五八三、七〇〇	二四・四	五二七、三〇〇	六・一	三、二一五、一〇〇
總計	二四・八	一、二六三、二〇〇	五・八	七、四二九、四〇〇	二九・〇	一、二七六、五〇〇	五・八	七、四〇九、六〇〇

包米、小麥

縣名	包米 作付步合 %	包米 作付地積 晌	包米 一晌收穫 石	包米 產額 石	小麥 作付步合 %	小麥 作付地積 晌	小麥 一晌收穫 石	小麥 產額 石
呼蘭	二〇・〇	六、九〇〇	七・〇	四八、三〇〇	三〇・〇	七八、八〇〇	四・〇	三一五、二〇〇
蘭西	二〇・〇	四、二〇〇	六・五	二七、三〇〇	三六・〇	五五、〇〇〇	四・〇	二二〇、〇〇〇
巴彥	二〇・〇	五、三〇〇	七・〇	三七、一〇〇	二六・〇	六八、九〇〇	四・三	二九六、三〇〇
木蘭	一五・〇	一一、三〇〇	六・五	七三、五〇〇	一五・〇	一九、五〇〇	四・〇	七八、〇〇〇
通河	三〇・〇	八、〇〇〇	六・五	五二、〇〇〇	三六・〇	一七、三〇〇	四・〇	六九、二〇〇
湯原	二〇・〇	二四、四〇〇	五・五	一三四、二〇〇	三六・〇	三一、七〇〇	三・五	一一一、〇〇〇
慶城	二〇・〇	三、四〇〇	七・〇	二三、八〇〇	三六・〇	四四、一〇〇	四・三	一八九、六〇〇
海倫	二〇・〇	六、〇〇〇	七・五	四五、〇〇〇	三三・〇	六六、〇〇〇	四・五	二九七、〇〇〇

大麥

縣名	大麥 作付歩合（%）	大麥 作付地積（晌）	大麥 一晌收穫（石）	大麥 產額（石）	計 作付歩合（%）	計 作付地積（晌）	計 一晌收穫（石）	計 產額（石）
綏化	四・〇	一〇,〇〇〇	七・〇	七〇,〇〇〇	三三・〇	五五,〇〇〇	四・〇	二二〇,〇〇〇
青岡	二・〇	一,五〇〇	五・五	八,三〇〇	一〇・〇	七,六〇〇	三・五	二六,六〇〇
拜泉	二・〇	一,一〇〇	五・〇	五,五〇〇	一〇・〇	五,四〇〇	三・〇	一六,二〇〇
鐵驪	二・〇	三〇〇	七・〇	二,一〇〇	一〇・〇	一,三〇〇	四・三	五,六〇〇
安達	二・〇	五〇〇	五・五	二,八〇〇	一〇・〇	二,五〇〇	三・〇	七,五〇〇
肇州	二・〇	一,八〇〇	五・五	九,九〇〇	一〇・〇	九,〇〇〇	三・〇	二七,〇〇〇
大賚	二・〇	二,一〇〇	五・五	一一,六〇〇	一〇・〇	一〇,四〇〇	三・〇	三一,二〇〇
小計	四・〇	八六,八〇〇	六・四	五五一,四〇〇	三三・三	四七二,五〇〇	四・〇	一,九一〇,四〇〇
總計	四・一	二四四,八〇〇	六・〇	一,四八二,五〇〇	一四・五	七三四,一〇〇	三・八	二,八〇五,七〇〇
呼蘭	二・〇	六,九〇〇	八・〇	五五,二〇〇	九二・〇	三一五,四〇〇	五・七	一,七八四,六〇〇
蘭西	二・〇	四,二〇〇	八・〇	三三,六〇〇	九二・〇	一九四,五〇〇	五・二	一,〇一六,八〇〇
巴彥	二・〇	五,七〇〇	八・〇	四五,六〇〇	九二・〇	二四三,八〇〇	六・〇	一,四六五,五〇〇
木蘭	二・〇	一,五〇〇	八・〇	一二,〇〇〇	九二・〇	七七,三〇〇	五・四	四一五,五〇〇
通河	二・〇	一,三〇〇	八・〇	一〇,四〇〇	九二・〇	六二,三〇〇	五・三	三二三,三〇〇

湯原	二・〇	二,四〇〇	七・〇	一六,八〇〇	九二・〇	一二二,一〇〇	四・五	五九,四〇〇
慶城	二・〇	三,四〇〇	八・六	二九,二〇〇	九二・〇	一五六,三〇〇	五・七	八八六,九〇〇
海倫	九・〇	二七,〇〇〇	九・〇	二四三,〇〇〇	九二・〇	二七六,〇〇〇	六・三	一,七三一,〇〇〇
綏化	四・〇	一〇,〇〇〇	八・〇	八〇,〇〇〇	九二・〇	三三〇,一〇〇	五・七	一,三〇八,二〇〇
青岡	二・〇	一,五〇〇	七・〇	一〇,五〇〇	九二・〇	六九,五〇〇	四・七	三二四,一〇〇
拜泉	二・〇	一,一〇〇	六・〇	六,六〇〇	九二・〇	四九,四〇〇	四・一	二〇四,七〇〇
鐵驪	二・〇	三〇〇	八・六	二,六〇〇	九二・〇	一一,八〇〇	六・一	七二,六〇〇
安達	二・〇	五〇〇	六・〇	三,〇〇〇	九二・〇	三三,七〇〇	四・六	一〇三,七〇〇
肇州	二・〇	一,八〇〇	六・〇	一〇,八〇〇	九二・〇	八三,八〇〇	四・六	三七八,五〇〇
大賚	二・〇	二,一〇〇	六・〇	一三,六〇〇	九二・〇	九五,七〇〇	四・六	四三七,〇〇〇
小計	三・二	六九,三〇〇	八・二	五七二,九〇〇	九二・〇	一,九九八,六〇〇	五・四	一〇,九六〇,八〇〇
總計	一・四	九八,七〇〇	八・〇	七八九,五〇〇	九二・三	四,七〇〇,二〇〇	五・三	二五,〇三九,四五〇

第四款　稲作面積及產額

稲作面積及產額を表示すれは次の如くてある。（滿鐵農事試驗場調査　大正五年三月調）

一、奉天省

縣別	播種面積	收穫高 水稻	收穫高 陸稻	收穫高 計	一晌當收穫概率
	晌	石	石	石	石
瀋陽	八、七五〇	五、四六〇	四七、四〇〇	五二、八六〇	六・〇
撫順	九七六	五、八五六	—	五、八五六	—
遼陽	六、三〇八	—	五〇、四六四	五〇、四六四	八・〇
海城	一七、三七四	二、七九七	一一八、八二一	一二一、六一八	七・〇
蓋平	一五六	四二三	八二五	一、二四八	八・〇
復	四、三五〇	八、三五二	一七、七四八	二六、一〇〇	六・〇
鐵嶺	六、三六四	二、一八九	四八、七二三	五〇、九一二	八・〇
開原	四、四〇一	三一〇	三〇、四九七	三〇、八〇七	七・〇
遼中	一〇、八三六	—	八六、六八八	八六、六八八	八・〇
法庫	三、七〇四	—	二九、六三二	二九、六三二	八・〇
康平	二八四	—	一、九七四	一、九七四	七・〇
錦	一三五	—	一、三五〇	一、三五〇	一〇・〇
新民	六、六五四	二〇、九一一	二五、六六三	四六、五七四	七・〇

興城	二、一五二	—	一五、〇六四	一五、〇六四	七・〇
綏中	一〇六	—	九五四	九五四	九・〇
彰武	—	—	五〇〇	五〇〇	—
北鎮	二、四〇六	一七、八四二	—	一七、八四二	七・〇
盤山	二二七	—	一、五八九	一、五八九	七・〇
義	二一	—	一四七	一四七	七・〇
錦西	一、四〇六	—	八、四三六	八、四三六	六・〇
營口	一九二	九六〇	—	九六〇	五・〇
鳳城	一、三二九	四、六〇〇	四、七〇三	九、三〇三	七・〇
岫巖	一六五	四、七九七	一、三二〇	六、一一七	八・〇
莊河	二、一〇二	八、四五一	一四、七〇七	二三、一五八	七・〇
安東	二〇〇	一、一〇六	二九四	一、四〇〇	七・〇
寬甸	四六	—	二七六	二七六	六・〇
興京	五、一〇七	一八、三八五	一二、二五七	三〇、六四二	六・〇

通化	三〇七	一、八二六	三二三	二、一四九	七・〇
桓仁	二四九	—	一、二四五	一、二四五	五・〇
臨江	七三	—	三六	三六	五・〇
輯安	一一	—	六六六	六六六	六・〇
撫松	一〇	—	五〇	五〇	五・〇
輝南	八八	—	四四〇	四四〇	五・〇
海龍	二、〇八〇	五、三八七	九、一七三	一四、五六〇	七・〇
東豐	一、七一〇	—	一〇、二六〇	一〇、二六〇	六・〇
西豐	五、二一三	—	三一、二七八	三一、二七八	六・〇
西安	七〇二	八二五	三、三八七	四、二一二	六・〇
柳河	一、九四五	—	一一、六七〇	一一、六七〇	六・〇
洮南	—	—	二〇〇	二〇〇	—
遼源	四八	—	二八八	二八八	六・〇
昌圖	一〇・〇〇〇	—	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八・〇

縣名	播種面積	收穫高 水稻	收穫高 陸稻	收穫高 計	一晌當り收穫概率
懐徳	一三、〇〇〇	―	一一七、〇〇〇	一一七、〇〇〇	九・〇
梨樹	三、九六九	―	三一、七五二	三一、七五二	八・〇
關東州	五五七	―	一、二二六	―	―
計	一二五、八〇九	一一〇、五七七	八一七、八〇〇	九二九、六〇三	六・七

二、吉林省

縣名	播種面積	收穫高 水稻	收穫高 陸稻	收穫高 計	一晌當り收穫概率
吉林	一二、三〇七晌	三、〇〇〇石	八六、一四九石	八九、一四九石	七・〇石
長春	八〇〇	―	五、六〇〇	五、六〇〇	七・〇
伊通	一八、九四五	―	一三二、六一五	一三二、六一五	七・〇
農安	三〇〇	―	一、九五〇	一、九五〇	六・五
樺甸	二九〇	―	一、七七〇	一、七七〇	六・〇
磐石	六九〇	―	四、一四〇	四、一四〇	六・〇
舒蘭	九六〇	―	五、八二〇	五、八二〇	七・〇
徳惠	一五〇	―	九七五	九七五	六・五

雙陽	二、〇〇〇	—	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	七・〇
同江	六〇	—	三六〇	三六〇	六・〇
虎林	五〇	—	三〇〇	三〇〇	五・〇
五常	一、五〇〇	—	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	七・〇
楡樹	六〇〇	—	四、二〇〇	四、二〇〇	七・〇
濱江	一九二	—	一、三四四	一、三四四	七・〇
同賓	一八九	—	一、三二三	一、三二三	七・〇
阿城	四五	—	三一五	三一五	七・〇
延吉	—	—	—	二五〇	—
和龍	—	—	—	一、五四三	—
計	三九、〇八三	三、〇〇〇	二七一、三六一	二七六、一五四	六・八
奉天吉林	—	一二三、五七七	一、〇八九、一六一	一、二〇二、七三八	—

備考（イ）奉天省の一晌は約我六反歩、吉林省の一晌は約我八反歩に相當する。

（ロ）上表に記載なき諸縣に於ても栽培を見ると雖も詳細は不明である。

第五款　線麻

線麻重要産地と産額（滿鐵地方部調査）

奉天省	八、一〇〇—九、八〇〇町歩
内譯	
蘇子河地方	二、五〇〇—三、〇〇〇町歩
海龍地方	二、〇〇〇—二、五〇〇
渾河地方	二、五〇〇—三、〇〇〇
西豐西安地方	一、一〇〇—一、三〇〇
吉林省	八、六〇〇—九、七〇〇町歩
内譯	
南山地方	三、〇〇〇—三、五〇〇町歩
東間島地方	一、二〇〇—一、五〇〇
拉林河上流地方	二、二〇〇—二、四〇〇
牡丹江上流地方	二、二〇〇—二、三〇〇

合　計　一六、七〇〇—一九、五〇〇町歩

右の外小産地の南北滿洲に散在するものを加へて二萬町歩を超ゆるてあらう。其生産額一町歩凡そ八百斤として千六百萬斤の産額ありとすることを得。

種實を主として栽培する場合の生産概數を擧ぐれは

地方名	下作（石(目)）	上作（石(目)）
東山地方	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
遼西地方	一三、〇〇〇	三八、〇〇〇
伊通流域地方	三九、〇〇〇	五〇、〇〇〇
拉林河流域地方	五〇、〇〇〇	五四、〇〇〇
松花江沿岸地方	一〇二、〇〇〇	一〇六、〇〇〇
呼蘭河流域地方	一七三、〇〇〇	一八三、〇〇〇
通肯河流域地方	四五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
計	八七七、〇〇〇	一、〇四一、〇〇〇

青麻の主要産地及産額

遼河流域地方	四、五〇〇町―	五、〇〇〇町
拉林河流域地方	四、〇〇〇―	五、〇〇〇
嫩江流域地方	六、〇〇〇―	七、〇〇〇
呼蘭河流域	一、二〇〇―	一、三〇〇
豆滿江流域	一、二〇〇―	一、二〇〇
其他諸縣下	六、一〇〇―	六、二〇〇
合計	二三、〇〇〇―	二五、七〇〇

一町步當平均少くとも一千斤の產出ある可きを以て、平年總產額約二千四百萬斤と推算することを得。

第六款　煙草（滿鐵勸業課　大正六年調）

奉天省	
通化縣	六三〇、〇〇〇斤
桓仁縣	一、一〇〇、〇〇〇
輯安縣	八〇、〇〇〇

柳河縣	五三四、〇〇〇
開原縣	二〇〇、〇〇〇
海龍縣	二、六九四、〇〇〇
東豐縣	一、八五〇、〇〇〇
西豐縣	一、八一三、〇〇〇
西安縣	八〇〇、〇〇〇
計	九、七〇一、〇〇〇（一、四五五、一五〇貫）

吉林省

吉林縣	一、二九三、〇〇〇斤
樺甸縣	五、〇七三、〇〇〇
磐石縣	四、一〇七、〇〇〇
濛江縣	七〇〇、〇〇〇
額穆縣	二、七二三、〇〇〇
敦化縣	一、四一三、〇〇〇

寧安縣	二、九七〇、〇〇〇
敍蘭縣	八四四、五〇〇
楡樹縣	六六四、〇〇〇
五常縣	六、四五〇、〇〇〇
雙城縣	一、二〇〇、〇〇〇
阿城縣	二七六、〇〇〇
新城縣	四五二、〇〇〇
長壽縣	五六四、〇〇〇
賓縣	四、〇三一、〇〇〇
方正縣	一四八、〇〇〇
間島	一、三〇〇、〇〇〇
計	三四、二〇八、五〇〇（五、一三一、二七五貫）
黑龍江省	
呼蘭縣	一、〇九七、二五〇斤

蘭西縣	八一七、五〇〇
巴彦縣	一、八〇五、三〇〇
木蘭縣	四四九、六〇〇
綏化縣	六九四、八八〇
餘慶縣	七六三、〇〇〇
海倫縣	二、一八〇、〇〇〇
湯源縣	一五四、〇〇〇
計	七、九六一、五六〇（一、一九四、二三四貫）
合計	五一、八七一、〇六〇（七、七八〇、六五九貫）

關東都督府囑託上田傳八氏の調査（大正七年度）

奉天省	七、四七〇、〇〇〇斤（一、一二〇、五〇〇貫）
吉林省	三二、七〇七、八〇〇（四、九〇六、一七〇貫）
黑龍江省	三、七二一、五〇〇（五五八、二二五貫）
計	四三、八九九、三〇〇（六、五八四、八九五貫）

イ、主要農產物及農產額

民國六年度の支那農商務統計に依つて農產額を表示すれば次の如くである。

省別	年別	米 作付面積（畝）	米 收穫量（石）	米 每畝收穫量（石）	麥 作付面積（畝）	麥 收穫量（石）	麥 每畝收穫量（石）	豆 作付面積（畝）	豆 收穫量（石）	豆 每畝收穫量（石）	高粱 作付面積（畝）	高粱 收穫量（石）	高粱 每畝收穫量（石）
奉天	民國三年	一、六六六、六五四	九四四、一一九	〇、五六六	三、二七九、八九三	二、〇八一、四九三	〇、六三四	一二、七八一、七九五	七、八七三、六七三	〇、六一六	二三、一〇八、二四七	二五、一〇〇、九三二	一、〇九〇
	同　四年	一、六三八、九三一	九三八、九六一	〇、五七三	二、九五六、一二九	一、三五一、一五二	〇、四五七	一二、三五八、一五四	七、三七〇、三五七	〇、五九六	二三、一五八、九一五	二五、二一八、九九六	一、〇九〇
	同　五年	一、六二三、四二五	九四〇、四八五	〇、五七九	三、〇五四、七二九	一、四三五、五九三	〇、四七〇	一二、三六六、三五五	七、四四六、一二六	〇、六〇二	二三、一五六、九七七	二七、四七三、六三〇	一、一八六
	同　六年	一、〇七三、二九八	四三九、八八七	〇、四一〇	二、一三四、一五七	一、〇一四、七八八	〇、四七五	八、九六九、九一一	三、六一〇、六九七	〇、四〇三	二三、八四六、九一七	二七、六四四、七六九	一、一六〇
吉林	民國三年	三九、九三〇	八〇、〇八五	二、〇〇五	八、二一三、八三四	三、一二四、五九三	〇、三八四	一二、六四八、一九二	五、四四一、〇二一	〇、四三〇	二、四六〇、三〇三	三九三、八四三	〇、一六〇
	同　四年	五一〇、八三〇	二〇九、二九四	〇、四〇九	八、二八三、二四七	三、〇〇四、二九一	〇、三六二	八、六五一、五三四	三、一六〇、九〇三	〇、三六五	五、八七八、〇一六	二、〇五六、〇八六	〇、三五〇
	同　五年	四、一九〇、四三八	二、〇一一、六九一	〇、四八〇	三八、〇二八、四一一	三三、〇〇一、七三九	〇、八六八	四五、一一七、九六二	三四、二〇八、〇七三	〇、七五八	七、四六四、二一〇	二、六〇四、六〇五	〇、三四八
	同　六年	三九六、七一四	一三九、三五一	〇、三五一	九、六六五、一三七	三、六九五、九九七	〇、三八二	一二、七九三、〇一八	五、〇二六、九七五	〇、三九三	六、八五六、三一七	二、六〇九、一四四	〇、三八一
黑龍江	民國三年	—	—	—	一〇、一四六、五五九	四、一一三、七九四	〇、四一三	九、四五四、〇九六	三、四三六、三六九	〇、三六四	一、三二四、六四三	一、一八七、〇二二	〇、八九六
	同　四年	—	—	—	一五、五六四、五五五	四、七二〇、二八六	〇、三〇三	七、七四九、三一五	二、九三〇、八〇五	〇、三七八	四、八〇八、四〇八	一、三六七、〇八八	〇、二八四
	同　五年	—	—	—	一六、四〇五、三〇一	七、三六八、六五五	〇、四四九	八、五九五、七九一	三、九四三、九七一	〇、四五八	三、九八五、九二〇	一、四一八、三二一	〇、三五六
	同　六年	三〇、四四一	一〇、一七九	〇、三三四	一一、六四一、九三四	五、一一一、五六七	〇、四三九	八、三九八、二〇〇	四、九九五、六一〇	〇、五九五	三、四九九、四六六	一、八六四、三一五	〇、五三三

黍、玉蜀黍、稷、粟別

省別	年別	黍 作付面積（畝）	黍 收穫量（石）	黍 每畝收穫量（石）	玉蜀黍 作付面積（畝）	玉蜀黍 收穫量（石）	玉蜀黍 每畝收穫量（石）	稷 作付面積（畝）	稷 收穫量（石）	稷 每畝收穫量（石）	粟 作付面積（畝）	粟 收穫量（石）	粟 每畝收穫量（石）
奉天	民國三年	三、四七一、七一六	一、九九九、八一三	〇、五七六	四、二一〇、〇〇〇	三、四九三、四八七	〇、八三〇	—	—	—	—	—	—
	同四年	三、四六七、四二三	一、九〇八、四七六	〇、五五〇	四、二〇八、四二八	三、四八九、四二八	〇、八二九	—	—	—	—	—	—
	同五年	三、四七九、八四九	二、〇八七、九〇九	〇、六〇〇	四、二〇七、九八六	三、四九二、六二八	〇、八三〇	—	—	—	—	—	—
	同六年	三、八四九、五〇六	二、一七七、二九三	〇、四一三	四、五七八、九三三	三、二八七、九二八	〇、七一八	三四六、六三〇	八三、二八一	〇、二三八	一、七五〇、九二六	七八一、〇五八	〇、四四六
熱河	民國三年	八二三、七一五	一八六、〇四八	〇、二二六	五〇一、四四七	二三〇、一四八	〇、四五九	五〇七、三八七	二一六、六二四	〇、四二七	八、〇九一、七八七	三、〇一三、一四五	〇、三七二
	同四年	五、三〇〇、〇七二	八六六、七九五	〇、一九三	六八九、三一八	一六三、九四五	〇、二三七	七一六、六六一	四〇四、〇二八	〇、五六四	五、八二〇、七五四	二、九九八、三一六	一、五一五
	同五年	四四三、一八六	？二、一六〇、七二八	？四、八七五	一、六三五、五〇〇	三〇三、一一〇	〇、一八五	六六八、〇七七	？五、五五四、一三九	？八、三一四	九、五七四、三二四	一一、三五五、五九〇	一、一八六
	同六年	二二、二四九	一〇、二七三	〇、四八〇	一、〇九二、三九六	二六七、三三六	〇、二四四	一、〇一六、三二七	三五四、二三五	〇、三四八	八、一八三、三五四	二、七六二、八二七	〇、三三七
察哈爾	民國三年	一、三三三、一五〇	五二九、三六〇	〇、四〇〇	六、五四〇、二三三	一、五五一、八八一	〇、二三七	六二七、九四八	一四九、五三三	〇、二三八	五、三〇二	一、五九五	〇、三〇〇
	同四年	一、二一七、一四三	三〇四、二八六	〇、二五〇	六、五七八、六三五	九〇五、二三六	〇、一三七	五七九、三一六	一三三、六六三	〇、二三一	三、七三三	一、〇八九	〇、二四五
	同五年	一、二四一、一七五	二四八、二三五	〇、二〇〇	六、七四〇、五八九	九〇〇、七一三	〇、一三三	三一〇、四二六	五〇、五四八	〇、一六三	四、二一三	九二六	〇、二二〇
	同六年	五三七、八〇〇	九六、八〇四	〇、一八〇	六、二四九、六三一	二、三六七、三八一	〇、三七九	四九一、九三一	一六一、六九〇	〇、三二九	四、二四一	二、一二〇	〇、五〇〇
綏遠	民國三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	同四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	同五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	同六年	—	—	—	二、七〇三、六二〇	一、〇四〇、〇四八	〇、三八五	三六九、二〇三	七六、五六七	〇、二〇七	四四九、二七〇	一五一、八五三	〇、三三八

吉林	民國三年	三,〇八五,八七七	一,二七三,九三四	〇,四一三	六,四五四,二三三	二,七五八,七九三	〇,四二七	—	—	—	—	—	—
	同　四年	二,五七四,一一三	一,〇四三,三一七	〇,四〇五	四,二一〇,三九四	一,三九三,八七一	〇,三一〇	—	—	—	—	—	—
	同　五年	二,五四四,二七九	一,二〇二,〇六六	〇,四七二	二,五七九,八七五	一,〇九七,一一〇	〇,四二五	—	—	—	—	—	—
	同　六年	二,二九七,七二六	一,〇四一,五四三	〇,四五三	三,〇〇一,三八三	一,二三四,二六六	〇,四一一	二,九三三,八四三	一,一一七,八二六	〇,三八一	三,九五一,三九五	一,五九四,二一〇	〇,四〇三
黑龍江	民國三年	一,九〇八,三八一	七九〇,九七九	〇,四一三	二,六九三,〇八一	一,二九一,八八六	〇,四四三	—	—	—	—	—	—
	同　四年	三,五八一,三五一	一,七七六,七六七	〇,九六一	三,三一三,四〇六	九一八,四三八	〇,二七七	—	—	—	—	—	—
	同　五年	二,六五一,七〇八	一,三〇八,九八二	〇,四九四	二,七一一,四三三	一,五四四,三三四	〇,五六九	—	—	—	—	—	—
	同　六年	一,六三九,四五八	七七〇,三四八	〇,四七〇	三,八三七,〇九四	一,九七一,〇一八	〇,五一四	一,〇一七,五三七	四四六,二三四	〇,四三八	四,一四四,九九九	二,二四五,三九二	〇,五四三

ロ、特用農産物累年比較

省別	年別	麻 作付面積（畝）	麻 收穫量（斤）	麻 毎畝收穫量	棉花 作付面積（畝）	棉花 收穫量（斤）	棉花 毎畝收穫量	煙草 作付面積（畝）	煙草 收穫量（斤）	煙草 毎畝收穫量
奉天	民國三年	一三七,八四三	三,〇五三,七五一	—	三二七,九一八	二,六四〇,五二〇	—	一一四,八九〇	四,〇一三,三四四	—
	同　四年	一三八,七六六	三,〇一六,五〇三	—	三一六,九四二	二,七八九,四三三	—	一〇九,九四九	三,九四九,六七三	—
	同　五年	一三七,七七二	一八,二九八,八二〇	—	三一五,九八四	一五,七九九,二〇〇	—	一〇九,二九七	九,二九〇,二四五	—
	同　六年	一四三,四〇九	一八,五七三,五二九	—	三三四,八七九	一六,一三四,九八三	—	一一三,九八一	九,四七九,三八四	—

吉林	民國三年	一、九五六、二三五	五九、三六二、六七九	―	―	―	―	五五〇、五三五	九八、〇〇四、五八八	―
	同　四年	四五三、三四七	三七、七六六、一九四	―	―	―	―	五二二、七四八	三二、八〇八、三三六	―
	同　五年	七〇〇、九〇七	一四、〇三三、八九〇	―	―	―	―	四六八、七三〇	四、〇三五、〇一七	―
	同　六年	五一八、六七八	四六、〇〇八、一七八	―	四、七二四	三一三、九二〇	―	四六九、四七九	三八、一三五、一一七	―
黑龍江	民國三年	三四六、一一四	一一、二六七、八八三	―	―	―	―	二四六、八九六	九、一三七、二〇一	―
	同　四年	四六九、〇六四	五四、五五一、二〇三	―	―	―	―	二四一、四八八	三五、一九四、五〇三	―
	同　五年	三三四、九九七	二九、九一四、〇二七	―	―	―	―	二八七、三七三	一一、一七六、四三三	―
	同　六年	二六八、九〇八	三六、〇九八、〇二三	―	―	―	―	一三八、八八九	二一、八六三、〇九六	―
熱河	民國三年	一〇七、三四二	一、二三七、四三八	―	一七、三四一	一六五、六〇〇	―	六〇、七一五	三、六八八、五〇二	―
	同　四年	四五、一九一	一、八一三、八四八	―	一九、一〇六	一八二、七七〇	―	二五、五三〇	四、五一四、二二七	―
	同　五年	三九、七三一	一、四一九、六〇三	―	一八、九五七	二三一、八九〇	―	五三、五七七	三、〇四七、九七三	―
	同　六年	五六、一八六	二五、九三三、八〇〇	―	三三、〇二六	一六九、八一五	―	四一、八六三	三、八二三、六八〇	―
察哈爾	民國三年	四七五、三二一	七、七〇八、八〇〇	―	―	―	―	―	―	―
	同　四年	一四、九七七	一、〇九五、七六〇	―	―	―	―	四二	二八、三〇〇	―
	同　五年	一〇、一七八	一〇三、一八四	―	―	―	―	三八	三三、三五〇	―
	同　六年	九四、八二五	三〇〇、二七一	―	―	―	―	五六	二、八〇〇	―

綏遠	1	2	3	4	5	6	7	8	9
民國三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同六年	七七,三〇六	一,四一五,七二四	—	—	—	—	三,三四七	一三,八八〇	—

第十五章　蠶　業

第一節　家　蠶

第一款　栽　桑

滿洲に於ては人工を加へて、桑の栽培を行ふものは殆となく近時僅に日本產桑を移植するものを認むるに至つた。多くは野桑を用ふるのみ、其他吉林地方ては柳葉を以て蠶を飼育し居るものもある。

栽桑法　栽桑法に關しては近時滿鐵農事試驗場に於て試驗中にて其成績は次項に揭くるも滿洲は概して夏期の生育期間短く秋末氣溫の降下急にして冬期の寒氣亦激烈てあるから若し、年數回の養蠶を營まんとするには、春蠶專用と、夏秋蠶專用との兩種の桑園を設置しなければならぬ。春秋蠶兼用桑園は年二回の收穫に依つて當年の收量は大てあつても翌春後の收量減少し結局不得策てある。

仕立法　其仕立法には、高刈、低刈等の法かあるか高刈或は拳式の如き仕立法は豫期の收穫を擧ける

野桑



桑　園（遼陽滿鐵苗圃）

迄には比較的長年月を必要とするから少くとも滿洲の現狀では稍密植せる低刈桑園の設置を以つて目前の急に備へなければならない。

一、在來桑

滿人農家か宅地の周圍等に數株の桑を栽植して居るのは時々目擊する處てあるか、是等は何れも野桑をそのまゝ移植したものか多く、特定の桑の種類を無性的に蕃植して、各地に傳へ是を栽培することは殆となない。故に滿人の養蠶に使用する桑は凡て在來桑卽ち野桑なりと云ふも不可はない。從て普通農業上に謂ふ處の桑の品種なるものは在來桑には之を認め難く又各地に分布する野桑は主として鳥獸の媒介を以て傳播

するものであつて何れも實生であるから種々の特性形態を示してゐる何れも耐寒性に富み且つ發芽の早い長所があるから、左の諸點に留意して良種を選別するならば或は春蠶專用桑として或は稚蠶用桑として吾人に意外の利益を齎すことがあるであらう。

一、枝條の發育良好にして側枝の放出少き種類を選ぶこと。



熊岳城に於ける桑仕立法試驗（一）

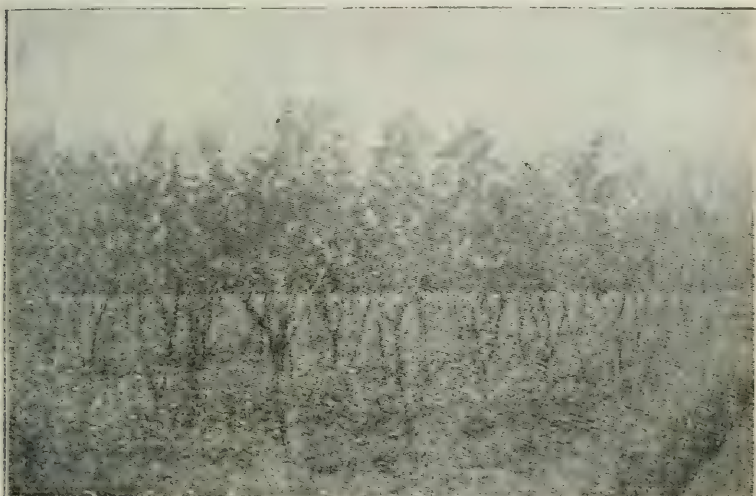
一、葉は全緣なるか或は裂刻淺く少くして大形に、葉肉厚く、葉の硬化早からざること。概して葉面粗雜なるものは硬化早く、平滑なるものは此に反する傾がある。

一、節間遠きに失せないこと。

一、栽培して收葉量の大なること。

枝條の發育旺盛にして葉は大形且葉肉厚く節間近けれは然らさるものに比し概ね收葉量の多きことを豫想し得。

然し在來桑から適良の種類を選出し之を改良普及することは一朝



熊岳城に於ける仕立法試驗（二）

一夕の事てはない、却つて日本種を輸入するに如くはない。

二、在滿日本桑の發芽月日及收量

滿洲に日本桑を栽培し、其發芽月日及收量如何を知る爲に數種の桑に就て行つた過去四年間の品種試驗成績を擧くれは次の如くてある。（滿鐵農事試驗場熊岳城分場成績）

(一)、累年發芽月日調査表

桑品種＼發芽月日＼年次	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	四箇年平均
山中高助	月日 五・一三	月日 五・一〇	月日 五・一六	月日 五・九	月日 五・一三
伊達赤木	五・一三	五・一〇	五・一七	五・一〇	五・一三
市平	五・八	五・六	五・一二	五・四	五・八
多胡早生	五・九	五・七	五・一三	五・四	五・八
島の内	五・一三	五・一〇	五・一七	五・九	五・一三
魯桑	五・九	五・九	五・一四	五・六	五・一〇
六種平均	五・一二	五・九	五・一五	五・七	五・一〇

備考　桑樹は概して發芽後四、五日を以て第一葉を開き爾後約三日毎に一葉を加へる。

(二)、累年收量比較表

桑品種＼反當葉量＼年次	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	過去三箇年平均
山中高助	貫 一二六、四四五	貫 一二八、四六六	貫 八四、〇九四	貫 二一〇、五三九	貫 一四一、〇三〇
伊達赤木	一二六、四七六	一二〇、九六〇	九一、九五一	二四四、一二八	一五二、三四七
市平	―	一〇四、七六一	九九、一八五	二〇九、五九八	一三七、五一五

多胡早生	—	一〇六、一九一	九一、三〇七	一八九、三〇〇	二六八、八六六
島の内	二六、〇四三	二四、二一六	八六、三七九	一七五、一四五	二二七、九一三
魯桑	一五、一七六	九一、九〇八	六七、五三七	一一七、九三五	九二、四四五
六種平均	二三、七一〇	一一三、五四八	八六、七二四	一九〇、七五四	一五〇、〇二一

備考

一、大正三年四月植附反當五四〇株　低刈仕立

二、埴質壤土にして地味不良ならされども二年間無肥料にて「シンジュ」を播置きし跡地なれば地力減耗し且つ當初二年間は同樹の殘根より無數に萌出し植付當年の桑樹發育に不良の感化を及ぼした。

三、大正七年收穫迄の四箇年間施肥量累計反當土糞一、一〇〇貫、人糞尿三五〇貫、大豆粕四、五貫。

四、大正六年は稀有の旱魃の爲め四齡期より桑樹の發育停止し著しき減收を來した。

右は特に施肥に努めて最大收量を擧げんと試みた桑園でなく加之反當五百四十株は稍々疎植に失するから千本內外の株數を利益とする。右は前作物の爲に或は天災の爲に時々發育を阻害せられた桑園の實例であるから此程度の收量を一般に望むことは敢て難事でない。概して完成した桑園卽ち栽植後三、四年以後の桑園一反步から約二百貫內外の收穫あるものと見るも大した誤はなかろうと思ふ。

桑田面積　民國六年度に於ける第六次農商統計に從へは桑田面積奉天省に於ては三二、五〇三畝熱河區に

八〇畝を計上してゐる。之は桑樹を他の田圃に混在してゐるものをも含む。

關東州に於ける桑樹

關東廳に於ては州内の風土蠶業に適するを認め明治四十三年以來桑苗を配付し奨勵につとめて居る桑苗配付を擧くれは次の如くてある。

桑苗配付數（單位本）

明治四十三年	同四十四年	大正元年	同　二年	同　三年	同　四年	同　五年	同　六年	同　七年	合計
二、五〇〇	二七、九二五	一九、六四〇	二九、六二〇	四〇、九四七	二七、〇三五	二〇七、五八五	八〇七、七〇三	一、二五〇、〇〇〇	二、四一三、九五四

桑畑段別は大正五年末に於て四十八町歩てあつたか漸次增加し、大正七年末には二百六十町歩を算するに至つた。桑樹は發育旺盛にして反當り十二、三圓の施肥を爲せは梢長十五、六尺に達するものかある。春刈桑樹は秋季條長六尺以上に伸長し春蠶期刈桑三、四百貫匁を收穫し秋蠶期更に二百貫匁内外を穫ることは困難てはない。

大正五年度末現在桑畑並に山桑本數

所轄	桑畑反別	山桑本數			
		五—一〇尺	一〇—一五尺	一五尺以上	合計
旅順	二〇・九四町	一、三〇五本	五二四本	一四八本	一、九七七本
大連	八・三二	二四七	七六	一九	三四二
金州	一六・六四	五、四六二	一、一九五	三六八	七、〇二五
計	四五・九〇	七、〇一四	一、七九五	五三五	九、三四四

第二款　滿洲に於ける養蠶期節

氣候と養蠶業

氣候と養蠶業との關係は桑樹及蠶兒と氣候との關係となる、卽ち食物となる可き桑葉の發育良好ならねは蠶兒は養ひ難く又たとへ屋内に於て養蠶すとはいへ其外圍の氣候か豐凶に至大の關係を有することゝなる。

日本内地にては春期外溫、華氏六十度近くに昇つた頃から春蠶を初め、秋期外溫六十五度前後に下降した頃には晩秋蠶を終るを普通としてゐるから此處に春期外溫か累年平均十四度（華氏五十七度二分）に昇つた日から秋期十八度五分（華氏六十五度三分）に下降する迄の期間を養蠶期節として計算すれは次の如くてある。

養蠶期間算定表

地名＼目標	氣温十四度に上昇する日	氣温十八度五分に降る日	飼育期間
大連	月日 五・七	月日 九・二五	一四二日
旅順	五・七	九・二五	一四二
營口	五・六	九・九	一二六
奉天	五・三	九・四	一二四
長春	五・一七	九・一三	一一九

地名＼目標	氣温十四度に上昇する日	氣温十八度五分に降る日	飼育期間
長野	月日 五・一〇	月日 九・二二	一三三日
前橋	五・三	九・二五	一四六
福島	五・八	九・二三	一三九
秋田	五・二三	九・一八	一二〇
青森	六・一	九・一三	一〇五

以上の如く氣温を以て算定したる南滿洲の養蠶期節は豫想外に長く大連、旅順は長野、前橋兩地の中間の養蠶期節を有し營口、奉天は略〻秋田と相伯仲し、長春にあつてすら秋田に劣ること僅に一日に過きない。

然し日本各地の春期氣温の上昇は多く漸進的なるに反し、滿洲各地は急激に昇騰する結果、等しく氣温か十四度に昇つた當時ても、桑樹か早春來、享受した溫熱量と其期間は日本各地に比し滿洲の方か少いのは事實てあつて、普通內地ては外溫十四度に昇つた時は稚蠶用の桑葉に不足かないか滿洲ては概して猶、發芽前て既に發芽したものも利用し難い、又秋末氣溫の急激なる降下に落葉期前既に激霜のため黑變するものかあり實際は右表の如くには行かぬ。例へは熊岳

在來蠶



滿洲に於ける養蠶

城、(營口を以て比較)の養蠶期節は五月十五日過きならては春蠶期に入り難い、晩秋は九月十四、五日迄は飼料的價値あるものてある。之を以て見るも奉天以北ては實際の養蠶期間は短縮せられる。

第三款　滿洲在來蠶

滿人の間には眞の養蠶業なるものなくたゝ好事的、娯樂的に育蠶するに過きす、從つて養蠶の方法も各自各樣て蠶具の如きも特別のものはなく有合せのものにて代用してゐる。從つて其蠶種も頗る雜駁て、繭絲質亦不良て採るに足るものかないかたゝ經過の早いこと、上簇することゝ日本種に比し五、六日早きを長所とする。

左に滿鐵農事試驗場熊岳城分場の在來蠶に就いての特性表を擧く。(但特別の名稱なきものは地名

を以て代用す、溫度七十三度濕度五十五、六度の室內にて、大正五年に飼育した成績の中から拔抄したものてある)

名標	採集地	幼蟲の斑紋	繭の色	飼育日數（日時）	繭一顆絲量（円）	絲長（同）	纖度（デニール）
臭水子一號	(周水子)	黑縞	白、金黃	二七・七	〇・〇三三、〇・〇三三	四五七、四三七	一・五、一・四
		普通	白、金黃		〇・〇三三、〇・〇三五	四一〇、四六〇	一・六、一・六
臭水子二號	(周水子)	黑縞	白	二七・七	〇・〇三三	四五〇	一・五
正藍旗	(正藍旗)	姬蠶黑縞	白	二八・二三、二八・一	〇・〇三六、〇・〇二八	五二三、五一三	一・五、一・六
黑老虎	(三個堡)	普通黑縞	白	二八・三	〇・〇三〇、〇・〇三〇	三三五、四三〇	一・八、一・四
鷄冠山	(鷄冠山)	暗色虎斑白縞	白混笹繭	二七・二三	〇・〇三七、〇・〇二九	四五〇、三二〇	一・八、一・七
九道框	(三個堡)	普通白縞	白	二六・三	〇・〇二五、〇・〇一八	二九〇、三七三	一・五、一・五

右は頗る概略の成績てあるか、在來蠶種か如何に難駁劣惡なるかは一見しても明てあつて、同一種てあつて、其特性一定せす年々繭絲質も變動し其眞價も定め難いか劣等なるや疑を容れない。

第四款　關東州に於ける蠶業

關東州に於ける蠶業

滿洲に於ける養蠶業は前述の如く未た副業の域にも達しないか關東廳にては桑苗の配付と共に大正二年以來蠶種を無償配付し、一方技術員をして指導奬勵に任せしめ又簡易なる傳習所を設け或は生産繭の共同販賣を斡旋する等百方勸奬の結果、近年農家の副業として有利なるものの一となり、産繭額は大正四年以前は不明なれと收繭額百貫内外なる可く、大正五年には六百四十餘貫匁、同六年には八百五十七貫、同七年には約二千貫に達した。

左に州内の家蠶飼育成績を擧く。

家蠶飼育成績

種別		飼養戸數	掃立枚數	産繭額	掃立一枚に對する産繭額	産繭價額
大正五年	春蠶	三七〇	二〇〇	五二六、三九一匁	二、六三一匁	二〇八、八九八円
	夏蠶	四	一七	五〇、四〇〇	二、九六五	二三、〇〇〇
	秋蠶	六	二三	六四、五八〇	二、八〇八	二七、六四〇
	計	三八〇	二四〇	六四一、三七一	平均 二、六七二	二五九、五三八

大正六年	春蠶	三五七	二四八	六〇五,五〇三	二,四四三	三,九六九,六八〇
	夏蠶	一〇	四三	四〇,七三三	九四七	二七一,三三〇
	秋蠶	七八	一二四	二一〇,七九八	一,七〇〇	一,二九四,四三四
	計	四四五	四一五	八五七,〇三三	平均 二,〇六五	五,五三五,四四四
大正七年	春蠶	八〇八	五七五	一,五六〇,〇〇〇	二,七一三	一〇,一九三,〇〇〇
	夏蠶	四	一三	三五,五〇〇	二,三四九	一八八,〇〇〇
	秋蠶	二三〇	二八七	六〇四,〇〇〇	二,一〇四	三,九三一,〇〇〇
	計	一,〇四二	八七五	二,一九四,五〇〇	平均 二,五〇六	一四,三一二,〇〇〇

蠶種配付數（秋蠶は二十八蛾附一枚を單位とす）

種別	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	合計
春蠶	五四	一二〇	一六六	二四八	六四六	一,二三四
夏蠶	—	—	—	四三	—	四三
秋蠶	五四	一二〇	一六六	一二四	二九二	七五六
合計	一〇八	二四〇	三三二	四一五	九三八	二,〇三三

大正五年度所轄別春秋蠶産繭額を擧くれは次の如くである。

春蠶産繭額

所轄	飼育戸數	掃立月日	掃立枚數	收繭額
旅順	四三戸	自五月十日 至六月七日	九六枚	二六七貫
大連	一〇	自五月十六日 至六月二日	二一	二八
金州	二一七	自五月十日 至六月七日	二〇〇	五二六
計	二七〇		三一七	八二一

秋蠶産繭額

所轄	飼育戸數	掃立月日	掃立枚數	收繭額
旅順	五戸	自六月二十日 至八月九日	三〇枚	九〇貫
大連	四	自六月二十日 至八月七日	九	二二
金州	一	自六月二十日 至八月十二日	一	三
計	一〇	自六月二十日 至八月十二日	四〇	一一五

第二節　柞　蠶

第一款　沿　革

柞蠶沿革　支那に於て柞蠶の發見せられたのは既に千數百年前なれど、產業の一として發達するに至つたのは比較的近代のことであつて、淸朝以後にある。

滿洲に於ける柞蠶の起原は嘉慶道光の間にあるものゝ如く、卽ち蓋平地方には百年前から柞蠶絲の取引行はれたるに依つても知られる。東海岸地方から寬甸、鳳凰城地方の如きは概ね光緖以後の發達に係る。孰れも山東人の移住と共に開拓せられたものであらう。遼陽、鳳凰城、安東、寬甸及北方新開地は其技猶幼稚にして收穫亦不定なれど、唯、岫巖、蓋平、及海城諸縣州の所謂東山と稱する地方は稍々進步の域に達し農業上既に重要の位置を占めて居る、而して今日にては漸次放蠶の地域を擴張して北は海龍城、吉林府地方に及ひ且つ柞樹に飼養するのみならす蒿柳に放蠶するの新法を見出した。

第二款　柞蠶繭產地

產　地　柞蠶繭產地は奉天省遼河以東にして、遼東半島を最とし其著名なる產地は蓋平、岫巖、寬甸



滿洲柞蠶絲

安東等てあつて鳳凰城、海城、莊河等之に亞く其他遼陽、鐵嶺、昌圖、復州、金州、懷仁、通化、臨江、輯安、興京、海龍等の各縣何れも多少の產かある。黃海岸黃土坎を中心として以東を東山繭、以西を西山繭といふ。

奉天省に於ける著名なる蠶場を擧ぐれは次の如くてある。

蓋平縣　花紅峪。猪紅峪、大頭溝、三脚山、潘家店、梨子園、接官廳、万福莊。

鳳城縣　雪裡店、湯山城、賽馬集、靉陽城。

遼陽縣、大連河、吉洞峰、隆昌以南。

寬甸縣、二隴渡、碰子溝、石柱子、北蒲石河、長甸、大蒲石河、小蒲石河

安東縣　紅石砬子、梨樹溝、舖板山、後東大河

岸、三藏臺、銅鑛嶺、佛兒山、太平山、高麗橋子、長泡。

恒仁縣　太平峭、大林子。

次に各縣に於ける蠶場の概數を擧く。

遼陽一七〇、復縣一、一四三、安東一、五七五、海城五六一、岫巖七七〇、寛甸二、五二七

蓋平五、三五七、鳳城六六三、桓仁五一。

第三款　柞蠶の飼育

飼育法　飼育地に於ける柞樹は我國の櫟、楢、槲等であつて安東、莊河、岫巖、鳳城、寛甸の諸縣は皆自然林であるに反し、蓋平地方は多く造林法を行つてゐる。柞蠶を柞樹に放育する處を蠶場と稱し、乾燥地にて日光直射し透風其度に適ひ、北風を避くる山陽の地かよい。蠶場の單位を一把煎子（イーパーチエンツ）といふこれ苦力一人にて一箇の剪子を用ゐ蠶兒を飼育する所の面積を稱し、柞樹三千五六百株乃至四、五千株(約二十畝内外)あり、四、五萬乃至十萬箇の收繭を得られる。

蠶場は三、四回輪伐法を行ふを例とする卽ち三、四年毎に一回剪伐し樹の高さ七、八尺に至るを限度として十三、四年を過くれは漸く衰朽に赴いて飼育に適さなくなる。此蠶場の賦課税金は普通二、三角より五、六角てある。

第四款　飼育の時期

飼育期　春蠶は清明節（凡そ陽曆四月初旬）の候に至り蛾は繭を破つて出て一晝夜にして產卵を始め、一兩日にして了る。卵は十二、三日の後、卽ち穀雨の頃に至りて孵化するか一齡中は樹芽兒と稱する嫩い樹技の束に放ち二齡にして始めて蠶場に放養する夏至に至り繭を營み數日にして完成するを以て收穫する。

秋蠶は初伏の候（春蠶結繭後約二十餘日後）出蛾す、蛾は交尾後直ちに蠶場に送つて產卵せしめる。卵は春蠶より稍々速てあつて十一、二日の後孵化す後四十餘日て繭を見る。寒露節（陽曆十月初旬）に至り收穫する。要するに出蛾より收穫に至る迄蠶場に於ける一期は約三箇月を要することゝなる。

第五款　收繭率

收繭率　收繭は氣候、疾病、鳥蟲害等の障害多く、一定の標準を見出すことか困難てあるか普通一把剪子の收穫は其所用種繭を基礎として又其樹數を基礎として計算すれは、北方ては六萬箇、南方ては七、八萬箇てある。各地に於ける收穫率を示せは次の如くてある。

寬甸地方（一把剪子に付）

所用種繭數　四千箇
上作の年　收穫高　八萬箇　十箇年中二箇年位
中作の年　同　五萬箇　同　六箇年位
下作の年　同　二萬箇　同　二箇年位
十箇年平均　同　五萬箇

岫巖地方(同前)

所用種繭數　六千箇
上作の年　收穫高　十萬箇　十箇年中四箇年
中作の年　同　六萬乃至八萬箇　同　四箇年
下作の年　同　四萬乃至三萬箇　同　二箇年
十箇年平均　同　七萬五千箇

蓋平地方(同前)

所用種繭數　五千五百箇
上作の年　收穫高　十五萬箇　十箇年中二箇年

中作の年　收穫高　十萬箇　十箇年中三箇年
下作の年　同　五萬乃至六萬箇　同　三箇年
凶作の年　同　二萬乃至三萬箇　同　二箇年
十箇年平均　同　八萬一千五百箇

第六款　繭の集散

繭の集散　各柞蠶市場に於ける年平均集散額を擧ぐれば次の如くである。

市場	集散年額	市場	集散年額
貔子窩	二、〇〇〇[illegible]	大孤山	三、〇〇〇[illegible]
莊河	三、〇〇〇	青堆山	三、〇〇〇
紅旗河	一、〇〇〇	黃土坎	七、〇〇〇
龍王廟	二〇〇	大東溝	三〇〇
安東	七〇、〇〇〇	海城	八、〇〇〇
松樹	六、〇〇〇	蓋平	四〇、〇〇〇
熊岳城	七〇〇	開原	一、〇〇〇

旅順	八〇〇	遼陽	一、二〇〇
合計	一五四、四〇〇		

但し一籠の容量は約三萬乃至五萬粒あれど四萬内外を普通とする。

第七款　滿洲に於ける柞蠶繭の産額

産額　滿洲に於ける柞蠶繭の生産額は果して幾何なりや、統計の依る可きものなく不明であるか、奉天省に於て柞蠶繭總産額平均約二十三萬籠(七十六億萬箇)九百八十萬元内外、此内安東附近は約七萬籠、三百萬元内外である。

滿洲に於ける生産繭は殆と其大部分輸出せらるゝものであつて、洲内の消費高は製絲高の約二割と見て大差なきものゝ如くである。

今支那實業統計に依つて東三省の柞蠶飼養戸數及收繭製絲量を見るに次の如くであるか、其數の確實なりや頗る疑はしい。

縣名		飼養戸數	收繭量	製絲量
奉天省	鳳城	二、七三八戸	九八、八二〇擔	一四八、二三〇斤
	莊河	五、二九七	一三九、四七一	三一三、八一〇

遼陽	一二四戸	一、五〇〇打	三三七〇斤
復	一、三九五	三、一一四	七、〇〇〇
岫巖	三、七八五	五四、三九二	二二、二四〇
撫順	一八七	二一七	四九〇
海城	一、五五四	一四六	三七〇
蓋平	四、四七〇	二三八、一九四	一、六五六、〇〇〇
鐵嶺	七	五八〇	一、三〇〇
本溪	三二五	三四	—
北鎭	一五	二二	五〇
綏中	二〇〇	二三七	五二〇
東豐	五〇	五〇〇	—
西豐	二、五七六	四、七九〇	一〇、七八〇
西安	四八九	一、五〇〇	—
柳河	七五	一六六	三七〇

	安東	一〇、五三九	二二、〇〇〇	四、九〇〇
	寛甸	二、八一八	七〇、〇〇〇	一五七、五〇〇
	計	三六、六四四	六三五、六八二	二、三一六、九四〇
吉林省	吉林	六	一〇	—
	伊通	六	一五	—
	磐石	一一	三六	六三
	楡樹	三	八	—
	計	二六	六九	六三
黒龍江省	龍江	一	二	七
	綏化	一	四〇	一〇四
	計	二	四二	一一一
合計		三六、六七二	六三五、七九三	二、三一七、一一四

次に蠶繭に關する民國六年度の統計を示せは次の如くてある。(民國六年第六次農商統計表)

蠶繭

		春蠶繭	夏蠶繭	秋蠶繭	柞蠶繭	計
奉天省	民國三年	六六一,三三七斤	—斤	五六三,四七二斤	一三六,九九八斤	一,三六一,七〇七斤
	同四年	七〇六,三〇四	—	五六八,八一一	一四一,〇三三	一,四一六,一四八
	同五年	六八一,三〇〇	五五〇,一八二	一四六,五二八	—	一,三七八,〇一〇
	同六年	—	—	—	—	—
					天蠶繭	
熱河區	民國三年	一,八〇〇	一,六四二,六〇〇	—	一七八,〇〇〇	一,八二二,四〇〇
	同四年	—	五七,六八八	—	九,七五五	六七,五四三
	同五年	—	一,四七四,五六三	—	一一,〇一七	一,四八五,五八〇
	同六年	一〇,〇〇〇	一〇四,五八六	—	一〇八,三四五	二二二,九三一

春蠶（民國六年）

	養蠶戶數	繭 數量	繭 價額	玉繭 數量	玉繭 價額	屑繭 數量	屑繭 價額	出殼繭 數量	出殼繭 價額	計 數量	計 價額
奉天省	一〇,五三三	三一八,二四七斤	三九,四四四円	七,三八四斤	五,一六六円	二,七七七斤	三一〇円	三,〇九四斤	五一五円	三三一,五〇二斤	四五,四三五円
熱河區	三五	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇

夏蠶											
奉天省	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熱河區	一、六六八	九二、九四九	二三、三三九	四、五三六	四五二	三、五三九	一七六	三、五七二	一、七三八	一〇四、六八六	二五、六九五
天蠶											
奉天省	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熱河區	三五	八七、二〇〇	九、〇〇五	一三、二〇〇	六六〇	二、九六〇	一四八	四、九八五	一〇五	一〇八、三四五	九、九一八

要之に、滿洲に於ける柞蠶繭の産額は年の豐凶に依つて甚しい差等あるのみでなく統計の正確なるものなき爲め一般に繭及絲の輸出額及地方の消費額から推算が行はれる。平年作に於ては五、六十億粒（取引は凡て千粒建を以てする）である。

滿洲柞蠶繭産額推算表

一、繭千粒の繰絲量（大枠）を平均九十匁と看做す即ち絲一擔に要する繭數は平均十七萬七千七百七十七粒である。

二、繭千粒の重量を平均十一斤と看做す即ち一擔の粒數は九千九十一粒である。

三、最近五年間平均の絲輸出額は一萬八千二百九十五擔、同上繭輸出額は十九萬九千八百二

十二擔である。

四、地方の需用量を總産額の一割と推定する。

$$\frac{(18,295\times177,777)+(199,822\times9,091)}{0.9}=5,632,235,574$$

第八款　柞蠶業の收支

收支計算　養蠶業には副業的のものと專業的のものとあり、前者は概ね自己所有の蠶場を使用して其規模も大ではない。後者は土地在住者よりは寧ろ渡來して蠶業に從事するものであつて、多く山東地方より來り、大蠶場を賃借する。賃借料は一般慣習に從へは收繭額の二割に當る現品又は代價を地主に納める。

今一把剪子を自作する場合に於ける收支を示せは次の如くである。

支出の部		收入の部	
繭種（五百個單價二錢）	元 一〇・〇〇	良繭	元 一〇六・九五（七千五百個）
苦力賃	二五・〇〇	不良繭	一・四八（三千五百個）
食費	六・〇〇	輪伐薪木代	一・〇〇

害蟲驅除	一・一五	出殼繭	三・五〇(五千個)
彈薬	〇・七〇		
數算料	一・〇〇		
租税	一・〇〇		
蠶具費	一・〇〇		
計	四五・八五		一二二・九三
差引純益	六七・〇八		

第十六章　果樹園藝

概說　滿洲に於ける果樹栽培は、其需要の大なる點に於て最も有利と認めらる。而も斯業の發達遲かりしは、氣象及土壤等の不利なるに依ると云ふよりも果樹の品種、原始的にして改良種少く一般に果物を必要と認めなかつたこと、栽培の法幼稚にして收穫不定以つて專業となすものなかりしこと等である。然れ共今や滿鮮地方の需要多く、每年直隷、山東地方より遠く諸外國よりも輸入せらるゝ額の少からず年々輸入果實は大約四、五十萬兩に達す是等の原因か滿洲果樹栽培業を刺戟し、加ふるに南滿一帶の氣象風土共に果樹の爲に宜しきを以つて將來此地方一帶は一大果樹園藝地とならむとしつゝある。

第一節　天然要素と果樹

一、氣象狀態

氣候と果樹　現今各園に於ける果樹栽培地として冬期の平均氣温零下十度以下の處なく又之を栽培して結果良好てない。此點より見て我滿蒙の果樹園藝業の發達は奉天以北にては困難なるへく、副業

的に又は自家用としての栽培を除いては望少きものと云はねはならぬ。

然れは果樹園藝業は南滿洲殊に奉天以南の地に行はなけれはならない。此地方を氣象上より見るに米國の果樹栽培地に比して稍々劣るも、日本、朝鮮等の果樹栽培地に比して遙かに良好なる氣象的天然要素を有してゐる。卽ち、

(一) 春期に於ける氣溫の上昇迅速にして、且つ比較的高溫なること。
(二) 夏期雲量著しく少きこと。
(三) 日照時數甚た大なること。
(四) 夏季の平均濕度小なること。
(五) 果樹の發育期に於ける降水量甚た小なること。
(六) 終霜期の甚た早きこと。

等にして稍々不利なる點は暴風日數大なること及ひ冬季に於て最低氣溫の降下稍々大なることである。

二、地勢及土壤

地勢土壤と果樹

南滿洲の地勢は南東部は長白山脈の餘波をうけて廣漠たる農耕地に乏しいか丘陵の傾斜地は



熊岳城に於ける果樹試驗（一）

卻つて、果樹栽培に適し南西の一局部又興安嶺の支脈によつて古くから果樹栽培地として知られる處かある。

滿洲は乾燥甚しいため其土壤の下層に粘土を有するものゝ方適當し砂礫のものに勝る、然し排水の不完全なる地は勿論不適である。土壤の性質は腐植質に缺乏し、窒素質又比較的少く、燐酸及石灰に豐富である、卽ち有機成分に於ては稍々缺くる處かあるか、無機成分に於ては稍々日本內地よりも豐饒の傾向かあり、果樹栽培地として良好である。

第二節　果樹の種類及品種

滿洲に於ける果樹の種類少からす、卽ち梨、苹



熊岳城に於ける果樹試驗（二）

果、海棠類、クラブ林檎、葡萄、桃、李、杏、櫻桃、柿、棗、柘榴、山楂等種々あるか其品種は頗る原始的にして單純てある、これ支那人の果樹栽培法の幼稚なるに基くものてある。內梨及ひ葡萄は支那の重要果樹てあるから比較的品種數も多いか良種に乏しい、然れ共近時邦人の經營增加と關東廳及滿鐵農事試驗場の良種配付並に指導とは滿洲の果樹栽培の開發に寄與する處大てある。

（一）梨　梨は支那に於ける重要果樹の一にして其果實の性質に依つて二つに區別することか出來る一は日本梨の如く肉質粗硬砂粒多く比較的長く貯藏に堪ふるものにして、鴨梨、紅梨、之に屬す他の一つは其肉質洋梨の如く後熟後肉質溶解性となるものであつて、尖把、鴨廣梨等之てある。



農家の果樹栽培

現今支那梨の品種多々あるも優良と認められるものは鴨梨、萊陽梨、紅梨、北京白梨、秋白梨、蜜梨、香水梨、波梨、鴨廣梨等である。

右の外農事試驗場等にて試驗中にして滿洲に適すへしと思惟せらるゝ品種を列擧すれは次の如くてある。

和種 早生赤、眞中、長十郎、幸藏、赤穗、泰平、二十世紀、太白。

洋種 Duchesse d'Augonlem, Beurre d'Anjon. Bartlett, Clappi Favorite, Flemish Beauty, Kieffer, Seckel, Wilder Early, Winter Neles.

苹果

(二)苹果類 滿洲產苹果及クラブ林檎は其形質獨特にして歐米種のものとは其性狀を異にする。是

等の果樹は多産にして品質も亦よし。

支那苹果は、樹姿稍直立、果實は中より大形、外觀頗る美麗、果肉白色海綿の如く、漿液少く、甘味なれど酸味に乏し、支那人は此酸味なきを喜ふ、之に屬する優品には、白苹果及中國苹果及洋紅子と稱するものかある。植物學上は Malus Prunifora 族に屬する一栽培品種てある。

クラブ林檎に屬するものは樹性直立し、恰も草箒の逆立したる如き形態てあつて植物學上は Malus Baccata の變種にして實生其他の方法に依つて生成されたものてあらう其品種の主なるものに花紅、沙果子、海棠、打扇紅、拆子、白賓子等かある。

葡萄

（三）葡萄　支那葡萄は歐洲產と同樣中央亞細亞より輸入せられたものてあつて、二千有餘年前に漢の武帝の時輸入せられたといふ。果實は優良にして、在來種果物中最も優る、一般に大穗にして顆實は白色、紫色、帶紫紅色にして無核葡萄の外は凡て大形、果肉と果皮の分離宜しからさるも果肉と核との分離頗る容易にして淡白なる多量の糖分を藏し、酸味、澁味少くよく久貯に堪へる、又果皮厚きため運送に耐へ商品として價値大てある。栽培地は金州以南を適地とす。

其品種には龍眼、紅雞心、牛奶、玫瑰香 (Muscat Hamburg)、紫葡萄一號 (Black Hamburg)

紫葡萄二號（Gros Colman）、紫葡萄三號又は紫雹霜、黑牛奶、紫牛奶、晩黃玉、水晶葡萄、無核葡萄、又は西藏葡萄等がある。

杏

（四）杏　杏は滿洲各地に自生し又奉天以北の寒地にもよし主として黃色種であつて大杏、杏仔等の品種がある。

李

（五）李　品質一般に粗惡果實としての價値少い、李梅、青皮翠、大紅李、臥李仔、李仔、青翠李仔等の品種がある。

桃

（六）桃　桃は支那の原產にして分布極めて廣い品質も多く品質又優良である。其品種には血桃紅桃、蜜桃、英嘴桃、洋桃等がある。

柿

（七）柿　滿洲に於ては其栽培品種少く其氣候柿の栽培に不適當である。

棗

（八）棗　主として住宅の附近廟園の周圍に栽培せらる品種には牙棗、蜜棗、無核棗、素心棗、合絲棗等がある。支那重要果樹の一である。

柘榴

（九）柘榴　主として觀賞用であつて果實果皮の紅色なると白色なるものとがある。

山楂

（一〇）山楂　分布廣く品種も頗る多いが特殊の名稱あるものなく大山楂又は小山楂等形の大小に依つて之を區別して居る。

第三節　果樹栽培法

一、繁殖法

栽培法

滿洲に於ける在來果樹繁殖法は實生、挿木、接木の三法があつて、接木には芽接（八月中下旬行ふ）と割接（春期解氷後）とを行ふ。

二、果樹園及栽植法

果樹園は殆ど全く果林であつて南又は北に山を負ふ南北の傾斜地に多い。傾斜のやゝ急なる處は階段を作ることがある苗圃を特に設くるものは少い砧木を一定の距離に本圃に植付け置く定植の時期は春解氷後其距離は梨　苹果は四間乃至六間、葡萄、杏は不定、定植方式は正方形、長方形、三角形等がある。

三、仕立及剪枝法

果樹中葡萄を除く外は殆ど仕立法及剪枝法に留意するものがない、葡萄は殆ど棚作にて山海關地方にては棚の一端より他端に至るに從ひ高く六七尺に及ふ。南滿洲にては高低兩端共差異がない。剪枝は舊十月之を行ひ防寒設備をなす。

四、管理法

葡萄に灌水を行ふ、施肥は土糞、大豆粕等を春期解氷後行ふ。年數回除草を行ひ夏秋兩季の間に二三回耕鋤をなす時として間作として粟、大小豆を輪作することかある。袋掛は支那人間には行はれないか邦人經營のものに之を見る。防寒設備として葡萄、高粱稈類を覆ふ。病蟲害驅除豫防等を行ふもの殆となきも梨樹等の腐爛病を剝き取ること行はれる。

五、收穫

收穫人夫は各手提籠の類を携へて樹に上るか又は梯等に上り手にて收穫する。收穫果物は大小傷の有無に依つて三、四等級に分たる。

收支計算

果樹栽培收支

一、支那人經營（一反當）　熊岳城韓咸文梨園（樹齡四十一年生）

支那梨

支出の部		內譯	單價
肥料（土糞）	五・四〇〇円	九百貫に付	〇・六〇円（百貫）
中耕除草	一・二一六	犂一臺 苦力八分	一・〇〇（一臺） 〇・二七（一人）

樹幹剝皮	〇・二一六	苦力八分	〇・二七（一人）
收穫	〇・九九九	苦力三人七分	〇・二七（一人）
果實選別荷造等	一・二四二	苦力四人六分	〇・二七（一人）
運搬	二・〇〇〇	馬車二臺	一・〇〇（一臺）
地代	二・五〇〇		
雜費	一・六〇〇		
合計	一五・一七三		

收入の部

果實	三七・五〇〇	百八十七貫五百目	〇・二〇（一貫）
差引純益	二二・三二七		

二、日本人經營　旅順田家屯　久保田貴登經營果樹園（明治四十二年開園）

開墾坪數

四十二年	四、一二〇坪	大正元年	五一〇坪
四十三年	四、〇〇〇坪	計	一五、五五〇坪
四十四年	六、九二〇坪		

費目＼年度	四十二年	四十三年	四十四年	大正元年	二年	三年
地代	円 ―	円 ―	円 ―	円 二・五八	円 一八・五〇	円 一八・五〇
苗木代	八二・〇〇	七二・〇〇	六二・〇〇	二〇・〇〇	一〇・〇〇	―
肥料代	八〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一三〇・〇〇	一八〇・〇〇	二〇〇・〇〇	二五〇・〇〇
苦力賃	二五〇・〇〇	二三〇・〇〇	三一〇・〇〇	二八〇・〇〇	二八〇・〇〇	三二〇・〇〇
農具	四〇・〇〇	二〇・〇〇	一五・〇〇	一九・〇〇	一八・〇〇	一六・〇〇
葡萄垣及其他雜貨	二〇・〇〇	二〇・〇〇	八〇・〇〇	六五・〇〇	七〇・〇〇	八〇・〇〇
計、	四二七・〇〇	四四二・〇〇	五九六・〇〇	五六六・五八	五九六・五〇	六八四・五〇

總計　三千三百十四圓五十八錢

収入の部

種類＼年度	四十二年	四十三年	四十四年	大正元年	二年	三年
間作物	円 一〇〇・〇〇	円 一五〇・〇〇	円 一四〇・〇〇	円 七〇・〇〇	円 三六・〇〇	円 ―
葡萄	―	―	三〇・〇〇	一〇五・〇〇	一五〇・〇〇	一五五・〇〇

苹果	—	—	—	二·〇〇	一四·〇〇	一三三·〇〇
梨	—	—	—	一〇·〇〇	四〇·〇〇	一四五·〇〇
桃	—	—	五·〇〇	三〇·〇〇	一六八·〇〇	九〇九·〇〇
櫻桃	—	—	—	—	—	三〇·〇〇
葡萄	—	—	一〇·〇〇	三〇·〇〇	一〇·〇〇	四〇·〇〇
計	一〇〇·〇〇	一五〇·〇〇	一八五·〇〇	二四七·〇〇	四一八·〇〇	一、三九八·五〇

總計　二千四百九十八圓五十錢

差引損　八百十六圓八錢

第四節　果樹の產地及產額

第一款　產地

產地　南滿洲の氣候風土の果樹に適するは前述の通りてあるか、遼河の西部錦州附近及同東部遼陽附近より蓋平、熊岳城に亙る一帶の地は古來梨及葡萄の產地として知らるゝも、多くは自然に放擲して栽培其他に何等改良を施さぬ爲其價値を認められさりしも、關東廳及滿鐵會社は各種の試驗を行ひ且つ之か奬勵に努めたる結果、關東州及鐵道附屬地に於て果樹園を經營するもの

漸く多きを加へ來つた。且つ關東廳農事試驗場に於て生産の果樹苗木又は內地より購入のものを無償にて農民に配付しつゝある。明治四十二年以降十箇年間に配付した苗木數は四十餘萬本に達する。

次に主なる栽培地を擧ぐ。

地名	果樹の種類	土質
大連	梨、苹果、桃、葡萄	粘質—礫質壤土
旅順	梨、苹果、桃、葡萄	礫質—砂質壤土
田家屯	梨、苹果、桃、葡萄	礫質壤土
金州	梨、苹果、桃、葡萄	礫質—砂質壤土、壤土
得利寺	梨、苹果	砂質壤土
萬家嶺	梨	同
熊岳城	梨、苹果、葡萄	壤土—砂質壤土
盧家屯	梨	砂質壤土
蓋平	梨、葡萄	同

千山	梨	同
遼陽	梨、葡萄	同
奉天	梨、葡萄	同
鐵嶺	梨	壤土
廣寧	梨、葡萄	砂質壤土
周水子	苹果、桃、葡萄	壤土
三十里堡	苹果、桃	同
瓦房店	苹果	砂質壤土
虎庄屯	葡萄	壤土

第二款　果樹產額

產額　支那官憲の調査に依る滿洲の果樹產額は左の如くである。

一、奉天省

縣名＼種類	桃	杏	梨	榛子（はしばみ）	葡萄	櫻桃	山楂	山梨子	棗	計
瀋陽縣	三、〇〇〇斤	四、〇〇〇斤	三、二四〇斤	四、五〇〇斤	四〇、〇〇〇斤	—斤	—斤	—斤	—斤	五四、七四〇斤
撫順縣	—	—	五六、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	五六、〇〇〇
遼陽縣	—	一三三、四〇〇	一、三六一、一四〇	—	一〇、五六〇	八、六〇〇	三六、〇〇〇	一四二、八〇〇	—	一、六九二、五〇〇
蓋平縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—（桃梨杏棗）	四四四、三〇〇
鐵嶺縣	—	—	六三、五〇〇	九、〇〇〇	—	—	—	—	—	七二、五〇〇
本溪縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四、五八六
法庫縣	—	—	一八八、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一八八、〇〇〇
黒山縣	三六、〇〇〇	三一、一五〇	六〇〇、〇〇〇	—	五、五〇〇	五〇〇	三、〇〇〇	—	二、〇〇〇	六七八、一五〇
綏中縣	四八、六九〇	二九、七七〇	二二八、〇〇〇	—	七〇〇	—	—	（沙果）一五、三二〇	九、四六〇	三三一、九四〇
興城縣	—	—	—	—	—	—	—	—	（桃、梨）	三、三〇〇
北鎮縣	—	—	七、一七五、〇〇〇	—	五、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	—	—	七、二一〇、〇〇〇
義縣	—	—	九八七、八三四	—	—	—	—	—	—	九八七、八三四
錦西縣	二三〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	三〇〇、〇〇〇	二、三三〇、〇〇〇
鳳城縣	—	—	一四九、一〇〇	一五、八〇〇	—	—	—	—	（栗子）一〇、〇〇〇	一七四、九〇〇
岫巖縣	一一、五〇〇	一九、二三〇	一、二〇〇	—	九、一二五	—	—	（栗子）三一、八九〇	二三、五四〇	九六、四八五
莊河縣	—	—	一二、七五〇	—	—	—	一三、二〇〇	—	（栗子）一三、七三〇	三九、六八〇

海龍縣	八、〇〇〇	一五、〇〇〇	五、四〇〇	(胡桃) 三、二〇〇	(李子) 八、二〇〇	ー	ー	ー	ー	三九、六〇〇
昌圖縣	六一、六三〇	一五、九〇〇	二、九九九	ー	二、九二五	六、九二二	二、三五〇	ー	ー	九五、八七六
梨樹縣	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	(桃、杏) ー	ー	五〇〇、〇〇〇

數量總計一千五百萬九千七百四十一斤

二、吉林省(果物たるを知り得るのみて其種類判明ならさるもの)

敦化縣	四、六六六斤	磐石縣	一六八、〇〇〇斤
長春縣	一六八、四〇〇	依蘭縣	一七、〇〇〇
農安縣	一五五、五〇〇	扶餘縣	三二、〇〇〇
樺甸縣	八、〇〇〇	賓縣	五五、二一二

數量總計六十萬八千八百六十六斤

三、黑龍江省

種類 / 縣名	梨	榛木	棠粒(小りんご)	杜實(やまなし)	核桃(くるみ)	松子	計
木蘭縣	二、八〇〇斤	ー斤	ー斤	ー斤	ー斤	ー斤	ー斤

訥河縣	六,〇〇〇	一五,〇〇〇	八,〇〇〇	—	—	—	二九,〇〇〇
嫩江縣	九〇〇	三,〇〇〇	二〇〇	四〇〇	—	—	四,五〇〇
璦琿縣	—	五,〇〇〇	—	五,〇〇〇	一,〇〇〇	一,五〇〇	一三,五〇〇
通河縣	—	二,〇〇〇	—	—	—	二,〇〇〇	四,〇〇〇
湯源縣	七,八〇〇	—	七,二〇〇	—	二,九〇〇 葡萄	九,三〇〇	二七,二〇〇
鐵驪縣	九〇〇	三,二〇〇	一,三〇〇	—	三,〇〇〇	—	八,四〇〇

數量總計二千八百株、八萬五千六百斤

四、關東州の果樹園

(一) 果樹栽培者日支人別 (大正五年度末)

種別		旅順	大連	金州	計
經營者	日本人	四二	二五	九	七六
	支那人	四一	五	八八	一三四
作付反別	日本人	二六五、六〇町	四三、五〇町	四七、四〇町	一五六、五〇町
	支那人	二三、一〇	七、三〇	四一、六〇	七二、〇〇

一人當り作付反別	日本人	一、五六	一、七八	五、二七	二、〇六
	支那人	〇、五六	一、四六	〇、四七	〇、五四

但し大連管內の支那人經營者中には會の事業として會長名にて管理する地方農園を含む。

(二) 作付畝數（大正七年度末）

種類	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	計
葡萄	一八五	三二四	二六一	一六五	四五〇	一、三八五
桃	二四二	三四四	三一三	九三八	二、五四五	四、三八二
苹果	五三三	一四二	五七三	一、一六五	二、一九二	四、六〇五
梨	七九七	二、四二六	九七八	六、九三六	七、七八三	一八、九二〇
櫻桃	—	八九	五八	二三一	六四六	一、〇二四
山楂	—	—	三三	一三八	三八二	五五三
杏	—	—	六〇	二、二〇六	四、一〇九	六、三七五
棗	—	—	五一	六五六	六四七	一、三五四
栗	—	—	—	三一	五七	八八
李	—	—	—	三一八	一七三	四九一

種類	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	計
其他	六五	—	五	—	—	七〇
總計	一、八二三	[illegible]	二、三三二	三、七八四	一八、九八四	二九、一[illegible]

(三) 收穫高（大正七年度末、單位斤）

種類	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	計	平均一畝收穫
葡萄	五二、九二二	二一、一六二	一八、四〇〇	三、二一八	二、〇六七	九七、七六九	七一斤
桃	一一九、九五二	二七、九二三	二六、六八一	八、五三八	八、〇五五	一九一、一一八	四四
苹果	四二、九五三	三、四一六	一五、五〇三	二、九五二	五三二	六五、三五六	一四
梨	四一、一三三	六三、五七五	八四、二二四	七七、八六二	三一、〇〇六	二九七、八〇〇	二
櫻桃	—	一、四九一	二三、九一三	二、二九〇	一、一〇一	二八、七九五	二八
山楂	—	—	五、一九四	二、一一〇	八〇〇	八、一〇四	一五
杏	—	—	三七、七一七	三八、一八〇	三一、一一三	一〇七、〇一〇	一七
棗	—	—	三四、一一四	三四、八八三	一、三〇九	七〇、三〇六	五三
栗	—	—	—	三三五	一一六	四五一	四
李	—	—	—	三、七一三	三九六	四、一〇九	八
其他	二〇、〇二六	—	三四〇	—	—	二〇、三六六	一九一

計	三七六,九八四	二七,六六七	二四八,〇七六	一七三,八四一	六六,五五五	九九一,一二三	二五

右の如くにして近年其增加次第に顯著に最近大連民政署管內にて發表せる大正九年度の果樹栽培狀況を見るに、約三倍の增加を見る他管內のものは未た知り難いか參考の爲め之を擧くれは次の如くてある。

大正九年大連民政署管內果樹栽培狀況

種類	栽培反別	收穫高	價額	種類	栽培反別	收穫高	價額
苹果	反步 三一七・一〇三	メ匁 四四五・四六三	厘 四六三・二五三	杏	反步 一〇・五〇三	メ匁 一三・六〇〇	厘 一,五五〇
梨	二〇九・四一〇	一,四一四・七六八	一,三三四・八六一	棗	一・〇〇〇	四三・〇〇〇	五〇,〇〇〇
桃	九四・三一四	三三一・四四〇	二四一・〇八八	海棠	二・四一三	—	—
葡萄	一八一・七一四	一,一六三・〇〇〇	一,五九〇・一一〇	計	九五九・四一三	三,四一六・二四三	三,五七〇,一四一
櫻桃	三一・八〇七	一六・〇一三	一三・二七〇				

五、東蒙古果樹園

本地方に於ける果樹園は洮南近郊の洮南果樹園ありて光緒三十二年の開設てあつて、洮南の

豪商豫貞福所有のもので、敷地二十八畝（約二町歩）、果樹の種類には苹果（林檎の一種）、桃、杏、山楂、山項子の五種にして植付後數年間は孰れも完全に生育を遂け來りしも、民國三年の酷寒の際防寒の設備不完全であつた爲め、當時約千五百株の果樹は多大の損傷を蒙り前年末には僅かに百五十餘株を殘すのみであつた。

一、苗木　皆奉天省西部の廣寧地方（洮南を距る九百支里）から買入れたもので、長さ二尺五寸乃至三尺物にて一株の本地渡値小洋三元である。（原產地にては小洋二角内外）其買入には苗木にして受渡後二箇年間に損傷したる時は其損害を更に他の苗木にて塡補することを條件とせるもので苗木の運搬夫は徒步にて一人に付四五株宛携帶して來るものであると云ふ。

一、植栽法　苗木中苹果、杏、桃は四月初旬に又山項子及山楂は五月初旬に植栽するものであつて、其方法は各株每に其周圍に直徑四五尺高さ二尺五寸の土蔽を設け裡面は地表に深さ一尺五寸餘の穴を掘り之れに耕工を入れ瘠惡な土壤を補充して植栽するものである。

右の外に民國三年度に設立せられた官立の果木園かあるか其規模も小さく特筆する程のものでない。

第十七章　農産物の貯藏

満洲に於ける農産物の貯藏法に三種ある。

一、屋内貯藏

二、戸外貯藏(囤積の貯藏)

三、倉子又は土壁子貯藏

屋内貯藏法

屋内貯藏は家屋内の一室に床ある時は高粱蓆子を敷き、又土間の時は先つ木材又は粟稈等を適宜の厚さに擴けて濕氣を防除した上に蓆子を敷き擴けて、此處へ堆積する。又周圍は穴子と稱する高粱の稈を以て製したる細長い帶狀の蓆て適宜の大さに圓形の圍を作つて、其内に穀物を貯藏する。

囤積貯藏

第二法たる戸外貯藏は、屋敷内高燥な場所を選んで太い木材を圓形に組み床を作り、其上に高粱、粟、糜子等の稿稈を厚さ四五寸乃至一尺程敷いて濕氣を防止し、其上に蓆子を敷き、穴子を以て圍みつゝ穀物を其内に入れて漸次高くす其高さは直徑と比例して高くする。普通直徑



圖積貯藏

高さ共に一間乃至二間のものが多い。圍は下部より上部に至るに從つて直徑を大にする、穴子は內側から卷き上け穴子と穴子との接合部は柳條又は高粱稈等にて傘形の屋根を葺く。

第三法たる倉子（土壁子）は其形に多少の大小あるか構造は殆と同一であつて、圓形普通徑一間半乃至二間、高さ一間半內外上に傘狀の屋根を載せる中央部以上の處に約二尺乃至三尺の方形又は矩形の一箇の小窗を附ける此窗から梯子を掛けて穀物の出入を行ふ。倉子の位置は屋敷內の高燥なる場處を選び圓筒形に木柱を立て高粱稈を以て側壁及尾根を葺き其內外から泥を塗つたものである。

右の外果實類は籠の內に安平を敷いて其內に選

蔬菜の貯藏



貯藏倉

別したるものを入れて九月中旬頃迄支那式納屋中に納め九月下旬頃からは屋外の樹下に其籠を竝へ高粱稈製の安平を其上に覆ひて貯藏することあり十一月頃よりは之を地下の窖に入れる窖は幅五尺乃至六尺、長さ適宜深さ七八尺とし底を平にし其上を屋根にて覆ふ。屋根は徑二三寸の丸太を縦に三、四本横に十數本穴の上に横へ其上に高粱稈を二三重に竝列し更に其上に先に掘り上げし土を一尺乃至一尺五寸の厚さに覆ひ表面を平に均す、而して其窖の太さに應して一、二箇の出入口を設く出入口は約二尺四方位の大さを有してゐる。

蔬菜類は其貯藏所を菜窖又は單に窖といふ、其形狀大さに多少の差異かあるか、普通は幅二、三間長さ四、五間深さ一間乃至一間半の穴を高燥なる地



圓積貯藏法（一）



圓積貯藏法（二）

を選びて掘り穴の上に丸太等を渡し、之に高粱の稿稈を敷き其上に土を覆ひ、其中央部に三尺四方許りの孔を作つて之から蔬菜の出入をなし又一隅又は二隅に煙突狀のものを立てゝ換氣を計る。窖内には成る可く同一種類の蔬菜を入れて他種を混せないこととする。又窖内て砂を敷いて軟白を行ふこともあり窖の上面には粟稈、大豆稈等を以て厚く被ひ蔬菜の凍害を防ぐ。

農産物は調製を終へて直に市場に搬出することもあるが多くは前記の法に依て貯藏する。或は又收穫と同時に搬出して集散市場に於ける、糧棧又は糧行と稱する穀物問屋に送る此糧棧は又倉庫業を兼營してゐる、糧棧に於ても囤積貯藏法を行つてゐる。

第十八章　滿蒙に於ける水稻栽培

第一節　水稻栽培の沿革

沿革　滿蒙に於ける水稻栽培の起原は約四十餘年前朝鮮人の滿洲に移住したるものゝ中に、通化縣上甸子及ひ下甸子に於て水田の開墾耕作を爲したるを以て嚆矢とする。爾來支那人中に之に傚ふ者次第に相加はりしも由來、滿蒙人の常食は高粱及ひ包米にして僅に陸稻を食用に供するのみであつたから、水田事業も盛となるに至らなかつたか明治四十二年大江惟慶氏始めて撫順に開田し、更に明治四十三年奉天附屬地に於て勝弘貞次郎氏の開田あり適々此等の試作皆良好なりしを以て沿線各所に續々稻作經營者を生し、大正元年末に於ける鐵道附屬地の水田面積のみにても九十四町八反歩總籾產額二千七百四十石に及ふ。一方吉林省に於ても大正元年頃創めて水田經營者出て來り漸次水田事業の擴大を見たか其後水害、旱冷、旱魃、過雨等の爲めに大正三年頃迄は好成績を擧け得なかつた、之か爲めに投機的經營者流を一掃して眞摯なる事業家のみとなつた。且つ關東廳及ひ滿鐵農事試驗場に於ても之か指導獎勵の結果良種を輸入配付し漸



満洲に於ける田水



満洲に於ける水田

く水田事業の勃興を見るに至つた。

近時、朝鮮人の移住し米作に從事するもの逐年增加し大正七年の如きは東部內蒙古及び遼河沿岸なる鄭家屯、白音太來、方面に已に百數十人の米作者かあるといふ。其經營者別面積を見るに支那人最も多く四割五分以上を占め、朝鮮人は三割八、九分、日本人は一割五、六分てあるかく水田事業の勃興を見るに至つた原因は實に其利益他の畑作に比して多きに依る。卽ち支那人の粗放なる經營に於てすら、畑作よりも一割五分以上の增益あり況や邦人經營の集約なるものを以つてすれは、實に四割以上の增收かあらう。

第二節　水稻作付面積及收量

水田面積さ收量

南滿洲に於ける最近五箇年間の作付面積及收量を擧くれは次の如くてある。

年次	關東州 作付面積	關東州 收量(籾)	鐵道附屬地 作付面積	鐵道附屬地 收量(籾)	鐵道附屬地外 作付面積	鐵道附屬地外 收量(籾)
	町	石	町	石	石	石
大正二年	一八三・八	二、九九五・五	一六七・二	四、四一九・五	—	—
大正三年	二六四・三	三、九九六・六	一八五・〇	四、七四八・三	五、一二一・六	一二七、〇一六・〇
大正四年	二六三・三	三、三九一・〇	二二六・一	五、六六八・二	—	—

大正五年	二八三・〇	六、一三六・〇	一九七・二	五、七七六・四	—	—
大正六年	二七四・六	四、八八五・六	二〇五・二	三、七四九・四	六、九九三・七	一五九、七七三・〇
大正七年	二九三・八	六、〇〇二・〇	一七九・八	一、九八〇・〇	—	—

大正七年末現在經營者は日本人三十八支那人五百四八にして耕作面積は前者四割八分後者五割二分强てある。

更に大正六、七年度に於ける南滿各地の作付面積及ひ收量を擧くれは次の如くてある。

	大正六年 作付面積	大正六年 反當收量(籾)	大正七年 作付面積	大正七年 收量
奉天附近	一、〇六八・二町	一・二四石	三、五八〇町	三、九七〇石
安東附近	五八五・九	二・八七	三、〇四八天地	二五、四八〇擔
鐵嶺附近	—	—	三四、三五三天地	一三三、四九六石
長春附近	三五・九	一・六三	七二九・四反	五、〇九七
營口附近	—	—	一〇六天地	一、四〇〇
撫順附近	四六四・二	二・一八	三八二町	一〇、九八一
鄭家屯附近	—	—	一〇九	—
新民府附近	—	—	一、七二八天地	一九、二一六
瓦房店附近	二〇・二四町	一・〇六石	—	—
開原附近	二、七二〇・八	二・二四	—	—
公主嶺附近	三一・二	一・七六	—	—
本溪湖附近	一九五・一	一・二二	—	—
草河口附近	七〇	二・七五	—	—
鳳凰城附近	三七・八	二・八八	—	—
大東溝附近	九三〇・三	三・〇〇	—	—
三道浪頭附近	六三四・四	二・九七	—	—

關東州に於ける水田面積及收量を各管別に示せは次の如くてある。

	大正六年		大正七年		備考
	作付面積	收量	作付面積	收量	
旅順	三四〇畝	二三四石	三一七畝	四三八石	支那畝は日本の三畝三分支那石は日本の一石七斗旅順は一石五斗六升
大連	一五三	一〇	五五六	一、三九一	
金州	四五三	四三八	九一二	七三五	
普蘭店	二、八七三	一、四三二	二、五一二	一、六三九	
貔子窩	四二〇	七六	五一九	二九一	
計	四、二三七	三、一九〇	四、八一六	四、四九四	

次に北滿に於ける水稻栽培面積及收量を見るに其數の擧く可き統計なきも吉林帝國總領事の吉林省に於て日支鮮人の經營者數よりと、支那官憲の調査とを參考として報告せられたるものを擧くれは次の如くてある。

吉林縣

面積		收量		
既耕地	可耕地	大正七年	大正八年	平年
一、九一〇反	二〇、〇〇〇反	三、〇〇〇石	三、五〇〇石	四、三五〇石

濛江縣	八二〇	二〇,〇〇〇	二,〇〇〇	二,五〇〇	―
磐石縣	三,二八〇	四〇,〇〇〇	三,五〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇
雙陽縣	一,六四〇	五〇,〇〇〇	二,五〇〇	三,〇〇〇	三,二〇〇
舒蘭縣	八二〇	三五,〇〇〇	一,〇〇〇	一,五〇〇	二,〇〇〇
敦化縣	一,六四〇	二〇,〇〇〇	二,〇〇〇	二,五〇〇	二,九〇〇
額穆縣	三,六九〇	二〇,〇〇〇	一,八〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
樺甸縣	四,五一〇	三〇,〇〇〇	四,五〇〇	五,五〇〇	六,五〇〇
計	一八,一三〇	二三五,〇〇〇	二〇,三〇〇	二四,五〇〇	三八,九五〇

農商統計書に依り民國六年度に於ける水田面積を表示すれば次の如くである。

地方		水田畝數		計	地方	水田畝數		計
		自種	租種			自種	租種	
奉	東豐	二,四八一畝	三,七九三畝	六,二七六畝	臨江	一,〇八七畝	二,[illegible]畝	三,二七〇畝
	西豐	八,二九七	七八九	九,〇六八	撫松	一五〇	七〇〇	八五〇
	西安	―	三,三五〇	三,三五〇	撫順	九六五	七六三	一,七二八

奉天省	營口	—	三五〇	三五〇
	蓋平	四三二	一五四	五八五
	新民	八〇〇	三五八	一、一五八
	盤山	一、一〇三	一、三五〇	二、四五三
	安東	八、七四六	一、八四三	一〇、五八九
	鳳城	二、一七〇	一、八四九	四、〇一九
	寬甸	三、三〇二	一、二七九	四、五八一
	桓仁	七〇二	三、四二一	四、一二三
	本溪	六一三	五三九	一、一五二
	柳河	九六六	七六〇	一、七二六
	復縣	二、四〇〇	—	二、四〇〇
	岫巖	二、二四〇	—	二、二四〇
	莊河	四四、八五三	四一、八五四	八六、七〇七
	懷德	三、四七〇	二、一二九	五、五九九
	計	八四、七九九	六七、二六五	一五二、〇六四
吉林省	伊通	一五	二一三	二二八
	樺甸	一七〇	三一〇	四八〇
	延吉	八、五七六	三〇、三五一	三八、九二七
	汪清	二五四	一五三	四〇七
	和龍	一、〇四八	一、〇九一	二、一三九
	饒河	三五	—	三五
	計	一〇、〇九八	三二、一一八	四二、二一六
黑龍江省	肇州	三	—	三
	計	三	—	三
熱河區	灤平	四、六七〇	—	四、六七〇
	平泉	八七、八四六	二一、九六〇	一〇九、八〇六
	豐寧	二、四七九	七七一	三、二五〇
	承德	—	五六	五六
	隆化	—	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
	計	二〇五、四〇〇	九六、六五七	三〇二、〇五七

綏遠	歸綏	一二九,七八六	六六,九三八	一九六,七二四
	薩拉齊	一五六,四二〇	一〇八,一四〇	二六四,五六〇
	清水河	一一八,九九八	八一,二二四	二〇〇,二二二
	托克托	一九四,二一〇	一四七,一八五	三四一,三九五
	和林格爾	六八〇	—	六八〇
	五原	三三一,九〇五	三〇九,二〇九	六四一,一一四
	武川	八,〇一三	五,〇四九	一三,〇六二
	東勝	二七,五二〇	二三,七八五	五一,三〇五
區	計	九六七,五三二	七四一,五二〇	一,七〇九,〇五二
察哈爾	張北	二四五,八七〇	三六八,六八〇	六一四,五五〇
	豐鎮	二一九	二二〇	四三九
	涼城	三五〇	一八七	五三七
	興和	四二	六	四八
區	計	二四六,四八一	三六九,〇九三	六一五,五七四
總計		一,五一二,二七三	一,三〇六,六五三	二,八一八,九二六

右表内には關東州及鐵道附屬地の水田面積を含まぬものである。依つて前出のものを加へてほゞ滿蒙の水田面積を察知することか出來る。然し農商統計書も其確實程度に於て多少疑なきを得ない。

是等の材料を綜合して滿洲に於ける水田面積(關東州及鐵道附屬地を除く)及産米額を推算したるものを擧ぐれは次の如くてある。

地方	面積	玄米産額	主要産地
松樹の奥地	一、五〇〇町	二二、五〇〇石	東韮菜園子、沙河子
莊河安東間	五、〇〇〇	七五、〇〇〇	一面山、岫巖、趙子溝
奉天附近	一、二〇〇	一八、〇〇〇	
撫順の奥地	一、五〇〇	二二、五〇〇	東社、鮑家屯、打鷹咀子
開原奥地（東山地方）	八、〇〇〇	八〇、〇〇〇	西豐、西安、東豐、海龍、柳河、輝南
興京通化懷仁地方	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
安奉線	一、〇〇〇	一五、〇〇〇	湯山城、五龍背、鳳凰城、太子河沿岸
其他の地方	一、〇〇〇	一七、五〇〇	熊岳城、田庄臺、打虎山、彰武
合計	二九、二〇〇	三五〇、五〇〇	

此經營者の多くは朝鮮人にして支那人之に亞き、內地人の經營に係るものは極めて少ない。

第三節　水稻の栽培法

栽培法　滿洲に於ける稻作は氣溫に於て內地秋田、青森、札幌、上川等の地方に比し農期間に大差を



熊岳城に於ける移植田

見ない、たゞ缺點とするは降水量の不足に起因する灌漑水量の問題である。然れど自然及人工灌漑に依つて遼河、松花江各本支流を、又井水、湧水を利用して充分之か補充となすことを得、土質は沖積土に屬し多くは植質壤土又は砂質壤土にして表土深く下層に砂礫を藏するを以て水田に適するものといふことを得。

其耕種法は移植するものは四月下旬より五月上旬の間に耕鋤し、施肥播種する。直播田にては五月中下旬之を播種する。種子用品種は支鮮人は粳糯二種何れも有芒無芒種あり黃、紅、黑の三色かある。邦人經營のものには札幌赤毛、茶坊主、白坊主(長春)、高知衣笠早生、秋田關山、山形早生大野(奉天)、早生大野、龜尾(熊岳城)を栽培して



鮮人の水稻栽培

ゐる。播種量は反當八升乃至一斗二升である、鮮支人は殆ど無肥料にて耕作するか水田の古くなると共に其收量を減すること大であらう。灌漑法は鮮支人は天然灌漑なれど、邦人は多く器械灌漑をなしてゐる。除草は六、七月の交二、三回之を行ふ。收穫は北方では十月上旬、南方では九月中下旬黄熟を俟つて刈り取る、調製法は朝鮮人は刈把を石又は丸太に叩きつけて脫粒し、支那人は穗枷を用ひてゐる。

第四節　東蒙に於ける稻作

沿革

蒙古に於ける水田經營は殆と顧るものもなかつたか大正七年四月鮮人金志輝通遼縣南方三十支里を距る清河沿岸東西延長百五十支里南北幅員約三

十支里に亙る一帶の荒蕪地を水田耕作のために踏査し、翌八年一月朝鮮平安北道の管內中、平安、亙川、義州の各郡から農夫及家族約五十餘名を勸誘し各自自辨を以て入蒙した。同年度三十一天地餘を開墾し朝鮮在來種、大丘オロドンヂョ、北海チャルベー等を耕作した。

第一年次成績（移住鮮民の戶數は六戶男女四十名一戶の耕作反別約三十町步）

種子名	播種反別	收穫量(籾)	品質	價格
北海早稻（ラハイ）	五天地	(一天地七石五斗) 三十七石五斗(邦量六十七石五斗)	良	七百八十七元五角 一石二十七元
大丘早稻（タイコベ）	十天地	(同六石) 六十石(邦量百〇八石)	良	壹千二百元 一石二十七元割
(中　手)（オロドンジョー）	十天地	(同四石) 四十石(同七十二石)	中	八百元 一石二十元割
糯米(晚種)	五天地	(同三石) 十五石(同二十七石)	中	三百七十五元 一石二十五元割

收穫籾合計百五十二石五斗

現地賣却價額三千百六十二元(白音太來市場にて)

精白仕上割合平均四割

右の好成績に依り金志輝の宣傳勸誘に依り數千名の應募申込者ありしも如斯多數の人員を一時的に移住せしむるは經費上不可能なるを以つて先つ戶數に於て五十戶人員に於て家族共三百

五十八人を限度として移住せしむることゝし該移民中旅費及經營資本を有するもの又は此等有產者に附隨したる下請小作或は勞働農夫との混在よりなる一團の鮮民族は東蒙ハラホッショーの一角に五十餘戶の新部落を建設した。

東蒙水田面積は雙山縣大來農場の約五十町步あり、白音太來の早間農場の約七十町步（前記鮮人小作のもの）及び附近鮮人の個人經營のもの約二十町步は其主なるものであつて邦人は主として土地と資金とを出すのみにて實際の耕作は鮮人の手に依つてなされる。然るに第二年目に於ては農作は大凶作にて頗る悲慘なる運命を鮮人の上に齎した。

要するに東蒙古水田作は、試作中に屬す可きものであつて未た急に其成績を斷すへきてはないか技術上の改善に、天災防止の法、宜しきを得るならは決して悲觀す可きてはなからうと思はる。

第五節　滿洲に於ける米作の將來

滿洲米作の將來

滿洲に於ける米作に對する、天然要素は決して不利のものでないから、支鮮人の粗放的栽培法を改良して肥料の使用を奬勵し、品種の改良と、稻作知識の開發と相俟つて米作の將來は益

有望なる可く、販路亦日本內地及南滿內地へ開けるか故に其將來に一層囑目さることか出來る。

前年農商務省當局の實地踏査の結果、其報告に依れは遼河流域の各支流及松花江、鴨綠江支流の一部等に於て開墾見込地積を五十八萬町歩餘と推論した。卽ち

	開田見込地	既墾地（大正五年）			
		日	鮮	支	計
奉天地方｛遼河平原、京奉線以南及以北、太子河、沙河、淸河、渾河流域	二八八,六〇〇町	二三五町	一四六町	五二二町	九〇三町
長春吉林地方　松花江流域及其附近	一七八,〇〇〇	二六	—	三九	六五
安東地方　大洋河、靉河流域地方	五二,六五〇	六	一,〇五三	一,三二一	二,三八〇
熊岳城附近（關東州を含む）	二五,五〇〇	八〇〇	—	一,六五八	二,四五八
興京地方｛渾河流域附近、鴨綠江右岸附近	四二,一〇〇	—	一,六三〇	—	一,六三〇
計	五八六,八五〇	一,一四七	二,八二九	三,五四〇	七,五一六
百分率		一・五	三・八	四・七	一〇・〇

右の內地味肥沃、氣候適順交通至便にして將來開墾の餘地の多いのは奉天地方てある。熊岳城附近は氣候よろしきも、地味劣り、長春、吉林は地味奉天に似るも氣候惡しく、興京地方に至つては交通不便てあり、安東地方は奉天よりも地味劣る。奉天地方の中殊に地味の肥沃て水

田に適するは蒲河一帶及撫順附近、渾河支流地方であつて殊に渾河支流地方は山間より流出する其支流の水を利用して、自然灌漑を施し得る便宜がある。故に中資本を以て安全に耕作される良水田見込地約四、五千町歩がある。

第六節　米作の收支計算

收支計算

米作に關する收支計算の二、三實例を示せば次の如くである。

一例　南滿洲鐵道株式會社農事試驗場熊岳城分場水田自然灌漑作付收支計算（大正六年度反當）

支出

種目	數量	單價	金額
種籾	六升	石十二圓	円 〇・七二
肥料	—	—	五・〇〇
整地	苦力十人	一日三十錢	三・〇〇
施肥	苦力一人半	同	〇・四五
除草	苦力十一人	同	三・三〇

刈取	苦力三人	同	〇・九〇
調製	苦力五人	同	一・五〇
運搬	苦力 五分 馬 五分	苦力同右 馬一日一圓五十錢	〇・九〇
雜費	—	—	四・五〇
償却金	—	—	〇・五〇
地代	三百坪	坪一錢五厘	四・五〇
計			二五・二七

收入

種目	數量	單價	價額
玄米	二石	石十八圓	三六・〇〇
藁	百貫	貫四錢	四・〇〇
計			四〇・〇〇
差引利益			一四・七三

二例　奉天附屬地内西宮房次郎氏經營　電氣發動機離心喞筒灌漑（大正六年度反當）

支出

種目	數量	單價	金額
種籾	七升	石十二圓	円 一・〇五〇
肥料	―	―	一・二〇〇
整地	苦力四人	一日三十五錢	一・四〇〇
直播	苦力一人半	同	〇・四二五
除草	同　八人	同	二・八〇〇
收穫	同　三人	同	一・〇五〇
調製	同　三人半	同	一・一七五
運搬	苦力　四分 馬車　四分	苦力同右 馬車一圓五十錢	〇・七四〇
電力	―	―	四・四三七
地代	三百坪	坪一錢	三・〇〇〇
雜費	―	―	五・〇〇〇
償却費	―	―	一・七五〇

計			二四・〇二八

收入

種目	數量	單價	價額
籾	四石	石七圓	円 二八・〇〇〇
藁	九十貫	貫五錢	四・五〇〇
計			三二・五〇〇
差引利益			△八・四七二

三例　奉天地方邦人經營水田自然灌漑收支計算（大正五年二月外務省通商公報第二八九號）

固定資本			円 二、〇〇〇・〇〇〇
內譯			
開墾費	二十町歩	一反歩二圓	四〇〇・〇〇〇
動物費	耕牛二頭	一頭百圓 一頭百五十圓	二五〇・〇〇〇
農具	｜	｜	二五〇・〇〇〇
農舍	三棟	住宅五百七十圓 農夫小舍三百圓 倉庫二百圓	一、〇七〇・〇〇〇

雜費	—	—	三〇・〇〇〇
流通資本			二、六四〇・〇〇〇

支出（一反當換算）

種目	數量	單價	金額
種子	六升	石十二圓	円 〇・七二〇
肥料	—	—	一・〇六七
整地（苗代）	苦力二分	一日三十錢	〇・〇六〇
播種（同）	八分	同	〇・二四〇
本田整地	苦力八人七分	同	二・六〇〇
插秧	同　一人	同	〇・三〇〇
除草	同　四人五分	同	一・三五〇
刈取	同　二人	同	〇・六〇〇
乾燥	同　六分六厘	同	〇・二〇〇
調製	同一人六分六厘	同	〇・五〇〇

運搬	苦力三分 馬二分	苦力同右 馬車一圓五十錢	〇・四〇〇
地代	三百坪	坪一錢	三・〇〇〇
開墾利子	—	—	〇・四〇〇
農舍償却費	—	—	一・二三〇
農具償却費	—	—	〇・五二〇
動物償却費	—	—	〇・七八〇
雜費	—	—	一・〇〇〇
用水費	—	—	〇・八〇〇
計			一四・七〇〇

收入

精米二石	一石十三圓	二六・〇〇〇
藁八十貫	一貫二錢五厘	二・〇〇〇
計		二八・〇〇〇
差引利益		一三・三〇〇

二十町歩全收益　　二千六百六十圓

資本に對する利廻り　　年六割三分八厘

（冬期間は製繩製叺等の副業に依り食費は償はれる）

第十九章　農產物の取引

滿洲に於ける農產物の取引方法は之を大別して吾か取引所法に依る取引方法と滿洲在來の取引方法の二つに分つことを得る。

第一節　吾か取引所法に依る取引方法

取引所の沿革

吾か取引所法に準據して特產物取引の行はるゝ區域は關東州及滿鐵附屬地內に限られて居る該取引所法は大正二年發勅令『關東州及滿鐵附屬地內に設立する重要物產取引市場に於ける取引方法及擔保に關しては關東都督の定むる所に依る』に基き關東都督府取引規則の發布となり嗣いて大正八年末勅令「關東州取引所令」竝に關東廳令「關東州取引規則」の發布を見るに至つたものであつて爾今關東州及滿鐵附屬地內に於ける農產物取引は是等法規に準據して取引所內に於て取引せらるゝに至る。

取引所の性質

該取引所內の取引は內地に於ける米穀取引所と大體に於て同しけれとも滿洲に於て取引する

たけ幾分其取引慣習を加味し取締上取引所を官營としたるも其計算事務等に關しては別に信託會社を設けて之に當らしめて居る、是れ商取引か一般に幼稚にして日支兩者の混合の滿洲商場に於て免れさる過渡期の辦法と云はねはならぬ。

取引所の開設

大連取引所は大正二年九月一日より開場せられたるものてあるか滿洲に於ける產業の發達は其取引をして逐年增加せしむると共に其取引機關の增設を促進し其第一著手として特產物の最も多量に集散する長春、開原の二箇所に開設し、次て四平街、公主嶺、鐵嶺、營口、奉天及遼陽の各地に取引所及信託會社の創立を見るに至つたものてある、開原及長春の兩地は開業既に久しく且つ特產物の主要產地なるを以て其取引高も巨額に達し業績頗る見るへきものあるも其他は最近の設立なれは漸次其發達を見る事てあらう。

尙ほ各地の取引所及信託會社は總て其範を大連取引所及信託會社の組織制に則りたる者てあつて、土地の慣習に基き建値及取引種別、物件に多少の相違あるに過ぎない、又特產物と錢鈔とを同一市場に取引する事としたるは、大連の如きは市場開設に際して從來の關係を參酌する必要ありたるも（大連に於ては取引所法設定以前特產物同業組合及錢業公所の兩者並立せり）奥地の各取引所には殆と之等の關係を生せなかつた爲めてある、而して奥地信託會社の創立に

は各會社とも南滿洲鐵道株式會社か其成立に援助したるもの少からさるは世人の知る所てある、今左に各地取引所の構成及取引方法に就て略述しやう。

一、大　連

大連取引所は大正二年九月一日の開設に係り所長以下の職員ありて事務を掌理する外商工業に關し學識又は經驗ある者にして關東長官の任命せる商議員及所長とより組織せらるゝ商議員會ありて重要事項を評議する。同所は重要物產部と錢鈔部の二部に分れ重要物產部は大豆、豆粕、豆油、高粱其他雜穀を賣買取引する機關てあつて、之に附隨して特產物の先物取引の履行を擔保し、其清算事務を取扱ふ爲めに資本金三百萬圓の大連取引所信託株式會社あり。又錢鈔部は特產物の原產地に於て其建値か銀建なるに其主なる消費地たる日本に於ては金建なるを以て重要物產部に於て取引せられたる特產物の金銀爲替の危險をカバーする爲めに設立せられたるもので同部に於ける取引は大連取引所錢鈔信託株式會社ありて其履行を擔保し清算事務を取扱ふて居る。

取引所の取引人たらんとする者は一定の資格を具備するを要する外免許料及入場料を納付し且取引擔保會社たる大連取引所信託會社の定むる所に依り身元保證金及賣買證據金を差入れね

はならぬ。取引人は現在日支英三國人合せて百二十六名あり、建値は設立以來今日迄銀建なりしも本來は金建主義てあつて銀建は一時の辨法てある。

取引所に於ける取引は現物取引及先物取引の二とする。

(イ) 現物取引、現物取引の對象物件の種類は大豆、豆粕、豆油、高粱其他の雜穀てあつて現物又は見本に依り相對賣買の方法に依り行ふ、其受渡期間は十日以內なるを原則とするも賣買當事者の合意に依り所長の認可を經は契約成立の日より三十日を超えざる期間之を延長することを得る、但し買方の都合に依り受渡を延期したる場合に於ては延長期間の保管料は買方の負擔に歸するものとする。

(ロ) 先物取引　先物取引に於て取引する物件の種類は大豆、豆油、豆粕及其他の雜穀てあつて大豆、豆粕、豆油、高粱の賣買數量單位及呼値は次の如くてある。

物件	單位	呼値
大豆	一車(滿鐵、混合保管品正味四四、八〇〇斤)	百斤の價格(容器の價格を含む)
豆粕	千枚(四六、〇〇〇斤)	一枚の價格
豆油	五百函(二八、二五〇斤)	百斤の價格

一　高　梁　一車(四四、五〇〇斤)　百斤の價格

先物取引の種類

先物取引は之を競賣買及相對賣買の二方法あり、競賣買に依るものは大豆及高粱とし、相對賣買は豆油及豆粕とする、此種類の區別に關し從來種々の議論生したるも、豆油及豆粕の如き大連の各油坊に於て其大部分を生産する物件を競賣買に付する時は、各取引人又は當業者等に於て十分に其生産額を知り得るの機會に乘し買占め賣崩し等の思惑を試ましむる危險あるを以て市場の安全を期し相對賣買となしたる次第なるか先物の相對賣買は內地の取引市場に未た見ない所である。

取引方法

相對賣買は見本品又は賣買當事者雙方の定むる物件に依り行ひ、競賣買は滿鐵混合保管の普通品を以て標準物件とし特等品、普通品及格下品の三種に分ち取引するものとす、契約期限は四箇月以內を原則とすれども場合に依り六箇月以內に延長することを得る、而して其受渡期日は競賣買の方法に依るものは毎月十五日、相對賣買の方法に依るものは毎月十四日及月末とす、豆粕、豆油の先物取引(相對賣買の方法に依る)の受渡及淸算は取引人組合の規約に據りて之を行ひ(現在は大連取引所取引人組合の委託に依り信託會社之を行ふ)、大豆、高粱、先物取引(競賣買の方法に依る)の受渡及淸算は信託會社に於て行ふものなるか同會社は相場に非常の

變動あり又は其虞ありと認むる時、賣買取引情況不穩なりと認むる時、非常の事變ありと認むる時及證據金の差入不能と認むる時は取引所長の認可を得て先物取引の擔保を爲さゞることあり又取引所長は斯る場合、市場立會の全部又は一部を停止し若くは賣買數量を制限し又は取引人の賣買を差止め若くは入場を制限することを得るものとする。先物取引の受渡に要する物件は大連市內に現存し、滿鐵及取引所信託會社の承認したる倉庫業者の保管に係り且火災保險を付したるものに限定されてあるも競賣買の方法に依り取引したる受渡物件中高粱のみは取引所に於て檢查及計量するを原則とし、其檢查及計量を滿鐵に委託して居る、而して合格不合格及格差の決定は取引所長の定めたる標準品及格付表に依り品質を檢查して之を爲すものとする。

二、開　　原

開原取引所　大正五年二月八日設置。

取引種別　現物取引、先物取引。

取引物件　重要物產及錢鈔の二種とす、而して先物は大豆、高粱を主とし豆粕、豆油もあり。錢鈔は金票、圓銀票、羌帖(露貨)とす。

先物取引　(イ)建　　値　糧豆及錢鈔共小洋票

(ロ)呼　値　大豆(三十一斤)、豆粕(一枚)、錢鈔(百圓)、羌帖(百留)。
(ハ)賣買單位　大豆(一車、四四、七九五斤)、豆粕(千枚)、錢鈔(千圓)、羌帖(千留)。

現物取引　馬車物及汽車物建値は小洋票にて一斗の値段を以て取引す。一斗の斤量は凡そ左の如くである。

馬車物大豆普通品(三十三斤八分)、高粱(三十四斤)、汽車物大豆高粱(三十一斤)

取引人數　日支人計百三十五名

三、長　春

長春取引所　大正五年三月十八日設置

取引種別　開原に同し。

取引物件　開原に同し、但し錢鈔部には小洋票(長春交通銀行券 同 中國銀行券)を加ふ。

先物取引　(イ)建　値　糧豆は金票及吉林官銀號の小洋票
(ロ)呼　値　糧豆(三五五斤)。錢鈔＝鈔票、金票は一圓、小洋票一元、官帖一吊文、羌帖一留
(ハ)　賣買單位　糧豆一車(大豆、一車四四、七三〇斤)錢鈔一千圓元とす。

現物取引　先物に同じ。

取引人數　日支人百一名

四、四　平　街

四平街取引所　大正八年九月一日設置

取引種別　取引物件、同上

先物取引　(イ)建　値　糧豆、錢鈔、共に小洋票

(ロ)呼　値　糧豆＝大豆、高粱(三八斤)、粟(四三斤)、豆粕(一枚)

錢鈔＝金票、鈔票(百圓)、羗帖(百留)。

(ハ)賣買單位　大豆、高粱、粟、一車(大豆、高粱四四、八四〇斤　粟四四、八〇六斤)

錢鈔、金票鈔票(千圓)羗帖(千留)。

現物取引　先物に同し

取引人數　日支人四四名

五、公　主　嶺

公主嶺取引所　大正八年九月一日設置

取引種別　取引物件、同上

先物取引　(イ)建　値　糧豆、錢鈔共に小洋票

(ロ)呼　値　糧豆＝大豆(三八斤)、米、高粱(三八、五斤)

錢鈔＝金票、鈔票(百圓)、羌帖(百留)

(ハ)賣買單位　糧豆一車＝大豆(四四、八四〇斤)、米、高粱(四四、八一四斤)

錢鈔＝千圓、千留

現物取引　先物に同じ。

取引人數　日支人四五名(取引人に現物及先物の區別なし)。

六、鐵　嶺

鐵嶺取引所　大正八年十月二十日設置

取引種別　取引物件、同上

先物取引　(イ)建　値　糧豆、錢鈔共に小洋票

(ロ)呼　値　糧豆＝大豆(二七斤)、高粱(二九斤)

錢鈔＝金票、鈔票(百圓)、羌帖(百留)

（ハ）賣買單位　糧豆一車＝大豆（四四、八二〇斤）、高粱（四四、八〇五斤）
錢鈔＝千圓、千留

現物取引　糧豆は一斗の値段を以て取引す。

取引人數　日支人三八名（取引人には現物及先物の區別なし）

七、奉天

奉天取引所　大正九年一月十五日設置

取引種別　取引物件、同上（但し目下錢鈔金對小洋票のみ取引す）

先物取引　（イ）建値　糧豆、錢鈔共に小洋票
（ロ）呼値　賣買單位、同上

現物取引目下なし。

取引人數　日支人五〇名（目下錢鈔部先物取引人のみなり）。

八、遼陽

遼陽取引所　大正九年一月十五日

取引種別　取引物件、同上

先物取引（イ）建　値　糧豆、錢鈔共に金及小洋票
　　　　（ロ）呼　値　賣買單位は各同上

現物取引目下なし。

取引人數　日支人四〇人（目下錢鈔部先物取引人のみなり）。

九、營　口

營口取引所　大正九年一月十五日

取引種別　取引物件、同上

先物取引（イ）建　値　糧豆、錢鈔共に金及小洋票
　　　　（ロ）呼　値　賣買單位は各同上

現物取引　先物に同し

取引人數　日支人三八名（取引人には現物及先物の區別なし）

（本節は「滿洲大豆」「滿洲大豆の研究」、「滿洲特產取引事情」等の書籍に依る。）

第二節　滿洲在來の取引方法



糧棧に於ける特產物

第一項　現物取引

滿洲在來の農產物取引には現物及先物取引の區別あるも、槪して現物取引最も多い、其各地取引所に於ける取引の模樣は既記の如くなるを以つて茲には主として原產地に於ける取引に就て記述する、尤も各特有の取引方法なきに非るも之を略して一般的方法のみを述へんとする。

一、集市傅　滿洲內大小の都市にして穀物の集散する所にありては、便宜の地を選ひ市場を開くものか多い之を集市と云ふ、而して集市の設けなき地方にては各糧棧に於て賣買する、集市に於て集散する穀物を集市傅（傅は載なり貨物を指す）と名く、滿洲の所謂結氷期に入れは遠近の生產地より穀物を滿載せる數頭曳の荷馬車は集市に向け來

るもの漸く多く、陰暦歳末に近つけは最も盛んてある、地方によりて荷主自ら集市に於て取引するもの卽ち直接取引の行はるゝものかないてはないか概して糧棧又は糧車店に據り依託販賣するものか多い、前者の例は營口、安東等に之を見るへく後者は鐵嶺、新民屯、錦州等其他數多の都市に於て見る所てある。

糧棧 糧棧は自ら賣買業を營み又賣買兩者の間に仲介の勞を取り客商（穀物買出の爲め各地より來れる商人）を宿泊せしめて彼等の便宜を圖り廣き內庭（院內と稱す）を設け荷馬車の曳込、糧穀の貯積、計量及荷造り改造等に便し多數の經紀（一種のブローカー）番頭を使役して業務を營むを本業とするもの、

糧車店 糧車店は糧穀を載せたる馬車を宿泊せしむる卽ち馬車宿に過きさるか如きも實際は荷主の爲めに勞をとり便利を圖ること糧行に類して居る、糧棧の經紀と同樣穀物の見本を携へ集市に參加して引合ひ賣買兩者の商議決定を待ち現物を買手の許に運ひ引渡の勞を執る、卽ち實際の取引は直取引であつて延取引となること稀てある、各地の集市は規約を設け場所と時刻を一定し夫れ以外には賣買を禁するもの多く、又一定の集市の設けなき所てあつて或

撤市 糧棧の院內を充用すれは是亦集市と通稱し又取引少なき地方にありては隨意街路に行ふもあり之を撤市と稱する糧棧又は糧車店は同業組合規約を設け同業の統一、取締等を律し、客商の利


滿鐵沿線に於ける特産物

便に努むるものかある。

各地の集市に於ては各通用の貨幣、斗桝一定するものあるか如きも實際受渡の節貨幣は相場の異動多く斗桝には殊に弊害多きを見る、官府屢之か統一整理を圖れとも其實績を得す、假令は糧棧に於ける受渡しに際し買桝と賣桝とを兩用するものあるか如き、或は所謂官斗は一斗に付七、八合又は一升位大なるに乘し、往々買入用とし賣桝として特に私製のものを用ふるか如き、又計量の際幾分中高に或は山盛りに量るものある等決して珍しからさる所てある。官斗經紀なるものあり官府より官斗竝に戸部帖とを發給し所在地方に於て計量するの特權を付與せられたる經紀を云ふ。地方により其設けありて其經紀は官斗使用料として一斗に

付　二成（別項參照）を徵するもの多く、又地方稅局に代りて稅金を徵收し、地方輸出入共に該經紀を經されは賣買し得さらしめ、脫稅を防止するの一方法とするものかある。

集市の相場

集市に於ける日々の相場は取引人の格たる糧棧、糧車店、又は油坊等か談笑の間に協定するを常例とするもの多く、之を糧市行市（糧穀市場の相場の意）と云ふ。賣買兩者は各其日の相場を聞いて進退を決し、見込によりて滯在して時宜を待つものあり毎日の相場は其地の商務會に報告せられ夫れより直に市中一般に流布せらるゝを常とする。

賣買兩者の諸掛

今各地集市に於ける賣買兩者の負擔となるへき費用の概要を推知する爲、實例として左に數箇所を表示する。

地名	賣手持 費目	賣手持 單位	賣手持 費額	買手持 費目	買手持 單位	買手持 費額
新民	問屋手數料	一斗	四成	問屋手數料	一斗	三成
	出產稅	從價	五厘	出產稅	從價	五厘
鐵嶺	問屋手數料	｜	｜	問屋手數料	一斗	五成
	斗量手數料	一斗	二成	斗量手數料	一斗	二成
	出產稅	從價	一分	函入積込費	一斗	三成

郭家屯	間屋口錢	從價	一分	間屋口錢	從價	一分
	出產稅	從價	一分	斗力（枡取料）	一斗	一〇文
懷德	賣買手數料	從價	三分	賣買手數料	從價	一分
	出產稅竝附加稅	從價	三分三厘	麻袋口縫賃	一俵	銅貨二
長春	間屋口錢	百石	二〇吊	間屋口錢	百石	二〇吊
		從價	二―三分			
	九厘捐	從價	千分九	斗稅	百石	二〇吊
	捐底錢（九厘捐に對）	每吊	二成	稅底錢（斗稅に對）	每吊	二成
	營業稅	從價	一分	斗費	百石	二吊
農安	間屋手數料	一石	三〇〇文	間屋手數料餉捐其他	一石	三〇〇文
					從價	一分一厘
	餉捐	從價	千分の九	斗捐	一斗	二三文
伯都訥	斗稅	一石	二〇〇文	出產出捐境稅	從價	二分
	車稅	入門每次	五頭以下 一〇〇文	（輸出の際）	一石	一五〇文
			六頭以上 二〇〇文	商務會費	一石	二〇〇文
				間屋に託せは口錢	一石	四〇〇文
洮南	間屋口錢	一石	二〇〇文	間屋口錢	一石	二〇〇文
	出產稅	從價	一分	斗捐	一石	二五〇文

備考　以上の負擔は一般に通ずる費目であつて、此以外特別の場合に夫れに負擔すべきもの少くない、假令は間屋は賣買者の希望により院内面積して置く時は一定の倉敷料を徵する如き、輸送の依託を受けたる時運賃以外保險料を徵するものあるか如き是である。

二、河傭　河傭豆を取扱ふ市場は古來營口を以て第一とする之に次て鐵嶺、安東、通江口、馬蜂溝等ありと雖も前者に比すれは同日の談てない、故に茲には營口の河傭豆に就ての取引慣習を述ふることに止むる。

營口の河傭

營口の水運は春の所謂解氷期三月下旬より秋の結氷期十二月中旬の間に行はれ、恰も陸運の盛時は結氷期に始まり解氷期に終ると相反して居る。六十石乃至八十石積の槽船又は牛船は二、三十隻相率ゐて流を下り、多きは數百隻の著港を見ることあり、近年南滿洲鐵道の影響をうけ河上の船數從來の一萬數千隻は四、五千隻に激減せりとせらるゝも營口と沿岸諸市邑とは古來經濟的關係密接にして一朝一夕に廢せらるへきものてない。

（イ）　賣　買　河傭豆は普通營口又は遼河沿岸地方の商人か買付けたるものを輸送し來るもの多く、營口市街の對岸に碇泊し、每日拂曉に街岸に漕付けれは經紀は各船を訪ひて見本を徵集し、河岸に來集する糧行（糧店、穀物問屋）、油坊等の外櫃（out door）と引合ひ、概ね二時間位にて結了し、賣買の約成立すれは直ちに受渡を爲す、河傭の相場は石建、過爐銀價てある、貯藏するものは陸揚せしめ汽船積するものは艀に移す、此間迅速の處置をしない時は船夫等は枡目を瞞着せん爲め河水を撒布するの虞かある、當日取引の出來ないものは再ひ對岸に移り

碇泊す、是れ碼頭の混雜と風向により堤防の衝突破損を避くる爲である、河師は長途の水運中に降雨其他の爲め自ら濕分を含み又殊に撒積なる爲故意に撒水するもの珍しくない、よし故意に撒水せない迄ても多少不乾燥なるを免かれないから他の大豆に比し幾分低廉なるを常とする。

（ロ）　糧　店　當初官廳に一萬吊文を上納して、糧店開業の鑑札（龍票）を受け代々株となれるものであつて、穀物取引高百石に對し、稅金五吊文を納む、糧店には多數の經紀を使役し、賣買するものは必す此經紀の手を經なければならない、掌櫃其下に外櫃數人ありて共に賣買に從事す、此外糧店には帳簿庶務を扱ふ內櫃（in door）あり、枡取する過斗あり、倘管棧（接待ボーイ）等あり。一戶少なきは二、三十人、多きは六、七十人を役するものあり、而して糧店は賣買の仲介をなしたるときは、百石に付賣主より四十吊文、買主より二十吊文、外に賣主より斗量賃として十吊文を徵する、斗量には皆淸斗と稱し斗揆にて均らし、其一石は三〇二斤若くは三〇五斤あり、稅關にては一石を三擔計算とすると云ふ。（故に本邦積込に目減りを見込むを要せす。）

（ハ）　船　店　河流沿岸各所に船店と稱するものあり、客商の依賴に應して船舶の雇入、の輸送揚卸、賣買の紹介納稅等其他一切を代辨するを業とする。沿岸の官衙に出願し營業の店

票（鑑札）を受くるを要す、店票に二種あり一は店票と共に官秤を添附せらるゝもの千二百兩の税を納め、票面には「領官秤一稈」の文字ある店票を下附せられ、賣買穀物は自店に於て秤量し徴税して之を報告上納するの特權を有するもの、一は店票のみを下附せらるゝもので八百兩を納め秤量は地方の官秤を用ふることゝして居る。（事實は斗秤税局に届出て局員の立會のみなるを普通とす。）

斯くて船店は海上の荷船か何れの所有たるを問はす皆其手を經由せしめ所管の船夫を雇入れて流下し、途中の損失は船主の責任となせるは表面てあつて實際は船夫に轉嫁す、隨つて其雇入れのときは相當の保證人を立てしめる、船店は概して穀物問屋、輸出入品の卸賣、依託販賣等を業とするものか多い。

（ニ）荷主其他の負擔　左表は百石（支那枡）當ての負擔費目竝に費額を示したものなれとも調査少しく古きに依り唯參考に供するに止むる。

荷主の負擔		船主の負擔	
費目	費額	費目	費額
學堂費	一〇、〇〇八吊	公税	四〇、〇〇〇吊
斗捐費	二五、二〇〇	五四税（公税金の差金）	〇、五〇八

苦力費(口錢)	五〇、四〇〇	小費税(河防捐局雜用)	九、〇〇〇
囤積(囤積するさせば)(六箇月一期)	五〇、四〇〇	苦力錢	五〇、四〇〇
發給船戶米(二斗)(船夫の食)	一四、四〇〇	一隻船頭錢	五、九〇〇
公税(河防捐税)	二一、六〇〇	同地舖錢(繫船の爲地主に)	一、八〇〇
計	一七二、〇〇八	計	一〇七、六〇八

河俩を艀取りの上汽船積となす迄の費用。

問屋口錢	吊 四〇・〇〇〇	釘(蓆を留むる爲め五百本)	吊 五・〇〇〇
仲買口錢	二〇・〇〇〇	舳板貫「ターリーマン」への心付	二・〇〇〇
艀賃	七〇・〇〇〇	計	二〇〇・〇〇〇
あんぺら(下敷用、百石に三十五枚を要す)	六三・〇〇〇		

其他の取引慣習

以上集市俩竝に河俩取引慣習の大要を述へた、而して此外普通に車俩、火車俩、囤俩又は棧俩の語を耳にする、車俩とは所謂馬車豆の謂にして、集市俩の項下に已に述へたるか如く、生產者自ら若くは地方商人か馬車を驅り集市又は糧棧に搬出するものを指し、火車俩とは所謂貨車豆にして鐵道沿線の主要市場に於て糧棧、油坊の間若くは糧棧と老客又は特產商の間に於ける取引に用ひられ、殊に北滿に於ては賣買兩者の間に貨車積契約のもの多きか故に此語を用ひ

ることゝ隨て多い。次に囤傳又は棧傳とは糧棧又は油坊の院内に囤積せる大豆（又は雜穀）の謂にして概ね糧棧油坊間の直取引に供せられ、鐵道沿線の主要市場に於ては往々先物取引に供用せらるゝことかある。

第二項　先物取引

元來滿洲に於ける大豆其他糧穀の取引には現物取引最も普通に行はれ先物の取引は比較的少なきは曩に陳ふる所の如くてある、滿洲の先物取引は左の二種に區別することか出來る。

批賣買　賣買兩者相約し、一定の價格を以て或期日に一定量の現品の受渡を行ふ取引。

期　糧　賣買兩者か價格、數量を相約しなから、現品の受渡をなさす標準相場によりて其差額のみの受渡を行ふ取引。

一、批賣買　批賣買とは前述の如く賣買兩者の間に價格數量を協定し約定の期日に受渡を行ふ取引を謂ふ、建値、建石等は各地方の現物取引と異なることなく、現物、普通品を標準とする。一定の市場なく、何人と雖取引することか出來る、此取引契約に際し賣主に對し買主か前金を支拂ふものと支拂はないものとの區別かある、支拂ふものと雖其額は一、二割を通例とし、最も多き場合と雖半額に止まる。或は保證人を立てしめ全額を前渡するものあり、或は貸渡と區別

し難いものもある、從前南滿沿線に於て特產商の買付競爭激烈であつた當初、七、八割或は全額の前渡行まれてよりかゝる慣習を馴致せられたものてある。此種の取引は生產者と地方糧棧との間に往々之あり、地方糧棧と都市糧棧との間には比較的少なし糧棧と油坊又は老客との間若くは糧棧と持產外商との間に最も多く行はるゝ、稀に邦人の所謂靑田賣買の契約あり、陰曆七、八月頃收穫の見込略々附きたるときに始まり、受渡期は十一月一日最も多く之を大期と稱する、十二月一日渡あれとも少なく、或は水運を利用すへき地方の如き解氷後を契約するものもあり、地方により買主は全額を前渡し賣主之に對し穀物引換證を發行するものあり之を飛子と云ふ。受渡期までは買主は之を以て融通を圖るを得又賣主は資金を得て營業に資すへく、斯くて飛子は轉々賣買せらるゝを常とする。而して期限に至り賣主か現物引渡を完ふし得さる場合に對し地方により種々の制裁を規定して居る。

二、期　糧　期糧とは既に述たるか如く賣買兩者か價格、數量を相約しなから現品の受渡をなさす、標準相場によりて其差額のみの受渡を行ふ取引を指し、殆と空賣買に等しいものてある。元は現物受渡に起れるものてあるか流れて爰に至れるものゝ如く今左に其大要を說くことゝする。

期糧と批賣買との差異

期糧か批賣買同樣先物取引なれとも彼此相異なる要點は期糧に於ては（一）代金の前渡は絶對になきこと（二）決濟は所期に限ること（三）卯期標準相場による差額のみの決濟なることの三點てある。糧市又は茶館に於て一定の組合員卽ち仲買人により行はれ仲買人は納稅官許を要し他の賣買依頼を受け取引して口錢を得る、立會時間は地方により一定して居る。賣買契約成立すれは組合帳簿に記入せられ、賣糧批帖、買糧批帳を互に交付し、批帳は又轉々賣買せらる。卯期卽ち決濟期は糧市によりて一定し、此期日の標準相場に基きて計算し、差額丈を決濟して賣買兩者の損益定まる。卽ち純然たる投機業てあつて何等世益の伴はさるのみならす徒に世の投機心を煽動し又取引上常に苦情百出する。官憲遂に之を禁止し今や公然之を行ふものはない。（本項は淺野氏の滿洲特産物取引事情に依る。）

第三節　各地の斗量及計算

一、斗　量　南滿洲鐵道各附屬地に於ける支那枡一斗の大豆を日支斤量に換算すれは左の如くてある。



大豆の斗量

附屬地	支那秤	日本秤
普蘭店	四〇斤	三七斤
瓦房店	四〇	三七
蓋平	三六	三三
海城	三五	三二
遼陽	三〇	二七
蘇家屯	三二	二九
撫順	三三	二九
奉天	二九	二七
鐵嶺	三〇	二七
開原	三四	三一
昌圖	三八	三五
雙廟子	四〇	三七
四平街	四一	三八
范家屯	四二	三八・五
公主嶺	四三	三八・五
長春	三九	三五・五

備考　支那斤とあるは該地方にて使用する秤を以つて秤量せるものであつて地方により差異あれとも其百斤は吾か九十三斤乃至九十三斤半である又大豆は其地方の普通品を標準とせるも其良否により一斗に付二斤以上の差あることかある。

二、制錢と吊文　制錢計算は文、成、吊の稱を用ひ十文を一成、百成を一吊とするは支那古來の本則なれとも現今滿洲にありては次の二種の計算法を用ひて居る。

（イ）　制錢百六十箇を以て一吊とするもの―主として奉天省に行はれ、制錢一箇は六文二五と計算せられ、端數を生したるときは四捨五入して處理する。

例	十　文（一成）は制錢	二箇	百　文（十　成）は制錢	十六箇
	二十文（二成）は同	三箇	二百文（二十成）は同	三十二箇

大體右の標準によるものなれとも同省にても地方により一定せさるか如く例へは舊奉天府内ては百六十四箇を一吊文とするか樣である。

（ロ）　制錢五百箇を以て一吊文とするもの―主として吉林省に於て行はれて居る。此計算によるときは制錢一箇二文に當るを以て十文は五箇となる、是亦地方によりて同一ならす一吊文に付三、四箇の多少あり、長春は四百九十四箇を一吊文として居る（同上）

第二十章　滿洲土地に對する日本人の權利

滿洲の土地に對する日本人の權利は南滿洲土地に對する商租權である、土地商租の權利は大正四年五月二十五日に締結された日支條約中の南滿洲及東部內蒙古に關する條約第二條「日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要なる土地を商租することを得」に依つて獲得したるものである、然らは商租權とは如何なる權利なりや。

商租の意義

該條約締結に先たち日本は南滿洲及東部內蒙古に於ける土地所有權を要求したか支那政府は土地は支那にありては悉く國有にして人民に所有權なしと主張し斷然日本の要求を拒絕したるを以て已むなく之を商租と改め、其語の意義の曖昧なるより附屬公文書に於て「第二條ニ記載スル商租ノ文字ニハ三十箇年迄ノ長キ期限附ニテ且無條件ニテ更新シ得ヘキ租借ヲ含ムモノ」と規定し相互に了解して其意義を稍明確ならしめた是に依つて觀れは土地の商租權とは日本て云ふ土地の所有權てはないか三十年の長き期間之を租借し更に無條件にて再ひ商租し得るものなれは普通の借地權と同視すへきものてなく、永久に租借し得る所謂永租借權と云ふへきてあるo然らは更に支那て云ふ永租とは如何なる法律的意義を有するか、之に對し滿洲舊慣調查報告

租權中永租に關して左の如く記載して居る。
一、租戸卽ち借地人は永遠に土地を使用收益する事を得。
二、租戸は其權利を子孫に相續せしめ又は典賣處分する事を得、官地の永租權は制度としては私に他人に處分する事を禁せらるゝものなるも然かも事實に於ては典賣盛に行はれ官も亦之を默認す。
三、租戸は年々一定の租を業主に納む、若缺租する時は撤佃卽ち土地所有者より租權を消滅せらるゝものとす。
四、租戸にして缺租其他不法の行爲なき限りは業主卽ち土地所有者より增租、奪佃せらるゝ事なし。
五、租戸は土地の每時所有者に對して其租權を主張する事を得、換言すれは土地は主を換ふるも新業主より增租、奪佃せらるゝ事なし。
之に依れは永借地人は永遠無窮に土地を使用收益し且其權利を典賣處分し得るものであつて然かも其借地料は永遠に增徵せらるゝことなきを以て實質上全く土地を所有せると選はないものである、元來土地所有の觀念の明確ならす且所謂所有權なるものも日本其他に於けるか如き

完全なるものゝ存在しない支那に於ては之を以て土地所有權と稱するも敢て妨ない所てあつて條約上商租と云ふも事實上日本人か南滿洲に於て土地の所有權を認められたと解釋して然るへきものてある。

東部内蒙古の土地に對する權利

又東部内蒙古に對しては該條約第四條に『日本國臣民か東部内蒙古に於て支那國國民と合辦に依り農業及附隨工業の經營を爲さむとするときは支那國政府之を承認すへし』と規定せるを以つて當然農業及附隨工業經營の爲日支兩國人、合辦の組合名義として土地を收用し得へく、間接的に其土地に對して收用權を持つ譯てある。

商租實現困難

然し乍ら茲に實際右の權利を獲得し具體化すへき方法と機會なけれは斯くの如き重要なる權利も結局空文に等しいものてある、該條約締結後に細則を締結し得なかつたことは商租權獲得の上に於て大なる損失てあつた。支那側としては外國人に自國の領土を所有せしむるに等しき權利を與ふることは堪へ難き苦痛てなけれはならぬ支那側は細則の締結されさるに乘して「商租須知」なるものを制定して商租の意義を頗る狹義に解釋し可成獲得の機會を得さしめさる方法に出た。尤も該須知は法律又は規則と云ふか如き意味のものてなくして關係地方官への注意書とも云ふへきものてあるか故表面規則として之を主張し得さるも兎に角商租權を獲得するに

頗る不利なるものてあることは事實てある、加之民國九年十二月二十五日附を以て商租税則を發布し、過當なる商租税を徵收することに依り事實上日本人か南滿洲に於て土地の商租權を獲得し難い狀態に立ち至らしめた。

南滿洲及東部內蒙古の區域

尙ほ將來商租權を獲得するに際し起るへき問題は南滿洲の區域と東部內蒙古との限界てなければならぬ。換言せは南滿洲とは如何なる地域を指すや、第二松花江以南の滿洲なるや將長春以南なるや、又東部內蒙古とは在來の蒙古なりや、未開放地のみを指すや、此區域又は限界の定まらさる以上、實際問題に逢著する時、種々の困難を釀すてあらう、假令は東部內蒙古とは在來の蒙古なりとせは鄭家屯、懷德、通遼等は勿論、長春、公主嶺、四平街も東部內蒙古となり、當然日本人は該地方に於て土地商租の權利なきこととなる、常識的に我南滿洲鐵道沿線たる此等地方か蒙古なりとして商租權なしとは考へ得られさる所なれとも元該地方は蒙古なりしとせは茲に解釋上の問題か發生して其土地を商租する上に於て少からさる困難を感すへきは想像し得らるゝ南滿洲の區域に關しても同意味の問題の起ることを考へ得らるゝことてある。

要するに日本人か上述の如き南滿洲の土地に比較的良好なる權利を條約上得たるにも拘らす之を實現すへき細則の締結されない爲め、支那側の乘する所となり、事實上商租し得ない狀態

に在り、假令商租し得るとするも頗る困難であることを記憶して置く必要がある、(在奉天の有志、此點に考慮し、商租細則の締結を叫び當局に其實行を陳情するの擧もあれは遠からすして其不備な點も消滅するであらう)。

今參考の爲め商租須知及商租税則を左に記載する。

瀋陽縣公署布告第二二六號

商租手續ヲナスニハ契據、戶管、糧領、執照ニ記載セルモノト本人ノ實際氏名ト相違ナキコトヲ要シ、尙境界ヲ明ニシテ葛藤ヲ免レシムヘシ、下附ノ商租用紙ニ要項ヲ記入シ、地圖ヲ添附シ該管區官及測量員ノ實測證明ヲ受ケ村正副乃隣家ノ承認ヲ受ケ地主ト承租人ト共ニ契紙ヲ領シ規定ノ經費測量費用紙代金印紙税及商租期內ノ課賦畝捐房捐糧票捐票ヲ豫納シテ始メテ有效ナルモノトス

右諸費用額ハ財政廳ノ許可ヲ受ケ已ニ公布セルカ各人未タ知悉セサルモノアルヲ以テ仲介人又ハ本署員等ニ規定以外ノ金額ヲ貪ラルル等ノコトナキ樣注意スヘシ

右ヲ犯ス者ハ嚴重ニ處罰セラルヘシ

右布告ス

中華民國九年十二月二十五日

瀋陽行政公署布告第二五號

本署ハ商租徵收處ヲ設立シ左ノ各項ニ關シ徵稅スヘク財政廳ノ裁許ヲ經タレハ商租關係者ハ之ヲ遵守スヘシ右布告ス

記

一、商租ヲナスモノハ其年限ニ應シ國課畝捐ヲ一時ニ納入スルヲ要ス家屋借用ノ際ニ於テモ其稅金ハ之ニ準ス

一、商租ニ就テハ國課粨票ハ一枚ニ付キ大洋五分ヲ畝捐房捐ノ損票ハ一枚ニツキ銅元二枚宛ヲ徵收ス

一、商租經費ハ其年限ニヨリ區別徵收ス即チ

一年以上ノモノハ毎畝大洋一元二角

五年以上ノモノハ毎畝大洋一元六角

十年以上ノモノハ同　同　二元

十五年以上ノモノハ同　同　二元四角

二十年以上三十年迄ノモノハ毎畝大洋二元八角
一、商租ノ測量費ハ毎畝大洋一元ヲ徵收ス
一、商租用紙一枚ニツキ大洋五分ヲ徵ス
一、正式租契手數料ハ一枚ニツキ大洋五角トス
一、商租用紙及租契紙ニハ印紙ヲ貼用スヘシ

以　上

商租地畝須知（解釋を除く）

一、土地商租事項ニ關シテハ條約ノ規定スル所ニ依リ地方官吏ハ應ニ以下各條ニ據照シテ注意辦理スヘシ
二、租地ハ典押又ハ賣買ノ意義ヲ包含セス、唯僅ニ收益使用權ヲ有スルノミ、其土地所有ノ權利ハ仍ホ之ヲ地主ニ屬シ永租人ハ之ヲ享有スルヲ得ス
三、商租トハ平和ニ商量地主ノ同意ヲ得ルノ謂ニシテ强迫ニ涉ルカ如キハ卽チ商租ト謂フヲ得ス
四、期限ハ人民ノ自訂ニ任セ三十年ヲ以テ最長ノ期限トス滿期ニ至リ地主ニ於テ商租ヲ好マ

サルカ如キ時ハ自由ニ停租スヘシ

五、土地ヲ商租シ工商業ノ建物ヲ建設シ或ハ農業ヲ經營スルハ其商租土地ノ範圍ヲ以テ限リト爲シ其應用及需用ノ程度ヲ逾ユルヲ得ス

前項農業ニハ林業、漁業ヲ包含セス

六、土地ノ商租ハ地主カ商租ノ時ニ於テ該所管地方官署ヨリ租用土地塡報用紙ヲ領收シ書式ニ依リ記入シ該所管地方官署ニ報告スルモノトス該官署ハ調査ノ上夫々租契ヲ交付スヘシ

七、土地ヲ商租スル時ハ別ニ定メタル契紙及租地用紙ヲ遵用シ之ニ印紙ヲ貼用スヘシ

八、土地ヲ出租スルモ其所有權ハ仍ホ地主ニ在ルモノトス、但シ納付スヘキ土地ニ關スル一切ノ課税ハ承租人ニ於テ規定ヲ按シ地主ニ交付スヘキ租價内ヨリ引去リ地主ニ代リテ之ヲ納付スヘキモノトス

九、土地ヲ商租シ地主死亡又ハ絶家トナリタルトキハ其土地ハ該所管地方官ニ於テ明査ノ上國有ニ收歸スヘシ、商租滿期トナリ再ヒ續租ヲ要スルトキハ第十一條ノ方法ニ據ルモノトス

十、抵押ノ租典シタル土地ハ該原有地主ニ於テ回讀シタル後ニ非サレハ出租スルコトヲ得ス

十一、官有地ノ商租ニ當リテハ承租人ヨリ該管地方官ニ向ケテ之ヲ申請シ地方官ヨリ吏員ヲ派シ實地ヲ調査セシメ他ニ需要ナキ場合ハ商量租用セシム、若農業ノ用ニ供スヘキ官有荒地ナルトキハ地方官ノ調査ヲ經之ヲ確メタル後更ニ員ヲ派シ土地ヲ丈量シ（丈地ニハ部定ノ尺ヲ用ヰ竝ニ外國尺ヲ列記スヘシ）テ出租セシメ租價ノ外其丈量費用ハ租地者ヨリ規定ニ照シテ納付セシム

十二、清皇室ノ私產及王公府弟旗ノ私產ニシテ原ト小作人（佃戶）アリ增租奪佃スルコト能ハサルモノハ小作人カ租關係ヲ脫退セサル限リ其地主ハ之ヲ出租スルコトヲ得ス

十三、商租シタル地上ノ建築物ニ關スル事項ハ左ノ如ク注意スヘキモノトス

（甲）地ヲ租シテ家屋ヲ建築スルニハ地主ニ商議シ其同意ヲ得ルヲ要シ期限滿了シタルトキハ該建築家屋ハ地方ノ習慣ニ從ヒ地主ノ所有ニ歸セシム

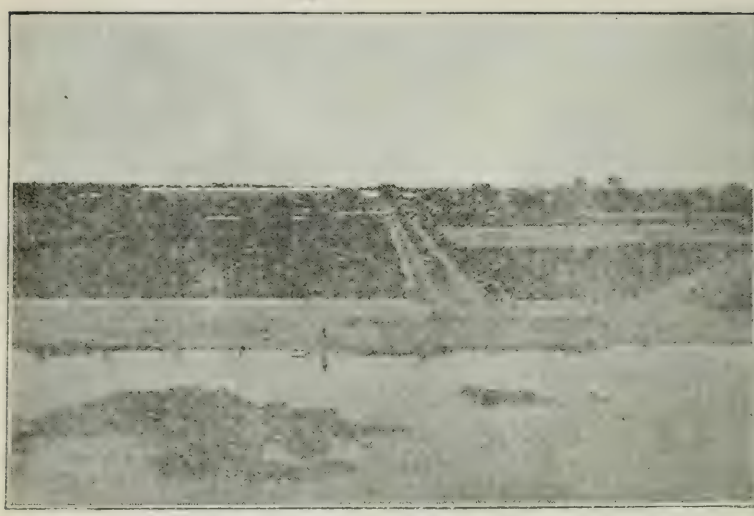
（乙）地ヲ租シテ家屋ヲ建築シ又ハ家屋ヲ承租シ若クハ之ヲ修理スルニハ地主ニ商議シ其同意ヲ得ヘク期限滿了後該建築又ハ修理家屋ノ取拂ヲ原則トナスモノニシテ地主カ其讓受ヲ希望スルモノハ之ヲ許スヘク其取拂ニ際シテハ原狀ニ回復スヘキモノトス

（丙）農工業用ノ租地ニシテ租地者ノ自ラ建造セル家屋井及假建設ノ橋梁、堤防等ニ對シ

期限滿了後地主カ必ス買收セムトスルモノハ雙方ヨリ評價人ヲ選ヒテ之ヲ評價セシメ若シ地主カ關係ナク買收ノ意ナキモノハ之ヲ强フルコトヲ得ス又取拂ハサルヘシ

（丁）農業上各項ノ建設ヲ爲ス時ハ隣人耕作ヲ妨害セサルコトヲ原則トスヘシ

十四、以上ノ規定ハ續租ノ時ニモ之ヲ適用ス



遼陽滿鐵苗圃全景

附　農業に關する施設

滿蒙に於ける財政警察等に關する行政上の機關は何れも之を具備するか農林、牧畜等の産業に關する行政機關極めて少く指導奬勵に關する機關亦極めて多からぬ狀態てある。

一、農會及農事議會

各省に農會あり各縣には之を有するものもあり有せぬもあり吉林には農事議會並に農務會かある何れも設置しありと云ふのみにて何等斯業に貢献す可き業績を持たない、其活動は遠き將來に俟たねはなるまい。

二、農事試驗場及植物研究所


公主嶺滿鐵農事試驗場

支那側農事試驗場は各省に設置せらる卽ち奉天吉林及ひ齊々哈爾に所在する此他奉天には植物研究所がある又苗圃も同地に設けられてゐる。

三、農學校

農業教育機關としての農業學校は奉天及吉林にあるのみである。

此他關東州内に於ては關東廳の農事試驗場は大連沙河口に在り各州の農會と共に農事の改良指導に任してゐる。滿鐵所屬の農事試驗場は公主嶺及熊岳城に在つて本社所屬の苗圃及試作農場（長春開原、鐵嶺、奉天、本溪湖、鳳凰城、安東縣、遼陽、大石橋、得利寺、瓦房店、大連、旅順）と共に滿蒙農業の開發に各種の試驗を行ひ併せて滿鐵附屬地其他に於ける農業の指導奬勵に任して居る



鄭家屯滿鐵農事試驗場

殊に本社經營の農事試驗場の活動は見る可きものも多く、滿洲特產物の大宗大豆の如き既に優良品種の育成を完了し其種子を一般支那農家に配付し之に依つて支那農家は在來大豆の成績に比して約二割以上の收入增加を示した。

此結果を推測するに作付面積は假りに從來のまゝとしても其年產額三百八十萬噸に對し六十餘萬噸の增收を得られるてあらう。

其他高粱、粟、小麥、水稻に果樹栽培に養蠶に其著手する處實に多い。

かくの如くにして今や吾か農事試驗施設は地方人の重要視する處となり一に滿洲農民の科學的指導機關となり彼等の來觀するものも漸く加はりて其意義を完うせんとしつゝあるのてある。



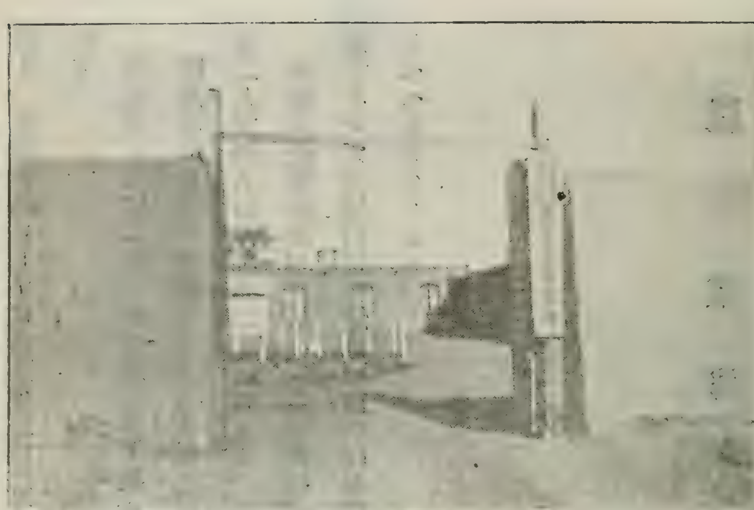
熊岳城滿鐵農事試驗場分場

附　滿鐵沿線附屬地に於ける農業狀態

滿鐵勸業課の調査に依つて沿線附屬地に於ける農業の狀態を略記すれば次の如くてある。（滿鐵沿線農業用地既往十箇年間農牧林業の梗概に據る。）

附屬地中の農業用地會社營業開始の初期なる明治四十三年度に於ては七、五六七町五一三なりしも其後に於ける市街地の擴張と、日支間係爭地の整理と共に大正八年度に於ては四、八、六九町一九となつた。

右の農業用地を土地の狀況に依つて十等に分ち一反步に付最高金二圓四十錢、最低金十五錢の地



鄭家屯滿鐵農事試作場

代を以つて（十等は無代）日支人農業者に貸與してある。大正八年三月の現在ては

日本人	三四一件	三、七六五。一七九町
支那人	一八二件	六五一。七六七

てあつて之を地目別に示せは

區別		
畑地	日本人	三、一五三・〇〇一町
	支那人	六四二・三一〇
田地	日本人	二二九・三六五
	支那人	—
蔬菜園	日本人	四〇・一五七
	支那人	〇・八二三
果樹園	日本人	三四二・六五五
	支那人	八・六三三
計	日本人	三、七六五・一七九
	支那人	六五一・七六七

畑地に於ては普通作物としては高粱の作付最も多く千三百町歩以上を占め大豆の八百五十町歩之に次き粟、玉蜀黍は何れも二百町歩以上を占めて

居る、特用作物としては甜菜の三百二十町歩最も多くして特用作物面積の約八割以上を占めて居る。

蔬菜類にては大根、白菜最も多く果樹類にては苹果の百六十町歩最も多く梨之に次ぐ

附屬地農業者の戸數及大豆は大正九年の調査に於つて本邦人二二七戸八〇四人朝鮮人六戸五二人支那人四四七戸二、四四九八、計六八〇戸、三、三〇五八人てある。（專業の外兼業なも含む）

會社は是等附屬地に於ける農業經營者に對しては啻に地代低廉なるのみならす井戸堀鑿及ひ揚水ポンプの無料貸付優良種苗の配付等幾多の保護奬勵を加へ滿蒙農業の先覺者たらしめんとしつつあるのてある。

農　業　終

林業

凡例

一、本編は滿洲に於ける林業の一班を紹介せんか爲め編纂せるも、實地探訪に係る木材市場方面の調査に重を置き林業調査に關しては已に專門家の公表せられたる本社勸業課編産業資料(其九)及鴨綠江採木公司編鴨綠江林業誌、其他木材各關係當業者の提供せられたる材料によるのである。

一、本編に引用せる木材單位中「石」は長十尺の尺角物であつて、「連」は直徑又は角材の大小に拘らす長八尺物を云ふのてある。

擔當者　大谷彌十次

林業

目次

林業

第一編　總論

第一章　緒論

世界に於ける人口の增加文化の進展に伴ふ木材の需要は歲と共に增進するに拘らす、農耕地の開墾、森林の火災、植伐の不均衡等各種の原因によつて森林は次第に其の面積を減少し、蓄積も亦漸減の傾向を示しつつある。將來に於ける木材の供給に對して不安の念を懷くもの少からす、夙に識者の注意を喚起するものありしか、千九百年に至り佛國森林監督官ア、メラール氏は世界各國の森林狀態と、木材需給の關係を研究し今後五十年を出てすして木材の世界的恐慌を來すへきか、故に單に森林專門家のみの考究によらす宜しく政治家及經濟家の共に考慮すへきものとして、具體的の立論をなし大に輿論を喚起された。北米合衆國は從來森林其の他天然資源の豐富を以て自他共に許せし國なるも、木材需要の激增に伴ひ森林の採伐極めて多く且つ

年々火災の爲め燒燼する森林は莫大の數に達し、木材の供給漸次困難を感するに至りしを以て千九百八年時の大統領ルーズヴェルト氏は教書を以て天然資源保存の必要を唱導された。

今爾の歐洲戰爭に於て白耳義、佛蘭西を始め獨逸、墺太利、匈牙利、英國、伊太利、露國諸國に於ける森林にして、兵燹の厄に遭ひ荒廢せるもの或は軍事上其の他の需要の爲め濫伐せられたるもの極めて廣大なるへきは想像に餘ある。從て今後自國の森林より供給し得へき木材も著しく減少すへく、又戰火の爲め建築構作物、家具、橋梁、柵圍、鐵道、其の他の破壞、掠奪せられたるもの莫大の數量に達し、此等の再築、復舊並に今後住宅の增築等に要する木材の需要は蓋し巨額の數量に達すへきを以て、從來の木材輸入國は今後益々輸入材に待つへきこと明遼なる事實である。然るに戰前最も多量に木材を輸出せし露國は舊政府瓦解後、過激派政府樹立せられしと雖、戰亂相繼き國內以然として紛亂せるを以て、社會の秩序並に經濟狀態の平靜に歸するは到底近き將來に期待する能はす、同國木材の生產は著しく減少し、從て木材の輸出は今後多大の減少あるは豫期する所てある。芬蘭は廣大なる森林を有するも革命內亂辛ふして平定したるに止まり、勞働狀態は今日尙不良にして社會經濟の全く平靜に復歸するには相當歲月を要すへく、露國に次き多量の輸出をなせし墺太利、匈牙利にありては戰爭の爲め森林の荒

廢せるもの少からさるのみならす、小國に分裂し今尙少からさる動搖を見つゝあるを以て、木材の輸出は今後著しく減少さるゝに違ない。之に反して瑞典、諾威、米國、加奈陀等に於ては寧ろ經濟上の好影響を受け森林は概して猶豐富なるを以て、今後歐洲に對する木材の輸出は戰前に比し一層增加せられ、露國、芬蘭、墺太利、匈牙利等に於ける輸出の減少を補給し、辛ふして需給の均衡を保ち得へしと信せらるゝも、戰前に比すれは著しく不安の狀況を呈した。

今一九一三年に於ける各國の森林面積を總括し見るに、三十八億萬エーカーにして而も其の大部分は北方溫帶に屬するのてある。元來本區域は廣大なる森林面積を包容する外、商業上の樞要地點を併有し、北半球中他に比較し得へからさる有利の地位を占む。而して加奈陀の森林面積は七億九千九百萬エーカーに上り、全世界中の第一位を占むるのてある。北米合衆國は五億四千五百萬エーカーにして第二位に列する。歐羅巴露西亞は四億六千五百萬エーカー、亞細亞は三億四千八百萬エーカーを占め、合衆國の面積より尙千七百萬エーカー少く、中央アメリカは二億二千四百萬エーカー、印度一億四千九百萬エーカー、アラスカ一億七百萬エーカー等てあつて、其の他諸國にして一億萬エーカーに達するものないのてある。而して通商上の立場から之を觀るときは墺匈國及芬蘭の各五千三百萬エーカー、瑞典の四千九百萬エーカー、獨

逸の三千五百萬エーカー、佛國の二千四百萬エーカー、諾威の千七百萬エーカーの如きは全アメリカ全アフリカ及全亞細亞諸國の面積よりも寧ろ重要なものである。

[illegible]歐洲諸國に於ける將來木材需給の關係を察するに、現時の主要木材輸出國中米國は國內の木材消費量極めて多く、近時益々增加の傾向あるを以て森林は次第に減少し、已にパルプ用材の如きは多大の不足を告け加奈陀より補給を仰く狀態である。

故に今後海外に木材を輸出すること漸次困難となるへく、加奈陀は森林面積廣大にして蓄積猶多大なるも、近時人口は急激に增進しつつあり、產業の勃興と共に國內の木材利用は激增すへきを以て、早晚米國と轍を同ふするものと觀測する。瑞典、諾威は森林廣大なるも往時より森林の利用盛に行はれ、輓近に至つて伐採益々激增し、交通便利なる地方の森林は大部分伐採し盡され、之か爲め近時芬蘭よりの木材輸入歲と共に增加するの狀況なるを以て、今後永く同國の森林に期待し能はさるの現狀である。要するに現時の木材輸出國中將來永く木材の供給を仰き得るは僅に歐露（芬蘭を含む）竝に極東西比利、滿洲に過きす。而も木材の產地漸次僻遠の地となり世界を通して次第に木材缺乏の大勢を馴致せられつつある。

顧て我國の狀況を見るに維新前の林政は各藩特自の立場よりして、概して極端なる保護取締

に力を注き合理的の施行は第二次に置くの狀況なりしか、維新後林政弛廢すると共に材木需要の增進に伴ひ、隨時隨所に森林の伐採を行ふに至つた。明治三十年始めて森林法の發布を見積極的に御用林と國有林の經營を行ひ、其の範を示すと共に、林業の指導奬勵に努め、更に識者の林業刷新の急務を唱導され、爲めに國民の林業思想は漸次發達し、各地に於ける植林事業の勃興を見るに至つた。明治三十年當時は木材の需要未た今日の如く多からす、森林の蓄積も亦充分なりしを以て將來の木材供給に就ては極めて樂觀するもの多く、植林事業の盛況を告くるを見て、却て木材の供給過剩を憂ふるものさへあつた。然るに其後木材の需要は人口の增殖產業文化の進展に伴ひ著しく增加し、歐洲戰亂開始以後頓に需要の激增を見るに至つた。之か爲め森林の伐採は激增し、交通運搬の便利なる地方の森林は漸次減少し、良好なる森林は僻邊の地に從來豐富なる森林を有せし北海道も拓殖事業の進展に伴れ、急速度に森林の伐採增加を見た。全國を通し森林殖伐の關係を見るに明治四十年より大正五年に至る十箇年間に亙り平均一箇年の森林伐採面積は三十二萬七千餘町步にして、同期間平均一箇年の人工植栽面積は僅に十二萬八千町步餘に過きす、其差額約二十萬町步は天然造林の名目にて主として萌芽更新により在來の如く木材供給量を維持することの困難なるのみならす、最近に於ける木材需要の狀況竝に

將來の趨勢に鑑みる時は國内木材供給の不足を告くること遠きにあらさるを想はしむるのてある。而も木材供給の調節宜しきを制せされは急激なる變化を來すへき虞ありと信する。

本邦(内地北海道)に於ける森林の伐採狀況は別表森林伐採累年比較表に明示せる如く農商務省統計によれは明治四十年より大正五年に至る十箇年間平均一年の伐採量は用材薪炭材を合し約一億五千五百萬石(立木材積)てある。每年僅少の特種木材を外國より輸入し、以て國内の需要を滿しつゝある時局の影響によつて木材の需要增進するに從ひ、森林の伐採も著しく增加し大正六年の伐採量は一億八千七百萬石』大正七年には二億五百萬石に增加した。外國產木材の輸入も大正三年の十六萬石に對し大正七年には八十三萬石の數に達した。今參考の爲め大正七年に於ける伐採額の内容種別を示せは次の如くてある。

	内地	百分率	北海道	百分率	合計	百分率
	石	%	石	%	石	%
國有林御料林	二一、七一三、六五七	五四・四	一八、二七九、六八五	四五・六	三九、九九三、三四二	一九・五
民有林	一五〇、三九三、二六三	九〇・九	一四、八九六、二〇三	九・一	一六五、一八九、四六六	八〇・五
計	一七二、一〇六、九二〇	八三・八	三三、一七五、八八七	一六・二	二〇五、一八二、八〇七	一〇〇・〇

之を用材、薪炭材に區分すれは

	内地	百分率	北海道	百分率	合計	百分率
	石	%	石	%	石	%
用材	三四、九一六、一〇六	七三・二	一二、七五二、四七〇	二六・八	四七、六六八、五七六	二三・三
炭材	一三七、〇九〇、八一四	八七・〇	二〇、四二三、四一七	一三・〇	一五七、五一四、二三一	七六・七
合計	一七二、〇〇六、九二〇	八三・八	三三、一七五、八八七	一六・二	二〇五、一八二、八〇七	一〇〇・〇

更に用材中の主要樹種の伐採額を示せは

針葉樹	材積(石)	濶葉樹	材積(石)	備考
スギ	一一、四六二、〇〇九	ナラ、カシワ	一、八三八、三六六	
エゾマツ、トドマツ	八、一五四、九六四	クリ	九〇一、五八九	
ヒノキ	一、九〇八、〇五六	カツラ	四二六、四〇四	
マツ	一〇、七〇七、四九六	シオジ、ハリギリ、ヤチダモ	一、一八五、九三四	
モミ、シラベ、ダウヒ	三、〇四七、七五八	ブナ	六六九、九九四	
ツガ、トガサハラ	一、八六三、八二六			
合計	三七、一四四、一〇八		五、〇三二、二八七	

此の如く世界的木材の缺乏は將來其の供給を支那に需めんとする傾向は滿洲木材市場の前途

をして益々多忙ならしめんとする。支那に於ける森林は福建、湖南、貴州、四川の一部と滿洲の東北部を除きては悉く禿山にして、一望荒涼たる原野中處々に散在せる楚々たる楊柳は僅かに逆旅の鬱を慰むるに過ぎない。而も福建、湖南、貴州、四川の如き林産地と雖其の産額次第に減少し角材の如き殆と其の跡を絶ち漸く小丸太を出すのみ、前途甚た覺束なく唯南北滿洲に亙る豐富なる世界的森林は支那富源の一てある。

滿洲は其の地理的關係又は經濟的關係によつて、之を南北滿洲に區別せらるゝ普通日本の經濟勢力範圍なる長春、吉林以南の地一帶を指して南滿と稱し以北を北滿と通稱さる。北滿方面は松花江流域の大部にして一帶は坦々たる平原に富み地味豐饒なるのみならす、東支沿線、牡丹江流域及興安嶺森林を控へ哈爾賓を中心市場として、東支鐵道より浦鹽方面に輸送し、或は南下して南滿各地に流布する所謂北滿材は之てある。南滿洲の主たる圏内は松花江の上流遼河の流域及鴨綠江の沿岸に屬する地方にして、就中遼河流域一帶の地方を除けは概ね山岳、丘陵地多く木材の産額は鴨綠江、太子河及吉林材等を合し年々實に二百數十萬尺締に上る。南滿洲に於ける木材の消費額は支那建築材に屬するものは之を除きて現今一箇年約百三十萬尺締に達する。之か供給方面は鴨綠江材を第一とし吉林、北滿、太子河、渾河、北海道及米國各材に

して就中其の八割以上は南滿洲内の生產材卽ち鴨綠江、吉林兩材にて自給せらるるの狀態てある。而も吉林、北滿方面の如き伐木事業は今尙創業時代に屬し其の產額は年々著しく增加の傾向を示しつつあるを以て、其の出超額も年々增進すへきものと想察せらるるのみならす、支那に於ける木材消費市場として代表せらる。上海、天津に現はるる滿洲材の將來は多忙たるへく期待せらるるのてある。

上海過去三年間外國材及支那材輸入高

材種	大正七年度 數量	大正七年度 價格	大正八年度 數量	大正八年度 價格	大正九年度 數量	大正九年度 價格	備考
米國材	一八、〇二一、八五〇	一、〇九一、三一〇	三三、九六〇、五〇〇	一、九七七、九〇〇	六七、〇六三、九八〇	四、〇二〇、〇〇〇	一、數量單位は平方呎とす
菲律賓材	二、二〇〇、〇〇〇	一五四、〇〇〇	四七〇、〇〇〇	四三、五〇〇	二、九五〇、〇〇〇	二一五、三五〇	價格は兩
安東材	四、八〇六、七〇〇	二四〇、〇〇〇	—	—	—	—	二、菲律賓材中には種々
福州材	三、〇〇〇、〇〇〇	九二、〇〇〇	四、〇一九、六七二	一三九、六〇〇	七、三一〇、九〇〇	二三七、〇〇〇	の南洋材を含む
計	二八、〇二八、五五〇	一、五七七、三一〇	三七、四五〇、一七二	二、一五〇、〇〇〇	七七、三二四、八八〇	四、四七二、三五〇	

（上海三井調）

上海過去三年間日本材輸入高

材種	大正七年度 數量	大正七年度 價格	大正八年度 數量	大正八年度 價格	大正九年度 數量	大正九年度 價格	備考
北海道材松角	三七、八八〇、三四五平方呎	二六五、一六三円	二、七〇三、四六三平方呎	一六三、一八〇円	一八、四〇二、一八四平方呎	一、四七二、〇〇〇円	一二、〇〇〇平方呎ハ日本の一〇〇〇石
栓角	二、二九二、五四七	一八三、四〇四	一、一三五、七六四	一三七、五〇〇	一一、七〇八、五四七	二二六、六八〇	
桂角	一、一五四、五五四	九二、三六四	一、〇五四、四七七	八四、三三〇	一、四五三、八八五	一〇八、九七〇	
槐角	一、一三三、三三六	九八、五八〇	三七九、四三一	三〇、三五四	五〇五、四三一	四〇、四三〇	
檜角	四、七三三、三〇〇	二七七、八〇	一、五三三、四九七	一三一、八〇〇	三、八九六、九三三	一〇三、一七五	
松挽角	五六〇、七五〇	五六、〇七〇	一〇二、九七三	一〇、三一〇	四三三、三六〇	四七、五六〇	
合計	四七、八四二、七二三	一、〇七三、三六一	六、八九八、六〇三	五四六、四五四	三六、三九八、三三九	一、四八八、八一五	

（上海三井調）

上海市場に於ける木材取引價格

材種	大正七年度	大正八年度	大正九年度	備考
松角	三九—四〇兩	三三—三六兩	三五—四〇兩	一、本表價格は置場渡千平方呎價格とす 二、稅關は以前ソフトウッド及ハードウッドにより前者は千平方呎、後者は立方呎なりしも今は兩者共に千平方呎を單位とす
栓角	五五—六〇	五七—六三	六五—七〇	
檜角	六〇—六三	六二—六五	六三—六七	
槐角	六〇—六二	六〇—六三	六二—六五	
桂角	五三—五五	五五—六〇	六三—六六	

松挽材	七〇—七五	七三—七五	七五—八〇
米松	七五—八〇	五〇—六〇	四五—五五
菲律賓材	六〇—七五	六〇—七五	六〇—七五
安東材	五〇—五五	—	—
福州材	三〇—三五	三〇—三五	三〇—三五

三、取引に於ては日本材及米國材外國材は共に千平方呎（日本の約八石三斗）を以て單位とす支那人間には或は一尺を單位とするもあり福州材丸太には一本幾何として一本を單位とす

（上海三井調）

天津過去三年間木材輸入高

材種	大正七年度 數量	大正七年度 價格	大正八年度 數量	大正八年度 價格	大正九年度 數量	大正九年度 價格	備考
安東材	四三〇,〇〇〇石	二,〇〇〇,〇〇〇兩	三七五,〇〇〇石	二,三二七,〇〇〇兩	二五〇,〇〇〇石	一,五〇〇,〇〇〇兩	
福州材	八〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	八五,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	
米國材	二三,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	五九,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	一,四五〇,〇〇〇	
日本雜角	二〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	六,五〇〇	三六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
同松丸太	—	—	一一,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇,四〇〇	五一,〇〇〇	
同松角	—	—	一三,〇〇〇	六〇,〇〇〇	—	—	
計	五五三,〇〇〇	二,七二〇,〇〇〇	五四九,五〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	五六三,七〇〇	三,五四一,〇〇〇	

（天津三井調）

天津市場に於ける木材の取引單位及價格

材種	大正七年度	大正八年度	大正九年度	單位
北海道松角	置場渡 四〇—四五 千平方呎	四五—四三	四〇—	一、木表價格は置場渡千平方呎兩價格とす 二、日本材は日本尺にて一立方尺建 三、支那材は當地木尺にて一寸建—(8′×1′×1′) 四、米國材は英尺にて一平方呎建—(1′×1′×1′)
栓角	六〇—六二	六二—六五	七〇—	
桝角	五八—六〇	六〇—六三	六七—	
桂角	五八—六〇	六〇—六三	六七—	
松挽材	七〇—七五	七三—七五	七五—	
米國材	七五—八〇	五二—六〇	五五—六〇	
安東材紅松	六〇—六五	六〇—六五	六〇—六三	
杉松	四五—五五	四五—五五	四三—五四	
楡木	五〇—五五	五〇—五五	四九—五六	
福州丸太	七〇—四三	四〇—四九	四〇—四四	

（天津三井調）

第二章　林　況

第一節　森林の位置ご廣袤

第一款　鴨綠江流域系統森林

鴨綠江は其の源を長白山脈に發する東經百二十四度二十分より百二十八度四十分に亙り、北緯三十九度五十分より四十二度十五分に至る。奉天省の東南部を限り朝鮮咸鏡南道及平安北道の二道に對する本流は一に之を大江とも稱し、其の江口より遡ること五十餘里の地點に於て左方より來り會するを渾江と呼ふ。支流中の最大なるものである之より水源に至る延長約百五十里、此間支那側に於ては安東、寬甸、輯安、臨江、長白の諸縣、朝鮮側に於ては平北咸南の二道に其の源を發し、本流に朝する分流支川甚た多い就中有望視せらる。森林は大江右岸に於ては臨江縣帽兒山卽ち頭道溝以上二十四道溝に至る各支流の上部長白山に接して存在する帽兒山以下に於ても亦所々に點在する森林なきにあらさるも主として濶葉樹てあつて、僅に針葉樹種を交ふるに過きない。左岸朝鮮側に於ては遠く豆滿江と分水嶺に近つくに從ひ、漸次針葉樹の多き良好の森林を有し、下流に於ては長津江及南社水等の支流最も森林に富み、又支流渾江は

其の曲折頗る多く延長八十里、其の流域は懷仁、寬甸、輯安、通化、臨江の諸縣に亙りて森林は之に注ける各支流の上部は連亙成立するを見るのてある。

鴨綠江本流の右岸支那側は白頭山より帽兒山に至る間、長白山脈の南面に位し其の以下は渾江と本流との分水嶺をなせる所謂老嶺の東南面を覆ひ、地勢一般に河岸に於ては峻險なるも山上に至れは平原を形成する各道溝中五道溝、八道溝、十五道溝、十九道溝、二十三道溝最も最大てあつて其溝源分水嶺近くに及ひ、長白高原の森林地を分截せるの狀かある。又渾江流域に屬する地域は西北方は長白山脈の尾端渾江及松花江の水を分ちて、所謂老龍崗の高原をなし蜿蜒として西方に走り、永陵に至つて止まるを見るのてある。其東南方には長白山脈の支脈てある老嶺か三岔子東南岔の北方に起り、西南に走つて渾江口に至り大江と渾江との流域を劃さるるのてある。次に營林廠所管林野は實に朝鮮に於ける北部の最高地域を形成する。長白山脈縱横に錯綜して到る處峻嶽叢立し諸水此間より流れ出て、總て鴨綠江に注き東北咸鏡南北道の境界即ち白頭山の南方地域甲山臺地は土地頗る高く、海拔五六千尺に達する一大高原地帶を形成する營林廠管内林野の南方を劃するものは妙香山脈にして、平安北道宣川郡の劒山を起點とし て東北に進み、平安南北道の境界を蜿蜒東北に走つて咸鏡南道に入り、更に海岸線に併行して

咸鏡北道を縱貫し遂に半島の東北端に達するのである。狄踰山脈は義州の南龍骨山を起點とし天摩山より雲山那の於自嶺となり、車嶺、勿移山、崇積山に高隆し鴨綠、淸川二江の分水をなし本脈の主脳である狄踰嶺となり、咸鏡南道に入りて愈高隆し長津郡の蓮花山、雪梅嶺等となり、三水郡に入るに從ひ稍高さを減し遂に甲山臺地に達する江南山脈は玉江鎭の北に起り略鴨綠江に併行して東北に進み、朔州の南を貫き牙得嶺より加陵嶺を過き衙天嶺に及ひ新乫坡鎭の下流に於て鴨綠江に斷絶するのである。之を要するに鴨綠江流域は山嶽地であつて農耕に適する多少の平坦地あるも、之等は極めて僅少の部分に過きないのである。

第二款　松花江流域系統森林

吉林縣以南の松花江上流々域の森林は一部は長白山本脈に一部は吉林哈達に連る。其の流域に亙る地名を見るに吉林省濛江、樺甸、額穆、奉天省安圖、撫松の各縣てある。濛江縣は北緯四十一度五十七分に起り、同四十二度四十六分に終り東徑百二十六度三十一分と同百二十七度十九分との間に跨り、松花江の上流頭道江の左岸か介在されてある。其縣城てある濛江大甸子は同縣の中央に位し、吉林の南方三百八十支里、西北奉天省朝陽鎭を距る二百十支里同開原を距る六百支里にある。北は那爾轟嶺によつて樺甸縣に接し、東は松花江及頭道江を隔てて樺

甸、撫松の兩縣に連り、西は斐德里山脈南は湯河及龍崗山脈を介して奉天省と界を接し廣袤約二百二十餘方里、此面積三十四萬五千八百八十三町步餘と稱せらるるのてある。森林は一大團地をなし全縣の約九割を占め殘餘一割は散點せる農耕地、散生地、無立木地、沼湖、河川等てある。



松花江上流の紅松

樺甸縣は北緯四十二度二十七分に起り、同四十三度三十分に終り東經百二十六度十一分と同百二十八度四十七分との間に介在さるるのてある。松花江は其の中央を貫流し、縣を東西に二分し輝發河は其の西半部の中央を流れて之を南北に分つのてある。縣城は吉林の南二百七十支里西奉天省朝陽鎮を距る百八十支里にある。北部は慶嶺、螞蟻河嶺等を以て吉林縣に接し、漂河嶺を以て額穆縣と界し、西は大青嶺の南走支脈と柳樹河とによつて盤石縣に連るのてある。

南方は其の西半に於て那爾轟嶺を以て濛江縣に接し、東半部に於ては二道江古洞河によつて奉天省安圖、撫松の二縣に接する。東部一帶は新開嶺、牡丹嶺、寒葱嶺、廟嶺及老嶺等の連山により敦化、延吉、和龍の諸縣と接界し、其の廣袤六百九十四方里强、此面積百七萬九千六百六十五町歩餘を算するのてある。

額穆縣は北緯四十三度十七分から同四十四度七分に終り、東經百二十六度五十二分と同百二十八度四十三分との間に跨る。北境一帶は呼蘭嶺、太平嶺、小白山脈を以て舒蘭、寗安の二縣に連り、西部は老爺嶺、海淸嶺により吉林縣に接し、南は漂河嶺を以て樺甸縣に慶嶺威虎嶺等を以て敦化縣と界し、東方は二龍山山脈、大黑背山脈と合して北走し、牡丹江を橫斷して朱敦嶺に連る線を以て寗安縣と接界するのてある。縣城は縣の稍東南に偏し吉林、寗古塔街路の衝に位するのみならす、琿春街道もここに分岐されてある。西吉林を距る三百四十支里、北東寗古塔へ二百八十支里、南東琿春より八百支里にあり、其廣袤四百九十方里强、此面積七十六萬三千三百五町歩と稱せらるるのてある。

安圖縣は北緯四十一度五十三分より同四十二度五十六分に至り、東經百二十七度五十分と同百二十八度五十九分との間に介在し、北境一帶は古洞河によつて樺甸縣に接し、東部の北半は

古洞河及老嶺山脈を以て其の南半は石人溝によつて和龍縣に隣接さるるのである。其の南部は白頭山に發源する豆滿江により朝鮮と界し、西部は白頭山頂より二道江に連れる頭道、二道兩江の分水脊を以て撫松縣と界する。娘々庫は縣城の所在地であつて二道江（浪々庫河）の左岸に位置する概ね縣の中央を占め北方吉林を距ること六百支里、東方間島局子街を距ること四百支里、其廣袤三百七十八方里餘、此面積五十八萬八千九百八十三町歩餘と稱せらるるのである。

撫松縣は北緯四十一度三十六分から同四十二度四十七分に終り、東經百二十七度六分より同百二十八度七分に介在され、頭道江右岸の流域全部を包有するのである。其の縣城たる犇牛哨大甸子は頭道江、松江河の合流點にあつて、縣の西端に位し北方吉林を距る六百支里南方帽兒山（臨江縣）へ二百支里、北は二道江を以て樺甸縣と界し、東は白頭山より概ね西北に走れる頭道二道兩江の分水嶺によつて安圖縣に接し、西は頭道江を隔てて濛江縣と相對し、南は白頭山より西走する龍崗山脈を以て長白縣及臨江縣と接界する其の廣袤四百十一方里、此の面積六十三萬九千八百十三町歩餘なりと稱せらる。

第三款　豆滿江流域系統森林

琿春河及嘎雅河、豆滿江等の支流上流一帶の地より老爺嶺に至る。廣大なる地域は森林地帶

なるか如きも審ならさるを以て今豆滿江流域に屬し調査濟の地方にある吉林省延吉、和龍、奉天省安圖の三縣を記述する。

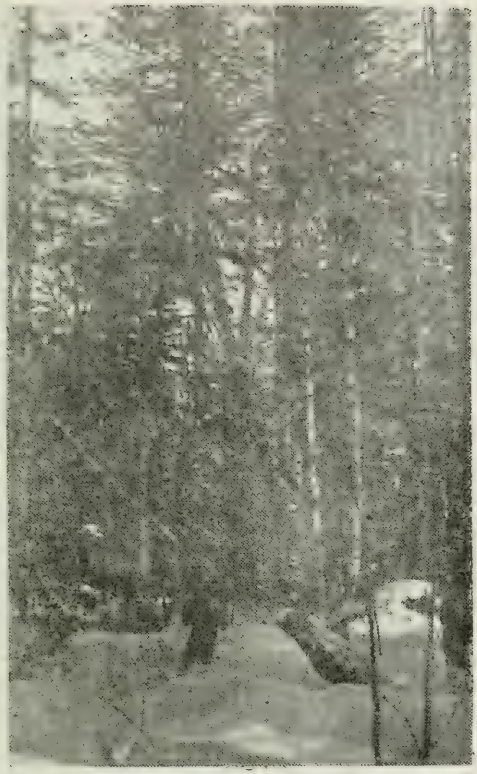
延吉縣は北緯四十二度三十七分に起り同四十三度五十八分に終る。東經百二十八度三十五分と同百二十九度五十分との間に介在し、海浪と富爾巴圖兩河か西より東に向つて其の中部を貫き、局子街の東方數里に於て嘎呀河と合し、曲流して豆滿江に入るのてある。縣城局子街は縣の東南部に位置し、富爾巴圖河の左岸を占め西北方吉林を距ること七百支里、南方會寧を距る百八十支里にある。西北一帶は老松嶺及哈爾巴嶺山脈を以て寧安縣及敦化縣に界接し、又黃溝嶺によつて樺甸縣と界する。南部は窩集嶺（臥鷄嶺）より出て二道溝を横斷し楊木頂子、風燈嶺を經て豆滿江に連る所謂南崗及西崗地方を劃する線を以て和龍縣に、東方一帶は老松嶺の一部と嘎呀河とを以て汪清縣に界さるるのてある。其の廣袤四百九十方里餘、此面積七十六萬二千五百三十二町步餘と稱せらるるのてある。

和龍縣は北緯四十二度四分と同四十二度五十七分との間を占め、東經百二十八度三十五分より同百二十九度五十分に至る地域てあつて、北境一帶は丘陵山岳によつて延吉縣に接し、西方は老嶺山脈或は石人溝を以て各樺甸縣或は安圖縣に隣り、東南の一帶は豆滿江を隔てて朝鮮咸

鏡北道と相對するのである。縣城の所在地を大拉子と稱し縣の東南に位し、南方會寧に至る八十支里北方局子街へ百支里其の廣袤二百七十五方里餘此面積四十二萬八千七百八十七町歩餘を數ふるのである。

第四款　牡丹江流域系統森林

小白山、穆克特亨山及完達山脈を掠めて南敦化縣より北三姓に至る牡丹江流域の森林か之に屬するのである。此區域に於ける林地は主として寧古塔以北にある。



牡丹江上流の林相

卽ち敦化縣、額穆縣を以て主なるものである。敦化縣は北緯四十二度五十七分に起り同四十三度四十三分に終り、東經百二十七度三十三分と同百二十九度九分との間に介在され、牡丹江の水源地帯を包括するのである。其の縣城は縣の中央牡丹江の左岸に位し、吉林を距る四百

四十支里、東南間島局子街より二百五十支里位置するのである。北部は大黒背山脈の一部と慶嶺、威虎嶺、通溝嶺等を以て寧安及額穆の二縣と界し、西南一帯は新開嶺、牡丹嶺等の山脈によつて樺甸縣に、東部は哈爾巴嶺山脈を以て延吉縣と接界する。其の廣袤三百四十七方里强、此面積五十四萬八百二十四町歩餘とする。

第五款　東支鐵道東部沿線森林

露領沿海州の境界に當る東支鐵道の一驛ポグラニーチナヤ（綏芬）より哈爾賓に至る鐵道兩側に位する森林にして其の地域は主として賓縣、同賓、寧安、穆稜及東寧の五縣に跨る。南方額穆縣界より五常、寧安兩縣界を北走する所謂小白山脈は同賓縣界に至り分れて二となり、一は東螞蜒窩集、圍場荒山、畢展窩集嶺、龍爪溝嶺、阿穆達山となり蜿蜒として同賓縣と寧安、方正兩縣との境界を劃する一は西方に轉し、西螞蜒窩集、四方頂子、春秋嶺、石維山、大青山等の山脈をなして同賓縣と賓州縣との境界をなすのである。又汪清縣に於ける老松嶺の支脈は穆稜縣界に於て穆稜窩集嶺となり、穆稜縣を圍繞するのである。此等の諸山脈は有名なる森林地帶にして、東支鐵道開通前までは一帶の美林を見るのである。就中同賓、寧安兩縣に於ける森林の如きは長大美良の直幹を有する樹木林立し、欝蒼たる密林なりしか故に土俗之を樹海と稱

せし程てあつた。

賓縣は東方老爺嶺、大青山、大燒嶺等の山脈によりて同賓方正の二縣に界し、南は阿什河上流の葫蘆頭溝によつて雙城縣に界し、西は蜚克圖河及陸地上の假定線により阿城縣と相接し、北は松花江を隔てて黑龍江省の巴彥、木蘭兩縣に相對するのである。本縣は蜿蜒起伏する山脈丘陵多く古來一帶の大森林を形成せるも濫伐せられ、現今山嶽地帶を除くの外森林として見るへきもの甚た少いのである。縣內の山勢は概して重疊し東方同賓との境界に南方山脈より分岐せる石縫山火燒嶺を連ね、陳家營嶺を過きて松花江岸に達する一脈の山岳西南より東北方に橫はる。此一脈を基として西北方に分岐せる山脈二、三あるを見る其の南なるは火燒嶺の一部より起り、西に秋皮頓山分水嶺の高地を連ね蜚克圖附近より阿什河管內に入るのてある。其二は同しく火燒嶺より秋皮頓山に連り、更に海里渾山となつて縣城の南に西に興隆崗となり、更に西北して蜚克圖河の河口老山頭に至つて松花江岸に達する。海里渾山よりは更に廟嶺を出て北に松花江岸の太平山に達し、興隆崗より北に房身崗を出して松花江岸紅石峪に達するのてある。而して其三なるは火燒嶺の北方山脈の一部より分れて西に城墻磖、高力帽の山脈となり松花江岸に達する。而して森林は同賓、方正兩縣との境界に近くに從ひ、稍大なる森林地帶を形成し

大燒嶺、大青山、老爺嶺等の山嶽地帶には尙原始的針濶混淆樹林の存在するを見るのである。
同賓縣は南北に縱貫する螞蜒河と其の支流東亮子河の全流域に亙り、四方より圍繞せらるる山脈を以て隣縣と境界を劃するのである。卽ち東老嶺、龍爪溝嶺、畢展窩集嶺を以て東部方正縣及寗安縣北部と接界し、南は圍場荒山及東西螞蜒窩集を以て寗安縣の西北部及五常縣と界するのである。西は大燒嶺、大青山、春秋嶺を以て賓縣及雙城縣と界し、北は太平山、桃鬼山竝に大柳樹河及陸地上の假定線を以て西部方正縣と接界さるるのである。而も是等山脈の各支脈は縣內に於て縱橫に擴かり縣面積の大部を占むるのである。縣內に於ける森林は螞蜒河の中下流沿岸竝に其の支流東亮子河の中下流沿岸の地を除くの外、東支鐵道開通までは一大森林であつた。然るに鐵道の開通と共に其の沿線附近は伐採し盡され、良好なる林相は運搬極めて不便なる部分に限らるるに至つた。
寗安縣は東部は黑士嶺、穆稜窩集嶺及其の連山脈を以て穆稜縣竝に東寗縣と界し、南は老松嶺、大黑背を以て汪淸、延吉、敦化等の諸縣と接界さるるのである。西は茨老茅山及老嶺竝に陸上の假定線を以て五常、額穆の兩縣と界し、北は畢展窩集嶺三道河及陸上の假定線を以て同賓、方正、依蘭の三縣と界を接する四面殆と山岳を以て圍繞せられたる一大盆地てあつて、牡

丹江は其の南境より本縣に流入して正北に本縣の中央を縱斷し方正、依蘭兩縣の境界をなして松花江に注ぐのである。同縣に於ける森林の主要なるものは(一)鏡泊湖以南大黑背山脈と其の以西馬連河流域の森林、(二)鏡泊湖以北牡丹江流域の森林である。

穆稜縣は西方に於ては細鱗河夾板河の沿線及穆稜窩集嶺を以て東寧縣に接し他の三面は青溝嶺、龍瓜嶺、青臺、卡倫山、黑土嶺、烟筒溝、穆稜窩集嶺の連山を以て密山、勃利、依蘭、寧安等の諸縣に接界し、穆稜河は縣南部の穆稜窩集嶺より其の源を發し、縣の中央を北流し密山縣に入るのである。而して本縣は此穆稜河及其の支流沿岸の平地を除くの外岩石質の山嶽より成れる山地帶であつて、縣內の森林は僅かに密山、勃利、東寧、寧安等各縣の境界に亙る森林を見るに過ぎないのである。

東寧縣は吉林省の東端にあつて其の東部は陸地上の假定線及瑚佈圖河の流域を以て露領沿海州、烏蘇里地方と接界する。西は細鱗河、夾板河及穆稜窩集嶺並に老松嶺を以て穆稜、寧安兩縣に界し、北は黃窩集山を隔てて密山縣と界し、南方は荒頂子、二甲山、十八儞頂子、土門嶺通背山を以て汪清、琿春兩縣に界を接するのである。本縣は四面殆ど山嶽を以て圍繞せられ內部も亦數多の山嶽あるにも拘らず森林に乏しく、僅かに縣の北部にあるのみであつて其他は濶

葉樹林或は散生地及荒蕪地てある。

第六款　三姓地方森林

吉林省の東北部を占め松花江及黒龍江と烏蘇里江との間に夾まれ、深く北方に突出して黒龍江と烏蘇里江との合流點に達する地域即ち方正、依蘭、樺川、富錦、同江、綏遠、虎林及密山等の森林を三姓地方の森林を稱するのてある。

方正縣は北は松花江に面し黑龍江省の大通縣と相對する。東北は洓淇河、東方一帶は牡丹江を隔てて依蘭縣に界し、南東は三道河を劃して寗安縣に接し、南は東老嶺、太平山、大黃泥河竝に大柳樹河を以て同賓縣に西方は大燒嶺の支脈を以て賓縣に界するのてある。而して本縣の西部を流るる螞蜒河は同賓縣より入りて松花江に注くのてある。本縣の東西南の三面は山岳重疊し松花江及牡丹江に向つて多數の支脈か派出せられ松花江及牡丹江竝に其の兩江に注く各支流流域及螞蜒河の流域一帶の平坦地を除けは槪して丘阜地若くは高地てある。而も西部桃兒山東部の闕門咀、烏鎗頂等に於ける森林は從來伐採せられつつあるも、今日は其の材積を減少せる狀態にある。然し老爺嶺、阿穆達山、龍爪溝地方に在つては今尙一大森林を形成し將來有望の林區てある。

依蘭縣は西部は牡丹江を隔てて方正縣と隣接し、西北隅の一部は牡丹江、松花江流域の間に劃きたる陸上の假定線を以て依蘭、方正の兩縣に分界さるるのてある。南部は倭肯河及陸上の假定線を以て勃利縣と接界し、東部は陸上の假定線によつて樺川縣と接し、北は松花江を隔てて黑龍江省通河及湯原兩縣に對するのてある。本縣の南部には園山廣福山等の一連の山嶽を見勃利縣内に延長され、倭肯河伯利河及烏斯渾河の分水嶺を形成する。東南部には阿爾布善山あり倭肯河の上流と同河の支流七虎力河との分水嶺となつて現はるるのてある。東部には馬鞍山の支脈及大德依亭山かある。之か七虎力河、八虎力河の分水嶺をなし北部松花江に沿ふて水曲流淌かあり、松花江の支流及蘇木河の分水嶺を形成さるるのてある。本縣の南部及東部の山嶽地帶は鬱蒼たる原始林なるも牡丹江沿岸及倭肯河下流沿岸の交通便利なる地帶は已に伐採せられしのみならす、民國六年五月本縣南部の大半は新設勃利縣に分割せられた故に本縣内の森林地帶は甚しく其の面積を減少し、今日に於ては東部及東南部樺川縣界に近き交通不便の山嶽地帶に森林を見るのみてある。樺川縣は北部に於ては松花江を隔てて黑龍江省湯原縣と相對し西方及西南部は蘇木河の上流及陸上の假定線を以て、富錦縣に東南部に於ては倭肯河の上流を以て寶清縣と隣接するのてある。本縣の南部には馬鞍山の支脈か蟠蜒し北方に向つて幾多の支脈

か派出され各支脈間の小流は松花江に注がれ、松花江岸より六十支里以上七十支里の地帯を起點とし、同河に接近するに從つて土地は漸次平坦となり、河岸に接する地帯は草生地をなし依蘭縣界に連る山嶽地帯に多くの森林を見るのである。

富錦縣は東は陸地に劃せる假定線を以て同江縣と隣接し、南は七星河の上流及中流を以て寶淸縣と界し、西は陸地上の假定線を以て樺川縣と界し、北は松花江を隔てて黑龍江省湯原縣と相對する山岳は樺川縣界の七星磖子より縣の中央に位置せる別拉音山に連り對錦山、硯臺山を通して同江縣に達する山系を以て縣城を東西に貫き、別に雙崖山の一帶其南方を東西に走り稍高嶺を成せるも、其の他は概して標高大ならさる丘陵起伏するの外、富錦縣城より寶淸縣に通する一帶並に松花江岸に沿へる一帶は平坦である。其の多くは草生地であつて、森林は本縣西部の七星磖子山、南部の雙崖山、中央部の別拉音山東部同江縣と相接する烏爾吉力山及硯臺山等の山岳に存するのである。

同江縣は東は二吉利河を基準とし其延線上に劃かれたる陸上の假定線を以て綏遠縣と接し、東南は撓力河を隔てて饒河縣に、西方は陸上の假定線を以て富錦縣に、西南は大七里星河を隔てて寶淸縣に界さるるのである。西北は黑龍江及松花江を隔てて露領黑龍州並に黑龍江省の羅

北縣に對するのである。縣の南部には駝腰嶺向陽山あり、中央には楊木崗、長春嶺西太平山の山脈を見る。東境に於て小白山の支脈孤山子に連なる。而して小白山の北部より西方に一支脈を派出し東西に連亙して寒葱山となり、更に北方に一支脈を派出して街津山を現出するのである。而して縣の南方山岳に森林を見るのである。

綏遠縣は烏蘇里、黑龍兩江によつて夾まれたる吉林省東北端にある。北東及東方は烏蘇里江を界として露領沿海州と北は黑龍江を隔てて露領黑龍州と相對し、南は太平山及陸地上の假定線を以て饒河縣と界し、西は二吉利河を基線として其延線上に劃ける陸上の假定線を以て同江縣と界を接する。南方饒河縣との境界上にある太平山は東北に走りて二龍山脈となり、縣の中央には同江との縣界にある小白山の支脈喀爾布蘭山かある。東走して畢爾賓河水源の高地に到つて分岐し、一は同河の北方を東北に走り蘇杜立喀蘭山脈となり、一は其の南方を東走し闇山子を現出するのてある。亦喀爾布蘭山は縣の西側に於て秦得力向水源の高地に於て分岐し北走して額圖山となり、一は東北に走り昂古喀蘭山及秦得力山となり、秦得力河、濃江兩河の分水嶺を形成するのてある。本縣内の秦得力山、額圖山、依力嘎山、科勒木山、斯莫勒山、太平山等は悉く森林を存するも、原始的針濶混淆の樹林は饒河縣界の太平山及喀爾布蘭山の高地一

帶に限らるるものの如くてある。

虎林縣は北より西北に亙り外七里星河及那丹哈達拉嶺竝に堪達山を以て饒河縣と界さるるのてある。西南及南は陸上の假定線を以て密山縣に隣接し、東は松阿察河及烏蘇里江を隔てて露領沿海州と相對する。而して穆稜河は西南より東北に縣の南部を流れて烏蘇里江に注ぎ、此穆稜河より以南密山縣界に至る間は平坦地と稱ずるよりも寧ろ低濕地てあつて南に進み興凱湖に接するに從ひ、更に一層濕潤の度を增加するのてある。然るに同河以北は各所に獨立せる高地多く北方饒河縣界に接するに從ひ、連亙せる山岳地帶となるも其の間烏蘇里江の支流てある。七虎林河、河沁河、小木克河、大木克河、獨木河等の河川を見る。本縣の森林は北方那丹哈達拉嶺及安巴倭克里山竝に其の支脈の七虎林山、新七虎林山、半拉窩集山等一帶の山地は欝蒼たる美林てあつて、殊に阿布沁河より縣北境の外七里星河に至る間には森林極めて豐富てある。其の面積約二千五百平方支里と稱せらるるのてある。

密山縣は東は陸上の假定線を以て虎林縣と松阿察河を以て露領沿海州と界し、西は察庫蘭嶺一帶の山脈を以て勃利縣と北は發希山、土山、奔松子嶺を以て寶淸縣と西北は倭肯河の上流を以て樺川縣と接界する。西南は靑溝嶺を以て穆稜縣と黃窩集山を以て東寧縣に、南は波爾牙山

黑背山一連の山地及興凱湖上の假定線を以て露領沿海州に接するのてある。本縣の大部分は山嶽てあつて、就中本縣の北方にある發布山、土山、奔松子嶺等の諸山脈は未た斧鉞の入らさる針濶混淆の原始林を以て名あるのてある。

第七款 興安嶺西部森林

本林區は露人シエフチエンコか呼倫貝爾政廳との間に契約せる伐採林區てある。東支鐵道西部線に沿ひ哈爾賓を西に距る約二百四十哩附近の一團地てあつて、大約東經百二十度五十分乃至同百二十二度北緯四十八度三十分乃至同四十九度二十分の間に介在するのてある。東部は大興安嶺山脈分水嶺線を界とし、西は免渡河驛附近を境とし、南及北界はチヤドウンゴール上流免渡河以上の各支流水源分水嶺を連ねたるものにして東西に短く南北に長き多角形をなし、東支鐵道西部線は其の中央を東西に貫通し、林區内興安、伊勤克的、ホルゴー、烏諸爾の四小驛か存在さるるのてある。露國陸軍部調査の祕密圖に就き測定すれは總面積五千三百四十二平方露里にして、我六十一萬二千九百九十四町半即ち三百九十四・一五方里に相當し、關東州本土面積の約二倍の面積に近いのてある。此面積内に於ける圖上、森林、領域を記入すれは立木地は境域の周圍に偏在し、其の面積二十一萬六千町歩にして全林區の約三割五分に相當するのてあ

る。

第二節　森林面積と材積

滿洲は淸朝發祥の地である乾隆の頃より猥りに入山し伐木、開墾を嚴禁し淸朝の皇室大官連の狩獵地として保存に力めたのである。然し古來より人參、毛皮、鹿茸、眞珠、沙金等の貴重品を獲得せんとの目的を抱き國禁を犯して密に入國入山するもの相繼き、森林は此等侵入者の毒手によりて伐採燒燼せらるるもの漸く其の數を增加せる爲め年來の禁令を解き、一般に開放せるを以て運材便利なる美林は伐材に繼くに伐採を以てし、土地平坦に緩斜、地味肥沃農耕地として有望なる林地は著しく野火の害を受けた。然し千古蓄積したる大森林は其の被害の甚大なりしにも拘らす尙世界的森林として誇るに足るへき未踏の森林を見るのである。今全般に涉る正確なる調査の結果を得さるを以て、其の精粗の程度を異にし頗る統一を缺くの憾なしとせさるも其の梗概を窺知せしむる一端として已に調査濟の面積及蓄積の大數を揭出する。

鴨綠江流域系統森林

名稱	森林面積(町)	材積(石) 針葉樹	材積(石) 濶葉樹	材積(石) 計	摘要
大江右岸系統森林	四四四、五七〇	八一、七八九、〇六三	一三三、六八三、六〇五	二一五、四七二、六六八	
渾江流域系統森林	二三四、一六九	五七、九三九、七四一	八五、九二四、六一五	一四三、八六四、三五六	
大江左岸系統森林	一、八〇三、九六八	四三六、七七二、五三五	七四二、一五六、七九一	一、一七八、九二九、三二六	
合計	二、四八二、七〇七	六三六、三九一、三三七	九四九、七七五、〇〇九	一、五三七、二六六、三三六	

(一) 大江右岸系統森林

區域	森林面積(町)	材積(石) 針葉樹	材積(石) 濶葉樹	材積(石) 計	摘要
頭道溝	一四、八二一	一、四四五、三六四	二、一六八、〇四六	三、六一三、四一〇	
嶺後	二四、六五六	九、一四九、一八四	二、九二三、七七六	一二、〇七二、九六〇	
二道溝	二七、九八七	三、一四三、〇五六	四、七一三、〇八四	七、八五六、一四〇	
三道溝	三九、一九三	七、七九二、四二四	一一、六八八、六三七	一九、四八一、〇六一	
四道溝	一五、七三三	二、〇九〇、〇三〇	三、一三五、〇四六	五、二二五、〇七六	
五道溝	四四、六〇三	九、二一七、三二九	一三、九〇〇、九九四	二三、一一八、三二三	
六道溝	一五、八八八	一、五九五、七〇〇	二、三九三、五五一	三、九八九、二五一	
七道溝	四五、九八三	九、五九九、七八九	一四、三九九、六八四	二三、九九九、四七三	
八道溝乃至十一道溝	七五、二五七	一三、五六七、五四一	二〇、三五一、三一三	三三、九一八、八五四	

十二道溝	九、四八一	六七一、八九七	一、〇〇七、八三一	一、六七九、七一八
十三道溝	二、八八二	三、五四五、五六八	五、三一八、三五三	八、八六三、九二一
十四道溝	八、五二三	六一三、五八七	九一八、八八一	一、五三二、四六八
十五道溝	二三、九五六	五、五九〇、六三七	八、三八五、九五五	一三、九七六、五九二
十六道溝乃至十八道溝	九、八六三	一、六六三、二三六	二、四九四、八五四	四、一五八、〇九〇
十九道溝	六、三二八	五、八四一、二七四	八、七六一、九一〇	一四、六〇三、一八四
二十道溝及二十一道溝	三四、三四四	八一九、八七〇	一、二二九、八〇四	二、〇四九、六七四
二十二道溝	一四、五七七	三、二二五、四一九	四、八三八、一三〇	八、〇六三、五四九
二十三道溝及二十四道溝	一一、四九八	二、一六九、一六八	三、二五三、七五二	五・四二二、九二〇
計	四五四、五七〇	八一、七三九、二四五	一二一、八八三、六〇二	二〇四、四七二、六六五

(二) 渾江流域系統森林

區域	森林面積(町)	材積(石)			摘要
		針葉樹	濶葉樹	計	
富爾江	四、六六五	六三三、六〇〇	九五〇、四〇〇	一、五八四、〇〇〇	採木公司想定材積
拉古河	一三、二五二	四七三、四二四	七一〇、一三七	一、一八三、五六一	同　公司調査材積
渭沙河	六、三一〇	一、四七八、四〇〇	二、二一七、六〇〇	三、六九六、〇〇〇	富爾江に同し
哈蜺河	二〇、二三三	三、四九二、三一二	五、二三八、四六八	八、七三〇、七八〇	拉古河に同じ
大小羅圏溝	一三、三七五	一、八八六、八三六	二、八三〇、二六八	四、七一七、〇九六	同
紅土崖	一三、四四〇	三、一二〇、〇〇〇	四、六八〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	富爾江に同し
東南岔	七、七七五	二、一六〇、〇〇〇	三、二四〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	同

區域	森林面積（町）	材積（石）針葉樹	材積（石）濶葉樹	材積（石）計	摘要
正岔	五、一五二	一、二三三、一六七	一、八四九、七五三	三、〇八二、九一九	拉古河に同し
正南岔	一〇、八八五	二、一六〇、〇〇〇	三、二四〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	富爾江に同し
西北岔	七、七七五	四、三三四、〇〇〇	六、二二六、〇〇〇	一〇、五六〇、〇〇〇	同
老龍崗	七七、七五〇	二六、〇二八、〇〇〇	三九、二八二、〇〇〇	六五、三一〇、〇〇〇	同
其ノ他の流域	四六、六五〇	一一、〇四〇、〇〇〇	一五、三六〇、〇〇〇	二六、四〇〇、〇〇〇	同
計	三三四、一六九	五七、九二九、七四一	八五、九三四、六一五	一四三、八六四、三五六	

（三）大江左岸系統森林

區域	森林面積（町）	材積（石）針葉樹	材積（石）濶葉樹	材積（石）計	摘要
小白水					咸南甲山郡普惠面
鯉明水	五二、一三六	一七、五六八、〇〇〇	二六、三五二	四三、九二〇、〇〇〇	同
胞胎川					同
佳林川	七八、三三九	二七、〇一六、四四五	四〇、五二四、六六七	六七、五四一、一一二	同道同郡同面佳林里
五是川	一八、九六三	四、五五七、三三一	六、八三五、九九七	一一、三九三、三二八	同　中里
虚川江	三三三、四八四	八七、〇八八、七二四	一三〇、六三三、〇八六	二一七、七二一、八〇九	同　江口里
三水川	五九、一一五	一〇、五八九、六一八	一五、八八四、四二八	二六、四七四、〇四六	同道三水郡好仁面堡域里
長津江	六一一、六一三	一五一、〇九三、六四三	二二六、六四〇、〇四六	三七七、七三四、一〇四	同道同郡江鎭面新㐎坡里
厚州川（南社水）	九三、〇九一	三六、五〇五、五〇七	五四、七五八、二六一	九一、二六三、七六八	平北厚昌郡東興面厚州邑
富山洞江	六八、五九〇	一六、三一五、二〇〇	二四、四七二、八〇〇	四〇、七八八、〇〇〇	同道同郡東新面衙三洞
厚昌江					同道同郡厚昌面厚昌江口

中江川 湖芮川	四〇、三六七	六、五七八、〇〇〇	九六、二六二、〇〇〇	一〇二、八四〇、〇〇〇	同道慈城郡閭延面中江洞口 同道同郡長土面湖下洞
慈城江	一三〇、七一三	三、八六七、九六八	五三、三〇一、九五二	五七、一六九、九二〇	同道同郡慈下面慈城江口
三豊川	二三、八六八	六、五二七、九九五	九、七二五、九九五	一六、二五三、九九〇	同道渭原郡密山面江界江口
禿魯江	二六四、五三〇	四八、三七三、二九五	七二、五二三、九四三	一二〇、八九七、二三八	同道同郡同面舊邑洞
渭原郡	四七、九八一	一、四九二、八〇〇	二、二三八、二〇〇	三、七三一、〇〇〇	同道同郡同面舊邑洞
計	一、八〇三、七七〇	四三六、五七三、五二五	七一四、八四〇、七一七	一、一七七、七二九、三一五	

松、豆、牡流域系統森林

名稱	森林面積（町）	材積（石） 針葉樹	闊葉樹	計	備考
松花江系統森林	一、四〇六、九四七、一	四三〇、八九六、七三二	五〇六、七九〇、八六三	九三七、六八七、五九五	
豆滿江系統森林	二一四、〇四五、三	四七、八九三、三八二	六五、二五九、三二八	一一三、一五二、七一〇	
牡丹江系統森林	三四三、八七二、四	一二九、九七三、二六九	一三四、七〇五、〇三六	二六四、六七八、三〇五	
合計	一、九六四、八六四、八	六〇八、七六三、三八三	七〇六、七五五、二二七	一、三一五、五一八、六一〇	

（一）松花江流域森林

省名	縣名	森林面積	材積 針葉樹	闊葉樹	計	備考
吉林	濛江	二七、五五五、八	九四、六六六、六九三	一〇九、六八五、二七三	二〇四、三五一、九六六	湯河方面五五、八七八、四町を除く

省名	縣名	森林面積（町）	材積（石）針葉樹	材積（石）闊葉樹	材積（石）計	備考
吉林	樺甸	三六、三六三、八	七八、五六〇、四三九	一二五、三九二、九六一	二〇三、九五三、四〇〇	長廣才嶺以西の部
同	額穆	九四、六一六、八	二四、〇九七、三九六	四〇、四五七、二二四	六四、五五四、六二〇	
奉天	安圖	三一八、八三〇、三	一〇四、六二〇、四一九	九五、八一七、九五六	二〇〇、四三八、三七五	本縣の一小部分は豆滿江流域に入る
同	撫松	三六三、五八一、四	一三〇、九五一、七八六	一三五、四三七、四四九	二六六、三八九、二三五	
計		一、四〇五、九四七、一	四三〇、八九六、七三二	五〇六、七九〇、八六三	九三七、六八七、五九五	

（二）豆滿江流域森林

省名	縣名	森林面積（町）	材積（石）針葉樹	材積（石）闊葉樹	材積（石）計	備考
吉林	延吉	一〇六、五五八、二	二三、九九四、八八九	三三、四九六、四五一	五七、四九一、三四〇	桶子河方面一九二、六一一、〇町を除く
同	和龍	七五、六五四、七	一七、八九五、三六五	二三、二五八、一八五	四一、一五三、五五〇	
奉天	安圖	三一、八三三、四	七、〇〇三、一二八	一〇、五〇四、六九二	一七、五〇七、八二〇	
計		二一四、〇四五、三	四八、八九三、三八二	六七、二五九、三二八	一一六、一五二、七一〇	

（三）牡丹江流域森林

省名	縣名	森林面積（町）	材積（石）針葉樹	材積（石）闊葉樹	材積（石）計	備考
吉林	敦化	一九六、七二四、三	七四、一四三、二九〇	七五、五五一、三八五	一四九、六九四、六七五	
同	額穆	一四七、一四八、一	五五、八二九、九七九	五九、一五三、六五一	一一四、九八三、六三〇	長廣才嶺以東の部
計		三四三、八七二、四	一二九、九七三、二六九	一三四、七〇五、〇三六	二六四、六七八、三〇五	

東支鐵道東部沿線森林

省名	縣名	森林面積（町）	材積（石）針葉樹	闊葉樹	計	備考
吉林	賓縣	一五四、六一六	八、〇七三、一六〇	四〇、六七三、〇四〇	四八、七四四、二〇〇	
同	同賓	四五〇、三九四	四八、一五三、六三五	一四〇、〇八九、三七五	一八六、二四二、〇〇〇	
同	寧安	八〇九、九七七	一一三、九一五、七〇〇	一七二、四三七、六五〇	二八六、三五三、三五〇	
同	穆稜	三〇一、六九八	一九、三八七、二四〇	八〇、〇二一、三一〇	九九、四〇八、五五〇	
同	東寧	六二三、二三三	五六、六二五、六〇〇	一二四、六四六、六〇〇	一八一、二七二、二〇〇	
計		二、三三八、八一八	二四四、一五三、三三五	五五七、八六六、九七五	八〇三、〇一〇、三〇〇	

三姓地方森林

省名	縣名	森林面積（町）	材積（石）針葉樹	闊葉樹	計	備考
吉林	方正	四二四、八七三	一六、七九〇、七六〇	六〇、六一一、〇四〇	七七、四〇一、八〇〇	
同	依蘭	一三六、四八八	七、〇五一、八五〇	二六、五四二、五三〇	三三、五九四、三八〇	
同	樺川	五六八、〇〇八	三四、四五〇、九二〇	九四、四七一、二八〇	一二八、九二二、二〇〇	
同	富錦	四九三、四一六	四二、九八六、一六〇	一〇三、八九二、〇四〇	一四六、八七八、二〇〇	
同	同江	一八八、六六四	—	—	—	
同	綏遠	九三四、九二〇	五〇、六五五、七八〇	一六〇、三四三、八二〇	二一〇、九九九、六〇〇	
同	虎林	八五五、二八八	七五、一一三、三八〇	一四五、一四二、四二〇	二二〇、二五四、八〇〇	

吉林	密山	一、八一七、六七六	二一一、八二三、六四〇	三六五、七三五、一六〇	五七七、五五八、八〇〇
計		五、四一九、三三二	四三八、八七一、四九〇	九五六、七三八、二九〇	一、三九五、六〇九、七八〇

興安嶺西部森林

省名	縣名	森林面積(町)	材積(石) 針葉樹	材積(石) 濶葉樹	材積(石) 計	備考
黑龍江	呼倫	二二六、〇七四	六三、七三〇、五五七	三三、五〇二、八五三	九七、二三三、四一〇	
計		二二六、〇七四	六三、七三〇、五五七	三三、五〇二、八五三	九七、二三三、四一〇	

第二節　樹種

満洲の森林を構成する所の樹種は其の數鮮少ならす已に知られたるもの約三百餘種の多きを數ふるのてある。而して普通散見せらるる樹種は僅かに八十數種就中満洲に於てはテウセンマツ（紅松、果松）、テウセンタウヒ（魚鱗松）、テウセンモミ（杉松、沙松）、タウシラベ（臭松）の針葉樹と濶葉樹にありてはカウライミヅナラ（柞木）、シラカンバ（樺木）、アムールシナノキ（椴木）、ヤチダモ（水曲柳）、ハルニレ（楡木）等殊に多いのてある。

満洲の森林は之を森林植物帶より見れは温帶北部に屬する林木なきにあらさるも、其の主要

なる部分は寒帶の圈内に屬するものであつて、緯度に於ては我秋田、青森附近と同一狀態にあるも西伯利及蒙古地方より襲來する寒風に曝露せらるる大陸的氣候の關係上、二、三樹種及存立狀態に差あるの外概ね北海道北半部の森林に髣髴たるものかある。

針葉樹の部

和名	漢名	支那名	屬名
テウセンマツ	朝鮮松	紅松、果松、椺松	マツ屬
テウセンモミ	朝鮮樅	杉松、沙松、柏松	モミ屬
テウセンタウヒ	朝鮮唐檜	魚鱗松	タウヒ屬
エゾマツ	蝦夷松	同	同
ダフソカカラマツ	落葉松	黃花松	カラマツ屬
テウセンカラマツ	同	同	同
タウシラベ(テウセンシラベ)	唐白檜	臭松	モミ屬
シナアカマツ	赤松	油松	マツ屬
イチヰ(アララギ)	一位	赤柏松	イチヰ屬
ネズミサシ	杜松	崩松	

濶葉樹の部

和名	漢名	支那名	屬名
カウライミツナラ	水檞	柞木	カシ屬
モンゴリカシハ	〃	同	同
アムールシナノキ	榀	椵木	シナノキ屬
マンシウシナノキ(オホシナノキ)	同	同	同
オニメグスリ	|	寧斬子	槭屬
マンシウカヘデ	滿洲楓	白牛	同
ヤチダモ	梻	水曲柳	トネリコ屬
イタヤカヘデ	板屋楓	色木	槭屬
ハルニレ	春楡	楡木	楡屬
オヒヨウニレ	|	同	同
キハダ	黃蘗	黃玻欏(黃蘗木)	キハダ屬
マンシウクルミ	滿洲胡桃	楸木	胡桃屬
テウセンヤマナラシ	朝鮮白楊	楊木	白楊屬
ドロノキ(ドロヤナギ)	楊木	同	同
シラカンバ	白樺	樺木	樺屬
オノチレカンバ(テウセンカンバ)	斧折、赤楡	楚楡、檀木	同
エゾノダケカンバ(サウシカンバ)	|	樺木	同
イヌエンジユ	櫰槐	槐木	イヌエンジユ屬
マンシウハシドイ	白丁香	跑馬子	ハシドイ屬
ヤマナシ(イヌナシ)	鹿梨	梨木	ナシ屬

第四節　混淆歩合

鴨綠江流域系統森林鴨綠江上流に於ける森林の混淆歩合を見るに、鴨綠江及各道溝に沿ひたる部分は主として濶葉樹の針濶混交をなし、奥地に入るに從ひ濶葉樹混淆の度を減し、江面を距ること數里にして、遂に殆と針葉樹の純林に近き狀態を示し分水嶺に續くのである。而して當時の森林植物帶上勿論温帶北部及寒帶に屬せしものなるも、此地方に移住する人口が漸く多く鴨綠江本流及各道溝に近き平地は盛に伐採開墾せられて耕地となり、或は火入開墾の際延燒して其林相を失ひ、或は伐採せられ逐日原野及散生地を增加し、各支流奥地に進むに至つて初めて濶葉樹を主とする散生地を現はし、更に擇伐跡地たる針濶混淆林を經て漸次針葉樹の數を增加し、分水嶺附近に於て原生林を見るの狀態にある。支那側帽兒山以北各道溝の上半部朝鮮側惠山鎭以東の各林地竝に長津江南社水等の上流地方に於ては良好なる森林を保有し、又支流渾江流域に於ては通化以北の哈泥河、羅圈溝、紅土崖、三岔子等の上半部を以て有望と見做されてある。是等森林内の林木は主として紅松、杉松、黃花松等の針葉樹及水曲柳、胡桃楸、色木、柞木、楡木、黃柀欏、刺楸、樺木、楊木等の濶葉樹にして油松は森林として存在すること

稀である。

松花江、豆滿江、牡丹江流域系統森林、松花江流域に屬する濛江縣北部、濛江、樺甸、額穆安圖、撫松の森林を見るに濛江縣の北部は大部分濶葉樹林であつて、其の南部地方に幾分の針濶混淆林を殘す程度にある。而も濛江、二道花園河に至れば南するに從ひ針葉樹の混淆度を著しく增大する。更に樺甸、額穆の二縣と牡丹江に屬する敦化諸縣に至れば長廣才嶺、新開嶺及牡丹嶺の北側に於ては其の位置的關係より伐採を免れ、從つて最美林に富むと雖其の他の方面に至つては已に林相の惡變を來し、殊に木箕河、大嵗子附近の森林は優良樹種に乏しく濶葉樹林若くは散生地の狀態にある。而して豆滿江流域にある延吉、和龍兩縣の森林は極めて一局部に止り殆と雜木林である。更に同流域にある延吉の東南及和龍の大部に至つては山地と雖散生の雜木林に非されは無立木地の姿にして、漸く土民の燃料を供給するに足る程度にある。次に松花江流域にある安圖、撫松兩縣にあつては頭道江及二道江に沿へる一帶を除き山嶽及臺地の森林は木材搬出の便を缺き加ふるに植民の影響によらさる爲めに幸に伐採を免れたるも、該地方には人蔘の栽培盛にして逐次森林面積を縮少すると共に、針葉樹を減少しつつある。要するに古來一般に發達せしテウセンマツ、テウセンモミ、テウセントウヒ、エゾマツ、タウシラベ

等の針葉樹林は其の後變遷して針濶混淆林と化し隨所各異の混淆狀態を呈するのである。
東支鐵道東部沿線森林、東支鐵道東部沿線に亙る森林地帯は吉林省に屬する賓縣、同賓、寗安の各縣てある賓縣より東方廟嶺を經朝陽河に至る間は尙各高地及山地帯には所々に濶葉樹林を見る。其の樹種は柞木、楊木、椴木及楡木等を主とする。更に東方同賓、方正兩縣との境界には原始的針濶混淆樹林の存在するを見る。本縣内の森林に關し山林技師田中由十郎氏の調査によれは原始的針濶混淆林六百四十萬五百石、内針葉樹二百五十六萬二百石、濶葉樹三百八十四萬三百石、擇伐後の針濶混淆林千八百三十七萬三千二百石、内針葉樹五百五十一萬一千九百六十石、濶葉樹千二百八十六萬一千二百四十石、落葉濶葉樹林二千三百九十七萬五百石とある同賓縣内に於ける東支鐵道沿線に遠く運搬極めて不便なる箇所には針濶混淆の密林をなし原始的の狀態を保有する。而して此外稍運搬の便利なる部分に於ける針葉樹の良材は漸次擇伐せられて針濶混淆の粗林となり、或は相繼きて伐採せられ針葉樹林一變して濶葉樹林となるもの年々其の多きを加へ、遂には此濶葉樹も亦薪材として伐採せられつつあるを以て此種の林地は順次無立木地若くは耕地に變しつつある狀態にある。(一)本縣の東部境界たる畢展窩集嶺、龍瓜溝嶺、東老嶺等の連山より螞蜒河の支流たる東亮子河の右岸に至る。地域一帯に於ては未た斧

鉞の入らさる森林を見る其の樹種の主なるものは果松、水曲柳、椴木の三種にして胡桃楸、黃檗欏等の有用樹を混淆する。其の他は楡木、柞木を見るも一般に細小にして價値あるもの少い而も針濶混淆の密林は前記境界線たる連山地帶てある。該高地の下部稍便利なる地に至れは針葉樹の良材は著しく擇伐せられ濶葉樹の散生あるのみてある。(二)東支鐵道の北方に於て同鐵道に並行せる一連の高地てある乾坤嶺、高力山、元寶山、青雲山は今尙原始的針濶混淆樹林を有する。而して之に隣接せる長崗山、牛樣子嶺及螞蜒河一帶の高地は擇伐後の針濶混淆林を殘存するのみにして大部分は濶葉樹林散生地てある。(三)本縣と賓縣との境界線たる老土嶺子、石縫山、大燒嶺等の諸山脈にして螞蜒河左岸の各支流々域に於ける原始的森林は僅に大青山及大燒嶺の高地に連亙せる一帶の森林てあつて、其の他の地域は從來支那移民の爲めに亂伐せられ概して濶葉樹林散生地てある。

寧安縣に於ける森林は(一)本縣南部の鏡泊湖より以南は各溪谷の入口已に開墾せられ、此間の山地は柞木、樺木の矮小なるものあるのみなるも、之より少しく南して山地帶に入れは各溪流に沿ふて針葉樹の六七割を混淆せる針濶混淆の大森林を見る。此針葉樹林中最も多きは杉松てあつて果松、臭松の順序にある。濶葉樹中最も多きは色木、楡木之に次て水曲柳、楊木、椴

木等である。(二)鏡泊湖の東方老松嶺より鏡泊湖に沿ふて東京城の東方に走る各支脈卽ち馬連河流域にある。大森林地帶は原始的針濶混淆林にして針葉樹は其の五、六割を占むる。針葉樹にありては杉松最も多く果松之に次き、叉濶葉樹中楡木、色木、椴木其の大部を占め、之に次きて水曲柳、楊木、樺木の順序にある。山地を下降するに從ひ針葉樹の數量僅少となり濶葉樹林を現出し耕作地帶に近くに從つて柞木、樺木及楊木等の矮小なる幼齡林を形成するを見るのてある。(三)鏡泊湖以北牡丹江右岸の森林は蛤螞河、塘道溝、花臉溝、乜河流域竝に東支鐵道以北特林河より依蘭縣界に至る。牡丹江右岸各支流流域の森林を總稱せるものであつて本森林中東支鐵道及牡丹江に近き沿線は已に伐採せられ、荒蕪地若くは散生地と變し牡丹江右岸の地域に於て原始的森林を有するは僅に蛤螞河流域竝に北方穆稜、依蘭兩縣との境界に近き肯臺山卡倫山の頂に近き一帶の高地に限らるるものの如くてある。而して蛤螞河流域上流は原始的の針濶混淆林にして、其の內六、七割は針葉樹てあつて果松、杉松、臭松多く見受けらるる。濶葉樹には樺木、椵木、柞木を主とし楡木、楊木等の順序にある。(四)鏡泊湖以北牡丹江左岸の森林は沙蘭站河及海浪河及各支流域及東支鐵道以北方正縣界に至る牡丹江の支流流域の森林を總稱せるものであつて、本森林中東支鐵道に近き沿線一帶の地域及海浪河竝に其の支流及橫道河

柳樹河、海林河等の沿岸及沙蘭站河沿岸等交通運搬の便利なる地帶は已に伐採し盡され、農耕地若くは荒蕪地と變したるもの多く見受らるる所である。而して牡丹江左岸の地域に於て目下原始的林相を維持するは松花江流域にある。額穆五常兩縣界に接する茨老茅山、老嶺一帶の高地及東支鐵道以北同賓縣との境界たる畢展窩集嶺の頂に近き一帶の高地であつて其內海浪河の本支流流域に於ける面積は支那官憲の調査によるに約五千平方露里、其間の面積は未た伐木に著手せるもの少く樹種は針葉樹の臭松、魚鱗松多く果松之に次く。濶葉樹にありては樺木、椴木、色木、柞木、楊木、水曲柳、楡木等である。亦畢展窩集の東側の一支脈九里崗附近に於ては露人其の他伐木權を有するもの多く東支鐵道の便を利用して已に殆と伐採せられ、九里崗北側に於て目下盛に針葉樹の大材を伐採しつつある。亦頭道河薩林河等の各流域を占むる森林地帶は運搬稍不便なるを以て未た組織的伐木業者の入山するものなく、原始的林相を維持する地域少からす、殊に頭道河の右岸流域に當り分水嶺の北面に位する黃兆霖林場の如きは針葉樹の七割以上を混淆する針濶混淆林かある。一望數千町步に亙り宛然針葉樹の純林を見るの感かある。此他同賓縣界に近き頭道河、二道河、薩林河等の上流流域一帶の森林も原始的針濶混淆林てある。此方面の樹種は針葉樹にては臭松、魚鱗松多く亦果松を混淆す濶葉樹にては楡木、樺

木、椴木、楊木、色木等最も多く又水曲柳、黄玻欏、胡桃楸、槐木等の良材を混生する。

三姓地方森林　三姓地方森林と稱するは吉林省に屬する方正、樺川、富錦、綏遠、虎林、密山、依蘭各縣森林を云ふのである。方正縣の西部桃兒山東部の闖門咀、烏鎗頂等に於ける森林は從來伐採せられつつありて、現今其材積を減少せるの感あるも其の老爺嶺、阿穆達山、龍爪溝地方にありては今尚一大森林を含有し、將來大に有望の林區である。殊に縣内大羅拉密溝の森林は西方及同溝の南方にありて、東は東陽山背北は才窩棚を以て界とし方正縣城を距る百支里松花江岸の大羅拉密街を距る三十支里の地にある。樹種は針濶混淆の天然樹にして針葉樹中果松最も多く杉松、臭松之に次き濶葉樹には楚楡最も多く黄玻欏、水曲柳、樺木、柞木、椴木等の順序てある。樹齡は十五年より六、七十年を經たるもの多く見受けらるる。樺川縣の南依蘭縣界に連り重疊せる山嶽地帶は森林に富み殊に東南寶淸、富錦の兩縣界に亙りて果松、杉松の良材豐富てある。然し交通の便良好なる地帶は已に伐採し盡くされ松花江岸より稍遠隔せる地方の山形高地帶内には落葉濶葉林として柞木、樺木の疎林を見るのてある。富錦縣の西部には七星磖子、南部には雙崖山、中央部には別拉音山、東部同江縣と相接する方面には烏爾吉力山及硯臺山等餘り高からさる諸山岳は何れも原始的森林を以て掩はれ果松、赤松、杉松等の良材

少くない。然し松花江岸に近き地方にあつては良材に乏しく各丘阜地及平地には尙濶葉樹林の點在するを見るのてある。同江縣內の南方山嶺は其の大部森林を以て掩はれ主として楊木、樺木、柞木椴木等てあつて針葉樹は比較的少い。而も松花江一帶は大森林に乏しく岡斯科附近一帶の平地には薪材となるへき柞木、樺木の濶葉樹散生するのみてある。綏遠縣內の秦得力山、額岡山、依力嘎山、科勒木山、斯莫勒山、太平山等は皆森林を以て掩はるるも原始的針濶混淆の樹林は饒河縣界の太平山及喀爾布蘭山の高地一帶に限らるるものの如く想察せらるるのてある虎林縣の北方那丹哈達拉嶺及安巴倭克里山竝に其の支脈たる七虎林山、新七虎林山、半拉窩集山等一帶の山地は欝蒼たる美林を以て掩はるるのてある。殊に阿布沁河より縣北境の外七里星河に至る間には森林極めて豐富にして其の產する所の樹種は針葉樹及楊木類を最多とし柞木、樺木類之に次くのてある。又烏蘇里江岸の平地各所には疎林を見受けられ柞木、樺木楊木の出材を見るのてある。密山縣內の山地は尙悉く森林を以て掩はれ其の北方にある發布山、土山奔松子嶺等の諸山脈は運輸交通の不便なる爲めに未た斧鉞の入らさる針濶混淆の原始林を以て掩はれ其の面積廣大てある。又西南境の山地一帶は果松、杉松、柞木、椴木等針濶混淆林にして殊に靑溝嶺の最高部一帶は冬尙綠葉欝蒼たる針葉樹を以て圍まれてある。更に西部方面にあ

る杉松頂子、哈達嶺、滴道山等、察庫嶺一連の山地帯は原始的の針濶混淆林にして極めて良好なる林相を有するのである。尙是等北南、西方山地帯と住民地との間に存する丘陵地帯にも針濶混淆林各所に散在し、亦東部興凱湖以北、松阿察河沿岸に古董林（樹林の斷絶し連續せさるものを云ふ）を見樹種は楊木、樺木、柞木、椴木、黄柀欏等の類最多いのである。

興安嶺西部森林　當林區内に於ける立木地の混淆狀態を見るに各所各異にして多くは群狀の混淆をなし一概に其の部合を論すること難きも、大體に於て其の概略を示せは次の如くてある（一）は針搬樹林（カラマツ）、材積に於て一〇％内外の樺木か混淆さる。（二）は針濶混淆林第一種材積に於て一五％内外の樺木を混す。（三）は針濶混淆林第二種、材積に於て三五％内外の樺木を混す。（四）は針濶混淆林第三種、材積に於て三五％内外のカラマツを混す。（五）は濶葉樹林（樺木）、材積に於て一〇％内外のカラマツを混淆す、卽ち是等の部合と各林種の占領面積との關係より材積を算出して總括的に混淆部合を研究すれは全立木材積中カラマツは六五、六％にして樺木は三四、四％に相當するのである。

第三章 木材の用途

南滿洲森林一帶には幾多の有用樹種存在するか、今日利用せらるゝものは漸くテウセンマツ、テウセンモミ、テウセンタウヒ、カラマツ等の針葉樹と僅少の濶葉樹とに過きぬ。然し一度運搬の便を得て木材工藝勃興の機運に會せんか、針葉樹は勿論濶葉樹利用範圍の擴大するに至るや必然である。今左に各樹種の材質を説き併せて其用途に關し現在及將來を觀察しよう。

針葉樹の部

(一)テウセンマツ(果松、棵松、紅松)

邊材は白色、心材は微紅を帶ふ。性加工し易く樹脂に富み、能く水濕に耐へ保存力大である強度大てあるとは謂へないか、通直にして棟梁の材として缺くる所かない。此材は現時支那人間に建築材、家具材、船材等として廣く用ゐらるゝも今後經濟界の進歩と共に用途益擴大し、家屋建築殊に土臺竝棺材として用ゐらるゝ外、又屋内諸部、戸障子、天井板、其他電柱、橋梁河川工事用等の土工材として使用せらるゝもの益增加するてあらう。

(二)テウセンモミ(沙松、杉松、柏松)、テウセンタウヒ及エゾマツ(魚鱗松)

材は白色て質輕軟てあるか木理通直て加工し易く一種の光澤を帶ふ。强度は概して前者に優るか保存力は之に劣る。用途は現に家屋建築材、家具材、棺材として用ゐらるゝ。殊に此材は室內素木部例へは長押、戶障子等に用ゐて美てある。材色白くして加工し易き性は燐寸軸木燐寸箱、經木及經木紙、割箸、屋根板等に用途を擴大すへく、其他材質柔軟て白いから製紙原料として最良いか其缺點とする所は枝節多きことてある。

(三)カラマツ(黃花松)

邊材は淡褐色、心材は赤褐色を呈し、其造林上の性質は內地產と甚た相違するも利用上の價値は相似てゐる。本材は水濕に對し耐久力强く而も通直てあつて長幹か得らるゝ。其用途は保存力か高いから棺材として最も良好てある。又建築材殊に土臺、橋梁用材、電柱材、土工用材殊に杭木、枕木其他造船用材、帆柱に用ゐて良しい。

(四)タウシラベ(臭松)

本材は白色てあつて質軟く木理通直てあるか保存力か弱い。支那人か未た之を利用してゐることを見聞しないか製紙用材、粗箱其他粗用材として使用せらるへきを疑はぬ。

（五）シナアカマツ（油松）

材質は内地赤松に同し強度、耐久力共に大てあつて其用途は建築材、土工材、杭木等に適するも其蓄積僅少てあるから經濟上價値は少い。

（六）イチヰ（赤柏松）

邊材白色て幅狹きも心材は紅色を呈し、年輪緻密てあつて脂氣少く材軟く強度甚大てないか加工し易いから好個の家具用材、裝飾用材及鉛筆用材てある。然し本材は滿洲に於てイチイの立木は生育甚た不良てあつて直幹とならす、分枝多く樹心腐朽するのか常て到底良材を得ることか難い。

濶葉樹の部

（一）ナラ（柞木）

邊材は淡黃色心材は淡褐色を帶ふ、髓線太く光澤甚た強く塗上け殊に美しい脈管大きく材は粗てあるか重くして堅く負擔力抗壓力共に大きく、彈力も乏しくはない保存力大で水濕に耐ゆる其用途は建築、枕木、裝飾材、西洋家具、陳列棚、汽車、電車、船室等の内部裝飾材、樂器

裝飾材及其臺材、額緣等の裝用材に使用せらる要するに此材は用途極めて廣く現今濶葉樹中需要最多の一樹種てある。

(二)シナノキ(椵木)

本材は淡黃褐色を呈し一種の光澤かある。質は輕軟て工作を施し易い支那にありては箱、櫃卓、腰掛、椅子の如き家具竝棺材、屋根、燐寸軸木等濶葉樹中最も多く利用せられる。

(三)マンシウカヘテ(白牛)、オニメグスリ(寧斬子)、イタヤカヘテ(色樹)

此三者共材は重く且堅硬てあつて淡紅色を帶ひる。オニメグスリは材質堅硬てあるから支那人は橇竝車輛用材として利用さるゝに過きないか木材工藝の發達と共に新しき用途を開拓するてあらう。殊にイタヤカヘデは西洋家具、室內裝飾用材、經木、彫刻用材、靴型、漆器木地又は銃床用材として利用せらるゝに至るてあらう。

(四)ヤチダモ(水曲柳、水曲流)

邊材は帶褐色、心材は淡褐色、脈管大きく肌理密てないか堅硬てあつて紋理鮮明てある。塗上け亦美しい。殊に具杢は家具材として貴重視せられる支那人は家具及天秤棒に使用する。此材は建築、家具、車輛、枕木、杭木等に使用して良好てある。

(五)シラカンバ(樺樹)

本材は淡紅色であつて光澤あり櫻材に類似するから櫻又はマハガニーの模擬材又は代用材として北海道から北米、濠洲等に輸出せられる。材質堅く緻密である。狂ひ稍大きく工作困難てあるか肌理美しく密てあるから恰好の家具材てある。支那にありては薪材として北滿地方に使用せられ樹皮は樺皮油として黑龍江省呼瑪縣地方から多少製出せられる。

(六)ハルニレ及オヒヨウニレ(楡木及山楡)

本材ハ質密てあつて重く堅きに過きて割れ易く加工困難てある。又狂ひも多いから有望てない。支那人は車輛、轂材、棒材等に使用する。

(七)マンシウクルミ(核桃木、楸木)

本材は輕軟て工作し易く質粗てあるか彈性に富み狂ひ少く割れ裂けを生することかないから銃床材、測量器械用三脚として最も適當てある。支那人は家具類に使用する將來日本のクルミ材代用として大に注目に値する。

(八)ドロノキ及ヤマナラシ(楊樹)

材は兩者共に白色て一種の光澤かある。質柔軟てあつて靭性に富み安全燐寸用軸木として之

に勝るものかない。ヤマナラシは細軸に、ドロノキは太軸に適する。

備考　以上は勸業課編產業資料其九を引用した。此外雜木として數十種を包含すれども概して大材に乏しく其箇々の蓄積も多くはない。近き將來に於て利用開發せらるゝ見込かないから省略する。

第四章　木材伐採沿革

伐木は今を距る六十年前卽ち同治年間鴨綠江右岸に始まる。當時淸朝は初めて邊外の地てある東滿洲の經營に力を注かれた當時開發の爲め調査を命せられたるは日淸戰役の際戰死を遂けたる左寶貴てあつた。今日見る帽兒山の北方にある臘溝子は同人の開拓に屬せる地てある。同流域沿岸は自由開墾耕作を許し土地の丈量をなし地劵を發行し、而も是等經營に要する財源は木稅、荳捷、糖貨の三稅に需めた又一面には山東省に於ける同知年間の一大饑饉に該省民の移住策を講し、任意開拓を奬勵されたのてある。爾來開拓の業は日に月に進歩し鬱蒼たる森林は亂伐せられ、又樹林地は漸次燒き拂はれ爲めに森林は次第に僻陬の地方に局限せらるるに至つた。彼の渾江と本流との中間に蜿蜒たる老嶺山脈の如き十數年前までは鬱蒼たる林況を呈し盛に良材を產出された。偶々開墾不適の山地には疎林地の現存せるにあらさるも、是等は何れも良材を亂伐したる結果てあつて森林として價値なきに至つた。此の如くにして漸次人口の繁殖に伴ひ森林は其壓迫を受くるも、今尙通化縣治泥河一帶及長白山脈に連結せる各道溝の森林は所謂鴨綠江材として聲價を高むるに至つたのてある。要するに鴨綠江林業の起原は約六十年前

清國人移住の起原と略相一致せることは今日に於ける森林荒廢の程度殘存森林の僻在せる狀況等によつて略之を推知し得へきのみならす西曆千八百四十五年(道光二十五年)には山東人の有力者か靉河と鴨綠江との合流點たる馬市臺(安東の上流三里)附近に於て伐木業者より其流下木材の二割を徵收せりとの傳說あるに徵するも亦之を首肯することか出來るのてある。然れとも當時に於ては尙前述の如く移住民の兼業に係り未た伐木を專業とする木把の團體なるものかなかつた故に其程度最も幼稚にして江岸至便の地を選ひ農閑を利用して僅に採伐に從事したるに過きなかつた。其木材は大孤山沖に位せる鹿島又は鴨綠江沖に位せる獐島等に於て賣買せられたるものなりしか、此間に漸次組織的の勞働團體現出し來り下りて光緒の初には單に江岸少量の採伐に止らす深く各支流を遡つて盛に良木を擇伐し、大に市場を賑はすに至れるものの如く巳に光緒二、四年頃には清國に鴨綠江口大東溝に地を相して木稅局を設置し木稅を徵收して歲入の資源に供する爲め伐木事業を獎勵するに至つたのてある。爾來木材市場も亦自ら同地に集中し大東溝は實に北支那一帶に於ける獨占的木材供給地たるの位置を占めた。大東溝材の名廣く市場に流布せられ、從て取引の結了と共に起るへき事業の精算は勿論次期入山に關する勞働者の傭入契約等凡て此地に於て行はれた。大東溝は實に鴨綠江の咽喉を扼して木材集散の唯一市場たると同時に

久しく伐木事業の策源地てあつたのた。

飜て左岸卽ち朝鮮側に於ける朝鮮人の鴨綠江流域に移住開拓し初めたる年代を考ふるに、之を支那側に比すれは遙に古き歷史を有し、遠く幾百年前にあつたことは其山林荒廢程度範圍によつて略想察することか出來る。而して移住の第一著として先つ森林の燒却破滅を事としたることも亦古來東西其軌を一にする。然し由來朝鮮人か放逸遊惰の習慣は僅かに衣食の資を得る以上に遠く將來を慮り勤勉力行して多少の冒險を試み、或は木材市場の趨向を察して事業の經營をなすか如きは期待し能はさりし所てあつて、本來朝鮮人の中心とする伐木事業なるものは未た之を見ること能はさりしものゝ如く森林は直接其產物を利用することなくして、數百年來一に所謂火田の擴張を圖つた。人口の膨脹、移住の增加に伴ふて漸次に深山幽谷の地を化して赭山禿峯を現出せしめたるのみ、其朝鮮側に於て初めて伐木事業なるものの行はれたるは最近二十餘年來の事に屬するのてある。而も事業は朝鮮人の企業に出てすして對岸支那人の慈城郡內の森林に侵入せしを以て嚆矢とするものの如く想察せらるるのてある。而して前韓國政府か伐木業者に對し初めて課稅の制を發布せしも、光武四年にして僅かに十九年前のことに係る。爾來支那人の伐木業者は每年伐木時期の到來と同時に朝鮮側沿岸にも亦群をなして入林するに至

つた。要するに從來鴨綠江兩岸の伐木事業は稀に鮮人によつて企業せられたるものなきにあらざるも概して支那人の獨占によつたのである。

光緒二十八年(明治三十五年)支那地方官と材木商との合同事業として資本金二十萬兩の株式組織を以て東邊道管理の下に木植公司なるものが成立された。伐木資金の貸付をなすと同時に木把及材木商を保護監督し、木材の賣却に付課税した然るに同公司は其當初に於てこそ地方人民の信賴を得、一時盛況を呈したるも公司員は自ら良民を壓迫し私嚢を肥すことに腐心せる爲め遂に商民の怨恨を買ひ其經營頗る消沈せるの時に際し、露國は年來の南進政策に一歩を進め、新たに森林會社を起してマドリロフ中佐を渾江流域通化に派遣駐在せしめ、同時に龍岩浦に三十萬六千七百五十坪の地面を收用し、挽材工場其他の施設を欲して途中停滯材の買收、採伐事業に對する投資及漂流木の拾集整理に力むる等兵力と金力とを以て活動を開始したのである。其結果として木植公司は多大の影響を受けた。更に同二十九年には同しく木材事業を目的とする日清人合同の日清義盛公司なるもの朝鮮京城に於て組織せられ、義州、安東縣、龍岩浦間にありて露國森林會社に對抗し競爭したのである。兩者の間互に暴掠を行ひ爲めに紛紜衝突相踵て起り、殊に滿洲撤兵問題は漸く極東の天地を暗憺たらしむると共に其影響は忽ち鴨綠江木材の集

散地であつた。大東溝に波及して遂に木材賣買杜絶の悲境を見るに至つたのである。翌年よりは少數の支那人のみ僅かに伐木事業を營み、朝鮮人の如きは更に之に從事するものなきに至つた。當時鴨綠江流域露韓森林條約の締結は露國森林會社の爲めに日清義盛公司の事業失敗となつたのである。此の如くにして鴨綠江森林問題は端なくも日露戰役の導火線となり開戰後鴨綠江の戰鬪は日本の勝利となり、九連城附近一帶を占領するや直ちに鴨綠江兩岸戰利品木材の調査を行ひ、專ら鴨綠江左岸各地の木材を整理し又右岸方面の木材は別に新設せられたる安東縣軍政署に於て其調査を擔任せられたのである。一面に於ては戰地臨時建築部の一部を安東縣及龍岩浦に置き上流木材の買收徵發をなすの外龍岩浦、三道浪頭及大東溝にある木材の調査收用に著手するに至つた、爲めに日支人は忽ち安東縣に來集し木材賣買の利得を壟斷せんとせしより日本軍に於ては一旦之か賣買輸出を禁止し、幾もなく更に之を解きて個人の自由賣買を許可し、之を江岸一帶の各地方官、木商、木把等に周知せしめたる以來鴨綠江木材の賣買輸出に關する一切の事務は全く安東縣日本軍政官の管掌する所となつた。而して軍政署の許可證なくして鴨綠江口より木材を輸出する者は日本の軍事行動を妨害するものと認め、軍法に照して嚴に之を處斷したのである。明治三十八年十一月に至り日本は更に軍用木材廠なるものを安東に設

置した。戰地臨時建築部と軍政署とに於て管掌せし木材業務一切を繼承して鴨綠江森林に對し直營伐採を實施せるの外流下木材の强制買收、雜字號木材（漂流木）の一部沒收等の制を布いたのてある。其後日露の滿洲撤兵と共に軍用木材廠は木材廠と改稱せられ、更に料棧及把頭に採伐資金の貸出をも行ひ來りしか、明治四十年四月日韓兩國政府は協商の上統監府營林廠及西北營林廠の官制を發布し兩廠を合して鴨綠江左岸朝鮮側森林の經營に當つたのてある。之今日に於ける營林廠の前身てある。其翌明治四十一年日淸兩國政府は日淸協約附屬第十條に基き鴨綠江採木公司の設立と共に木材廠は撤廢せられたのてある。公司は協約により鴨綠江右岸支那側木材の專賣權を獲得し、更に料棧把頭に採伐資金を貸與すること及本流頭道溝（帽兒山）より二十四道溝（最上流白頭山に接す）に至る間江面を距ること六十支里間を專採區域として直營採伐作業を營み今日に及んたのてある。

吉林省の森林は禁伐の制に置かれた爲めに斧鉞を知らさる大森林てあつた然るに山東の植民開墾によつて開發せられ、伐木せらるると共に支那官憲に於ても租稅收入の增加を計る手段として之を奬勵せしかは遂に禁制は亂れ森林の亂伐を見るに至つたのてある。而も開墾地の拂下は土地を民有化し、廣大なる森林は小なる開墾地と共に拂下區域內となり茲に民有林を生する

に至つた。森林に入つて伐木をなすには先づ地方官憲に出願して小洋銀三元を納付し官票を得。利用に便なる溪谷を選びて作業を營み始めは少數の事なれば互に區域を侵すこともなく自ら圓滿に作業が行はれしも、漸次林政の紊亂によつて無票入林するもの續出し日露戰役後行政機關の萎靡せるに乘し殆ど納稅者其跡を斷ち、各自競ふて無斷入林するに至つたのである。明治四十年當時の吉林勸業道は資本金一萬元を以て吉林林業公司を創設した。一般木材商及伐木業者に對する徵稅の代徵をなさしむると共に木把保護名目の下に把頭に資本を貸付し吉林へ著筏賣買の後其利益は公司四割、把頭六割の割合にて分配されたのである。然るに內部の紊亂に伴ふ財政窮乏に乘し日本人某は資金の一部を貸付し、明治三十七年(一九〇四年)來東支鐵道陶賴昭驛にありし露人カラニンの製材所を引受けしめ、吉林材を製材して長春方面に出し一時は稍盛なりしも、內部の腐敗愈甚しきに及び同四十五年遂に同公司の解散を見るに至つた徵稅事務は本稅局の管理に移り某も其手を引いたのである。其後同製材所に關係ある高啓明なる者吉長鐵道の開通と共に大正二年工場を吉林東萊門外に移した。是より先四合川(拉林河上流)森林採伐の目的を以て生じたる吉興林業統局が事業失敗に終り其所有森林が吉林官銀錢號の手に移りたるに際し時の都督陳昭常は更に同官銀錢號より官帖三百萬吊を出資し、前記製材所と合併して官衙

林業公司を設立し伐木製材に從事されたのてある。然し其後損失を累ね四合川森林の伐採は有名無實となり唯製材のみ僅かに持續し得たるも大正三、四年の大洪水は同公司に多大の打擊を與へ爾來流動資金の缺乏を告け製材も休業し殆と破產の狀態にありしも、高啓明の維持奔走によつて遂に農商部直屬の東三省林務總局長胡宗瀛を說き大正四年秋農商部、吉林官銀錢號、高啓明等を株主とする株式組織松江林業公司か生れたのてある。其他吉林の源隆號、善美號樺樹林子の韓登擧等は夫々資金を投して採伐の事業に從事し、本邦人としては滿鐵後援の下に吉林貿易公司を起し、松茂洋行も次て伐採事業を試みしも何れも大正三年數度の水害に加ふるに大正四年融氷時の大洪水の爲め著しく多大の打擊を蒙り廢業の悲運に遭遇するに至つた。然るに大正七年以來財界の好況に連れ富寧、華森、豐材の三大日支合辦會社を始め三井、三菱兩出張所南昌洋行其他個人經營のもの二十餘軒の多きに達し、今日吉林の木材界を支配するの勢力を有するに至つた。支那商は仕向地方に確固たる聯絡を有せるのみならす一般に資本金少き爲め今日に於ては僅かに松江林業公司及吉長木廠の二者か比較的大規模の組織を以て事業を經營するの外、悉く本邦木材商若くは日支合辦會社の下請を爲す傍ら支那木工場用の木材を取扱ふ程度にある。

東支鐵道沿線に於ける森林の伐採は東支鐵道開通以後のことに屬する。同鐵道に供給すべき燃料及建設諸材の需要は實に伐採事業の一大要素であつた。千九百二年（光緒二十八年）伐採著手以來千九百五年（光緒三十一年）までは支那及露國間に何等の條件もなく無暗に鐵道所要の林材を伐採し沿線の林材漸く減少するに從ひ奥地に入るのみならず伐採有權者間に紛爭を生するの虞ありしを以て各伐採者と支那木材總局との間に東支鐵道交涉局の保證を得て成文の伐採契約の成立を見るに至つた。而も伐採有權者は悉く露國人であつて木材伐採權を獲得するに盡力したる東支鐵道會社は自己需要の必要と露人移住獎勵策の使命にありしを以て會社の是等公司に附與するに幾多の便益を以てし兩者は甚だ密接なる關係にあつた。故に露人經營以外の新なる公司の成立は極めて困難であつた。外國人にして假令伐木權を得る者ありとするも鐵道會社との關係上其營業は殆と成立すること困難であつた。斯の如く木材公司は鐵道會社を背景とし特種の保護の下に各租借の林場内に於て伐採に從事せらるるのである。

第五章　造材の種類

第一節　鴨綠江材

鴨綠江流域に於ける造材の方法には支那式及日本式の區別がある。支那式造材は在來支那木把により伐採せらるるものであつて今日尚鴨綠江材の過半を占むるのである。其材種中角材最も多く丸太材は其一部である。支那式造材は特種材を除く外木材の長さは凡て「連」即ち八尺單位にして八尺物は之を一連材と稱する以下十二尺のものを連半材十六尺物を二連材等と稱することも恰も日本に於ける間太、丈材、二間物等と稱するに同じである。角取の程度は十分にあらざるも杣角材としては立派なものである。

角材（支那大木尺）

樹種	材種	長	備考
テウセンモミ（杉松） テウセンマツ（紅松）	料子	八尺（一連）一六尺（二連）二四尺（三連）	角材を二箇又は數箇に縦に挽割りたるもので其一連物を特に單板二連物又は二連以上のものを夾板、三連物を壅板と稱す料板に對して挽割らざる角材を指しものにして普通一連物に限らるゝのである
同	料板	同	
同	方子	八尺	

丸太材（支那小木尺）

樹種	材種	長	末口直徑	備考
テウセンマツ（紅松） テウセンモミ（杉松） テウセンカラマツ（落葉松）	大檁子	一五尺	一尺八寸以上	
同	桅杆	一〇〇尺	一尺二寸以上	帆柱材の總稱である
同	大棹篙	二四尺	一尺四寸	本來は筏の櫂に作るべき粗材にして課税の低き關係より大棹篙として搬出せらる

第二節 吉林材

角材

吉林地方は古來角材を造らす二道江及輝發河方面より長さ七、八尺幅一尺六寸內外のもの多少出材するも其以外は如何なる大材と雖皮付切丸太として搬出せらるるのである。是れ實に吉林材の特徵である。伐木初期にあつては江岸に長大の良木林立し殆と運材の勞を要せさりしに起因するのみならす地勢緩斜にして其後と雖、運材に著しき困難を感せさる爲め依然丸太のまゝ搬出せらるる習慣である。然れとも漸次伐木地點か前進するに從ひ角材を搬出するの止むな

ぎに至るは自然の趨勢であつて、現に伐木は江岸即ち散流又は筏流をなし得る地點より約五里を限度とする陸運か是以上に上る所は料子即ち棺用板子を伐採せらるる程度にある。

丸太材

樹種	材種	長	末口直徑	備考
テウセンマツ（果紅松） テウセンモミ（杉松）	大頭梁	二五尺	一尺七寸—二尺三寸	
同	二頭梁	二五尺	一尺三寸—一尺七寸	
同	長條子	二五尺	八寸—一尺三寸	
同	改木	一五尺	二尺三寸—三尺	
テウセンマツ（果紅松） テウセンモミ（杉松） テウセンヤマナラシ（楊木）	檩木	一五尺	四寸—九寸	
テウセンマツ（果紅松）	檄子	八尺	三尺	時に長さ十尺五寸又は二十二尺の椴木（アムールシナノキ）あり
ハルニレ（楡木）	車轅子	一五尺	六寸—八寸	
カウライミヅナラ（柞木）	車軸	一五尺五寸	八寸—九寸	
テウセンマツ（果紅松） テウセンモミ（杉松）	椽子	一五尺	一寸五分—四寸	楊木（ヤマナラシ）も稀にあり
ハルニレ（楡木） ヤチダモ（水曲柳） キハダ（黄玻欏）	馬圏子	一五尺	三寸—六寸	
テウセンマツ（果紅松） テウセンモミ（杉松）	柱脚	一五尺	一尺二三寸	楡木（ハルニレ）も稀にあり

此の外、土料卽ち棺材を山元に於て三寸、四寸、五寸、六寸等の厚さの區分によつて荒取りしたるもの及船材を山元にて荒取りし吉林其他の市場に輸送するものあるも其數量は全木材の數量に比するに大したものてない。尙棺の製作には改木又は大顆梁を使用する場合もある。又電柱、鐵道枕木、燐寸、軸木等の產出近年頗る多量に上りつつある。


松花江上流の薪材堆積狀況

薪材

末口四寸乃至八寸、長さ七尺五寸の小丸太にして吉林を距る二十支里以上七八十支里の上流より產出せらるるのてある就中產額の多きは三十餘支里の上流に位置する陳木溝附近より下雨江口附近に至る二十餘支里の間てある。其重なる地方を擧れは松花江右岸の壓鹿溝、陳木匠溝、色勒河、葦沙河、色蘇溝

大歳子、大老人溝、小老人溝、喬麥楞子溝、夷子溝等にして左岸に於ては加級河、藍旗溝、紅旗溝、太平溝、小鶯溝、大鶯溝等てある。其年伐量は七十萬本と稱せらる。何れも用材擇伐後の雜木林より擇伐さるるのてある用材伐採に比し小規模に十二月頃數人の木把、所有主の許可を得て入山し小窩棚を造り伐採せらるるのてある。其工程は一人一日二三十本を標準とする。編筏冬季牛馬橇によつて搬出せられ解氷後江岸に堆積せる薪材の編筏に從事さるるのてある。編筏は長さ十尺位の各種木材の兩端に穴を穿ち木桿を貫入し、兩端に楔を打入して底層を造り底層に二種ある單底及雙底之てある。單底は小材卽ち末口四五寸のもの二十四本を一列とし雙底は稍大なるもの卽ち末口八九寸のもの十五本を一列とする底層の上に栟子二、三層横列して一小節となし一小節は約百本の栟子よりなるのてある。二小節を一大節、五大節を一頭子、三頭子を單簰六頭子を並簰と稱せらるるのてある。卽ち單簰は三十小節、並簰は頭棹一人、後棹六人、並簰は頭棹一人、後棹十二人を要する水量豐なれは四日乃至一週間にて吉林に到著さるるのてある。

第三節　北滿材

北滿方面に於ける造材の種類は甚た簡單てあつて、濶葉樹用材にありては丸太てある。針葉樹用材は柚角に果松を利用し一尺三寸角以上、長さ一サーゼンを單位とし二十一尺物を普通とする。而して林內に於ける製材所の原木としては皮付丸太にして角板共に立方呎を以て計算せらるるのてある。而して東支鐵道會社に採用する並枕木には(一)は方兒と稱し丸味なき矩形のもの、(二)は單股子と稱し上面の兩角に丸味ある矩形のもの、(三)は半拉鱉と稱し半圓形の三種てある。而してポイント用、橋梁用、枕木は前二者と同一形狀のものを用ひ長さ一定せす、樹種は概して朝鮮松(果松、紅松)てある。多少ヤチダモ(水曲柳)か交へらるるも何れも大角又は大丸太に利用せられさる小木より取るものにして二挺取又は一挺取てある。

薪材は普通三等に分つ一等は大體に於て楊柳を含まさる濶葉樹の腐朽せさる部分てある。二等は針濶葉樹より三等は多少腐朽せる部分を含む軟木てある。何れも著しき屈曲あるを見す長さ約一尺四寸を普通とし、之を三列又は二列に排列し幅七尺、高さ七尺、奥行適宜に之を積立て層積を以て計算さるるのてある。其單位はグボにして七尺立方の層積てある。

第六章　勞働

第一節　勞働組織と雇傭關係

林業者中最も重なるものは伐木勞働者である。伐木業者中の把頭は財東を兼ぬるものあるも大體に於て之を木把、把頭、財東に區分せらるるのである。把頭以下の者は分業の種類によつて更に之を區分し種々の名稱を附せらるるのである。一把頭の下に組織せらるる勞働班に大小あり、事業の小なるものにありては小班組織となし總人員十名內外よりなるも稍大なる木材事業にあつては大班組織によるのである。

名稱	總員	一期間の給料	分業の種類
把頭	一	六〇〇吊文	器具材料食糧の調達被服の買入人畜の雇入に從事す
管賬的	一	五〇〇	會計記帳をなす
打道的	四	一人　三〇〇吊文　一、二〇〇	道路修築に從事す
斧頭	二	同　六〇〇	伐木造材の指揮監督に從事す
鋸頭	二	同　六〇〇	同前
扒犁頭	一	同　二〇〇	運材の指揮監督に從事す

木把	九	一人二五〇吊文	二、五〇〇	伐木造材編流筏等に從事す
老板子	八	一人二〇〇	一、六〇〇	運材に從事す
厨夫	一		二〇〇	炊事係

以上は大班組織てあつて多く吉林地方に行はるるのてある。而も此外把頭に於て東家を兼ぬるときは小把頭を置き山元事業一切を處理せしむる場合もある。又流筏に際しては臨時に水先案内（頭棹的）及筏夫（打棹的）を雇入るるのてある。之か賃金は頭棹的一箇月約百五十吊文乃至二百吊文打棹的百吊文内外てある。斧頭、鋸頭等は股子組織を以て事業に從事せらるる場合もあり扒犁頭と雖運材の部分請負を爲すものも見受けらるるのてある。而して鴨綠江朝鮮側は營林廠か朝鮮人と雖日本式に養成せる爲め伐木夫（杣夫）、運材夫筏乘夫の名稱を使用するのてある。今日鴨綠江支那側に於ける把頭と部下勞働者との關係を見るに次の如くてある。

（一）股子　各勞働者か共同に事業を經營するものにして、把頭は作業に要する一切の物資を供給するも勞銀を支拂ふことなく一期の事業終了の時精算をなし、各自の勞役の割合に應し利益を分配する方法てある。

（二）雇傭　勞働者に物資を供給する外給料を支給し事業上の損益に就て權利義務を有せしめ

さる方法てある。

(三)請負　各分業に應し小頭目卽ち把犁頭斧頭の類をして部分請負をなさしむるものてあつて包砍(伐木造材請負)、包拉(陸運材請負)、包穿簰(編筏請負)、包放(統筏請負)の名稱を有する股子組織は勞働者の勤勉努力に應して其收得を增加すへく事業の成績を良好ならしめ、而も勞銀の支拂を要せされは少額なる資本金を以てせらるるか爲めに小把頭の喜て採用する方法てある。然るに從業者の努力以外に事業の成績を支配する原因卽ち洪水、渴水、馬賊の被害竝に材價の變動は彼等の苦心を水泡に歸せしむること尠少なからさるを以て勞働者側には喜はれさる所てある。雇傭組織は勞働者に安全なるも其監督最も周到なるを要するの一ある。而も多くの資金を要するのみならす把頭の危險負擔程度は最大てある。若し順調なれは其利益は把頭の獨占に歸する利益かある。請負制度は中庸に位し互に危險を分擔し、監督容易なれとも資金を要すること多く豫め利益を分收せらるるの不利かある。股子組織にあつても一時的必要に應する勞働者は雇傭てあつて努力か事業の成績に影響すること少きもの或は助手の如きは雇傭によること多いのてある。又一事業地に於て工程の殆と一定せる陸運材の如きは股子、雇傭組織に於ても共に請負によるを普通とするのてある。尚流筏は一木廠子の人員にては常に手不足を告くるのみならす頭棹は特種

の經驗を要するにより臨機雇入るるを通例とし人員不足を補充せらるるのである。

第二節　勞働者の技倆と能率

滿洲に於ける森林勞働者か日本內地の森林勞働者の技倆に比して甚た劣悪なるのみならす、勞働其者の如何に簡單にして容易なるへきかを想察するに難くないのである。滿洲の森林は內地の山岳林に比較すれは地勢緩にして急斜地極めて少い。滿洲冬季の天候は割合に靜穩であつて伐採には單に良材を選伐すれは稚樹若は他の立木に及ほす。損害の如き毫も考慮する必要かないのである。伐木には唯斧のみを使用して鋸斷するに及はす、伐採後の處理即ち造材するに當つても技打の行ふの外剝皮せす而も伐採跡地は整理するの必要なく、加ふるに木材價格極めて低廉なれは粗放なる造材により造林後の集材も地形の關係上極めて容易であつて搬出木材に著しき損傷を受くるか如き點を顧慮するの必要を見ないのである。

諸種の事情は斯の如く伐木造材集材の勞働をして簡易ならしむるのである。而も彼等苦力の體力の優秀なると相俟つて技倆の劣等なるに拘らす以上述へたる諸種の有利なる事情によつて相當の成績を擧けつつあるのである。今二、三の地方に就て伐木に關する彼等の技能を見るに直



製材に從事する木把

徑二尺前後の果松を倒すに一日一人にて四本、二人にて十本、玉切に至つては二人挽にて一日に伐採木を處理すること十本以上に及ふのである。又薪材の雜木伐採は一日二人にて四十本、玉切も同しく二人にて四十本を處理する。之を內地の杣夫の能率に比するに伐木にあつては決して優劣の差を認めないのである。蓋し內地にありては鋸と斧とを使用するに反し、彼等は單に斧のみを使用して伐倒するのみならす伐採點又高く操業便利なるを以て功程の勝るものあるは自然の理である。又玉切には常に二人挽鋸を使用せらるるか故に內地に於ける功程に比し著しく勝れるかの觀かある。之に反し運材の技能に至りては極めて幼稚である。其管流流筏をなすや殆と河川に何等の技工を施すなく偏に天然力に倚賴するの

てある。故に雨水の過少なる場合は管流を不能ならしめ、其過量なるときは流筏を殊に困難ならしめ、甚たしき場合には全く筏の流失するに委するの止むなき狀態にあるのてある。要するに天然の配合にして極めて好都合ならんには運材殊に流材は容易なるへきも、天祐を得されは救ふへからさるの破滅を招くのてある。是れ一は彼等の技能の拙劣なるによると一は貯木場捕材裝置の不完全によるものてあつて滿洲に於ける木材事業の最も困難なる所以又茲に存するのてある。將來運材事業の確實を期するには日本內地の熟練なる運材夫を招致して日本式に管流作業筏の構造を欲し、其範を示すと共に他方貯木場捕材裝置其他の工事を施設改良せらるへきてある。

第三節 勞働者の需給

森林勞働者の過半は農民てあつて冬季閑散を利用し勞働に從事せらるるのてある。而も勞働者を要すへき特種の事業は採金事業なるも、其規模小にして勞働者を吸收するに足らされは伐木季節の冬季を利用するのてある。元來鴨綠江流域地方は土著の專門的勞働者を有するも吉林北滿は舊十月下旬以後入山する專門的勞働者を地元に於て之を補ふ程度にある。殊に一般的木材

事業は其造材、集材及運材にせよ勞働者の頭腦を要すること比較的少く、其稍困難なりとするは伐採の勞働に過ぎさるを以て此外には必すしも專門的勞働者を緊要とするまてに迫つて居ないのである。即ち枝打、玉切等の勞働は農民にして少しく習熟すれは假令其功程の專門的勞働者に及はさるものあるも尙充分之に從事せしめ得へく、殊に農民の多くは開墾の當初幾分森林勞働に從事し、其後と雖常に多少此種の仕事を經驗せるものなるにより可成的此種農民を使用するは勞力の上に於ても直接間接木材事業の利益を增進するは爭はれさる事實である。然れとも管流及筏流に從事するものは河川の事情を熟知し管流材の處理編筏の方法、筏の操縱に習熟し殊に高水時に輕捷なる行動を要するを以て運材夫の大部分は專門的勞働者たるを要するは明てある。殊に運材は春季融雪後に始まり夏季に亙りて行はるるか故に農繁季農民に依賴するは甚た困難である。之を要するに伐木夫の一部と運材夫の大部分は專門的勞働者を必要とするも其他は不足の場合には農民を以て補充し得れは事足るのである。將來大伐事業開始に於て常に之を念とし農民をして森林勞働に慣れしむるを要するのである。

第七章　作業の種類及順序

鴨綠江流域に於ける作業の順序を見るに伐木事業に關する經營一切を總務する把頭にして資本主を得るや現業方面を掌る山把頭の適當なるものと合同するのである。管賬及股子は安東若くは山元の都邑である。通化、帽兒山等にて雇傭し僅少の旅費と烏啦（木把の穿つ靴にして冬季防寒に使用）其他伐木造材に要する一切の器具を携行し每年九、十月の交入山するのである。豫て權利を有する伐採區域に於て日當り能く飲料水を求むるに便利なる地點を選び山小屋を建設さるゝのである。山把頭は先づ全伐木區域を巡視し、木把各組の伐木區域を定めて配置する權利を有する伐採區域と云ふも單に當人が優先入山し、任意に界を劃し、每年繼續伐木せらるゝに過ぎず何等法律規則上の効力を生ずるものではない。而も從來の慣習によつて各把頭間に儼然相犯すことなく且賣買讓與をなす等一種の占有權を構成せらるるのである。已に山小屋（木廠子）の建造せらるると同時に伐木造材に要する器具材料竝に食糧炊具を運搬し、更に地方に於て吃勞金と稱する勞夫を雇入れ炊夫を置き茲に於て事業の著手を見るに至るのである。（一）伐木造材は普通十月下旬頃より開始され十二月中旬迄に終了する。凡て木把の伐木は林木を根倒し其根切用器は斧及

鋸を用ひ鋸は二人挽にして一木を根倒したる上貲材の良否と運材の難易とに應し横切鋸(截鋸)を以て適當の玉切造材をなすのてある。其造材の長さは目斗内八尺を單位として適宜の長さを採り角材を最多とする、造材に際しては時期の都合により現在の股子其他の木把を以て手遲れを來すの恐あるときは臨時に出來高拂を以てする補助人夫を雇傭することもある。(二)集材　長白山一帶の地方は毎年十一月より翌年三、四月に至る數箇月間は野となく山となく結氷と積雪とにより封鎖せらるるを以て此期節の到來に先ち把頭は農家に就て牛を雇入れ同時に集材に著手せらるるのてある。(三)把犁運材　把犁は我東北地方に於ける普通の橇に類似せらるるのてある。山地運搬に使用するものは單に之を牽引する仕組なるに過きす、運材すへき木材は其大小に應し同しく把鐶と麻繩とを以て二本或は三本を長く縦に連結し、又一臺に使用すへき牛馬の頭數は木材の大小輕重により一定せさるも普通牛馬共に四頭内外を使役するのてある。一臺の牽引量は二連材二本又は二連材、三連材各一本を標準とする支流渾江方面に於ては牛を使用せすして概ね馬を使用するの習慣てある。把犁運材の距離は地點により一定せさるゝ其近距離にして三邦里以上に亙るもの多く、此運材法は請負制度によるのてある。普通把犂東家なるものの請負に附せらるるものて一符の材積を標準として賃金支拂れ、所要の牛馬と把犂運材

夫とを雇傭し之か作業に從事するものである。(四)管流把埋運材を終了したるときは把頭は更に臨時人夫を增傭し管流の豫業に從事さるゝのである。卽ち小角材及板子の挽割、字號、押號の切込み掏眼の鑿穿及編筏材料の蒐集等之である。但し小角材及板子は編筏の後筏上小屋掛の用に供するものとし豫業終らは早きものは春季晴明の候に於ける融雪の出水を利用し、晩きものは初夏の降雨を俟ちて之を溪流に投するのである。從來陰曆四月頃に於ける所謂桃花水なるものは管流上最も喫緊の雨水なりとせられ、事業をなすものは努めて此季節を逸せさるを期するのである。管流作業に使用する器具は鉋鈎(鳶口)及控扞(適宜雜木にて作りたる槓杆)てあつて管流を行ふへき距離は何れも遠く通常五、六里以上である。最も長きは渾江流域哈泥河の如き三十餘邦里に及ふのである。(五)編筏及流筏、管流材の木鼻か大江又は支流渾江の編筏地點に達したるときは太き麻繩を以て木材を繫きたる綱場を作り、此中に流下材を包容抑留して編筏に著手するのてある。支那式編筏法は先つ同一長さなる角材十六、七本以上を幅二十五、六尺に、元來交互に羅列し其兩端に管流前豫て穿ちたる掏眼を同一方向に向はしめ、之に穿連杆子を貫き掏眼穴と杆子との間には楔を打込みて之を固定連綴さるるのである。卽ち一定の幅に羅列したる木材の兩端を穿連杆子を貫き掏眼穴と杆子との間には楔を打込みて之を固定連綴する。卽ち一定の幅に

羅列したる木材の兩端を穿連杆子を以て串さしとなし締め付けたるものである。之を一截吊と稱する。一截吊となすへき木材は殆と其長さを一定し、短尺ものは適宜其間に挾むのである、例へは二連材のときは一連材は二本を三連材のときは二連材と一連材とを接き合せて其中間に挾むか如くするのてある。是等の短尺材は其兩端に掬眼穴を穿たす其儘兩方より締め置くを普通とし、或は外側の一端にのみ掬眼を設くることあるのてある。穿連杆子は直徑三、四寸長さ約二丈のナラ、クヌギ又はシラカバ等の濶葉樹小丸太を用ひ、其長さ又は直徑に應し二、三本を交互に接續連貫することもある。而して丸材の場合に於ても亦元末を交互に羅列し、穿連杆子により て其兩端を連貫すること略同樣てある。

已に木𥴩(筏)の各截吊を編綴したるときは更に普通五截吊を縱に連結して全長八十尺以上の木𥴩一張(木𥴩一枚を一張と稱す)を編成するのてある。之か連結の方法は前後截吊の穿連杆子を橈子卽ち徑七八分乃至一寸位の楢粗朶を生燒となして練りたる捻木を以て結ひつけ且兩截吊の左右の兩端に穴を穿ち串を立て之を束縛する。其一張の材積は材種により同一ならさるも約平均四百尺締内外に相當するのてある。但し筏上には以上編筏材の外尙短尺物丸材長材等浮力の堪ふる限り上積をなすを普通とする。木𥴩の編製終了と共に其上部中央に根太木と稱す

へき角材を置き其上に乘夫の起臥すへき小屋を作り筏一張毎に必す乘夫七八人以上を起臥せしむるに足る設備てある。各木排には其先頭に高く旗竿を立て排旗を揭けて所屬事業主（採木公司又は料棧）を表示し前後に八挺乃至十六挺の舵棹を艤して之を運行するのてある。一把頭に屬する生產材はかくて數張の木排に編成せられ、水先案內（卯子）を備入れ舳艫相銜みて編筏地を發する。卯子にして各筏の最も先頭に立つものを特に大卯子と稱し、水上作業に移りたる以後は山把頭に代つて現業の指揮を掌るものにして河床の善惡、岩石、暗礁、淺瀨の形狀、大小水勢の如何に熟知し流筏作業上の全責任を有するものてある。而して流筏中一旦岩石暗礁等に擱座せしときは全部の木排を止め、筏乘夫互に之を取離し集團流下を計るものてある。由來支那筏は其構造甚た堅牢なるもの尨大過重にして、操縱敏速を缺き之か流下は水勢によるよりは殆と終始船棹を操りて流送するものなれは河岸各所に於ける繫筏地により夜は此處に筏を繫き花棚子（筏上ノ小屋）に泊するのてある。流筏は安東到著まて相當の日子を要し早きも三十日以上、長きは二箇月餘を費さるるのてある。若し秋季減水の季節には往々途中停滯のまま已に結氷期に入り空しく翌年の解氷を待つのてある。最も此場合に於ては停滯地の附近に二、三の見張人を殘し他は隨意に一旦解散し、更に翌年清明節前其地に集合し流下するを常とする。著筏時季は

例年六月より九月に至る四箇月にして此間に安東江岸に到著する木材は最近年々百五十萬尺締を算し、沙河鎭より六道溝に至る。安東市街の上下一里の間江面半は木材を以て覆はれ旗竿林立するの盛觀を呈するのである。

吉林に於ける作業順序は鴨緑江と大差なく殆と同一である。普通之を準備伐木、造材、集材陸運、管流、編筏等に區分するを便とする。(一)は準備であつて把頭は資本主と契約を爲すや九月中、下旬頃實地檢分の爲め入山し十月中旬頃再ひ先生、斧頭、鋸頭の如き幹部を引具して入山するのである。目的地附近に小屋を建造する傍ら食料の買入、勞働者募集、道路の改修等の準備に努めたる上、山神に酒肉を供して事業の成功を祈福する之を開山と稱するのである。普通十一月上旬前後に行はるるのである。(二)は伐木であつて開山終るや直ちに伐採を開始し翌年一月末を以て中止さるるのである。一日一組(二人)に付大過梁六、七本(或は二過梁十餘本、長條子二十餘本)を伐採するのである。(三)は集材である伐採せられたる原木は一旦山麓の下窩棚(下小屋)に集中したる上、更に編筏或は管流地に運出さるるのである。上下窩棚の距離は十支里より二十支里普通大過梁一本に付牛二頭を使用し一日二十支里を往復せらるるのである。(四)は陸運にある下窩棚所在地より編筏又は管流地間は馬把犁(橇)により運搬され大過

梁一本に付四頭乃至五頭之に馬夫二人附屬し一日能く四、五十支里を往復し得るのてある。五は管流てあつて下窩棚より流送せるものを雪解の增水に乘し個々に流下せらるるものてある。此場合數人乃至十數人看視旁々流下補助の爲め獨木舟にて之に從ひ、地方によつては此管流區域實に四、五十支里に亙るを見るのてある。(六)は編筏てある管流法により或は直接上窩棚より一定の材木拿囫子（水流の緩漫なる地點）に到來せは直ちに編筏に著手するのてある。編筏の方法は木材の兩端に孔を穿ち之に直徑二、三寸の生樹を嵌入し其兩端に楔を打ち込み分離を防くのてある。大過梁にありては十五本長條子にては二十二本を並列するを普通とする節と稱するは即ち之てある。而して頭同江にありては三節、二道江にては四節を以て一小簰と稱する五簰乃至十小簰聯結したものを並簰と通稱するのてある。尙編簰に際し把頭は各材木の兩端に自家の山號又は關係糧棧の押號を刻印せらるるのてある。(七)は放簰てある。編筏終るや起臥すへき花棚子及大掉の製作、食料品の積載打掉佝の雇入等遺憾なく準備を整へ增水時を利用して吉林方面へ流下せらるるものてある。

北滿地方に於ける伐採は例年九月下旬に始まり翌年三月に終るのてある。是れ樹木發育期に伐採したる木材は其質の軟にして腐敗蝕蟲の虞あるのみならす冬季に於ては土地氷結し灌木、

雑草は萎縮し又は枯死して木材の運搬に至便なるか故てある。薪材に至つては季節を問はす常に伐採さるるのてある。東清鐵道沿線に於ける各木材公司の伐木の方法は主人先つ支配人と共に伐木すへき借區内を巡視し、大略の區域を定め繁茂せる樹木の種類及其良否によつて製材及伐木の兩主任と協定し之を請負者に委任し、最初角材及板材となるへき良材から伐採せしめ、次に材木及電柱材最後に薪材に及ふのてある。把頭は請負者と伐木契約を完了せは十一月中に部下を率ひて入山し小屋掛をなし伐採に從事せらるるのてある。該小屋はバラック式にして石油空罐等を利用してストーブを作り煖房装置を施すのてある。伐木造材に使用する器具は斧及鋸にして歐洲戰前は露國製品なりしも近來は米國製品を使用する伐木に當りては二人の木把は先つ林内の良木を選み外部より斧を以て打敲き其音響により空洞の有無を點檢し根株より二、三尺の程度にて伐倒せらるるのてある。伐倒木は直ちに他の木把によつて枝を拂ひ其樹種並に樹幹の大小形狀及用途により造材せらるるのてある。其運材は主として冬季積雪を利用するものにして林内に橇道を開き馬又は牛橇を用ひ水運を利用する箇所にありては河岸陸運にありては運材設備の終點にある工場まて搬出するのてある。橇は概して牛馬何れも二頭曳なるも露國産馬によるものは一頭曳てある。運材橇一臺には大角の大なるものは一本小なるものは二本、

薪材は十分の一クボを積み約一里半の距離を一日に二回往復する。普通運材距離は近きは數町遠きは一里半の範圍にある水運の利用は概ね管流であつて水流小なる所にありては融雪による漲水を利用し流下せしむるのである。單に木材を流水に投入するのみにして敢て水路に工事を加へて流送を助くるの作業をなすこと少く、唯僅かに水路に停滯せる木材を整理するのみである。流材の止場は何れも相當の設備を欲し此方面に於ては概して運搬距離長くない。流水大ならす且流速緩漫なるを以て木材の損失することこと稀である。陸運には十里以上に亙る引込線を敷設して東支鐵道本線の貨車を引き入れ土場より直ちに輸送し得るもの少くないのである。引込線建設に際しては東支鐵道會社は其需要する用材及薪炭を供給すへき條件の下に軌條及其附屬物を無償貸付をなし且所定の料金を納付すれは引込線貨物の輸送をも取扱はるるのである。積込には特に裝置を有するものなく皆苦力の手によりて行はれ、小資本によつて伐木に從事し之等の設備を有せさるものは山元より直ちに橇又は車を以て停車場に運送せらるるのである。

第八章　木材の集散狀態

鐵道沿線を消費地とする木材の集散狀態を見るに奉天を其の中心とし、其以北なる四平街、公主嶺、鐵嶺、開原等に至つては北滿、吉林材の供給を受け安東から發送せらるる鴨綠江材は奉天以南に仕向けらるるもの約八割を占め、安奉沿線に消費するもの二割に該當する。而して安東から朝鮮方面に仕向けらるるものは總發送高の七割の多きを算するのである。

第一節　滿鐵取扱社用木材數量（米噸）

（滿鐵統計年報）

線別	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度
本線	三四、六〇三	四一、八〇二	五七、八三六	一〇六、七二九	一一二、六七一
安奉線	一六〇、八二一	一二四、六六〇	一〇五、一二三	一二九、三六三	一五六、〇三八
計	一九五、四二四	一六六、四六二	一六二、九五九	二三六、〇九二	二六八、七〇九

滿鐵社用枕木消費高

年度別	數量(挺)	平均單價(圓)	價額(圓)
大正四年度	三五三、一五六	八三六	二九五、二三八
同五年度	三五八、〇一七	七五五	二七〇、三〇二
同六年度	三七一、三六〇	一、二五三	四六五、三一四
同七年度	五八三、一三七	一、四一一	八二二、八〇六
同八年度	三五〇、〇〇八	二、〇四〇	七一四、〇一六

滿鐵各工場用木材消費高

工場別	大正四年度		大正五年度		大正六年度		大正七年度		大正八年度	
	數量	價額	數度	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
沙河口	一八、七三三石	二三六、五七一円	三一、三五九石	三二七、五二二円	四五、七四九石	六四四、四九七円	八〇、七二九石	九七四、四八三円	七三、〇四五石	一、九〇八、七七九円
遼陽	—	一〇、〇〇九	—	二九、六六二	—	三三、一八四	—	四五、一九二	—	一三九、九一一
計	一八、七三三	二四六、五八〇	三一、三五九	三五七、一八四	四五、七四九	六七七、六八一	八〇、七二九	一、〇一九、六七五	七三、〇四五	二、〇四八、六九〇

備考 本表中挽材數量不明ナルヲ以テ價額ノミヲ加入ス

撫順炭礦用杭木消費高

（撫順炭礦用度課調査）

年度別	出炭噸数	杭木使用高		噸當	
		數量	金額	數量	金額
大正四年度	二、一三一、〇九三	四、二三〇、五八〇本	八五一、五七〇円	一、六五四本	三九九、六厘
同五年度	一、九六一、九〇四	四、一七五、〇〇四	九〇一、七〇四	一、七七三	四九九、六
同六年度	二、一五四、四一七	三、八三三、五三一	一、〇三五、一四〇	一、四八二	四八〇、五
同七年度	二、三〇一、五二〇	四、五三八、七四四	一、六六五、二五五	一、六四〇	七二三、五
同八年度	二、四七三、六四三	四、七九四、一四九	—	一、六一六	—

第二節　滿鐵取扱營業木材數量（米噸）

（滿鐵統計年報）

年度別	本線	安奉線	計
大正四年度	三七、一七七	四〇、九一九	七八、〇九六
同五年度	五七、〇九七	七四、九〇八	一三二、〇〇五
同六年度	八二、四九〇	一〇六、一四三	一八八、六三三
同七年度	一一五、七二〇	一一九、九六六	二三五、六八六
同八年度	一三四、一八六	一七七、一七七	三一一、三六三

大連驛發著營業木材數量（米噸）

地名	大正四年度 發送	大正四年度 到著	大正五年度 發送	大正五年度 到著	大正六年度 發送	大正六年度 到著	大正七年度 發送	大正七年度 到著	大正八年度 發送	大正八年度 到著
關東州内	四、二四九	七八	四、三六二	三三六	三、九八一	三七三	三、九九七	六六	六、七三一	四八六
營口	三七五	九	一八六	四〇	三六四	二	三六八	三三	二七七	一〇四
遼陽	一三三	三	一〇七	三	二六九	一三	九七	四五五	一五六	—
撫順	五	—	四一	—	四〇	一	八	七五	五二	一
奉天	一四七	六三	三三一	九〇	五七八	二六三	三四四	一〇四	一、三三三	五〇八
鐵嶺	七六	一	三〇	—	一一〇	一	七三	—	一五九	一
開原	五	—	九九	—	二四八	一	四五一	四	五六五	—
雙廟子	—	—	—	—	三三	—	一九	—	一〇五	—
四平街	—	—	一九七	二〇	四三九	—	一八九	一、四三五	三五一	—
公主嶺	三	—	一四	—	四	三	一	四一	四〇	一〇七
范家屯	—	—	—	—	—	四三	四	二四五	一七	一八〇
昌圖	—	—	一八	—	一〇一	—	六三	—	三二四	—
長春	二七	二、八五六	六三	一四、〇一八	一一三	二三、九七七	一三七	三三、〇八〇	二三三	二三、六一六
安東	一	一、三二三	一	七、五一七	三三	二〇、二〇一	—	—	二	三五、六一五
其他各驛	九八六	三三	八六六	一、二七三	一、一〇〇	一、三三八	—	—	二、一四〇	二、一八七
東支線	一	—	二八	三、二九〇	三三	一、二六四	六三	一〇八	—	一三八
朝鮮	—	一八	—	一一七	—	五九一	—	—	一	二、六五三
計	六、一二〇	四、三五〇	六、〇八二	二六、六九四	七、四三三	四五、九九六	五、八〇九	三五、九六五	一三、三三四	六五、六九一

營口驛發著營業木材數量（米噸）

地名	大正四年度 發送	大正四年度 到著	大正五年度 發送	大正五年度 到著	大正六年度 發送	大正六年度 到著	大正七年度 發送	大正七年度 到著	大正八年度 發送	大正八年度 到著
大連	九	三五七	四〇	一八六	二	三五一	三三	三六六	一〇五	二七七
遼陽	一七〇	三一九	三	四九三	三	七三六	七六	一、三三三	三	一、九七八
奉天	一三	二三四	八一	五四一	一三〇	一四	五三	三三	一〇九	六二五
鐵嶺	六五	—	—	四九	一八	—	七〇	四	八	—
開原	一二九	四	一四	—	二五	一	三一九	一	三三	—
昌圖	六四	—	四	—	—	—	—	—	三	—
雙廟子	五三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四平街	七六	—	二	—	三	—	四	—	一〇	—
公主嶺	七	—	—	—	三	—	—	—	一	二〇
長春	七一	一〇八	一五	五六一	一六七	三七六	二六	九四二	九	一、四九九
安東	—	二、六〇〇	—	四、八五六	—	六、五〇九	一六	五、八六七	—	七、八九九
撫順	—	—	—	—	三	—	一三	—	—	一〇〇
其他各驛	八九二	八二六	六〇六	八二一	四六二	二、三四〇	四四二	一、三三二	二〇七	四、八五七
朝鮮	—	—	—	一六	—	三〇六	—	八〇一	三	三〇一
計	一、五四九	四、四四八	七六五	七、五二三	八八一	一〇、六三三	一、〇八一	一〇、四三五	五五一	一七、五五一

安東驛發著營業木材數量（米噸）

地名	大正四年度 發送	大正四年度 到著	大正五年度 發送	大正五年度 到著	大正六年度 發送	大正六年度 到著	大正七年度 發送	大正七年度 到著	大正八年度 發送	大正八年度 到著
大連	一、一三〇	一	七、六三四	一	二〇、五四三	三三	一九、〇一四	三七	三七、八五三	三三
營口	二、〇〇〇	—	四、八七三	—	六、八一五	—	六、六六七	一六	八、二〇〇	一
遼陽	七〇五	—	一、六〇二	—	二、四三二	—	一、八八三	二〇	二、六八九	—
撫順	二六三	—	九二七	—	一、五六七	—	二、〇二六	—	九、五三八	—
奉天	二、一五〇	—	二、四七〇	二	一三、七六三	一	一四、六八三	四	二四、二二七	二六
鐵嶺	三三二	一	九五	—	六三六	—	四九九	—	一、一九八	—
開原	二〇〇	—	四三	—	一三九	—	四七八	—	八三六	—
昌圖	一一三	—	四	—	二	—	—	—	四九	—
四平街	三二四	—	一、七七五	—	二八四	—	三〇七	二四一	三七六	—
公主嶺	六九	—	三一	—	五七	—	三三	—	二四	—
長春	一八五	一〇〇	二三三	—	四七	一四二	一八九	七九	四三三	一九八
其他各驛	二、六六七	二七九	四、一四四	一、六六〇	一三、一三三	三、二八五	一三、二七一	二、二一三	三三、七一八	一、六三三
朝鮮	九、七三七	五、四二〇	一八、三三八	一二、八九二	二四、三八三	二、八三五	二二、三三七	八、六〇三	一三、七一三	四、二四九
計	二一、七四三	五、八〇一	四三、八四八	一四、五五五	八二、七九八	六、二八七	九一、三六六	一一、二一三	一三一、八〇三	六、〇九四

奉天驛發著營業木材數量（米噸）

地名	大正四年度		大正五年度		大正六年度		大正七年度		大正八年度	
	發送	到著	發送	到著	發送	到著	發送	到著	發送	到著
大連	六三	一四六	九〇	二三〇	二六二	五四二	六三	三三七	五〇八	一、二三三
營口	二三四	一三	五四一	八二	一四	一三〇	二三	五三	六三五	一〇九
遼陽	八六〇	四〇三	一、三〇八	三一〇	七五六	三八八	八四七	四八七	三四八	五二〇
撫順	二二	四	二二	八三	三八	二三三	一二三	九七	二三八	一九一
鐵嶺	五〇	二八	四九	一八	五六	五五	四三	八二	二三六	一七六
開原	九	五八	一七	五九	三五	七六	二八	四七	三五二	一一三
昌圖	一六	一	九	—	五	一五	二	二三	一八	二
雙廟子	八	—	五	—	二	—	—	—	—	—
四平街	一四	三	二九	二二	三三	四	三三	一九九	一七九	一八七
郭家店	—	—	—	—	—	—	一	二四〇	六	一三〇
公主嶺	七	一	九	一	九	四三	一四	四四	五二	八二
長春	一六	三、六〇八	六一	三、六七三	四五	九、六三八	一三	一〇、七三〇	一六三	二二、二八五
安東	—	二、一四二	二	二、四七〇	二	一三、五九二	四	一四、五五三	二〇	二三、六六四
其他各驛	六七七	二、八五三	七三八	三、八四二	九四七	四、三〇〇	一、六三〇	五、一七四	二、〇七二	一一、二七一
朝鮮	—	八	—	—	—	一七〇	—	一三二	—	四六二
東支線	三	—	六	一、四八八	—	三、三二五	二	七、一〇〇	—	一、二七七
計	一、九九六	九、二六七	二、八八五	一三、二七五	二、一九三	三二、四〇一	二、九一三	三九、二九五	四、六九六	六〇、六八三

長春驛發著營業木材數量（米噸）

地名	大正四年度 發送	大正四年度 到著	大正五年度 發送	大正五年度 到著	大正六年度 發送	大正六年度 到著	大正七年度 發送	大正七年度 到著	大正八年度 發送	大正八年度 到著
大連	二、八五六	三六	一七、三三三	九〇	三五、六六一	三一	三三、一八八	一九九	三二、八二三	一九九
營口	一〇八	七二	五五〇	一五	三七六	一六七	九四三	四二	一、四九六	二三
遼陽	三六七	—	二〇七	—	一、二七七	一	一、七一三	—	一、六七〇	六二
撫順	二八九	—	五八〇	—	三一四	—	二三九	—	三、一一七	—
奉天	三、八八八	二八	五、一六〇	六七	三、八六三	四五	一七、八二二	一〇	三三、五六三	一〇
鐵嶺	二、九七七	一六	二、七一七	四	三、八〇一	六	三、〇三八	二	三、六九六	二三
開原	一、二七三	一	一、八六六	四	一、二二九	一三	三、六八五	一	三、四八八	一四
昌圖	九三八	二	七四一	—	七九四	四	九八六	七	一、〇〇五	[illegible]
雙廟子	八一四	九	四三八	—	四四五	二	三七四	二	四七三	[illegible]
四平街	四、一六九	四	六、六六〇	五	九、六一三	一	五、三三二	八一三	四、八八一	三、七三七
郭家店	五五五	—	三七八	—	二三三	一	三三五	—	二〇八	—
公主嶺	二、〇一四	—	一、四四八	三	一、六三八	二三	一、七六九	一、二一四	三、一四八	七五
范家屯	八三九	三	四五一	二九	七七九	四七	八九五	一四八	六九六	六九
安東	—	一八五	—	一六五	一	四五	一七九	一六九	九五	四三
其他各驛	二、五三五	六一	三、二一三	二六一	四、九九五	六	一〇、三五一	二五	一五、九九九	[illegible]
朝鮮	一〇〇	—	—	五八	一四	二	—	—	一〇三	—
東支線	—	七、六八〇	—	三、三二一	—	四、〇六〇	—	二三、四四四	—	一四、八四九
計	二三、五三一	八、五三七	四一、〇五三	三、〇五三	六一、〇〇一	四、四五四	七八、四四〇	二六、一二一	九三、一一〇	二〇、八七九

大連港輸入木材仕出國別數量（英噸）

國名	大正四年度 木材	大正四年度 枕木	大正五年度 木材	大正五年度 枕木	大正六年度 木材	大正六年度 枕木	大正七年度 木材	大正七年度 枕木	大正八年度 木材	大正八年度 枕木
日本	一七、三一八	一九、八二四	二一、九三三	二五、九九五	二二、三七五	二八、二〇四	三四、二〇八	一九、三六一	六七、五一〇	三三、三七三
朝鮮	三九	—	二七九	—	一、一〇六	—	—	—	六八	—
支那	二、三三〇	一	一、五七四	—	一、八四六	—	一、七二七	三〇	二、五九〇	—
南洋	五	—	—	—	一〇	—	—	—	—	—
歐洲	—	—	—	—	四	—	—	—	—	—
米國	一三	—	—	—	一、八八〇	—	一、八〇三	—	一三、二〇二	—
計	一九、七〇五	一九、八二五	二三、七八六	二五、九九五	二七、二二一	二八、二〇四	三七、七三八	一九、三九一	八三、三七〇	三三、三七三

大連港輸出木材仕向國別數量（英噸）

國名	大正四年度 木材	大正四年度 枕木	大正五年度 木材	大正五年度 枕木	大正六年度 木材	大正六年度 枕木	大正七年度 木材	大正七年度 枕木	大正八年度 木材	大正八年度 枕木
日本	一、〇一一	—	一、〇三三	—	四、〇三七	—	五、六二五	—	二、三六一	—
朝鮮	一一七	—	七七	—	九	—	一六	—	一七	—
支那	五、六八九	六八九	四、八八八	—	七、四六四	二五	六、一四七	一、四七一	六、一九八	二六七
計	六、八一七	六八九	五、九九八	—	一一、五一〇	二五	一一、七八八	一、四七一	八、五七六	二六七

第二編　各論

第一章　鴨緑江材

鴨綠江上流は世界的森林を以て已に定評ある。而も其材は建築に船艦に土木、電柱、橋梁に使用せらるるのみならす最近著しく鐵道枕木材、燐寸軸木材、經木材、製紙材として其聲價を高めつつあるのてある。

同森林地帶に於ける擇伐跡地針濶混淆の步合は平均針葉四割、濶葉樹六割てあつて、針葉樹中紅松四割、杉松六割の比例にある。而も奧地に入るに從つて漸次針葉樹の數を增加し、原生林に至つては針葉樹六割、濶葉樹四割の割合を示すのてある。同材は其歲次により固より甚たしき不同を免れさるも最近に於ては每年其出材高兩岸を合し約二百萬尺締てある。朝鮮側は約五十萬尺締支那側百五十萬尺締に達し、內採木公司に於ける自營の伐採生產材及把頭材を買收し同公司直接販賣を取扱へるものは約四十五萬尺締內外てある。其他安奉線太子河流域及渾河



安東著筏狀況

の上流地方より伐採せらるる少額の木材を見る此二流は何れも南滿洲の大動脈たる遼河の支流に屬し、其生產材は主として濶葉樹の杭木及枕木等である。枕木は出炭量の增加に比例するか故に、每年其需要は侮り難き數量に上り、撫順炭坑のみに於てすら一箇年約五十萬尺締內外の材積を算し、其四割は太子河方面より供給せらるるのである。普通建築材としては甚た少數てはあるか、支那建築向としては奉天に遠きは太子河を下して遼陽、營口方面にまて及ふのである。其賣買は專ら支那木商の取扱に係り、邦商は殆と沒交涉である。

第一節　安東出廻數量

第一款　安東鴨綠江材出廻數量

（鴨綠江採木公司調）

年度別	筏數	角材		丸太材		計			概算價額
		普通角材	枕木	普通丸材	電柱材	普通角丸材	枕木	電柱材	
大正五年度	四、七三九	連 一、一二三、九六三	挺 六、四七八	連 五〇七、八〇四	本 二九、九八二	連 一、六三一、七六六	挺 六、四七八	本 二九、九八二	円 三、三七八、七五八
同六年度	四、九八九	一、一二五、四五八	一〇、八四〇	五六四、七四三	一三、八六九	一、六九〇、二〇一	一〇、八四〇	一三、八六九	三、五〇八、四五三
同七年度	七、一七三	一、七六八、七〇五	九、三一一	八七五、九二九	三一、一七三	二、六四四、六三四	九、三一一	三一、一七三	六、三七五、四四四
同八年度	六、三〇五	一、六六三、五三三	—	七三八、〇六八	一八、七七四	二、四〇一、六〇一	—	一八、七七四	七、〇〇〇、三三三

第二款　樹種別數量（連）

（鴨綠江採木公司調）

年度別	紅松		杉松		落葉松		雜木		計	
	角材	丸太材	角材	丸太材	角材	丸太材	角材	丸太材	角材	丸太材
大正五年度	六七五、三八三	九八、五四三	三八九、四六三	二八八、一三七	一五、七三九	七三、三六五	四二、三八八	四八、七六〇	一、一二三、九六三	五〇七、八〇四
同六年度	五六九、〇七二	一〇四、八〇七	四〇七、一一三	三二一、五一五	三四、四三六	八一、四四二	一二四、八四七	六六、九七九	一、一二五、四五八	五六四、七四三
同七年度	六四〇、三九八	一三〇、七〇四	七九八、五六〇	六四〇、六八〇	三五、〇六〇	二五、四六五	二九四、六八七	七九、〇八〇	一、七六八、七〇五	八七五、九二九
同八年度	六二七、五七四	一一八、八七二	八四〇、二六九	四五四、一八五	四二、〇四二	七二、二六八	一五三、六四八	九二、七四四	一、六六三、五三三	七三八、〇六八

第三款　收買木材數量と價額

年度別	一般料棧木材 數量	一般料棧木材 買收價	通化貨金把頭材 數量	通化貨金把頭材 買收價	帽兒山貨金把頭材 數量	帽兒山貨金把頭材 買收價	十三道溝貨金把頭材 數量	十三道溝貨金把頭材 買收價	八道溝貨金把頭材 數量	八道溝貨金把頭材 買收價
大正五年度	八二、四〇三連	一二、三〇三兩	九、〇七六連	三一、四二一兩	五、四二八連	一七、三一九兩	四四八連	一、三二四兩	六、四一一	二、五八一兩
同六年度	二七、四九一	五八、一八〇	八、九九〇	二三、六四三	一、九九九	六、五五一	二、一九九	九、八八七	一、四七六	八、七四四
同七年度	三二、一八八	六四、三九八	二四	三八〇	二、〇〇四	四、八七八	三、三三〇	一、三三七	—	—
同八年度	三八、六三四	九七、四四一	二、〇三九	六、五四一	—	—	三二三	二、三一〇	七三九	一、八八三

（鴨綠江採木公司調）

第四款　買回料棧木材數量と價額

年度別	材種	數量	買收價額	買回價額	差額	備考
大正五年度	角丸材	一、二五六、九七二連	二、〇五七、三二八兩	二、三三五、〇二四兩	二七七、六九六兩	
同六年度	同	一、四三三、五九六	二、七三〇、一五七	三、〇九八、八四〇	三六八、六八三	
同七年度	同	二、一〇六、四四四	四、一〇四、一六五	四、六五八、〇〇三	五五三、八三七	
同八年度	同	二、〇二七、五九一	四、六七六、七一四	五、三〇七、八一四	六三一、一〇〇	

（鴨綠江採木公司調）

第五款　安東到著木材內譯累年比較（大正五年度）

江別區分		筏數	紅松角材（連）	紅松丸材（連）	杉松角材（連）	杉松丸材（連）	黃花松角材（連）	黃花松丸材（連）	雜木角材（連）	雜木丸材（連）	計角材（連）	計丸材（連）	合計
渾江	公司貸金把頭	二九二	二五、五〇三・〇	—	三二、九八四・〇	—	八・〇	—	六三八・〇	—	五九、一三三・〇	—	五九、一三三・〇
	公司請負把頭	一二三	四、五二五・〇	四、四六三・〇	九、二七一・〇	一〇、四〇〇・〇	—	—	五一・〇	二、三八九・五	一三、八四七・〇	一七、二五二・五	三一、〇九九・五
	料棧把頭	一、九五二	一五〇、五九〇・五	八、九三四・五	二三〇、四八三・〇	四八、一六三・五	四二・〇	二〇六・〇	二六、七二七・五	三二、四七九・〇	四〇七、八四三・〇	八九、七八二・〇	四九七、六二五・〇
	計	二、三六七	一八〇、六一八・五	一三、三九七・五	二七二、七三八・〇	五八、五六三・五	五〇・〇	二〇六・〇	二七、四一六・五	三四、八六八・五	四八〇、八二三・〇	一〇七、〇三四・五	五八七、八五七・五
大江	公司貸金把頭	九六	一九、四一五・〇	—	七、二六六・〇	—	—	—	二八二・〇	—	二六、九六三・〇	—	二六、九六三・〇
	公司直營	三九五	六七、九一〇・五	三三、三六八・〇	三七二・五	三八、四三四・五	五、九〇四・五	四八、六三五・〇	七、七五八・〇	七四四・〇	八一、九四五・五	一二一、一八一・五	二〇三、一二七・〇
	料棧把頭	一、八八一	四〇七、四三八・〇	五一、七七六・〇	一〇九、〇八六・〇	一九一、一四〇・〇	九、七七四・〇	二三、五二四・〇	一一、七二八・五	四三、〇〇七・〇	五三八、〇二六・五	三〇九、四四七・〇	八四七、四七三・五
	計	二、三七二	四九四、七六三・五	八五、一四四・〇	一一六、七二四・五	二二九、五七四・五	一五、六七八・五	七二、一五九・〇	一九、七六八・五	四三、七五一・〇	六四六、九三五・〇	四三〇、六二八・五	一、〇七七、五六三・五
計	公司貸金把頭	三八八	四四、九一八・〇	—	四〇、二五〇・〇	—	八・〇	—	九二〇・〇	—	八六、〇九六・〇	—	八六、〇九六・〇
	公司請負把頭	一二三	四、五二五・〇	四、四六三・〇	九、二七一・〇	一〇、四〇〇・〇	—	—	五一・〇	二、三八九・五	一三、八四七・〇	一七、二五二・五	三一、〇九九・五
	公司直營	三九五	六七、九一〇・五	三三、三六八・〇	三七二・五	三八、四三四・五	五、九〇四・五	四八、六三五・〇	七、七五八・〇	七四四・〇	八一、九四五・五	一二一、一八一・五	二〇三、一二七・〇
	料棧把頭	三、八三三	五五八、〇二八・五	六〇、七一〇・五	三三九、五六九・〇	二三九、三〇三・五	九、八一六・〇	二三、七三〇・〇	三八、四五六・〇	七五、四八五・〇	九四五、八六九・五	三九九、二二九・〇	一、三四五、〇九八・五
	計	四、七三九	六七五、三八二・〇	九八、五四一・五	三八九、四六二・五	二八八、一三七・〇	一五、七二八・五	七二、三六五・〇	四七、一八五・〇	七八、六一九・五	一、一二七、七五八・〇	五三七、六六三・〇	一、六六五、四二一・〇

同 二（大正六年度）

江別區分		筏數	紅松 角材	紅松 丸材	杉松 角材	杉松 丸材	黃花松 角材	黃花松 丸材	雜木 角材	雜木 丸材	計 角材	計 丸材	合計
渾江	公司貸金把頭	二七五	二六、一〇一·〇	六〇九·〇	四一、七七三·五	二、九一三·〇	四六五·〇	—	二、九六九·〇	—	七二、三〇八·五	三、五二二·〇	七五、八三〇·五
	公司請負把頭	八九	五、五六三·〇	—	三、四七〇·〇	七、五九七·〇	—	—	三九二·〇	四、六五三·〇	九、四二五·〇	一二、二五〇·〇	二一、六七五·〇
	料棧把頭	二、二〇六	一五二、三四八·〇	一六、五七八·五	二三三、九一一·五	八五、六四四·五	四、九四七·五	五九七·〇	八〇、一〇一·〇	一八、六四六·〇	四七一、三〇八·〇	一二一、四六六·〇	五九二、七七四·〇
	計	二、六七〇	一八四、〇一二·〇	一七、一八七·五	二七九、一五四·〇	九六、一五三·五	五、四一二·五	五九七·〇	八三、四六二·〇	二三、〇九九·〇	五五二、〇四一·五	一三七、二三七·〇	六八九、二七八·五
大江	公司貸金把頭	四七	九、七六二·五	一三·五	二、五九〇·〇	一五七·五	—	—	二、〇〇三·五	三·〇	一四、三五六·〇	一七四·〇	一四、五三〇·〇
	公司直營	二四二	五二、五一七·五	三五、五五七·〇	—	一六、一三三·五	六、六〇四·〇	二八、一五一·〇	—	三八、三四三·五	五九、一二一·五	一一八、一八五·〇	一七七、三〇六·五
	料棧把頭	一、九三〇	三二二、七七九·〇	五二、〇四九·〇	三五、三六九·〇	一九九、〇七〇·五	二二、四〇九·〇	五二、六九三·五	四〇、三二五·五	一八、三〇三·五	五一〇、七七九·五	三二二、〇一六·五	八三二、七九六·〇
	計	二、三一九	三八五、〇五九·〇	八七、六一九·五	一二七、九五九·〇	二一五、三六一·五	二九、〇一三·〇	八〇、八四四·五	四二、三二九·〇	五六、七五〇·〇	五八四、一五七·〇	四四〇、三七五·五	一、〇二四、五三二·五
計	公司貸金把頭	三二二	三五、八六四·五	六二二·五	四四、三六三·五	三、〇六九·五	四六五·〇	—	四、九七二·五	三·〇	八五、六六四·五	三、六九五·〇	八九、三五九·五
	公司請負把頭	八九	五、五六三·〇	—	三、四七〇·〇	七、五九七·〇	—	—	三九二·〇	四、六五三·〇	九、四二五·〇	一二、二五〇·〇	二一、六七五·〇
	公司直營	二四二	五二、五一七·五	三五、五五七·〇	—	一六、一三三·五	六、六〇四·〇	二八、一五一·〇	—	三八、三四三·五	五九、一二一·五	一一八、一八五·〇	一七七、三〇六·五
	料棧把頭	四、一三六	四七五、一二七·〇	六八、六二七·五	二六九、二八〇·五	二八四、七一五·〇	二七、三五六·五	五三、二九〇·五	一二〇、四二六·五	三六、八四九·五	九八二、〇八七·五	四四三、四八二·五	一、四二五、五七〇·〇
	計	四、九八九	五六九、〇七一·〇	一〇四、八〇七·〇	四〇七、一一三·〇	三一一、五一五·〇	三四、四二五·五	八一、四四一·五	一二五、六八八·〇	七九、八四九·〇	一、一三六、二九八·五	五七七、六二三·五	一、七一三、九二二·〇

同　三（大正七年度）

江別	區分	筏數	紅松 角材	紅松 丸材	杉松 角材	杉松 丸材	黃花松 角材	黃花松 丸材	雜木 角材	雜木 丸材	計 角材	計 丸材	合計
渾江	公司貸金把頭	四〇三	三二、四五〇・〇連	九・〇連	五〇、八〇七・五連	一〇・〇連	三七一・〇連	—連	四、二四六・〇連	三・〇連	八七、八七四・五連	二二・〇連	八七、八九六・五
渾江	公司請負把頭	二五〇	四、三〇四・〇	五、二九八・〇	—	七三、九八五・五	六七六・〇	—	—	二、四八六・五	四、九八〇・〇	八一、七七〇・〇	八六、七五〇・〇
渾江	料棧把頭	三、一〇五	一五四、四四九・〇	二一、一九九・〇	三九九、三三二・五	五三、二八一・五	五九八・〇	—	一八三、八九八・五	一九、三三一・〇	七三七、二七八・〇	八三、八一一・五	八二一、〇八九・五
渾江	計	三、七五八	一九一、二〇三・〇	二六、五〇六・〇	四五〇、一四〇・〇	一二七、二七七・〇	一、六四五・〇	—	一八八、一四四・五	二一、八二〇・五	八三〇、一三二・五	一六五、六〇三・五	九九五、七三六・〇
大江	公司貸金把頭	一九五	三一、四四五・五	三九三・〇	一六、五九八・五	一八、二〇一・〇	五三四・五	五	七、五九八・五	一二九・〇	五六、一七七・〇	一八、七二七・〇	七四、九〇四・〇
大江	公司直營	五六三	四六、二三一・五	六七、六五七・〇	—	一〇三、六六八・〇	二一、六九七・五 枕木 三、三七九・〇丁	落丸 三〇、七二〇・〇本	八八二・五 一、四五三・〇本 枕木 五、八四二・〇丁	二、七三六・五	五八、八一一・五 雜角 一、四五三・〇本 枕木 九、二二一・〇丁	一七四、〇六一・五 落丸 三〇、七二〇・〇本	二三二、八七三・〇 雜角 一、四五三・〇本 落丸 三〇、七二〇・〇本 枕木 九、二二一・〇丁
大江	料棧把頭	二、六五七	三七一、五一六・〇	三六、一四八・五	三三一、八二一・五	三九一、五三四・〇	二一、一八五・〇	三一、四六〇・五	九九、〇六二・〇	五四、三九四・〇	八二三、五八四・五	五一七、五三七・〇	一、三四一、一二一・五
大江	計	三、四一五	四四九、一九三・〇	一〇四、一九七・五	三四八、四二〇・〇	五一三、四〇三・〇	三三、四一七・〇 枕木 三、三七九・〇丁	三五、四六五・五 落丸 三〇、七二〇・〇本	一〇七、五四三・〇 一、四五三・〇本 枕木 五、八四二・〇丁	五七、二五九・五	九三八、五七三・〇 雜角 一、四五三・〇本 枕木 九、二二一・〇本	七一〇、三二五・〇 落丸 三〇、七二〇・〇本	一、六四八、八九八・五 雜角 一、四五三・〇本 落丸 三〇、七二〇・〇本 枕木 九、二二一・〇丁

區分	公司貸金把頭	把頭公司請負	公司直營	料棧把頭	計
筏數	五九八	二五一	五六三	五、七六二	七、一七三
紅松角材	六三、九九五・五	四、二〇四・〇	四六、三三一・五	五三五、九六五・〇	六五〇、四九六・〇
紅松丸材	四〇一・〇	五、一九八・〇	六七、六五七・〇	四七、三四七・五	一二〇、六〇三・五
杉角材	六七、四〇六・〇	—	—	七三二、一五四・〇	七九九、五六〇・〇
杉丸材	一八、二二一・〇	七六、九八五・五	一〇六、六六八・〇	四四四、八二五・五	六四六、七〇〇・〇
黄花松角材	九〇五・五	六七八・〇	二一、六九七・五 三、三七九・〇丁	二一、七八三・〇	三五、〇六三・〇 枕木 三、三七九・〇丁
黄花松丸材	五六	—	三〇、七三〇・〇本	三七、四八〇・五	三五、四六五・五 三〇、七三〇・〇本
雑木角材	二、八四四・五	—	八八三・五 一、四五三・〇本 五、九三一・〇丁	二六、九〇〇・五	二九、六八七・五 一、四五三・〇本 枕木 五、九三一・〇丁
雑木丸材	一、三一〇・〇	三、四八六・〇	二、七一六・五	七三、七三五・〇	七九、〇八一・五
計 角材	一四四、〇五一・五	四、九八〇・〇	六八、八二一・五 一、四五三・〇本 九、三一一・〇丁	一、五八〇、七一二・五	雜角 一、七六八、七六五・五 一、四五三・〇本 枕木 九、三一一・〇丁
計 丸材	一八、七四九・〇	八一、七〇〇・〇	一七四、〇六一・五 落丸 三〇、七三〇・〇本	八一〇、三四八・五	八七五、九二九・〇 落丸 三〇、七三〇・〇本
合計	一六三、八〇〇・五	八六、七〇〇・〇	雜角 二四三、八七四・〇 落丸 三〇、七三〇・〇 枕木 九、三一一・〇 一、四五三本	二、三九一、〇六一・〇	雜角 二、六四四、六三四・五 落丸 三〇、七三〇・〇本 枕木 九、三一一・〇丁 一、四五三・〇本

備考
一、外に棺材兩江計八五、五筏及二、一四一本
二、杉松丸材中に算入したる杭木中には多少の紅松が含まれてゐる。

同 四（大正八年度）

江別區分		江運 公司貸金把頭	江運 把頭公司請負	江運 料棧把頭	江運 計
筏數		二〇三	一三六	三、〇九七	三、四三六
紅松	角材	二三、三三六・八 連	九、六三三・〇	一二八、二八三・九	一六一、二五三・七
	丸材	— 連	一六六、六九八・五	五一、三四四・〇	二一八、〇四二・五
杉松	角材	二四、四八六・八 連	四、二三〇・〇	三二三、四三一・六	三五二、一四八・四
	丸材	六・二 連	二五、〇四七・〇	二二、五三〇・〇	四七、五八三・二
黄花松	角材	五六・二 連	—	一、三四二・八	一、三九九・〇
	丸材	— 連	—	四・〇	四・〇
雑木	角材	一、三三七・二 連	—	九〇、八二二・七	九二、一五九・九
	丸材	— 連	—	一八、〇〇三・八	一八、〇〇三・八
計	角材	四八、一〇六・八 連	一一、三三七・〇	五三三、八七三・〇	五七三、三一四・八
	丸材	六・二 連	一九一、七四五・五	四五、八八一・〇	八七、六三二・六
合計		四八、一一三・〇	二〇三、〇八二・五	五八〇、七五四・〇	六五九、九八七・〇

大	公司貸金把頭	一二六	二三、一〇一・九	—	二六、八四三・四	—	五四五・〇	一、九四三・八	二、三七七・四	一・五	四三、八六六・七	一、九四四・三	四四、八一一・〇
	公司直營	七三九	五七、九二六・五	七四、六一〇・五	七、六六九・〇	七八、五六五・〇	八、四八一・〇	二五、九一三本 一八、七七四電	二〇四	一、一三七・五	七四、二八〇・五	一八〇、三三五本 一八、七七四電	二六四、五〇五・五本 一八、七七四電
江	公司請負把頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	料棧把頭	二、九一五	四一五、〇二一・八	二三、二二八・〇	四六八、四三五・五	三二八、〇三七	三一、六一六・八	四四、四〇九・二	五八、九一七・四	七三、六〇二・八	九一四、〇三一・五	四六八、二六七・〇	一、四四二、二九八・五
	計	三、七八〇	四九六、一〇〇・三	九六、八二八・五	四九二、九四六・九	四〇六、六〇二	四〇、六四二・八	七三、三六四本 一八、七七四電	六一、四八八・八	七四、七四一・八	一、〇九一、一七八・七	六七〇、四三八・三本 一八、七七四電	一、七四一、六二一・五本 一八、七七四電
計	公司貸金把頭	三二八	二五、三二八・七	—	五一、三二九・二	六・一	六〇一・二	一、九四三・八	三、七一四・五	一・五	九〇、九七三・五	一、九五〇・四	九三、九二三・九
	公司直營	七三九	五七、九二六・五	七四、六一〇・五	七、六六九	七八、五六五	八、四八一	二五、九一三本 一八、七七四電	二〇四	一、一三七・五	七四、二八〇・五	一八〇、三三五本 一八、七七四電	二五四、五〇五・五本 一八、七七四電
	公司請負把頭	一二六	九六三	一六、六九八・五	四一三	二五、〇四七	—	—	—	—	一、三七六	四一、七四五・五	四三、三二一・五
	料棧把頭	五、〇二二	五三三、三五五・七	二七、五六二	七八〇、八五八・一	三七〇、五六七・三	三二、九五九・六	四四、四二三・二	一四九、七三〇・一	九一、六〇五・六	一、四九六、九〇三・五	五一四、一四八・〇	二、〇一〇、〇五一・五
	計	六、三〇五	六二七、五七三・九	一一八、八七一・〇	八四〇、二六九・三	四五四、一八五・三	四二、〇四一・七	七三、三六八本 一八、七七四電	一五三、六四八・六	九三、七四四・六	一、六六三、五三三	七三八、〇六八・九本 一八、七七四・〇電	二、四〇一、六〇二・四本 一八、七七四電

備考　此外に両江より著材したる棺材六十七符（八九二本）、本表中貸金及料棧材に於て馬市臺検査數量と多少の相違あるに前年度在安持越額及本年度現實に處分し又は次年度に持越したる材積より差引計算せるものによる。但江別及材種別材積は馬市臺分所の調數に基き配算修正されたものである。

第二節　取引狀況

鴨綠江材の販路は南滿一帶及朝鮮は勿論、天津を中心とせる渤海灣沿岸諸港を以て主要なる需要地とする。北は營口、錦州より南は龍口、芝罘、威海衞、青島の諸港に及び是等の地方は何れも鴨綠江材と深き緣故を有し、已に古くより本材の獨占舞臺てあるのみならす近時更に南進して上海市場にも其勢力を張り漸次南京、漢口等の市場にも及はんとする狀況てある。一面南滿洲方面に於ては新たに大連、旅順を其圏內に加へ奉天方面も亦安奉線の開通以來木材の新販路に加へらるるに至つた。蓋し大連旅順は從來殆と北海道材の獨占に任せ又奉天方面は北滿材の勢力範圍に屬して鴨綠江材は僅に其一部に使用せらるるに過きなかた。然るに今日に於ては全く主客顚倒の勢を形成したのてある。殊に朝鮮各地に於ては朝鮮鐵道の木材に對する運賃特別減額以來翕然として鴨綠江材の流布を見るに至り、其需要額は年一年と增加して今や沿線到る處鴨綠江材の影を見さるなきの現狀を呈するに至つた。

第一款　安東鴨綠江材仕向先別數量

（鴨綠江採木公司調）

仕向先	大正五年度		大正六年度		大正七年度		大正八年度	
	原木	製材	原木	製材	原木	製材	原木	製材
天津	三五五,〇〇〇連	一,七五〇尺〆	二三〇,〇〇〇連	二,五〇〇尺〆	四〇二,二〇〇連	五,七三七尺〆	四五〇,〇〇〇連	一四,四〇三尺〆
山東諸港	二七四,〇〇〇	七〇〇	二二五,〇〇〇	五,〇〇〇	一九七,四六八	—	一五八,〇〇〇	—
營口	三三,四〇〇	一一,六五六	一三,〇〇〇	一六,〇〇〇	—	—	—	—
錦州	六,一〇〇	—	三,〇〇〇	—	—	—	—	—
大連	五八,九〇〇	四三,四二五	一三〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	三二,七五〇	一一九,四〇〇	六六,九七〇	一六〇,五〇〇
朝鮮	九六,〇〇〇	七三,三四五	八〇,〇〇〇	八五,〇〇〇	六七,四〇〇	八五,六〇〇	一〇四,〇〇〇	七三,八一〇
安東	四八六,〇〇〇	一一,一四七	五〇七,五六五	一五,〇〇〇	五六〇,七一三	二四,九二三	八四〇,一七三	二六,六五八
奉天	三三,五〇〇	九,〇九三	二五,〇〇〇	二一,〇〇〇	一三五,〇〇〇	四,七七四	五一,九〇七	九,〇〇〇
上海	一七五,〇〇〇	一,九〇〇	四二,〇〇〇	一,〇〇〇	二六,九六二	二〇〇	二,〇〇〇	—
撫順	三五二,〇〇〇	二〇,二五六	三七八,〇〇〇	七〇,〇〇〇	二三五,〇〇〇	五二,五一四	四八九,〇〇〇	一七七,〇三〇
滿洲一帶	五二,〇〇〇	九,九八六	一四〇,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七八,二三三	三四,〇〇〇	三一三,二八六	六〇,三一〇
鞍山	—	—	—	—	—	—	二〇,〇〇〇	五九,一一〇
青島	二六,二七二	六,八五三	八,五〇〇	六,三五〇	三一,六四四	一,五〇〇	三七,四三三	七,三〇〇
日本	—	—	七,〇〇〇	—	四,二七九	—	一三,〇〇〇	—
計	一,九二七,一七三	一九〇,一一一	一,七七九,〇六五	三五八,八五〇	一,八七二,六四九	三三八,六四七	二,五四四,七六八	五八八,一三一

備考　本表中製材は安東消費原木によるものであつて撫順に輸送せる原木の過半は杭木である。營口、錦州の二箇所は大正七年度より滿洲一帶に加入す。

第二款　賣却木材數量と價額

年度別	數量	原價 單價	原價 價額	賣價 單價	賣價 價額	損益 單價	損益 價額	備考
大正五年度	四七一、七七五	一、五九二	七五一、二一六	二、一一九	九九九、八三九	五二七	二四八、六二三	數量は連、價額は圓位とす
同　六年度	三一〇、四六三	一、四〇五	四三六、四〇三	二、一九六	六八一、八五七	七九〇	二四五、四五四	
同　七年度	三六五、七〇五	一、四七一	五三七、二九七	二、五六〇	九三七、五四五	一、〇九〇	四〇〇、二四八	
同　八年度	四〇三、四三七	一、六五〇	六六五、九五〇	三、〇二一	一、二一八、九二三	一、三七〇	五五二、九七三	

第三款　月別販賣數量

月次	大正五年度 數量（連）	大正五年度 價額（圓）	大正六年度 數量	大正六年度 價額	大正七年度 數量	大正七年度 價額	大正八年度 數量	大正八年度 價額
十一月	—	—	—	—	—	—	二三四	一七〇
十二月	六二三	一、四二七	—	—	三、〇五四	四、六九一	一七、二六八	三三、二二三
一月	四三、三七八	八〇、七二八	二、六五六	一六、五五八	四、三二四	二二、四九八	七五〇	三、六七〇
二月	六七、八〇七	一七四、八八三	七、五二三	二五、五八五	八、一八七	三五、三三三	二、九九八	六、七三〇
三月	二八、六六四	七〇、五五七	三三、六〇一	五〇、七六一	一九、四一四	七四、七七〇	二六、六七〇	五六、八六八
四月	二一、〇四三	四五、五八五	四、九五四	一三、三五五	七、四八三	一七、四九三	一四、二四五	三四、四六四
五月	一〇、一八九	三〇、五二〇	六七一	二、一六六	五、七一三	二五、四六六	七、八〇六	三六、四九五
六月	六、七五四	一七、八三六	九、四七一	二〇、五九五	三九、八三三	九七、八六〇	五二、〇九七	一三八、四七四

七月	六、三八四	一一、三三五	一三、九一九	三九、〇三三	二八、五三三	九五、七五八	四六、九六一	一五三、二二三
八月	三七、四一一	八三、一四四	五七、〇〇三	一三一、〇〇九	四〇、九一四	一〇八、〇九八	四八、七三三	一六一、六八三
九月	五八、四五八	一四〇、三七〇	六九、七一五	一八〇、〇七一	三三、七〇四	九四、二一四	四五、三五三	一四一、六八三
十月	一九一、〇六三	三四一、七六七	一〇一、六七八	一九五、七二三	一九四、六六八	四一三、三九〇	一四九、三六八	四五五、三四六
計	四七一、七七五	九九六、九四八	三一〇、四六三	六八一、八五七	三六五、七〇五	九八七、五四五	四〇九、二八一	一、二一八、九二三

第四款 繰越木材數量と價額

年度別區分		在安東材 數量	在安東材 價額	管流又ハ流筏途中材 數量	管流又ハ流筏途中材 價額	山元殘材 數量	山元殘材 價額	合計 數量	合計 價額
大正五年度	買收材	連 二八、六三一	北洋銀 八一、六一三	—	—	—	—	二八、六三一	八一、六一三
	通化、帽兒山、十三道溝、貸金把頭材	一六、三四〇	九〇、五六四	—	—	—	—	一六、三四〇	九〇、五六四
	通化請負材	二、四二六	七、三一一	二、四二〇	四、四二三	—	—	四、八四六	一一、七三四
	八道江請負材	七九九	三、五五九	一、一八四	三、九四七	—	—	一、九八三	七、五〇七
	帽兒山直營材	—	—	二九、六〇二	四九、〇七〇	一一、〇〇〇	三、九七四	四〇、六〇二	五三、〇四五
	十三道溝直營材	—	—	一九、四六七	四五、四四八	三三、五九〇	二〇、五八七	五三、〇五七	六六、〇三五
	長白直營材	—	—	五八、七二九	七七、五九三	三五、七五〇	一〇、七七三	九四、四七九	八八、三六六
	前年度繰越貯材	七五、七八八	二三七、二六八	—	—	—	—	七五、七八八	二三七、二六八
	計	一二三、九八四	四二〇、三三四	一一〇、四〇二	一八〇、四八四	一〇〇、三四〇	三五、三三四	三三四、七二七	六三六、一五二
大正	買收材	五、〇三八	二四、六六八	—	—	—	—	五、〇三八	二四、六六八
	貸金把頭材	二三、八四九	一六一、〇八三	—	—	—	—	二三、八四八	一六一、〇八三
	通化請負材	三、七〇七	一〇、三六五	二、三九〇	二、三七三	—	—	六、〇九七	一二、七三八

年度	種別								
大正六年度	八道江請負材	一、二三六	六、一九八	四、七五五	一三、〇五九	—	—	五、九七一	一八、三六八
	帽兒山直營材	一、〇五一	八七三	七五、三二三	七七、一三三	九、七九一	三、七八〇	八六、一七三	八一、七九三
	十三道溝直營材	—	—	九八、一八二	一九三、四〇五	九五、〇九七	二九、八七七	九一、二七九	一三三、二六〇
	長白直營材	三、三二三	一〇、七三三	七、四四三	七、七七〇	一六四、五八五	一二九、九九四	一七五、七四八	三三八、四八七
	前年度繰越貯材	一三、三二一	一六、一二七	—	—	—	—	三三、三一三	一六三、三七〇
	計	七〇、八九四	三七八、二八一	一八六、一二〇	二九三、七四〇	二六九、四七五	一五三、六三九	五一八、四〇七	八一一、六六三
大正七年度	買收材	二七、七八一	七八、三九七	—	—	—	—	二七、七八一	七八、三九七
	貸金杷頭材	二、〇〇八	五、五六二	—	—	—	—	二、〇一六	七、九六三
	通化請負材	四、一〇三	九、七四三	二、四三九	九、三三三	—	一六	七、六三三	一九、二三〇
	八道江請負材	一、二六二	四、六四六	八八	八、八〇四	一、九〇七	二、一五〇	一、二四九	一五、七〇一
	帽兒山直營材	一七、二二六	二五、四六八	八〇、七九四	九八、〇四一	三、八四四	一、四九三	一〇一、八六四	二四九、七三三
	十三道溝直營材	八、一九三	一五、七六四	三三、六六八	五〇五、〇九四	一、五八〇	九八二	三四六、四六一	二二一、八四〇
	長白直營材	一七、三六八	五一、三六七	九、七一三	二一六、九三四	八九、八一五	三、一九〇	一九七、八九〇	三八一、四九一
	前年度繰越貯材	四、二八一	二五、六六一	—	—	—	—	四、三八一	一五、六六一
	計	八三、四二二	二一四、四八一	五二四、七〇四	八三八、一九七	九六、七三九	一八、〇八四	六九三、八五四	一、〇七〇、七六三
大正八年	買收材	二六、九五三	九七、六四〇	—	—	—	—	二六、九五三	九七、六四〇
	貸金杷頭材	二、三九八	一〇、九〇〇	四八、八一三	一四一、二六七	八二、八一六	八九、九一〇	二三、八〇七	二四三、〇七七
	通化請負材	—	—	八、三四五	一五、〇六〇	一四、八六五	二一、四七二	二三、二一〇	三六、五三二
	八道江請負材	七〇二	四、八六七	三、九三七	八、一〇七	五、三三四	五、八三〇	九、八七三	一八、八〇六
	帽兒山直營材	—	—	三、二一六	七、二八七	一四一、〇七三	一六一、九〇六	一四四、一八八	一六九、六九六
	十三道溝直營材	一、五五五	六、一二四	三六二、七二四	五四三、九六一	二〇、八六八	一四、三七〇	三八五、一四七	五六四、四五五
	長白直營材	一、七四〇	六三、七八九	二〇、五五〇	二八、〇四九	二四四、三三三	三〇五、三九一	二七九、五一三	三九七、三三九

度								
前年度繰越貯材	五、五八二	一四、七〇四	—	—	—	—	五、五八二	一四、七〇四
計	五一、九三〇	一九八、〇三五	四四七、二八五	七四三、七三三	五〇九、〇七七	五九八、八八三	一、〇〇八、二九二	一、五四〇、六五一

第五款 料棧扱筏數と連數

料棧名 ＼ 年度別・種別	大正五年度 連數	大正五年度 筏數	大正六年度 連數	大正六年度 筏數	大正七年度 連數	大正七年度 筏數	大正八年度 連數	大正八年度 筏數
玉順慶	一四、二四〇・〇	五四	一五四・〇	一	—	—	—	—
玉合隆	三五、五七四・〇	一三四	二五、二九〇・〇	九六	一九、一八九・〇	一一五	二三、五一八・五	八八
玉順棧	一五、八七四・〇	六五	一四、六九七・〇	六四	二四、八九三・五	一〇四	一三、九一二・五	五四
玉順隆	一九、六五三・〇	七一	一四、三三九・〇	五三	一六、二〇三・五	五七	七、三〇四・五	二七
永來棧	六、八三三・〇	二三	四九四・〇	二	四、四〇五・〇	一	—	—
永增順	二三、六六三・〇	九一	二一、八六一・五	八九	二五、六二二・〇	一〇八	一三、五一〇・五	四五
永泰徳	一九、二八八・〇	六三	二五、七〇三・五	六四	三八、七三三・五	九六	四二、七四一・五	一一三
永昌徳	—	—	—	—	—	—	—	—
永遠棧	二八、五六四・〇	九五	四五、六五八・五	一三七	五六、五一三・〇	一五六	五二、八三九・五	一五四
永玉盛	二三、四四五・〇	八〇	一四、〇六一・〇	六一	二三、九九七・五	七七	一五、四七六・五	三八
永發順	—	—	—	—	—	—	—	—
永益徳	一三、〇二〇・〇	三八	一五、一九三・〇	五二	二四、八八五・五	九六	一六、一七九・〇	四七
永盛利	二四、五六〇・〇	三九	一五、三二〇・五	五〇	三三、〇一〇・五	五八	—	—
復盛棧	八、四七八・五	三六	一四、二七一・〇	五八	一四、七五八・五	五九	四、八〇九・五	一二
復裕合	一七、九三三・〇	四九	一七、四二三・五	三八	三三、八七八・五	五三	四〇、二〇五・五	六三

復裕恒	四,五六七·〇	一五	—	—	—	—	—	—
恒泰隆	—	—	—	—	—	—	—	—
恒裕東	一八,五四六·〇	七三	八六〇·〇	三	—	—	—	—
恒發棧	五,一二三·〇	二	一〇,〇五五·五	三三	一二,五四三·五	四六	九,〇九七·〇	三二
恒盛泰	六,七三四·〇	一八	一六,三二四·〇	六六	二三,〇七四·五	九三	一八,八八二·〇	七
恒茂永	七,三七六·五	一七	四,一五八·〇	二	七,九三三·五	一九	一一,一一三·五	三六
鴻順德	一九,六八〇·〇	四八	二九,九八八·〇	六〇	二七,八九四·〇	三三	一六,六九六·〇	二四
信成福	三四,五四二·〇	九七	三七,二九六·〇	一〇一	七四,七一九·〇	一六七	二三,二五一·五	四五
信成棧	八〇五·〇	三	一,三〇〇·〇	四	—	—	六,〇四一·五	三六
全盛公	一六,六五八·〇	七三	一六,八七八·〇	五三	一三,四四五·五	五四	一四,八〇〇·五	六〇
繼祥棧	三,一八五·〇	一一	三,〇八一·〇	一〇	三二六·〇	一	—	—
世昌東	二五,八六五·〇	六七	一四,七八〇·〇	三三	一七,五六四·五	五五	二六,〇六六·〇	五六
吉發東	七五八·五	四	—	—	—	—	—	—
吉增祥	—	—	—	—	—	—	—	—
裕盛東	三三,八五四·〇	一〇二	三三,一五六·〇	六四	三三,七三八·〇	六二	二八,六九二·〇	九二
聚興福	八二五·〇	四	—	—	—	—	—	—
豐泰益	一九,四二六·五	七七	三,〇七〇·〇	五六	二,七八五·五	六一	二〇,四一三·〇	八〇
興順永	二一,六三四·〇	二三	七,五九三·〇	二三	二七,三一七·〇	五七	一八,四六三·五	三六
興順玉	三,七〇三·五	四	四九〇·〇	一	—	—	—	—
三合盛	一六,二五八·〇	三八	一三,六五九·〇	四三	二九,四五〇·〇	八一	二七,五七一·五	六〇
廣慶德	—	—	—	—	—	—	—	—
廣泰厚	一,〇八五·〇	二	一,八四二·五	六	一,〇六五·五	四	—	—

協盛興	一五、二四〇・〇	六〇	二〇、九三五・〇	八三	一七、五七一・〇	七三	一六、七一七・〇	七〇
東和永	三〇、二八〇・〇	五八	三四、五九七・〇	六六	五九、七一九・五	一一七	三〇、二三一・〇	六七
東順德	八、一四五・〇	二三	一〇、二二三・五	二八	六、四七二・五	二〇	一五、六五〇・五	三三
東升恒	六、二五四・五	一七	九、五四一・〇	三三	一〇、二三〇・〇	三〇	一一、八四六・五	三四
東豐德	二三、三五六・〇	三四	六、八七五・五	一八	—	—	—	—
東泰棧	四、五二五・〇	一〇	—	—	—	—	—	—
成泰興	三五、二一七・〇	一〇六	二三、三九三・五	七一	二〇、七三七・〇	七六	一九、六七〇・〇	六五
盛泰豐	三、六八二・〇	一〇	一、四二三・〇	四	—	—	—	—
長順慶	—	—	一〇、七七五・〇	二九	五四、六八一・〇	九二	二八、七二五・五	六四
長隆棧	—	—	—	—	—	—	—	—
長慶福	一四、八三五・〇	四五	一三、九三二・五	五〇	一七、七三八・五	七六	一五、五一四・五	四四
長順生	三三、五四三・〇	八二	一九、六一六・〇	四六	三七、六五五・〇	九〇	二一、八二六・〇	三二
長豐棧	二〇、四二三・〇	七一	一一、三六八・五	五五	二九、二八七・〇	一一〇	一九、〇一五・〇	五九
長順永	四一、五四五・〇	一〇五	四一、〇一五・五	一一八	四〇、三三二・五	一三一	三七、〇一九・五	八一
長順德	一三、五四二・〇	四五	一一、一九四・〇	四一	二七、六四六・〇	九二	二四、七五一・五	六八
長遠泰	—	—	一〇、七〇三・〇	一七	四、一七三・〇	六	二一、九二三・〇	一三
福源長	—	—	—	—	—	—	—	—
天和源	—	—	—	—	—	—	—	—
天和棧	—	—	—	—	—	—	—	—
益勝豐	—	—	—	—	—	—	—	—
同益順	九、五二七・〇	三三	一〇、六二〇・〇	三五	三、二一八・五	三六	一〇、七七七・〇	三五
仁瑞祥	一九、六五八・〇	三四	一四、六五九・〇	四一	一七、七三一・〇	四六	二一、四九五・五	六〇

仁和順	—	—	三七三・〇	一	七、一〇一・五	三	二〇、四〇四・五	六
仁聚成	八、三二〇・〇	二四	—	—	—	—	—	—
天聚興	一三、九五五・〇	五四	三、六六八・〇	三〇	一五、一三一・〇	六二	四、二六八・五	一五
福增順	五三、八三八・〇	九五	二五、八六四・五	八三	五一、六六八・五	一一三	二八、七七九・〇	七五
福慶棧	三八、四六四・〇	一四三	二八、〇八三・五	一一三	五八、三〇七・〇	一三〇	二六、八八六・〇	八三
福和永	—	—	—	—	—	—	—	—
福泰棧	一一、七九〇・〇	三六	一三、八三一・〇	四一	九、六〇五・五	四二	九、一七四・〇	三六
福盛棧	—	—	八三三・〇	三	—	—	—	—
福順盛	一〇、七九一・〇	四〇	一〇、〇八六・五	三七	八、一五三・〇	二四	—	—
福勝東	四五、二四五・〇	六五	五〇、三九一・五	七四	五一、八六五・五	九五	四七、三六六・五	八六
福生茂	四、八八五・〇	六	—	—	—	—	—	—
德興盛	六九六・〇	二	—	—	—	—	—	—
德盛東	二九、九七八・〇	七一	三四、七三一・五	七七	九三、〇三七・五	一三三	四一、三四六・〇	七六
德合玉	三九、一一四・〇	一四七	三七、五五八・〇	一四三	三〇、二四六・五	一一七	一七、一四七・五	六九
德合永	一三、九五〇・〇	五六	一〇、四八一・〇	三七	一五、〇七二・五	六七	一〇、七九九・〇	四〇
德發祥	九、三三五・〇	三五	五、七五四・〇	一八	三、八八三・五	一五	二、八〇〇・五	一六
德合生	二、七七〇・〇	一二	五、八九五・〇	三三	一二、三〇五・五	四〇	五八、九三一・五	三二
德興義	一〇、四八五・〇	六	六、五〇八・五	九	二一、七〇五・〇	一三	五、八六七・〇	四
德盛棧	—	—	—	—	—	—	一四、九三九・〇	三七
德太棧	一〇、一六七・〇	四二	五、三五四・五	三六	六、一六九・五	三四	一、一四八・〇	六
德聚祥	—	—	—	—	—	—	—	—
泰興長	二〇、三五四・〇	五八	—	—	—	—	—	—

一一四

泰順興	一三、〇二五・〇	三	—	—	—	—	—	—
義興德	三四、五五六・〇	一〇八	三一、〇九四・〇	一〇五	三四、六八四・五	一〇一	四四、三一〇・五	一一三
雙順合	一、四七九・〇	三	三三五・〇	一	—	—	六一三・〇	二
文盛號	一一、二二九・五	二六	一一、〇四四・五	三五	二七、三五九・〇	六三	三一、三五四・〇	四五
和記棧	—	—	—	—	—	—	—	—
大正公司	二八五・五	四	—	—	—	—	—	—
戊申洋行	一五、四五五・〇	四九	五、八〇八・〇	一三	—	—	九、一〇七・五	一三
橋本楠太郎	六七三・〇	一	—	—	—	—	—	—
許範	—	—	—	—	—	—	—	—
雙合盛	一、〇九一・〇	五	一、三九九・五	四	六、四七一・〇	一五	五、八四四・五	一六
林伸耀	五八三・五	二	—	—	—	—	—	—
北山組	三、四一五・五	三	—	—	—	—	—	—
三立公司	四、二三五・〇	六	—	—	—	—	—	—
和聚棧	二、八三五・〇	一三	二、九八二・五	一三	一三、九六一・〇	五六	二、八九四・〇	一六
天和公司	三、六五二・〇	一〇	—	—	一〇、三一三・〇	二	—	—
聚升成	二、二四六・〇	三	九、六二〇・五	二九	一八、五九八・五	八〇	八、四五一・〇	一三
太東多四郎	二、二八三・〇	四	—	—	—	—	—	—
大生慶	一、五八三・五	四	—	—	—	—	—	—
採公棧	一〇、八〇四・五	二九	三五、四〇一・〇	五七	四、四九七・五	二	—	—
公和盛	四、八五九・〇	一八	一九、一〇三・〇	四六	三五、七八九・〇	七一	三五、四九四・〇	七八
川崎材木店	二、九一九・〇	八	—	—	—	—	—	—
德泰和	一〇、〇四八・〇	二九	一四、二〇一・〇	四七	三三、〇四三・〇	八六	一五、〇五四・五	四〇

恒興裕	二三、四三九・〇	七九	二八、七二一・〇	九八	三、四六三・〇	八〇	一七、八三二・〇	六八
德裕東	三、三七五・〇	八	七、五〇七・五	二	ー	ー	二、四〇三・〇	九
福增利	四、八三二・〇	一九	一〇、九三九・五	三八	四、四一六・五	一八	八、〇八五・五	二八
天合棧	二一、六四八・〇	六〇	二五、三六一・〇	八九	三九、一四八・五	九九	七、三四三・〇	一七
天合福	四、四一〇・〇	一五	七、四三三・五	三〇	一〇、一二四・五	三四	六、五六〇・〇	二七
永增泰	四七〇・〇	一	ー	ー	ー	ー	八、七八九・〇	九
福順興	一八、五四七・〇	四九	二八、七九〇・五	七五	三八、四六九・〇	九九	三三、八〇三・五	七八
萬成公司	八九九・〇	一三	ー	ー	ー	ー	ー	ー
德太和	五八六・〇	二	ー	ー	ー	ー	ー	ー
戊甲萬盛	九八六・〇	三	ー	ー	ー	ー	ー	ー
成發合	三、八九一・〇	一四	三、〇〇六・〇	四八	一九、三八五・五	八二	一二、三〇三・〇	四四
天合成	一、二四一・〇	五	六、一七〇・五	二八	七六六・〇	二	ー	ー
德盛公	七、八五〇・〇	一五	ー	ー	ー	ー	ー	ー
小林材木店	四五、〇五五・五	六二	一〇、一四二・〇	一三	二五、二六〇・〇	二六	七、三六七・〇	二三
同益成	ー	ー	八、九三九・〇	二四	三五、九四二・五	七二	二八、四七九・〇	六八
仁義祥	ー	ー	二一、五一六・五	四二	二三、九六二・五	五六	一〇、六九二・五	三六
石崎商店	ー	ー	一九、三〇八・〇	二六	二六、八一九・五	四四	三、九四九・〇	二〇
德盛祥	ー	ー	一二、三七二・五	二六	一五、二二〇・五	四一	一三、〇二三・五	三五
德勝東	ー	ー	二八四・〇	一	ー	ー	ー	ー
德和盛	ー	ー	一、四七五・〇	三	ー	ー	ー	ー
義順福	ー	ー	一、四二一・五	五	四、一七三・五	一三	六、三五三・五	一三
木業事務	ー	ー	一六、九五七・五	五四	七、〇一四・〇	二〇	五、九九四・〇	一八

德合盛	—	—	六、三三三・〇	一九	一五、三四六・〇	五一	一八、九〇五・〇	六二
福源湧	—	—	三九、六三六・五	五六	一六、二九二・〇	三八	三〇、四一一・〇	五〇
福玉興	—	—	一三、七二九・〇	四七	一〇、三三一・〇	三六	七、〇九八・五	二〇
三合公司	—	—	一五、八五九・〇	二八	三三、八五二・五	三九	一七、六八二・〇	三二
仁聚盛	—	—	四、三六八・五	一〇	一六、二四八・〇	四一	二二、七九七・〇	五二
長順隆	—	—	八、五七三・〇	一六	一〇、五四五・五	二八	一七、〇四六・五	三三
大興長	—	—	二〇、二八一・五	五一	一六、二七二・〇	三九	一八、九〇一・〇	四一
興盛福	—	—	一四、九七九・〇	三〇	四四、四一七・五	六八	一三、九二八・五	三三
阜森棧	—	—	一、八二三・五	八	三、〇三八・〇	一〇	二、〇三九・五	六
裕順成	—	—	六、二九〇・五	一九	六、五六九・五	一八	四、二七九・〇	一七
泰盛福	—	—	五、八一一・五	一四	一三、八八一・五	二七	一八、六九九・〇	三六
今西利八	—	—	五八三・五	一	—	—	—	—
公合成	—	—	四八三・〇	二	—	—	—	—
聚發永	—	—	二一、五五一・五	四三	一八、一一七・〇	七一	八、八五五・〇	三六
廣順和	—	—	七、八一七・〇	三四	五、五〇五・五	二九	—	—
天合公司	—	—	八、一三一・〇	一一	—	—	六、三七三・〇	一四
春來祥	—	—	一、九九九・〇	一〇	八三五・五	四	—	—
加來材木店	—	—	二、二四五・五	二	—	—	—	—
玉豐永	—	—	—	—	一、九九五・五	九	一、〇七三・〇	五
永昌棧	—	—	—	—	六、六二九・五	二二	三、九七一・五	一〇
永慶和	—	—	—	—	六九〇・〇	一	—	—
山口組	—	—	—	—	一、〇八五・〇	五	五、八九一・〇	二

一一七

福裕棧	—	—	—	—	二,三三九.〇	六	二,一四六.五	六
福和源	—	—	—	—	六,九四三.五	一七	—	—
福和盛	—	—	—	—	二八,八四一.〇	二五	一五,七六四.五	一九
福興成	—	—	—	—	二八,〇五二.〇	四六	三,四二三.五	二六
福玉棧	—	—	—	—	二四三.〇	一	—	—
東昌棧	—	—	—	—	九,九九〇.〇	二四	五,九七三.五	二
三興福	—	—	—	—	三,九九一.〇	二七	六,二四六.〇	二三
成裕合	—	—	—	—	一七,九七二.〇	二六	一七,〇四七.〇	二五
公和益	—	—	—	—	一,四四三.〇	四	—	—
萬興德	—	—	—	—	四,二六三.五	一三	六,六五八.〇	一三
中和棧	—	—	—	—	三〇,一三二.〇	二四	一九,〇八九.五	八〇
中和德	—	—	—	—	一二,三八〇.五	二五	一〇,五四九.五	九
泰和義	—	—	—	—	六,三四四.〇	九	—	—
德合興	—	—	—	—	四,二三九.五	一五	七,七一五.〇	三
德玉東	—	—	—	—	四,四八九.〇	一四	—	—
長和昇	—	—	—	—	二,一八八.〇	七	—	—
長盛益	—	—	—	—	三,三三五.〇	一四	三,三三一.五	一四
尾關嘉太郎	—	—	—	—	一五.五	一	—	—
松村竹馬	—	—	—	—	一七一.五	一	四七九.〇	一
元和福	—	—	—	—	二,三五七.〇	一	—	—
怡和祥	—	—	—	—	一,六一四.五	六	—	—
福記棧	—	—	—	—	—	—	三,八一七.〇	二七

福升德	—	—	—	—	—	—	三,〇〇五·〇	六
福泰東	—	—	—	—	—	—	六,八八一·五	一七
福增泰	—	—	—	—	—	—	四六八·〇	一
福順成	—	—	—	—	—	—	一,一二六·〇	五
永泰源	—	—	—	—	—	—	九,一四三·六	二五
永盛厚	—	—	—	—	—	—	四四一·〇	一
永太和	—	—	—	—	—	—	六,八四七·五	二二
永盛公	—	—	—	—	—	—	二一,四八一·五	三二
長隆德	—	—	—	—	—	—	七,五四二·〇	二八
長餘慶	—	—	—	—	—	—	三三,七七一·〇	五五
德慶隆	—	—	—	—	—	—	一一,五二六·五	三六
德昌厚	—	—	—	—	—	—	一六,二八六·〇	三六
德合豐	—	—	—	—	—	—	一二,三三四·五	一七
德興永	—	—	—	—	—	—	五,三三二·〇	二一
德合福	—	—	—	—	—	—	一,一一〇·〇	五
仁和東	—	—	—	—	—	—	二,三三四·〇	七
成發永	—	—	—	—	—	—	六,八五九·〇	二八
玉順盛	—	—	—	—	—	—	一五,〇六七·〇	九
玉昌合	—	—	—	—	—	—	六,七〇〇·五	二四
恒盛利	—	—	—	—	—	—	二八,〇二七·〇	五八
恒興泰	—	—	—	—	—	—	三,七四七·五	一〇
東興和	—	—	—	—	—	—	三,三七八·〇	八

一二〇

雙盛東	—	—	—	—	—	—	八、四八五・〇	九
雙龍洋行	—	—	—	—	—	—	九六八・五	五
興盛棧	—	—	—	—	—	—	一、〇四三・五	五
豐玉祥	—	—	—	—	—	—	八、九二三・五	一七
聚成永	—	—	—	—	—	—	一六、五五六・〇	四〇
協興泰	—	—	—	—	—	—	五、三四八	三
協豐泰	—	—	—	—	—	—	一五、九二一・〇	一五
世和盛	—	—	—	—	—	—	三、三七九・五	三
義盛棧	—	—	—	—	—	—	七七八・〇	一
義盛德	—	—	—	—	—	—	四三六・〇	一
義興泰	—	—	—	—	—	—	二、七一九・五	七
同立昌	—	—	—	—	—	—	二、八五四・五	二
同聚祥	—	—	—	—	—	—	三、五四六・〇	七
同益合	—	—	—	—	—	—	一二、六三三・〇	二
同立成	—	—	—	—	—	—	二一四・〇	一
中興泰	—	—	—	—	—	—	九、九〇一・五	六
公順合	—	—	—	—	—	—	六、九七六・〇	三
天合盛	—	—	—	—	—	—	九、三五九・〇	一六
裕豐永	—	—	—	—	—	—	三四八・〇	一
裕豐木號	—	—	—	—	—	—	九四四・五	三
源盛利	—	—	—	—	—	—	一、七九一・五	二
源順興	—	—	—	—	—	—	五、一六九・〇	一〇

華恒泰	―	―	―	―	―	―	三、七六七・〇	三
丹華火薬公司	―	―	―	―	―	―	一四、四四三・〇	三三
謙順祥	―	―	―	―	―	―	一、六六五・〇	六
遠山新六	―	―	―	―	―	―	八三三・五	四
政裕號	―	―	―	―	―	―	四九一・〇	二
中興棧	―	―	―	―	―	―	四七六・〇	一
總計	一、三四八・一一五・五	三、八三三	一、四三五・五七〇・〇	四、一三六	二、一六三・一一〇	五、七六三	一、九七四・八七二・五	五、〇三三

第三節　取引に關する諸掛費用

第一款　木　税

木税とは安東に於て木材の取引せられし際に木材代金の外に買手より支那木税局に納附する一種の税金てあつて、從來は之を山價客税及船捐の三種に區分されたのたのてある。山價とは山元立木代金を意味し兩國政府の協定により採木公司より直接支那政府に納附すへき筋合のものなるも、元來木税に關する税率は其標準曖昧にして税率と實際とは常に相一致せす一に檢査員の手心によりて左右せられ一定せさるのてある。而も採木公司業務章程第十四條により同公司の取扱ふ一切の木材税金は各税則に照らし、其二割を減することの特權あるに拘らす採木公

司以外の木商に於ては右等の手心によつて更に税率の輕減を期待し得るを以て寧ろ公司の手を經すして直接納税を喜ふもの續出された。且買手としては是等手續の延滯により積出の遲延其他種々の不利益あるを以て便宜上買手より納附する習慣となり、販賣價格も之によつて建てられて居るのである。次に客税とは附加税の意であつて船捐は戎克船積出の場合に限り徴收せらるるものなるも、前者は支那政府に協議を經て日本人には之を適用せられす、後者は戎克船積出の場合に限るものであつて從來日本木商の木材輸送には汽船便又は汽車積となすもの多く、從て之を徴收せらるゝ場合稀てある。

木税は從來從量税なりしも其材種により負擔の標準一定せさるのみならす材積の檢定の如きも税吏の手心を用ふる餘地を存し、甚た不統一に而も不安定てあつた。然るに大正七年十一月以來從價税に改正せられ次の如き税率によつて徴收せらるるのである。

木　税	從價	百分の六、六
船　捐（木材戎克積出の場合に限り課せらるゝのである）	從價	百分の二、五

採木公司業務章程第十四條の適用に關する議定書

第一條　山價は從來の從量税を從價税に改め其税率は從價の百分の六、六とす

戎克積輸出の木材に對しては前項所定の山價の外更に從價の百分の二、五に相當する輸出税を賦課す但し海關税を完納したるものは本項の税金を賦課せす

第二條　一切の木材に對し前條所定の山價及輸出税の外何等の名義を以てするも其他の税金を賦課することを得す

第三條　公司自ら採伐し又は一般料棧に於て採伐したる木材を販賣又は賣戻したるときは木税局は當該商人より直接山價を徵收す但し外國商人にして當地に代理人を有せさるときは公司は其税額を代納するものとす

第四條　公司か業務章程十四條により享くる二割減の利益は本議定書の効力を存する限り其一割を抛棄す（卽ち山價の九割を納附す）但し公司自ら木材を輸出し又は費消するときに限る

第五條　宣統二年四月二日卽ち明治四十三年五月十日協定したる採木公司業務章程第十四條の適用に關する議定書竝附屬辦法及從量税務に關する覺書は總て之を廢止するものとす

大正七年十一月二十七日

在安東領事　森　安　三　郎

奉天東邊道尹兼安東交渉員　文　大　英

第二款　木材輸出入稅

(一)支那に於ける汽船積貨物の輸出稅は之を海關稅と稱し必すしも外國に輸出する場合にのみ課稅するものではない。假令輸出先か支那內地なる場合と雖一度之を汽船積とせは悉く海關稅を課せらるるのであつて其稅率は次の如くである。

製材又は柚角　從價の五分

板　類(一千平方呎厚三吋以內)　海關兩七十錢

而して戎克船積出の木稅に就ては前記の如く船捐として從價二分五厘の木稅を納附するものにして本項海關稅の適用を受けないのである。次に支那各港に於ける輸入稅は各省區々にして一定せす一々之を究むること困難なるも天津に於ては輸入稅從價の二分五厘、河口稅は輸入稅の八分碼頭稅は河口稅の四割を徵收せらるるのである。

(二)汽車積にて朝鮮に輸出する場合は從來朝鮮側に於て日支國境陸上貿易として前記稅率に對し三分の一を減稅せしも大正九年八月末以降免稅されたのである。

(三)朝鮮新義州以外の地方より安東に輸入せらるる物資は凡て輸出の場合と同額の輸入稅を徵

収する。其安東に於て地方的に費消せらるるものも國境貿易として取扱れす從つて免稅の恩典はないのてある。

(四)朝鮮に輸入せらるるものの輸入稅は朝鮮稅關に於て從價の七分五厘を徵收する。其の朝鮮より支那各港に向け輸出せらるるものは仕向地に於ける輸入稅の外輸出稅は徵收せられないのてある。

第三款　運　賃

汽船及帆船積　木材の船舶輸送は從來專ら戎克船により今日に於ても之に積取らるるもの大多數を占めて居るのてある。然るに邦商側に於ては運賃高率なるにも拘らす輸送の確實なる點より汽車積の利用近時著しく增加を來したのてある。

木材の積荷は安東より三道浪頭まては潮流に乘し筏のまま流送し直ちに本船積を行ふことか出來るも、江口多獅島錨地に於てするものは筏のまま流下し能はさるか故一旦艀積となし本船に至るのてある。積込賃は本船碇泊の位置及季節によつて差異あるも木材一尺締に付左表の賃金を要するのてある。

區別 積込場所	安東	三道浪頭
江上浮游せる筏のまゝなるとき	二〇〇	二五〇
陸上に貯木せるものなるとき	二五〇	二〇〇

安東、大連、天津間航路には大連汽船會社所有船なる天潮、濟通、一進、博信及政記公司扱の廣利號、勝利號の二隻相往復し專ら木材輸送の任に當つて居るのである。又大連、營口、芝罘諸港へは近時日本型帆船及支那戎克か運輸機關として運送に從事せるのみならず、昨年來日本内地及上海方面へも木材輸送の目的を以て補助機關据附の大型帆船を見るに至つた。今木材一千寸（六尺締六六八）に對する既往數年間の汽船及戎克船運賃を比較して見るに次の如くである。

第一項 汽船積運賃

移出先	大正四年度			大正五年度			大正六年度			大正七年度			大正八年度		
	春季	夏季	秋季	春季	夏季	秋季	春季	夏季	秋季	春季	夏季	秋季	春季	夏季	秋季
大連	四・四〇	四・八〇	五・〇〇	六・〇〇	六・一〇	五・五〇	五・〇〇	五・〇〇	五・五〇	—	—	—	—	四・五〇	—
營口	四・三〇	五・一〇	五・五〇	六・〇〇	五・八〇	五・五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—

芝罘	三・五〇	三・八〇	三・七〇	五・二〇	五・一〇	五・四〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	六・〇〇	八・〇〇	七・〇〇	—	五・五〇	六・五〇
天津	四・八〇	五・五〇	六・〇〇	六・九〇	七・七〇	七・五〇	九・五〇	一一・〇〇	一四・〇〇	一五・〇〇	一四・〇〇	一三・五〇	九・〇〇	六・〇〇	八・五〇
龍口	三・五〇	三・七〇	三・七〇	五・三〇	五・〇〇	四・九〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	六・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	—	六・〇〇	—
青島	五・〇〇	五・七〇	六・三〇	九・〇〇	八・八〇	八・五〇	七・〇〇	七・〇〇	八・五〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	六・〇〇	—	八・〇〇
上海	—	—	—	一三・〇〇	一三・〇〇	一一・〇〇	一五・〇〇	一七・〇〇	二一・〇〇	一九・〇〇	一九・五〇	一八・五〇	—	—	一〇・〇〇

第二項　戎克積運賃

移出先	大正四年度			大正五年度			大正六年度			大正七年度			大正八年度		
	春季	夏季	秋季	春季	夏季	秋季	春季	夏季	秋季	春季	夏季	秋季	春季	夏季	秋季
大連	四・〇〇圓	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	三・八〇	四・〇〇	四・〇〇	四・一〇	四・三〇	四・六五	四・五〇	四・九六	五・三〇	四・二〇	四・九〇
營口	四・三〇	四・一〇	四・五〇	四・三〇	四・一〇	四・四〇	—	—	—	—	—	八・〇〇	—	—	—
芝罘	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	三・七〇	四・二〇	四・四〇	五・一〇	五・四〇	—	—	—	四・五〇	五・〇〇	六・〇〇
天津	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	八・〇〇	一〇・五〇	一一・五〇	一一・五〇	七・〇〇	五・五〇	六・〇〇
龍口	四・三〇	四・一〇	四・〇〇	四・〇〇	三・八〇	四・〇〇	五・〇〇	五・五〇	五・八〇	—	—	—	五・〇〇	五・〇〇	七・〇〇
青島	—	—	—	四・五〇	四・五〇	四・八〇	六・五〇	五・八〇	七・〇〇	一〇・五〇	一一・〇〇	一〇・五〇	—	七・五〇	七・〇〇

第三項　汽車積運賃

歐洲戰亂の影響により一時運賃の高騰と船腹の供給不足とによつて汽車積輸送の便によるも

の增加の傾向を示したのである。貨車の實際積載量は木材の大小、長短、積込の巧拙等によつて異なるも普通滿鐵貨車（三十噸）には原木約八十尺締、製材九千才内外である。鮮鐵貨車（二十六噸）には原木七十尺締、製材七千五百才内外を積載することか出來る。今安東より南滿洲各主要驛に至るもの及新義州より朝鮮各主要驛に至る標準運賃（發著手数料共）を示せは次の如くてある。

滿鐵（自採木公司構内至各線主要驛）木材標準運賃

著驛名	車扱一尺締運賃	小口扱一尺締運賃	著驛名	車扱一尺締運賃	小口扱一尺締運賃
本溪湖	円六三〇	円一・〇一〇	撫順	円七四〇	円一・三〇〇
奉天	七四〇	一・二四〇	鐵嶺	九八〇	一・二四〇
開原	一・〇一〇	一・四四〇	四平街	一・二四〇	一・七〇〇
公主嶺	一・二八〇	一・九〇〇	長春	一・四一〇	二・〇二〇
遼陽	八八〇	一・四三〇	鞍山	九三〇	一・五三〇
大連	一・三九〇	二・二〇〇	營口	一・一四〇	一・八四〇

備考

一、汽車運賃は小口扱（斤）と車扱（噸）との二方法により算出せらるゝか故に木材（原木製材）運賃の計算は甚だ複雑である。本表は便宜上紅松及杉松の重量を標準とし一尺締に對する賃率を割出せるものである。

一、本表車扱の運賃は一著驛に付一回四十五尺締(十噸)以上を積送する場合に適用し其材積に滿たざるときは小口扱の賃率によるのである。

鮮鐵(自新義州驛 至各線主要驛)木材標準運賃

著驛名	車扱一尺締運賃 原木	車扱一尺締運賃 製材	著驛名	車扱一尺締運賃 原木	車扱一尺締運賃 製材	著驛名	車扱一尺締運賃 原木	車扱一尺締運賃 製材
平壤	円 六九〇	円 七一〇	仁川	円 一・〇〇〇	円 一・一二〇	群山	円 一・二九〇	円 一・三一〇
兼二浦	七七〇	七九〇	鳥致院	一・一〇〇	一・一三〇	太邱	一・三三〇	一・三五〇
鎭南浦	七八〇	八〇〇	太田	一・一〇〇	一・一三〇	木浦	一・三三〇	一・三三〇
龍山	九七〇	九九〇	元山	一・一五〇	一・一七〇	馬山	一・三三〇	一・三四〇
南大門	九七〇	九九〇	江景	一・一七〇	一・一九〇	釜山	一・三三〇	一・三四〇

第四節 木材保管

採木公司及滿鐵に於て其所有材を貯木整理するのみならず一般木材業者の寄託を受けて木材保管の依頼に應し、尚其木材に對して保管證劵をも發行し銀行業者と連絡して金融の便をも圖るを以て一般木材業者は之を利用し、資本の固定を避け比較的小資本を以て循環的に多數の木

材を取扱ふことか出來るのである。今參考の爲め滿鐵の取扱條件を揭出し保管料を示せは次の如くてある。

一、入渠料は一筏に付一箇月未滿毎に金二圓を徵し入渠後保管に切替へたる場合は其後の入渠料を要せす。

二、木材の水切集積荷卸賃は一連毎に次の賃率によるのである。

	一符の断面	一千平方寸未滿	一千五百平方寸未滿	二千五百平方寸未滿	二千五百平方寸以上
角材	水切又は河卸賃	三錢三厘	四錢七厘	五錢九厘	七錢一厘
	水切集積賃	五錢六厘	八錢二厘	九錢四厘	一二錢九厘
	集積賃	二錢四厘	三錢六厘	四錢三厘	五錢九厘

	寸口寸法	五寸以下	尺以下	尺以上
丸材	水切又は河卸賃	一錢三厘	二錢九厘	五錢九厘
	水切集積賃	一錢七厘	四錢二厘	八錢九厘
	集積賃	八厘	二錢	三錢六厘

三、保管料は一連毎に一箇月に付次の賃率によるのである。

區別	角材	大招荒	丸太
陸上	一錢	六厘	四厘
水上	一錢五厘	九厘	六厘

四、價格の鑑定料金は五百連未滿毎に金五圓を徵す。

第五節　取引慣習

安東に出廻る民間木材は日支兩國の協定によつて採木公司か凡て之を買收し、一般販賣をなすを原則とするも若し筏主にして他に有利なる買手を求め同公司に對して之か買戾を申出てんとせは其賣價の一割一分に當る手數料（買回用錢）を納付し各自自由に處分することか出來るのてある。安東には二百有餘の料棧及木商と稱するものかある。料棧は伐採資金の貸付、物資の供給木材賣買の仲介、保管及輸送販賣をも取扱ふものてある。木商は單に賣買行爲又は賣買仲介を業とし、傍ら製材業を兼營するもの多く、邦人木材商の過半は後者に屬するのてある。是等料棧及木商の木材賣買には現住地にありて顧客を招致するものと天津其他の地方に輸送取引するものとの二種ある。賣買仲介とは鞘取を目的とし採木公司、其他民間材に就き顧客の買人希望を聞き其賣買周旋、木稅の納入手續及一部輸送等を司るものであつて、採木公司は是等賣買仲介者に對し公然二分の口錢を與へるのてある。然し木材業者にして賣買仲介者の手を經す直接同公司に申込み其手續をする場合は同公司は其周旋料を直接買受人に與ふる形式を以て賣買の

して採木公司の發表せる木材檢査及買收規程を掲示すれは次の如くてある。
の一を採木公司に二百分の二を中間周旋をなしたる料棧の所得とするのてある。今左に參考と
二分たけ割引せらるるのてある。把頭材の買賣にありては把頭は賣買口錢を負擔し賣價の百分

木材の檢査

第一條　鴨綠江右岸及渾江流域森林に於て伐採し流下し來る木材は凡て本公司の檢査を受くるものとす
第二條　木材の檢査は馬市臺分所に於て之を行ふ但し六道溝及沙河鎭分所に於ても亦之を行ふことあるへし
第三條　筏の馬市臺に到著したる時は筏主又は關係料棧は各筏の木材調査を分所に差出し指揮を受くへし
第四條　木材の檢査に際しては筏主及關係料棧は之に立會すへし若し立會せさる時と雖筏主及關係料棧は公司の檢査したる事項に付異議を述ふるを得す
第五條　檢査は各筏毎に木材の樹種、長、數量、山號、押號、品位、伐木地、筏主、關係料棧等を調査するものとす檢査濟の上は各木材に㊎印を打入し各筏毎に第一號樣式の籤票を

交付す

第六條　筏票を受領したる時は遲滯なく其筏を流下し沙河鎭又は六道溝に至り繋留すへし

第七條　筏票を受領したる後は其員數に差異ある旨を以て訂正方申出るとも公司は之を受理せす

第八條　强風大水の關係上馬車臺に繋筏することを得す之を流下したる時は筏主又は關係料棧は其旨馬市臺分所に屆出て尙沙河鎭又は六道溝分所に至り檢査を請求すへきものとす

第九條　木材の檢査を逃れ又は逃れんとしたる者の木材は其檢査を逃れ又は逃れんとしたる木材に限り普通買收價の半額以下を以て之を買收す

第十條　檢査未濟の筏は勿論檢査濟の者と雖公司處分の決定するまては五道溝以下に流下するを得す但し檢査濟のものにして止むを得さる事情あるものは其旨屆出の上流下することを得

第十一條　檢査未濟の筏にして故なく五道溝以下に流下せるものは檢査を逃れんとしたるものと見做す

木材の買收

第十二條　木材は凡て一旦公司に買收するを原則とす買收したる木材には㊀印を打入す
第十三條　木材買收價格は檢査の結果に基き時價を酙酌して之を定む
第十四條　公司に於て木材を買收したる時は筏主は其買收價の百分の一に相當する金額を口錢として公司に納付するものとす、
第十五條　買收木材は公司指定の場所に於て受領す若し筏主に於て指定の箇所に運ひ來らさる時は公司は之を運搬し其費用は筏主をして負擔せしむへし
第十六條　木材は凡て一旦公司に買收するを原則とすと雖若し買手ありて筏主に於て買回を希望する時は自ら又は料棧を經て各筏に付買手の附したる價格を先公司に申出つへきものとす
第十七條　前條により申出てたる價格か時價と對照し相當と認められ且公司に於て其木材を買收の必要なきときは買回料として其一割一分及第十四條の口錢一分を公司に納めしめ其木材は公司に於て一旦買收の後更に筏主に賣渡たるものと見做す此場合料棧に與ふへき販賣口錢は之を給せす
第十八條　第二章第十六條により筏主又は料棧より申出てたる價格か時價に比し低廉なりと

認め又は公司に於て其木材を買收するの必要あるときは公司は其申出價格に基き買收價を定む

第十九條　第二章第十七條の場合に於て其取引成立前他に高價の買手あるときは最高價を以て時價と見做す若し筏主に於て前項の時價を承諾せさる時は公司は筏主の申出たる最後の價格に基き買收價を定む

第二十條　公司の認めたる時價と筏主の賣値段と大差ありて若し他に買手なき場合は檢査後一箇月の期間を限り猶豫を與へ尙買手なき時に再檢査の上餘裕あれは買收價に酌量を加へ餘裕なけれは公司の定めたる買收價を以て買收するものとす但關係料棧よりの申出により其料棧を買手と見做し第二章第十七條によりて處分するを得

第二十一條　公司に於て木材を買收したるときは第二號様式の執照を交付し買收價の十分の四に相當する金額は內拂として直ちに之を支拂ひ殘額は執照の日付より一箇月の後木材を受領したるときに之を支拂ふへし

第二十二條　筏主は木材買收決定後と雖公司に於て受領するまては該木材に就き保管の責に任するものとす

第二十三條　木材買收決定後公司の都合により一箇月以內に該木材を受領したるときは同時に代金の殘額を支拂ふへし

第二十四條　木材受領の際其數量か買收當時の數量と一致せさるときは其過不足に對しては平均價により價格を計算し支拂價を增減するものとす數量不足の場合に於て若し不正の行爲ありたるときは前項計算による價格の二倍に相當する金額を支拂額の內より差引くへし

第二十五條　第二章第十七條により筏主に直接賣買を許し規定の金額を納付せしめたるときは牌票に其旨記載し公司取扱主任の捺印を以て其證とす

第二十六條　筏主又は關係料棧は前條の牌票を分所に持參し消印打人を請求すへし消印打人の後にあらされは筏主は其𥳽を自由に處分するを得す

第二十七條　直接賣買を許可したるとき公司に納むへき金額及第二章第十四條の口錢は現銀にて卽納すへきものとす前項の銀額は時宜により一箇月期間の約束手形を以て納付するを許可す此場合は確實なる保證人を要す但本項の期限は十月末日を超ゆるを得す

第二十八條　五道溝以下に流下せる𥳽にして檢査濟なるも無屆流下に係り消印なきものは第一章第九條により處分すへし

第二十九條　公司貸款把頭の木材の檢査及買收に關しては特に規定あるものの外本規程を適用す

第三十條　規程は大正民國三年一月一日より實施す從來の規定にして本規定と牴觸するものは凡て廢止す

木材販買手續

一、木材買受希望の方は口頭又は書面を以て何時にても採木公司又は最寄の分所、貯木所に申込まるへし二人以上合同して買受の申込を爲さんとするときはなるへく一名の總代人を選み申込書委任狀を添へらるへし

二、買受申込に對し承諾を受けたるときは別紙書式の木材買受書に記名調印の上代金を添へ差出さるへし但し特別の事由あるものは賣買契約書を作製し契約を締結することあるへし

三、買受書又は契約書は買受人支那人なるときは支那文、日本人なるときは日本文を以て作成せらるへし但日支以外の外國人にして歐文を必要とする場合は日支兩國文の中其何れかの翻譯文を添付せらるへし

四、買受人にして若し代金の全部を拂込まさるときは買受書の提出又は契約締結と同時に賣

買代金百分の十以上の手附金を拂込まるるものとす但し買受人か官公衙又は採木公司に於て特別の事由あるものと認めたる場合は此限りにあらす

五、手附金は代金全部拂込の際其代金の一部に充當し還附をなささるものとす

六、買受人にして充分なる擔保を提供するか又は身元確實代金支拂の資力充分なりと認めたる場合は代金支拂の延期を承認することあるへし

七、木材は公司の指定期間内に買受人又は代理人立會の上之か引渡をなすへし採木公司に於て領收證の提出を請求したるときは買受人は之を拒むことを得さるものとす

八、木材の搬出は代金及木税の支拂を終へたる後とし拂印の打入を以て搬出認諾の證とす

九、買受人に於て契約の期間内に代金の拂込を了らさるときは手附金は採木公司の所得とし契約は當然解除せられたるものとす但公司に於て拂込遲延の事由を承認したる場合は此限にあらす

十、契約期間内に木材の搬出を終らさるときは相當の敷地料を請求することあるへし

木材買受書

在　　貯木所　　種別

番號	數量	番號	數量	番號	數量	番號	數量
數量計							

比價

右者貴公司販賣手續及ひ左記の條件を承認し正に買受申候也

住所

年　月　日　　買受人　氏　　名

鴨綠江採木公司理事長殿

記

一、代金拂込期限

二、買受人は木材に瑕疵あり又は品質數量等に相違ありたる事を理由として異議を述ふることを得さるものとす

三、本買受書提出後洪水、水災、事變等の原因により木材の位置に移動を生し又は滅失毀

損等の損害を生することあるも一切買受人に於て負擔すへきこと

四、木材引渡期限は年　月　日までとし買受人又は其代理人立會の上引渡をなすへし但し期限滿了後は買受人又は代理人立會をなさゞるも引渡を了したるものと見做し採木公司は一切保管の責に任せす

五、木税は本代金に含有せす直接税局に納付し其領收證は採木公司の閲覽に供すへきこと

七、木材搬出期限は大正　年　月　日とす

第六節　取引に使用する貨幣と尺度

安東に流通する通貨の種類甚た多く各地に於ける取引は殆と紙幣を以てし硬貨によるもの少きも此地は今尚大口の取引には元寶銀を使用し、日常の小取引は小銀貨によるもの比較的多いのである。當地の元寶銀は鎮平銀と稱し一錠の重量は普通五十三兩五錢にして、其品位は九九二位卽ち千分中九百九十二の純分を有せしも、近來漸次劣惡となり九六〇乃至九七〇位に低下した。其標準秤は鳳平(鳳凰城の標準)を用ひ安東縣百兩は營口(一〇一・二〇〇)、奉天(一〇一・二八六)、天津(一〇一・三四八)、北京(一〇一・五〇〇)、芝罘(一〇一・二六〇)、上海(九九・九四三)の割合

である。

銀元には大洋、小洋の二種ある。大洋は金融機關か交換資金として有するも普通商人は之を有せす小洋錢は各省鑄造のもの流通し就中東三省造のもの多額を占め「二角」最も多く流通するを見るのである。而も支那人間の取引勞銀の支拂等に用ひらるるを以て物價計算の標準となるのである。銅元には浙江、廣東、江西、福建、奉天、安徽等各省鑄造のもの混淆流通し「二分」「一分」の二種多く市場に見受けらるるも、現在小銀貨の補助貨として流通せるに過きない。亦銅錢と稱する有孔青銅葉錢市場に散在せるも通貨としての價値を持たないのである。奉天票中には中國票、東三省官銀號票流通多く前者は一般に及はす僞造多きにより一時之か行使を避忌するの風ありしも其後漸次に信用を增し流通高增加するに至つた。官銀號票は之に次き流通されたか官憲の禁止以來僅かに益增遠なる油房の發行せる五角、一圓、二圓、五圓のもの二三萬元市場に流通せるも一般に取扱はれす特種商人の爲替關係に於てのみ使用せらるるのである。同帖子は鳳凰城に於ける益興銀號と聯絡し同銀號帖子にして安東に流入する場合は同帖子と交換せらるるのである。而して普通木材取引及木稅の納付には鎭平銀か使用さるるのである。今試

に最近五箇年間鎮平銀一兩に對する日本金票及小洋錢の平均換算相場を示せは次の如くてある。

年度別	鎮平銀對金票			小洋銀對金票		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
大正五年度	一、八二七	一、三一三	一、四三五	一、二一五	七四	八三
同六年度	二、五八四	一、六〇六	一、八六五	一、五〇四	九三五	一、〇七八
同七年度	二、三五〇	一、九五三	二、一一三	一、三九七	一、〇七〇	一、三一七
同八年度	三、五〇八	三、三五一	三、四三五	一、六〇六	一、四八〇	一、五三五

次に安東に於て使用せらるる尺度は日本尺、英米尺、支那木尺の三種てある。日本側に於ける木材測定用の尺度は凡て曲尺てある。而して支那側にありては地方により幾分其尺度を異にするも安東に於ては大小二種の木尺あり、小を小尺と稱し、大を大尺又は官尺と稱する。木税局にて使用するものは此大尺てある。大尺は日本の曲尺「一尺二分五厘」に該當し一般木材の測定に使用せらるるのてある。但支那大尺一尺は小尺の一尺二寸五分に當る。

第七節　市價

木材の取引時期は每年解氷後杏花の開く頃降雨を見るのてある。支那人は俗に之を桃花水と稱し鴨綠江材の流送は專ら此水流によるのてある。取引の最も盛に行はるる時期は六月より九月に至る四箇月てあつて、其期間に大體の取引か結了せらるるのてある。而して木材の價格は春季解氷の頃昂騰し秋冬季に向て漸次下向となるを普通とす。是れ解氷時に於ては需要一時に增進するも秋冬季は荷動き少く需要減するによるのてある。然るに歐洲戰亂の餘波を受け船腹缺乏の爲め從來專ら船舶便によつて積送せられし鴨綠江材も近來鐵道によるもの增加の傾向を示し、之か爲めに冬季結氷期に於ても亦相當の取引を見るに至つたのてある。殊に最近鴨綠江材の販路急激に擴張され昔日の地方的圈內より進て北海道材其他の外國材等との競爭場裡に雄飛するに至つたのてある。從つて其價格の如きも漸次一般木材市場の趨勢に併行し來つたことは爭はれぬ事實てある。

木材市價累年比較

月別 \ 年度別・種別	大正五年度 紅松	大正五年度 杉松	大正五年度 黄花松	大正六年度 紅松	大正六年度 杉松	大正六年度 黄花松	大正七年度 紅松	大正七年度 杉松	大正七年度 黄花松	大正八年度 紅松	大正八年度 杉松	大正八年度 黄花松
十一月	分 一・六五	分 一・〇〇	分 一・六五	分 一・九〇	分 一・四〇	分 二・五〇	分 二・三〇	分 一・七〇	分 二・九一	分 二・八一	分 二・三一	分 三・二一
十二月	一・七五	一・一五	一・六五	二・〇〇	一・三五	二・六〇	二・三〇	一・七〇	二・九一	二・八〇	二・三〇	三・三〇
一月	一・七五	一・一五	一・七五	二・一〇	一・三〇	二・八一	二・三五	一・八〇	二・九一	二・八一	二・三一	三・一〇
二月	一・九〇	一・三五	二・三〇	二・一〇	一・四〇	二・八〇	二・四〇	一・八五	二・九一	二・八〇	二・三〇	三・二〇
三月	二・一〇	一・四一	二・三一	二・三一	一・六五	二・八五	二・五一	一・九五	三・〇一	二・八〇	二・三〇	三・一〇
四月	二・三〇	一・五〇	二・三〇	二・三〇	一・七〇	二・九〇	二・六〇	一・九五	三・〇〇	二・九〇	二・三一	三・一一
五月	二・一〇	一・四一	二・三〇	二・三〇	一・七〇	二・九一	二・五〇	一・九一	三・〇〇	三・一九	二・三三	三・一〇
六月	二・三一	一・五〇	二・七〇	二・三〇	一・七一	二・九一	二・五〇	一・九〇	三・〇〇	三・四八	二・五五	三・四一
七月	二・四〇	一・八〇	二・一一	二・三一	一・七一	二・九一	二・六五	二・一〇	三・一一	三・四八	二・五五	三・四一
八月	二・三〇	一・四〇	二・八〇	二・三〇	一・七〇	二・九〇	二・九〇	二・三〇	三・四〇	三・四八	二・五三	三・四一
九月	二・一一	一・三〇	二・六〇	二・三〇	一・七〇	二・九〇	二・八〇	二・一八	三・一六	三・四八	二・五五	三・四一
十月	二・〇〇	一・四一	二・六一	二・三五	一・七〇	二・九〇	二・八一	二・一八	三・一六	三・四八	二・五五	三・四一
平均	二・〇三	一・三四	二・三四	二・二四	一・六四	二・八二	二・五四	一・九六	三・〇六	三・一三	二・三九	三・二五

備考 材價は一符二千寸見當のものであつて一寸の單價とす相場は市價の習慣に從ひ鎮平銀を用ふ

第八節 安東に於ける製材業

安東に於ける製材業の起原は明治三十七年五月日露戰役當時龍岩浦に於て露人の經營せ

材工場を繼承操業せるものに始まるのである。當時大倉組は前記引繼工場の外別に大沙河子に分工場を設け專ら軍用材の製材に全力を注ぎ對岸新義州に於ても大林組の經營に係る製材工場の創立を見たのである。是等は何れも軍用の目的に成つたものであるか、皇軍の前進と共に諸般の事業も整理され製材事業も亦漸次餘力を生し、一般需要者の賃挽をもなすに至つたのである。其後皇軍の凱旋は斯界の前途に影響する所あり、一般商工業も戰時氣分の薄らくに從ひ市況漸次沈衰の狀態を呈したのである。かくて怡隆洋行の製材工場は其後祝融の災に遭ひ工場材料共一夕にして烏有に歸し同工場は遂に閉鎖を見ると共に、新義州に於ける大林組の製材工場も統監府營林廠に買收せられ大倉組龍岩浦製材工場も亦廢止するに至つたのである。其後鴨綠江製材株式會社湧記工場等個人經營に係る小規模のもの設立せるも、時恰も一般市況沈靜の際てあつた爲め鴨綠江製材株式會社は間もなく事業を休止し、之か工場敷地等一切を大倉組に讓渡するに至つた。其後大倉組は大沙河子工場を閉鎖し製材事業に經驗を有する秋田木材株式會社と合資し、六道溝に大倉製材所を創立經營せるか之と前後して採木公司は豫て計畫せる製材事業を實施せんとせしも其間幾多事情の爲め單獨に工場を設くるに至らす、前記大倉製材所との共同經營として生るるに至りしもの現在の鴨綠江製材無限公司てある。大正三年七月歐洲戰

亂の勃發に伴ひ一時經濟界は悲觀說有力なりし爲め市況一層沈靜の氣運なりしも其後人氣一變し、各地に於ける工業及建築界の勃興と共に船腹の缺乏は北海道及米國材の輸入杜絕の狀態にあつた爲め、安東に於ける製材工業の新設は著しく增加擴張され一箇年約五十萬尺締の製材を見るに至つたのである。大正八年末の調査による安東機械製材業組合員を擧くれは左表の如くてある。

商標			
商號	鴨綠江製材無限公司	安東挽材合資會社	安東木材合名會社
開業年月	明治三十七年五月	大正二年六月	大正七年二月
主任店主氏名	主任 業務擔當者 式村茂	專務 業務擔當者 武藤守一	同 椿井三男
營業場所	安東縣大倉通	同江岸通五丁目	同一番通四丁目
本工場分工場	支店 吉林 大連		
資本金額	一百萬圓	十萬圓	一萬五千圓
製產年額	二百五十萬圓	五十萬圓	二十五萬圓
電話並電略振替口座番號	電 四五〇、四五一 振 大阪一二六九四 大連四一三	電 一〇八 略 アヌアヒ	電 四五五 略 ヤヾ三 振 京城三一〇五
敷地建物坪數	敷地四萬坪建物	同千四百〇五坪 同三百四十坪	同千三百坪 同二百五十坪
動力	電百五十馬力 火五百馬力	火百馬力	電二十馬力
汽機汽罐	汽機 四 汽罐 三	圓筒陸用ランクッシヤ式汽罐一 陸用橫置單筒不凝式一	立鋸 一 腹押 二 製函 三
事務員職工	事務員 日三 支一三 職 日五二 支二四	同 日四 支一 同 日四 支二八	同 日三 支一 同 日四 支二〇
原料購入先	安東	同	同
製品販賣先	朝鮮 日本 滿洲	同	同
組織又は兼營事業	日支合辦	合資	同

音	加來材木店	明治四十一年三月	店主 加來音吉	同江岸通一丁目		十五萬圓	五十萬圓	電二二 略カ又カク	同千五百坪 同二百五十坪	火五十馬力	コルニッシユ	同 日五 支二 同 日三 支二〇	同	同	個人
K	唐津材木店	明治四十三年	店主 唐津鶴吉	同江岸通四丁目		二萬五千圓	三十八萬圓	電三五二 略カ又カラツ	同千五百坪 同七百坪	火七十五馬力	サンシン式	同 日四 支一 同 日三 支五〇	同	同	同
川	川崎材木店	明治三十八年六月	店主 川崎潔	同		三萬圓	二十萬圓	電二〇九 略カ又カワ	同二千坪 同三百坪	電十馬力	モオター	同 日二 支｜ 同 日一 支二〇	同	同	同
ウ	浦元材木店	大正四年八月	店主 浦元献庸	同江岸通二丁目	出張所 朝鮮太田	二萬圓	四十萬圓	電一七〇 略ウ又ウラ	同八百五十坪 同三百坪	火八十馬力	機器橫式 機鑵タガン式	同 日四 支｜ 同 日二 支三一	同	同	同
Y.Y	吉井材木店	大正五年	店主 吉井芳之助	同江岸通五丁目		五萬圓	十八萬圓	電四二四 略ヨシイ又ヨ 振大連一六〇一 外履京城三五六五 機械物工場十八坪 十二三臺日人職工 製す人月一萬足な	同千七百坪 同二百二十坪	電八十馬力 火三十馬力	竪鋸一 橫鋸一 丸鋸四 製函一五	同 日五 支一 鮮人一 同 日三 支六〇	同	同	同

一四七

	大正木材株式會社	大正六年七月	專務 松村捨二	安東一番通三丁目		二十萬圓	二十七萬圓	電 四〇五 略 タ又タイ 振 京城五〇七五	敷地四百五十坪 建物二百二十坪	火 三十五馬力	横式 エンジン	事務員 日四 支一 職工 日三 支三〇	安東	日本 朝鮮 滿洲	株式
	竹下製材所	大正十一年六月	店主 竹下直哉	同濱通四丁目		五千圓	八萬圓		同四百三十七坪 同百三十七坪	電 十二馬力	モーター	同 日二 支一 同 日一 支一二	同	同	個人
	五通材木店	大正六年	店主 五通仁作	同一番通二丁目		千圓	三萬圓	略 五又ゴツ	同一千坪 同五百十坪	火 三十五馬力	蒸汽罐 ボイラ	同 日三 支一 同 日一 支三五	同	同	同
	守永材木店	大正六年五月	店主 守永音松	同敷島通		一萬圓	七萬五千圓	電 一九四 略 モ又モリ	同六百坪 同四百五十坪	電 十馬力	モーター	同 日二 支一 同 日一 支七	同	同	同
	宮下洋行	大正九年七月	主任 前田伊左衛門	同西潮通三丁目	本社 兵庫	十萬圓	三十五萬圓	電 一 八二 三三 略 ミア	同二千三百坪 同二百二十坪	火 七十五馬力	蒸汽機關	同 日七 支二 同 日三 支九五	同	同	株式

大六製材所	大正六年六月	店主	前田安次郎	同	
南滿製材株式會社	大正七年二月	主任	高橋英記	同	
共立製材所	大正八年六月	専務	福原十九一郎	同濱通三丁目	
村永材木店	明治四十二年三月	店主	村永久吉	同二番通二丁目	
東亞木材株式會社	大正七年十月	専務	花戸眞一	同江岸通二丁目	

大六製材所	十萬圓	六十萬圓	電 三三五 略 ダイ六又タ	同三千七百坪 同四百七十坪	火四十五馬力	蒸汽 コオニツシユ	同日支同日支 六 六〇七	同	同	個人
南滿製材株式會社	二十萬圓	三十萬圓	電 一八四 八七 略 マセ	同四千坪 同百坪			同日支同日支 三	同	同	同
共立製材所	一萬圓	十五萬圓	略 キヌキヨ	同六百坪 同三百坪	電二十馬力	モーター	同日支同日支 四 一一	同	同	同
村永材木店	一萬圓	十二萬七百圓		同六百二十五坪 同七十坪	電十五馬力	モーター	同日支同日支 三 一四	同	同	同
東亞木材株式會社	三十萬圓	七十萬圓	電 三七四 五〇	同二千二百十七坪 同四百坪	火七十五馬力	蒸汽機關	同日支同日支 一一三 六六五	同	同	株式

大東製材所	安東製材所
大正七年六月	大正五年六月
店主 渡部孫三郎	店主 松木幸藏
安東三番通五丁目	同二番通三丁目
二萬圓	千圓
二十五萬二千圓	二萬五千圓
電話四四五 略字 又タト	
敷地六百坪 建物百八十坪	同六百坪 同百坪
電三十馬力	電三馬力
モオター	丸鋸
事務員 日二 支一 同 日二〇 支三	同 日一 支一 同 日六 支一
安東	同
日本 朝鮮 滿洲	同
個人	同

然るに大正九年度に入り世界的財界の變動と共に滿洲各地方に於ける諸建築事業勃興に一頓挫を來し、爲めに製材業も其影響甚大であつた。一般購買力の減退は遂に同業者中多くの休業者を見るに至つた。以上の製材業者にして最も信用あるは鴨綠江製材無限公司、加來材木店、安永材木店、宮下洋行、南滿製材株式會社及共立製材所等である。而も是等有力なる製材業者と雖其製材を半減し從つて職工の如きも減少され最近悉く悲境にある。

第九節　安東料棧と木商

料棧は伐木資金の貸付より把頭顧客の宿泊に至るまで一切の取扱をなすに至りしのみならず

他に雜貨穀物商又は雜穀仲買等の兼營をなすを常とし營業者は多く支那人である（第二節第五款參照）。而して料棧と木商との間に何等判然たる區別の存するものにあらず料棧の悉くは安東沙河子街に店舖を有する是等料棧の資本主の多くは山東又は南方支那人にして掌櫃と稱する所謂番頭か安東に於ける店舖の經營に任するものてある。又木商とは單に木材の安東著筏後買入又は賣買仲介をなすものにして伐木資金の貸付をなさるるを普通とし、多くは邦商に屬するのてある。彼等の組織する安東木材商組合員を擧くれは次の如くてある。

安東木材商組合員

商號	主宰者	商號	主宰者	商號	主宰者
株式會社 石崎商店	石崎 久三郎	岡田材木店	岡田 齊幸	共立製材所	福原 十九郎
東亞木材興業株式會社	花戸 眞一	京城丸一材木店出張所	大岩 勝太郎	小林材木店	小林 三郎
日華木材株式會社	波多野 清美	加來材木店	加來 音吉	五通材木店	五通 仁作
山中錢莊	原內 淺次郎	川崎材木店	川崎 潔	木材商會	小橋 正一
林田材木店	林田 左右一	大六製材所	前田 安次郎	永長材木店	永長 馨次
濱谷材木店	濱谷 薰藏	松村材木店	松村 竹馬	蛭子井材木店出張所	蛭子井 正信
豐松公司	小河 敏直	大正木材株式會社	松村 捨二	竹下製材所	竹下 直哉
奥村材木店	奥村 宗雄	安東製材所	松木 幸藏	唐津材木店	唐津 鶴吉

鴨綠江造船株式會社	加來音吉	北澤材木店	北澤金藏	山口材木店	山口文次郎
大二商會出張所	加藤正太郎	鈴木商店出張所	南馬之助	山形材木店	山形嘉軒彌
金指材木店	｜	鴨綠江製材無限公司	式村茂	山田材木店	山田新助
三合公司	加藤喜三	滿鮮杭木株式會社	新羅祐三	宮下洋行	前田伊左衛門
大連木材株式會社	金原三郎	小林材木店出張所	信濃憲一	篠原材木店	篠原三次
門屋材木店	門屋市松	北田材木店	北田榮太郎	日高商會	日高寛二
吉井材木店	吉井芳之助	熊谷材木店	熊谷健次郎	合名會社守永製材所	守永音松
安東木材合名會社	椿井三男	飯島洋行	南部武夫	豐盛公司	森道種繁
三井洋行	戸木清一	安東挽材株式會社	武藤守一	東洋燐寸株式會社出張所	菅野伍
豐和商會	永田善太郎	村木洋行	村木光治	鈴木商會	鈴木惣吉
三省洋行	中野初太郎	株式會社村永材木店	村永久吉	裕豐號	杉野章
荒川洋行	荒川大平	村上材木店	村上四郎	鴨花商會	駒走三之助
捷公棧	足立巖	遼東木材株式會社	浦元獻庸	紀和商行	笹内重晴
荒川材木店	荒川忠彦	南滿洲製材株式會社	上滿武松	岡田材木店	岡田晃一
安泰號	青木快三	大東洋行	上奥留輔		

第十節　鴨綠江材積單位

木材の體積を計算するに用ふる單位は木材の種類と地方とにより異なるも普通安東に於ける慣用法は次の種別による。

日本の慣用

才　一寸角長さ十二尺の體積(百二十立方寸)に相當する木材の量を云ふ。

尺締　一尺角長さ十二尺の體積(十二立方尺)に相當する木材の量を尺締と稱す。

坪　製材の如き層積の六尺立方又は板材の大尺平方を坪と稱す。

支那の慣用

連　安東に於て最も廣く用ひらるる材積單位であつて直徑又は角材の大小に拘らす長さ八尺物を云ふのである。例へは紅、杉材百連とは大小取交せ其材長の總和八百尺となるの意にして實材積とは何等の關係なく、而も支那式造材は其平均の角寸大低一尺二三寸なるか故に一連の實積は概算〇、九尺締内外と見て大差なく造材中最も多きは二連より三連内外のものである。

符(副)　元來棺材一箇を作るに足る材料を意味するものであつて十一連を以て一符又は一副と稱し取引上常に使用せらるる單位である。

寸　一寸角長さ八尺の實材積を云ふので其實材積は二間才の三分の二、一間才の一倍三分の一に當るのである。然し寸數は絶對的に其材積を表はすよりは反て其大さを言ひ表はす爲

めに用ひらるるもので其意義は一符の全長十一連即ち八十八尺であるか故に其實材積（寸數）を知れは直ちに其木材の平均角寸を推知し得るのである。固より之は精確に算定すること少きも木材を取扱ふものには經驗上一符何千寸と云へは、直ちに其木材の大さの概念か描かれるのである。此の如く寸數は通常符數と併稱せられ其木材の大さを表はし相場格付の基本となるものである。市場相場としては習慣上常に幾何として其價格を表示するも、實際の賣買には寸數にあらす一寸價格を打算し一符幾何として符數を以て取引せらるるのである。

料　六十寸を以て一料とし從來木稅徵收の材量單位は凡て料を用ひられしも現在木材取扱上殆と之を使用せさるのである。

鴨綠江材單位に對する材積早見表

斷面一符寸數	一符の尺締數	一連の尺締數	一符の立方尺	一連の立方尺
一,五〇〇	一〇・〇〇	〇・九〇	一二〇・〇〇	一〇・九二
一,六〇〇	一〇・六七	〇・九七	一二八・〇四	一一・六四
一,七〇〇	一一・三三	一・〇三	一三五・九六	一二・三六
一,八〇〇	一二・〇〇	一・〇九	一四四・〇〇	一三・〇八
一,九〇〇	一二・六七	一・一五	一五二・〇四	一三・八〇
二,〇〇〇	一三・三三	一・二一	一五九・九六	一四・五二
二,一〇〇	一四・〇〇	一・二七	一六八・〇〇	一五・二四
二,二〇〇	一四・六七	一・三三	一七六・〇四	一五・九六
二,三〇〇	一五・三三	一・三九	一八三・九六	一六・六八
二,四〇〇	一六・〇〇	一・四五	一九二・〇〇	一七・四〇
二,五〇〇	一六・六七	一・五一	二〇〇・〇四	一八・二四

第二章　吉林材

吉林材とは松花江流域より伐採せられ第二松花江を流下し吉林に集散するもの木材の通稱てある。現在に於ける木材の伐採地は吉林を距る四十邦里以南てあつて、松花江の上流頭道江、二道江沿岸地方てある。吉林材は數年前までは吉林省場より更に下流伯都訥方面に仕向けらるるもの尠なかりしか、現在に於ては其八割以上は吉林、九站の兩驛に陸揚の上吉長鐵道により一旦長春に出て、更に南滿鐵道により其沿線各地に供給せらるるも抑も吉林材として其盛價を高めたるは茲數年のことに屬するのてある。數年前までは僅かに三十萬尺締内外に過きす、豐富なる森林は殆と閉鎖せられつつあるの觀なりしに歐洲戰亂開始後、滿洲に於ける枕木其他建築土木用材の輸入激減と價格の騰貴は各方面の資本家をして一時に同流域に於ける伐木事業に著眼せしめ投資を試みたる爲め、大正八年度には其數量枕木を合し約六十萬尺締の增額を見るに至つた。而も財界好況に伴ひ南滿各地の大發展に伴ひ需要益々增加せんとする傾向を示し、仕向地としては確固たる地盤を有するには至らさりしも、大角物及製材は奉天を第一とし大連、長春、撫順、鞍山等之に次き、鑛山用杭木は主として撫順に送られ棺材は長春及奉天に枕



吉林省筏狀況

木は滿鐵及吉長鐵道用に仕向けられた。然るに財界の變動以來頓に不況を來し折角吉林に於ける森林開發の氣運に向ひ木材產額の如きも年々增加の傾向を有し、年額百萬尺締に達する趨勢にありしに一頓挫を呈するに至つた。吉林に流下する一切の木材は阿什哈達と稱する省城を距る上流約三邦里の箇所に繋筏せらるるのである。

第一節　吉林出廻數量

大正五年度に於ては同年一月吉林木廠經營者か苦心の結果多少の資金を集めて私帖を發行し、之にて遲蒔きなから比較的多數の把頭を入山せしめたると數年來不況にありし松花

江林業公司か官民合辦の株式組織に改組せられ流動資金を得、從來の慣習を打破して把頭への前貸を多くし契約額の八割乃至全額を貸付くる等隨分思切つたる活動をなせしと本邦商中船腹不足により北海道材の大連方面への輸送少かるへきを見越し、俄かに把頭と契約を結ふものありたる等により把頭連は大活動を起し三十餘組の大把頭團を始め、其他無數の小把頭團を合し約二千人の入山を見るに至つた。然るに伐木事業上最も密接關係を有する天候に申分なく冬季は降雪深くして山地に於ける運材容易に解氷期以後は降雨度に適して流筏順調なりしを以て六月末より漸次筏の來著するを見、八月上旬頃までには同年度伐木數殆と大部分到著せるの好成績を收めた。

大正六年度は沿線各地よりの需要激增の爲め忽ち捌け盡さるる好況なりし處、一面東支鐵道による北滿材南方輸送杜絕を見越し及農產物豐作による食糧品馬糧等の低廉等伐木業に尠からさる好刺戟を與ふる材料ありしを以て、同年の二倍以上の入山者を見た。然るに一般の入山期遲れしと降雨、降雪の量少なかりし爲め豫期の成績を收むるを得す辛うして全契約高の三、四割內外の著材を見たに過きない。

大正七年度は大正六年度著筏數二十五萬尺締內外にて全部賣捌かれ、好景況に驅られ同七年

度は多數の入山者を見、山元の放資家又活躍するに至つた。鋭意作業に從事したる結果伐採數量は前年より著しく增加した。而も冬季の降雪順調の爲め管流に至るまでの作業も極めて順調に進行し、松花江の解氷例年より二週間早かりし爲め同月二十五日には已に吉林埠頭に現はれ爾後十月まで引續き著材するを見た。然るに南滿一帶に於ける越年材の不足は需要者側を躍起せしめ中には遠く大連方面より來吉して著筏を待つ等の盛況にして、前年に倍せる出材も間もなく全部影を留めさるに至つた。

大正八年度は前年より持續せる市況の好況は、元來極めて小規模なりし個人經營の木材商（本邦人を含む）に尠からさる利潤を與へ、比較的大規模の仕事を計畫するに足る資金を加へしめ、又之を後援する一、二資本家も現はれ一方大資本を擁する豐材、華森、富寧等の各公司も愈々事業を開始せるを以て同年の山元への投資額は例年に數倍し其契約高五百萬立方呎以上に達した。然るに運材期に至り松花江上流地方一帶に牛疫流行し、加ふるに降雪少く暖氣俄かに加はりて運材に大支障を生せるのみならす五月十日頃より同十五、六日に至る松花江上流地方大增水にて約二百萬呎内外の木材を流失したる爲め出廻高は契約高の約七割に過きなかつた。

大正九年度　同年度に於ける不景氣は諸事業土木工事を停止し爲めに木材界の如きも其影響

を受くるに至り大正八年夏季の相場に比し約倍加せし同年初春の相場は爾後瓦落して前年の相場圏以內まて總崩れを見るに至つた。年來吉林材木の取扱に多くの經驗を有し吉林材の經營に多くの力を傾倒すへしと噂せる三井も之か爲めに失敗者の一人てある。其製材の停止、其他の損失を數へ來れは數十萬圓に上つた四十餘家の木材業者中枕を並へて斃れたるもの數家を出した。

年度別	果松（紅松）			杉松			落葉松			楊	雜木	計
	過梁	二呼頭	長條子	過梁	二呼頭	長條子	過梁	二呼頭	長條子			
大正五年度	三四、一〇〇	三一、二〇〇	一九、八〇〇	三七、一二五	二六、九五〇	一七、四〇〇	五五〇	一、〇五〇	三〇〇	二、七五〇	二三、五五〇	一九五、七七五
同六年度	四二、九〇〇	三四、三〇〇	二九、〇〇〇	四一、八〇〇	二六、二五〇	一一、〇〇〇	二、二〇〇	一、七五〇	—	七、四〇〇	二六、五五〇	二二三、一五〇
同七年度	一一七、四二五	七五、四四〇	二八、三〇〇	一〇三、六二〇	四七、七七五	二六、七〇〇	四、〇〇〇	八、七五〇	—	八六、〇〇〇	八九、七五〇	五八六、七九〇
同八年度	一三〇、九八九	七九、〇二四	三一、八六四	一〇六、一九四	五一、三三九	三〇、二六四	七、五六四	一三、三一四	—	八九、五六四	九六、八八四	六三六、〇〇〇

第二節　取引狀況

吉林材の販路は從前其七、八割は伯都納（新城）を中心とする蒙古地方に供給せられたのてあつて其用途の如きも主として棺材に材供せられたのてある。然るに吉長線の開通と南滿方面に於け

る日本人發展に伴ふ需要の增加とによつて形勢一變し、今日に於ては其生產の八割は吉林及九站に於て製材加工され吉長鐵道を經由し南滿洲各市場に提供せらるるに至つたのである。而して吉林に於ける支那商は仕向地方に確固たる聯絡を有せしのみならず一般に資本少き爲め今日に於ては僅かに松江林業公司及吉長木廠の二者が稍々大規模の仕事を爲し居る外、他は悉く本邦木材商若くは日支合辦會社の下請をなす傍ら吉林城內日支木工場用の木材を取扱ふに過きす、實際に於て當地木材界を支配するは本邦商にして而も金融を支配するもの亦邦人木材關係者てある。本邦木材關係者は富寧、華森、豐材の三大日支合辦會社を始め三井、三菱兩出張所、南昌洋行を始め個人經營のもの二十餘軒の多きに達し、吉林に於ける木材取扱高の大半は邦商によつて取扱はるるのてある。

年度別	果松(紅松)		杉松		落葉松		楡		雜木		計
	吉林新城	吉長線	吉林新城	吉長線	吉林新城	吉長線	吉林新城	吉長線	吉林新城	吉長線	
大正五年度	尺締 三四、四〇〇	尺締 五一、七〇〇	尺締 三一、〇〇〇	尺締 四九、四五五	尺締 七六	尺締 一、一四〇	尺締 三、四四六	尺締 三〇〇	尺締 八、五〇五	尺締 一五、〇四四	尺締 一九九、七七五
同六年度	二六、八六〇	七九、三四〇	二八、六五〇	五一、四〇〇	一、六六五	三、二八五	五、二五一	三、一五〇	三、三四〇	一四、三二〇	二二三、一五〇
同七年度	四四、二三七	一七六、九四八	三五、四二二	一四一、六八四	六、一二八	六、六三〇	六八、八〇〇	一七、二〇〇	一七、九五〇	七二、八〇〇	五八八、九九〇
同八年度	四六、三七五	一八五、五〇三	三七、五五九	一五〇、二三八	三、九七五	一五、九〇三	七一、六五二	一七、九一三	一九、三七八	七七、五〇八	六三六、〇〇〇

第三節　取引に關する諸掛費用

第一款　木稅と諸掛

松花江産材か南滿洲一帶に於て鴨綠江材と競爭し能はさる原因は採木事業の進步し居らさること、鐵道運賃の高價なる等種々の理由あるも稅金及諸掛の高率なるは斯業の發展を阻碍せる一大原因たるを否む能はさる所である。舊木稅章程は市價による從價稅にして木稅一割、山份稅六分、木植稅八分、計二割四分を徵したるも大正四年稅則の改訂以來三割一分五厘の各種稅金を徵收するに至つた。

稅目	稅率	備考
木稅	一割	稅額は市價を標準とする從價稅なり
山份稅	六分	
同上雜款	五厘	
木植稅	八分	
同上雜款	五厘	
木植貨牙稅	六分	
同上雜款	五厘	
計	三割一分五厘	

右の內木稅山份稅は元吉林勸業道の徵收したるものにして林業公司の存立中は同公司に於て徵收し、政府の收入となれるもの木植稅は元露人の下にある把頭か木稅を支拂はさる代りに交涉使に於て徵收したるものにして吉林公署の經費に充てたるものである。木植貨牙稅は貨牙公司か稅金徵收の請負に任したる當時之か手數料として同公司に徵收を許したるものにして以上の稅金たる其起原は各差異あるも、今日に至つては徵收理由なきものなるに拘らす之を徵收するのである。木植貨牙稅は日本人としては支拂をなさす、目下一懸案として殘さるる問題てある。以上は著筏後吉林に於て徵收する稅種なるか濛江縣附近開墾許可地の立木を伐採する場合山份は認定木價の一割を山元にて徵收し、其內三分の二を地主山份として開墾許可を得たるものか收入し殘り三分の一を地方官憲の收入となしつつある。又山元に於ける斧頭兒錢は木廠子に於ける木數により一把斧子に小洋五角乃至一元を課し、更に縣の敎育費として入山牛馬一頭に付小洋六角を徵收するのてある。此の如く多くの稅金諸掛を要するのてある。然し此高き稅率も實地に於ては木材價の鑑定及數量等の計算に際し、若干の黃白を收稅吏に贈ることによつて事實は大なる減額をなし得つつあるものの如く想察せらるるのてある。而して老龍崗又は老龍崗に近き濛江花園湯河等に於ては鴨綠江、渾江兩流域に搬出する木材の數量及木價の認定

は全く山元に派出せる收稅吏の意思に一任せるを見る。濛江縣の如き四面森林中にありて縣衙の收入は其大半は伐木業者の收むる稅金及﨑鑿の爲めに徵收する諸稅のみなるに拘らす、年々伐木業者の數を減し稅金の收入少く大困難を感しつつあるの狀況にして、地方官憲は納稅を完了するに於ては何れの方面を伐採し、何地に搬出するを問はす喜て入山者を歡迎せらるる所てある。尙吉林に流下すへき木材の稅金徵收方法は吉林の上流二百支里にある樺樹林子に於て木稅局臨時出張員の檢査を受け、木材の種類數量品位を記したる流票なるものを受領し、更に吉林の上方阿什哈達に於て再ひ稅局員の檢査を受け木票なるものを受領し之により吉林木稅局に納稅せらるるのてある。

第二款　汽車積運賃

吉長鐵道貨物運賃率は一般に高きに過き其等級別の如き當を得さることは一般商人の口にする所なるか、殊に當地方の輸出品の大宗たる木材に付其感を深ふするものあるは頗る遺憾とする。例へは角材の如きは加工品と見做して二級品に入れ、又未加工品と雖丸太の如きは直徑の大小により二級品に入るるか如き其一例てある。

吉長鐵道木材特定運賃

區間	哩數	二級品	三級品	四級品	備考
吉林—長春	哩 一二七・七	元 三・六五	元 二・八五	元 二・〇五	本表の率は一車扱一公噸に就てなり一公噸は
九站—長春	一二四・九	三・六五	二・八五	二・〇五	我二六六、六貫に當る

木材等級別表

等級	材種	容量(公噸)	備考
二級品	棺材、燐寸軸木	二〇	一公寸は一米突の十分の一我三寸三分であつて一公噸は千瓩米突〇、九八四二英噸に相當す
三級品	車材、杭木、板類、其他製材末口直徑二公寸以上原木角材	二〇	
四級品	枕木、背板、末口直徑二公寸以下の小丸太、其他	二〇	

第四節　取引慣習

木材か把頭の手より當地木材業者の手に引取らるるまての經路を大別すれは木材業者か條件附にて伐木運搬資金を貸付け其搬出せる材木を引取る(假に之を先物取引と名付く)か又は木材

業者か把頭の運來せるを材木問屋（糧棧兼業）を通し若くは直接把頭と商議の上引取る（假に之を現物取引と名く）かの二者孰れかてある。

一、先物取引　此方法は當地木材界の大立物てある豐材公司か昨年來試驗的に開始せられ相當效果を收めたるものてあつて、即ち該公司か把頭と木材の先物契約をなすに當り所用木材數量及評定單價を定め其運來資金として價格に相當する金額を相當條件の下に把頭入山の際三分（被服、食料、器具買入の費用）、運材開始の際五分（運材に必要なる人夫牛馬雇入及其糧食の費用）、最後に流筏の際二分（筏乘夫の費用）を貸與するのてある。把頭か木材を當地に運來し契約値段通りにて公司側に賣渡したるときは公司は當初の貸付金を四割の利子を附して之か決濟を行ふも、若し把頭か公司以外の者に賣渡したる場合には貸付金の年六割の利子を附して回收せらるるのてある。但右は當初の取極めか金勘定の場合にして若し官帖建なるときは前者にありては月利六割後者にありては同九割の增率となるのてある。此の如く其官帖建か金建に比し著しく高率なるは常に相場變動し、放資上危險の負擔重きを以て公司側として寧ろ憚はさる所てあつて、特に金勘定の利息を低くせる理由も茲に存するのてある。然れとも其選擇は一々把頭の自由意思に一任して公司は之を强要せす右方法によれは把頭は時價暴騰の爲め其運來せる木

材を最初の値段にて公司に賣渡すことを欲せさるときは公司側には單に二分若くは三分の割增利息を附して返還すれは足るのてある。後說の批買に比較して把頭連の最も歡迎する所てある一方公司側としても其何れにせよ相當收得あるは勿論、確實なる把頭を吸收する點に於ても亦頗る好策にして實に彼我兩得の方法てある。因に前記利子には頗る高率なるか如きも元來殆と無擔保同樣にて多額の金員を貸付け危險多きか故に必すしも高率てはない之か貸付には萬一を慮り事業の進行に伴ひ數期に分ちて支給せらるるのてある。

二、批買　此方法は從來行はれ現在に於ても盛に行はれつつある。其大體は貸款と大同少異てあつて其異なる點は割增利子さへ支拂へは必すしも原契約通りに木材の授受を要せさるに反し、批買に於ては時價の高低に拘らす原契約の價格にて授受せらるるのてある。每年問題となる邦人木材商對支那把頭間の紛擾の過半は官帖と木材相場の變動による契約の不履行にあるのてある。尙利益折半法として枕木取扱業者か一切の生產費を負擔し、把頭は單に勞働を提供し木材の賣上代より生產費を控除したる利益を兩者に於て均分する方法も行はれて、而も是等關係なき把頭は雜貨を本業とする料棧か其需給兩者間に介在し、之か賣買の周旋及代金の取立をなし手數料として賣買價額の百分の三を徵するのてある。

第五節　取引に使用する貨幣と尺度

吉林に於て普通木材取引及木稅の納付に使用する貨幣は吉林官帖てある。其種類には一吊、二吊、三吊、五吊、十吊、五十吊、百吊の七種てある。明治四十二年十一月吉林永衡官銀號より吉林官銀錢號と改稱せられる當初に於ては銀一元に對し、二吊五百文を法定相場となし請求額に對し二制兌換に應するの制度を定めたるも、其後濫發に伴ひ市價の下落を來すに至りたる爲め之を防止せんとし大正三年より同四年初に亙り市場相場以上の率を以て兌換に應したるか其結果兌換準備金は愈々不足を來し、遂に右兌換を廢止し全く不換紙幣となり相場は漸次下落し信用甚た薄弱てある。次に最近に於ける官帖相場を示す。

年度別	金對吉林官帖			小洋對吉林官帖			備考
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
大正五年度	一六、〇七〇	一三、九四〇	一四、九九〇	一三、一六〇	一二、一六〇	一二、九九一	
同六年度	一四、八五〇	一三、五八〇	一三、七三五	一四、五七四	一三、八四七	一三、八七三	
同七年度	一五、五六〇	一三、三八四	一四、四七九	一四、二三八	一三、七六〇	一三、五一三	
同八年度	一五、二九〇	一二、四七〇	一三、四四〇	一四、六五〇	一三、一一三	一三、九一七	

而して木材取引に使用する尺度は營造尺であつて俗に木尺と稱し我曲尺の一尺五分に當る。

第六節　市價

名目		大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	備考
大過梁	果松	三〇—四〇錢	四五—五五錢	六五—七〇錢	七五—一〇	
	杉松	二五—三〇	三九—四〇	五〇—五五	五九—六〇	
二呼頭	果松	二七—三六	四六—五三	六三—六七	六五—七三	
	杉松	二三—二七	三三—三八	四七—五三	四五—五五	
長條子	果松	二四—二九	四〇—五〇	五九—六四	六〇—六五	
	杉松	二〇—二四	三〇—三五	四四—四九	四五—五三	

第七節　吉林に於ける製材業

吉林に於ける製材業は大正七年度に於ける一般經濟界の好調につれ吉林を始め南滿地方一帶の建築界の勃興を見たる必然の結果として、吉林產出各種製材の需要頓に增加し、爲めに著しき製材業の發展を見るに至つたのである。然るに大正九年四月俄然經濟界の恐慌と共に製材業

亦不振に陷り各方面より陸續需要せられたる市場も注文の中絶となり先約の取消等續出し、市場は見る影もなき悲況を呈した。製材の種類及其主要取引先を見るに手挽による挽角は大連に於ける日支材木商を其主要取引先とし、機械挽各種板及各種の挽角、木材、箱板等は四平街、奉天、撫順、鞍山、大連等より需要せられ四洮鐵路局、滿鐵會社、滿鐵炭坑各土木建築請負、油坊業者英米煙草會社方面にあつた。製材業者の取扱に係る原木は主として松花江筋によるものであつて其主要なる製材業者は次の如くである。

鴨綠江製材無限公司　安東に本店を有する同支店は大正六年四月の開設にして附屬工場は建坪五百坪餘を有し蒸汽發動機を据付け帶鋸、大小製竪鋸製函機等裝置し規模大である。數年來船腹缺乏に連れ北海道材の輸入殆と杜絶の狀態にありしを以て常に注文に追はれ、一時一箇年の製材一千六百八十萬立方呎に達せるも今日に於ては其半にも滿たす。

吉林燐寸株式會社　大正三年四月の創立に係り資本金十八萬圓にして軸木及燐寸の製造を本業とし製材業を兼營する。現に工場内に七十馬力の蒸汽發動機を据付け盛に製造をなし、建築製材十二萬立方呎を取扱い成績甚た良好なりしも現在は捗々しからす。

華森製材公司　日支合辦資本金二百萬圓の株式會社であつて大正七年五月の創立に係る初め

森恪の滾江採伐林を擔保とし支那側に金二百萬元を借款せるものであつて、之を王子製紙に賣付け内百萬圓は當時の督軍孟恩遠か軍需品購買に使用殘額を存款とし、其後王子より再ひ百萬圓出資したるものと等分出資の形とし成立せられたるものて、實際の內幕は我朝鮮製紙（王紙系）と省內滾江縣林業局との合辦事業にして、同縣內に於ける同局所有の森林を伐採し製材するの目的なるも開業日尚淺く、加ふるに財界不況の爲めに不振の狀態にある。

豐材有限公司　資本金二百萬圓の日支合辦の組織による株式會社てある。大正七年五月の創立に係り本社を吉林に設置するの計畫なりしも、已に支那人の經營ある松江林業公司と對立するものの如く目せらるるは面白からすとの意見有力なる株主間に起り、遂に本社を長春に置き吉林に支店を設置せるものてある。而して會社は先つ省內滾江縣內に於て所有する一箇所の森林を伐採し、又支那人伐木業者の伐採に係る木材を買收して製材及之か附帶事業を目的とし事業を開始せるも開業一箇年に足らすして財界の變動に遇ひ、一時建築材の取扱百二十八萬四千六百立方呎に達せるも、最近華森公司と共に營業不振の狀態にある。

松江林業公司　支那人の組織せる株式會社にして資本金小洋百萬元を以て民國二年二月の設立に係る吉林に本社を有し大連、長春に支店を設く。而して吉林工場に於ては百八十馬力の蒸

汽機械を据へ付けたるも經營思はしからす、最近内部に大改革を施したるも財界不振の影響を蒙り經營困難の狀態にある。其他支那人の經營による主なるものに吉長木廠、三合祥、東祥裕あり、其他數名又は十數名の木挽を雇ひ角材又は板、引割椽の類を製造販賣する材木商多數存するのてある。

第八節　吉林に於ける燐寸製軸業

吉林に於ては燐寸製軸業として未た見るへきものなく本邦人の經營にして黃燐々寸及軸木の製造を本業とし製材を副業とする吉林燐寸株式會社一箇所あるのみである。七十馬力の蒸汽發動機を据付け黃燐々寸と軸木の製造に從事せらるるのてある。軸木の原料は主として長白山附近に產する白楊樹を用ひ箱材には松を用ひ、藥品及レッテル包裝紙等は內地大坂より輸入するのてある。職工の大部分は支那人にして少數の日本人職工之を監督する初め會社設立せらるるや支那人側に於て之に對抗し、小規模の燐寸製造會社を設置せるも競爭に堪へすして閉鎖するに至つたのてある。之に反し本品の販路は吉材を中心とし、東支沿線に漸次擴張され最近に於ける一箇月平均製造高を見るに燐寸四千箱（一箱は二百打入）、軸木二十萬把に達するの狀況て

ある。

第九節　吉林材木同業組合員

所在地	會社名及商號	氏名
吉林商埠地	三井洋行	小田滿
同城外昌邑屯	吉林製材公司	岩原大三郎
同城内二道碼頭	富寧造紙公司	北村武義
城外商埠地	豐材股份公司	宮澤盛三郎
城内糧米行	華森製材公司	細野喜市
城外大馬路	三菱商事株式會社	高橋義男
同昌邑屯	吉林燐寸株式會社	佐藤精一
同東大灘	茂材公司	岩原太三郎
城内糧米行	南昌洋行	吉田直彦
吉林城外東大灘	和登洋行	八原勇平
同	石光洋行	吉武常一
同	日華合木廠	大高市太郎
同	阿川木廠	重松嘉市
同	西澤木廠	西澤清告
同	松永洋行	松永峰次
吉林城外東大灘	八原木廠	八原勇平
同	泰山木廠	山下藤藏
同	天信號	三橋政明
城外車站街	富林公司	田中庄吉
同東大灘	德重木廠	二階堂重之助
同	吉林商會	岩田廣次
同	日東製材公司	東田萬藏
同	二浦商會	朝長八萬人
同	滿州材木株式會社	西田恒次郎
同小東門外	三合興	佐々木藤吉
同東大灘	藤浦商會	藤浦清人
同	栢谷商會	栢谷忠助
同	松江公司	石田英隆
同	山本木廠	山本眞尊
同商埠地	豐慶公司	中島縣

城外車站街	隆盛洋行	東菊次郎	同文廟屯	福隆洋行	藤吉三保
同	林祥木廠	林清太郎	同東大灘	三吉木廠	三義日出丸
同東大灘	大和商會	寺尾民助	同	藤萬商會	藤田萬作
同	本田木廠	本田勘吾	同	松昌號	松本末八
同	伊藤木廠	伊藤織平	同	吉林木材興業公司	岩間常造
同	三義木廠	三義菊丸	九站	福祥號	桑島彦壽
同	藤井木廠	藤井作三郎	吉林城外商埠地	吉林採木公司	野口彦松
城內新開門裡	北海木廠	鴨田保次郎	同大馬路	吉林木材株式會社	內垣寶衛
城外邑邑屯	松林公司	大岡兎喜三	同車站街	永信洋行	中澤常雄

第三章 北滿材

北滿材とは東支鐵道及松花江の便によつて哈爾賓經由南下し、長春に出廻り輸送せらるるのてある。東支鐵道の沿線殊に牡丹江、螞蜒河及穆稜河、湯汪河流域は豐富なる森林を有するのみならず、其材質は吉林材に比し稍々優り殊に松花江の上流産地及同江の支流たる牡丹江の上流牡丹嶺一帶より産するものを最も良材とす。本材は從來哈爾賓を中心市場として消費せられ或は東支線によつて浦鹽方面に輸送せらるるもの多數を占め、南滿方面に供給せらるるもの甚た少額てあつた。數年來長春驛に出廻る木材數量は十數萬尺締内外てあつて増加の傾向を來しつつあつた。露國革命勃發以來東支鐵道の紊亂は一般貨物の輸送を不安ならしめ貨車の配給其當を得さりし爲一時南下杜絶の狀態にあつた。然るに大正十年下半期頃より輸送漸く順調となり加ふるに其販路は日本内地に開拓せらるるや南下するもの多く盛況を呈するに至つた。尚同材は吉長鐵道か本春より賃率を引下けし關係上、品質幾分劣れる吉林材に比し廉價に取引行はれ居るか如き奇現象を呈し、吉林材にとりては今後一勁敵たるを失はないのてある。今日北滿材は哈爾賓を中心とし東支線を挾んだ森林地帶か本場てあつて、近來邦人の此地に著眼するもの

漸く多からんとするは甚た欣ふへき現象なりとするも事實上露國側によつて北滿材か支配されつつあるのてある。

第一節　哈爾賓出廻數量

（哈爾賓三井洋行調）

年度別	材積（尺締）			價額（圓）	考
	鐵道筋	松花江筋	計		
大正五年度	三五〇、九六〇	五四、〇〇〇	四〇四、九六〇	一、四五七、八五六	
同六年度	三一五、八〇〇	八四、〇三〇	三九九、八三〇	二、一五九、〇八二	
同七年度	二六八、四一〇	一一二、五〇〇	三八〇、九一〇	二、九七一、〇三〇	
同八年度	一九八、六〇〇	三二、七〇〇	二三一、三〇〇	二、〇八一、七〇〇	

第二節　取引狀況

東支鐵道沿線に於ける森林の豐富なること已に周知の事實てある。東支鐵道の借地のみにても興安嶺のチエーリスカヤ林區及東部線十頭河子驛附近の林區に於て濫伐防止策として造林を營みつつあるにも拘らす、其伐木量を一箇年八百萬立方布度の多きに達するのてある。其他東西兩部沿線には個人の經營に係る多數の林區より伐採せらるる數は決して鮮少てない。今一九

一七年より一九二一年に至る五箇年間の平均伐採量を觀るに鐵道納入の爲め個人及鐵道の經營する林區より伐採したる木材は薪木約十五萬クボ、枕木及建築材は四百五十萬立方布度を超過するの數字を示すのである。右の外鐵道以外の市場に供給せらるる薪材及建築材は一箇年約五萬布度乃至七萬布度を算するのである。而して一九二〇年中に於ける右木材の輸送高は七百九十四萬布度に上り、其仕向先は南滿沿線各地である。一九二一年度上半期に於て南滿地方へ仕向けられたる木材は前年同期のそれに比し四百七十二萬八千七百四十三布度の増加を見た。一般財界の不況建築界の不振は徒に滯貨疇積するのみにて斯界は甚た悲觀せられ居るも、其競爭の地位にある鴨綠江材、吉林材に比し安價なるか爲めに依然相當の需要を持續し東支鐵道の木材に對する運賃引下斷行によつて地方的輸送數の増加を見ると共に、薪材及建築材の價格は今後低落するに至るへく觀測せらるるのである。

年度別	哈爾賓需要高	滿鐵引渡數量	備考
大正五年度	五七、七〇〇 尺締	四〇、二八九 米噸	滿鐵の一噸は我一千五百十二斤に當り貨車は三十噸にて其最低積載量は十噸以上な以て車扱さす貨車の積載量は原木八十尺締内外製材九千才内外である
同六年度	八六、五〇〇	四八、三三四	
同七年度	一二四、三〇〇	五一、五五〇	
同八年度	四二、〇〇〇	一九、八八二	

東支鐵道連絡長春打切南下連絡木材數量

月別	大正五年度 長打	大正五年度 南下	大正六年度 長打	大正六年度 南下	大正七年度 長打	大正七年度 南下	大正八年度 長打	大正八年度 南下	大正九年度 長打	大正九年度 南下
四月	九五二	一一四	三七七、七六八	—	五、八五〇、八四八	一、四九一、〇四[illegible]	四六五、三一七	—	一、一九八、四三七	二五三、三三三
五月	四、七三九	七一五	三、五四三、九五四	二〇三、一九五	三、四五〇、六四五	一、一六七、七〇四	一、一九一、四三六	一〇三、八三三	四、六八一、七一九	四三九、一六三
六月	八、七九七	六〇六	七、六七六、三六三	一一三、六五三	三、五〇九、九〇八	七三三、五二二	一、四二四、五九六	八〇一、四三八	二、五六三、四一八	二二六、八〇八
七月	三、四八七	四九三	三、八九四、六八一	—	五、一六九、二二九	一、三一四、七八七	三七一、二九〇	三三二、四一七	六、八一〇、九一七	七九、七一三
八月	五、七七六	五八〇	三、六〇三、六〇〇	一、三三六、七八〇	四、九〇一、五七七	四一三、三〇七	四一六、〇五八	九八、九五一	三、三六六、六一六	四五七、八四六
九月	四、七一三	三八七	五、〇九七、四三六	二二九、三二〇	九、五五八、八七八	一七七、二九八	二、七二三、〇六四	三九四、九九三	七八三、一二〇	六五五、四二四
十月	四、〇四〇	一一	五、九三九、三六二	五三三、三五〇	四三七、九八四	二六二、六二一	二、〇四〇、四九三	—	二、一二〇、五八八	三三〇、一九三
十一月	三四〇	三八一	三、一〇七、九三三	七三一、〇四〇	一、三三六、四二〇	一九三、八三八	二、三一九、六六二	三三、七六〇	—	—
十二月	三〇	四九八	二、九五〇、〇七一	八〇、二六三	三、九二五、九三八	六七二、〇〇〇	一、二七三、五五八	四八九、〇九八	—	—
一月	八八、〇七五	—	七九一、一三七	三三、七六〇	一、三〇八、七九五	二五〇、七五六	七七七、二一一	八一、九〇〇	—	—
二月	二、三三六、九六一	四九九、三九四	一、三七五、四〇四	二一一、三〇二	二八九、七四八	一一五、〇七〇	一一三、五八七	七九三、七八〇	—	—
三月	六一三、七九七	一三五、三二〇	九六五、二五〇	四〇五、二九〇	二二四、五六七	一六、六五二	一、八一四、〇一六	—	—	—
合計	三六五	五〇、三三三	三九、三七三、〇五八	四、四七四、九五二	三九、九六八、五三〇	六、七九七、五八八	一四、九一八、二八八	三、二一九、一七〇	—	—
噸數換算	四〇、二八九		四三、四〇一	四、九三三	四四、〇五七	七、四九三	一六、四四四	三四、三八〇	—	—

備考　大正五年十二月以前の人力は打切及南下の區別は不明

第三節 東支鐵道木材標準運賃 (百瓲)

東支鐵道貨車の積載量は一輛十五噸にして木材の積込は容積に關係なく重量を標準とす。之か爲め木材の重量は運賃に關係を有し從つて其價格に影響する。而して運賃は建築用木材及杭木、小丸太、脊板、薪類の二種に分ち百瓲に付大體次の如き標準によるのである。

建築用木材

驛名	鐵嶺 東支(哥)	鐵嶺 滿鐵(錢)	奉天 東支(哥)	奉天 滿鐵(錢)	遼陽、撫順 東支(哥)	遼陽、撫順 滿鐵(錢)	營口 東支(哥)	營口 滿鐵(錢)	旅順 東支(哥)	旅順 滿鐵(錢)
哈爾賓	三五・九九	二九・六〇	三五・九九	三八・五〇	三五・九九	四八・二〇	三五・九九	五九・七〇	三五・九九	七六・四〇
小嶺	三八・四三	二九・六〇	三八・四三	三八・五〇	三八・四三	四八・二〇	三八・四三	五九・七〇	三八・四三	七六・四〇
帽兒山	三九・六五	二九・六〇	三九・六五	三八・五〇	三九・六五	四八・二〇	三九・六五	五九・七〇	三九・六五	七六・四〇
烏吉密	四〇・三七	二九・六〇	四〇・三七	三八・五〇	四〇・三七	四八・二〇	四〇・三七	五九・七〇	四〇・三七	七六・四〇
一面坡	四二・〇九	二九・六〇	四二・〇九	三八・五〇	四二・〇九	四八・二〇	四二・〇九	五九・七〇	四二・〇九	七六・四〇
葦沙河	四二・七〇	二九・六〇	四二・七〇	三八・五〇	四二・七〇	四八・二〇	四二・七〇	五九・七〇	四二・七〇	七六・四〇
石頭河子	四四・五三	二九・六〇	四四・五三	三八・五〇	四四・五三	四八・二〇	四四・五三	五九・七〇	四四・五三	七六・四〇
高林子	四六・九七	二九・六〇	四六・九七	三八・五〇	四六・九七	四六・二〇	四六・九七	五九・七〇	四六・九七	七六・四〇
橫道河子	四八・八〇	三一・九〇	四八・八〇	四一・八〇	四八・八〇	五〇・六〇	四八・八〇	五九・七〇	四八・八〇	七六・四〇

發送驛名	鐵嶺		奉天		撫順、遼陽		營口		旅順	
	東支(哥)	滿鐵(錢)	東支(哥)	滿鐵(錢)	東支(哥)	滿鐵(錢)	東支(哥)	滿鐵(錢)	東支(哥)	滿鐵(錢)
上石	五一・八五	三一・九〇	五一・八五	四一・八〇	五一・八五	五〇・六〇	五一・八五	五九・七〇	五一・八五	七六・四〇
海林	五四・九〇	三一・九〇	五四・九〇	四一・八〇	五四・九〇	五〇・六〇	五四・九〇	五九・七〇	五四・九〇	七六・四〇
牡丹江	五六・七三	三一・九〇	五六・七三	四一・八〇	五六・七三	五〇・六〇	五六・七三	五九・七〇	五六・七三	七六・四〇
磨刀石	五九・一七	三一・九〇	五九・一七	四一・八〇	五九・一七	五〇・六〇	五九・一七	五九・七〇	五九・一七	七六・四〇
擡馬溝	六一・〇〇	三一・九〇	六一・〇〇	四一・八〇	六一・〇〇	五〇・六〇	六一・〇〇	五九・七〇	六一・〇〇	七六・四〇

杭木、小丸太、脊板、薪類

發送驛名	鐵嶺		奉天		撫順、遼陽		營口		旅順	
	東支(哥)	滿鐵(錢)	東支(哥)	滿鐵(錢)	東支(哥)	滿鐵(錢)	東支(哥)	滿鐵(錢)	東支(哥)	滿鐵(錢)
哈爾賓	二九・二八	二九・六〇	二九・二八	三八・五〇	二九・二八	四六・二〇	二九・二八	五九・七〇	二九・二八	七六・四〇
小嶺	三一・九四	二九・六〇	三一・九四	三八・五〇	三一・九四	四六・二〇	三一・九四	五九・七〇	三一・九四	七六・四〇
帽兒山	三四・一六	二九・六〇	三四・一六	三八・五〇	三四・一六	四六・二〇	三四・一六	五九・七〇	三四・一六	七六・四〇
烏吉密	三五・三八	二九・六〇	三五・三八	三八・五〇	三五・三八	四六・二〇	三五・三八	五九・七〇	三五・三八	七六・四〇
一面坡	三六・六〇	二九・六〇	三六・六〇	三八・五〇	三六・六〇	四六・二〇	三六・六〇	五九・七〇	三六・六〇	七六・四〇
葦沙河	三七・八二	二九・六〇	三七・八二	三八・五〇	三七・八二	四六・二〇	三七・八二	五九・七〇	三七・八二	七六・四〇
石頭河子	三九・〇四	二九・六〇	三九・〇四	三八・五〇	三九・〇四	四六・二〇	三九・〇四	五九・七〇	三八・〇四	七六・四〇
高林子	三九・六五	二九・六〇	三九・六五	三八・五〇	三九・六五	四六・二〇	三九・六五	五九・七〇	三九・六五	七六・四〇
橫道河子	四〇・二六	二九・六〇	四〇・二六	三八・五〇	四〇・二六	四六・二〇	四〇・二六	五九・七〇	四〇・二六	七六・四〇
上石	四一・四八	二九・六〇	四一・四八	三八・五〇	四一・四八	四六・二〇	四一・四八	五九・七〇	四一・四八	七六・四〇
海林	四二・七〇	二九・六〇	四二・七〇	三八・五〇	四二・七〇	四六・二〇	四二・七〇	五九・七〇	四二・七〇	七六・四〇
牡丹江	四三・九二	二九・六〇	四三・九二	三八・五〇	四三・九二	四六・二〇	四三・九二	五九・七〇	四三・九二	七六・四〇

磨刀石	四四・五三	二九・六〇	四四・五三	三八・五〇	四四・五三	四六・二〇	四四・五三	五九・六一	四四・五三	七六・四〇
擦馬器	四五・一四	二九・六〇	四五・一四	三八・五〇	四五・一四	四八・二〇	四五・一四	五九・七一	四五・一四	七六・四〇

右運賃以外の諸掛

料金種別	驛費	積込料	支線運賃	積換料	取卸料	交通事務費
單位 百陀に付 錢	—	—	—	五・三七	二・一〇	—
單位 百陀に付 哥	六・一〇	二・四四	一・三三	—	—	[illegible]

右の外荷造を要すへきものは其梱包材料費亦倉庫に一時預託すへきものは倉敷料を支拂ふを要するのてある。其他貨車配給コンミッションは例外とする。露國は我國と其習慣を異にし收賄の弊多く殊に近來露國の瓦解より此事一層廣く行はれ、旅客手荷物の託送まても一々コンミッションを收むるに非されは受附さるの狀態にして、貨車の配給の如きも亦同樣にコンミッションによりて左右せらるるのてある。而して其貨車配給コンミッションは各驛其輸送繁閑の度に於て大なる差異あるも、大正七年十月金百圓に對し露貨四百乃至五百留の換算相場を上下せる際寛城子驛に於て貨車一車の配給を受くるに當り百留乃至三百留を要したりと以て其一般を推するに足るのてある。

第四節　伐採有權者と支那側との契約

東支鐵道沿線に於ける森林伐採有權者か其事業に著手したるは同鐵道開通以後のことである同鐵道に供給すへき燃料及建設諸材の需要は實に該著手の一大要素であつた。千九百二年伐採著手以來千九百五年まては支那及露國間に何等の條件もなく無暗に鐵道所要の材料を伐採せしか沿線の林材漸く減少するに從ひ、奥地に入りしのみならす伐採有權者間に紛爭を生するの虞ありしる以て各伐採者と支那木材總局(木石局の前身)との間に當時の東清鐵道交涉局の保證を得て成文の伐採契約成立するに至つた。其契約條件は各自多少異なれとも其要點は次の如くてある。

一、伐木及製材所の位置、面積

位置、面積共に大體の指示にして河川山谷の如き天然の境界線なき處は目通りの高さに伐取りたる樹株により之を示す筈なれとも、未た之を實行せさる故劃然たる境界を知ること困難てある。

二、木材總局は伐木權を與へたる同一の場所を定期間他人に與へさること。

三、租借者は道路及鐵道の如き運材機關及家屋、倉庫等を建設し得ること。

但し右建設地面に對しては地代として每年一晌に付十留を總局に納め伐木終了の際には凡て建設物を取拂ふこと。

四、租借者は其製材に對し年々規定の納稅をなすこと。

イ、東支鐵道に販賣する木材は價格の八%

ロ、其他の會社、諸官廳及一個人に販賣する木材は製材所に於ける價格の一八%但し其價格東支鐵道に販賣する價格より低廉なるときは東支鐵道に販賣する價格の一八%

ハ、製材所に至る木材は凡て東支鐵道に契約せる價格の一八%而して該製材所より東支鐵道又は他に販賣するときは無稅とす。

ニ、薪材は一立方サーゼンに付一留枕木は一本に付三哥半。

五、納稅方法及護衛等に關すること。

イ、每年九月までに一箇年に於ける製材種類數量を記したる届書を總局に提出し總局は之に同意したるときは一箇年期の伐木證を授與す。

ロ、伐木證を受領したるときは製材豫定量に對する納稅保證金を納付し一箇年の製材量確定の時之を清算す。

ハ、毎年一月に總局員は租借者と共に伐木證授受の日より計算の日に至る迄の製材量を計算す、但し製材さるへきもの及搬出されたるものを合算す。

ニ、前項の計算により製材量を確定し納税す前納の保證金より多く製材し或は已に保證金丈け製材し居るときは總局は租借者の希望により期間内尙製材を繼續せしむるのてある。但し此の場合には租借者は更に總局に其旨を屆出て前伐木證による期間の新伐木證を得るのてある。其製材豫定量により更に保證金を納むるのてある。

ホ、總局員は毎年五月更に製材數量を計算し一月に計算したる納税金を除き保證金と對照し未納税金を徵收する。

ヘ、租借は毎年九月前年中の伐木製材數量の明細書を作りて總局に提出する總局は更に次年の伐木證を前例により發給するのてある。

ト、一箇年間の製材量か保證金以內なるも差引勘定によりて保證金を返付せらるることはない但し若し都合により一年中毫も伐木製材をなささるときは納付したる保證金は總局より拂戾さるるのてある。

チ、租借者は總局員に住宅を貸與し木材及會計に關する諸帖簿の監査をなさしむへきものと

す。

リ、租借者は借區地内に於ける牧草を刈取ることか出來る但し一布度に付一哥を總局に納むるへきてある。

ヌ、租借者は總局に護衛兵の派遣を請求することか出來る但し其給料食費等は租借者持てある。

六、租借者の伐採權喪失の場合

イ、伐木製材に關する規定に合意すること能はすして其事業を中止するとき、但し此場合には其旨を總局に屆出つることを要するのてある。

ロ、本規定による伐木製材及納税の義務を果し得さるとき。

ハ、借區地内二箇年に亙り毫も伐木製材をなささるとき。

ニ、本證か露支兩國政府の伐木契約條項に抵觸したるゝとき。

以上は吉林省卽ち東支鐵道東部線に沿ふ各木材公司との契約てある。而して其西部線卽ち大興安嶺に擴布するシエフチエンコ木材公司の如きは契約當時在海拉爾蒙古廳の管下に屬せるを以て前者の場合と異なるのてある。卽ち(一)枕木に對する納税一本に付五哥、(二)角材丸太に

對する納税凡て一本に付二十哥、(三)製材量を豫定し保證金を納入せす、(四)蒙古廳員の製材量調査に來ることとなり、(五)護衞兵に關する條項もない。然るに東清鐵道は彼等個人經營の木材公司にのみ委するときは將來木材の減少に從ひ、價格の暴騰するを憂ひたると幾分濫伐の弊を防かんか爲め千九百七年八月三十日自ら經營すへき六箇所の大森林伐採條約を吉林會議員花翎候補道杜學瀛及黑龍江會議專員花翎存記道宋小濂との間に訂結せられた。

第五節　東支鐵道會社契約條件

東支鐵道會社は支那官憲との伐木製材契約條件として(一)東支鐵道會社は吉林黑龍江兩省內に左の六箇所に於て伐採せらるるものとされた。

吉林省	備考	黑龍江省	備考
石頭河子附近	從來フランク氏の租借地なりしが高林子と合し二區となる	三百八十四號待避驛附近	火遂溝地方長さ三十支里、幅十支里以內
高林子附近		巴林驛附近	皮洛地方長さ三十支里以內
一面坡附近	縱橫二十五支里卽ち六百二十平方支里を超ゆるを得す	杈林河沿岸	松花江との合流點を溯り長さ五十支里幅河岸を距る右二十支里左十五支里

(二)東支鐵道會社は伐木開始前豫め指定地區內に於て一箇年間に伐採せんとする材木の種類

數目を計算し木材總局に屆出て伐木許可證を受領せらるるのてある。總局は該證に伐採せんとする材木の種類數目を記入し、之によつて計算したる税額の三分の一を徴收して伐木許可證を交付さるるのてある。而して其殘額は製材を終りたる後許可證に記入せる數量を按し實際の伐木數に照し完納せしむる(三)總局は每年露暦八月一日に伐木許可證を發給し一年を以て期限とし期に至れは前期間の税金殘額を完納せしむるのてある。而して一期間に伐採せし伐木の數量か許可證記載數の三分の一に及はさることあるも既納の税金を還付せす、又其伐木數か記載數より超過せし時は該超過數に對し本契約の規定に據る伐木税を追徴するのてある。會社若し税金を納付せさるか或は本條約の條項に違反したるときは發給せし許可證を無效ならしめ、地區を囘收する又會社か納税を怠らす本契約の條項を遵守したるときは總局は從前の例により每年新許可證を交付さるるのてある。(四)東支鐵道會社は自己の費用を以て租借地區の境界を作り境界を越にて伐木することは出來ない。而も總局は同地區を他人に貸與することを得ないのてある。若し他人か擅に伐木するときは嚴法により之を禁止するのてある。(五)東支鐵道會社は其鐵道に接近せる租借地區內には車馬通行の道路を設けらるるのてある。(六)東支鐵道會社は其借區內に於て自ら伐木の設備をなし伐木を蓄積し製材場並に住宅を建設し、又運材用鐵道引

込線を敷設することか出來る。支那官兵の馬賊捕拿の爲め或は支那人民の獸獵並に人蔘採取の爲め同借區內に入るを妨くることか出來ない。借區內に牧草地あるときは之を刈取り又は之に放牧することか出來る。但し牧草一布度に付一哥を總局に納めらるるのである。支那官憲は該借區內に耕地ある場合には茲に移民開墾せしむることか出來、該移民の要する該地區內の家屋建築用木材及柴薪等は無償にて其伐採を許可せらるるものとされた。但し豫め東支鐵道會社に照會し地區を定め材木の數目を酌定し其材木特別許可證を該移民に給與し、移民の伐木は一切買賣を禁止さるるのである。(七)東支鐵道會社は伐木許可證によつて木材を伐採し一アルシンウエルショーク、長さ一アルシン(我二尺三寸四分)、厚さ一ウエルショーク(我一寸四分六厘强)毎に〇・四哥を總局に納付せらるるのである。但し圓徑十六ウエルショーク、長さ十二アルシンまでの丸太に適用し若し之より長さ大なる木材には各一アルシン、ウエルショーク毎に半哥とす、薪木は一クボに付一留枕木は一本に付三哥半を納税するものとす。而して丸太の太さ計算方は末口によるものとし〇・六ウエルショーク以上は凡て一ウエルショークに繰上け、以下は切捨てらる又長さの計算方は四分の一アルシン、四ウエルショークを最低位とし以下は之を算入しないのである。以上所定の課税方は本契約調印の日より五箇年を以て期限とするのである。期滿つれ

は改めて之を議する。(八)總局は委員を派して常に借區地に駐在せしめ伐採せる伐木の種類尺寸數目を檢査し東支鐵道會社員と立會ひ帳簿を作成して稅金の計算に便ならしむるのである。(九)東支鐵道會社は引込線、製材所、貯材所及住宅等に要する官有租借地に對して土地の種類を問はす凡て每晌每年三留の借地料を總局に納付せらるへく但し民有地に對 ては地主と合議の上其料金を定めらるるのである。(十)山林保護に關しては支那官憲其任に當り居るを以て東支鐵道會社は其伐木に際し、常に支那官憲の定めたる保護規則によらねはならないのである。(十一)東支鐵道會社か自己の需要以外に伐木して他に販賣するときは會社は支那通行稅則に照して納稅せらるるのである。(十二)本契約訂結後は雙方共に之を遵守し以前の契約等は一切廢止するものとした。(十三)本契約は露支兩語を以て二通を作成し指定地區圖面を附し雙方署名捺印し一通を吉林巡撫衙門に、一通を東支鐵道會社に保存し疑義を生したるときは支那文により解釋せらるるのである。(十四)將來鐵道の發展に伴ひ其數量を超過するときは總局の許可を得へく、而して一箇年に於ける其伐採數量は吉黑兩省に於て差あるのである。

材種	吉林省	黑龍江省	備考
薪材	二〇〇、〇〇〇クボ	一〇〇、〇〇〇クボ	

枕木	八〇〇、〇〇〇挺	三〇〇、〇〇〇挺
大木	二〇〇、〇〇〇本	一〇〇、〇〇〇本

第六節　東支鐵道沿線に於ける伐木租借林區

東部線地方

一、猫兒山より烏吉密河驛に至るスキデリスキー租借林區	平方露里 二、〇〇〇
二、一面坡驛附近スキデリスキー租借林區	二三〇
三、一面坡附近ボンダレンコ租借林區	一四四
四、サモフワローウイ驛よりカザンツエウオ待避所に至る間のスキデリスキー租借林區	一、〇〇〇
五、ヤブロニヤ驛附近ドウイノフスキー及ニワリスキー租借林區	六〇〇
六、ヤブロニヤ驛附近のフリツド租借林區	四〇〇
七、ヤブロニヤ驛よりサラヘーツイ驛に至る間の東支鐵道租借林區	八二〇
八、石頭河子驛附近のフリツド租借林	三〇〇

九、サラヘーズイ驛附近のスリンキン租借林區	一〇〇 平方露里
十、橫道河子驛附近のキリヤンスキー租借林區	四〇〇
十一、三道窩集驛附近のシエフチエンコ租借林區	六四
十二、山西驛附近のアゲエフ租借林區	一〇〇
十三、磨刀石驛附近のチヤシイヌイ兄弟商會租借林區	二〇〇
十四、磨刀石驛附近のニコラエフ租借林區	二五〇
十五、擡馬溝驛附近のスキデリスキー租借林區	六〇〇
十六、稿稜驛附近のチエルカツソフ租借林區	三〇〇
十七、細鱗河驛附近のスキデリスキー租借林區	七〇〇
十八、ポポーフ兄弟商會馬橋河驛附近租借林區	—
十九、ボロンツオーフ兄弟商會牙克石驛附近租借林區	—
合計	八、二〇八

西部線地方

一、大興安嶺西側シエフチエンコ兄弟商會祖借林區	五、〇〇〇 平方露里

二、チョール河附近の東支鐵道租借林區　四五〇
三、ホルゴー河附近のビッウシキン租借林區　三〇〇
四、一定の租借者を有せさる「チユーグ」「メリホフ」及グロワッキーの伐材區域　九〇〇
合　計　六、六五〇

以上の如く多數の租借林區中現に活動しつつあるは西部線のボロンツォーフ兄弟商會林區(牙克石驛附近)、シエフチエンコ兄弟商會林區(ホルゴー驛附近)、東部線に於けるスキデリスキー(一面坡、脅格學甫、葦沙河、細鱗河)、コワーリスキー(一面坡、牙勒羅尼、横道河子驛)、シエフチエンコ兄弟商會(石頭河子驛附近)、スリンキン(石頭河子驛附近)、ポポーフ兄弟商會(馬橋河驛附近)等である。

第七節　東支鐵道と燃料問題

東支鐵道の消費する燃料は薪炭と石炭各半を以てせらるるのである。戰前一箇年に要する數量價額統計の示す所に從へは平均消費數量薪二十五萬クボ、其價額三百七十五萬留、札賴諾爾炭三百萬布度其價額十八萬留の數字を表す。內機關車のみに要せし分は薪十九萬四千二百四クボ、石炭二百五十萬布度であつて其行走露里に對する消費薪材は旅客列車聯結機關車にして千

機關車露里に付九クボを要し、貨物列車聯結機關車にして千機關車露里に付九クボを消費せらるるのである。而も燃料として其過半を占めたる薪材は東支沿線に於ける森林伐採の奥地に入るに從つて價格の高騰を見以前の如く手近に之を得ること困難となりし爲め撫順炭を使用するに至つた。最近同鐵道の準機關紙である商業電報週報によれは一九二一年の同鐵道總支出額は三千二百九十八萬二千三百二十六留の內燃料費は九百六十七萬一千八百三十二留であつて支出額の約三分の一を占むるのである。故に燃料費節減に現任長官オストロウーモフ氏の深く留意する所てある。今日東支鐵道に於ける燃料の種類と其數量を見るに次の如くてある。

薪	撫順炭	蘇城炭	札賚諾爾炭
三九八、五八〇クボ	七三、三二〇米噸	三、三三三米噸	一七二、三二〇米噸

而して是等燃料の能率を見るに最も優良なるは蘇城炭てあつて、其平均の等價率は百二十三布度を以て薪の一クボに相當する同樣の計算法によつて前記各種燃料の等價率を比較するに次の數字を示すのである。

薪	蘇城炭	撫順炭	札賚諾爾炭
一クボ	一二三布度	一五〇布度	二六七布度
換算	二、〇八四米噸	二、五四二米噸	四、四九五米噸

更に是等燃料價格を見るに固より不同であつて一定せさるも、最近東支鐵道納入價格は

一、薪	哈爾賓倉庫渡（松花江筋のもの）		四五、〇〇留
	東部線本線渡		三六、五〇
	西部線興安、碾子山間		三八、〇〇
	同　郭爾谷驛		四五、〇〇
二、石炭	撫順炭長春渡	一布度に付　一五、〇〇哥	一米噸に付　八、八五
	蘇城炭國境驛渡	二四、〇〇	一四、一六
	札賚諾爾炭同地渡	一二、二五	七、二二

等の如く更に之を等價率より各種燃料を比較すれは薪一クボの與ふる發熱量と同量の熱を得るに要する各種石炭の重量に對する價格を算出比較するに

種別	渡場所	數量	價額
薪	哈爾賓	一クボ	四五、〇〇留
撫順坑	長春	二、五四二米噸（單價八、八五留）	二二、四九
蘇城炭	國境驛	二、〇八四（同一四、一六）	二九、五六
札賚諾爾炭	同	四、四九五（同　七、二二）	三二、四五

の價格を示し撫順炭最も安價である。而して撫順炭の哈爾賓渡同價率留は二六、八〇留、同滿洲里渡二一九、九五留となり是等の地方に於て得らるる如何なる他の燃料よりも低廉である。以

上の計算によつて東支鐵道か撫順炭を使用するの有利なること明瞭となり、之に注目するに至つたと共に東支沿線に撫順炭と同樣の良質石炭の採掘を計劃し、同鐵道東部線烏吉密驛附近及馬橋河驛附近に開堀希望を懸け將來に備へんとするにある。

第四章　結論

滿洲に於ける木材需給の現狀は其八割までは滿洲材によつて自給せらるるのみならす、其競爭の位置にある米國材、北海道材を漸次驅逐し而も其餘勢は日本內地にまて新販路か開拓せられ、將來世界的木材の缺乏に備へられんとする滿洲材の前途に期待せらるるものかあるのてある。今日市場に現はるる各材種の優劣を比較するに北滿、吉林、鴨綠江材は共に同一樹種てある。然るに其產地と取扱方法を異にせる爲め多少の優劣を見るのてある。卽ち鴨綠江材は管流或は流筏によるを以て少くとも數箇月間水に浸され、其間樹液と淡水との交換作用を起し自然に材質を善くし樹脂を排除して狂と割目を減少せしむるのてある。之に反し東支線による北滿材は伐採後直ちに汽車積にて市場に輸送せらるるか故に樹種多くして狂易く、而も鉋肌美ならす單に角取正しき長物なるを特長とし、價格低廉なるか爲め一般に歡迎せらるる所てある。而して吉林材は鴨綠江材と同しく其運材方法は水運によるを以て材質上何等の優劣なきも木材の小なる割合に角取寧ろ正しきに過き爲めに良材の部分にまて背板として切りとらるるを以て化粧材には不適當てある。北海道材は最初建築材として蝦夷松、椴松等の角材、丸太材多量に

輸入せられしも他の材種に比較して伸縮多くして割目生し易き缺點を有するか爲め現在は主として鐵道用枕木として輸入せらるるのてある。米國材は其材質油分を含み粘著力に富むを以て建築材として最も歡迎せられ、化粧材として使用せらるるもの多いのてある。而も歩取の正確なるは此木材の特長てあつて長さ二三十呎より八十呎の角材に至るまて角落なき完全なる機械挽てある。

以上の如く支那木材市場に於ける主なる外國材は北海道及米國材の二種てある。而も北海道材は歐洲戰前まては大連に輸入せられたるもの毎年五十萬尺締内外を見、關東州一帶に於ては殆ど獨占的地位にあつた。然るに歐洲戰後日本內地に於ける木材の激增と船腹の缺乏とによつて從來の如く需要に應する能はさる現象を呈し、此機會に乘し而も地理的に優秀なる關係にある鴨綠江材は販賣上の基礎確立に努力せる結果、漸次北海道材を驅逐しつつある事實は否定し能はさる所てある。而して米國材は木材貿易總額より見るも極めて僅少てあつて其用途は造船、汽車製作等の一部に使用せらるるに過きない。今日滿洲に輸入せらるる年額は大正九年度は例外として僅かに一萬尺締內外てあつて滿洲に於ける木材需給問題の上に左程重大なるものてはないのてある。

満洲に於ける伐木事業は今尙創業時代に屬し其蓄積の豐富なること逃上の通りてあつて、而も林業上の特長として極めて有用の材に富み、能く支那各市場の要求に應し得へきのみならす特種材に至つては外國に輸出し得るもの多々あるのてある。殊に吉林省黑龍江省の如き未た調査せられさる未知の森林多きのみならす其產額も年々著しき增加を示しつつあるのてある。殊に鴨綠江、松花江其他河川は流筏上の水運機關として好箇の河川狀態にあるのみならす、生產費の低廉なる條件の下にあるは滿洲材の强味てあつて將來河川を修理し、或は簡易なる輕便軌條を敷設し、從來の勞力主義を改め事業上の進捗と確實を期すると共に造材、集材、管流、編筏、流材等に改良を欲し信用と價格の高騰を計らは滿洲材の將來に益々前途あらしむるものてある。殊に林政當局者の識見と抱負を以て森林の伐採利用を講究し木材業者に附帶する諸稅の輕減を斷行し、木材の工藝的性質の研究と集約的利用に努力するは今日滿洲材將來の革新を來すへき上に最も重要なる問題てある。

畜産

凡例

一 本篇は滿蒙に於ける畜産業一般の記述を目的とし畜產製造工業及ひ畜產物の取引等にも及んたか、猶是等の點に關しては本全書工業及商業篇を參看されたい。

一 畜產統計の如き滿鐵輸送高及輸出入等の外は悉く推定に依るものを轉記したるものにして或は實地踏査に依るも確數を得かたいてあらう。讀者の判定に委するのみ。

一 挿圖は殆ど皆本社農事試驗場畜產科員松島鑑氏之か蒐集解說を附した。

一 本篇の資料は執筆を急きし結果考證の充分ならさるものあれと將來の補訂に俟つ。

一 本篇編纂には本社農事試驗場畜產科員諸氏の援助竝に左記の參考書に負ふ處が大てある。

滿洲一般誌(關東都督府) 滿蒙經濟統計圖表(同上) 滿蒙經濟事情(同上) 滿蒙產業誌(同上) 東部內蒙古調査報告(同上) 蒙古地誌(柏原濱田共著) 第七次農商統計(民國農商部) 關東廳第十五統計書(關東廳) 滿洲事情第二回各輯(外務省通商局) 通商公報 本社調査課各種調査報告書 本社農事試驗場調査復命書類 農事試驗場彙報 農事試驗場要覽 南滿獸醫學會報 滿蒙の文化 關東軍獸醫部報 海城支那馬調査班調査書類 滿蒙毛織株式會社調査書類 等、

大正十一年十二月十九日

擔當者　野中時雄

畜産

目次

目　次　終

畜産

總説

八、滿蒙の地を以て家畜の世界なりと謂ふ果して然るや、滿洲及蒙古に於ける牧畜業の現況を按するに滿洲に於ては農耕を主として牧畜業を營むは僅に蒙古接壤地帶若くは山地帶に限られ大牧場あるを聞かない。此處を以て滿洲に於ける牧業は論するに足らすとなすへきか、一見滿洲の牧畜の存在をすら疑ふへしと雖、詳に之を觀するに彼等の農耕たるや有畜農業にして滿洲の大平原を耕すに牛、馬、驢、騾の力に倚らさるはなく、農產物の搬出又是等の役畜に專ら負ふ處である。加ふるに農家の副業として山羊、緬羊、豚、鷄、家鴨、鵞等を飼育せさるはなく其數も決して等閑に附する譯には行かぬ。然も其飼養管理の法たる頗る原始の域にあり飼料の如きも少數の役畜を除いては農場内の癈棄物を巧に利用するに過きさるも强壯なる家畜を生產すること驚くへく、若し之に將來種畜の改良、飼養管理法の上に新科學の利用を普ねからし

むれは長足の進歩發達を見ることは疑ふの餘地なく、優に東洋に於ける一大畜産地を現出することは敢て遠き將來てはなからう。

蒙古地方に於ては既に開放せられたる地帶に就ては滿洲と何等選ふ處なかる可きも、未開放地は一大生草地を殘し、蒙古人は家畜を以て唯一の財産とし牧業を以て其生業即ち生活とし其生産する處の家畜類の確數を得ることは困難なれとも、又莫大の數に達し露國軍の侵入征蒙軍の徵發及疫病等に依つて著しく衰へたりと稱せらるるも、猶滿蒙に於ける一大産業たるを失はない。漸次開放地として農耕地と化し去ると雖、氣候及土質の關係より依然として牧業地として殘る可き面積は又決して少々てはない。其經營法たるや滿洲のそれ以上原始的なれとも蒙古人の知識的開發に伴ひ適切なる指導及保護を加ふるならは將來畜産品の需要に對し無盡の供給を與ふるに至るてあらう。

之を以て見る時は我國に於て勃興しつつある各種畜産品の需要を充す牧場は實に滿蒙の天地をおいて他になきのみならす、更に世界各國の畜産工業發達に伴ふ畜産品の不足を滿足せしむ可き運命にあるものと言はねはならぬ。然れは滿蒙牧畜業の合理的經營法、科學的飼育法を以て指導啓發することは目下の急務にして獨り滿蒙土人の利益のみならす世界に貢献する所以て

ある。

以下章節を分ちて其現況を述へんとするのである。

第一章　滿蒙に於ける畜産業の沿革

第一節　滿蒙牧業の起原

滿蒙牧業の起原

滿蒙に於ける牧畜か何時の頃より始められたるか之を詳にすへき文献の據る可き者なしと雖、滿蒙に於ける牧畜地たる蒙古地帶に於ては蒙古人在ると共に牧業ありと言ふ可く、牧業は彼等唯一の生業であり生活そのものである。東三省に於ては牧畜は多く農家の副業にして專業者甚た稀なりと雖、此地の農業は凡て有畜農業にして、又畜產業と密接の關係に在り何れにしても滿蒙に於ける牧畜業の起原は蒙古人の歷史と滿洲移民史と共に終始して居ると見られる。

第二節　中國の馬政

中國の馬政

各種畜產の內馬政のみは軍馬の供給上其制度最も古く之に依つて滿蒙畜產の沿革を察し得可く主要なる記錄を抄錄して之を推さんとす。

中國馬政は遠く源を周代に發したるも制度として見る可き者あるに至りしは漢代以後てあつ

て馬政の職司には太僕、中太僕及水衡都尉があつて馬匹の育成供給を司り馬匹の供給は主として邊郡の諸牧師苑よりした。而して其供給方法としては官牧主義と民牧主義とがあり時代に依つて兩者の何れかゞ採用せられたが明朝にては兩主義を併用して居た。而して牧師苑への補充は貢馬及市馬に依つて居た。清の乾隆二十八年始めて圈馬栓馬の制を敷き從來各官兵に散與せしものを廢した。圈馬として滿洲毎旗に二百匹蒙古毎旗に一百匹として滿洲蒙古を合して一圈となし、後更に直隷の馬匹より補充して其數を倍加して六百匹となした。栓馬には滿洲毎旗に九十匹蒙古毎旗四十五匹としてあつた。

第二節　官營牧場

馬匹其他畜類を育成する爲めに政府の經營に係る牧場卽ち牧廠は又其起原遠く遼、金、元の代に其施設を見たが淸代より引續き現存する牧廠には次の如き者がある。

第一款　太僕寺所屬牧場

太僕寺所屬牧場に左右二場あり、左翼場は其幅員東西二百支里南北一百七十支里にして張家口東北喀喇尼墩井に在り、右翼場は騍馬場、騸馬場の二場より成り騸馬場は其幅員東西七十支

里南北五十支里、騾馬場は其幅員東西百二十支里南北八十支里あり張家口西北齊々爾漢河に在る。現時は何れも陸軍部の管轄に屬して居る。

第二款 上駟院所屬牧場

上駟院所屬牧場は大淩河に二場卽ち錦縣及廣寧縣竝に張家口外察哈爾商都達布遜諾爾及ひ達里崗崖に各一場宛あつて馬及駱駝を放牧して居る。民國以後も其制を踏襲して居るか殆さ廢滅の域にある。

第三款 慶豐司所屬牧場

慶豐司所屬の牧場は張家口外察哈爾八旗、達里崗崖、養息牧の三場あつて專ら牛羊群を放牧し古來祭祀用に供せられた。民國後も上駟院所屬のものさ同樣に察哈爾都統の所管に屬して其制を踏襲しては居るか荒癈して居る。

第四款 北洋馬政局

袁世凱か直隸都督たりし時代に北洋新軍に洋馬を補充するの目的を以つて創設したる者てあつて張家口多倫諾爾に至る道路上に在る。

以上は舊來よりの官有の牧場てあるか民國以來三箇の種畜試驗場を設けて農商部の所轄に屬

し種畜配種規則を布いて畜産の奬勵をなして居る。右の內滿蒙に屬するものに察哈爾東牛群界哈達呼圖克に第一種畜產試驗場あり、民國二年四月の創設であつて羊、豚、牛の改良、防疫、牧草の栽培試驗を行ふ。全面積三百七十五頃を有して居る。

第四節　馬市

滿蒙に於ける畜產物の移動は馬匹の入貢並に馬市に見る事か出來る。記錄に據るに明の洪武二十年高麗の馬三千四十匹を遼東に輸入し後、濟州島馬を入貢した記錄かある。同二十四年更に四千匹の馬を高麗より得て遼東に牧養せしめたとある。又同年兀良哈の頭目哈兒兀歹は其部下をして馬を明に獻上して居る。超へて永樂三年始めて遼東、開原、廣寧に馬市を立てて三姓、臨江、克錦等地方の特產馬の取引を始めた之れ馬市の濫觴である。當時馬市と稱するも北方人種及ひ漢人種間に馬を媒介として行はれた交易市場であつて馬以外の畜產品並に諸雜貨か取引せられた北方との唯一の接觸であつた後、又撫順に馬市か開設せられた。後年所を經るに從つて三市共に城外數百支里の處に市場は移された。馬市にも官私の別かあり永樂年間には又馬の法定價格か定みられた。參考の爲めに之を揭ぐれは次の如くである。

永樂三年法定價格

上上馬	絹八疋布十二疋	下馬	絹二疋布四疋
上馬	絹四疋布六疋	駒	絹一疋布三疋
中馬	絹三疋布五疋		

永樂十五年改訂法定價格

上上馬	絹布各五疋米五石	下馬	絹布各二疋米二石
中馬	絹布各三疋米三石	駒	布二疋米一石

馬市には法定抽分卽ち互市税があつた卽次の如くてある。

兒馬一匹	銀五錢	綿羊一隻	銀二分
馬駒一匹	銀三錢	山羊一隻	銀一分
騸馬一匹	銀六錢	木耳十斤	銀一分
大牛一隻	銀二錢	貂皮一張	銀二分
中牛一隻	銀一錢五分	豹皮一張	銀一錢
小牛一隻	銀一錢	熊虎皮一張	銀三分

牛犢一隻	銀五分	鹿皮一張	銀二分
騾一頭	銀三錢	麅皮張	銀五厘
狐貉一張	銀一分	段一疋	銀一錢
參一斤	銀五分	鍋一口	銀二分
松子一斗	銀二分	絹一疋	銀一分
蜜十斤	銀一分	驢一頭	銀一錢
蠟一斤	銀一分	親子一件	銀五分
木枯十五斤	銀一分	鏵子一件	銀五厘
馬尾一斤	銀一分	水獺皮一張	銀二分

以上に依つて馬市に於て取扱はるる諸雜貨の種類を察するに足る。

第二章　牧畜業の概況

第一節　東三省に於ける畜産

東三省に於ける畜産業としては概ね農家の副業にして就中所謂南滿洲に屬する奉吉二省に在つては專業牧場を營むもの少く、牧場適地としての餘地も亦殆ど殘されてない。之に反し北滿洲殊に黑龍江省は蒙古との接壤地として地理的關係及地味、氣候上牧業の經營を見るも近年墾務の進行と露國軍隊の侵略、征蒙軍の徵發等に依つて昔日の片影を有しないが、布特哈地方に土著する索倫及達呼爾族の畜産殊に産馬、郭爾羅斯後旗の馬、杜爾伯特旗の羊、札賚圖の牛は猶其名高く加ふるに露國人の牧業又閑却し難い。

東三省に於ける畜産業は以上の如く專業者は極めて少なきも滿洲の農業は有畜農業にして、副業的小動物飼養の數は亦到底我國の比ではない。試みに滿洲農家に就て其所有動物數を編者の嘗て調査せる者を揭くれは役畜として一戶平均馬騾驢五・八頭、牛一・五頭、豚一一・一頭、家禽六・〇羽にして地方的には牧羊を兼ぬる者も亦少くない(農家三十戶の平均)以つて一般滿洲

農家の家畜數を推すことか出來る。

第二節　蒙古に於ける畜産

第一款　概　説

蒙古に於ける畜産業は其産業中主要の者てあり蒙古人唯一の生業てある其經營たるや頗る原始的の方法を以つてし特に牧場等の設あるにあらされと茫漠たる大草原は眞に天惠の牧場てあつて、彼等は之に放牧しつつ遊放の生活を行つて居る。然れとも東部內蒙古に於ては民國の拓殖政策日に進み年と共に農耕地と代りつつありて、現在に於ては農耕地帶五割、農牧地帶三割牧畜地帶二割となす、興安嶺西北地方の純遊牧地帶及ひ外蒙古に其域を限られて居る。將來東蒙古一帶は不可耕地を除くの外は牧畜專業者を見さるに至らむも副業としての牧畜、殊に牧羊業の勃興せんとするを見る。

今內蒙古牧畜の主要なる地方を擧くれは烏珠穆沁、浩濟特、阿巴噶は純游牧地方中特に良好なる牧畜地にして此他昭烏達盟中の札魯特部、阿魯科爾沁部、巴林部、卓索圖盟中の喀喇沁部、土默特部、哲里木盟にては達爾罕旗、札薩克圖旗、札賚特旗等其名尙高い。

更に蒙古地誌に依つて東部内蒙古に於ける牧場地區を擧ぐれは左の如き者かある。

第二款　哲里木盟地方

イ、郭爾斯前旗　　メイリンシズ（東西三十支里、南北十支里）
　　ホアノール（東西五十支里、南北三十支里）

ロ、科爾沁右翼後旗（蘇鄂公）　コシボリコ（東西二百支里、南北百支里）

ハ、札賚特旗　　カシヤ（東西六十支里、南北二十支里）

ニ、札薩克圖旗　　ホーシタイチヤラガン（東西七十支里、南北二十支里）
　　バイシー廟（東西十六支里、南北十五支里）
　　シユーチボル（東西百八十支里、南北百二十支里）

ホ、圖什業圖旗　　アムタイホ（東西五十支里、南北二十支里）
　　コーロバンシン（東西三十支里、南北八十支里）

へ、達爾罕旗　　ウブリンコンドラン（幅二十支里東北より西南に至る約百二十五支里）
　　バカタラ（東西八十支里、南北三十五支里）
　　ニートホシヨウ（東西三十五支里、南北八十支里）

ト、博王旗　チョワンホリ廟(東西三十支里、南北十五支里)

第三款　照烏達盟地方

イ、東西札魯特旗

開魯縣下の開墾地を除く東札魯特旗及西札魯特旗の峪地に牧畜を營む。殊にヘフリン河、ウラジムロン河、バインタラ河等の各流域地方を牧場適地として居る。

ロ、阿魯科爾沁旗

ウラジムロン河、アオムロン河の流域牧畜地とし興安嶺主脈に近くに從つて牧場の數を減して居る。

ハ、大小巴林旗

小巴林旗に於てはウラジムロン河流域地方を最適地とし、興安嶺主脈地方又放牧に適して居る。大巴林旗にてはチヤハンムレン河流域以東コロコロテン河峪地、西喇木倫流域の未開放地帶に盛んである。本旗は漢人の植民開墾漸次擴大しつつあるを以つて牧場地區の減少を來しつつある。

ニ、東西翁牛特旗

西翁牛特旗は殆ど開墾しつくされたるの觀あるも、老哈河の各支流峪地に僅に牧場地を殘されて居る。之に反し東翁牛特旗は僅の旣墾地と砂漠地帶以外は廣く放牧に使用せられる。

ホ、克什克騰旗、南北敖漢旗、奈曼旗

砂漠地帶、曹達地を除きては各旗とも亦一般に牧畜盛んに行はれる。

第四款　錫林郭勒盟地方

本盟中西烏珠穆沁は東部內蒙古中最も牧畜業の盛んなる地方であつて純然たる遊牧地帶てある。其他の地方は蘇尼特地方の沙漠地帶を除いては何れも牧畜業を專業とし他の各盟に勝つて居る。

第五款　卓索圖盟地方

本盟は農耕最も開け僅に熱河東北の高寺臺、喀喇沁右翼旗の前川(大羊羣)、後川(小羊羣)同中旗の孫家莊子及ひ兩土默特旗內に牛羊の放牧を行ふのみてある。

蒙古地方に於ける家畜の種類は羊最も多く牛馬之に次いて居る。其他豚、家禽等に至つては飼料管理其他慣習上飼養數か少ない。

蒙古人の飼養法

蒙古人の家畜飼養法は祖先傳來の法を以つてし極めて巧みなるか如きも依然原始的の方法た

るを免れす、殊に家畜衞生に關しては何等の智識なく一度獸疫流行すれは忽にして其全家畜を滅亡せしむるに至る。加ふるに放牧法の爲めに一度旱天相續けは飼料と飲料水とに窮し、餓死する者亦少からす、其他蕃殖法に冬天の管理法に幾多の顧慮を要す可く科學的經營法を以てするに非れは旣に述へたる如く農耕開拓の進行と相俟つて蒙古の牧畜も漸次衰頽を來す可く、何等か蒙古畜産を維持するの方策を施すことは蒙古畜産にとりて目下の急務なりと言はねはならぬ。

外蒙の畜産

外蒙古の畜産に至りては其狀態更に不明にして僅に露國旅行者の言を綜合するのみなれと繁殖は輸出に伴はす、流行病又盛に加ふるに喇嘛僧侶か家畜生産に干渉して其繁殖を阻止する等最近數十年間次第に家畜の數を減しつつあるものの如くてある。而して最も盛なるはセレンガ河、オホルニ河流域のアハイム王公管内てある。（第三節第七參照）

第三節　滿蒙に於ける家畜の頭數

滿蒙に於ける家畜の頭數に就ては記載者に依つて其數を區々にし、其推定の何れか正確なりや判斷に苦しむ處なれと、滿蒙の現狀を以てすれは其頭數の確實なる者を得ることは或は困難

てあらう。以下各報告者の擧くる家畜頭數を掲けて讀者の判定に俟つことゝする。

第一款　民國農商統計に依る畜産物

一、馬

イ、全國累年比較

＊印は報告未著にして全國を代表し難し

年次	内種	雑種	外種	計
民國四年	四、六三一、八九九頭	六八、七二五頭	三三、八二九頭	四、七四四、四五三頭
同五年	四、三五五、四〇七	五二、一四七	一七、三二五	＊四、四二四、九三九
同六年	四、三六三、四九四	四八、一一九	一七、五二一	＊四、六二九、一三四
同七年	四、二三六、〇〇四	四九、九〇五	一六、九〇二	＊四、三〇二、三一一

ロ、滿蒙（民國七年）

地方	内種			雑種			外種			計		
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計
奉天	三九三、六〇一頭	三七四、三六八頭	七六七、九六九頭	一六、五〇八頭	一六、五九六頭	三三、一〇四頭	四、二一七頭	三、五四四頭	七、七六一頭	四一四、三二六頭	三九四、五〇八頭	八〇八、八三四頭
吉林	二七八、五三四	三三三、五九〇	六一二、一二四	一、六九五	一、一七七	二、八七二	八〇七	九四九	一、七五六	二八一、〇三六	三三五、七一六	六一六、七五二
黒龍江	三九七、二二三	三〇四、一五四	七〇一、三七七	三八	二九	六七	一、二八六	二、〇四五	三、三三一	三九八、五四七	三〇六、二二八	七〇四、七七五
熱河	八四、三〇二	七五、八三四	一六〇、一三六	—	—	—	—	—	—	八四、三〇二	七五、八三四	一六〇、一三六

地方	内種 牝	内種 牡	内種 計	雜種 牝	雜種 牡	雜種 計	外種 牝	外種 牡	外種 計	計 牝	計 牡	計 計
綏遠	三三、〇七六	二八、五三〇	六一、六〇六	—	—	—	—	—	—	三三、〇七六	二八、五三〇	六一、六〇六
察哈爾	二八、八四七	二三、八六三	五二、七一〇	—	—	—	—	—	—	二八、八四七	二三、八六三	五二、七一〇
計	一、二二五、五七三	一、一二九、五七九	二、三五五、一五二	一八、二四一	一七、八〇二	三六、〇四三	六、二一〇	六、五三八	一二、七四八	一、二五〇、〇二四	一、一五三、九一九	二、四〇三、九四三

二、牛

イ、全國累年比較

年次	内種	雜種	外種	計
民國四年	二二、七八五、〇四三頭	三八、一三一頭	六二、七四七頭	二二、八八五、九二一頭
同五年	一八、〇八二、三一〇	九五、八七二	四二、四三三	＊一八、二二〇、六一五
同六年	一五、二八六、七七五	八五、一九八	二六、七三〇	＊一五、三九八、七〇三
同七年	一二、二七三、五八九	七四、二一〇	五七、四四一	＊一二、四〇五、二四〇

ロ、滿蒙　（民國七年）

地方	内種 牝	内種 牡	内種 計	雜種 牝	雜種 牡	雜種 計	外種 牝	外種 牡	外種 計	計 牝	計 牡	計 計
奉天	二二一、四四九頭	二四一、〇一七頭	四六二、四六六頭	四、六六〇頭	三、八〇〇頭	八、四六〇頭	一、九一六頭	二、三八七頭	四、三〇三頭	二二八、〇二五頭	二四七、二〇四頭	四七五、二二九頭
吉林	二一九、一八六	一八〇、三〇四	三九九、四九〇	二八、六一〇	三〇、四六五	五九、〇七五	四七、三二六	六五六	四七、九八二	二九五、一二二	二一一、四二五	五〇六、五四七
黑龍江	一三九、三九七	一二〇、二三六	二五九、六三三	—	—	—	—	—	—	一三九、三九七	一二〇、二三六	二五九、六三三

地方	内種 牝	内種 牡	内種 計	雜種 牝	雜種 牡	雜種 計	外種 牝	外種 牡	外種 計	計 牝	計 牡	計 計
熱河	八六、三六八頭	九六、三九一頭	一八二、七五九頭	―頭	―頭	―頭	―頭	―頭	―頭	八六、三六八頭	九六、三九一頭	一八二、七五九頭
綏遠	五三、五三三	五一、八七四	一〇五、四〇七	―	―	―	―	―	―	五三、五三三	五一、八七四	一〇五、四〇七
察哈爾	五八、四二三	四五、一一五	一〇三、五三八	―	―	―	―	―	―	五八、四二三	四五、一一五	一〇三、五三八
計	七六八、四四四	七四三、九三九	一、五一二、三八三	三三三、二七〇	三四四、二六五	六七七、五三五	四九、二五二	三七、〇四三	八六、二九五	一、一五〇、九六六	一、一二五、二四七	二、二七六、二一三

三、驢

イ、全國累年比較

年次	内種	雜種	外種	計
民國四年	五、一二一、七一〇頭	一四、三四一頭	四、一七六頭	五、一四〇、二二七頭
同五年	三、五六六、三四一	二一、六二四	七三、六三四	※三、六六一、五九九
同六年	四、六〇五、三八六	七、六七九	一、〇二一	※四、六一四、〇八六
同七年	四、九六一、四五〇	八、四九八	一、八三四	※四、九七一、七八二

ロ、満蒙　（民國七年）

地方	内種 牝	内種 牡	内種 計	雜種 牝	雜種 牡	雜種 計	外種 牝	外種 牡	外種 計	計 牝	計 牡	計 計
奉天	一六一、七四六頭	一七五、四一一頭	三三七、一五七頭	二、五七四頭	三、八一二頭	六、三八六頭	―頭	―頭	―頭	一六四、三二〇頭	一七九、二二三頭	三四三、五四三頭
吉林	五三、一二一	六〇、一七〇	一一三、二九一	二七三	一三一	四〇四	―	―	―	五三、三九四	六〇、三〇一	一一三、六九五

地方	内種 牝	内種 牡	内種 計	雑種 牝	雑種 牡	雑種 計	外種 牝	外種 牡	外種 計	計 牝	計 牡	計 計
黒龍江	二五、五二六	四五、〇九三	七〇、六一九	—	—	—	—	—	—	二五、五二六	四五、〇九三	七〇、六一九
熱河	五二、二五四	七二、〇六七	一二四、三二一	—	—	—	—	—	—	五二、二五四	七二、〇六七	一二四、三二一
綏遠	一二、九九〇	一五、三〇〇	二八、二九〇	—	—	—	—	—	—	一二、九九〇	一五、三〇〇	二八、二九〇
察哈爾	六、一一九	六、六三四	一二、七五三	—	—	—	—	—	—	六、一一九	六、六三四	一二、七五三
計	三一一、七五六	三七四、六七五	六八六、四三一	二、八四七	三、九四三	六、七九〇	—	—	—	三一四、六〇三	三七八、六一八	六九三、二二一

四、羊

イ、全國累年比較

年次	内種	雑種	外種	計
民國四年	二三、八五九、七二四頭	三三、四五五頭	一一、六〇五頭	二三、九〇四、七八四頭
同五年	二二、六五七、八八二	三一、一七五	三六、七六三	*二二、七二五、八二〇
同六年	二四、三〇一、九六五	四二、八四六	二〇、八四八	*二四、三六五、六五九
同七年	二三、二五五、六六〇	三六、五五八	一三、六六五	*二三、三〇五、八八三

ロ、満蒙　（民國七年）

地方	内種 牝	内種 牡	内種 計	雑種 牝	雑種 牡	雑種 計	外種 牝	外種 牡	外種 計	計 牝	計 牡	計 計
奉天	三四六、七九二頭	二六二、三三六頭	六〇九、一二八頭	六四七頭	一、八五四頭	二、五〇一頭	二五頭	二〇頭	四五頭	三四七、四六四頭	二六四、二一〇頭	六一一、六七四頭
吉林	一〇九、八二五	一〇九、七七五	二一九、六〇〇	一三二	一〇七	二三九	—	—	—	一〇九、九五七	一〇九、八八二	二一九、八三九

地方	内種 牝	内種 牡	内種 計	雑種 牝	雑種 牡	雑種 計	外種 牝	外種 牡	外種 計	計 牝	計 牡	計 計
黒龍江	一一五、一六三頭	一二〇、七二一頭	二三五、八八四頭	―頭	―頭	―頭	―頭	―頭	―頭	一一五、一六三頭	一二〇、七二一頭	二三五、八八四頭
熱河	二七一、〇五四	二九一、五八八	五六二、六四二	―	―	―	―	―	―	二七一、〇五四	二九一、五八八	五六二、六四二
綏遠	二九八、七〇六	二〇〇、〇八〇	四九八、七八六	―	―	―	―	―	―	二九八、七〇六	二〇〇、〇八〇	四九八、七八六
察哈爾	三〇五、四三九	二四八、六八六	五五四、一二五	―	―	―	―	―	―	三〇五、四三九	二四八、六八六	五五四、一二五
計	一、四四六、九九九	一、二三一、一八六	二、六七八、一八五	七七九	一、九六一	二、七四〇	三五九	一二〇	四七九	一、四四八、一三七	一、二三三、二六七	二、六八一、四〇四

五、豚

イ、全國累年比較

年次	内種	雑種	外種	計
民國四年	五九、五五七、三六〇頭	九九、一四一頭	五八九、九二八頭	※六〇、二四六、四二九頭
同五年	四九、七八六、〇一五	一六二、六三〇	七三五、八三三	※五〇、六八四、四七八
同六年	四〇、五七六、四一六	一一四、〇二六	五五四、〇一八	※四一、二四四、四六〇
同七年	三七、二九五、四九八	一九、四三三	五四八、三三七	※三七、八六三、二六八

ロ、滿蒙　（民國七年）

地方	内種 牝	内種 牡	内種 計	雑種 牝	雑種 牡	雑種 計	外種 牝	外種 牡	外種 計	計 牝	計 牡	計 計
奉天	二、三二六、五九六頭	二、二四一、二六八頭	四、五六七、八六七頭	二、八二一頭	三、九七二頭	六、七八三頭	―頭	―頭	―頭	二、三二九、七〇七頭	二、二四五、二四〇頭	四、五七四、六六〇頭

吉林	六二一,四四九	七三三,三一一	一,三五四,七六〇	三,三五五	二,五四二	五,七九七	五五八	四三八	九九六	六六五,二六二	七三六,二九一	一,四〇一,五五三
黒龍江	五〇三,〇六三	五七一,〇九九	一,〇七四,一六一	一〇七	九六	二〇三	二〇九	二六六	四五七	五〇三,三七八	五七二,四六一	一,〇七四,八三九
熱河	一六六,八八四	二二八,〇八五	三九四,九六九	—	—	—	—	—	—	一六六,八八四	二二八,〇八五	三九四,九六九
綏遠	五一,二七八	三九,〇二三	九〇,三〇〇	—	—	—	—	—	—	五一,二七八	三九,〇二三	九〇,三〇〇
察哈爾	一〇〇,四五九	一〇六,五八四	二〇七,〇四三	—	—	—	—	—	—	一〇〇,四五九	一〇六,五八四	二〇七,〇四三
計	三,六五八,六九一	四,〇三〇,三六九	七,七二九,〇六〇	六,一七三	六,六一〇	一二,七八三	七六七	七〇四	一,四五三	三,七一五,六三一	四,〇三七,六八三	—

六、家禽

イ、羽数　（民國七年）

地方	羽数 数量 鶏	羽数 数量 鴨	羽数 数量 鵝	羽数 價額 鶏	羽数 價額 鴨	羽数 價額 鵝
奉天	七,四〇八,一七一羽	八五四,四三八羽	一九五,二九九羽	二,二九七,二九五円	四三三,七三五円	一〇八,〇二〇円
吉林	三,九五四,三一八	五三八,九四八	四二,四三三	一,七九〇,五九〇	二三七,六五九	三三,九一五
黒龍江	二,四四二,九四三	四八五,一七三	八八,九四〇	六八〇,三八七	二三四,〇八三	七三,六〇六
熱河	一,七九一,三五三	二八九,九六八	三五,一三三	三四五,六七四	七九,三〇八	一八,八四二
綏遠	一五七,一四三	八,六三二	八九三	四四,八八〇	六,七五五	一,六七八
察哈爾	四五七,五六八	一,六一五	三七	七一,四二五	一,六七九	八〇
計	一六,二一一,五〇三	二,一七八,七七三	三六三,七三四	五,二三〇,二五一	九九三,二一九	二三六,一四一

ロ、家禽産卵數

地方	産卵數 數量 鷄	數量 鴨	數量 鵝	價額 鷄	價額 鴨	價額 鵝
奉天	二〇八、八二一、四七一箇	一四、二六三、八〇三箇	二、九九六、七二五箇	五、八六九、二一〇円	六三〇、四七一円	一三六、六六五円
吉林	二四九、四六三、九四	一二、九九八、三三七	一、七三〇、九五三	一、五三二、三八〇	二四六、七一二	六五、三六九
黒龍江	九一、三三五、〇三	一八、六二一、三六三	二、〇一九、二四四	一、三六八、一八〇	六〇〇、七五五	六〇、三五一
熱河	一〇九、三三〇、六三〇	五、八八四、〇五三	四八九、五五四	四〇一、三〇四	七三、五三〇	三五、〇三九
綏遠	二一、一〇五、八四三	五九、九一九	二、三三四	三四、五一八	九、四八〇	二三四
察哈爾	八、五二八、五九六	一三、九一五	一三九	四二、七九四	三六〇	一三
計	六六九、四八五、四九五	五〇、八五〇、三四八	七、二三八、九四九	九、二四七、三八六	一、五五一、一八三	二七七、四六一

第二款　滿蒙産業案内　（滿鐵地方部勸業課）　（大正九年十月）

種類＼地方別	奉天省	吉林省	黒龍江省	東部内蒙古	計
馬	七五〇、〇〇〇頭	五〇〇、〇〇〇頭	五一〇、〇〇〇頭	八一〇、〇〇〇頭	二、五七〇、〇〇〇頭
驢	二〇〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	六一〇、〇〇〇
騾		五〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
牛	五八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
駱駝	—	—	—	四、〇〇〇	四、〇〇〇
緬羊及山羊	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五六〇、〇〇〇
豚	三、五五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	四九〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、二九〇、〇〇〇

第三款　満蒙産業誌（關東都督府陸軍部編）（大正五年十二月）

奉天省

縣別＼種別	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
瀋陽	二,二〇〇頭	五七,三六七頭	―頭	一六,〇五二頭	四,六七三頭	一五八,三三四頭	二〇〇,〇〇〇頭
撫順	五,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	八〇〇	一三,〇〇〇	一一,〇〇〇
遼陽	一六,二〇六	一五,二七三	―	八,九四六	二五,五一七	一七一,一四〇	一三五,〇〇〇
海城	三,〇七六	三〇,二九八	―	一五,九〇三	二,一九二	七八,六八八	二九九,〇〇〇
蓋平	一一,七三三	一三,八九一	五,九三三	一三,七七〇	一九,四二三	八二,七三〇	一二五,〇〇〇
復	二三,六八〇	三,五五四	一,七〇〇	一,四〇〇	四九,六四一	二三四,二〇〇	一六〇,〇〇〇
鐵嶺	二,六〇四	二一,八一九	一三,二四五	一四,一三〇	一,一九六	七三,七〇六	八〇,〇〇〇
開原	三,三四五	九,六八七	九,七八七	七,二五七	六六一	七三,〇五七	八〇,〇〇〇
遼中	二,四四〇	一九,五八四	―	―	三八三	六二,九七〇	一〇〇,〇〇〇
本溪	一五,七〇一	二三,六二六	―	九,八九六	一五,〇〇四	三四,一八三	五〇,〇〇〇
法庫	一,三七〇	三,七八三	一,五〇〇	一,三三〇	五,八九〇	三二,七六五	八〇,〇〇〇
康平	三,二九九	一五,六三一	―	―	五,四九四	五二,九六七	七〇,〇〇〇
錦	二,〇〇〇	八,三五〇	―	―	五,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
新民	七,四二九	一五,五〇四	一五,五〇〇	一〇,三九四	二,八九七	一〇六,一四二	五一九,九七八
興城	四五〇	四,六七八	―	九,三九二	八〇〇	一八,五〇〇	一〇,〇〇〇
鎮安	六,〇八〇	六,二七七	三,二一〇	五,三五〇	三,一〇三	五,一九〇	一四,六七〇

綏中	六,三四七	三,〇七三	二,三七四	六,八八五	四,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇
彰武	一八,三〇〇	一七,四〇〇	一,二一〇	九,八六〇	七,〇三〇	六五,八〇〇	四〇〇,〇〇〇
北鎮	二,一七四	四,八三六	—	三,三三九	六,五三〇	三七,五〇〇	六〇,〇〇〇
盤山	三,三四九	八,七八九	—	九,三三三	一一四	二五,〇〇〇	四五,〇〇〇
義	三,五〇〇	一三,二九二	—	八〇九	八五,〇〇〇	一三三,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
錦西	一,一〇〇	二,一六八	—	五四三	一,六〇〇	一七,五〇〇	四七〇,〇〇〇
營口	一,三八四	二,七〇八	二,〇〇〇	三〇〇	一,二三三	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇
鳳城	三三,一一五	七,五六九	二,一七八	八,一九五	四,四〇〇	六六,八〇〇	一〇〇,〇〇〇
岫巖	二〇,九七五	一一,五六一	五,七三三	九,二九五	八,七〇〇	二四七,七〇〇	五〇,〇〇〇
莊河	五,八四八	三一,二一八	五,〇七五	二,一一五	八,五三四	五五,〇八六	一〇四,〇〇〇
安東	八,六七六	七,六八八	—	—	七一四	六三,〇三六	八,〇〇〇
寛甸	二六,三五九	一〇,八三七	—	一三,九二九	一二,二五九	五七,〇八六	八四,〇〇〇
興京	二七,二〇〇	一七,四〇〇	—	一三,三〇〇	三七,〇〇〇	五三,〇〇〇	八〇,〇〇〇
通化	六,七〇〇	一五,〇三七	—	一七,九九六	三,九三〇	五七,一七〇	七〇,〇〇〇
桓仁	一六,七〇四	八,九三三	—	一七,八六三	二,四六六	八九,八〇〇	九〇,〇〇〇
臨江	一,六九〇	一,一〇四	—	五三九	—	一七,二三〇	一五〇,〇〇〇
輯安	一四,四一七	九,四三七	—	七,九〇八	五,五六四	四五,七〇〇	六〇,〇〇〇
長白	一,〇〇〇	三〇〇	—	—	三〇	一,五〇〇	五,〇〇〇
撫松	一五〇	七〇〇	五〇〇	—	—	五〇〇	一,五〇〇
輝南	三八〇	三,五〇〇	—	二五〇	—	一〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
安圖	一,二〇〇	一〇〇	—	二〇〇	三〇	一,六〇〇	二,〇〇〇
海龍	二,二六四	六七,七九七	—	九,九二二	一,一八七	一〇九,四四九	一三〇,〇〇〇

東豊	七、〇二八	一七、二四八	六、七〇八	八、九八一	二五〇	四三、二一〇	五五、〇〇〇
西豊	二、三六四	三三、八九九	三三、八九九	九、九二一	一、一八七	一〇九、四四九	六〇、〇〇〇
西安	二、〇〇五	二一、五九九	七、八九九	一六、三二五	五四六	五三、三八〇	七五、〇〇〇
柳河	二、一九四	二五、二四三	—	六、八九四	—	九六、六四七	七五、〇〇〇
洮南	九、〇六四	七、〇三三	—	一、二八五	六、九七七	四、六五一	六、〇〇〇
遼源	二、五一一	一七、五〇〇	一、二九三	二、一三〇	七、六一七	四三、八五〇	三六、〇〇〇
洮安	四、九〇〇	六、〇六四	六七六	一、四七七	七三〇	九、四二九	九、〇〇〇
開通	三、三七九	九、二五七	一、二七〇	三、一一八	三、七一〇	五、九一七	九、七三一
鎮東	二、〇〇〇	一二〇	一〇	二〇	二五〇	一五〇	五〇〇
安廣	二、六八五	五、〇六九	五五七	一、二六四	一、六四七	四、五三一	六、〇〇〇
突泉	三〇	五〇	一五	二〇	一、五〇〇	三〇	二〇〇
昌圖	三五一	一五、二七五	二四、二六〇	六、一四五	四四二	一五八、一〇〇	三〇、〇〇〇
懐徳	九二〇	五一、二〇〇	三五、六〇〇	二〇、五〇〇	九五〇	一八二、〇〇〇	九〇、五〇〇
梨樹	七〇〇	六六、〇〇〇	二九、〇〇〇	三二、〇〇〇	一、二三四	三三、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
關東州	三〇、八四八	二、三三八	二三、三三〇	二六、七四三	一三、〇一九	五〇、八一九	二〇四、六〇〇
計	五八三、三二三	七五三、九五一	二〇五、三三〇	三五二、〇〇〇	四二六、〇九五	三、五五二、一六七	四、五一〇、七四五

備考　小數なるも騾馬中に驢馬、驢馬中に騾馬彼是混同しある若干の地方あり。

吉林省

縣別＼種別	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
延吉	六、九六〇	七、八〇〇	—	—	一二〇	二〇、〇八〇	三三、六二〇

寧安	三、七九八	一四、八五〇	—	一、四四九	三、九二四	一五、〇〇〇	三三、〇〇〇
東寧	二〇〇	三五〇	—	—	—	一、一〇〇	一五、〇〇〇
琿春	一、三〇〇	二、〇〇〇	—	—	五〇〇	一、三〇〇	一五、〇〇〇
敦化	二、三〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	二一〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇
穆稜	五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	—	一、〇〇〇	三、〇〇〇
額穆	一〇〇	三一〇	—	一〇〇	—	二、五〇〇	五、〇〇〇
汪清	一五〇	三〇〇	—	一〇〇	—	五〇〇	一、〇〇〇
和龍	七〇〇	二〇〇	—	一五〇	三、五〇〇	一五、〇〇〇	二一、〇〇〇
吉林	六、〇〇〇	二五、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
長春	五、五三八	五五、四一〇	四七、一一三	三、八五〇	五、〇〇〇	三一、一八〇	一五八、一三九
伊通	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	九一六	一五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
濛江	一、〇四〇	五七〇	二四〇	三一〇	—	一、三四〇	一四、〇〇〇
農安	七、四〇〇	六五、〇〇〇	五八、〇〇〇	三、〇〇〇	六四、〇六四	九四、五〇〇	二〇一、〇〇〇
長嶺	一三〇	三、〇〇〇	二〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	四〇、〇〇〇
樺甸	三、一三一	五、五〇〇	七三〇	七〇〇	二〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
盤石	二五〇	三、八一〇	六、七〇〇	三、二五〇	五〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
舒蘭	一、〇〇三	八、二一三	一、一二〇	五九五	—	三三、八〇七	一〇八、五四三
德惠	五九六	四八、五二〇	四八、六〇七	四八九	—	一九四、一〇六	二六五、八九五
雙陽	五〇〇	八、九〇〇	一三三	一二五	—	三八、二一六	一三三、〇一〇
依蘭	二、六八八	六、八九一	五五〇	一、三二〇	二、一二四	八、三三八	一〇、四二〇
同江	二一七	六三七	—	—	三〇	一三、二六三	八、五四八
密山	三、二二〇	一、二五〇	一一〇	一一〇	—	一、五〇〇	三、〇〇〇

縣別＼種別	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
虎林	七〇	八〇	—	五〇	—	一〇〇	三〇〇
綏遠	一一三	七六	—	—	一〇	四、三五〇	一、四〇〇
方正	二三一	三、六七〇	八〇	一五八	—	二、〇〇一	二、三一三
富錦	一〇〇	一〇〇	—	五〇	一五	五〇〇	一、五〇〇
饒河	五〇	五〇	—	五〇	二〇〇	三〇〇	一、三〇〇
樺川	三〇〇	五〇〇	—	一〇〇	—	一、〇〇〇	二、〇〇〇
扶餘	三、〇〇〇	五、〇〇〇	二六〇	二、二〇〇	三、五〇〇	一一、〇〇〇	五〇、〇〇〇
雙城	三、五〇〇	三九、八〇〇	三、九〇〇	四、八五〇	二、八三〇	一五三、〇〇〇	一六三、〇〇〇
賓	二、五〇一	五〇、三三三	一、三五〇	四三六	二、五二九	二八、〇三八	五七、八三二
五常	五三〇	一一、二〇〇	一九六	二一五	八〇〇	四三、二〇〇	二三五、〇〇〇
楡樹	五、一一三	五一、二四〇	三八、五〇〇	二九、九九六	一、八五六	一一三、五〇〇	二三三、四一三
濱江	一、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同賓	一〇、七〇〇	二七、二〇〇	二、五五〇	一、三一〇	七七	二一、二〇〇	三七、八〇〇
阿城	五七三	一四、八〇〇	二一五	二三八	五〇〇	四六、五〇〇	一〇三、〇〇〇
計	九〇、一四〇	五〇三、六五四	二三一、三七四	一〇三、一三〇	九四、二八五	一、二五四、七三〇	二、一六七、六一〇

備考　小數なるも騾馬中に驢馬、驢馬中に騾馬の彼是混同しある若干の地方あり。

黑龍江省

縣別＼種別	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
龍江	三五、八〇二	四七、七三六	二四	一、三三六	三三、八〇三	七一、二二四	一八七、四一七

大賚	六、一一二	一三、一一四	八九七	九一三	三、〇〇〇	六、〇〇〇	一二、[illegible]
肇州	一、九一九	三、三八九	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、一七九	一七、五〇〇	三三、[illegible]
安達	六三四	一、二七四	一、九四〇	八九〇	三七〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
呼蘭	二二、一四〇	三五、二一〇	五、五〇〇	三、七五〇	四、五五四	三六、五六〇	三、〇〇〇
巴彦	一〇、八〇三	四一、一七八	四一、〇二三	四三〇	一、一九九	八〇、〇〇〇	七、〇〇〇
蘭西	八、四九四	三八、一〇三	一、八三三	一、〇八〇	二、五八八	一九、四九〇	二四、〇〇〇
木蘭	二、五〇〇	八、〇四〇	八〇〇	三五〇	二五〇	八九、三三〇	五〇、〇〇〇
綏化	一六、二〇〇	五五、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇八	四一、〇〇〇	四八、〇〇〇
慶城	六、九二〇	三四、八一〇	一七、六九〇	三八〇	一六七	一五、七五〇	二六、五一〇
海倫	一七、〇〇〇	五五、〇〇〇	四、五〇〇	二五〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
青崗	一一、〇八〇	二六、六五〇	五四〇	六三三	一、一六五	二〇、〇〇〇	四七、一〇〇
拜泉	五、六二〇	七、九八〇	一、八九〇	三、七八三	一五〇	五、〇〇〇	一七、八〇〇
訥河	六、一三五	四、七六〇	四八	四四	五〇〇	三、五九六	一七、〇〇〇
武興	一、五〇〇	四、二〇〇	—	—	五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
嫩江	三、九三一	六、四〇七	一〇〇	一八〇	二、〇〇〇	七、五〇〇	一一、四〇〇
璦琿	六五〇	七、四〇〇	五〇	二、〇〇〇	二四五	二三、三〇〇	二三、〇〇〇
通河	一、七五〇	三、二六一	—	—	四一八	一、一〇〇	二、〇〇〇
湯源	八一七	二、九六六	—	—	—	二五五	七、五〇〇
臚濱	—	—	—	—	—	—	—
呼倫	五〇、三三六	一一五、三三四	—	—	一七、五〇〇	六三、三五〇	一〇五、〇〇〇
東興鎮	—	—	—	—	—	—	—
西布特哈	五、六〇〇	三、七〇〇	二六、三〇〇	—	五〇〇	五〇〇	三、〇〇〇

計	二、四九三	五二六、三六三	一一五、三一四	三三、三六六	六二、七四八	四九一、七三〇	一、九三四、二四七

備考　少數なるも騾馬中に驢馬、驢馬中に騾馬の彼是混同しある若干の地方あり。

第四款　東蒙古各旗別家畜頭數表

（大正八年末中國官憲調）

盟	旗別	牛	馬	羊	豚	駱駝
哲里木盟	郭爾羅斯前旗	一〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	—
	同旗未開地	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	—
	同後旗	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—
	杜爾伯特旗	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	七、〇〇〇	—
	札賚特旗	六〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	七、〇〇〇	—
	蘇鄂公旗	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—
	札薩克圖旗	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇
	圖什業圖旗	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	—
	達賴罕旗	三〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇〇
	博王旗	二〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—
	同未開地	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	二〇〇
	賓圖旗	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四、〇〇〇	—
	小計	四三五、〇〇〇	五八五、〇〇〇	六二五、〇〇〇	六九三、〇〇〇	五五〇
昭烏達盟	札魯特旗	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	—
	阿爾科爾旗	一五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—

烏達盟	巴林旗	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	二,〇〇〇	五〇〇
	克什騰旗	二一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	二〇〇
	喀爾喀旗	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一,〇〇〇	—
	翁牛特旗	一一〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	五,〇〇〇	—
	奈曼旗	五〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	—	—
	敖漢旗	二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	—
	小計	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	四七八,〇〇〇	一一,〇〇〇	七〇〇
錫林郭勒盟	烏珠穆沁旗	一三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	—	一,二〇〇
	浩濟特旗	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	—	五〇〇
	阿巴哈納爾旗	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	—	四〇〇
	阿覇垓旗	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	—	三〇〇
	蘇尼騰旗	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	—	五〇〇
	小計	二八〇,〇〇〇	二三〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	—	二,七〇〇
車索圖旗	喇嘛旗	二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	二,〇〇〇	—
	土默特左翼旗					
	同右翼旗	四〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	—
	喀喇沁旗	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	八,〇〇〇	—
	小計	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇	一三,〇〇〇	—
察哈爾左翼四旗		三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	—	三〇〇
總計		一,二三五,〇〇〇	一,二九〇,〇〇〇	二,一五六,〇〇〇	九三五,〇〇〇	四,一五〇

第五款　滿洲地方誌

（關東都督府陸軍部）（明治四十四年十一月）

本統計は稍舊に屬すれども參考の爲めに東三省の總計のみを擧くれは次の如くてある。

	牛	豚	羊	鷄	馬	驢	騾
奉天省	四二八、三五四	三、〇四八、八三七	一、二三六、一三五	三、〇三〇、三〇〇	七二六、一一〇	二三六、四六二	三〇五、六〇〇
吉林省	一二四、八七四	五七九、〇九〇	三一、九二五	八五七、四六八	四三五、七六三	二九、三三八	四二、四九八
黑龍江省	一六四、八二二	—	六九四、五六五	—	四〇二、六五四	—	—
合計	七〇八、〇四九	—	一、九九二、六一五	—	一、五六五、五一七	—	—

備考　馬、騾、驢を各混同せる縣がある。

第六款　吉林省家畜統計（外務省譯北滿洲、滿鐵調査課調査報告書第四卷竝に第九卷より編纂）

縣名	馬	騾	驢馬	牛	羊	豚	鷄	家鴨	鵝鳥	備考
扶餘縣	九九、二八七	五、一七五	五、〇三一	一〇、六五〇	四、八八五	四一、二五〇	一九九、八五〇	六四、三〇〇	二、五七〇	北滿洲所載（大正三年）一九一三年
農安縣	四三、八六七	一八、三七五	九、六三八	六、三五五	二、八三七	五三、六五八	三〇四、二五〇	一九〇、六〇〇	四二、一〇〇	同右
長嶺縣	九八三	一二三	一八七	八五四	三七五（山羊 八〇〇）	九三五	—	—	—	同右　知事口述
阿城縣	一、五八三	七三五	九五八	一、四八三	一、六四六	二、八一三	六、九五八	二、四九六	—	同右
阿城縣	二八、〇〇〇	一、五〇〇	一、一二〇	九、三八〇	二五、〇〇〇	四、〇〇〇	—	—	—	滿鐵調査報告第九卷
五常縣	一七、七〇〇	五、四五〇	八、七〇〇	二、六〇四	一九、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、一三五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	北滿洲　一九一四年
五常縣	三一、六八八		二、三三八	六、五三八	—	六五、三八八	—	—	—	滿鐵調査報告第四卷

同賓縣	二五,七四〇	一二,二五七	九五八	一八,九四五山羊	一〇,五五六	四五,七八九	五八,七九四	三六,九四〇	—	北滿洲 實際より少き觀あり
	二〇,七七四	一二,三五七	九五八	一八,九四五羊	一三,〇七〇	四五,七八九	八三,三〇〇	五三,二〇〇	—	滿鐵調査報告第九卷
楡樹縣	耕地の割合より勞働用家畜數を打算して一五〇,〇〇〇頭、馬、騾及牛を要し縣知事の統計によれば豚三〇,〇〇〇頭以上									北滿洲
寧安縣	一五,〇〇〇	一,〇〇〇	—	九,七〇〇	二,三〇〇	—	—	—	—	同右 一九一三年
	一六,二二四		一,六〇二	二,六八五	—	二六,八五八	—	—	—	滿鐵調査報告第四卷
穆稜縣	三,九二三	八三九	七五〇	一,五九五	—	二,九七六	五,〇〇〇	一五〇	二五	一九一三年
東寧縣	耕地面積より推して約七千頭			牛(耕作用)	—	—	—	—	—	
雙城縣	一九,四三八	二四,四八〇	一六,三五〇	一,六八〇 七五〇	一,一六四	三五,六七八	—	—	—	
賓縣	一三,〇〇〇	—	—	四八,三〇〇	一八,九〇〇	—	四五,〇〇〇	二五,〇〇〇	一九,〇〇〇	一九一三年
	一七,〇〇〇	七,〇〇〇	三,七〇〇	五一,〇〇〇	四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	—	—	—	滿鐵調査報告第九卷
方正縣	一〇,五一三	二三,三二一	一〇,〇三〇	五,三九〇	八二六	三七,八九六	一二三,三〇四	一六,四〇〇	—	一九一四年
	七,八〇〇	一〇,四〇〇	一,五八〇	三,四〇〇	三五〇	一三,〇〇〇	一六六,〇〇〇	一九,〇〇〇	—	
依蘭縣	一一,二五〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	七,〇〇〇	六,二五〇	二五〇,〇〇〇	二五,七〇〇	—	—	滿鐵調査報告第九卷
樺川縣	六,九七三	七二	二七九	一,九三一	—	二五,八九四	—	—	—	一九一三年
	一三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	七,五〇〇	—	二九,七〇〇	三九,七〇〇	—	—	滿鐵調査報告第九卷
富錦縣	三七,一六六	一八	五九九	二七六	四二三	三,七三六	—	—	—	一九一三年
	三,八〇〇	七六〇	五〇〇	一,四九〇	一,五〇〇	一三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	—	—	滿鐵調査報告第四卷
密山縣	家畜耕地面積より推定して			三,五〇〇頭	—	—	—	—	—	
長春縣	六二,一九九	二三,〇二二	二六,八五五	二四,一四九	四,八二三	三六,〇〇〇	八〇六,〇〇〇	四七八,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	一九一四年
吉林縣	三八,五六九	一,七七八,三三二		一六〇,七四〇	二二二	二二一,七八三	四〇〇,〇〇〇	一八五,〇〇〇	四五,〇〇〇	一九一四年
	五六,八二七		五,六六一	二〇,三五六	—	二〇八,七七〇	—	—	—	滿鐵調査報告第四卷
勃利縣	八〇〇	一八〇	—	一,〇一〇	—	—	—	—	—	滿鐵調査報告第九卷
同江縣	四〇〇―五〇〇	—	—	七〇〇	—	—	—	—	—	滿鐵調査報告第九卷

樺甸縣	二,四九一	一,四〇〇	三,六四八	—	三六,四八二	—	—	—	滿鐵調査報告第四卷
濛江縣	五,一五四	五一五	七九三	—	七,九三〇	—	—	—	同右
舒蘭縣	一八,六五六	一,八六五	五,三三〇	—	五三,三〇四	—	—	—	同右
磐石縣	一四,〇四九	一,四〇〇	四,六六〇	—	四六,六〇二	—	—	—	同右
敦化縣	一〇,五五八	一五五	一,六二四	—	一六,二四四	—	—	—	同右
額穆縣	一〇,三七七	一,〇三七	一,五七九	—	一五,七九四	—	—	—	同右
延吉縣	一三,一三三	一,三一三	一六,一三九	—	四五,七〇二	—	—	—	同右
和龍縣	三,六二五	三六三	二,五一九	—	二九,一一四	—	—	—	同右
汪清縣	三,四〇六	三四〇	四,五一一	—	二一,七八四	—	—	—	同右
琿春縣	五,六一六	五六一	六,四一三	—	一七,〇〇二	—	—	—	同右

備考　吉林省の中、伊通、雙陽、德惠、濱江、虎林、綏遠、饒河の七縣の統計を缺く。

第七款　黑龍江省畜産統計

イ、黑龍江省畜産統計（滿鐵調査課調査報告書第五卷第六卷並に第十一卷に據る）

縣名	馬	牛	羊	騾	驢	豚	鷄	鴨	鵝
龍江縣	三三,八六七	一〇,三一一	—	—	一,四八六	七,〇〇〇	—	—	—
大賚縣	三三,五四二	一一,三一三	—	—	三,二八八	二五,五八七	—	—	—

以下龍江道

以下龍關道

泰來縣	一六,四四五	六,四〇三	—	—	七五三	五,三二五	—	—	—
肇州縣	七〇,八五九	三三,〇八七	—	—	五,二九一	一〇八,六四六	一四三,四四一	三八,三二一	三,一五四
肇東縣	二九,〇五五	二二,一九七	—	—	一〇,三六六	二五,五〇〇	—	—	—
安達縣	八,一二五	三八四	—	—	一,〇五〇	一四,〇九〇	—	—	—
青岡縣	二四,九二〇	三,二五八	—	—	二,四九五	一一三,二〇〇	—	—	—
拜泉縣	七三,三九五	二二,八二三	—	—	四,三三五	一一五,一〇〇	—	—	—
克山縣	一三,七七三	八,四八三	—	—	四九〇	四二,一〇〇	—	—	—
訥河縣	一〇,七一六	七,五九五	—	—	四五九	三三,一四〇	—	—	—
嫩江縣	四,一七〇	一,九三〇	—	—	七四	三,八〇〇	—	—	—
林甸縣	五,二八四	二,四六七	—	—	五〇	九八三	—	—	—
西布特哈	一,五一九	三,二八八	—	—	二二八	七,五八九	—	—	—
呼蘭縣	四九,五六六	六,四四一	三,九四一	—	八〇六	六五,四四七	一三七,〇〇八	二〇,〇二七	五,二二三
巴彥縣	一〇四,二四三	一四,八三二	六三九	—	二八一	一三二,八九二	八七,八八五	一四,七三二	一,九六六
綏化縣	一五七,四八〇	二三,四七一	二三,八四三	—	一,一〇八	八一,四一六	二三四,二〇三	九,〇六四	七一七
望奎縣	七,一〇七	七五一	六二九	—	一八三	一〇,二三〇	九七,二五四	四,三七五	三八五
慶城縣	四,二二一	四,四〇五	一,五八〇	—	三九七	一三,六五〇	二三,二二九	二,七七七	七六四
鐵驪設治局	五,一六五	二,九二二	三三	—	六一	八,六九一	八,五三四	五,五一八	八〇
綏稜縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海倫縣	四六,八八五	一三,二五五	七,一八五	—	五八五	六三,四八三	二四,三六五	一一,〇二五	三,八〇五
通北縣	四,〇〇〇	五〇〇	—	—	五〇	—	五,〇〇〇	一,〇〇〇	—
龍鎭縣	三,九五八	一,五〇九	二	—	一七	二,三七八	六二二	二五二	五九
蘭西縣	九五,五〇〇	四六,四九三	六三,四九〇	—	二,三三〇	一三九,八〇〇	九八,八〇〇	四,七七〇	一,〇〇〇

以下黑河道

木蘭縣	九、三五五	一、五六三	四五	—	二〇	八、六八九	五一、二五三	二、四六二	四七三
通河縣	七、三一七	四、三二五	—	—	一六六	一七、〇二二	一〇九、二七〇	六、一七九	一、三一六
湯原縣	一四、三三九	六、七三三	七八	—	二九九	二四、一三三	一〇、三三四	一、六五一	三〇
瑷琿縣	三、七〇五	二五九	一六三	—	二二	六、八五六	—	—	—
呼瑪縣	七三〇	—	—	—	—	四五〇	—	—	—
蘿北縣	一、二三〇	七〇	—	—	一〇	三、二〇〇	—	—	—
漢河縣	二五三	六九	七七	—	—	一五六	—	—	—
合計	八二七、六〇一	二三九、三二四	—	—	三六、五七九	一、一二七、四九一	—	—	—

ロ、黑龍江省牲畜表

（民國七年度）

縣名	馬		牛		羊	
	牝	牡	牝	牡	牝	牡
龍江縣	六、六三七	一一、九五三	一五、四五五	二六、九一三	一三、五三五	一九、三三七
大賚郡	一三、八五八	一〇、六八四	五、五〇九	五、八〇四	四、一四一	三、二九四
拜泉縣	二八、三七三	四六、一八九	七、六九三	九、五一九	三八九	四八五
肇州縣	三四、六〇四	三三、〇三九	一一、三五一	八、九一三	一五、四一四	一四、一九〇
肇東縣	一三、〇八三	一四、〇一七	五、四一八	五、九一八	六、七三五	七、四八九
克山縣	一七、九四三	三三、一〇三	二、五九一	三、〇五九	三一三	二〇一
泰來縣	七、五三八	一〇、一五八	三、七九三	二、九七三	六七五	二、一一三
林甸縣	七、一八五	四、三二一	二、三五六	一、六八九	六六五	三八〇

青岡縣	一四、二〇三	二〇、六九〇	一、九九一	四、二六八	二、一三五	一、五三六
訥河縣	一七、九八四	九、七八〇	三、二九〇	三、一七九	二、〇〇四	二、八六六
嫩江縣	一、八八九	二、七三七	一、二二八	一、五二四	一〇七	一六二
安達縣	七、八二三	六、〇八〇	五九六	四一〇	一、一九一	一、一六六
景星設治局	一、三五一	四、一六三	五二〇	一、四七七	一、一六七	一、四〇八
西布特哈總管兼布西設治局	一、一八二	一、四〇七	一、三七八	一、五八五	—	一七、二三〇
綏北縣	八〇、〇四八	三三、四七一	一二、六七八	三三、八四三	二三、六九六	一七、三二〇
呼蘭縣	三四、六〇三	一四、九六三	四、三六九	二、〇七三	一、七〇四	三、四四七
海倫縣	三三、七八一	一四、一〇四	六、四二一	一七、八四四	三、七九七	三、六八八
巴彦縣	五〇、八五四	五三、三八八	一七、二四三	一七、五八八	二九四	一四〇
蘭西縣	七三、九〇〇	二三、〇〇〇	二七、八〇〇	二九、二〇〇	三四、二〇〇	二八、七九〇
慶城縣	六、八六九	七、一七八	四、七一八	四、二九〇	一、五五二	一、五〇〇
通北縣	一、一七八	二、七九四	三七一	八六四	一六四	二八三
綏楞縣	六、三三五	二、八三〇	五七六	二三四	七六	一五
鐵驪設治局	二、七三一	二、四四〇	一、五三九	一、八四一	一四	一九
望奎縣	四、三二四	二、八四一	二六八	四六三	三〇	二三九
木蘭縣	二、六〇一	六、六〇四	四九二	一、〇七五	三二	四〇
龍鎮縣	二、四六四	一、三五四	八四四	六二九	一	一
通河縣	三、一一八	三、六一四	一、〇六四	一〇五	—	—
湯原縣	八、〇〇一	五、八二八	三、五五九	三、六七四	三三	三三
瑷琿縣	三、九二七	六、八三三	二五一	一、一七一	一四五	二三七
雜北縣	一、三六四	八六五	八七	七二	—	—

漢河縣	七〇	四〇	二六	三三	二	一
綏東設治局	五〇	二三〇	八三	九〇	六	二
總計	四六六、九五八	四七七、五八四	一三四、五五九	一六一、三三七	一〇四、四四九	二四九、五六〇

八、黑龍江省家畜調査表（民國十年黑龍江省長公署調査）

地方別		馬	牛	羊
龍江	龍江縣	三一、六四二	三六、四五五	三二、八八〇
	大賚縣	二四、四九二	一一、五七六	一一、〇〇二
	拜泉縣	八五、二八二	一七、二一二	八七四
	肇州縣	六九、五七六	二六、二六〇	三八、五一九
	青岡縣	二〇、〇七八	八、四九〇	九、九四五
	訥河縣	一六、三六六	一、四九三	三、七一七
	嫩江縣	五、三三三	二、〇二一	二〇二
	安達縣	一三、九五九	一、〇一八	二、五五〇
	肇東縣	二六、八七二	一一、五七八	一三、六一六

道	克山縣	三九、一二四	五、六四六	五六〇
	泰來縣	一九、九七六	八、六〇五	九、六九六
	林甸縣	一一、五六八	三、六一三	一、四三八
	景星設治局	一七、七八五	三、四一九	三、一九八
	索倫同	—	—	—
	西布同	二、五五七	二、九一〇	—
綏蘭	綏化縣	三七、一〇二	二三、三六〇	五八、五〇〇
	呼蘭縣	五〇、七七五	五、七七五	三、六五四
	海倫縣	四九、三六一	九、九四五	三、二七七
	巴彥縣	九一、四三五	一三、五八二	五四五
	蘭西縣	七五、八九四	四五、五四九	四六、一〇一
	慶城縣	一六、九九八	一一、六八七	一、七〇一
	木蘭縣	一〇、九〇一	一、六四〇	五〇
	龍鎮縣	二、三二五	一、三〇四	三

道	望奎縣	七,七三六	八三四	七五一
	通河縣	七,七一八	二,六五三	—
	湯原縣	一四,九二一	三,九三四	九六
	通北縣	二,七〇五	一,二二七	六〇二
	綏稜縣	一〇,八七二	一,〇二九	一一〇
	鐵驪設治局	五,一七三	二,七九一	五一
黑河道	璦琿縣	一一,八一三	一,九五九	一,七七六
	呼瑪縣	一,三六〇	二一七	一五二
	蘿北縣	二,七〇九	一五〇	—
	漠河縣	一〇一	六八	一四
	烏雲設治局	—	—	—
	綏東同	二〇二	二二八	—
呼倫善後督辦	臚濱縣	—	—	—
	室韋縣	—	—	—
	呼倫縣	—	—	—
合計				

二、黑龍江省各縣牲畜價格表（民國七年度平均）

	牛一頭（小洋元）	馬一頭（小洋元）	羊一頭（小洋元）	豚一頭（小洋元）
龍江縣	一六〇	一七〇	一〇	三〇
拜泉縣	一六〇	一六〇	一〇	二五
大賚縣	一四〇	一四〇	八	二五
肇州縣	一四〇	一四〇	八	二四
青岡縣	一五〇	一五〇	九	二二
訥河縣	一五〇	一六〇	八	二〇
嫩江縣	一六〇	一七〇	八	二一
安達縣	一五〇	一五〇	一〇	二五
肇東縣	一四〇	一四〇	八	二二
克山縣	一五〇	一六〇	八	二〇
泰來縣	一四〇	一四〇	七	二三
林甸縣	一五〇	一六〇	八	二〇
呼蘭縣	一八〇	一九〇	一〇	二五
綏化縣	一七〇	一八〇	一一	二〇
海倫縣	一七〇	一八〇	一〇	二〇

巴彥縣	一八〇	一九〇	一二	二五
蘭西縣	一七〇	一八〇	一〇	二五
木蘭縣	一七〇	一八〇	一〇	二四
慶城縣	一六〇	一七〇	九	二〇
龍鎭縣	一六〇	一七〇	八	二二
望奎縣	一六〇	一七〇	八	二三
湯原縣	一七〇	一八〇	九	二五
通河縣	一八〇	一八〇	一〇	二五
綏鄂縣	一七〇	一八〇	一〇	二〇
通北縣	一八〇	一九〇	一〇	二〇
璦琿縣	一九〇	二二〇	一〇	三〇
呼瑪縣	二〇〇	二一〇	一〇	三〇
羅北縣	二〇〇	二〇〇	九	三〇
漠河縣	二二〇	二五〇	一一	四〇
鐵驪設治局	一五〇	一七〇	八	二〇
烏雲設治局	一八〇	二〇〇	一二	二五
綏東設治局	一六〇	一七〇	一〇	二〇

景星設治局	一四〇	一四〇	七	二五
布西設治局	一六〇	一七〇	九	二四
索倫山設治局	一五〇	一八〇	一〇	二五
倭西們縣佐	一六〇	一七〇	八	二五

第八款　外蒙古家畜數

外蒙古に於ける家畜數に關しては東三省竝東部内蒙古に比して更に其確數を知ること困難にして從來調査せられたる資料を掲載して居る。

家畜の種類	中國官憲調	モロゾウ氏調	ボロバン氏調	ベニゲセン氏調
馬	一八,〇〇〇,〇〇〇頭	七,五〇〇,〇〇〇頭	二,〇〇〇,〇〇〇頭	五〇〇,〇〇〇頭
牛	二〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇
駱駝	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	七〇,〇〇〇
羊	四〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

右表の如く各調査者に依つて其數のあまりに差異甚しく其近似値をすら見出し難いか、或はボロバン氏調を以つて最も當を得たる者とすへきか。

尙アハイ公管下官憲調査としてボロバン氏の擧くる同公領内の家畜數には次の如きものかある參考の爲め掲く。

家畜種別	頭數	備考

馬　一、八〇〇　｛八六八人（内喇嘛僧四十八人）
牛　四〇〇　｛馬一頭に對し四百六十一デシヤチン
羊　三、五〇〇　｛牛一頭に對し二千七十五デシヤチン
　　　　　　　　羊一頭に對して二百三十七デシヤチンの割となる

右の他猶數種の家畜統計かあるか概ね何れにか依つて推定したものであるか地方的、斷片的の者てあるから此處には掲載しない。今民國農商統計、滿鐵産業案内、竝關東都督府滿蒙産業誌の三者を總括比較對照して其概數を推定するに資せんとす。

		第六次農商統計	第七次農商統計	産業案内	滿蒙産業誌
馬及騾	東三省	二、四一〇、一三四	二、一九〇、二五一	二、二五〇、〇〇〇	二、三二一、九八六
	東三省及東部内蒙古	二、六七三、六六七	二、四六三、七〇三	三、一三〇、〇〇〇	—
牛	東三省	一、二六九、四一四	一、二四一、四一九	八〇〇、〇〇〇	八八八、三七四
	東三省及東部内蒙古	一、六五七、六六七	一、六三三、一一三	二、〇〇〇、〇〇〇	—
驢	東三省	五六五、六〇五	五二七、八五七	五〇〇、〇〇〇	五〇八、五九六
	東三省及東部内蒙古	七一三、八六三	六九三、二二一	六〇〇、〇〇〇	—
羊	東三省	一、〇六三、七四二	一、〇六七、三九七	五六〇、〇〇〇	五八六、一二八
	東三省及東部内蒙古	二、八六八、七二三	二、六八〇、九五〇	二、五六〇、〇〇〇	—
豚	東三省	八、〇三〇、五二五	七、〇五一、〇〇二	五、二九〇、〇〇〇	五、二九八、六四七
	東三省及東部内蒙古	八、七九〇、二一三	七、七四三、三一四	六、二九〇、〇〇〇	—

之を要するに

馬二百五十萬頭、騾五十萬頭、牛百八十萬頭、驢六百五十萬頭、羊二百六十萬頭、豚八百萬頭內外と推定すへきか。

第四節　關東州に於ける畜產

第一款　概說

關東州內の畜產も前節に說けるか如く農家の役畜竝に副業の域を出すとは雖其農業に缺く可らさる者てある。家畜の種類の如き敢て州外と異る處なきも、關東廳の畜產改良及牧草奬勵と獸疫に對する豫防法とに依り其成績見る可き者かある。今同廳の畜產改良方針を見るに牛に就ては主役、從肉の方針に從ひ第一次改良用種牛品種を朝鮮北鮮產牛を大正五年以降平安南北道より輸入して畜牛改良に著手し、豚はバークシヤ種及ヨークシヤ種を以て在來種豚に配し、在來種豚の多產性とバークシヤ種及ヨークシヤ種豚の早熟肥膃性を遺傳せしめんとして明治四十四年以降之か改良に著手し、又家禽に就ては尙試驗中なるも黑色オービングトン種、橫班プリマスロック種、名古產コーチン種、ロードアイランドレッド種を適種と認め飼育を奬勵して居

る牧草に關しては關東州の氣候風土にはアルファアルファを以て最も良好なりとして、之か栽培を奬勵し各地とも漸次增加を見るに至つた。

左に關東州に於ける畜產統計を掲ける。

第二款　關東州家畜家禽統計表

（大正九年十二月末現在）

イ、家畜家禽數

地方別	牛（滿二歲以上）牝	牛（滿二歲以上）牡	牛（滿二歲以上）閹	犢（未滿二歲）牝	犢（未滿二歲）牡	犢（未滿二歲）閹	牛計	馬牝	馬牡	馬閹	馬計
旅順	九二五	六五四	四四五	一一四	一五四	一七	二、三〇九	二七三	一六三	一七〇	六〇六
大連	四九一	五五二	八六	四二	一三六	一八	一、三二五	六一〇	三三二	四八〇	一、四二二
金州	一、九五四	七七〇	四、六四三	二二八	二七三	五	七、八七三	一〇八	八六	一〇九	三〇三
普蘭店	三、二七九	四、二二二	七、六三〇	六七四	六五三	一五八	一六、六〇六	五〇九	一五〇	一三一	七九〇
貔子窩	一、八〇七	一、四七六	二、三四三	三八八	三九六	二	六、四一二	三一四	一〇五	一三八	五五七
小計	八、四五六	七、六六四	一五、二四七	一、四四六	一、六一二	二〇〇	三四、五二五	一、八一四	八四六	一、〇二八	三、六八八

驢				騾				山羊				緬羊				豚 在來種			豚 洋種		
牝	牡	閹	計	牝	牡	閹	計	牝	牡	閹	計	牝	牡	閹	計	牝	牡	閹	牝	牡	閹
二、三三五	三、六三九	一五二	六、一二六	一、五九〇	一、一一〇	七六〇	三、四六〇	五一五	三二五	二六一	一、一〇一	一四	一〇	二九	五三	二、六二四	八三一	四、三一三	六四	五二	一三一
一、八一三	一、三一四	二五〇	三、三七七	一、六六五	一、五六五	八七九	四、一〇九	四三四	九五二	七五	一、四六一	一〇	一四	七	三一	二、五七九	二、七九四	一、三三八	一八九	四五	一〇三
二、五三八	二、二一四	二六六	五、〇一八	六六八	二七〇	四八九	一、四二七	九六五	四九〇	二九四	一、七四九	三二	一九	—	五一	三、四二三	八六八	五、八二〇	三五	一三	—
三、八〇八	四、二七一	一、二八三	九、三六一	一、一九二	五八三	七九四	二、五六九	一、五九四	七五二	四六〇	二、八〇六	一七一	五五	九	二三五	五、七六四	四、一六二	九、一六六	一二六	四	一四
二、七八三	二、九二三	二七	五、七三三	一、〇九〇	五四五	一、四四四	三、〇七九	二九六	一一〇	三三	四三九	二	一三	—	一五	五、六二一	二、八六九	九、四八五	五	一五	—
一三、二五六	一四、二八一	一、九七七	二九、五一四	六、二〇五	四、〇七三	四、三六六	一四、六四四	三、八〇五	二、八六六	一、二三五	七、九〇六	二三〇	一二〇	四	三八六	一七、八二一	一、五三四	三、〇三三	三三六	一三	一四

改良雑種 牝	四八九	九三三	一、二九二	四、八四三	一、六五二	九、二〇九
改良雑種 牡	二七九	九八四	四八〇	四、〇五〇	一、三三七	七、〇三〇
改良雑種 閹	八〇七	四二三	三、〇八四	六、四六八	四、一九二	一四、九七三
計	九、五九〇	九、二八六	一五、〇一四	三四、二九四	二三、〇六六	九一、二五〇
鷄 雌	三七、三六二	二三、六七九	三六、一五三	五四、二三七	四〇、一四九	一九一、五八〇
鷄 雄	七、六六八	一一、三四八	七、三九二	一一、八二七	九、九九六	四八、二三一
鷄 計	四五、〇三〇	三五、〇二七	四三、五四五	六六、〇六四	五〇、一四五	二三九、八一一
鶩	二、三五八	一、五八二	三、〇五一	七、〇〇三	一三、一三三	二七、一三六
鵞	一〇四	一八五	三三	一、三八八	六四三	三、四四一
七面鳥	八七	七	—	二	—	九六

ロ、家畜頭數比較表

畜類＼年別	明治三十九年	大正九年	比較増減	
牛	一九、三四九	三四、九二五	増	一五、一七六
馬	四、一六四	三、六八八	減	四七六
騾	一四、一二八	一四、六四四	増	五一六
驢	二五、七九二	二九、五一四	増	三、七二二
豚	六七、六六四	九一、二五〇	増	二三、五八六
羊	一、三七六	三八五	減	九九一

山羊	七、〇四八	七、五五五	増	五〇七
計	一三九、五二一	一八一、五六一	増	四二、〇四〇

八、家畜家禽の地方的分布

地方別	牛	馬	驢	騾	緬山羊	豚	家禽
旅順	二、三〇九	六〇一	六、一二六	三、四六〇	一、一五四	九、五九〇	四七、五七九
大連	一、三三五	一、四三三	三、二七七	四、一〇九	一、四九三	九、三八六	三八、八〇二
金州	七、八七三	三〇三	五、〇一八	一、四二七	一、八〇〇	一五、〇一四	四六、七一七
普蘭店	一六、六〇六	七九〇	九、三六一	二、五六九	三、〇四〇	三四、二九四	七四、四五七
貔子窩	六、四一三	五五七	五、七三三	三、〇七九	四五四	二三、〇六六	六三、九三二
計	三四、五三六	三、六八八	二九、五一四	一四、六四四	七、九四〇	九一、二五〇	二六九、四七五

二、農耕地面積百町歩に對する家畜數

（大正九年末現在）

地方別	農耕地面積	牛	馬	驢	騾	緬山羊	豚	家禽
旅順	町步 一六、三九一、九〇七	一四・二	三・七	三七・四	二一・二	七・〇	五九・五	二九〇・五
大連	九、六三六、二九一	一三・八	一三・九	三四・〇	四二・六	一五・四	九六・四	三八一・九
金州	二四、〇九六、六一八	三四・一	一・三	五・九	二〇・八	七・五	六二・三	一九三・八
普蘭店	三二、四一七、四七三	五〇・七	二・四	二四・九	七・九	八・四	一〇五・八	二二九・七

貔子窩	一五、七二五、二四一	三五・〇	三・八	三六・七	一九・九	二・九	一四六・三	四〇六・五
計	九八、三六八、〇三〇	平均 三四・〇	三・七	二五・二	一八・六	八・一	九二・八	二七四・三

ホ、農家戸數百戸に對する家畜家禽數

（大正九年末現在）

地方別	農家戸數	牛	馬	驢	騾	緬山羊	豚	家禽
旅順	戸 一〇、三〇〇	二三・四	五・九	五九・五	三三・六	一一・三	九三・一	五六一・九
大連	五、九七九	二三・二	二四・〇	五四・八	六八・七	二四・九	一五五・五	六一五・五
金州	九、〇一四	八七・三	三・四	一五・八	五五・七	一九・九	一六六・六	五一八・三
普蘭店	一三、八六一	一二八・七	五・七	六八・三	一八・五	二三・八	二四七・四	五三七・二
貔子窩	九、三六七	六〇・三	六・四	六一・七	三三・五	四・五	二四五・五	六八二・四
計	四八、五二一	六九・三	七・七	五〇・八	三七・七	一六・四	一八七・九	五五五・四

第三章　家畜

第一節　馬（馬）

馬

滿蒙に於て所謂支那馬として飼育せらるるは凡て蒙古馬にして、地方によりて其原形に比して多少の差異あるも體軀一般に矮小、前軀低く後軀高く中軀は長くして斜尻直肩品位を缺く。然れ共性温順、强健にして持久力に富み且つ粗食に堪ふ。一代の怪傑成吉思汗をして赫々たる威名を馳せ中央亞細亞より西歐を席捲せしめしは實に蒙古馬に負ふ處か大てある。伊犁馬と共に支那に於ける二大馬種にして現時世界に於ける各馬種の基礎をなして居る。

第一款　產地

馬產地

蒙古馬の主產地は內外蒙古一帶てあるか、其移出せらるる系統に依つて地方を異にして居る卽ち北滿洲に供給せらるるは呼倫貝爾を中心とし之に接せる外蒙古にして齊々哈爾、海拉爾、滿洲里に於て集散する。南滿洲に供給せらるるは多く東部內蒙古產てあつて、其內烏珠穆沁最も有名てあつて張作霖配下の隊馬は凡て此地に購買して居る。之に亞いて達賴罕王旗、札魯特王



蒙古馬（烏珠穆沁産）

旗、阿爾科爾沁王旗は馬産地とされ札薩克圖旗はやや劣ると稱せらる。

右の外土産馬としては農安、長春附近産を擧くることか出來る。

右三地方の特性を擧くれは北方呼倫貝爾産の者は輕快にして眼凹陷し乘馬型、烏珠穆沁産は肥大鈍重にして輓馬型に屬し達頼罕旗産のものは善く乾燥して貴相に富み乘馬型なりと、土産馬は性鈍にして輓馬用である。

蒙古産馬は又馬販子の言に據れは産地により左の三種に區別せらる。

一、北方馬（ペイファンマー）　哲理木盟中北部の札賚特、圖什業圖、達頼罕各王旗産のものゝ總稱である

二、北口外馬（ペイカオワイマー）　照烏達盟中南部、赤峰、多

倫諾爾、張家口地方の產馬を謂ふ。

三、山後馬(サンホーマー)　外蒙古東部及黑龍江省北部產のもの即ち哈爾哈及海拉爾地方に出廻るものに就て言ふ。

右の三種は產地を異にせるより其稱呼を異にせるものなれど、其形態等に多少の差異を認むることか出來る。

更に滿洲に於ける支那人は牝、牡、老幼に依つて左の如く稱呼して居る。

牡　馬……兒馬(アルマー)　騸　馬……騸馬(シエンマー)　牝　馬……騍馬(コーマー)
當歲の馬……馬駒子(マーチユイツ)　二　歲……兩牙(リヤンヤー)　三歲四歲……四箇牙(スーコウヤー)
自五歲至八歲……五歲口(ウスイコウ)　九歲十歲……六歲口(リユウスイコウ)　自十歲至十五才……七歲口(チースイコウ)

第二款　形　態

蒙古馬の形態に就ては上記の通りなるも澤田陸軍二等獸醫に依れは次の如くである。
體軀に比し頭粗大にして頭礎下り眼は隆起適度にして清澄溫順の相あり、眼瞼厚く鼻梁は直又は凹彎し頰筋の發育可良てある。唇は厚く口角淺し鬣鬣共に豐富なるも粗、軀幹は鬐甲部十字部より低きもの多く、胴長く背腰の移り皮膚隆起し尻は後方に斜下して尾の附著低く尾毛多



東蒙地方の牧場

し、胸前は一般に廣く筋肉よく發達し、胸廓深く肋穹隆は多くして豐圓なり、腹部膨大せるもの多く、膁は狹からす肛門は緊閉す。肩は峻立し上膊長く肘發育良く外方に開き膝の厚さ及廣さ佳なれとも往々彎膝稀れに凹膝を見ることあり、股は長大にして幅廣く脛は中庸を得、筋肉發育良ならさ雖飛節低下し折目深し、但し飛節は關節大にして堅固なり管は太く短く腱よく乾燥し球節大にして沈降す、繫は弛緩せるもの少からす蹄質堅牢なるも脆きもの多く、四肢の被毛は一般に疎長てあると更に地方によつても差かある。左に高島陸軍二等獸醫の調査報告によれは

（イ）、外蒙馬　體型堅實なる小型乘馬にして蒙古馬中最も輕快駿良の相かある。體尺四尺八寸內外



東蒙地方産馬

を普通とし毛色は鹿毛、栗毛を主とし星、肢端白等の別徴鮮に内蒙馬に比し前軀長く中軀短く體長、體高と相等し、胸深きも肢亦長く幅廣骨太、筋厚の美點を具へ品位歩様も可てある。日露戰爭の際には露軍は乘馬の補充を本種に採り。輜重輓駄馬には内蒙馬を以てしたといふ。

（ロ）、内蒙馬　内蒙馬は外蒙馬、伊犁馬に比して劣つたものであつて體尺四尺五寸を出るものなく四尺二、三寸を普通とし四尺以下のもの亦尠くない。從つて體長は體高に勝り肩竣ち中軀長く且つ前軀後軀より低きを普通とし一般に貴相に乏しい。毛色は河原毛、月毛多く蘆毛之に亞いて外蒙馬の如く鹿色、栗色



蒙古馬（達賴罕產）

は稀である。斑色も比較的多く、星、端白等の別徵鮮なるものも往々見受けられる。

內蒙馬中にも地方的に體型、能力を異にするものがある。卽ち烏珠穆沁地方產は體軀大にして重く悍があり、達賴罕地方產のものは體軀小にして對稱良く貴相があり巴林、阿爾沁地方產は體軀狹長なるが如く然し概して言へは內蒙古馬は體軀小にして特徵少き方である。

更に體尺體重に就て獨立守備隊保管支那馬百九十六頭（平均年齡一〇・六歲）の平均體尺四尺四寸二分、最高四尺六寸五分、最低四尺二寸、又奉天に於て澤田陸軍二等獸醫の測定せし民間使役輓馬八頭の平均は體高四尺三寸八分、體長四尺四寸九分、尻高四尺三寸七分、胸圍五尺三寸三分肢長



車臣汗地方馬(馬車店)

(膊背の外髁より地上に到る高さ)に關し關東軍獸醫部にて調査せるものは二尺八寸乃至二尺九寸平均二尺八寸五分である體重も不同にして公主嶺獨立守備隊保管馬に於ては七十五貫乃至九十四貫にして大正九年十一月より大正十年十月に至る滿一箇年の平均體重八十六貫二百匁である高島陸軍二等獸醫の十頭に就て測定せるに平均八十二貫二百六十匁かある。(大正三年五月)從つて一般民間飼育馬の體重はそれ以下である。

第三款　毛色

毛色は白色最も多く約七割にして河原毛、鹿毛之に亞き栗毛、青毛最も少い。澤田二等獸醫の報告に依れは大正七年八月鄭家屯にて蒙古馬三百七頭及ひ獨立守備隊保管馬(大正十年十一月調)百九十

六頭の毛色別及兩者の毛色百分率は次の如くである。

區分 ＼ 毛色別	蘆毛	月毛	河原毛	鹿毛	栗毛	青毛	糟毛	駁毛	計
大正七年徵發馬	一一一	九九	四四	三一	二〇	一	—	一	三〇七
獨立守備隊保管馬	九四	三六	二四	一五	一五	四	六	二	一九六
右二者百分率	四一・一三	二七・二一	三・七一	九・二七	七・〇六	一・〇〇	一・二〇	〇・六〇	一〇〇・〇〇

蘆毛月毛等の白馬は六八、三四%である。こは往時の旗人は白馬に跨るを喜ひし風習ありたると、白馬は長壽であるとの迷信によるものであるといふ。

滿洲に於ては毛色に依つて馬を左の如く呼稱する。

白馬（パイマー）……蘆毛　青馬（チンマー）……青毛　黒馬（ヘイマー）……絨鷲青
紅馬（ホンマー）……鹿毛　野鶏紅馬（イエチーホンマー）……紅鹿毛　駒里馬（コーリーマー）……黒鹿毛
栗色馬（リーメイマー）……栗毛　赤兎馬（チートーマー）……白栗毛　海騮馬（ハイリユーウマー）……河原毛
黄馬（ホハンマー）……月毛　兎灰馬（トウホイマー）｛油兎灰（ユートホイ）……猿毛青、亮光灰（リヤントボイ）……水青毛｝　殺里馬（サーリーマー）……雜色毛

第四款　能　力

速　度

（イ）、速度　乘馬としての能力は步幅短く步樣輕快を缺き騎兵用馬としては決して優秀の者て



馬市（多倫）

ない。一般乘用馬としては又不適當と言ふことを得ない。左に獨立守備隊保管馬五十五頭に就き大正三年五月測定のものと、又大正四年蒙地旅行中の實測せるものと騎兵操典の基準速度を比較すれば次の如くである。

步様	騎兵操典 一分間の距離	大正三年調 一分間の距離	大正四年調 一分間の距離
常步	一〇〇米	九六米	七九—八四米
速步	二二〇	二一〇	二〇七—二四三
駈步	三一〇	二八九	—
伸暢駈步	四二〇	三九五	—

更に一步の距離は常步にては〇、六五米、速步にては〇、九〇米、駈步一、二〇米内外にして一分間の步數は常步一一五—一三六步、速步二四〇步、駈步二四八步内外である。



播種(於公主嶺)



脫穀(於公主嶺)

馬の勞働

駄載、輓曳の場合に於ても常歩八十五米、速歩二百米内外と見得るてあらう。

負擔力

(ロ)、負擔力　駄載には主として驢、騾及駱駝か用ひられ馬に就ては其負擔力其體重の五分の二と言はれて居るか普通二十五貫匁位を負擔して居る。

輓曳力

(ハ)、輓曳力　輓曳力の如何は道路、車輛及季節の如何に依つて異るも滿洲に於て現時使用せらるる。二輪車輛に就ては一乃至七頭曳を普通とし泥路にては九頭を以てすることかある。最も普通なるは三頭とし臺馬には主に馬を用ゐ騾、驢等を併用することかある。

輓曳量は左の如くてある。

種類	冬期(凍結期) 積載量	冬期(凍結期) 一馬割當	雨期 積載量	雨期 一馬割當
一馬曳	八百斤(約一二〇貫)	—	二百七十斤(約四〇貫)	—
三馬曳	千八百斤(約二七〇貫)	九十貫	七百斤(約一〇〇貫)	三十五貫
五馬曳	二千五百斤(約三七五貫)	七十五貫	千斤(約一五〇貫)	三十貫
七馬曳	三千斤(約四五〇貫)	六十五貫	千五百斤(約二二五貫)	三十貫

持久力

(ニ)、持久力　持久力も亦其訓練及使用の如何に依つては種々異るものかあるか、日本馬に比して持久力劣るの觀あるも、體格相當の勞役にては持久力に富むものと認められる。之を要するに

負擔重量　約二十貫（裝具共約二十五貫）
輓曳量　約七十五貫（平地に於て車輛重量を除く）
速度　常歩一分時約八十五米、速歩約同二百米、駈歩約二百九十米を普通とし此狀態に於ては持久力に富むと言ふことか出來る。



鞭各種
（向右より鞭梢子、鞭車子、大鞭子、小鞭子）

第五款　蒙古馬の烙印

蒙古馬の烙印に關し**關東軍獸醫部**にて研究調査せるものを掲くれは次の如くてある。

一、烙印に關する諸說

イ、畜主各個の所有の標徵とするため隨意に定めたるもの

ロ、モリ、タムガー馬印子と稱し公印と私印とあり、公印は普通チャーラン旗の役人保管し

賣買行はれたる際其の證として左臀部に捺し、私印は股又は上膊以下にして軀幹に附することを得す。

ハ、中流以上の家には各箇に烙印を所持し大小二樣あり。

ニ、王府又は蒙人は其の所有權を明にする爲烙印を施す。

二、烙印の形狀

烙印は通常大小二樣あつて大なるは字形徑二、三寸內外にして臀(股)部に附し、小なるは字形徑約五分にして通常繫の前面に附す(蹄に附すと稱するものかある)。前者を明印と稱し後者を暗印と稱し副標徵となすと稱せられる。

烙印の種類

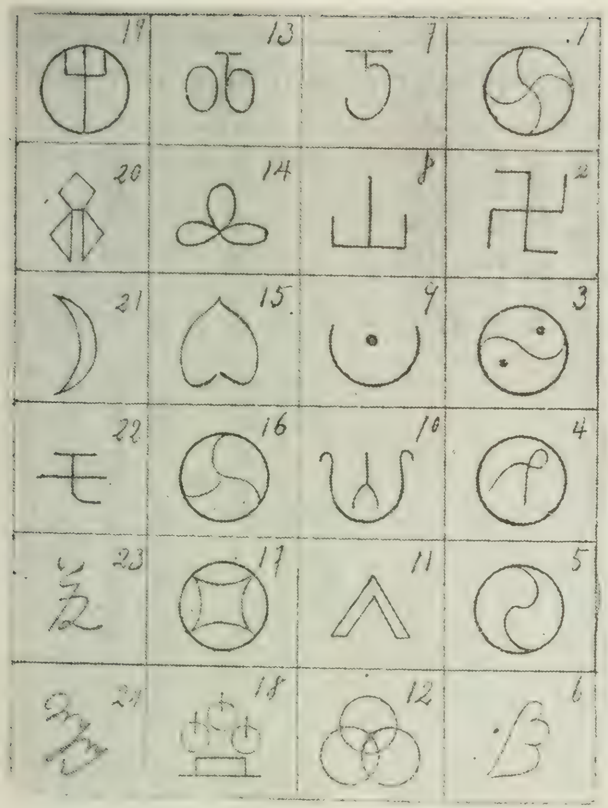
三、蒙古產馬に認むる烙印の種類

印字番號	認識地方	摘要
1	大巴林旗	大巴林旗にて巴林廟の會期中に賣買出來たる馬に對し爲す官印なりと稱するものあり
2	小巴林旗、達爾罕旗、阿爾科爾沁旗	原印を阿爾科　沁にて見たると云ふものあり
3	小巴林旗	小巴林王府にて使用するものなりと稱するものあり
4	同右	同右

5	東烏珠穆沁旗大巴林旗	其の地方の馬に多きを見る
6	小巴林旗	同右
7	東烏珠穆沁旗	王府にて使用すると云ふものあり
8	同右	右同旗下にて使用すると云ふものあり
9	同右	同右
10	西烏珠稿沁旗	西烏珠穆沁王府にて使用すると云ふものあり
11	同右	右同旗下にて使用すと云ふものあり
12	同右	右同旗下にて使用すと云つる
13	小巴林旗	原印は小巴林旗にて見たりと云ふものあり
14	西烏珠穆沁旗	
15	同右	
16	西烏球穆沁旗	
17	東西烏珠穆沁旗	
18	西札魯特旗	
19	圖什業圖	
20	同右	
21	同右	
22	巴林旗	蒙古産業公司

23	巴林旗
24	巴林旗

右の外漢字ローマ字形のものも見ることありと云ふ。



印　字（右表參看）

烙印は全蒙古に行はるるものに非ずして烙印なき多くの馬を發見することか出來る。又同一旗内に於ても二種以上の烙印あり、同一烙印にして數旗に認められることあり之を以つて馬の原產地を判斷せんとするか如きは困難である。

第二節　驢（驢(リユイ)）。

第一款　產地

驢の產地

驢は體軀小にして飼養管理容易なれば其用途も極めて普遍的なるを以て其產地も又廣く東三省及東蒙一帶支那人の居住する處に之を認めらる。支那に於ては山東省直隷省、山西省等を其主產地として居る。

第二款　種類

種類

滿洲に於ける驢に二種類あつて大驢と小驢とに分つ、大驢は體高四尺五、六寸より五尺に及び、體重又六十貫乃至八十貫あり、頭大きく頸細く筋肉よく締り四肢も頗る乾燥して力強く蹄質堅固なれど蹄形狹く體色は黑きを普通とし、下腹部四肢の



滿洲小驢



山　東　驢　牡　（四尺八寸滿洲に居るもの）

內方附根白色、口圍淡褐色である。大驢はもと滿洲原産にはあらす騾を生産する爲めに山東、直隷省等より移入せられたるものであつて牝大驢を見ることかないと言ふ。寒冷なる滿洲にては大驢の蕃殖困難てある。

小驢は體高二尺二、三寸より三尺五、六寸に達し體重三十五貫乃至五十貫頭大にして額突隆し體毛長く四肢乾燥し蹄質堅けれ共蹄形狹し、體色種々てある。多くは騾線を有し肩並膝關節及飛節に班馬線を有して居る。元來滿洲産のものにして粗食に堪へ持久力に富み冬期の寒冷なる氣候にありても害を受けす。

左に大小驢の體尺測定表を掲く。（香村農學士大正五年二月調）

	測定頭數	年齡	性	體高	尻高	體長	胸深
山東産大驢	三頭平均	三.六	牡	五.一尺	五.二尺	五.一尺	二.四尺
滿洲産小驢		四.四	同	三.四	三.五	三.五	一.四

更に關東州の畜産（南滿獸醫學會報第三號所載宮脇勝一、辻信次氏）に據れば

測定部位	小驢（一〇三頭）平均	小驢（一〇三頭）最長	小驢（一〇三頭）最短	大驢	備考
額長	六四分	八〇分	五七	八三	額長及鼻長の合計は頭長なり
鼻長	八九	一〇七	七二	一一五	
耳長	七九	九五	六七	一〇〇	
鬐甲高	三二二	三八三	二七〇	四三二	
十字部高	三二八	三八五	三〇〇	四四五	
體長（棒尺）	三三六	三九〇	二九〇	四三八	肩端及臀端間絕對長
胸深	一四四	一九三	一一五	一九五	

毛色に就て支那馬調査班にて調査せるものを見るに、灰色毛四三・七五％、濃灰色三一・二五％、黑色毛二五・〇〇％である。

能力及用途



驢肉賣店

第三款　能力及用途

滿洲に於ける驢の用途は頗る多様にして農耕、脱穀用として交通運搬用として又家内工業の動力として乗用として重用せられる。就中駄載用最多く、輓曳用之に亞ぐ。支那馬調査班に於て調査せる用途別能力は左の如くである。

用途	負擔力	行程	持久力	速度
駄馬用	一三—一六〆 三〇	六—七里 一—二	約四日に一日の休憩を與ふ	一時間四粁
輓馬用	三〇—四〇	六—七	同	同
乗馬用	一〇—二〇	六—七	八里内外なれば三日に一日の休憩を與ふ	一時間五粁
製粉用	約四十五貫のローラを曳き十二時間に約七十斤の製粉をなす			
大車先曳用	馬の先曳せる場合の約二分の一の效力あり、			
抄車（一輪車）先曳用	抄車の積載量約三十貫にして一日の行程約五里なるも驢を先曳に使用すれば行程約八里に増加す			

附　支那馬調査班調査に係る滿洲に於ける驢生産

地帶に於ける頭數及軍用としての合格數を參考の爲めに掲ぐ。

驢馬頭數　（大正九年調）

縣別		驢馬頭數	合格頭數
關東州		三一、二〇四	六九三
遼西地方	綏中	三〇、一〇〇	一、二五四
	興城	三六、三六六	一、五一五
	錦西	三二、〇一二	一、三三四
	錦	九一、七六九	三、八三四
	義	六五、一〇九	二、七一三
	北鎭	三二、三六一	一、三四八
	盤山	二九、七六九	一、二四〇
	黑山	四八、三四七	二、〇一四
南滿洲山岳	蓋平	一二、三七五	四一三
	海城	一二、六八七	四二三
	遼陽	一四、九四八	四九八
	本溪	九、八七三	三二九
	鳳城	一三、一二五	四三八
	安東	六、〇四六	二〇二
	寬甸	一二、三七五	四一三
	桓仁	七、八五六	二六二

地帯		
興京	一二、三四八	四一二
柳化	六、九一〇	二三〇
西安	二一、九四八	七三二
西豐	二四、九七〇	八三二
合計	五五二、四九八	二一、一二九

備考

一、本表は各縣毎に二乃至三箇村落の實地調査を基礎とし其縣に於ける耕地面積より算出したる數量なり未だ完全なりと稱し得ざるも比較的正確に近きものと信ず

二、合格標準は體尺三尺五寸以上體重四十貫以上にして年齡五歲より十歲までとす

三、合格割合は關東州は四十五分の一遼西地方は二十四分の一南滿地方は三十分の一とす

騾

第三節 騾 附 駃騠（騾子（ロオツ））。

騾は牝馬に配するに牡驢を以てせる雜種にして、牝馬は露國產を最良とし牡驢は山東、直隸等の大驢を用ふ。牝驢に牡馬を交配せる者を駃騠といふ。駃騠は農耕用其他として騾及馬に劣るを以つて滿洲に於ては殆と生產せらるることかない。騾及駃騠共に蕃殖力を缺く稀に牝騾又は牝駃騠は牡驢又は牡馬に配して幼駒を產することあるも、牡騾、牡駃騠は生殖力かない。

第一款 產地

騾の產地



騾

滿洲に於ける騾の產地は吉林省農安縣にして之に亞くは奉天省懷德縣、梨樹縣、吉林省長春縣及ひ黑龍江省呼蘭縣、蘭西縣、巴彥縣等なりと稱せらる，殊に農安縣は草甸子と稱する放牧地を有するを以て滿洲普通農家の飼養多からさる牝馬を放牧して騾の生產を營むといふ。

形態

第二款　形態

其體形馬に似たれど耳は驢に似て長く尻尾及蹄形も亦驢に似る。頭は巨大、顏面乾燥し頸薄く且細長、眼は清澄後軀は前軀の發達に伴はす斜尻にして短く肢脚は細い。（駃騠は一般に體形驢に似て形少さく耳及尻尾は馬に似てゐる）

體尺は馬よりも稍大にして平均四尺五、六寸、稀に五尺以上に及ぶものもあり、體重は普通七、八

性質能力及用途



滿洲の馬と騾

十貫位である。尚海城馬匹調査班の調査に依れば馬、驢及騾の體尺一寸に對する體重の比例は次の如くである。

軍馬	二・二五〇貫
蒙古馬	二・〇三〇
騾	一・九五〇
驢	一・二〇〇

毛色は鹿毛、栗毛多く蘆毛之に亞ぐ驢と同しく皆線がある。

第三款　性質能力及用途

性質溫順怯懦にして遲鈍なれどもよく人意に從ひ體質強健粗食に堪ゆ力量又大である。

能力は馬に比して強く持久力も勝り使用年限も長い。今馬匹調査班にて支那馬と比較調



輓騾

査せる處を擧けて其能力を知らむとす。

一、馬に比し約一倍半の輓曳力を有すること

二、迅速なる歩度を出し得さること

三、負擔力比較的少きこと

四、持久力に富むこと

五、馬の如く一時的急激性なく又急躁性なきこと

六、粗飼料に堪ゆ飼量は馬の三分の二にて可なること

七、飲水量は馬の約一、三倍なること

八、行軍後の體重減量の割合は約馬の二分の一なること

九、同一情況の下に於て馬の呼吸速迫す

る場合と雖呼吸の切迫を見さること

一〇、榮養狀態常に良好にして馬に比し疾病に犯さるること少い

一一、發情の狀態を認めぬこと

一二、性遲鈍にして動作緩慢取扱馬に比し遙に容易にして諸種の危險を伴はす調教容易なること

一三、其他民間に於ける騾に就て調査するに馬に比して遙に長命にして三十歳前後にして依然使役せられつつあるもの珍しくない

第四款　用途

騾の用途

騾の用途馬に等しく農耕用、輓用、駄用等に供せられるか輓用として最も適當して居る。卽ち駄用としては其負擔力馬に劣り、乘用としても頭頸大にして四肢薄弱悍威を缺けるを以てである。輓用としては大車、轎車に使用せられ大車には三頭乃至九頭曳、轎車としては一頭乃至三頭曳とし正馬の外は轡、手綱等を附することなく唯言語及長鞭を以て御せられる。

第四節　牛（牛）

第一款　種類及産地

種類及産地

滿蒙の各地方に分布する牛の種類は主として蒙古牛にして、奉天省東部は朝鮮牛、關東州は山東牛の系統を多少含んで居る。此他東支滿鐵沿線の日露人經營の牧場に洋種を僅に見るのみ蒙古牛は又有角種と無角種とに分つことを得、無角種は烏珠穆沁地方に多く見る所にして有角種に比して體形尨大である。

蒙古牛の主産地としては東蒙古の巴林旗、烏珠穆沁旗、阿爾科爾旗、札魯特、達賴罕旗を擧く可く吉林牛、錦州牛、金州牛又名あり、何れも蒙古系である。

第二款　形　態

形　態

蒙古牛は體軀一般に矮小にして體格劣等である。頭は稍大、眼は溫和にして凹陷して沈靜、角は長大にして前外方より內外に彎曲して尖端相對し飴色又は鉛色を呈し、年輪は不明瞭のものか多い。鼻鏡は黑色、黑斑及白色のものあり頸は厚からす短く胸狹く胸肉微に垂下し、鬐甲低く肩峻立し、背は水平にして廣く腹は擴張して太く尻は大にして稍斜下し四肢は短くして腿



蒙古牛（牡）



同上（牝）

は細い。前軀の發達に比し後軀の發育不良てある。體尺平均四尺二、三寸なる可く體重も比較的少く牡六十五貫乃至九十貫牝は六十貫乃至七十貫てある。左に澁谷陸軍一等主計の擧けたる(滿蒙の食用獸、滿蒙の文化大正十一年二月)測定表を示せは次の如くてある。

區分＼場所	牡 法庫門	牡 博王	牝 コシノントスト	騸 新民屯	騸 新民屯
頭數	三	三	三	二	四
年齡	三—七	七—一〇	七—一〇	六—八	六—九
頭長	尺 一・二四	一・四五	一・四〇	一・五三	一・五五
角間	尺 〇・三三	〇・三八	〇・三〇	〇・三三	〇・三五
眼間	尺 〇・六九	〇・六三	〇・四七	〇・八七	〇・九二
顳顬間	尺 〇・七七	〇・七五	〇・四五	〇・八一	〇・六二
背線	尺 五・六七	五・五五	五・六五	—	—
體長	尺 四・六二	四・二〇	四・三一	四・四三	四・六二
胸圍	尺 五・六六	五・二〇	五・二五	五・六三	五・八三
鬐甲	尺 三・七〇	三・六八	三・五五	三・八八	三・九七
腹圍	尺 六・一五	五・九〇	五・九七	五・六八	六・〇四
十字	尺 三・一三	三・八三	三・六二	三・八〇	三・九五
尻高	尺 三・六九	三・六六	三・一七	—	—
十、間	尺 一・二五	一・三三	一・四〇	一・五四	一・五三
薦間	尺 一・三三	一・三八	一・三七	一・五三	一・五二

又關東州に於て宮脇技師の(關東州の畜産南滿獸醫學會報大正十一年一月)大正十年三月三歲以上の牝牛八十三頭に對し體軀の測定を行ひたるものの平均最長、最短は左の如くてある。(同州内に於ては成牡牛は殆ど全部騸牛にして去勢の結果は正規の體型を求むること能はす、又幼牛は發育の道程にあつて基準とすへき體型を認め難い、從つて牡牛の測定を缺く)



金州牛

七八

測定部位	平均	最長	最短	摘要
頭長	一五一分	—	—	
額長	五九	七〇	五〇	額長及鼻長の境界は兩眼内眥を連れたる線
鼻長	九二	一〇七	八〇	
鬐甲高	三六八	四〇三	三二五	
背高	三六〇	三九五	三〇九	
十字部高	三六六	四〇四	三三二	
尾根高	三四四	三七八	三〇〇	
體長（卷尺）	四九三	五五七	四〇五	肩端より體表に添ひ臀端（坐骨突起）に至る
體長（棒尺）	四一五	五三六	三四三	肩端より臀端に至る直線
胸圍	五三一	六三〇	四四〇	
胸深	一九四	二三〇	一三〇	
腹圍	六〇〇	六八〇	五一一	
骨盤長	一四二	一五八	一二〇	腰角より坐骨突起端に至る長さ

牛の用途及能力



満　洲　牛　(牡)

腰角幅	一三四	一九二	一一〇
坐骨幅	十六	九八	六〇

備考　本測定實施期たる三月に於ては數頭の營養佳良なる者を除きては概して營養不良なり蓋し飼料の不足に基因すべく野草の發芽と共に營養恢復せらるであろう

蒙古牛の毛色は褐色を普通とし黒褐、淡褐、黒、灰色之に亞きて多く其他黒白及白褐斑簾色等のものを見る。毛は甚長く冬季にては三吋内外に達す密にして細く捲縮する。

第三款　用途及能力

牛も亦各種の用途に使用せらる。即ち農耕用輓用乳用及肉用等てあつて満洲に於ては主として役用として用ゐ、肉は習慣上食せす又乳用とすることも稀てある。之に反し蒙古に於ては主として乳用とし諸種乳製品とせられ役用となる



牛　犁（於巴林旂）

ことは少い。牛糞は又唯一の燃料として蒙古地方に珍重せられる。乳牛としての能力は體尺三尺八寸の牝牛乳量八合乃至二升五合、平均一升二三合にして含有脂肪は百分の二、七内外にして乳牛としての價値に乏しい。役牛としての能力は其牽引力は馬騾に比して約三割強しと云ふも速力は其半に過ぎないと稱せられる。肉用としては脂肪は表面のみに附著して所謂大理石様を呈せす、食味不良であり、山東牛に劣る所以てある。故に之を更に一定期間肥臕法を行はは敢て遜色なきに至るてあらう。生體量に對する精肉量の比率は最近十年間陸軍糧秣廠の屠牛四萬五千頭の平均三六・二八七。大正九年中鐵嶺關東倉庫支庫の試みた屠牛精肉量は四〇・一五%、旅

羊の種類



牛　　車

順屠場にては四六%、撫順に於ては四五%、奉天に於て澤田陸軍二等獸醫の實測四頭の閹牛に就ては三九・五二%なれは平均約四〇%の精肉量と見ることを得。

蒙古牛に就で乳肉用としては猶改良の餘地の充分に存するものと言はねはならぬ。

第五節　羊（緜羊、山羊）

第一款　種類及產地

滿蒙に飼養せらるる羊には棉羊と山羊の二種かあり、棉羊は長尾種中脂肪尾種に屬し被毛よりすれは緬毛と粗緬毛と混生したる混毛種てある。山羊は其分類上世界山羊の何種に屬するか研究せられたるものかない。



蒙古在來種緬羊



同上脂肪尾



金州犢

羊の産地としては乾陽、達頼罕、巴林、喀喇沁、烏珠穆沁等最も有名であるが、其他蒙古に於ても其牧畜地帯たる曠原には牧羊を見ざる處なきの觀がある。何れも農耕地帶を除いては專業にして東部內蒙古のみに於ても專業的に從事する。蒙古人約七十萬、棉羊數も約百三、四十萬頭とされて居る。

東三省に於ても黑龍江蒙古接壤地方にては牧羊業又盛なるも概して副業的にして錦縣、義縣及北鎭附近遼西一帶、柳條邊柵以東東山地方の牧羊は有名にして其他農家副業として隨處に之を見られる。多く棉羊を主とし山羊を僅かに二、三割混同放牧して居る。



燃料牛糞

第二款 形態

頭部はよく乾燥し比較的小にして長く鼻梁は前方に彎曲し、兩眼稍突隆し耳は大にして側方に垂下するを普通とし、稍小形にして垂下せざる耳を有するものあり、又稀には僅に突起せる部分を有するのみにして殆ど耳朶を有せざるか如く見ゆるものあり、牡は普通堅牢なる螺旋狀の角を有し、牝は普通無角なれど短角を有するものあり、時に四本乃至六本の角を有するものかある。角の長さは六、七寸左右に開いて外方に彎曲して居る。

體は幅廣く胸深く臀部廣くして筋肉よく發育し、四肢は細くして强健、尾は特殊の形



滿洲及蒙古の山羊

狀を呈し長からさるも廣くして多量の脂肪を沈著し其形圓形を呈して後體を蔽ふ。尖端は急に細くなると共に上方に反轉し、上方の脂肪沈著部位に生せる凹所の中に位置す。概して形態上より見る時は體軀に比し頭部、頸部、脚部等纎細にして寧ろ肉用種と稱することか出來る。

被毛は頭部と四肢は短くして剛い光澤を有する毛を有し、體は細長にして柔き絨毛にて蔽はれる絨毛にも二種あつて長く太く波狀少き粗毛にして外表に現はれるものと、細短にして彈力に富む緬毛にて體の表面近く存在するものとてある。頸部と體の側面下方は粗毛を混することと多く背部及腰部には緬毛を生することか多い。此等の緬毛は毎年換毛し六月頃頭部及下腹部附近より脫落し始め



綿羊の尾部

全部に及ふ。

毛色は棉羊は全身純白のもの及頬脇、耳朶、四肢に黒斑又は褐斑を有するものとあり、山羊は概して灰白色にして白黒之に亞ぎ稀に褐色のものもある。

棉羊の體高二尺前後、體長三尺二、三寸、體重牝は八貫、牡は十貫内外にして山羊は體長、體高、體重等棉羊に比し稍や小い。又地方に依つて等差あり、卽ち鐵嶺附近より北方産のものは何れも體格大にして牝十三、四貫、牡十五、六貫、之に反し東山地方のものは體格小なる等且形態上にも差異を認むることを得。

第三款　用途

羊の用途は主として肉用及毛皮用にして興安嶺



東蒙產緬仔羊

以西の蒙古地方にては乳を飲用又はチヤカントス製造に用ふ。は肉は屠體歩合平均四五%質又佳良、羊毛は粗にして死毛を混すること多く、殊に北滿集散のもの劣等にして遼西地方のものを良しとす。產毛量は春期二百匁秋期百五十匁計三百五十匁、但し海拉爾方面集散のものは春期のみ採毛する。毛皮は毛生不均一にして上等のものを產せさるも仔羊毛皮をよしとする。何れにしても歐米、濠、南亞產品に比して著しく劣る。

第六節　豚（猪チユー）。

第一款　產　地

食用家畜として滿洲に於ける支那人の最



滿洲豚(大型)

も主要なるものは豚肉及其脂肪並に内臟物てある從つて支那人の住する處豚を見ざることは無しと言ふも敢て過言てはない。滿洲農家は副業として必す數頭の豚を飼養し其仔豚は之を燒鍋、粉房、棧店等に賣却して居る。是等の大舖にては去勢して肥腽を行ふ。大なる燒鍋にては千頭内外を飼育する者あれど普通七、八十頭乃至二、三百頭内外てある。

かくの如く一般に分布生産せらるるも特に主產地としては吉林、長春、齊々哈爾、綏化方面てある。

第二款　種類

滿洲產豚は普通黑色にして稀に四肢及腹部に白色をあらはすものがある。白色豚は極めて稀てある。農安縣、哈爾賓附近には露國種豚(白色)、關東

滿洲在來種



滿洲豚（中型）

州内に輸入せられたる洋種豚かあるも其數は多くない。

滿洲在來種は其形狀に依つて大、中、小形に分つ。小形種は高一尺四、五寸、耳朶小にして丸く半垂下し吻は細短、體毛細くして短く其色も稍々灰色を呈す早熟にして十一、二箇月にて屠殺に適し體量十貫内外、皮膚薄くして肉質は三種中最も美味である。大形種は體高二尺三、四寸、耳朶大にして頰側に垂下し吻長くして太い。體幅狹くして扁平である。體毛は三種中最粗にして長い晩熟にして二歳乃至三歳にして屠殺さる。體量普通三十貫内外中形種は體高二尺、體量二十貫内外にして其他の性質も前二者の中間に在る。飼養分布は小形種は管理及飼料の點より多く農家に飼養せられ



滿洲豚（小型）

大形種は燒鍋等に飼養せられる。頭數より見る時は中形種は最も多く一般に普及し、大形種は都會附近に小形種は其數最も少い。

第三款　用途

肉、脂肪及內臟物は副食物として支那人の珍重する處肉の步止りは約六〇%內外である。體毛及鬣は刷毛に製し、骨は諸種の細工用として用ひ血液は防腐劑として塗布用として又糞尿は良好なる肥料となる。

豚皮は普通支那人は肉と共に用ふるを以て大連附近等日本人の使用する地方を除いては滿洲にては殆と利用されて居らない。

産地　形態



駱　駝

第七節　駱　駝（駱駝ロオトオ）

第一款　産　地

駱駝の主産地は外蒙古であつて興安嶺の西北部に多いといふ。其他東部內蒙古には交通機關として存在する外、滿洲には之を產しない。

第二款　形　態

前軀に比して後軀の發育不良、頭は小、胸深く幅狹し耳も大でない。四肢は長い、毛色は褐色にして背峯は雙峯最も多きも單峯のものもある。

第三款　用途及能力

駱駝の主用途は運搬用にして、駄載能力約六十貫內外にして一日に十里を行することを得。多くは駱駝隊を組織し先導駄の鈴聲に十數頭之に從ひて一隊なし、駝夫一、二名之を引率する。步幅は一米內外である。

肉は食用として又毛及皮も珍重さることと周知のことにして乳は一日二升を分泌す。沙漠地方の旅行にて一度の飽食により數日間絕食するもよく行に耐ふること又有名てある。



蒙古駱駝

第八節　家禽

家禽を飼育するは多く東三省にして蒙古には少い。其種類は鷄を最も主要なるものとし到る處に飼養せられ、鵞、鶩等之に亞ぐ。何れも滿洲農家

鵞



支那鵞

の副業として廣く分布されて居る。

第一款　鷄　（小鷄子（シャオチーツ））

鷄の種類は極めて雜多にして一定の型なく羽毛の如きも黑、白、斑、茶褐、淡褐等全然不定てあつて滿洲鷄の共通點としては形中等、鷄大ならす脚に羽毛を有するもの殆どない。往々毛冠を有し性敏活てある。體量は雌雄に依つて差あるも三百匁內外にて產卵數は年百箇內外てある。

第二款　鵞　（家鴨子（チャーヤーツ））

鵞も亦廣く飼養せらるるか其數鷄の如く多からす羽毛は黑白の斑、黑、白等にして甚た雜然眼緣及嘴下には羽毛なくして赤色を呈し、嘴上に泌脂腺ありて臭氣を出すと云ふ。卵は二十匁內外にして一箇年二百箇內外を產卵す。肉卵共に美味と稱

することは出來ない。

第三款　鵞（鵝）

鵞

鵞は頭長くして一見鵠に似て居る。上嘴の基部に球形卵形等をなした小角瘤があり、羽毛の色は純白なるもい多く時に灰色のものもある。體量一貫五六百匁卵も亦大なれども肉卵共に一種の臭氣かあつて鷄の美味に及はない。性質喧噪にして音聲高く、家番をつとめるといふ。

第九節　犬

犬

滿洲に於ける農家には必ず一、二頭の番犬を戸毎に飼養しない者は無い位であり、又蒙古人も亦必ず數頭の犬を飼ひ先づ蒙古人を訪ふ者は「其飼犬を繋げ」との掛聲なして徐に其家に近くと言ふか如く番犬として性勇猛である。蓋し自衞上に出たるものにして現在の滿蒙にては犬は彼等の生活に必須の者てある。皮は毛皮として使用せられる。

犬には支那犬及蒙古犬の二種かあり、其用途より見る時は番犬用、狩獵用及愛玩用（狆）の三種あつて多少其形態を異にして居る。

番犬は體軀尨大魁偉にして體高二尺内外頸太く臚項平かにして、耳の附著高く且つ短かきも

垂下し尾は太くして長く、外觀粗野にして毛は密生し長い、毛色は黒色多く黒褐黄色のものもある體重の如きも大なるは三十貫を超ゆるものかある。

狩獵犬は體軀細長、顔面細長く鼻端尖り口角深く切れ鼻牙鋭利にして眼は小、耳は直立して獰猛の相を具ふ。運動輕快に走ること敏捷によく六、七尺を跳飛すといふ。毛色は種々てあつて白、黒及褐色等かある。所謂蒙古犬は此種のものてある。番犬としても亦適す。

是等の犬は蒙古人の包を番するのみならす、家畜を監視しよく忠實に其の任務に服す。徒つて蒙古人の犬を愛すること家畜以上てあるといふ。

第十節　其他家畜

鹿

滿蒙に於ける家畜の主要なる者は殆と之を盡したるも、猶地方に依つては養鹿を行ふ者かある。例へは梨樹縣下山間地に於けるか如く元來野生のものを捕獲して之を飼育する者にして、體軀大にして體尺二尺七、八寸、牝は二尺五、六寸、牡は角を有し鼻鏡黒く耳朶大にして頭及頸部は稍暗灰色なるも體は赤褐色肩部より胸臀部に亙つて美麗なる白斑を印し、尾は短く肢は細長暗灰色てある。冬期は被毛の長さを増す鹿の主なる用途は角であつて、角根中の小角を藥用

として高價てある。肉、皮亦利用せられるは勿論てある。

猫

右の外猶滿蒙に飼養せらるるものは猫にして、多く農家の愛玩用として又除鼠用として一、二頭を飼育して居る。

第四章　家畜の飼養及管理

第一節　馬

第一款　飼養法

馬の飼養法としては放牧及舍飼の二種ありて蒙古地方中純遊牧地方にては全く放牧に倚つて水草を追つて自己所屬旗内を轉々するも農牧地帶にては放牧舍飼兼ね行ひ又滿洲等農家の飼養馬は舍飼を主とする。

第一項　放牧

放牧

放牧の主として行はる蒙古地方の純遊牧地帶並に準遊牧地帶に就いて見るに舊三月頃牧地を燒きて牧草の發芽を良好ならしめ五月初旬牧草の生育せる頃、牧丁は大小の馬群を引率して、此處彼處に馬群を飼育する馬群の數にも多少はあるか、五百頭を一群とさせるものは

兒馬（未た去勢せぬもの）　十五頭乃至十八頭

騍馬（牝馬）　三百頭

騸馬（去勢馬）　百八十頭内外

種馬には一頭に付十四、五頭乃至十七八頭の牝馬を配す、卽ち一頭の種馬(兒馬)は二十頭内外の牝馬を率ひて行動を一にす。馬群は集團力に富み離散すること殆どない。牧丁も亦四、五箇月間位食糧を携へて同行する、普通五百頭の馬群を二、三人の牧丁にて之を牧養する、尤も純遊牧地方にては一家を擧けて牧養に當る。かくて牧草盡くる時は他地に轉し四、五十日後再び牧草の再生するを待ちて前地に歸る。十月上旬純遊牧地帶にては北方に丘陵を負ひ南方開けたる高地に馬群を導きて越冬する。かかる丘陵は水利に乏しきも積雪に渴を求め。牧草は夏季間放牧せさりしを以つて枯草となりて多く殘り冬季の飼料として足る可きも寒威と飼料の粗惡とは一時營養不良ならしめ中には斃死するものもある。之に反して準遊牧地帶にては晩秋の候自己固定の住居の附近に放牧し或は木柵を造りて其內に入れ夏季中貯へたる草堆を適宜給し給水又充分にして其狀態前者に勝る。

放牧場は要するに水利の便ある野草繁茂せる地を選はるるも、中には天然水に不足するものは井を穿つものもありといふ。

第二項　舍　飼

放牧か主として蒙古人に依つて行はるるに反し支那人は多く舍飼にする。

馬房子

槽子

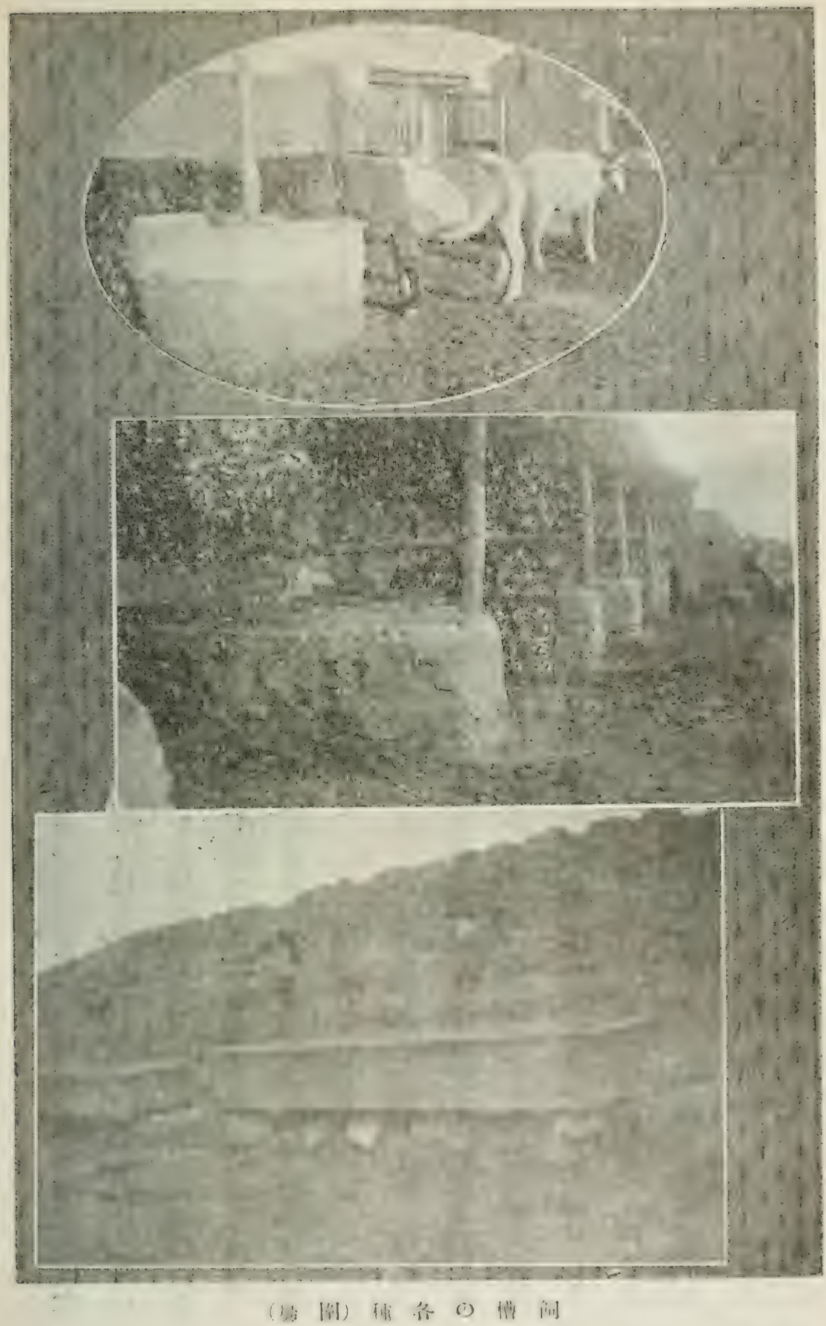


草推（蒙古にて冬家畜飼料準備に刈取るもの）

イ、馬房子　厩を馬房子と言ひ小數富豪又は大官の外は單に住宅院子内家屋又は土墻に按して三面及屋根を上壁又は煉瓦塀にて繞し南面又は東西を向く。多數の馬匹を有する專業者は晝間は放牧し夜間のみ園内の一隅に土壁を以つて圍つた露天に追込む。

ロ、槽子　馬の飼槽を槽子と謂ひ共同飼槽てあつて數頭の馬は列んで之より食す、石製木製又は土製の者かあり、石槽子は長さ五、六尺幅上面二尺内外、下面一尺五、六寸、厚さ一尺五、六寸にして石材を深さ一尺二、三寸に穿ちたるものにして處々に小孔ありて馬を繫く、此石槽子は二尺五、六寸の土製又は石製の臺の上に置かれる。

木槽子は長さ五尺、上幅一尺二、三寸下幅一尺



飼槽の各種（圖場）

内外之に木製の脚を附したものである。土槽子は圓形であつて直徑四尺高さ三尺位土を塗り固めた上面に深さ四、五寸の池を作り表面に石灰泥を塗りて水分の浸透を防ぎ中央に直徑三寸位の圓柱を建てて馬繋用とする。

水槽子

ハ、水槽子　給水槽を水槽子と謂ひ直徑一尺、長七尺乃至一丈餘の自然木を幅七、八寸長さ七、八尺深さ七寸内外に溝を穿ち舟の如くしたものを井戸端に備へ付く。中には石槽子に水を盛りて水槽子とするものもある。

草刀臺

ニ、草刀臺　長さ約三尺幅八寸厚さ七、八分の木材の臺上に幅五寸長さ二尺五、六寸の草刀を備へたもので穀稈を細切する。

馬種及飼養法

ホ、馬糧及飼與法　主なる馬糧は、高粱、粟稈、野草、大豆粕、麸等であつて夏季は青草を加へる、普通農家に於ては豆殼及各種の稿稈類を給す。飼料の種類及數量は勞役の種類並に程度に依つて異るも大約左の如き者がある。（澤田氏滿蒙の畜産に據る）

勞働時

甲例	高粱二升	麸一升	豆粕一六〇匁	草料二貫四百匁
乙例	同二升	同一升		草料三貫匁



蒙古馬の飼與

丙例　高粱二升五合　豆粕二五〇匁
　草料二貫匁

不勞働時

甲例　高粱二升　草料一貫二百匁

乙例　同一升五合　同二貫匁

備考　草料とは粟稈、粳草、野草等を總稱す。

勞働中の馬は午前十時頃右日量の約三分の一を給し殘り三分の二は勞働後翌朝迄に終夜飼與する、飼與の順序は粟稈、麩、高粱とする、水は一日三、四回與へる。閑散なる時は努めて野外に放牧し飼料は單に其不足を補ふのみである。

食鹽は毎日給することなきも一箇月平均一

斤を與ふ。

第二款　管理法

イ、手入及取扱法　遊牧地帶竝に使役中に非る馬等に於ては特に管理法として擧くへきものもなく自然に放置するのみてある。農耕地帶に於ては馬房子內にて蓐草を與ふることなく馬糞堆積する時は乾燥せる土を覆ひ馬の口を高く繫索して伏臥せしむるを普通として居る、殊に乘馬或は嚴寒中は絕對に横臥せしめることかない。

大官富豪及軍馬等の外は特に木櫛、鐵櫛及刷毛の類を使用することなく馬は勞役終れは自ら砂土の上に轉倒して痒感を醫す。鬣毛は鬐甲の附近一小部分を除く外根本より切り又鬃も根本より切斷すること普通なるも尾毛は長き儘に放置するか僅に先端を除去するのみてある。

乘馬又は勞役後必す充分の曳馬をなし鞍は發汗中に取り去ること決してなきも、藁等にて背又は脚等を磨擦することもない。蒙古人は馬から降ると直に鞍を下し馬背に冷水を注く習慣かある。

蒙支人の馬取扱法は又頗る巧妙にして馬は亦よく人語を解して主人に心服して從順てある。卽ち御者は長さ四、五尺の長鞭に五尺位の麻紐及其先端に一尺位の革紐を附したるものを以て

馬群を操縦し馬車を御す轡を用ふることも極めて稀である。

左に家畜使役の際に用ふる滿洲地方の掛聲を揭くれは次の如くである。

馬、騾、驢　（回數適宜）

チ　ヤ〱〱　前進、歩度を伸はさしめ或は一層力を出さしむるには鞭を振り廻し又は鞭にて叩き「チヤ〱」を連發する、鞭を使用するは叩くにあらすして先革の運動により一種の音を發せしむるのである。

ユイー〱〱　止れ、歩度を緩めよ

シヤオ〱〱　後へ

ウ　オ〱〱　右へ廻れ

ユ　ヱ〱〱　左へ

テイアオ〱〱　馬車に就かしむる時馬の口を捕りて此の掛聲をなす、馬は自ら後軀を廻轉して轅、曳綱等に就く。

訓致法としては滿二歲に達すれは他のよく馴らされたる馬に混して馬車につけ或は乘御し漸時之に馴れしめる樣にする。

ロ、裝蹄　蒙古地方に於ては裝蹄することないか滿洲及東部內蒙古の農耕地方に於ては裝蹄を行ふ。支那式裝蹄具としては火爐、風框（鞴）、鐵碪子、大鎚（向鎚）、小鎚（手鎚）、鉗子、鏨粧子（枠）、裝蹄槌、削蹄刀、（鏟子、鑽刀）、鎌刀（削蹄鎌）、脫蹄桿、蹄鉗子、切掌橙（削蹄臺）等あり、材料としては多く古鐵を用ひ新鐵桿を用ふる時は三分角乃至四分角鐵を用ひ、燃料は主として木炭を用ふ。

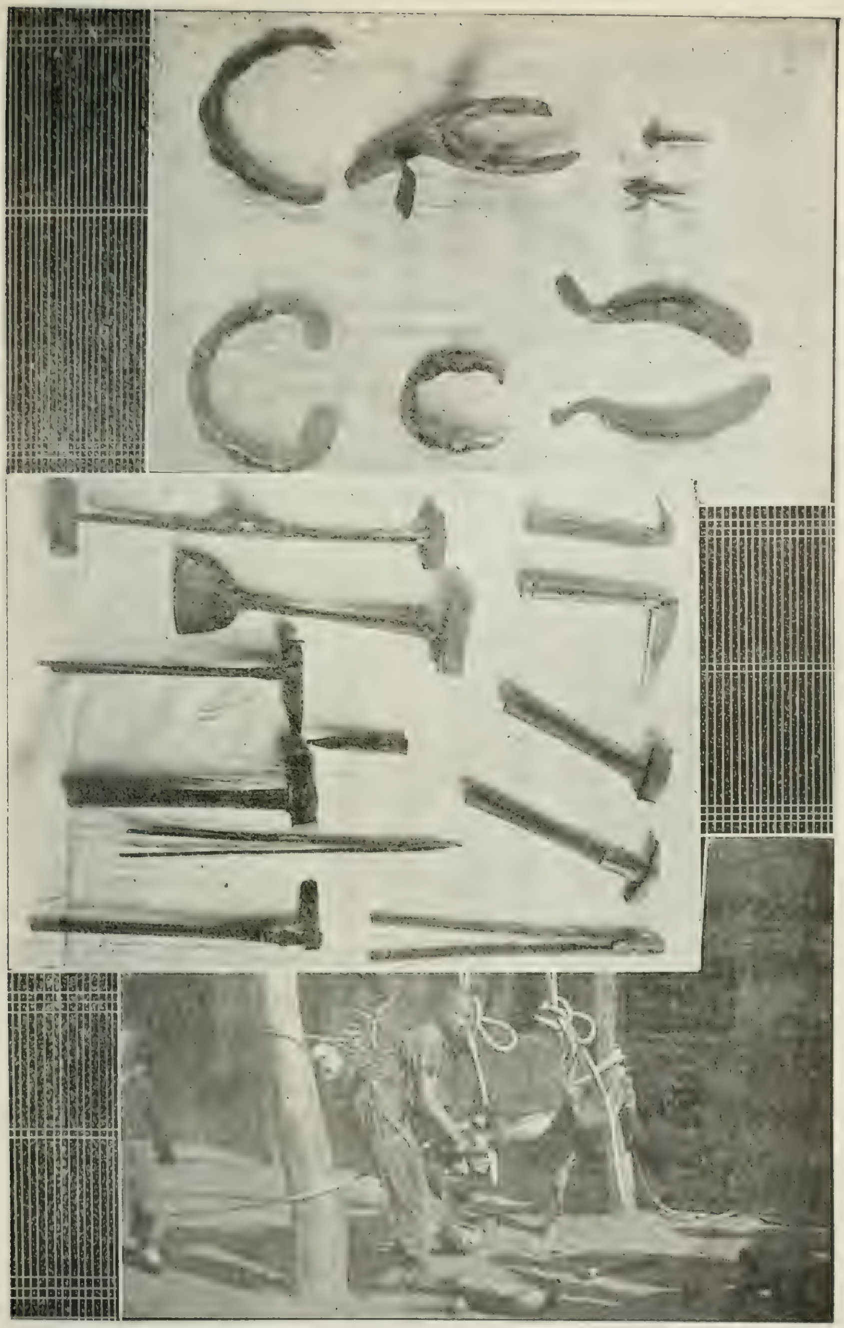
粧子は約五尺を隔て一直線上に徑五寸の丸太を堀立て地上五尺五寸の處に一本の橫木を通す前柱の上部前面に一箇の鐵環後柱後面地上に約一尺三寸及二尺五寸の箇所に各一箇の鐵鈎かある蒙古馬は保定して裝蹄を行ふ。保定には起立保定及橫臥保定の二種かある。

蹄鐵は厚さ三分內外橫徑三寸乃至三寸五分、長徑三寸內外にして重量一箇小三十匁、大四、五十匁て內外緣共に釘孔によつて波狀をなし鐵歪を缺く、蹄釘は掌釘と稱し長さ一寸五分乃至二寸、普通用ふるは頭頂圓形を用ひ結氷期には三角形を呈した氷釘を用ふ。蹄鐵保存期間は一箇月半位てある。

第三款　繁殖及去勢

繁殖及去勢

種牡馬（兒馬）は別に選定すること少きも能力を本位として六歲頃より種用に供す、牝馬（騍



馬）は三歲頃より蕃殖せしめる。交尾は自然交尾にして放牧中春秋二期の發情期に行はれる。殊に春四、五月の候に多く早春三月頃分娩する。懷胎せる騾馬には特に手當を施すことかない分娩後二、三時間の後仔は立ちて乳を求め其翌日より晴天の日は母仔共に野外に放牧し十日後母畜は輕役に服し仔畜は之に伴はれて行動する。

馬駒子は生後一箇年間は專ら母乳にて哺育し二年目よりは母乳の不足分は飼料を給す。滿一年乃至二年の春、種牡馬として不適當と認めたものを去勢する。滿洲地方にては去勢を業とする者あれと、蒙古地方にては飼養者之を行ふ、一日間絕食せしめた後二枚の木板を以て睪丸の根元を挾み小刀等にて陰囊を切開し睪丸を引き出し握り切りたる後清水にて洗滌し棉花灰等を撒布し三週間内外にて全治する。去勢したる馬は尾根の邊に赤布を結ひ付け其後二、三日間は晝後兼行徐々に曳きて運動を行はしめる。

第四款　使用期限

使用期限

蒙古馬の使用年限は日本產馬に比して多少短きか如きも一般に老衰使役に堪へぬに至る迄之を使役して後屠殺する。實際使用し得るは大約十五、六年以內てあらう。

附　參考として關東軍獸醫部の示せる支那馬の取扱法を（大正十年五月三十日）擧くれは次の

如くてある。

支那馬の取扱法

支那馬は日本馬と其の性質異る點あるを以て取扱法に於ても自ら特に注意を要すへき事項尠からす

支那馬の通有性と認むへきもの概ね次の如し

一、神經比較的過敏なり

二、諸物體及各種の音響には驚くこと稍少きも未知の人を恐怖し見慣れさる服裝を嫌ふ

三、群集せるときは單獨の際より恐怖すること著しく尠し

四、懲戒、威力に屈服し易し

五、馬添は可なるも人添の不可なるもの多し人を恐怖するか爲なり

支那馬を取扱ふには豫め之等の通有性を會得し次て個體各個の性質を吟味して之に適應する如く取扱ふこと必要なり

一般取扱法

一、人馬の親和

人馬の親和

支那馬は多くは蒙古の山奥に生產し幼駒の時より自由放牧に委ねらるゝを以て人に接近すること尠く遂に習と性となり猜疑の眼にて見るを以て自ら人を恐怖すること多し故に支那馬を取扱ふには人馬の親和を求むること第一なり

人馬の親和を求むるに必要なる事項概ね次の如し

一、馬の嗜好する生草、人參、大麥等の少許を與へ馬の安心を求めつつ接近すへし

二、馬に接近するには常に溫言を發し先つ馬を安心せしめて後徐ろに近寄るへし

三、柔軟なる藁類にて馬體を摩擦するは通常馬の嗜好する所なるを以て手入上必要なき場合と雖此方法を利用して馬體に觸接することを慣れしむへし

四、騎乘及手入等馬に接する時間を成るへく長からしむへし

將校の觸接を嫌ひ雨履を見て驚くか如きは平時馬に接することと尠き結果なるへし

五、人添の不可なる馬に對しては厩當番をして嗜好品を與へ或は束藁摩擦を行はしめ以て日常絶えず人馬の接近、親和を圖らしむへし

馬は厩内にありては鎭靜せるを以て人馬の親和を求むるに唯一の良好なる場所なり

六、人馬の親和を求むるに最必要なるは馬の適當なる運動とす運動若し不足すれは馬の心は自ら放埒に流れ人の意志に反抗し易く其の取扱は假令親切溫和なるも眞の親和を得ること困難なるへし

二、過敏性の矯正

過敏性の矯正

馬の過敏性を矯正する爲必要なる事項は概ね次の如し

一、叱咤、鞭韃等を避け常に溫言柔和に接すへし

二、騎乘者の諸扶助を溫和にし殊に拍車の使用は成るへく避くるを可とす

三、急劇なる運動は徐ろに始め漸次に終る如く特に注意すへし

四、馬房の選定は溫和なる古馬(成るへく老齡馬)と隣接する如くすへし

但し之か爲溫順なる隣馬をして蹴癖其の他の惡癖を生せしむる虞れあり注意せさるへからす

五、銜換、装鞍等は靜かにすへし腹帶は二、三回に漸次に締むるを可とす

六、物體、音響の慣馴等は極めて徐々に行ふへし

七、飼料は生草、干草類を十分に與ふへし

八、馬の運動不足は益々過敏ならしむるを以て適度の運動を行ふへし

三、恐怖癖の矯正

恐怖癖の矯正

支那馬の恐怖性は素と猜疑心より出てたるものなり之を矯正せむとして或は叱り或は鞭打ち或は拍車を使ふか如きは屢々目撃する所なるも這は益々恐怖心を助長せしむるのみにして有害無效なり其性執拗なるもの、抗癖あるもの等に對し適當なる懲戒を加へ威壓によりて之を矯正せむとするは實に已むを得さるに出つるものなるも一應の道理あり恐怖せるものに向ひ叱咤、懲戒、威壓等を加ふるの不條理にして效果なきは自明の理なり

恐怖性を矯正するに必要なる事項概ね次の如し

一、人を恐怖するものに對しては常に安心せしむること必要なり之か爲には溫言、柔和に取扱ひ決して叱責し、或は暴行を加ふる等のことある可らず
二、馬に接する機會を成るへく多くして親和を求むへし
三、多人數集合せる場所に馬を誘導して漸次に馬を大膽ならしむる如く務むへし
四、物體、音響等を恐怖するものに對しては嗜好品を與へ馬の心を餌食に奪ひつゝ極めて緩徐に慣馴せしむる手段を講すへし
五、馬の群集心理を利用し部隊をなして事物に慣れしむるを可とす
六、馬の運動不足は恐怖性を加ふるを以て常に適度の運動を行ふへし

四、賞罰の適用

賞罰の適用

馬の調教及馴致の良否は賞罰即ち愛撫及懲戒の適否に因ること多し賞罰宜しきを得れは能く人の命に從ひ其の性順良となるも賞罰當を得されは往々反抗心を惹起し其の性質を不良ならしむへし殊に其の懲戒不當なるとき弊害の愈々多きは屢々實驗する所なり

原來懲戒は馬の調教及教育の一手段なり從て調教及教育の道に通せさるものは之を懲戒するの資格なきなり、調教及取扱に不慣のものにして屢々馬を叱咤するか如きは寸效なくして百害を伴ふものなり注意せさるへからす

賞罰に關し注意すへき事項を列擧すれは概れ次の如し

一、馬の賞罰は善行或は惡爲の後直ちに之を行ふへし否らされは馬は何の爲に賞罰せられたるやを悟らす誤解の爲有害の結果を來たす虞れあり
二、愛撫は馬の嗜好品たる青草、人參、大麥等の少量を與へ或は手掌又は鞭を以て頸側、背、助等を輕打するの謂にして馴致を可良ならしむる爲必要なり
三、懲戒は叱責、鞭韃、强劇なる拍車の使用等にして其の應用適當ならされは慢りに恐怖心を加へしめ或は反抗心を惹起せしむるの恐あるを以て懲戒の亂用は絕對に愼まさる可らす。

四、愛撫の爲用うる嗜好品は極めて少量宛與ふるを有利とす是嗜好慾を旺盛ならしむるか爲なり

五、取扱さ運動

取扱さ運動

平素温順なる馬さ雖運動不足の際厩外に出たす時は或は跳れ或は躍るものあり殊に其の性勇悍なるものは往々蹴踢或は起立し制馭に困難なることあり取扱の未熟なるものは此の時に當り慢りに轡を強牽し或は叱り或は鞭打つを以て罪なき馬をして徒らに恐怖心或は反抗心を惹起せしむるに至るものなり

要するに馬の馴致を可良ならしめむさ欲せは終歳其の運動を適切、且規正に實施して毎日運動後輕き疲勞を覺えしむること必要なり健康なる馬をして兩三日以上厩内に閑居せしむるは啻に消化器病を惹起するの虞れあるのみならす實に調教を損し馴致を不良ならしむる最大原因なり

取扱さ運動に關し特に注意すへき要領概ね次の如し

一、馬に運動を課するは人に譬ふれは學術科教育を同時に行ふに等し卽ち騎手の行ふ諸扶助を覺えしむるは學科教育にして各種の運動は術科教育に相當すれはなり

二、馬の運動勵行は卽ち學術科教育を同時に勵むに等し學術科教育を日々努むれは馴致の自ら良好となるは覩易きの理なり

三、勤務其の他の關係により已むを得さる場合は手入を略するも運動を廢せさるを可さす

四、兩三日以上運動を輕減するの餘儀なきさきは穀飼料を減飼すること必要なり

五、短時間に過劇なる運動を課し徒らに發汗せしむるは衛生及馴致上有害なり運動は須く常歩及速歩を主とせさるへからす

六、矮弱なる馬に巨軀の騎手を乘御せしむれは馬は其の勞に堪へすして遂に乘馬を嫌ひ或は其の他の悪癖を生するに至ることあり

六、取扱さ裝蹄

取扱さ裝蹄

支那馬には裝蹄を嫌ふもの多し平素の取扱に依り裝蹄に慣れしむること必要なり

裝蹄を嫌ふ馬に注意すへき事項概ね次の如し

一、裝蹄を嫌ふものは約一週前より十分に運動を行はしめ裝蹄日にも運動後に於て改裝に着手するを可とす
二、平素厩内に於て舉肢其の他裝蹄の諸動作に慣れしむること必要なり
三、裝蹄は常に愛撫しつつ行ふへし已むを得されは一肢又は前肢のみを裝蹄し殘餘は他日に譲り裝蹄するも可なり
四、裝蹄場に嗜好品を準備し機宜に應し賞與するを可とす
五、順良なる馬と同時に裝蹄を行ひ有利なるものあり又夜暗に裝蹄を慣らし眞果を奏することあり但し恐怖癖のものには適當ならす

第二節　驢及騾

驢及騾

驢及騾の飼養管理法は馬と大差なきも馬よりも容易にして何れも粗食に堪ゆ飼料の分量の如き馬の半分或は三分の一にて足るも寒氣に對する抵抗力少きと飼料中穀類を欲するを以て蒙古地方の如き穀物生産の少き嚴寒の地には不適當にして滿洲に於ても露天に繋留するもいかない殊に大驢に就ては特に充分の注意を行ふ。

騾の飼料給與量は普通一年高粱五石四斗、粟稈二十二、三貫、豆粕及麩等を適宜に與ふ。勞役の程度に依つて加減すへきは勿論てある。

裝蹄法は驢騾共に馬と同樣。驢は去勢することかない去勢する時は體力虚弱となるを以てである。

騾の生産には春季一區劃に發情せる牝馬と牡驢を放ち置き雙方より綱にて拉し來りて自由に交尾せしめる。牡驢は山東、直隷地方産の大驢を以てする。大驢は各戸之を所有することなく謝禮を行ひて所有者より借用して自己所有の牝馬に配するを普通とする。牝馬の受胎歩合は八九割にして一頭の生産頭數は四、五歳より十五、六歳迄の間に六、七頭である。滿二歳頃より馴致して漸次勞役に服せしめる。

驢も亦三、四月頃交配し十二箇月後分娩し牝百頭に對する生産率は約五割内外である。

第二節　牛

第一款　飼養及管理

飼養及管理

蒙古地方の放牧牛に於ては搾乳の必要上竝に野獸の厄を避くる爲めに夕刻住家附近の圈子内に歸るを常とし其他は馬の放牧と同し、滿洲及東部内蒙古農料地帶に於ては住宅に隣接した軒下に粗造の土壁を繞した極めて不完全なる牛舍に飼育する。

飼料としては黑豆、粟稈、玉蜀黍稈等にして馬の七割内外にて足る、役牛一日の飼料は黑豆一升五、六合粟稈二貫内外を朝夕二回に飼與する閑散の時には野外に放牧する。



蒙古牛の給水(於西札旂公營子)

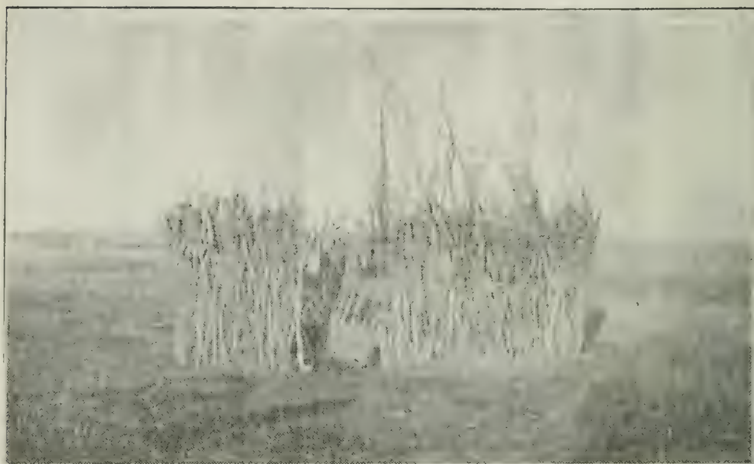
其他の飼養管理法も極めて粗雜にして繁殖の如きも放牧中に自由交尾をなし春季四、五月頃受胎したるものは翌早春分娩するを普通とする。蕃殖供用年間は牝は明三歳より明八歳迄とし牝百頭に對する生產率は四割乃至七割である。普通農家の役用としては去勢牛卽閹牛を多く飼育す故に牡牛の數は極めて少數である。牛の去勢は明三歳の春季に於て行ふを普通とす、蒙古にありては多少時期を速むる處がある去勢の方法に依つて敲牛と割牛との二種に分つ。

　蒙古牛の取扱法は馬の場合と同しく土人は左記の如き掛聲を以てす、概して從順なるも猛惡なる者には鼻鐶を用ふ。(回數適宜)

ハー〱　前進

ウオ、ウオイ〱　止れ

牛の肥育



仔牛柵

シヤオ〳〵　後へ
タヽヽヽ　右へ
レヽヽヽ　左へ

第二款　牛の肥育法

牛を肥育するものは專門の肉商にして囘々教徒之に當る、先つ牛の年齢、體質、健康狀態等に依つて肥腦法を行ひて利益あるや否やを確めつつ肥腦の效果少きものより漸次屠殺して良好なる結果を得る者には二、三箇月間肥育法を行ふ。卽ち風當りなき日當充分なる圏内又は土塀を圍らせる畑に於て約四坪に一本宛の杭を植ゑ之に繋索を短かくして飼牛を繋き安靜にして櫛梳等相當の手入を行ふ。飼料は毎日午前四時、十一時、午後六時頃の三囘或は午前三時及午後二時の二囘に粟稈十二、三斤、高粱酒粕二十

斤、豆莢五、六斤を分施する（一日小洋約二、三十錢に相當すこ）水は一日一回或は二回飼與し酒粕も漸次增加して肥膽末期には日量五十斤に及ふ、一週に一回位否苔を撥き取り燒鹽を塗布して食慾を增進せしめる。

かくの如くして牛個々に就いて飼料代と肥膽程度との最も有利なる時に屠殺する、最も成績よき者は三十貫以上の增量を來すものかあると云ふ。肥膽に最も適するは五、六才にして勞役に服さささる蒙古牛に最も効果か著しい。

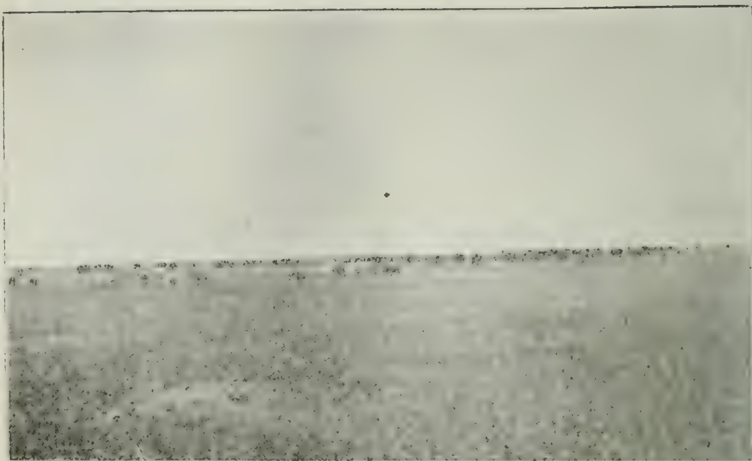
第四節　羊

第一款　飼養及管理

飼養及管理

羊の飼養及管理は最も簡單にして蒙古地方にては所謂水草を追ひて遊牧するに任せ、住居の固定せる蒙古人と雖僅に草束又は小樹枝を以つて編める高さ五、六尺にして任意の廣さを有する圈子內て搾乳し或は剔毛を行ふ外高さ一丈餘の圓形或は方形の柵を造つて冬季或は夜間のみ之に追込んて野獸の被害を免れしめる。

滿洲地方に於ける農家の副業經營に於ても多くは放牧し、夜間のみ簡單粗雜なる羊舍に收容



蒙古牛及羊の放牧

して居る外特に設備せるを見ない。

飼料の如きも濃厚飼料の給與給鹽等極めて少く副業的のものには農業に依つて生した藁稈又は野乾草にて冬期間飼與し、濃厚飼料の給與、給鹽等も多少行はれて居る。

放牧は蒙古地にありては其隷屬する旗下は泉の地を遊牧するも自由にして開放蒙古地及滿洲に於ては土地所有權の確定せるものを除き然らさる限り何れの草原地と雖自由に放牧しつつある。

羊の放牧飼養に從事するものを羊官と稱し老人又は小兒であり、羊官は一人にて普通百五十頭乃至二百頭を整理し巧みなるものは騎馬にて能く千頭を追ふものあれと五百頭内外を限度とす、農耕地方にては二百頭を超ゆること困難である。山羊は多く緬羊

繁殖及去勢



柵羊

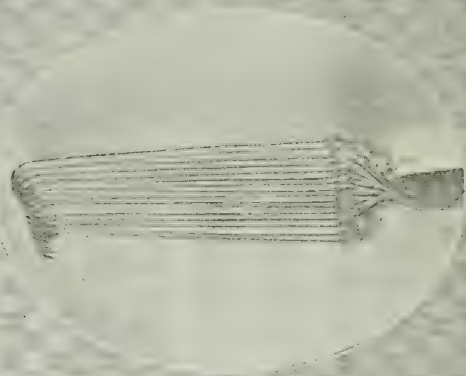
と混牧にして緬羊百頭に付山羊三十頭位の割てある。

第二款　繁殖及去勢

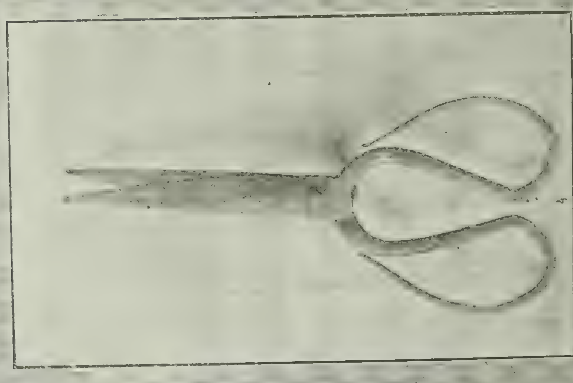
繁殖は放牧中自由交尾に委せ、種牡羊の撰擇は壯健にして軀幹長く脚又長きものをよしとす。最近需要の關係より被毛にも注意する樣になつた。毛色は純白を好み黑色又は褐色の斑點あるものを欲しない。牝牡共に三歳より五歳の間に交配するを最も良好てある。通常牡一頭に對し配牝二、三十頭とす、多く八、九、十月の頃生草に飽き肥膘したるときに發情交配するものてあつて翌年一月以降に產仔する姙娠步合緬羊は七〇%生產步合五〇%山羊は八〇%に對して七〇%てある。仔羊は凍死を防く爲めに蒙支人共に彼等の家屋內に於て繫留



把子



抓子



剪鋏

緬羊、山羊の抓毛及絨毛を採集するに用ふ

採毛



緬羊剪毛

約一週間の後初めて放牧に出す、哺乳は生後四箇月を以つて母羊の泌乳の衰ふる頃斷乳する去勢は蒙古人にあつては生後二、三箇月の後之を行ふも支那人は行ふことかない。

第三款　剔毛

採毛は普通年二回にして春期は小滿の節（陽暦五月末より六月初旬に亙る）羊毛の脫落せんとする時期から又秋期は處暑の節（陽暦八月末より十月中旬に亙る）より開始する其時期に依つて春毛及秋毛と稱する。外蒙地方及北滿地方出廻の羊毛は年一回春毛のみである。

採毛は抓子（抓毛、小爪毛）を以てすると鋏（套



蒙古緬羊剪毛

毛）を以てするものがある。蒙古人は鋏を用ひ支那人中には抓子を用ゆるものあるも東部内蒙古に於ては察哈爾地方に限定せられる。而して近來各羊毛取引店の羊毛豫約賣買行はれて以來生産者自身剔毛するものの外各取引者の使用人により剔毛せらるるもの次第に増加する様になつた。

第五節　豚

第一款　飼養及管理法

豚の飼養管理法は一般農家の方法と燒鍋、棧店等の方法と多少異るものがある。即ち前者にありては自己の庭內の一隅又は厠に接して垣を繞し上



小農家の豚小舍

部は高粱稈位にて覆となし雨露を防く一坪に大小豚三、四頭の割合にて飼養し終日自家の圈內又は其周圍に放ち豚の漁餌に任せ厨房より出る殘滓を與へ不足せる分は粟糠、高粱糠、黍糠、其他脫穀の際生する諸種の糠類粕類を飼與する。夏季は子供に十五、六豚を監視せしめつつ放牧して草根其他を漁食せしめる。

燒鍋、粉房の如きにありては多く生後一年乃至一年半の去勢豚數百頭の豚を飼養して肥臘用とするものであるか、是等は庭內後園の一區劃に所謂「猪圈子」を造り特に猪官兒を雇ひて飼養せしめる一人の猪官兒は三、四十頭の豚を管理し一箇の猪圈子は五、六十頭乃至百二、三十頭を收容する、一



燒鍋の肥𤘌豚と豚柵

坪約二頭當てある。飼料は燒鍋は酒糟を主とし豆腐房は豆腐粕を棧店は玉蜀黍、粟等の穀類を主とする等其營業の殘滓物を以て飼與する、是等は肥𤘌用豚にして夏日一日二回位運動に出すのみにして食量の如きも農家飼量よりも多く一般に一日大豚一頭に付高粱糠一升、玉蜀黍五合、酒糟三、四斤にして小豚一頭に付高粱糠五合、玉蜀黍五合、酒糟二斤内外の割てある。

猪官兒の給料は一人一箇月七、八十吊、小孩子一人一箇月十四、五吊にして食事は主人持、住居をも支給せられてゐる。

第二款　繁殖及去勢

在來豚は生後十箇月内外にて交尾し姙娠期は約百十三日にして六、七頭を分娩する、分娩後一箇

月にして發情する故に二年に四窩を産す、一窩の産仔數は平均十三、四頭である。多きは二十四、五頭に及ふものかある。蕃殖に供しない豚は牝牡共に生後四十日乃至六十日頃去勢する。去勢は一頭四、五箇銅子兒にて去勢專業者に依賴する。

第六節　家　禽

家禽　普通家禽に對しては特に專業的のものを除いては飼料を給することなく農場の癈棄物又は厨房の殘滓を哺食せしめ野外に於て草根の類蟲類を漁るに任す。右の外飼料としては蜀黍、高粱粟、稗等を少量給するものもある。鷄舍の如きも特に造れるもの少く農家屋内に又は空箱を以て之に充て或は庭園の一隅に南方に秫稭等を骨となし土を以て高さ一間内外横に長き室を造りて圓形又は方形等の少なる出入口を附して鷄舍となすものかある。

孵卵　孵卵には自然孵卵と人工孵卵との二種かあり、前者は普通に行はるる方法にして草藁等を用ひて巢を作り此内に抱卵せしめる一腹に卵十箇を抱かしめることか出來る。抱卵は五、六箇か最も多い孵化當時の雛には高粱米の碎いたもの　又は粟米、黍米等を給する。人工孵卵は關東州内等に行はるる方法にして高粱糠を箱に厚さ約一尺に入れ此の中に鷄卵を埋めて箱を炕上に

置き華氏百三、四度內外とする土人は手を入れて感覺に依つて溫度を定める。第一日は約三回卵を取り出し掌にて之を撫て廻し位置を翻轉して糠中に埋む第二日目は四、五回翻轉し第三日目は五、六回を漸次增加して十日目頃より後は一日八回乃至十回宛廻轉し此の掌にて撫て卵の位置を翻轉する動作は回數多き程好結果を得といふ。尙五、六日每に箱中の糠を新鮮のものと交換するを要す。

かくて二十一日目頃より雛は殼を突き破りて出るか故に此頃より注意して卵殼の破れ始めたもの及殼內にて雛の鳴くもの等は別に炕上に古綿を敷き其上に移す其翌日又は翌々日迄には孵化して雛出るか故始めは高粱の碎米或は粟、黍米を與へ孵化後五、六日を經て炕より下し溫暖なる場所を選ひ箱の中に草を入れて巢とする。

良好な卵は此方法により八、九割を孵化せしめられ生育も良好なりといふ。農家に於ける老婦女子の仕事として行はれる。

第五章　家畜の飼料

第一節　普通飼料

家畜の普通飼料さしては高粱稈、粟稈、野草、荳類の稈莢等であつて蒙古地方の家畜は多く普通飼料殊に野草を以つて唯一の飼料さして居る。

第一款　野草

滿蒙に於ては野草は常に生草の儘飼與せられ干草さする者少く冬季間等に於ても枯草を與ふるを常さして居る、野草の種類も實に多種にして關東軍獸醫部にて南滿洲野干草調査書中に記載せられたるもの四十三科百九十種外に草名の判明せさるもの數十種の多數に上つて居る。尙東部內蒙古地方に於ても其牧場に於ける主なる牧草は次の如きものがある。

野草

一、羊草

蒙古牧草中最も主要なる者にして營養又高く羊草の繁茂多き處を優秀なる牧地さ稱せらるるに見ても知られる。禾本科、宿根草で濕氣に富める地區に多い五月初旬長さ四寸位、六月には一尺五、六寸に及ひ八月初には一層繁茂して動物の咀嚼困難さなる。八月中、下旬より甜味を

増し降雪期に至る迄青色を失はす、又開拓地方にては晩春秋の二回刈取りて冬季間家畜の飼料となす。

二、城　草

羊草に亞く蒙古牧草にして高さ一尺乃至二尺尖端捲縮せる細長芒を有する實を結ふ。葉長は六、七寸。

三、蘆　草

本草は毎年四月下旬長さ五、六寸に發育し此頃盛んに家畜の食する處となる濕地或は河水の邊に生する。

四、救軍草

蒙古特有の牧草にして我國の稗に類似し莎草科心に屬す、六月下旬五寸内外に伸ひ八月には二尺に及ひ八月下旬結實、九月降霜後枯死する、營養力大なりといふ。

五、大葉草

我國の笹に類する牧草にして五、六月一尺に及ひ降霜期に至るも變色せす、營養力大ならすといふ。

六、綱茶草

我國の芝草にして五月初旬發生し馬驢の食用に適す。

七、谷有子

八、馬蹄草

禾本科に屬し飼料價値少しと。

九、狗尾草及野稗子

禾本科に屬する雜草にして道傍に叢生す高さ二、三尺に及ふ。

一〇、手草(洮兒草、油包草)

禾本科に屬し幼草の時家畜之を食するも三、四尺の繁茂する時は落葉堅く牛馬の食に適せす

一一、葦 草

右の他ノカリヤス、テウセンカリヤス、クサヨシ、ニハホコリ、ウシノシツペイ(以上禾本科)ハギ、ヤハズソウ、ツルフヂバカマ(以上荳科)、カハラニンジン、ヨモギ、キツネアザミ、ニガナ、タンポポ(以上菊科)、ネジアヤメ(鳶尾科)かある。

第二款 干 草

干草　是等の牧草を干草とすることは殆と滿蒙に於ては行はれす唯冬期間の飼料として蒙古地方にて牧草を單に刈入れて推積し置くのみ、又南滿地方等に於ては滋味單調なる禾本科又は莎草科を開花結實後霜枯れて粗剛にして香氣も風味もなく滋養に乏しきものを干草として給與するを見るのみてある。滿蒙に於て良好なる干草を得る爲には草場の選定、土地の改良、有害植物の除去、火入、放牧場と草場との區別をなして草種を改良し刈採時期、刈採時の天候等に考慮を加へなければならぬ。

第三款　穀物稈類

穀物稈類　滿洲農家收穫穀物稈は主として燃料に供用せられるが高粱の下葉、水田經營地方に於ける稻藁は何れも家畜の飼料とに用ひられ其他大豆稈及豆莢、黍、粟、稗等の稈類は又牛馬の飼料として供用せられる。

第四款　普通飼料の成分

普通飼料の成分　是等普通飼料の化學成分に就ては本社農事試驗場に於て分折せる結果かある。一、二例示して其一般を推さんとする。

第一例　（イ）飼料産地及種類

産地	種	類
蒙古	Artemisia vulgaris	ヨモギ
同	Polgonium lapathifolium	サナエタデ
同	Lycopus lucidus	シロネ
同	Lathyrus palustris	レンリサウ
同	Equisetum palustris	スギナ
同	Andropogon nadus	ヲガルカヤ（？）
同	Carex spp.	スゲノ類(二種以上を含む)
同	Calamagrostis spp.	ヤマアハ屬(同)
海城	Chloris virgata	オヒゲシバ
同	Setaria glance	キンエノコロ
同	Panicum crus-galli	ノビエ
同	Lespedeza striata, var, stipulacea	マルバヤハズソウ

同	Ajuga multiflora Bge	ルリカコサウ
同	Xanthium strumarium Z	ヲナモミ
三十里堡	稻藁	
旅順	粟藁	
公主嶺	Calamagrastis littorea	
同	Andropogon nadus	オカルカヤ
同	Setaria glanca	ヲンエノコロ
同	Artemisia vulgaris	ヨモギ
同	Silene firma	フシグロ
同	Poa spp	ナガトグサノ類（二種以上ヲ含ム）
同	Chloris virgata	オヒゲシバ
同	Lespedeza striata	マルバヤハズサウ
同	Potentilla chineusis	カハラサイコ
同	Panicum crus-galli	ノビエ

同	Digitaria humifusa	
同	Imperata sangninea (?)	チガヤノ一種
鐵嶺	Amaranthus blitum	イマエビ
同	Setaria glanca	キンエノコロ
同	Calamagrostic epigejos	ヤマアハ
同	Artemisia vulgaris	ヨモギ
同	Cyperus serotinus	ミズガヤツリ
同	Equisetum arveuse	スギナ
同	Digitaria humifusa	
同	Calamagrostis littorea	
同	Cyperus sangninea	タマガヤツリ
同	Lespedeza striata	マルバヤハズサウ
同	Siler devaricatum	バウフウ
同	Elagrostis pilosa	ニハホコリ

得利寺　Chloris virgata S. W.　オヒゲシバ
同　Setaria viridis　エノコログチ
同　Carex spp.
同　Panicum crus-galli　ノビヱ

（ロ）飼料分析成績

	水分	粗蛋白質	粗脂肪	可溶性無窒素物	粗纖維	灰分
蒙古	八・二二	七・九一	二・九〇	四三・〇七	三三・二五	四・六六
海城	八・〇四	一〇・三七	二・八三	三九・六五	三〇・七三	八・三九
三十里堡	六・六二	六・〇八	一・六一	三四・五五	三七・〇九	一四・〇五
旅順	六・七六	四・五一	一・二九	三八・五七	四一・五三	七・三四
公主嶺	八・〇八	五・四一	二・七二	四二・六七	三五・二一	五・九三
鐵嶺	二・九三	九・一二	三・〇五	四五・〇八	三一・四六	七・五六
得利寺	六・九三	三・一七	二・二七	四六・二九	三三・四七	七・八七

第二例　(イ)蒙古産野草分析資料

名稱	符號	採集年月日	採集地	適地	飼料	一天地收量	一反歩收量	備考
油包草(ユウパウツアオ)	一	四・九・二五	鄭家屯北方八十支里口代附近	濕氣甚しからさる低地	牛、馬、(若草の時に食す)	斤 五、〇〇〇 六、〇〇〇	〆 一、二五〇 一、五〇〇	新集廠に多し江刺家氏の調査によれは蒙口高燥地に適するか如しさ云ふ
毛草(マオツアオ)	二	〃	鄭家樹南方八支里肖哩勤	低地	牛、馬、羊	三、〇〇〇 四、〇〇〇	七五〇 一、〇〇〇	
水風稗(シエウイフオエンパイ)	三	九・二四	鄭家屯南方八支里	有機物多き低地	同	三、〇〇〇	七五〇	
星々草(シンシンツアオ)	四	九・二五	鄭家屯東方十二支里張故臺	濕氣なき平地	牛、馬	一、〇〇〇	七五〇	
羊草(ヤンツアオ)	五	九・二〇	同　西方六支里西甸子	種類によりて異る	羊、牛、馬	—	—	羊の飼料の義にて品種名にあらす數種の草を混す
黄谷莠子(ホウクウユウズ)	六	九・二六	同　北東二十五支里	幾分高燥地	牛、馬	二、〇〇〇	五〇〇	
蘆根草(ルウコンツアオ)	七	九・二六	同　東南方二十支里	濕地凹地	同	二、〇〇〇 三、〇〇〇	五〇〇 七五〇	城地にも産す
落豆秧(ロウトウヤン)	八	九・二五	同　西南方二十支里	濕分多き砂地	牛、馬、羊、豚、	五、〇〇〇 六、〇〇〇	一、二五〇 一、五〇〇	
熟草(シユウツアオ)	九	四・九・二四	西甸子	濕分少き砂地	牛、馬、羊	二、〇〇〇	五〇〇	凹地に産するものは形少なり
城草(チユンツアオ)	一〇	九・二五	同　東方十五支里ポプトル山下	低地	牛、馬	三、〇〇〇 四、〇〇〇	七五〇 一、〇〇〇	城地にも産す羊は之を食せすさ云ふ
馬蹄子草(マアテイツツアオ)	一一	九・二七	鄭家屯西方六十支里	高燥地砂地	牛、馬、羊	二、〇〇〇	五〇〇	
齊馬菜(チーマアツアイ)	一二	九・二五	鄭家屯	乾地	牛、馬、羊、豚、	一、〇〇〇 二、〇〇〇	二五〇 五〇〇	

名稱	符號	草丈	葉ノ長サ	草ノ幅	穗ノ長サ	莖ノ直徑	重量	備考
油包草	一	三九・一寸	一八・七寸	一・五分	—	一・八粍	一、五六六二瓦	凡て十本の平均數なり
毛草	二	三三・三	二五・六	三・五	—	三・四	一・六四二二	
水風稗	三	二八・五	六・三	二・〇	三・二	三・三	一、二四八七	
星々草	四	二九・一	四・一	一・五	七・四	二・四	一、四一一三	
羊草	五	二六・〇	—	—	—	—	—	種々混合せるを以て測定せす
黄谷莠子	六	二四・四	五・二	一・五	二・一	一・八	〇・五〇一八	
蘆根草	七	一九・二	五・〇	三・八	—	三・三	〇・九八八〇	
落豆秧	八	一九・五	—	—	—	二・一	〇、九一九一	
熟草	九	一八・〇	二・六	二・三	三・七	一・一	一、七三九	
城草	一〇	一七・一	八・三	一・五	—	一・〇	〇、六〇一三	
馬蹄子草	一一	一五・五	四・八	二・五	一・七	一・八	一、八五八六	
齊馬桒	一二	一三・三	二・四	八・〇	〇・六	二・三	〇、九五五一	

(ロ)分析成績

名稱	符號	水分	粗蛋白質 窒素	粗蛋白質 蛋白質	純蛋白質 Nih	純蛋白質 Eiweis	非蛋白質	粗纖維	可溶性無窒素有機物	粗脂肪	灰分
油包草	一	七、二七三	〇、九六四	六、〇二四	〇、四二九	二、六八七	三、三三七	三八、八一〇	三七、二二九	三、三八六	七、三八七
毛草	二	五、五四〇	〇、八七九	五、四九四	〇、七五〇	四、六九〇	〇、八〇四	三五、六九三	四三、八六一	三、五九九	七、九〇三
水風稗	三	七、七二四	一、六五一	一〇、三二〇	一、一一七	六、九七九	三、三四一	二九、二五七	四〇、四八〇	二、一二四	一〇、〇八五
星々草	四	五、四四四	一、六九四	一〇、五八五	一、四五九	九、一一〇	一、四七五	三〇、六八六	四三、三二〇	三、一一三	七、八〇三
羊草	五	八、一四四	〇、九八四	六、一五三	〇、八七〇	五、四三九	〇、七一三	三三、五一三	四一、四四八	二、一七八	六、五六五
黄谷莠子	六	六、七二四	一、〇〇六	六、二八九	〇、四一三	二、五七四	三、七一五	三三、〇六〇	四〇、八六一	三、五六八	一〇、四九八
蘆根草	七	六、七四四	一、七三六	一〇、八五〇	一、五三六	九、五九八	一、二五三	三一、二四三	四一、四七八	三、一三八	八、五四七
落豆秧	八	八、三三六	一、四二五	八、九〇九	一、二二三	七、六三六	一、二七三	三七、一九〇	三六、〇一五	三、〇〇八	六、[illegible]
熟草	九	六、二二八	一、一四二	七、一三八	一、〇四七	六、五四三	〇、五九六	二八、七一一	四八、一九九	二、五七二	八、九一五
城草	一〇	六、七七三	一、五一五	九、四七一	〇、六六九	四、一八三	五、二八八	二九、五六〇	四五、九七三	二、五一〇	五、六八五
馬蹄子草	一一	六、三三三	一、〇九九	六、八七三	一、〇四八	六、五四二	〇、三三一	二六、三九八	四九、一八六	一、五七八	七、七三九
齊馬菜	一二	八、四八八	一、三二四	八、二七三	一、一五八	七、二三九	一、〇四四	一九、八二三	四八、八三一	四、一七六	一〇、四一九

第三例

品名	風乾物中% 水分	粗蛋白質	粗脂肪	可溶性無窒素物	粗繊維	灰分	産地名
脱脂大豆	八、一八五	四八、七六五	二、三八〇	三四、二〇七		六、四六五	大連鈴木油房
稃	六、一七八	七、四九一	二、七一〇	四七、二七〇	二六、八四三	九、五〇八	
同上動物喰残	五、三七四	五、二八八	一、八一〇	四四、四二七	三四、三六七	八、七三四	
粟稃	五、八五四	五、二八八	一、九三五	四〇、四〇四	三八、七六〇	七、七五九	
同上動物喰残	六、四四六	四、九七九	一、〇六〇	四一、五五九	四一、一四〇	四、八一六	
大豆稃	六、一一八	五、二八八	一、一四〇	三三、九〇六	四九、一九〇	四、三五六	
大豆稃動物喰残	五、八五二	三、八一九	一、〇九五	三四、九〇九	五〇、八二〇	三、五〇五	
	六、二〇六	三、二三一	二、七六五	四七、六九四	三二、七三〇	七、三七四	
	七、一四〇	二、六四四	二、一五五	四四、七六〇	三七、一五〇	六、一五一	
高粱糠	一三、二一〇	一一、四五六	一〇、九三五	五四、五四五	四、四〇三	五、四五〇	
米糠	八、三四〇	一一、一六三	一一、三三〇	四〇、五八四	七、三三三	二一、二四〇	

第二節　濃厚飼料

濃厚飼料を使用するものは蒙地以外主として滿洲の農家にして其種類として大麥、高粱、大豆、豆糟、玉蜀黍、麪、黍及稗、燕麥及釀造殘滓等である。

一、大麥　大麥は主として馬糧にして牛莊、田莊臺以北の遼河本流沿岸地區、黑龍江吉林の二省の東北部に産出せられ滿蒙特産物に比して産額僅少にして馬糧に供用せられるは總産額三百萬石。

二、高粱　家畜の主要なる濃厚飼料にして滿蒙到る處に栽培せられ其年總産額三千五百萬石に上らんか。

三、大豆　大豆中飼料となるは主として調製の屑大豆にして稀に役畜に自家生産品を供用する。又滿洲到る處に産出せられる。

四、粕類　大豆糟を主として用ひ馬の嗜好に適す、給與量は粉砕して水に浸したものである一日二升以下、其他豆腐粕の如きは豚の飼料として用ゐられる。

五、釀造殘滓　主として高粱の酒より生せる酒糟にして牛、豚等の飼料として珍重せられる

六、玉蜀黍　玉蜀黍は又馬糧として用ひられ馬の嗜好程度は、大麥に次ぎ高粱に優る、產額も多く養價も少ない。

七、黍稗及粟　何れも牛、馬、豚の飼料として用ゐられる。

八、燕麥　北滿地方に主として產出せられ馬糧となし又露領地方へも輸出されるが其產額は大でない。

九、麩　主として小麥麩にして北滿地方を主產とし普通小麥一石より七十五、六斤の麩を得られ家畜の飼料として廣く用ゐられる。

參考の爲め關東軍獸醫部並に關東陸軍倉庫大連支部に於て研究せる成績により馬糧として大麥に對する養價換算量及其價格を示せは次の如くである(滿蒙特種研究事報大正十一年六月)

「滿洲產」馬糧代用品養價換算量及其價格表

品目	大麥一升に對する養價換算量	同上價格	摘要
大麥	一升	円 〇八七	最近相場の中位とす
豆粕	二百五十匁	〇六五	
玉蜀黍	七合五勺	〇五三	

數	一升七合	○六九
大豆	六合五勺	○八二
高粱	一升二合	
粟	一升一合	
黍	一升	
稗	一升五合	

本課の調査(滿蒙の大勢)によれは右各種穀物生産額八千九百九十三萬石中飼料としては一千四百三萬石を消費せることとなる。土人食料消費の五分の一以上に達して居る。(各種作物の種類産格其他に就ては本篇農業の部を參看せられたい)。

將來合理的牧畜の經營には牧草の改良と各種濃厚飼料の配合給與量等に就て充分の研究を必要とする。

第六章　屠殺

第一節　屠殺場

屠殺場　滿洲に於ける家畜の屠殺は從來任意に私宰して居たか光緒三十一年以降一定の屠場を公認して手數料を徵するの制度を定め東三省及三特別區域を通して約千六百の屠場を算するも現在に於ては主なる都市に於ける屠場及ひ滿鐵沿線に於ける滿鐵設立及關東州内に於ける關東廳設立竝東支鐵道設立のものを除いては不完全にして名のみのものか多い。且足一度都會を出つれは屠場の設備なきは勿論密殺盛に行はれてゐる殊に豚か多い。

蒙古に於ては屠場の一定せるものは勿論なく平常は斃死獸を使用するも豪家にあつては祭典に際し屠殺をする。

屠場衞生　檢病等衞生施設も僅に關東州及滿鐵附屬地内に於て關東廳の取締規則か制定せられ檢査を施行して居るか支那側に於ては鐵嶺屠殺場に於て日本獸醫を招聘檢肉の事に當れる外別に檢査あるを聞かぬ。

屠殺場位置及屠殺能力として日、支の主なるものを擧くれは次の如くてある。

位置

日本側

關東州　大連、旅順、柳樹屯、金州、普蘭店、貔子窩、外に大連民政署管内に一箇所、金州民政署管内に四〇餘箇所の簡易屠場がある。（主として官設）

鐵道附屬地　瓦房店、遼陽、奉天、撫順、公主嶺、長春、（以上滿鐵設立）海城、開原、四平街、大石橋（以上私設）

鐵道附屬地外　安東、營口。（以上日支合辦）

支那側

奉天、鐵嶺、撫順、海城、其他は何れも簡易のもの。

露國側

哈爾賓（市營）其他東支鐵道沿線

屠殺能力

	屠畜の區別	一回屠數	同上時間
大連（日本側）	大動物	九	〇、五〇時
	小動物	二五	〇、四〇

旅順（同）大　三　一、三〇
　　　　　小　一〇　一、三〇

金州（同）一日に牛一〇頭内外

普蘭店（同）一日に牛八頭、豚一五頭

瓦房店（同）一日牛五頭、豚三〇頭

大石橋（同）一日に牛三〇頭、豚二〇頭

奉天（同）一日に牛一〇頭内外

安東（同）大動物一日一五〇頭
　　　　　小動物一日一三〇頭　（支那式混用なれば二五〇頭）（以上八時間作業）

撫順（同）一日七時間作業にて牛七〇頭

公主嶺（同）一日牛二〇頭、豚五〇頭

長春（同）一日冬季牛　六〇頭、夏季牛九〇頭
　　　　　　冬季豚一四〇頭、夏季二二〇頭

哈爾賓（露國側）一日平均牛豚各十頭

奉天（支那側）一日平均牛二六頭、羊二二頭、馬類一頭、豚一五五頭

鐵嶺（同）一日牛八〇―一〇〇頭、豚二〇〇―三〇〇頭

屠殺場の設備は大連、旅順、奉天及安東の現代式のものを除けは何れも簡易のものにて冷藏室を有する者も無い。

屠殺に關して回々敎徒は豚、馬を忌むを以つて滿蒙內地に於ては牛羊の屠場と豚、馬の屠場と明に區別せらるるを常として居る。

第二節　屠殺法

屠殺法

馬、驢、騾、豚等の屠殺には支那人之に當るも牛、羊等の反芻動物は全く回々敎徒の專業にして回々敎徒は一の頭目ありて屠畜より肉は勿論內臟及皮類に至る迄系統的に販賣し若し彼等に依らされは此種の生產物の販路を杜絕せらるるに至るてあらう。

第一款　牛

牛の屠殺

牛の屠殺法は打額、銃殺、刺殺、截頸にして關東州以外に於ては殆と截頸法に依る卽ち先つ脚を縛し、鼓形纏繩法に類似の方法を以て橫臥せしめ、長さ四尺幅三尺深さ五寸の受血箱を頸下に吊し回々敎僧侶は大廣刀を以て頸部に致し兩頸動脈及氣管等を一氣に切斷する。此際牛畜は一般に極めて溫順にして戎具等の必要なく排血終了後回々敎徒は直に剝皮解體をなす。剝皮



滿洲在來屠殺用器具一式

法は懸垂せすして常に仰臥位にして屠夫によりては多少の差異はあるか普通前胸間より刀を入れて白線に沿ひて裁ち更に腋下より脚の內側を縱切し前方より後方に進み一側を背線迄剝き終りて後體を轉臥して他の一側に移る。四脚は前肢は腕關節、後脚は飛節にて切斷するも皮は更に剝きて管骨の下部乃至蹄冠部にて切斷する。又斤量を增加せしめんか爲に蹄及尾根を其儘皮に附著せしめることかある。

頭部は頸部より其儘切斷し去るもの及ひ鼻端に至る迄盡く剝皮するものかある。

剝皮終り頭部も第一頸推骨より切斷されたる時は其儘皮を風呂敷狀に展開し其上にて解體す先つ白線に沿つて腹部を縱に切開し更に中央部

に於て之に直角に横に切開する、即ち腹部は十文字に切り開かれる此の十字に切られた四つの片に夫々孔を穿つ然る時は米字狀となる、後四片を外方へ飜轉し四肢の端を各孔に貫通する時は自ら四方に緊張されて腹內は充分に開露し作業に容易となる乃ち內臟を摘出し腰椎を斷ちて前後二軀とし後始めて屠體を懸垂して前軀は背線に沿ひて二分し、後軀は骨盤の卵圓孔に繩を通して懸垂し髖骨より薦骨の邊迄肉を離し置く。內臟は擴けられた皮の上に於て處理し終り生皮は肉面を內側にて折疊みて屠場を出つ、屠殺解體に要する時間は二人にて三十分乃至四十分にて生皮は作業の間敷物代りに用ひられるから屠肉は比較的清潔なれと皮は汚染する。

牛畜の屠殺最も多きは舊八月十五日節句より翌年舊五月五日の節句である、之れ夏季間腐敗を招き易きによる。之に反し小動物の屠殺此時期に增加する。

蒙古に於ける屠殺法は打額にして後頸動脈を切りて排血する、蒙古刀を用ひて頭部及蹄を切斷し亂雜に剝皮解體する。主として肉を目的とするか故に皮に刀痕を殘すことかある。

第二款 馬

馬の屠殺法

馬騾は地方に依つて屠殺を禁止して居るもの少くない、從つて斃死體よりとりし者か多い。屠殺法としては打額式であつて其作業大體牛の場合に同し、屠殺解體に要する時間は二人にて

三十分乃至四十分てある。

蒙古地方に於ける屠殺法又牛の場合に同しきも肉を食用とするもの少きを以て皮は斃死馬を利用することか多い。

第三款　羊

羊の屠殺法

羊は截頸法に依り牛の場合と同しく回々教徒之に當る其方法大約豚と同しく唯脱毛を行はす一頭の屠殺解體に要する時間は一人にて二十分内外てある。

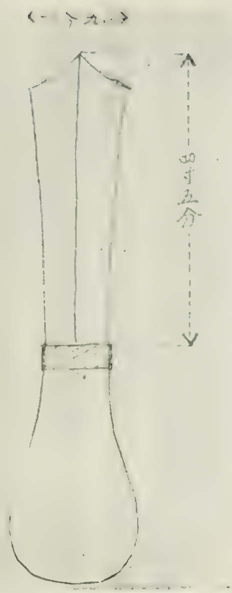
蒙古に於ける羊の屠殺法は仰臥せしめ前肢を片手にて持ち後肢を足にて壓定し生きたるまま腹部を切開して此處より手を腹中に入れ指を以て腹部の大動脈を切斷し以て排血死に至らしめる。次て臥位の儘剝皮し頭部は其儘切開し四肢も管部以下を切斷する。刀痕あること他の獸皮と同樣てある。

第四款　豚

豚の屠殺法

豚の屠殺法は刺殺法に依る、排血終りたるものは羊と同樣に後肢飛節の內側に小孔を切開して鐵棒を皮下に通し。羊に於けるよりも一層叮嚀に體の各所に渉つて充分に棒を亂通す、然る後小孔より空氣を吹き入れ皮下に充分膨滿せる後脚の小孔を緊縛して空氣の逆出を防き熱湯中

に投入し後脱毛す、脱毛は指及ひ一端の卷き反りたる片刄の鐵板を以て掻き落す、空氣を皮下に吹き入れて體を膨滿せしむるは羊に於けるか如く剝皮を容易ならしむる爲にあらすして脱毛を便ならしめんか爲てある。支那豚は皮膚に皺壁多きか故に特に斯くの如き操作上の習慣を生した所以てある。又解體して店頭に賣買せらるる際にも未た充分空氣は脱出せす、外見豐圓にして如何にも肥滿せるものの如く見ゆる得點かある。



刺殺用刃

屠殺脱毛に要する時間は一人にて一頭二十分乃至三十分冬期は脱毛に多少多くの時間を要す。豚は屠場に於ては解體せらるることなく脱毛の後搬出賣買せられてゐる。

第三節　屠殺に要する諸費

屠殺賦課

屠殺に要する諸費は地方に依り動物に依つて差異かあるか大約次の如くてあつて收入の殆と・全部は關係官衙の財源となる。

一、牛

檢驗費(屠場手數料)	一頭に付	銀三元—五元	日本側　二圓五十錢
收稅票(收稅票の用子代)	一葉に付	一、二箇銅子兒	
血料(所轄官廳か屠獸血液賣却料)	一頭分	小洋五錢	

二、馬

檢驗費	一頭に付	銀一元—二元	日本側　一圓五十錢
收稅票費	一葉に付	一、二個銅子兒	
血料	一頭分	四錢	

三、羊

檢驗費	一頭に付	銀六角	日本側　四十錢
收稅票費	一葉に付	一、二個銅子兒	
血料	一頭分	數個銅子兒	

四、豚

檢驗費	一頭に付	銀一元內外	日本側　八十錢

第四節　屠殺數

滿蒙に於ける屠殺數は其統計に乏しく且つ私宰密殺多く確數を得難きも今民國第七次農商統計に依つて東三省及熱、綏、察の三特別區域のものを掲ぐれは次の如くてある。勿論實數は更に多數に上るは推足するに難くない。

第一款　東三省及三特別區域屠宰數（民國七年）

地方	屠場數	牛			羊		
		頭數	重量	價額	頭數	重量	價額
奉天	一四三	八三、四九一頭	二九、九一七、七四八斤	六、一五四、七〇三円	一九八、八三五頭	一五、一八三、三八七斤	二、六五七、五三〇円
吉林	四二一	三一、九二三	七、七四五、三五七	一、〇一四、八六〇	七三、七八八	一〇四、六七九	一三八、九八六
黑龍江	三三九	七、一六八	二、六二一、六三七	九八三、七一六	一三、五三四	七九〇、八六八	三八三、一〇七
熱河	四六四	五、三四三	七七〇、四〇一	八三、三五九	九二、〇六八	二、〇三三、四三五	六六三、二二〇
綏遠	一三〇	五、九〇六	九八〇、四八〇	八三、五二三	四七、二四五	一、〇三五、四七〇	一一八、三三〇
察哈爾	九一	二、〇八九	四五〇、四三〇	九七、一三九	二七、六三二	三九八、八一四	五三、七七七
計	一、六六七	一三五、九二〇	四二、四七六、〇五三	八、四一七、二九九	四五〇、〇九〇	一九、五四四、五五三	四、〇一四、八四〇

地方	猪			計		
	頭數	重量	價額	頭數	重量	價額
奉天	二、三三〇、九九四頭	二三、五九一、一八六円	五九、七七八、五三六斤	二、五九〇、三〇八頭	六、八六九、三二一斤	六八、五九〇、七六一円
吉林	四三二、九八九	三一、七三〇、九四一	六、五三三、一七一	五三七、七〇〇	四五、五七〇、九七七	七、六七六、〇一七
黑龍江	一二五、九九五	一五、五三三、〇八三	二、三八五、九六五	一四八、六九七	一八、九三四、五八八	三、七五二、七八八
熱河	六四、九三九	四、〇一八、七七〇	七九一、〇七五	一六二、三五〇	六、八二一、六〇六	一、五三七、六五四
綏遠	一八、八六七	一、〇五八、六九〇	二〇一、四四一	七三、〇一八	三、〇七四、六四〇	四〇三、一八三
察哈爾	一一、六七九	五九八、六三〇	八六、六二四	四一、四〇〇	一、四四八、八六四	二三七、五四〇
計	二、九八四、四六三	八、二五三、二九〇	六九、七六五、八〇四	三、五五〇、四七三	一四四、五四一、八九六	八二、一九七、九四三

第二款　關東州及南滿鐵道附屬地屠宰數

更に關東州及南滿鐵道附屬地內に於ける屠殺數を揭くれは次の如くてある。

一、關東州及滿鐵附屬地內屠獸屠殺數

	牛	馬	騾	驢	緬羊	山羊	豚
大正三年	七、一七三頭	一六三頭	一二三頭	七〇五頭	九八一頭	二、七八五頭	三七、一九〇頭
大正四年	八、五四一	三九九	一四五	七三二	一、〇九六	二、五六三	四三、八一六
大正五年	一一、九三〇	四一六	一九一	八〇五	一、三五三	二、七一四	四八、七九〇

大正六年	九、一七一	四七八	三一三	七九一	一、九九九	三、九一九	五二、三二九
大正七年	一三、四四四	四五〇	二五〇	一、〇二七	二、一二〇	四、〇四三	六三、六六一
大正八年	一三、〇四八	五六四	[illegible]	一、一九九	二、七三六	五、〇四[illegible]	六七、七七[illegible]

備考　本表の頭數は檢査の結果屠殺を禁止したるものを含ます。

二、屠殺場別屠畜（大正九年度）

地方		屠場數	牛 頭數	牛 筋肉量	馬 頭數	馬 筋肉量	騾 頭數	騾 筋肉量	驢 頭數	驢 筋肉量	緬羊 頭數	緬羊 筋肉量	山羊 頭數	山羊 筋肉量	豚 頭數	豚 筋肉量
州内	旅順	一	六九〇	二七、一九〇	八	二六八	一二	三三〇	六八	八五五	五	三二	三八	一三六	三、九二二（二三）	五二、一七八
	大連	一	六、六七八（四）	二三〇、〇〇八	一三三	四、六二〇	一九七	六、三〇一	六〇	一、〇〇七	二一三	九四六	三、六五八	一四、三一七	二六、五八三（五九八）	四三八、六九九
	柳樹屯	一	六六	一、七二三	—	—	—	—	一九	三三	—	—	—	—	四一三（三五）	七、七一五
	金州	一	七七	一、七四四	三七	一、〇四九	九一	七、四七五	一、三七一	一八、三五〇	一九	七一	三六六	一、三六九	三、二〇六	五二、一五三
	普蘭店	一	二二	四、一九一	一	八三	二	三二	二六	二八九	一六八	六五六	六二	二九九	三、〇七三（五一）	三八、三七〇
	貔子窩	一	七七八	二四、四三八	五	九〇	九	一六八	四八	六六四	九	五七	一一八	五六九	二、五五五（二三）	四五、六八三
	計	六	八、四〇〇（四）	二八九、八七四	一八三	六、一一九	三二一	九、一九六	一、五九二	二一、三五六	四一四	一、七四一	四、一五五	一六、五四〇	四〇、四四〇（六七八）	六二五、七九九

州外・總計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
瓦房店	一	七二	二,七四二	｜	｜	｜	｜	二〇	一〇一	｜	｜	｜	｜	○五一四 一	八,一四七
海城	一	二四三	九,五三六	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	六	一〇六
遼陽	一	三三五	九,三九六	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
奉天	一	一,三八四	五四,八八五	｜	｜	｜	｜	｜	｜	六二一	二,三四五	[illegible]	[illegible]	○五,四九〇 九四	一〇七,〇〇六
撫順	一	四一五	一九,〇三六	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一三	一八五
開原	一	九五五	三八,三八七	一五二	五,六一〇	八八	三,二九七	二〇	四二〇	六五〇	二,四五〇	二九	八五	○七,七六六 六四	一二八,〇五九
長春	一	一,七〇三	六一,八六五	一三六	四,七九五	二〇	七〇九	一	一八	六〇六	三,四五七	二二	一,〇〇九	○一三,八八九 一六六	二一〇,七三〇
公主嶺	一	四八二	一九,四二二	六八	二,〇八九	一四	三九四	四七	九二〇	一〇三	四八〇	六	三三	○三,二二七 一二	四二,七四七
四平街	一	三二一	一三,二三三	二六	九七一	一九	七二六	二八	五九六	一七四	七〇一	一二	四二	○三,五三三 八八	六五,五三二
計	九	五,七九〇	二三七,四七一	三八二	一三,四六五	一四一	五,一二六	一一六	二,一五五	二,一四三	九,三三三	五〇三	一,九七五	○三二,三一七 四三三	五六二,四九一
總計 大正九年	一五	○一四,一九〇 四	五一七,三四五	五六五	一九,五八四	四五二	一四,四二三	一,七〇八	二三,五一一	二,五五七	一一,〇七四	四,六五五	一八,五一五	○七三,八五七 一,一〇〇	二,一八八,二三〇
同 八年	一五	○一三,〇四四 四	四五四,七七八	五六四	一九,〇一四	三八四	一三,四四八	一,一九九	一七,九六三	二,七二六	一〇,一七三	五,〇四二	一九,三四五	○六六,八一三 九五七	一,〇九九,〇六七
同 七年	一五	○一三,四三九 五	四六六,二五八	四五〇	一四,六三三	二六〇	八,九六三	一,〇三七	一七,七二二	三,一二〇	九,一九八	四,〇四一	一六,〇四六	○六一,七三三 九六九	一,〇〇三,七七五
同 六年	一五	○九,一六八 三	三三三,〇九二	四七八	一五,七七八	○三一三	一〇,〇九九	七九一	一三,〇八六	一,七九九	七,四三七	三,九一九	一〇,七〇二	○五〇,五七五 六九四	八一三,四五四
同 五年	一五	○一一,九一四 六	四三八,一三五	四一六	一一,六〇三	一九一	五,八七九	八〇五	一一,〇四六	一,三五三	六,〇八〇	三,七一四	一〇,三四四	○四八,二三四 五八六	七三七,四四五
同 四年	一四	○八,五三七 四	三三〇,四六八	三六九	一〇,三九四	一四五	四,三七九	七二一	九,八二〇	一,〇九六	六,二四一	五,二六三	一三,九三〇	○四三,四一九 三八七	六八〇・四一五

本表は食用の爲屠殺したる數にして獸疫の爲撲殺したるものは之を含ます。
表中〇印を附したるは屠殺後檢査により廢棄せしものなり。筋肉量中には廢棄のものを包含せす。

三、産地別（大正九年度）

産地		牛	馬	騾	驢	緬羊	山羊	豚
日本内地		—頭	二〇頭	—頭	—頭	—頭	—頭	—頭
支那	關東州	七、二五三	一六三	三一一	一、五九二	三九〇	四、〇三五	三八、九七八
	奉天省	一、七四一	二四二	一三一	一一五	一、三六八	三〇三	二一、二五三
	吉林省	七三六	一三六	一〇	一	一五三	五七	一三、六〇六
	山東省	一、〇九七	—	—	—	—	—	—
	直隷省	八	—	—	—	五	—	—
	蒙古	三、三五四	三	—	—	六四一	二六〇	二
露西亞		一	一	—	—	—	—	—
總計		一四、一九〇	五六五	四五二	一、七〇八	二、五五七	四、六五五	七三、八五七

年齢別（頭數）

年齢	牛	馬	騾	驢	緬羊	山羊	豚
一歳	一、九五五	—	—	八	五五四	二五	一三、〇九六
二歳	四五二	—	一	三	八〇一	三、四八五	二七、一八八
三歳	六八三	四	—	一九	七八一	九六五	二八、七二三
四歳	一、三一〇	五	—	八〇	四三三	一三〇	四、三六五
五歳	一、四一三	一	四	二二三	一二七	三八	三八三
六歳	一、九八二	二〇	三	二二九	四三	九	九七
七歳	一、三九三	二四	三	四一六	二四	三	一六
八歳	一、八五二	二三	二七	三一六	五	—	—
九歳	六七〇	四四	三〇	一七四	—	—	—
十歳	一、一〇四	七二	七九	一一五	—	—	—
十一歳	三〇六	二八	四一	三	—	—	—
十二歳	四九六	七四	六九	二九	—	—	—
十三歳	三三八	七八	八一	一七	—	—	—
十四歳	一八八	五四	三三	六	—	—	—
十五歳	一一四	三三	一四	一七	—	—	—
十六歳以上	五六	七七	一九	四	—	—	—
總計	一四、一九〇	五六五	四五二	一、七〇八	二、五五七	四、六五五	七二、八五七

第七章 家畜の疾病及災害

第一節 獸疫による損失

獸疫による損失

目下滿蒙に於ける獸疫による被害は平年全家畜の五%卽ち約二千萬圓の損失にして殊に大正七、八、九年の如きは豚虎列剌に由る損害は大約三千萬圓(豚百五十萬頭斃死)牛疫による損害約八百萬圓(牛約二十萬頭斃死)を降らす、然も彼等支蒙人は是等獸疫による斃死には何等策の施すへきものなく天命の然らしむるものと感念し居る有樣てある。是れ全く獸疫に對して豫防治療の施されさる故てあつて實に由之該地方か產業上、食料上、人畜衞生上如何に莫大なる損失を被れるか推知するに難くない。飜つて將來日本の羊毛及食料肉等の解決上より言ふも本地方に其資源を俟つに至るへきを以つて是等獸疫に對して保護機關を設くる必要を生す、現在關東州及滿鐵沿線附屬地に於て獸疫豫防規則を設け多少家畜傳染病の豫防制遏に盡力すれと一旦大流行を來たせは到底現在の如き姑息的豫防にては如何ともすることか出來ない。

滿蒙の畜產改良普及を謀り日支の共存共榮に努力せんには支蒙人財產の家畜の損失を減少せしめんために獸疫の豫防制遏に必要なる血淸豫防液の製造及滿蒙にて未た知悉せられない獸疫

の調査研究に著手するの必要を認める。近時是等に必要なる血清製造所、獸疫研究所を設立せんとの企圖あり、これ實に畜産改良普及に並行して一般人畜の衞生保護に必須機關たるは言を俟たす必すや從來の獸疫に由る損失を減少せしめこれによりて彼我の了解に資するも亦僅少てはなからう。

第二節　獸疫の種類

獸疫の種類

從來吾人により滿蒙の地にて知られたる獸疫の種類は牛疫、豚虎列剌、炭疽、皮鼻疽、流行性鵞口瘡、狂犬病、家禽虎列剌、豚疫、破傷風、牛結核等にて最近の研究の結果羊痘か學術的に證明せられ滿蒙の地には廣く該病の蔓延存在せるを知られた。尙、豚丹毒、氣腫疽、加奈陀馬痘家禽實扶垤里、惡性水腫、牛流行性流産、胸疫、傳染性貧血等は未た調査研究せられ學術的に證明せられさるものてある。されと廣き滿蒙の地は古より畜産業熾なるところにて家畜數も實に莫大なるものあり故にこれに伴ひ諸種の傳染病又は地方病の如きは吾人の未た知悉せられさるものあるへきも近き將來に於て是等の調査研究せられ學術的に證明せらるるに至るてあらう。

第三節　獸疫の發生流行蔓延の狀況

滿蒙の地は未た法定獸疫豫防規則施行せられす爲に獸疫發生の統計を得ることは至難てあるが該規則の多少施行せられつつある關東州及鐵道附屬地を標準として一般主なる獸疫發生流行の概況を示せは次の如くてある。

第一款　牛疫

滿蒙の地に於て每年發生し被害の甚大なるものは牛疫てある。該病を支人は牛瘟病と稱しその流行蔓延することの迅速且數日にて死の轉歸をとる接觸急性傳染病なるを以て最も恐怖されつつありされと支那人は病毒の存在を知らさる爲め該病斃死獸を賣買に附するを以て該病毒は直ちに散慢せられる、殊に農繁期の六、七月頃に發生することか多い是れ家畜の移動頻繁なるか爲てある。而して氷結期農作物の集散期に至り鐵道附近の都會に該病の發生を見るに至る。大正元年以來今日迄大連、旅順、海城、遼陽、鞍山、奉天、撫順、鐵嶺、四平街、本溪湖、鳳凰城、安東にて邦人の牧場に該病毒浸入して飼養家畜を全滅せしめたるもの多く又數回に亙りて該病毒に侵されたるものあり是全く牛疫か每年各地に流行するか故てある。大正元年には

安東より瀋陽縣一帶に流行し翌年には遼陽縣より南方大連、旅順に亙りて猖獗を極め其後は各所に時々發生を來たす、大正七、八、九年には撫順縣、鐵嶺縣、瀋陽縣、遼陽縣一帶に流行し十一年には昌圖縣、西安縣、東豐縣、西豐縣を南東し興京縣、鳳凰縣、本溪湖縣より更に海城縣一帶に牛疫猖獗を來した。實に該病毒は常に該地方に存在し每年多數の家畜を損失しつつあるのである。

第二款　豚虎列刺

豚虎列刺

支那人は豚肉を最も嗜好して常食し農家には一般に豚を飼養せさるものなく且つ又農産物製造殘渣にて多數豚を肥膃せしむ、卽ち燒鍋、棧店、粉房、豆腐房、大舖戸の如くてあることは既に述へる通りてある。豚虎列刺は支那人は猪瘟病と稱す該病は常に滿蒙の地に存在し至るところに時々發生するを以て是等豚飼養者は常に該病毒の侵入を蒙りつつあり、該病は接觸傳染病にて急性、慢性の經過をとる滿蒙に於て最も大流行を來たしたるは大正二年及七、八年てあつた日本人にして養豚業を起したるもの多きも該病毒のため苦き經驗を嘗めさるものなく多くは失敗の悲慘に落ち入つた。是れ全く豫防設備のなきによるものてある。支那人は該病斃死獸を食用に供するを以て該病毒の散慢すること甚たしく大正七、八年の大流行には殆んと全滿洲に

蔓延し豚の斃死するもの多數にのほつた。例へは大正九年一月の調査によれは大正六年の終より七、八年に亙り鄭家屯より白音太拉間の潘家店、達窪附近、沈頭窩堡、趙哥營子附近、錢家店、孔家窩堡附近にて該病毒のために斃死したる豚一萬百三十餘頭に達せるを見る。是等より考ふるに該病毒の爲めに養豚家に如何に莫大の損失を與へ該業の振興を妨けつつあるかを思惟することを得。

第三款　炭疽

支那人は炭疽樣疾患を黃病と稱す、然れとも黃病を三十六種に區別し其內遍翅、束顏、內腎腰黃、腸黃、乳黃、心黃、肝黃、脾黃、肺黃、腎黃は必す死の轉歸を取るへきものとして居る。該病は土壤病と稱し芽胞形成により永年病毒は流行したる地方に存在するものである。海城附近は最も病毒の濃厚地とせられ每年該病により附屬地外には數十頭の家畜の損失を見る大正九年七月には三百餘頭の損失を見たりと瀋陽縣奉天附近は大正七年以降該病の發生を見、懷德縣公主嶺附近にも大正七年終に百數十頭の家畜の損失を出し長春縣長春附近は每年該病に冒され斃死する家畜あり、鳳凰城安東附近にもあり、支那人にして該病斃死獸の肉を食し死亡せるものあり、該病は廣く滿洲に散漫せるを知る彼の、三十七、八年戰役間に吾軍馬にて炭疽に罹れる

もの九百六十四頭の多數に達せり。是れ恐らく支人は該病斃死獸皮毛を各都市に賣買するを以てであらう。左に附屬地、關東州にて關東軍獸醫部にて調へたる炭疽發生一覽表を左に示すこととする。

自明治三十九年至大正九年(七月) 炭疽發生一覽表

年次＼地名	旅順	大連	金州	瓦房店	大石橋	營口	海城	大屯	鞍山	遼陽	十里河	奉天
明治三十九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一
同四十年	2	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	一
同四十一年	1	—	—	—	一	—	二	四	—	—	一	—
同四十二年	—	—	—	—	—	一	一	—	一	—	—	—
同四十三年	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—
同四十四年	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—
大正元年	3	—	—	11	—	—	一	—	—	—	—	一
同二年	—	2	—	—	—	—	四	—	—	—	—	—
同三年	2	—	—	—	—	—	一〇	—	一	—	—	—
同四年	一	—	—	—	—	—	五	—	—	—	—	—
同五年	2	7	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—
同六年	—	3	2	—	一	—	二	—	—	—	—	—
同七年	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同八年	15	1	—	—	—	—	二	—	1	—	—	4
同九年	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	28 一	13 —	2 —	11 —	一	一	三[illegible]	四	1 二	一	一	4 二

撫順	本溪湖	鳳凰城	安東	鐵嶺	開原	公主嶺	小城子	南關嶺	長嶺子	煙臺	長春	普蘭店	貔子窩	四平街	計 軍馬	計 地方
—	—	一	—	—	—	—	三	—	—	—	—	—	—	—	六	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	2
—	—	—	—	二	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	二	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—
—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	二	1
—	10	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	10
—	—	一	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	五	14
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	2
2	一	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	5
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	—
—	—	—	—	—	—	一	—	—	六	—	—	4	5	—	八	18
—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一	—	—	—	—	五	5
—	—	—	—	—	—	45	—	—	—	—	1 一	—	5	—	一	53
—	—	—	—	—	2	18	—	—	—	—	—	4	2	2	一	49
—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	5
2	10 一	一	2	二	2 一	64 四	三	一	六	一	4 一	8	12	2	廿一	165

備考　一、表中アラビア數字は地方家畜を示す。

第四款　皮鼻疽

皮鼻疽　該病を支那人は鼻咀瘋と稱し滿蒙の地至るところに散在す、該病は慢性經過をとるものであつて初期病變は殆んと不明に屬するものかある。故に潛伏鼻疽は「マレイン反應」に由る他是れる知悉することか出來ない。然れは該菌帶携馬にてもこれを健康馬として賣買せらるる場合多數あるを以て容易に該病毒は散慢せられ現今は至るところに存在す、例へは三十七、八年戰役に我軍馬の罹患數は九百九十四頭の多數に達せり、一旦該病に冐されたるものは全く治癒することかないこれ該病に對する治療豫防法の不明なるによる、殊に滿蒙馬匹改良には該病毒に就きて大に顧慮せさる困難を伴ふ。今日までに該病の發生地をあくれは大連、旅順、柳樹屯、金州、普蘭店、瓦房店、得利寺、大石橋、海城、遼陽、鞍山、奉天、四平街、鄭家屯、公主嶺、本溪湖、鳳凰城、鐵嶺、鄭家屯、長春、安東等の廣區域に亙るを知るこれによつて觀るに若し實際に滿蒙の地に正確なる學術的診斷調査を行へはその患畜の多數あるを想像するに難くない例へは大正三年三月鳳凰城支那巡防隊隊馬百六頭中殆んと全部本病に侵されあるを知悉したことかある。

第五款　流行性鵞口瘡

鵞口瘡　該病はその傳染力最も迅速なる接觸傳染病にて時々大流行を來たすことかある。大正八年一

羊痘



羊　痘（自然感染による丘疹期）

月以來朝鮮全土を冒しその罹患畜二萬五千頭に達したることあり、當時滿蒙の地にても大流行を來たし殆んどその發生を見ざるところない位であつた。鐵道附屬地に於ては本溪湖に發見せられ鐵嶺公主嶺、長春に至り遠く北滿洲に向つて流行した公主嶺農事試驗場にても該病毒のため當時仔羊百數十頭を斃死せしめた。尙、郭家店より東方四家子附近にても仔羊の多數斃死せるを認めた。

第六款　羊　痘

該病を支人は出花と稱し發疹丘疹を紅痘疱と呼ふ該病の滿蒙の地にて學術的に證明せられたるは大正九年にして當時大連に錦州方面より移入せられたる緬羊群中にこれを認めた、その罹患率一〇〇%にて斃死率三五%に達した。大正十年には奉

其他の獸疫



羊　痘　（人工感染による水泡期）

天附近に慢延し多數の羅患羊を出し當時斃死率一〇%餘に達した。該病は直隷省には毎年四、五月の頃に發生流行を見ると言つて居る。

第七款　其他の獸疫

家禽虎列剌、破傷風、狂犬病、豚疫、牛結核等も各地に存在するものの如くである。家禽これらは瀋陽縣奉天附近、懷德縣伊通州、公主嶺附近遠く白音太拉、錢家店附近にも流行を見たりと、破傷風は公主嶺附近、海城附近にも毎年發生して居る三十七、八年戰役間我軍馬に七百十九頭の該病を發生したることより見るに本病は滿洲至るところに存在するを知る。狂犬病も大連、旅順、開原、奉天、安東、撫順、公主嶺、長春に毎年時々發生を來し人に害を與ふ。牛結核は滿蒙の在來種に稀

れなるも外國種に時々發生す、尙犬の犬瘟熱の如きは各所に每年その流行を見る、大正十年及十一年には馬の流行性感冒、奉天、海城に多數發生流行した。其他緬羊の疥癬は至るところに發生せるを認め得。

由是觀之に滿蒙の地には一般家畜の疾病によりて斃死するものの他獸疫によりて多數の斃死獸を出し支蒙人に每年幾多の被害と財產の損失を來たし居るを推知し得へく是等の保護に關し支蒙人に家畜衞生に對する知識を普及せしめ是れか豫防制遏に盡す事は目下の急務としなければならぬ。

第四節　家畜の寄生蟲病

寄生蟲病

人畜寄生蟲による疾病其他寄生蟲に關する調査研究は我か國に最も熾んにして幾多の貴重なる世界的發見かある、是れ吾國には材料の豐富なるに由るところである。然して滿蒙の地は未た人畜に關する寄生蟲に就きては殆んと知悉せられたること少なく從つて是等に對し調査研究を行ひ各種寄生蟲の分類及寄生率を決定してその被害を除くへく研究をなすへき必要かある。

現今滿蒙の地に於て家畜寄生蟲につき研究調査せられたること未たなきも公主嶺、滿鐵農事

試験場にて多少研究分類せられたる寄生蟲の各種類を家畜別によりて左に示せは次の如くてある。

第一款　緬羊の寄生蟲

緬羊の寄生蟲

緬羊寄生蟲は最も牧羊業に對して大被害をなすものにして發育時の仔羊に於てその害殊に多い。その內にて線蟲類による被害最も甚たし此線蟲類に屬し滿蒙在來種緬羊に寄生したる種類は次の如くてある。

Haemonchus contortus	Oesophagostomum columbianum,
Trichocephalus affinis,	Monodontus trigonccephalus,
Ostertagia ostertagi,	Trichostrongylus instabilis,
Nematodirus filicollis,	Strongyloides papillosus,

等にしてその寄生率及被害率の甚たしきはHaemonchus contortusてある。條蟲類に屬するものにはMoniezia expansa, Moniezia planisima, Thysanosoma giardi, 等にしてMoniezia expansaの寄生か最も多い總て是等は內臟消化器官に寄生するものなるか、尙外部寄生蟲として羊毛に被害を與ふるものは疥癬（Sarcoptes scabiei var. ovis,）てある。滿蒙の各地に散慢す尙外部寄生蟲に

屬しその幼蟲か緬羊の鼻腔より前頭竇、顎竇等に寄生して宿主に害をなすOsterus ovisも多數存在して居る。

第二款　緬羊寄生蟲による損失

滿蒙に於て支蒙人の緬羊を飼養せるは全く自然放牧にして合理的飼養管理を行ふにあらず寄生蟲なさに顧慮することかない故に寄生蟲に依る被害も大である、今合理的飼養管理を施し比較的寄生蟲に對して顧慮せる公主嶺滿鐵農事試驗場に於ける成績を示せは下の如くである。大正三年以降飼養せられたる緬羊か寄生線蟲類のために斃死さるるもの甚た多くこれか狀況を示めせは左の如し。

種別		全緬羊
全斃死率	大正三年	一五・三%
	四年	一七・四%
	五年	七・八%
	六年	九・三%
	七年	二・三%
	八年	七・二%
	九年	三・〇%
	十年	七・一%
	平均	一〇・一%
寄生蟲による斃死率	大正三年	九・三%
	四年	三・九%
	五年	四・三%
	六年	一・六%
	七年	九・一%
	八年	〇・九%
	九年	一・三%
	十年	一・六%
	平均	三・八%

卽ち全緬羊に對する斃死率一〇・一%中三〇・八%は寄生蟲に因る斃死さす、更らに蟲卵檢査によりて寄生の狀況を調査せるに

寄生蟲名	検査頭數	寄生蟲保有頭數	寄生率
Haemonchus contortus	八三五	六三〇	七五・四%
Oesophagostomum Colombianum.	八三五	五一九	六二・二
Monodontus trigonocephalus.	八三五	五〇二	六〇・一
Strongyloides papilosus.	八三五	四六六	五五・八
Trichostrongylus instablis.	八三五	少數	—

の如く寄生の範圍甚た廣きを知る。

第三款　豚の寄生蟲

豚の寄生蟲

我國にて發見せられすして滿蒙の地に於て豚に寄生し吾人に大なる關係を有するは豚の筋肉内に寄生する有鈎條蟲(Taenia solium)の嚢蟲(Cysticercus Cellulosae)である。該嚢蟲は至るところに散慢し豚肉を食するにより最後宿主なる人間に寄生するに至るこれか爲め公衆衞生上最も注意すへきものに屬して居る。尙 Strongyloides spc. Giganthorhynchus gigas をも認めることか出來る。又 Guathostomum hispidum, Ascaris lumbricaides をも多數寄生するを認め得。

第四款　馬屬の寄生蟲

馬の寄生蟲

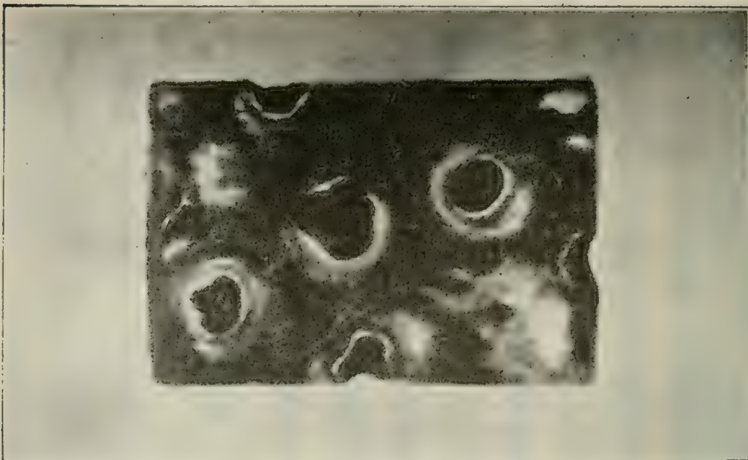
滿蒙の地にて特に注意すへきは世界に於て殆んとなく從來佛國、匈牙利等馬に少數認められたることある Filaria haemorrhagica にして該蟲は特に奉天以北哈爾賓に亘り多數に散慢す、夏期六、七、八月の頃に至れは馬騾驢の皮膚より常に出血を起さしむるものであつて、この血液中には該蟲の卵を含有し蠅によりて卵は吸はれ幼蟲となり外界に出するものの如くてある。而して出血は晩秋九月の候に至れは止む、該蟲は馬屬の皮下及筋肉内に寄生するものにして多數に寄生したるときは宿生に營養障害を惹起す、尙病理發育環は未た不明てある。其他に認められたる寄生蟲を左に示せは次の如くてある。

Filaria papillosa, Spiroptera magnastoma, Spiroptera microstoma, Screlostonum equinum, Screlo edentatum, screlo, vulgare, Screlo, tetracanthum, Oxyuris curvula, Ascaris megalocephala, Dictyocaulus arnfeldi, Gastrophilus equi, 等

第五款　牛の寄生蟲

牛の寄生蟲

牛の寄生蟲にて最も吾人に間接に關係を及ほし、我國には存在せす滿蒙の地に於て最も多數に散慢せるは牛虻（Hypoderma bovis）てある。該蟲の雌蟲は六―九月の候牛體の鬐甲、背部、腰部、臀部、肩部、肋部及膁部に好んてその皮膚に產卵し孵化後幼蟲は牛に舐められ又は



うしばいの被害原皮を肉面より見たるもの(牛蠅の牛皮に於けるところ)

自から牛の口腔に達し胃に下り胃壁を穿ち血行により皮下組織に達し春暖の候に至り結節を作り膿汁を含有し次第に潰瘍病機により其結節項端に孔を生し幼蟲或育完全すれは該皮膚の孔より外界に出て土中草葉に十二時間乃至三十六時間にして蛹となり、二十五日及至三十日後羽化して成蟲となるものである是等の幼蟲か多數に寄生すれは宿主は榮養障害を起すに至る、然して該幼蟲の寄生したる牛皮は前述の如く皮膚に多數穿孔せらるるを以て殆んと上等なる皮革とならない。特に鬐甲部背部に多く穿孔せらるる故に牛皮の價格は全く減せらるるに至る由是て經濟上に該蟲か間接に及ほすところに莫大なるものである。尚滿蒙の地にて認められたる寄生蟲を擧くれは左の如くてある。

Fasciola hepatica, Eurytrema pancreaticum, Dicrocoelium lanceatum, Filaria labiato-papillosa, Haemonchus contortus, Oesophagostomum radiatum, Dyctiocaulus filaria, Cooperia onchophora, Sarcoptes bovis 等の如し。

第五節　普通病

第一款　一般疾病

一般疾病

一般に滿蒙の地にて內外科的疾病は種々發生せるは言を俟たす、されど是等に就き治療を施さす多くは自然に放任せらるゝものゝ如くてある。されど支那人に馬醫あり、鍼術にて施療し草根木皮を以て投藥さるのみにて疾病の病理につきては殆んど解するものなく又彼等は患畜に赤布片を付し祈禱により疾病を除かんとする習慣かある。斯くの如く家畜の疾病治療は極めて幼雅と言はねはならぬ。故に吾人は支蒙人に對し家畜疾病の病因、病性、病原、病理、施療等に對して知悉せしむることか緊要てある。

第二款　間歇性眼炎

間歇性眼炎

滿蒙の地に於て多數に認めらるるは馬騾に眼病の多きことである。勿論大鞭子を使用するに

由り外傷的に來るものあらんにも間歇性眼炎に冒されたるものか最も多い。本病を地方病の性質あるものとすれは該地方は實に該病の顯著なる常在地と認め得。該地方に駐剳せる我軍馬の罹患せるもの又歸還後に多數該病に浸されたる例かある　故に滿蒙の地は該病か多數に存在せるを以て滿蒙馬産に將來切望して止まさるは未た闡明せられさる該病、病原病理を研究し是れか豫防を完全にするにある。尙其他骨軟症、日射病等多きか如くてある。

由是觀之に滿蒙の地は全く家畜の疾病、衞生等に就きては殆んと未知數に屬することと多數にして是等を調査研究し滿蒙開發に資せんことは滿蒙牧畜にとつての急務てある。

附　一、關東州内及州外獸疫數（大正九年度）

二、鐵道附屬地に於ける獸疫數（最近四箇年）

一、獸　疫　（大正九年度）

病名	州内 發生	州内 斃死	州内 撲殺	州内 全治	州外 發生	州外 斃死	州外 撲殺	州外 全治	合計 發生	合計 斃死	合計 撲殺	合計 全治
牛疫（牛	六九	三九	二七	三	一七	四	一三	—	八六	四三	四〇	三

炭疽	牛	二	二	—	—	三	三	—	—	五	五	—	—
	馬	三	三	—	—	一	一	—	—	四	四	—	—
	騾	一	一	—	—	一	一	—	—	二	二	—	—
疑似炭疽	牛	一	一	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—
	豚	二	二	—	—	—	—	—	—	二	二	—	—
皮鼻疽	馬	—	—	—	—	四	四	—	—	四	四	—	—
疑似皮鼻疽	馬	—	—	—	—	二	—	二	—	二	—	二	—
豚虎列拉	豚	六五	四七	一	一〇	一二	三	—	九	八〇	九九	一	一九
疑似豚虎列拉	豚	一	一	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—
疑似豚羅斯疫	豚	一	—	—	一	—	—	—	—	一	—	—	一
疑似羊痘	羊	七四七	一九四	—	五五三	—	—	—	—	七四七	一九四	—	五五三
狂犬病	牛	一	一	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—
	犬	一五	二	三	—	七	二	五	—	三	四	六	—
疑似狂犬病	騾	一	—	一	—	—	—	—	—	一	—	一	—
	犬	一	—	一	—	—	—	—	—	一	—	一	—
總計		九一〇	二九三	四三	五六七	五六	二七	二〇	九	九六六	三一〇	四三	五七七
大正八年		一、三〇〇	七六	一六	一、二〇八	一九六	九九	三八	五九	一、四九六	一七五	二四	一、二六七
同七年		二三	一七	五	一	一三三	二六	一五	二	一五六	一三三	二〇	三
同六年		七六	二〇	五六	—	四〇	三一	九	—	一六	五一	六五	—
同五年		二八	二三	六	—	一七	七	一〇	—	四五	二九	一	—
同四年		五	一五	一六	一〇	七	二	五	—	五八	一七	二	一〇

州内に於て發生せし豚虎列拉に隔離中の豚七頭あり。

二、鐵道附屬地に於ける獸疫（最近四箇年）

病名	八年度 發生	八年度 斃死	八年度 撲殺	八年度 全治	九年度 發生	九年度 斃死	九年度 撲殺	九年度 全治	十年度 發生	十年度 斃死	十年度 撲殺	十年度 全治	十一年度(十一月迄) 發生	十一年度(十一月迄) 斃死	十一年度(十一月迄) 撲殺	十一年度(十一月迄) 全治
牛疫	二九	二〇	九	—	一三	三	七	三	三八	八	二七	三	四	四	—	—
炭疽	七	五	二	—	三	一〇	一	—	四	四	—	—	二	二	—	—
鼻疽	一五	二	一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豚コレラ	五八	三八	一	一九	二二	八	二	三	九	八	一	—	五	四	一	—
豚羅斯	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狂犬病	六	一	五	—	一〇	七	三	—	一一	四	七	—	三〇	四	二六	—
計	一一六	六七	三〇	一九	四八	二八	一四	六	六二	二四	三五	三	四一	一四	二七	—

以上四箇年合計（發生度數）

牛疫	炭疽	鼻疽	豚コレラ	豚羅斯	狂犬病	合計
八四	二五	一五	八五	一	五七	二六七

第六節 災害

災害 災害の主なるものは雪、旱魃、野火等であつて多く放牧地方に於ける家畜の食料たる牧草の

饑饉及飲料水の缺乏より來る災害にして天然により支配せらるる蒙古地方に於ては是等の天災も亦閑看し難いものかある。例へは光緖二十八年の大雪に於て牧群の全滅を見たるか如き又民國三年の降雪に斃死獸の莫大なりし等これてある。旱魃は比較的少いか、野火は又恐る可き者てある康熙年間興安嶺に起つた野火は索岳爾濟山全域の大森林を烏有に歸せしめたと傳へてる。

毎年二、三月及九、十月の候は風強く警戒を要すと稱せられる。

牧畜施設の進むと共に斯種災害は漸次減少すへきものなるや論なき處てある。

第八章　養蜂業

第一節　產地竝に產額

產地　滿蒙に於ける養蜂業は極めて地方的にして未た一般的產業と稱し難い、主產地とせらるるは滿洲に於ける吉林省東北部松花江上流の諸縣、間島地方、東部烏蘇里に近き地方、東支鐵道沿線東部地方竝に東部內蒙古の熱河管內地方てあつて特に吉林縣の額赫穆及大三河子、樺甸縣の橫道河子、常山屯は蜜蜂の飼育地として著名てある。凡て農家及樵夫の副業てある。

產額　產額の如き統計の據る可き者なき爲め確數を得難きも通商公報(第三九六號大正六年三月)に據れは

吉林市場に集散する蜂蜜(巢窩より採取したる儘にて何等人工を加へぬもの)の吉林、舒蘭、樺甸、濛江、磐石諸縣のものは

大正三年	五〇、〇〇〇斤
大正四年	四二、〇〇〇

大正五年	三〇、〇〇〇斤

又間島地方汪清縣に於ける蜂蜜産出狀況は(通商公報第四一九號大正六年五月)

汪清縣牡丹川	二、〇〇〇斤
同　小百草溝	八〇〇
同　北三岔口	一、〇〇〇
同　蛤蟆塘	五〇〇
同　大汪清上村	八〇〇
同　河東(百草溝對岸)	二〇〇
計	五、三〇〇

猶民國十年度に吉林に於て取引の行はれたる者を掲くれは次の如くてある。

小賣	粗製蜂蜜	一八、〇〇〇斤
	精製黃蠟	二、三〇〇
輸出	粗製蜂蜜	七五、六〇〇
	精製黃蠟	五、九二四

合計　蜂蜜　九三、六〇〇
　　　黄蠟　八、二四〇

第二節　蜜蜂の飼養

飼養法　吉林を中心とせる蜜蜂は自然產のものと飼養に係るものとの二種あり、自然產のものは山林中老木の空洞に蜜蜂の巢を探し置き白露の期（九月初旬）に至り蜂蜜を採集するものにして產額は極めて少い。飼養するものは吉林地方及熱河地方共に殆と同一方法にして卽ち每年春季長さ二尺餘の木筒を造り上下無蓋とし又時に上方に蓋をなし又は蜂の巢を認識せしむる目標を附す、中間には蜂の出入すへき一口又は數孔開き之を屋外又は樹間に立てて初め枯木より蜂巢を求めて之に採り又は野蜂の來集に任す。其他適當の地點を選み高さ三尺許の方形の土造小屋を營み前面に蜂の出入すへき口を設け後面乃至側面に蜂蜜收穫時に兩手を挿入すへき一孔を穿ち平時は之を蓋せるものかある。

蜜蜂は初春より初秋に至る間盛に花間に蜜を採り九月中旬降霜の候に至りて止む。此時に當り木筒を逆まにし其蓋をとり巢窩の三分の一乃至二分の一を割取し其殘部を翌年養蜂の爲め保

存す、斯くて一窩に藏する所の蜂蜜及蜂蠟は十五斤乃至二十五斤に達し之れより採取し得る所の蜂蜜及蜂蠟は七斤乃至十五、六斤である。

此飼養は主として農家の副業にして多きは二十餘個の巣窩を有し其産額も僅少ではない。

東支鐵道沿線東部地方に於ける露國人の養蜂は其飼養法進歩し普通吾等の所謂養蜂と異る處がない。

第三節　市況及用途

市況

陰暦九月下旬收獲を終り市場に上るは八月中旬より十月下旬迄である。吉林市場に於ける小賣相場を見るに大正十年度に於ては

蜂蜜	一斤	四十吊	邦貨	約四十錢
黄蠟	同	百二十吊	同	一圓二十錢

卸相場は約右金額の二割減である。

用途

吉林の山貨店（天茂店、德慶祥、永升店、世一堂、恒升店、三義堂）を經て一部は各藥店の手に移り精製せられ丸藥及膏藥の配合劑として用ひらるるも大部分は營口及奉天等に移出せられ

る。移出數量の如きも年の豐凶にも依るか大正三年三萬五千斤、大正四年二萬五千斤、大正五年二萬斤に比して大正十年は實に八萬一千斤以上に上り非常な激增てある。而して年々營口より輸出するもののみにても一萬兩以上てあると云ふ。

熱河地方產蜂蜜も其用途は概して藥舖の調劑に用ひられ其價格は原產地に於て蜜一斤一元一角内外、蜜蠟八角内外てある。

滿蒙に於ける養蜂業は全く原始的にして產蜜植物及飼育の方法等に改善を加ふれは更に產額を增加すへく以つて貧弱なる農家經濟を助くること決して少々てはない。

第九章　獵業

第一節　概說

概說　南滿蒙に於て獵業の行はるるは東三省の山林地帶並に蒙古地方であつて、東三省中吉林省最も盛である。卽ち白山一帶の獵獲物は吉林に、穆克特亨山脈一帶は琿春に、完達山脈一帶は依蘭府の各市場に其獲物か銷集せられて居る。蒙古人は又性騎射に巧にして狩獵を好み個々に或は團體的狩獵を行ふ。蒙古人にとりて一種の娛樂となつてゐる。專業的の者は少きも農耕又は牧畜の傍狩獵をなす。其肉は食用に皮は市場に出す。狩獵專業者の住居して最も盛なるは呼倫具、爾額古訥河流域地方である。

第二節　禽獸の種類

第一款　獸類

獸類　吉林省地方產は狐、貂、黃猺子、鹿、獐、麅、野猪、兎、熊、灰鼠、狢、水獺、虎、豹等であつて冬期間銀猪、鹿、麅、獐等の肉は吉林に販賣せられるといふ。

東部內蒙古に捿息する獸類には鹿屬最も多く花鹿、馬鹿、麅、麝、麞、麋、四不像子等あり照烏達、錫林郭勒、哲里木の各盟及車臣汗部の興安嶺の本支脈に接する地方に捿息し南方に少く北方に多い。野羊として黃羊及羚羊あり草を食するを以て沙漠地方には少い。狐（火狐、草狐、芝麻花狐、飛狐）、獺、貉、獐狍、貛、猞狸、貂、貂熊、山狸、兎、鼠（灰鼠、銀鼠、黃鼠）達拉巴罕、栗鼠、山猫等かあり、虎、豹、熊、豺等の如き猛獸は現時甚た少く、稀に北部興安嶺森林中に捿息する。狼は常に群を成し到る處に出沒し家畜の被害も少くない。黑龍江省森林中に殊に多いといふ。野猪は又北部興安嶺に多數群を成して捿息する。

第二款　禽類

吉林地方にては雉、山鳥、雁、鷺等か銃獵せられ、東部內蒙古に捿息するものの中、鶴は興安嶺西部に多く、人に馴れ人家附近に來り餌を渉る。其他鴻、雁、鵰、鷹、鶚、魚鷹、水鴉、松鴉沙雞あり、雉は各地每に沼澤地河川の流域に近き平地に多い。又其他火雞、樹雞、串鷄、長尾鵲、白鷺、黃鷺、善水鴨、水鴨、蘇鵲、鶺鴒、王乾哥、藍大膽、翠鳥、百齡鳥、鵪鶉、斑鳩、珂鵲、山七面鳥にして其他に鳶、喜鵲、野雀、黃雀、翠雀、鐵雀、沙燕、告天雀、杜鵑等かある。鳥は開拓地方に尤も多く北方するに從ひて少い。

禽類

第三節　狩獵法

第一款　狩獵の種類

狩獵の種類

狩獵は其規模並に組織に依つて左の數種に分たる。

一、勅裁狩獵　勅裁狩獵とは清朝皇帝親臨して蒙古王公等に陪從せしめ、各旗別擔當を定めて狩獵せしめ其成績に據りて王公の爵位の昇奪をなす等一種の大演習の如きものなれ共、現今にては行はるることなく蒙古人は潛かに其武勇の廢絶せんことを憂へてゐるといふ。

二、盟內狩獵　同一盟內の數旗聯合して狩獵を行ふものにして數日間狩獵を續く、現今行はるること殆と稀となつた。

三、全旗狩獵　旗內の兵員集合して之を行ふ大抵年一回擧行せらるといふ。

四、部落狩獵　一村乃至數村の兵丁を集合して狩獵を行ふをいふ年三、四回之を擧行する。

五、個人狩獵　戶毎に行ふもので家族中の丁男悉く之に從事する。

蒙古人は何れも打圍（ターウエイ）と稱し、或方面を包圍して狩獵を行ふものにして其規模に大少あることと上述の如くてある。

第二款　狩獵の方法

狩獵法

一、專業者の方法　專業者は多く滿漢人にして其作業に依つて紅圍(ホンウエイ)、戰圍(チヤンウエイ)、流圍(リユーウエイ)の三種となす。紅圍とは春季二、三人一組となつて入山し鹿茸を獲るを目的とす。戰圍とは二十人内外を一組とし大雪後入山し、二、三人は山項の遼濶なる處を選びて岩陰等に身を匿し、手に銃器又は鋭刄を持ちて備ふ。他の同勢は空銃を放ち又は吶喊して山下より山上に群獸を逐ひ上く。山項にては之を射止むる方法てある。流圍とは二、三人乃至三、四人一組となつて入山し、始終獸跡を辿りて射殺するといふ。

二、副業的方法　農閑の副業として行ひ普通、陷穽、釘枷、隊蹬、地鈴等に依る。

(イ)、陷穽　獸類の出沒頻繁なる地點に深さ約八、九尺の孔を掘り、孔の上下を窄め中央部を膨大にして孔内には尖鋭の錐を數多植へ、穴の上部は樹枝又は野草を以て覆ひ其上に餌物を散布して置く。又他法は孔底の錐を撤し孔の上部に薄板を左右より孔心に渡し置き板上に少許の鹽を散布し置く、此方法は鹿族を生擒するに用ふ何となれは鹿は鹽を好みて其臭に依り集るか故てある。陷穽法は主として鹿屬の外、鼠族、狐狸の捕獲に用ひらる。

(ロ)、釘枷　釘枷は其形弓の如くし弓弦を緊張して中に尖に錐を附けたる一木を貫き其尖きに

餌を置いて雪又は土中に埋め置く方法てある。

ハ、豫蹬　主として貂獵に用ふるものにして貂の棲息する大樹幹上に豫蹬と稱する機械を懸く樹幹を走る。貂は之れに觸れて壓死する。又一法として貂の棲息する樹木を發見せる時煙燻を行ふことがある。

ニ、地槍　主として猛獸を獵するに用ひ地上に銃器を置き樹木に銃口を支へ地上二尺許とし銃口に鐵線を張りて獸類鐵線に觸るれは發火するの仕掛けてある。

其他副業者は多く露國銃を備へ兼ねて馬賊の防禦に使用する。

蒙古人は前節に述へたるか如く、打圍を行ふ外、黄羊、狍、鹿、狐、其他猛獸狩獲に銃器を使用し狐、狸、貉、兎、鼠族等に對しては打提子と稱して木桿の頭端に錘狀の金屬を附し騎馬にて豫め獵犬をして獸類を狩り出さしめたるものを一擊捕獲するの方法を採つてゐる。

第四節　市　況

狩獵に依る生産物卽ち肉は冬期稀に吉林等に販賣せらるるも、多く土人の食料となり毛皮のみは多く漢商の手により市場に出てて珍重せらる。需要地は主として支那本部及ひ僅に東北部

產出のものは露國人の手に依つて歐洲に輸出せられてゐた。市場としては張家口、多倫諾爾、赤峰、小庫倫、鄭家屯、長春、吉林、伯都訥、哈爾賓、齊々哈爾、海拉爾、滿洲里等にして其出廻數量の如き統計なきも蒙古地誌に據つて張家口に於ける野獸皮集散年額を擧ぐれは次の如くである。

猞狸皮	約五萬枚	獺子皮	約二十萬枚
狐皮	同十萬枚	灰鼠皮	同十萬枚
狼皮	同二萬枚	黃羊皮、羚羊皮、鹿皮	同六萬枚
麝香	同三百斤	靑、黃、鹿茸	同一千斤

其他豹皮、熊皮等は不明

市場へ搬出に際しては山海稅皮張稅等として一定の稅捐を徵收せられる。（滿蒙全書第四卷工業皮革工業五〇二頁以下參照）

第十章　滿蒙に於ける畜産製造品

第一節　乳及乳製品

滿蒙に於ける乳及其製品は蒙古人に依つて製造せられ利用せらるる外、滿洲に於ては殆と之か生産並に消費せらるることかない。唯僅に關東州内及滿鐵附屬地に於ける日本人並に東支鐵道沿線の露國人に依つて使用せられるに過きない。以下主として蒙古に於ける乳及其製品に就いて記載することとする。



第一款　乳

乳汁の種類

乳汁の種類には牛乳を最も主要なる者とし、馬乳、緬羊乳及山羊乳等をも用ひられるか至つ

搾乳及乳の取扱

乳の用途

奶子茶



搾乳

て少い。

搾乳は夏期は朝夕二回 冬期は一回行ふ。搾取せられたものは單に冷所に放置し何等の手配も加へず、多く直ちに加工するを以て貯藏に對しては何等の方法を用ひず、從つて不潔物の混在するを免れない。

蒙古人は新鮮乳汁を乳用することは少い。これ搾乳法の不潔なると器具其他 不潔より不良細菌繁殖して下痢其他の病氣に罹る者あるに依つて自然其の利用を見さるに至つたものの如くである。多く奶子茶（スタイノチャイ）として用ふ。奶子茶は蒙古人の日常最も嗜好する處である。製法は甎茶を小刀又は斧にて削り又は石臼にて粉碎し二尺四、五寸位の徑の鐵鍋にて煮沸し約五升の熱湯中に二握内外を入れ煎出して之に少許の

鹽及牛乳約五合を加へ攪拌し圖の如き特種の茶器にて濾入して茶滓を除きて飲用す。時に一握の炒米子を入れ又は奶豆腐を浸して用ふるものもあるといふ。蒙古人は來客あれは直に之を造り喫茶す多く飲用するものは一日女子十餘碗男子は其二倍に及ぶといふ。

第二款　關東州及鐵道附屬地に於ける牛乳

關東州内に於ては搾乳營業者八、州外同十八、州内に於ける搾乳所の畜牛及從業員を地方別に表示すれは次の如くてある。（大正九年十二月末日現在）

地方別	牝牛 二歳以上	牝牛 二歳以下	牝牛 計	牡牛 二歳以上	牡牛 二歳以下	牡牛 計	合計	從業員數 日本人	從業員數 支那人	從業員數 計
旅順	五六	六	六二	二	二	四	六六	三	九	一二
大連	二〇五	六二	二六七	八	三	一一	二七八	一五	四四	五九
金州	一〇	一一	二一	一	—	一	二二	一	二	三
計	二七一	七九	三五〇	一一	五	一六	三六六	一九	五五	七四

又同年中に於ける搾乳牛延頭數、搾乳總量、販賣乳量、販賣金額及乳製品を各地方別に表示すれは次の如くである。

地方別	搾乳牛延頭數	搾乳總量	販賣乳量	販賣金額	乳製品バタ	金額
旅順	八、五三四	三三、三二八	二一、八九七	二三、一五〇	三五	六三
大連	四七、五四二	二〇四、二九二	一六五、三九五	一八一、三九三	二、二八〇	二、四三六
金州	八六	八六	一九一	二四八	—	—
計	五六、一六二	二三七、八七〇	一八七、四八三	二〇四、七九一	二、三一五	二、四九九

之れを各月間に於ける需要供給の關係に見るに

月次	搾乳牛延頭數	搾乳總量	販賣乳量	販賣金額
一月	四、四九七	一九、四六六	一四、〇六〇	一四、八二四
二月	四、三四八	一七、九八九	一三、八〇五	一五、三四五
三月	四、八四七	一九、一七七	一六、三一一	一七、八六〇
四月	二、六一七	一八、三八〇	一四、二六八	一五、八八二
五月	四、五七〇	一九、三八七	一四、九四二	一六、六六〇
六月	四、八一二	二〇、二二七	一五、三七六	一七、一一六
七月	五、三六七	二〇、五七六	一七、七一〇	一九、六〇八

八月	五、三八四	二一、八〇九	一六、七五一	一八、二一九
九月	五、三〇八	二一、七六五	一八、〇〇九	一八、一九七
十月	五、一四二	二〇、八四七	一五、二九七	一六、九〇四
十一月	四、六四一	一九、五二四	一五、一五五	一六、七〇七
十二月	四、六二九	一八、七二三	一五、七九九	一七、四六九
計	五六、一六二	二三七、八七〇	一八七、四八三	二〇四、七九一

一月より六月迄の増加率は比較的小なるも七月に入り急激に増加して九月に入り十月に於て急に減少せるは夏季に於ける需要の大なるを示したものと見ることか出來る。

乳製品は生産額少量にして未た廣く市場に上らない。

牛乳

次に州内及州外に於ける牛乳に關する統計を示せは次の如くである。（大正九年十二月末日現在）

地方		營業者數（年末）	乳牛 頭數	乳牛 延頭數	全乳 搾乳量	全乳 數量	全乳 價額	脫脂乳 數量	脫脂乳 價額	乳製品 原料乳量	乳製品 價額	價額總計
					石	石	円	石	円	石	円	円
州内	旅順	二	六六	八、三二四	三、三三六・八	二、八九・七	三二、一五〇	ー	ー	二・一五	八六	三二、二三六
	大連	一五	二七八	四七、五四二	二、〇四二・九三	一、六五三・九七	一八一、三九三	ー	ー	一五〇・二三	三、四三六	一八四、八二九
	金州	一	八六	二五〇	一・九一	二・八四	五九	ー	ー	ー	ー	五九

州	營口	一	一四	三、三九六	八三・五九	七八・七四	七、八七四	—	—	四・四七	二二五
	瓦房店	一	四	六五	二・四五	一・八三	一九二	—	—	—	—
	大石橋	一	八	八一六	二七・三七	二二・三六	一、九四四	—	—	—	—
	遼陽	一	一〇	一、三三九	四五・四	二九・七六	三、五六三	—	—	—	—
	鞍山	三	一九	一、九六三	九九・六二	一〇三・四〇	一一、四六八	—	—	—	—
	奉天	一	九八	一四、二一一	五六三・六二	四七九・九八	五二、七三四	—	—	七・六八	一二八
	撫順	一	一八	二、九四四	一〇一・三八	一〇三・〇〇	一一、九一七	—	—	—	—
	本溪湖	一	四	一、九一二	七九・六四	七四・六四	八、〇六五	—	—	—	—
外	鐵嶺	一	四	一、五二三	六一・〇八	五四・一九	五、九二四	—	—	—	—
	開原	一	一七	二、三〇〇	四〇・四五	三九・八〇	四、三五二	—	—	—	—
	長春	二	四一	七、四六六	三六〇・〇七	二七〇・六三	二八、一七三	—	—	—	—
	公主嶺	一	一一	一、六五〇	五三・一六	三六・二四	三、八九四	—	—	—	—
	四平街	一	一七	二、九二一	三三・二八	三三・二八	三、九〇一	—	—	—	—
	安東	二	四六	六、八一八	一九五・九六	一九四・七五	二三、〇二八	—	—	—	—
	計	一八	三一一	四九、三二三	一、七四七・〇七	一、五二一・六〇	一六六、〇三九	—	—	一二・四二	四四六
總計		二六	九三九	一〇五、六四八	四、一二五・一八	三、三九七・〇〇	三七〇、六三二	—	—	一五四・七三	三、九四五
大正八年		二六	六六二	九六、六八六	三、九三四・三六	三、二四四・六九	二三七、三一六	一・三〇	三九	四三五・八七	六、一八六
同七年		二五	六四九	八六、〇五四	三、四八〇・四三	二、九二五・六一	一七三、六六三	六・〇〇	四	三六三・三七	五、〇一五
同六年		二四	?	七四、四〇七	二、八五七・五八	二、四六七・一八	一三七、三五五	—	—	二六〇・六五	二、九三六
同五年		?	?	五六、四七七	二、二八四・六六	一、七九八・九一	八四、八六九	—	—	三八四・四三	二、九五三
同四年		?	?	四四、五一七	一、八六七・九三	一、五〇五・五二	七二、五八三	—	—	三六二・四〇	一、〇五〇
計		八	四二八	五六、三三六	二、三七八・二一	一、八七五・四〇	二〇四、六〇三	—	—	一五二・三一	三、四九九

州	營口	八、〇九九
	瓦房店	一九二
	大石橋	一、九四四
	遼陽	三、五六三
	鞍山	一一、四六八
	奉天	五二、八六二
	撫順	一一、九一七
	本溪湖	八、〇六五
外	鐵嶺	五、九二四
	開原	四、三五二
	長春	二八、一七三
	公主嶺	三、八九四
	四平街	三、九〇一
	安東	二三、〇二八
	計	一六六、四七五
總計		三七四、[illegible]
大正八年		二四三、五五一
同七年		一七八、七八〇
同六年		一三〇、二九一
同五年		八七、八二二
同四年		七三、六三三
計		二〇八、一〇二

乳製品の種類

第三款　乳製品の種類及成分

イ、乳製品の種類

種類			記載
蒙古名	支那名	日本名	
アイラック Airak.	酸奶子	酸乳	牛乳が乳酸醱酵の結果乾酪素の豆腐狀に凝固したるものに云ふ
タラク Tarak.	—	—	酸乳の一種にして冬期に造るものを云ふ
アールツチナ Arja.	—	—	酸乳の乳漿を除きたる凝固分に云ふ
ウオヂク Ojik	奶豆腐	蒙古乾酪	牛乳の乳酸醱酵により凝固せる乾酪素を採り乾燥固結せしめたるものに云ふ
ボチヤルガ Bochalga.	—	—	奶豆腐の軟き時握りつぶしたるものに云ふ
ウルム Urum.	奶皮子	乳皮	靜置せる牛乳の上層に浮べる脂肪分又は文火を以て煮たる際上昇せる脂肪分に對して云ふ多量の乾酪素を含めるは勿論なり地方によりトーフユーウルムと呼ふものあり
ハタスンウルム Hatasunurum.	乾奶皮子	—	ウルムの乾燥せるが如きものにして製造上の作業を少しく異にせり
シラトス Siratosu	黃油	蒙古牛酪	奶皮子に更に熱を加へて採取せる脂油に云ふ
チヤカントス Chakantos.	—	—	牛乳皮及羊乳皮を混合醱酵固結せしめたるものを云ふ
ホルヂ Horji.	奶酒	牛乳酒	牛乳を酒精醱酵をなさしめ蒸溜採取せるものを云ふ俗にスーネエレハと稱す(エレハ酒の總稱)
チーゴ Chigo.	—	馬乳酒	
スナイボゴルソツク Sunaibogorsok.	奶菓子	牛乳菓子	奶豆腐の軟き時に之に砂糖米料子粉臙、麥粉等を入れ練りてつくれるものを云ふ

乳製品の成分

ロ、乳製品の成分（化學科分折）

品名	水分	全窒素	乾酪素	脂油	糖分	灰分
乾馬皮子A	一、七〇五	一、五二七	九、七三〇	七八、五八七	八、六二二	一、三五六
同　B	一、三五九	一、八一五	一一、五六三	七七、九四九	七、五七三	一、五五六
同　C	二、九二〇	三、三七〇	二一、四六八	五七、八八四	一四、七六四	二、九六四
蒙古牛酪	〇、〇九五	〇、〇四一	〇、二六二	九六、六三一	二、九〇四	〇、一一八
蒙古乾酪A	五、四一三	八、六九九	五五、四一六	二五、五一〇	九、七六一	三、九〇〇
同　B	五、四二四	八、五七九	五四、六五二	二一、二〇三	一五、七四一	二、九八〇
同　C	六、四四四	九、五七三	六〇、九七九	一六、四四三	一三、〇九四	三、〇四〇
同　D	六、四三〇	九、九六七	六三、四八八	一五、九二六	一一、二三六	二、九二〇
チャカントス	七、二七八	八、二五四	五二、五七九	二二、五〇七	一一、二五六	六、三八〇

第四款　乳製品の製法、品質、形狀及用途

アイラック

イ、アイラック（酸乳）　搾取せる牛乳を壺中に貯藏し或期間之を放置し自然醱酵によつて乾酪素を凝固せしめ軟き豆腐樣となるを待ち凝固分及分離せる乳漿を共に飲用す。一種の嗜好的食料品にして酸味を帶び恰もヨグールトの如く之に少量の砂糖を加ふれは更に良好てある。製造にあたりては新鮮乳に豫め存せる少量の酸乳を加入すれは醱酵速てある。普通には酸乳製造の壺に次第に新鮮乳を添加して製造を爲しつつあり、四季を通して製造せらるるも比較的夏期

に多い。夏期にありては室温にて二日を以て醱酵完了し冬期は十日を要す。以後日を經ると共に酸敗の度か激しい醱酵は一般に室内にて何等の裝置を爲すことなく滿漢接近地方にありても炕上に置くことなし。之腐敗の虞あるからである。之を以て後に述ふる蒙古乾酪製造の材料となすものであつて普通には新鮮乳を用ゆるも時に乳皮又は乾奶皮子を取れる後の乳を以てすることかある。

ハタスンウルム　ロ、ハタスンウルム（乾奶皮子）通常晩夏より秋を越ね初冬に亙つて製造せられ夏期には製造をしないのを普通として居る。

先つ搾取せる新鮮乳を土鍋又鐵鍋に入れ文火を以て温め約攝氏六十度乃至七十度に至れる時杓子を以て掬ひ取りつつ何度となく高さ約一乃至二尺の所より落下せしむる時は牛乳は次第に泡を増し來り其の程度適度に至るを待つて作業を中止する。

通例牛乳五升に對し約二十分間を要す。かくして泡立てる牛乳を其儘火上に置き約二日間を經過し充分脂肪分の分離し浮き上かりたる後火より取卸し七乃至八時間冷却固結せしめる。

上層固結したるときは其層となれる部分を靜に取りて下面を内部に半月形に折り疊み、柳條製簾上に乘せ蔭干となし乾燥せしむ。製品は半月形の儘貯藏せらるるも又長方形の板狀に切ら

れて食卓に上ることもある。

生產量は生乳十斤に對し〇、三五乃至〇、四斤(乾燥終了せるもの)を得。品質は牛乳中の脂油に多少の蛋白質を含める餅樣のものにして新鮮なる牛乳より造られたるものなれは他の乳製品に比し芳しき香かあり、日本人の嗜好にも又適せる食料品てある。唯黴ひ易いのと長く貯藏に堪へさるの不便かある。使用は奶茶の時炒米子を食する時又は單に菓子の如く用ふ。

乾奶皮子を採取せる殘滓乳は(一種の脫脂乳)蒙古乾酪の材料とし又は酸乳となして飮用す。

尙製法の一法として先つ生乳より乳皮を取り之を煮沸して其の水分を蒸發せしめ、終に之を鍋又は他の容器に移して薄く展張せしめ冷却凝固せしむるものありと云ふ。

ハ、ウルム(乳皮)　牛酪の原料となるものであつて製造は夏期及秋期に行はる製法に二法あり。

第一法　生乳を鍋に入れ文火にて煮ること一乃至二時間にして火より取卸し上部に浮める乳皮を掬ひ取り貯藏するものかある。

第二法　新鮮乳を靜置して上層に浮める乳皮を掬ひ取り之を反覆すること兩三回にして乳中に含有せる脂油に富る部分を分離採集す。但しウヅムチン地方は此掬ひ取りの操作を一回行ふ

のみ、作業には攝氏十五度以上二十度を適度とすへきも一定しない。之に要する時間は夏期は十二時間にして秋期は二十四時間てある。ウズムチン地方にては特に此乳皮をヂョホと呼ふ。生産量は一定しないか生乳の二〇—二五%量にして生乳脂油の約七五%を採取し得。貯藏は單に桶又は甕に入れ又は綿布袋に入れて攝氏十五度以上二十五度の温度に於て乳酸醱酵を爲さしむ。甕又は布袋に容るる量は不定てあるか一般に乳牛十五乃至二十頭の生乳より製せらるる。乳皮六、七日分を貯藏し(三十餘斤)牛酪製造に移る。本品は牛酪製造の原料となすの外奶子茶に賞用せらる。

シラトス

二、シラトス(蒙古牛酪) 蒙古牛酪は夏期より秋期に亙り製造せられる。其方法は醱酵せる乳皮を鍋に入れ火にて煮攪拌し黄色を帶ひたる乳脂を浮き上らしめ、上部の淸澄したる時火より取卸し暫時放置し澄したる乳脂を甕又は他の器に取り冷却固結せしめる。

以上は製造の要略にして原料の乳皮は前述せるか如く一日分ならす大抵數日間に跨り採取貯藏せるものなるを以て、適度の乳酸醱酵をなし脂油分離容易なる狀態にある。

乳皮に熱を加ふるに當つては文火を以てするあり、又急に火力を加へて分離を盛ならしむるものあり一定しない。但し此の際木棒を以て攪拌し脂油分離を容易ならしむる作業は何れの法

に於ても之を行ふものである。文火を以て煮るものにあつては乳皮を約數時間時々攪拌しつつ煮て乳脂を徐々に分離せしむるものである。


蒙古牛酪（包裝羊小腸）

強火を以てする方法は乳皮を適宜の鍋又は桶に移し一斗五升乃至二斗の乳皮に對し冷水三乃至四升を加へよく攪拌したる後、上部に浮めるクリームを手にて掬ひ取り鍋に入れ初めは強き火を加へて煮沸しよく攪拌をなしたる後（約二十分）極めて弱き火となし、約五時間を經て之を取り卸し上部に浮んだ乳脂を採集する。

普通製造に支那大鍋を用ゆれば上部に浮む乳脂は約三寸厚みにして、生産量は三十斤の生乳

より〇・八乃至一斤の牛酪を生す。

貯藏法は乳脂未た凝固せさるに當り反轉せる羊の腸又は羊の胃に塡充し、又は小甕中に密藏す。

之蒙古牛酪と稱するものにして製造の粗雜なる結果白蛋質及糖分の含量多く且熱度を加へて分離作業を爲したる結果、含水量少なきに失し融解度低くして組織常に油脂狀を爲し香味臭變し易き缺點がある。

使用は奶子茶に入れて用ゐ炒米子と共に湯に入れて食し、又は蒙古乾酪又は各種の煮物に用ふ。別に喇嘛廟に於ける燈火用としても用ゐらる。製造の際下層に殘れ乳漿は犬の飼料として用ひられ又は棄捨せられる。

ウォデク（蒙古乾酪）

ホ、ウォデク（蒙古乾酪） 俗に蒙古乾酪と稱するものにして支那人は呼んて奶豆腐と云ふ。製造は多く夏期に行はれ、秋期は製造減し冬期には行はれさるを一般とす。之牛乳の不足と醱酵又は乾燥の如何による故てある。

製法は全乳を以てするものと乳皮採集後の脫脂乳と稱すへきものを用ゆるものとあり、先つ牛乳を器中に入れ、自爲的に乳酸醱酵を爲さしむ。夏時にありては二日にして醱酵の結果乾酪

素は凝固を來し前述の酸乳となる。若し醱酵遲き時は前以て造れる。酸乳を加ふることかある此の際最下層にあるものをコスムと稱し上層にある乳漿は粥に混して食するを普通とす。(ウズムチン地方)斯くして乾酪素凝固をなすを待ち柳技を以て作れる上け籠を以て凝固分を掬ひ上け鍋(土鍋又は鐵鍋)中に入れ文火を以て徐々に煮て水分を蒸發せしめ粘調の度に至りし後之を木箱の下部に小孔を有せるものに塡充し、上部より普通の板又は花型を有せる板又は文字を顯はせる板を乘せ壓迫して一日餘を置き水分を去らしめ、後之を取り出して日光にて乾燥し一程度に固結するを待ち箱詰となし、又は棚上に置くか又は繩を以て聯結し家屋內



蒙古乾酪(奶豆腐アルコトケン王府)

大サ(長サ七寸、巾三寸五分、厚サ七分)

に追乾燥を爲さしむ。固結せしむる際用ゆる箱は形狀種々にして板狀を爲すものあり方形を爲すものあり、一般には内側にて長六寸、幅三寸五分、厚さ七分又は長さ四寸、幅一寸厚さ五分又は長さ四寸、幅三寸五分、厚さ三寸五分等のものありて一定しない。

生產量は全乳十斤より新鮮のもの〇•七乃至〇•八斤、乾燥せるもの〇•五乃至〇•六斤、乳皮採取後の脫脂乳十斤より〇•四斤を產す。

更に他の一法としてウズムチン地方に行はるるものは新鮮乳二升に對し酸乳約一合五勺の比に加へたるものを何等醱酵等の操作をなすことなく直に鍋に入れ熱を加へて數回に上層に浮める水分を掬ひ取り濃厚となるに及び前同樣の作業を繰返して乾酪となす。要領に於ては何れも同一てあるか多少簡便てある。

又凝固乾酪素を一定度に煮詰めたるとき木箱に入るることなく握り固め、又は手を以て摑みて水分を切り碎狀となしたる儘乾燥したるものを特にボチヤルガと稱し用ゆる地方かある。

以上の如くして造れる蒙古乾酪中全乳を以て造れるものは多少良好なる味を有するも、一般に乾酪の如き風味なく固くして一種の臭みと澁味を有し不味なるものなり、殊に其の最も缺點とする所は製造に當り熱を加へて蒸發を爲すを以て酸乳中の乳酸菌は總て死亡し、從て追醱酵

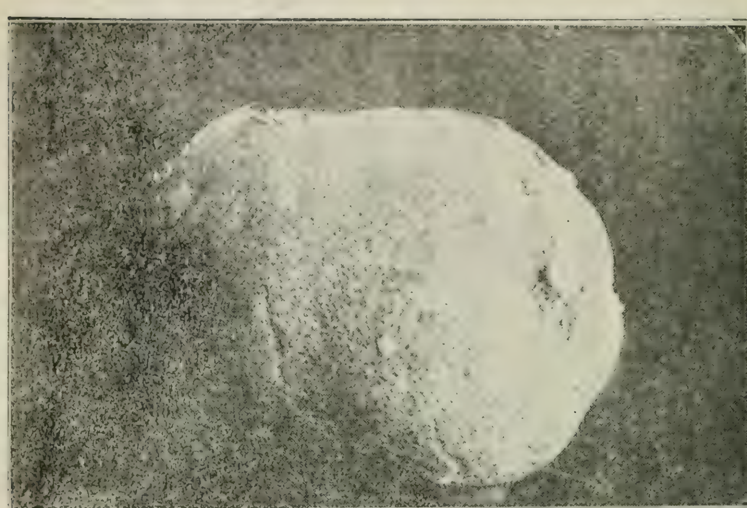
に因て生すへき風味の皆無なるにあり、倘一方には日を經ると共に追に乾燥の度を增し水分缺乏し甚しく硬固となるにあり、未た軟きものは其の儘食するも乾燥して固きものは炒りて食し、又は炒米子と共に湯に入れて用ひ、又は奶子茶を以て柔軟となして食す。

旅行又は狩獵に當りては量少なくして然も滋養分に富むを以て蒙古食料中蓋し携帶簡量として良好なるものの如し。

チヤカントス

へ、チヤカントス　緬羊乳を約攝氏六十度にて煑浮へる乳皮を次第に採集し、浮へは更に取り之を八分に同樣にして造れる牛乳々皮二分を交互に加へ攪拌し、少時間を經たる後木綿袋に入れ包内に吊し上部には塵を避くる爲布又は板片を以て之を蒙ひ、斯くして水分を次第に滴下せしめ、更に翌日又同樣にして造れる乳皮を添加す。斯くの如く每日同一作業を繰返し十四、五日に至れは（夏期）醱酵は盛となり、二十日にして醱酵の終點に達し且つ固結し始む。此を羊の胃の反轉せるものの內に納め貯藏す。製造は主として夏に行はれ秋に亙ることあり冬期は之を行ふことかない。

乳皮を採取せる後の脫脂乳は飲用に供し、乳皮を布袋に入れ醱酵中滴下せる汁は之を用ひない。



チヤカントス（包裝羊胃）

味恰も乾酪の如くにして多少の酸味と香味を有し蒙古乾酪に比すれは遙に良好てある。醱酵の中途にあるものは食用となすも不味てあるといふ。

本品は冬期用の食料にして茶と共に食し、又狩獵旅行等に携帶餉糧として賞用せられる。

其の製造は興安嶺以北即錫林郭爾盟地方に限らるるか如く之れ他地方の羊乳搾取を爲さざるによるも一は羊の頭數烏珠穆沁地方の如く多からざると他の食料品の有無に關係するか如し。他の蒙古地方にては特に購入して用ゆるものあるも多少高貴なるを以て一般には使用されない。

ト、ホルチ（牛乳酒）　エレハとは酒の總稱にして牛乳より釀造せるものを特にホルチと稱し馬乳よりせるものをチゴと云ふ。

醸造多く夏期に於て行はれ冬期に爲すものは甚た稀である。

原料は嘗に新鮮乳を以てするのみならす乳皮を製せる際の脱脂乳乃至は蒙古乾酪製造後の乳漿をも用ゆ。但し長時間の乳酸醱酵を爲せる後の乳漿にありては用ゆることはない。

製造は醱酵及蒸溜に分る。今醸造の大要を述んに醱酵は普通甕中に牛乳を入れ密閉せる後冬期は炕上（滿漢接續地方）に、又は温所に置き夏期は何れと定むることなく陰所に置き醱酵をなさしむ。但し温度攝氏十五度より二十五度を適度とし、二十五度以上に昇る時は酸敗するを以て注意するを要す。通例約五升の已に醱酵せる乳を基とし之に二日目より毎日半樽（約二升五合）の乳を添加し朝夕二回宛攪拌を爲す。約五日を經て盛に醱酵發泡するを待ち之を鍋に入れ蒸溜を爲す通常上述の量（一斗五升）を以て一鍋分としてゐる。

多量に醸造を爲す時にあつては原醱酵乳量を多くし後毎日添加する牛乳を多くし、又は添加日數を延長する普通は牛乳約五百斤入の甕（七鍋分）に原醱酵乳五升を入れ、之に毎日牛乳約五六升を添加し、攪拌其他の操作は前同様に之を行ひ約十五日に至つて完全に醱酵し盛に發泡するを待ち之を蒸溜する。

蒸溜には簡單なる蒸溜器を用ゆ（圖參照）、器は蒸發鍋冷却鍋密閉桶及牛乳酒受器よりなる。

蒸溜は醱酵乳を蒸發鍋に入れ各器の間隙を羊毛を以て密閉し、更に黄土を以て綿密に裝塡し冷却鍋に冷水を入れ後餘り强からさる火を以て次第に蒸溜を開始するものとす。此際牛乳酒受器は稍上部に吊すを可とし、下部の蒸發鍋に近き時は往々牛乳酒に苦味を生すと云はる。蒸溜中



冷却鍋の水は時々攪拌又は交換するを要するは燒酒釀造に於けると同一である。生産量は約十二斤の乳より一斤を得るを普通とす、卽ち牛乳一斗五升より約五斤の酒量を得。

斯くして製せられたる牛乳酒は無色透明に近く稍焦臭き一種の臭及味を有し酒精分は約一〇%を上下するか如し。飲みて尿を催すこと麥酒と同様てある。

製産品少きを以て常時用ひられす多くは冠婚葬祭又は年頭に當りて用ひらるるのみ。蓋し原

始的の酒精飲料たるを免ない。

チ、スーテイボゴルソック（牛乳菓子）　蒙古乾酪の未た固結を始めさる時又は酸乳の水分を蒸發して粘稠となれる時之に砂糖を加へて練壓し、又は蕎麥粉（香煎）、炒米子粉等を加へて練り恰も落雁を製するか如く種々の木型に入れ或は花型を顯し、或ば方形長方形等に仕上く。時に酸敗又は臭變をなせるものあるもさして不味なるものてはない。普通蒙古人の贈答品として使用せられる。

第五款　東部内蒙古に於ける乳製品の經濟

イ、生産の狀況　東部内蒙古に於ける乳製品中羊乳より製造せらるるものに至つては甚た少なきを以て之を省き、牛乳生産について之を見るに現在東部内蒙古に於ける牛畜頭數は大約百四十萬頭にして泌乳に關する狀況は別表の如し。

飼養者別	飼養總頭數	飼養頭數中搾乳適齡頭數 率	飼養頭數中搾乳適齡頭數 頭數	搾乳適齡頭數中實際泌乳頭數 率	搾乳適齡頭數中實際泌乳頭數 頭數	一頭宛年搾乳量	全搾乳量	腐敗其他損失率	實際消費量石
支那人	四〇,〇〇〇	—%	—	—%	—	—石	—石	—%	—
蒙古人	一,三六〇,〇〇〇	(2) 三七	四〇〇,〇〇〇	(3) 六〇—七〇	二五〇,〇〇〇	一.五六	三九〇,〇〇〇	一〇	三五一,〇〇〇

備考　(1)支那人飼養にかゝるものは搾乳せず　(2)四歳以上牝牛及三歳牝牛の一部　(3)犢生産率

今此の生乳三十五萬石の使用途につきて其の概略を見んに

使用別	用量比率	實用量	備考
生乳及乳皮	一三	四五、五〇〇	乳皮は牛酪原料に非らざるもの
酸乳	三	一〇、五〇〇	
乾奶子	一二	四二、〇〇〇	
蒙古牛酪	三二	一一二、〇〇〇	
蒙古乾酪	三二	二二、〇〇〇	外に脱脂乳より作製せらるゝもの
牛乳酒	三	一〇、五〇〇	
糅皮用其他	五	一七、五〇〇	外に脱脂乳の一部を用ゆ
計	一〇〇	三五〇、〇〇〇	

生産の分布は之を地方別に見る時は牛畜頭數の多き興安嶺山系地方に多く時期別よりせは搾乳量の多き夏期に多い。

ロ、生産量及價額

種別	使用乳量	牛乳一石より生産すへき製品量	全生産量	單價	金額
生乳及乳皮	四五、五〇〇石	—斤	—斤	三、〇〇〇円	一三六、五〇〇、〇〇〇円

	石	斤	斤	円	円
酸乳	一〇、五〇〇	—	—	三、〇〇〇	三一、五〇〇、〇〇〇
乾奶皮子	四二、〇〇〇	一五	六三〇、〇〇〇	二五〇	一五七、五〇〇、〇〇〇
蒙古牛酪	一一二、〇〇〇	一一	一、二三二、〇〇〇	二二〇	二七一、〇四〇、〇〇〇
蒙古乾酪	一一二、〇〇〇	二二	二、四六四、〇〇〇	一二〇	二九五、六八〇、〇〇〇
脫脂乳より製造せる蒙古乾酪	(1) 八〇、〇〇〇	一五	一、二〇〇、〇〇〇	九〇	一〇八、〇〇〇、〇〇〇
牛乳酒	一〇、五〇〇	三三	三四六、五〇〇	一〇〇	三四、六五〇、〇〇〇
鞣皮用其他	一七、五〇〇	—	—	三、〇〇〇	五二、五〇〇、〇〇〇
計	—	—	—	—	一、〇八七、三七〇、〇〇〇

備考　(1)乾奶皮子及乳皮採取後脫脂乳十一萬五千石(脫脂乳生産率七五%)の七〇%を原料とす

各乳製品の價額は實際取引市場に上るもの少なく、從て一定標準價額なきも各地のものを參照して定めた。牛乳價に至つては何等取引なきを以て全く無標準なるも各乳製品價額より算定をなすときは一石弱三圓十五錢となり其一割を製造費に當つるものとすれば一石の純價額二圓八十五錢となる。茲には假に金三圓を以て牛乳一石の價額と定めたり。因に各市場に於ける乳製品價額を擧くるに(一支斤小洋錢建)

種別	洮南	鄭家屯	開魯	多倫諾爾	博王府
乾奶皮子	五〇仙	—仙	—仙	三〇仙	五〇仙

蒙古牛酪	三五	四〇	五〇	四五	四〇
蒙古乾酪	二〇	—	—	一〇	二〇

其の他脱脂乳の一小部分又は羊乳馬乳等あるも、少量なるを以て茲には其の計算を省略せり。

八、消費の狀況　以上の如くして生産せられたるものは其一小部分賣買せらるることあるも多くは自家消費乃至は小部分の贈答品として使用せられ、其の蒙古市場に顯はるるものは蒙古人自身の搬出に係るものは蓋し僅少にして多くは出撥子又は蒙古地居住の支那商人の手により物々交換の結果として現出するものであつて、厨子用の蒙古牛酪の外は支那人の嗜好に適するものなきを以て顯はるるとするも、其の量は甚た僅少なるものである。或場合此等支那商人の自身消費するもの取引の主なる部分を占むるやも計られさるの狀況にあり、今蒙古人消費の狀況を表示せんに

種別	總量	市場取引量		蒙古人の消費量		蒙古人一人當消費量	備考
		率	量	率	量		
生乳及乳皮	四五、〇〇〇	—%	—石	一〇〇%	四五、〇〇〇石	〇、〇六四	東部内蒙古人人口七十萬人

酸乳	一〇、五〇〇	—%	—	一〇〇%	一〇、五〇〇石	〇、〇一五
乾奶皮子	六三〇、〇〇〇	五	三一、五〇〇斤	九五	五九八、五〇〇斤	〇、八五五
蒙古牛酪	一、二三二、〇〇〇	六	七三、九二〇	九四	一、一五八、〇八〇	一、六五四
蒙古乾酪	三、六六四、〇〇〇	四	一四六、五六〇	九六	三、五一七、四四〇	五、〇三五
牛乳酒	三四六、五〇〇	—	—	一〇〇	三四六、五〇〇	〇、四九五

第六款　乳製品に對する批判

以上記載せる所によつて蒙古に於ける乳製品に對する批判を降せは左の如くである。

一、技術

1, 製造を清潔になすへきこと

2, 細菌の利用を完全にすへきこと

3, 製造時の温度を調節すへきこと

4, 乳布製造に當りては脫脂率を高め牛酪分離作業に熱度を用ひさること

5, 乾酪の追熱法を講すへきこと

6, 貯藏法を改良すへきこと

二、經濟

1, 現在にありては蒙古製乳品の生産は彼等の消費を充たすのみ、故に此を貿易品となすには搾乳量の増加を計りて生産量を増すか、又は彼等の消費に代ゆへき代用品の輸入を要す

2, 貿易品としては蒙古牛酪價値を有するのみ其他は日本人の嗜好に適せす

3, 現在蒙古乳製品の價額は廉價にして貿易をなして有利なり

4, 貿易方法の考究を要す

5, 製酪組合(殊に牛酪に對し)を起し製酪上の統一を計るを要す

以上第三款乃至第六款は主として本社農事試驗場畜産科の調査に據る。

右の他哈爾賓を中心とする北滿地方に於て露人の使用する乳製品、バター、チーズ等近代式製造工業あるも其數量少く工業としては將來に俟つへき者てある。

第二節　肉及肉製品

第一款　肉

肉の用途　滿蒙に於て獸肉は廣く一般に食用として重せらるるも慣習上或は宗教上より各種類に依つて

忌禁するものがある。一般に滿洲に於ては豚肉を重用し慣習上牛肉を用ひない。鷄肉、鷄卵又廣く用ひらる。之に反し囘々敎徒は豚を用ひず羊肉、牛肉を用ふ。蒙古に於ては羊肉を主とし牛肉之に亞き豚肉は少い。馬、騾、驢等の肉に至つては僅に下級土民の食用となり地方に依つて食用を禁するものもある。四季を通し夏は羊、豚等の小動物の肉を食し、冬季は羊豚の外牛等の如き大動物を用ふ。これ大動物は消費腐敗し易き點にあるものの如くである。

右は左表の如く關東州內に於ける各月別屠畜步合に見るも推定するに難くない。

屠畜頭數及筋肉量月次表

（大正九年中）

種別 月次	牛 頭數	牛 筋肉量	馬 頭數	馬 筋肉量	騾 頭數	騾 筋肉量	驢 頭數	驢 筋肉量	羊 頭數	羊 筋肉量	山羊 頭數	山羊 筋肉量	豚 頭數	豚 筋肉量
一月	八一〇	三二、七二九	二二	七五五	五一	一、七一七	二五〇	三、五六六	二五	二八	二六	九九四	一八、七五六	四一、四一一
二月	七一三	二五、〇三三	一六	六〇六	三九	一、三三四	一三六	一、八四九	一〇	四八	六六	二七四	三五、六八七	九六、二〇二
三月	五九四	二三、〇三四	二〇	六〇一	三五	七四一	九八	一、三二二	六	二九	一一四	四一五	二八、八九〇	四五、三三九
四月	三八一	一三、八六六	一三	三九九	一九	五七四	三一	四〇〇	九	二九	九九	三九三	二三、九九三	三八、六六四
五月	三四七	一五、七六九	一五	四七三	一九	四六六	二三	二八五	四	一九	一〇三	四一五	二二、七八四	四一、八〇五
六月	三三三	一五、七三二	一三	四六五	一六	四九四	一三	一九一	四	二六	三三一	一、三三三	三三、七〇五	五八、〇六三

七月	三九三	一九、一六三	五	一六九	二	三五七	六	九五	一二五	九〇九	九四五	三、七一八	二、九四五	四三、六九五
八月	四二〇	一九、二三九	八	二七九	一七	四九二	二一	三一九	九七	三七八	九八五	三、八八六	三、一三八	四七、一八三
九月	八二五	二九、六二〇	一九	五八六	三四	九一七	二五〇	三、四五二	二〇	八六	四八九	二、〇〇五	三、八六六	六一、一五四
十月	一、一〇七	三五、〇四二	一四	四三九	二四	六〇四	二五一	三、三九八	三三	一三九	三三三	一、二四七	三、一八六	四七、六三七
十一月	一、二五八	三九、六四三	二二	六八二	二二	六三〇	二三九	三、一六一	四[illegible]	一八六	二二二	九六九	三、二五五	五〇、〇二八
十二月	一、二〇七	三三、九九八	二〇	六六五	三九	一、〇八〇	二八六	三、四六八	三九	一五四	一三八	八九四	三、七三八	五六、七〇六
計	八、四〇〇	二八九、八七六	一八三	六、一一九	三一一	九、一九六	一、五九二	二一、三六六	四一四	一、七四一	四、一三三	一六、五四〇	四〇、五四〇	六二五、七五九

滿洲は於て其農民一人當の獸肉消費量に就いて調査せるに平均十八斤餘となり、東三省人口を千六百萬とすれは（成人同等價に換算）、此消費量は約二億九千九百三十九萬斤となり、之を豚に換算すれは豚一頭の生體量を平均百五十斤とし、屠體量を七五％とすれは百十二斤の豚肉か得られる。之に依つて滿洲に於ける所要豚肉用頭數を算出すれは、年二百六十六萬頭に上る。

蒙古に於ては其消費量を詳にせさるも一人當は滿洲人よりも、更に大なるものあるを察するに難くない。

精肉步合

精肉步合は大小良否に依つて差あるべきは勿論なれとも牛は多きは四〇％少きも三〇％にし

て平均三五%内外である。故に六、七百斤の生牛より二百斤乃至二百五十斤の精肉を得る。精肉一斤の價は一角五分乃至二角である。豚は其精肉歩合約七〇%乃至八〇%にして精肉一斤の價は一角五分内外である。左に一、二例として鄭家屯に於ける大正六年中の鍋房及肉舖に於ける各種の平均一頭精肉を擧ぐれは次の如くである。

	屠殺頭數	同上精肉	平均一頭精肉
牛	一、八〇〇頭	二八八、〇〇〇斤	一六〇斤
馬	四〇〇	四八、〇〇〇	一二〇
騾	一〇〇	一二、〇〇〇	一二〇
驢	二〇〇	一二、〇〇〇	六〇
狗	五〇〇	一〇、〇〇〇	二〇
豚	一五、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	八〇
羊	八、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	三〇

長春に調査せるものを見るに牛四六%、馬三七%、羊六四%、豚六四%の精肉歩合を示してゐる。

又鄭家屯鍋房竝に肉舗に於ける精肉相場は左の如くである。

種別	價格（百斤に付）夏	冬	一頭に付税捐	同捺印料
牛肉	元 二二・〇	元 一六・〇	元 三・五	元 一・七
馬肉	一〇・〇	一〇・〇	二・〇	一・六
騾肉	一〇・〇	一〇・〇	二・〇	一・六
驢肉	一二・〇	一五・〇	二・〇	〇・三
狗肉	一〇・〇	二〇・〇	〇・三	〇・二
豚肉	二〇・〇	二四・〇	一・〇	〇・五
羊肉	一五・〇	二〇・〇	〇・五	〇・三

右税率としては縣公署に納入し捺印料は税捐局に納入す外に鍋房に於ける牛一頭を屠殺するに老師刀錢と稱し小洋六毛を課す

鐵嶺に於ける肉價を擧くれは左の如くである。

期間＼種類	牛肉	馬肉	羊肉	豚肉
夏期	系 二・〇—二・五	二・〇—一・五	二・五	二・〇—一・八
冬期	一・八—二・〇	一・〇—一・五	二・五	一・八—一・六

第二款　肉製品

滿蒙に於ける肉製品として擧くへきもの少く、鐵嶺に於ける滿洲畜產株式會社及營口に於ける滿蒙牛の鑵詰其他普蘭店に於てハム、ベーコン等の加工業ある外、哈爾賓鷄鴨公司（濱口物產英商出口有限公司）に於ける牛肉加工品等を數ふるに過きす、然れ共蒙古牛の鑵詰としての價値の認めらるると共に隆盛に赴くへきも現狀としては特記すへきものかない。乳製品と共に將來の事業と稱すへきてある。

第三款　蒙古牛と山東牛との比較

蒙古牛と山東牛とは何れも我國に輸出せられ、山東牛は蒙古牛に相拮抗して市場に出するを以つて之か比較を掲くれは次の如くてある。

	蒙古牛	山東牛
形態	體軀一般に大ならす外觀前廣後狹楔形を爲し有角の相貌てある	體軀優大外觀長方形にして殊に鬐甲著しく高し
角	槪して長大上向前向のもの多く角質堅韌尖端銳く光澤あつ稀に無角を見る	槪れ横向にて短く角質脆弱尖端鈍圓極めて威力に同し
外皮	被毛長く粗剛にして光澤に乏しく毛並不整にして皮質不良	被毛短くして毛並よく光澤あり皮質良好

蹄	高蹄多く角質堅くして蹄形少なるもの多し	低蹄多く角質粗にして而も蹄形大なり
肉質	脂肪の沈積甚だ少く最も多きものと雖山東牛の脂脂沈積最も尠なきものに劣る。皮下脂肪にして凡て帶黃色のものゝみなり。筋肉間の脂肪は殊に尠くロース等に於て多少の霜降り飛白を見るも到底山東牛肉の大理石狀の燦たるに比較し難い	斷面纖維緻密にして脂肪の沈積甚だ多く皮下脂肪に於ても殆ど腎臟脂肪に等しく白色にして光澤を有するもの全身皮下に厚く沈積す殊に背部に於て厚くロースの如きは筋肉間に所謂大理石狀霜防りに沈積するの外尙肉股の筋肉間にも大理石狀の横紋をなして沈積せるものあるを見る

生體量と技肉量との關係

產地	生體量	肢肉	骨	精肉	缺損	記載
內地牛	一〇〇%	四八、七三一	八、七五一	三九、二二三	〇、六九八	大正四年宇品陸軍糧秣支廠に於て試驗せるもの
山東牛	一〇〇	五一、〇〇九	九、三六六	三九、三八六	一、二六五	（同上）
滿蒙牛	一〇〇	五一、一七	八、一七	四一、二七	一、〇三	大正九年陸軍鐵嶺支庫にて四—一〇歲の劊牛三一頭牝牛三頭平均せるもの

右に依り大體蒙古牛と山東牛との比較をなし得へきも山東牛は蒙古牛に比して脂肪の沈積多く食味よろしく生肉の調理に適するに反し、蒙古牛は鑵詰用として利用するに適す。皮質に於

ては山東牛は蒙古牛に優り總して現在に於ては蒙古牛は山東牛に劣るものといはねはならぬ。然れ共山東牛と雖厚產地たる河南、湖北等を出る時は必しも現山東牛の如くあらさるも途中山東に出る間農家に飼養せられ自然肥膓せらるゝ處となり、かくの如き優良牛を產出するに至る故に蒙古牛に於ても二、三月間屠殺前に肥膓法を行はは必しも山東牛に遜色あるものではない現に青島冷藏株式會社天津工場に於て蒙古牛を購入するに當り、豫め張家口其他に於て高粱酒粕等に依り肥膓を行ひたる上屠殺するを以て其成績見る可きものかある。

第三節　毛及毛製品

第一款　羊毛

產額及產地　滿蒙に於ける羊毛の產額に就ても確數を擧ぐることは困難なれど滿蒙產業誌に據れば(大正五年調査)

奉天省	二四九、二八五斤
吉林省	九、八七八
黑龍江省	七五八、四一〇

計　　一、〇一七、五七三

蒙古地方に於ける産額に就ては滿蒙經濟事情第二十三號(關東廳大正七年調査)に據れば次の如くである。

一、赤峰を背後地とするもの

産地	綿羊毛 春毛	綿羊毛 秋毛	山羊絨	摘要
烏丹城	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一部は張家口に移出せらる
經棚	五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
林西	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
土城子	八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
廣德公	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
大廟	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
圍場	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
公爺府	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
小河沿	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	

錐子山	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	
小哈拉道口	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
（黑水）	（二〇、〇〇〇）	（一〇、〇〇〇）	（七、〇〇〇）	直に南下するを常とす
合計	一、五七〇、〇〇〇	五八〇、〇〇〇	二三七、〇〇〇	
總計	二百三十七萬七千斤			

二、錦州を背後地とするもの

產地	產額	衡器	錦州著目減承認	摘要
朝陽	二〇〇、〇〇〇斤	一八兩	九七	品質良好天津直送多し
建平	四〇、〇〇〇	一六	九七	品質劣る
赤峰	二、〇〇〇、〇〇〇	一八	九七	（赤峰の項參照）
平房子	二〇、〇〇〇	一八	九七	品質良好、細毛にして彈力光澤に富む
魁德索	一五、〇〇〇	一六	九七	同
硃碌科	二〇、〇〇〇	一八	九七	同
新立屯	三〇、〇〇〇	一八	九七	同

清河門	六〇、〇〇〇	未詳	九七	稍粗虹螺峴物に亞く
義州	六〇、〇〇〇	未詳	九七	同
錦西	三〇、〇〇〇	一八	九八	品質良好纖維細し
廣寧	三〇、〇〇〇	一八	九五	黄色を呈し品質稍劣る
虹螺峴	二〇、〇〇〇	一八	九八	品質良好 纖維細し
錦州	一〇〇、〇〇〇	一八	一〇〇	
內譯 大齊屯	三〇、〇〇〇 良好		松山杏山	一〇、〇〇〇 不良
內譯 齊大嶺	二〇、〇〇〇 同		北屯一帶	五、〇〇〇 不良
內譯 石山站	二〇、〇〇〇 不良		其他	一五、〇〇〇 良好
羊山、二十家子 六家子、西宮營子	五〇、〇〇〇	一八	九七	品質良好
八溝	三〇、〇〇〇	未詳	未詳	稍可、錦州に來らさることあり
塔子溝	三〇、〇〇〇	同	同	同
新民屯	二〇、〇〇〇	同	同	義州物に亞く
下窪	一〇〇、〇〇〇	同	同	同

小庫倫	四〇、〇〇〇	未詳	未詳	赤峰物に類す
黑水	二〇、〇〇〇	同	同	義州物に類す
合計	二、九一五、〇〇〇	同	同	

三、鄭家屯及洮南の背後地に於けるもの（大正八年度）

鄭家屯	二五〇、〇〇〇斤
洮南	三〇〇、〇〇〇
通遼縣	一〇〇、〇〇〇
合計	六五〇、〇〇〇

四、張家口の背後地（外蒙庫倫方面）　三、〇〇〇、〇〇〇斤

之に依つて察するに滿蒙に於ける羊毛の產額は約八百萬斤と見るを得べく、即ち東三省百萬斤、內蒙古百萬斤、外蒙古三百萬斤にして全支那產額四千五百萬斤の一割八分に過ぎない。

第二款　羊毛の種類及品質

羊毛の種類

一、種類　棉羊毛の種類は其採取期に依つて次の二種となす。

（イ）、春毛　春季清明節（三月下旬）より穀雨節（四月下旬）に至る間に剪毛する者であつて冬



緬羊の別毛

季發生したるものに係り濃厚密生し、纖維細長死毛少く多量の絨毛を有し、春秋毛の割合は七と三てある。一頭の春毛は平均二斤乃至二斤半を得。一名套毛ともいふ。絨氈、毛布等の原料となる。

(ロ)、秋毛　即ち夏季發生に係るものにして白露秋分の候より剪取するものにして纖維短く多く毛氈の原料となる。一頭の産毛は約一斤乃至一斤半である。

北滿海拉爾方面に出廻るものにては春、秋の區別なく年一回採毛するに過ぎない。

採取の方法に依つて次の四種に分つ。

(イ)、剪毛　緬羊の毛を剪取したもので春毛と秋毛とがある。

(ロ)、洗毛　羊體を一回洗滌し糞便砂礫等の汚穢

物を取り去りたる淨毛を云ふ。

(ハ)、抓毛(玉毛)　淸明節前後に於て套毛剪取以前抓子(鐵製熊手樣のもの)を以て羊體より抓き取つた儘の毛と脫毛とを混じたものであつて、雜物土砂の混入多く品質又套毛に比して纖維粗大にして短く且つ死毛多く縮れ少い。

(ニ)、拔毛　屠殺羊皮を硝鞣する以前に長き毛を抓き取りたるものにして光澤彈力等に於て著しく劣るも雜物の混入少い皮抓毛或は水抓毛とも稱せられる。

山羊毛の種類

山羊毛は羊絨と山羊毛とに分つ、羊絨とは山羊冬期に生ぜる棉毛を云ひ鐵製の把子にて四、五月頃梳きとりしものにて纖細强靱光澤を有するも粗毛を混ずるを缺點とする。山羊毛とは羊絨を梳き去りたる後に殘れる粗毛のみを剪毛したものであつて、質粗剛にして製絨上の價値殆どない。

品質

二、品質　羊毛の品質左の各項によりて優劣を定めることが出來る。

(イ)、色合　色白を最も良しとし(山羊毛は元來著色せるに依り固有色の最も冴ねたるを以つて良しとする)尤も原產地に於ては土質の關係上著色を蒙れないがこは洗毛後判然とする。

(ロ)、粗細　背部、腹部、頭部、脚部等各纖維の粗細程度と混入割合に依つて品位を定める。

(ハ、)長短

(ニ、)脂肪の多少

(ホ、)土砂　支那商人は羊毛の斤量を増加せしめ産地名を誤魔化す爲めに土砂を混ず、其多少は又品位に關係を有す。一方此の土砂は又産地を知るの手段ともなる。

次に滿洲竝に內外蒙古産羊毛の品質を見るに

1, 錦州套毛　錦州一帶及赤峯、多倫諾爾等に産出するものにして所謂內蒙古より錦州市場に出廻るものを言ふ。纖維弱く死毛の混入多く附著脂肪分多きを普通とし、土砂の混合最も多き缺點がある。殊に天津市場へ送らるゝ荷物には少くとも一割多きは三割の土砂を混入する惡習慣ありといふ。殊に赤峰産(哈𠺕毛)最劣等にして錦州産は良好である。

2, 庫倫套毛　外蒙古一帶に産する套毛にして纖維強靭なれど太く且つ粗にして死毛の多き缺點がある。毛質には特色があつて他のものと區別し得るといふ。

3, 滿洲産羊毛は錦州羊毛に比し劣る。卽ち死毛と稱し白色にして太く脆弱なるものと混するを以てゞある。而して滿洲産にして北方海拉爾産出のもの殊に多く南方のものは少い此處を以て奉天市場に於て北方産羊毛か錦州産のものに比し價格百斤に付約四、五元の差かある。

第三款　豚毛

産額　豚は滿洲に於ける普遍的の家畜にして其頭數又多く其數東三省及哲里木、照烏達、卓索の各盟にて合計五百九十三萬六千頭にして毎年其五割を屠殺し一頭一斤の豚毛を得るとすれは其産額二百九十六萬八千斤となる。然れ共是は鬃及雜毛を含んだ數量にして輸出品として取扱はる。豚鬃は約百萬斤内外てあらう。

種類品質及用途　豚毛を分つて豚鬃及雜毛とし、豚鬃は剛毛とも稱し背部及脊側に生する强靭にして長き毛を云ひ其他を雜毛といふ。又亂毛又は青肥ともいふ。滿蒙産は凡て黑色である更に之を細別すれば

一、高尖鬃　長さ四寸以上の上等品、刷子其他用

二、青　鬃　邊外に産する一年生鬃にして品質高尖、鬃に亞ぐ。刷子其他用

三、毛　鬃　混鬃とも云ひ、雜毛と鬃とを混せる儘の總稱肥料又は鞍其他充塡用とす

四、扎　子　淨毛、豎毛とも稱せられ、豚鬃の短きもの又は亂毛より鬃を選み出した殘餘、肥料又は鞍其他充塡用とする

滿洲産豚毛は安東、哈爾賓、雙城堡、齊々哈爾産を優良品とし鄭家屯、通化、開原、鐵嶺産

等は之に亞ぐ、奉天以南產は最も品質劣る。東部內蒙古產は槪して良好であり、冬期のものは夏期に比して佳良である。

調製法　豚毛の調製法としては先つ土砂其他の雜物を除きたる上藥水にて洗滌し蒸熱の上淸水にて洗淨法を行ひて乾燥し、後更に雜物を除きて根と先端を整へて束となし紙包となすのである。

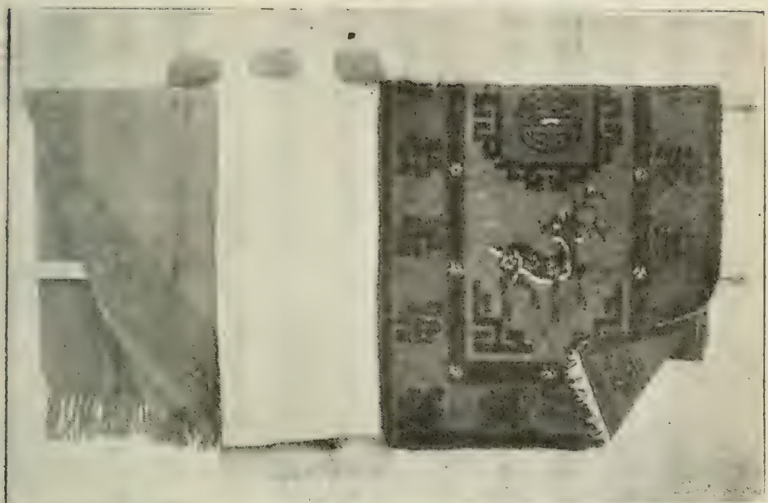
第四款　馬尾及馬鬣

馬毛　馬、騾の尾毛及鬣にして白色品を最良品とし長きをよしとす。用途としてはヴァイオリン弓の弦、裏漉其他織維工藝品用とする。產額は年九十萬斤內外である。內東蒙地方の產出は僅に一萬斤內外に過きない。

第五款　駱駝毛

駱駝毛　駱駝毛は內外蒙古產を主とし、殊に阿拉善(土謝圖汗)、西二盟及額濟納等有名である。駱駝毛は他の獸毛の如く搔き取ることなく四、五月頃に於ける自然脫毛に依るものにして脊部と臀部との細毛を最良品とし、腹及咽喉部の毛は之に亞くとせられて居る。收毛量は充分成長したるものは一年五斤內外を普通とす。產額に就ても確數は不明なるも張家口に年三十萬斤內外鄭家屯、洮南、通遼方面に一萬斤の出廻を見る。

毛製品



氈子　　毯子　　毯子

第六款　牛毛

斃死した牛皮より削り取るものにして之を撰毛し染色して絲に撚り、毯子製造に又鞍の上に置く薄團其他の塡裝用に供せらる。

羊毛以外毛尾の產額に就いて滿蒙產業誌に據れば奉天省百三十三萬九千三十二斤、吉林省九萬八千三百九十斤、黑龍江省二十一萬六千七百六十斤合計百六十五萬四千百八十二斤である。

第七款　毛製品

滿蒙に於ける毛製品の主なるものは毯子、毡子、氈子等と稱する毛氈、緞通竝に滿蒙毛織株式會社の各種製絨品にして其他馴の毛は特に毛筆用として貴はる。本項に關して滿蒙

全書四巻工業の部を參照せられたい。

皮革に就いては詳細は工業の部に讓り原皮及毛皮に就いて大要を記るすにとゞむ。

第四節　皮革

第一款　原皮

滿蒙生產の原皮には次の各種かある。

牛皮

一、牛皮　滿蒙に於ける牛皮の生產は年東三省約十二萬、東蒙及外蒙約三十四萬、計四十六萬枚であつて大部分は從來北滿より露領に輸出せられてゐた。原皮製造法に依つて生皮の外鹽皮鹽乾皮、土乾皮、鹽土乾皮、乾皮等かあり、年齡及大小に依つて大牛皮、二牛皮、三牛皮、犢牛皮、胎牛皮等に分ち性に依つては乳牛皮、芒牛皮、揵牛皮に分たる叉手入法を異にすることに依つて水皮、乾皮、鹹鹽皮、鹽乾皮等に區別せらる。飼養管理に依つて其皮に差等か生つ卽ち達皮、架皮、餧牛皮、草牛皮等か之てある。

滿蒙產牛皮は一般に品質下等にして飼養管理の不良なる屠殺剝皮の作業惡しく各國產牛皮に比して著しく劣る加ふるに牛蠅の被害夥しい。毛色は全く暗色系にして褐色及黑褐色か最も多

い。生皮の斤量は地方に依つても異れど三、四十斤のものが多い。

馬類皮

二、馬皮及騾皮、驢皮　馬皮類は又牛皮に亞いで產額多く滿蒙に於ける馬皮及騾皮は約三十四萬、驢皮四萬、計三十八萬枚內外なるべく原皮の製造法は生皮、乾皮及鹽乾皮がある。馬皮は其大小に依つて稱呼を異にし大なるものより奎皮、頭皮、二路皮、三路皮等といふ。馬皮殊に驢及騾にあつては其特に皮質緻密なる臀部腿部を弧形に抱容しつつ前後二枚に切斷して別々に販賣或は使用することが多い。此場合前軀を前截子と稱し後軀の方を股子皮と呼ふ。

皮質は牛皮に比して一般に整一緻密にして厚く良好である。毛色は一般に淡色系に屬し前章に說きし如く種々の毛を有す。滿洲產馬皮は水皮二十斤乃至二十五斤、乾皮夏物八、九斤、冬物十二、三斤である。蒙古產馬は乾皮十斤內外である。

羊皮

三、羊皮及山羊皮　毛皮の項を參照のこと。

豚皮

四、豚皮　豚皮は多く肉と共に附けられて販賣せられ、大連地方の如く肉價に比し皮の價の高價なる地方及び繁殖用等に供せられ老年にして厚强食用に供し難きもののみを皮として出す從つて滿洲養豚數の極めて多きに比し其皮の產額誠に少い。

第二款　毛　皮

羊皮　一、山羊皮及緬羊皮　山羊皮及緬羊皮の大部分は毛皮用にして廣く滿蒙に用ゐらる。滿洲に於ては山羊皮及緬羊皮とは舊十月より翌三月迄の間に剝皮せられた冬物の呼稱にして毛長く粗毛の基部乃ち皮膚に接して絨毛密生す。防寒用及ひ敷物の原料とせらる之に反し夏物は山羊板子及剪査皮（緬羊）と稱し、毛皮として利用せらるることか少い。山羊及緬羊の胎仔又は生後間も無き幼畜の皮を山羊猾子、羔子皮といひ馬掛、皮求衣等に用ひらる。殊に羔子皮は美麗なるを以て珍重せられる。

羊皮の毛色は白色にして頭部、脚部等に黑斑、褐斑等かあるか體軀には現はれさるを以て羊皮は全部白色といつていい。山羊は白、灰、褐、黑、刺毛等種々雜多にして一定せす。

山羊皮は中流以下の防寒具として用ひられ山羊褥子一枚小洋二、三元。猾子皮は馬褂兒、綿袍坎肩兒等に用ひらるる色及質に依つて價格不定である。緬羊皮は羊毛の劣等なるに反し毛皮としては美麗にして各種皮求衣となる。羔子皮は純白美麗にして卷縮して輕く中流の者に利用せらる一枚一元四、五十錢である。

狗皮　二、狗皮　支那犬の皮にして毛長く密生し毛皮用に適し黑、褐黃色を普通とす、秋期換毛後の冬物を良しと北方產のものに比して良好である。原皮は眞乾皮又は生皮にして剝皮及乾燥は

一般に良好である。眞乾皮は一枚平均二斤乃至三斤一枚一元三、四十錢にして產額は奉天に三十萬錦州に七十萬枚の出廻あるに依りて推察することが出來やう。

猫皮

三、猫皮　飼猫及山猫の皮にして年產額十數萬枚と稱せらる毛質又可良である。一枚小洋四五十錢である。

兎皮

四、兎皮　猫皮よりも產額多かる可く白色のもの及斑色のものとがある。白色のものは白兎子皮と稱し一枚小洋二十錢乃至三十錢斑色のものは花兎子皮と稱し、小洋十錢乃至二十錢である。

旱獺皮

五、タルバーカン皮　旱獺（ハンタア）と稱する齧齒類にして外蒙並に北滿地方に生產し大さは剝皮せるもの大なるは縱二尺横一尺二寸、小なるは縱一尺五寸横八、九寸にして毛は淡黃褐色にして毛根部は灰色、體側より背上の毛は尖端チョコレート色尾は四五、寸である。尾及鼻端より額に渉つて濃褐色、毛質多少粗剛にして毛皮として良好ならされとも價廉なるを以て染色加工して用ゐらる。戰前は一枚二哥内外にして滿洲里、海拉爾の集散高五十萬枚あるを以つて全產額推察すへきてある。

其他獸皮

六、其他の獸皮　上の外狐皮、獺皮、狢皮、貂皮、猿皮、猞狸皮、山狸皮、獾皮、銀鼠皮、

灰鼠皮、鹿皮等であつて吉林省、黒龍江省等北方産のものをよしとす。

毛皮類の産額

滿洲に於ける毛皮類産額及輸出能力に就て通商公報(九〇四號十一年一月十六日)に據つて掲ぐれは次の如くである。

滿洲に於ける毛皮類及産額

品名	滿洲出産高 奉天省	吉林省	黒龍江省	合計	單位	見積價格	輸出能力 數量	單位	見積價格
虎皮	五	六〇	一〇〇	一六五	二〇〇	三三、〇〇〇	一二〇	二〇〇	二四、〇〇〇
豹皮	三〇	三〇〇	五〇〇	八三〇	三五	二九、〇五〇	四〇〇	三五	一四、〇〇〇
貂皮	一、〇〇〇	二、五〇〇	五、〇〇〇	八、五〇〇	七〇	五九五、〇〇〇	六、〇〇〇	七〇	四二〇、〇〇〇
猞猁	五〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	三五	一二三、五〇〇	二、〇〇〇	三五	七〇、〇〇〇
水獺	六〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、六〇〇	六〇	二七六、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇	一八〇、〇〇〇
狐狸	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	三〇	三、三〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	二〇	一、八〇〇、〇〇〇
貉子	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	八五、〇〇〇	一〇	八五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一〇	六〇〇、〇〇〇
黄狼	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	三	三、三〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	三	二、四〇〇、〇〇〇
灰鼠	五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	二	一、四〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	二	一、二〇〇、〇〇〇
白狐	二	一〇	三〇	四二	六〇	二、五二〇	三〇	六〇	一、八〇〇
黒狐	二	三	一〇	一五	二〇〇	三、〇〇〇	一〇	二〇〇	二、〇〇〇
猿皮	四〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二五、四〇〇	一二	三〇〇、八〇〇	一五、〇〇〇	一二	一八〇、〇〇〇
獺子	一〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二、二二〇、〇〇〇	二、三一〇、〇〇〇	一五	三、四六五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五〇	一、五〇〇、〇〇〇

兎襟	100	1,000	2,000	3,100	3	9,300	1,500	3	4,500
海豹	1,000	1,500	5,000	7,500	10	75,000	30,000	10	300,000
猫皮	200,000	150,000	100,000	450,000	0.5	225,000	200,000	0.5	100,000
白鼠	250,000	100,000	100,000	350,000	0.5	175,000	200,000	0.5	100,000
黒鼠	100,000	80,000	80,000	260,000	0.3	78,000	50,000	0.3	15,000
山猫	50,000	10,000	15,000	75,000	2.5	187,500	50,000	2.5	125,000
山兎	400,000	100,000	100,000	240,000	0.25	60,000	150,000	0.25	37,500
狟子	200,000	10,000	10,000	40,000	2	80,000	30,000	2	60,000
愛虎子	1,000	1,000	2,000	4,000	0.5	2,000	1,000	0.5	500
家豹	500	1,000	2,000	3,500	2	7,000	2,000	2	4,000
鹿皮	100	3,000	10,000	13,000	5	65,000	7,000	5	35,000
狗子	200,000	400,000	400,000	1,000,000	2	2,000,000	800,000	2	1,600,000
狐狸	蒙古産出廻高	—	—	220,000	1.6	352,000	210,000	1.6	336,000
元皮	同	—	—	30,000	2.5	75,000	30,000	2.5	75,000
灰鼠	同	—	—	200,000	1.5	300,000	200,000	1.5	300,000
狗子	同	—	—	100,000	1.5	150,000	100,000	1.5	150,000
獺子	同	—	—	120,000	1	120,000	120,000	1	120,000
狐狸	朝鮮産出廻高	—	—	150,000	1.6	240,000	150,000	1.6	240,000
黄猿	同	—	—	50,000	2.5	125,000	50,000	2.5	125,000
白狐	同	—	—	20,000	60	1,200,000	20,000	60	1,200,000
灰鼠	同	—	—	300,000	2	600,000	300,000	2	600,000
元皮	同	—	—	200,000	3	600,000	200,000	3	600,000

黄狐	同	—	—	五〇,〇〇〇	二〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二〇	一,〇〇〇,〇〇〇
馬皮	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	六	二,一〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	六	一,八〇〇,〇〇〇
騾子皮	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三	六〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三	四五〇,〇〇〇
猾羊皮	五,八〇〇	八〇	二,〇〇〇	七,八八〇	六	四六,〇〇〇	四,〇〇〇	六	二四,〇〇〇
羊羔皮	九五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一一五,〇〇〇	一	一一五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一	五〇,〇〇〇
猾子皮	一一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	一二五,〇〇〇	〇・五	六二,五〇〇	七〇,〇〇〇	〇・五	三五,〇〇〇
山羊皮	二〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一・五	四五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一・五	三〇〇,〇〇〇
山羊板皮	一〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	二	三八〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二	三〇〇,〇〇〇
綿羊皮	三五〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	二	八六〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二	四〇〇,〇〇〇
計	—	—	—	二四,三三五,二七〇	—	—	—	—	一八,五四三,五〇〇

右の外皮革工業に關しては本全書第四卷工業の部四九五頁以下に詳說しあるを以て就いて參照せられたい。

第五節　獸骨

獸骨　牛、馬、騾、驢、羊、豚の骨も亦其生産莫大なるへきも肉及皮、毛等に比し重量の割合に價格低廉なるを以つて僅に鐵道沿線地方に若干出廻りを見るに過きす、多くは路傍に放擲せらるるか燃料となるのみ、將來之か利用工業の發達に伴ひて其出廻數量の增加すへきは當然である。

支那人は是等の獸骨を總稱して牛骨といふ其品質の良否は乾燥の程度及粗骨と細骨との割合に依つて決定せられる。其用途としては諸細工物、骨炭及肥料用にして其他化學工藝品として利用せられる。滿蒙産牛骨の大部分は日本へ輸出せられてゐる。

第六節　畜糞

畜糞　家畜の糞尿は滿洲農家の主要肥料にして之に土壤、塵埃等を混合堆積して腐熟せしめ所謂土糞、黃糞を製造するに用ひらる。猶車馬の出入頻繁なる糧棧、車馬店、小車店等に於て溜置きて農家の來り購入するに應して居る。其賣却金額の如き相當多額に上つて居る。試に大正四年度公主嶺に於ける糧棧十軒に於て賣却せる畜糞は三千二百八十元である。其他農家は其閑を利用して之か蒐集につとむ、實に滿洲に於ける唯一の肥料である。

附　皮革製造業（民國第六次農商統計に據る）

地方	製造戶數	職工數 男	職工數 女	職工數 計	皮 上等獸皮 數量	皮 上等獸皮 價額	皮 普通獸皮 數量	皮 普通獸皮 價額	革 牛革 數量	革 牛革 價額	革 馬革 數量	革 馬革 價額	革 其他 數量	革 其他 價額	價額計
奉天	六八二	三、三三〇	—	三、三三〇	四、二八〇件	三八、七三〇円	一三八、九四〇件	四、一三八、八一三円	二六三、九一〇件	三、六九一、四八〇円	六九、四六八件	二四三、九九八円	九、四三三件	二八、四一九円	[illegible]、一三八、一七三円

吉林	一六九	八〇四	—	八〇四	四、二四五	四三、七六八	四七、七九八	一二三、六〇五	九四、三九二	四七九、三四五	二〇、八二七	二九、四六五	四、六五八	三六、九九〔二、一三四、一七八〕
黒龍江	八三	三三三	—	三三三	一、九六七	三三、四九一	五三、一〇七	三四、〇四八	一九、六五〇	一〇六、三五六	五五、一〇〇	五八、一四四	—	—
熱河	七六	二〇一	—	二〇一	一、一三七	三五、六三二	四四、五五三	八九、三二八	七、四三七	三三、〇四一	一、三七一	四、四八一	—	—
綏遠	九八	四七七	—	四七七	一、〇七七	一、八〇四	一六一、五八四	三七六、四九〇	一六、五一五	七五、九六九	一三、三九二	六一、六〇三	六、五五〇	三、八三三
察哈爾	六三	三六八	—	三六八	一、二三五	六、三三八	五四、八三六	七一、七七三	三三、四〇三	一三四、四二八	九三、三九〇	二八〇、一七〇	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

吉林	二、一三四、一七八
黒龍江	三二九、〇三九
熱河	一三一、三七六
綏遠	五一八、五一七
察哈爾	四九三、〇九七
計	—

製皮製革業

地方	製皮 工廠數	製皮 職工數 男	製皮 職工數 女	製皮 毎日工賃 男 最多	製皮 毎日工賃 男 最少	製皮 毎日工賃 女 最多	製皮 毎日工賃 女 最少	製革 工廠數	製革 職工數 男	製革 職工數 女	製革 毎日工賃 男 最多	製革 毎日工賃 男 最少	製革 毎日工賃 女 最多	製革 毎日工賃 女 最少	小計 工廠數	小計 職工數 男	小計 職工數 女	小計 毎日工賃 男 最多	小計 毎日工賃 男 最少	小計 毎日工賃 女 最多	小計 毎日工賃 女 最少
奉天	—	—	—	—	—	—	—	五〇	七〇八	—	円 0・四〇	円 0・二〇	円 —	円 —	五〇	七〇八	—	0・四〇	0・二〇	—	—
吉林	六	一四三	—	0・六〇	0・四〇	—	—	七	九一	—	0・四〇	0・三〇	—	—	一三	二三四	—	0・六〇	0・三〇	—	—
黒龍江	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熱河	一	一〇	—	0・三〇	0・一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一〇	—	0・三〇	0・一八	—	—
綏遠	四	六〇	—	0・三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	六〇	—	0・三三	—	—	—
察哈爾	一九	一九七	三	0・二六	0・一二	—	—	一	八	—	0・三〇	0・一〇	—	—	二〇	二〇五	三	0・三五	0・一五	—	—

第十一章　畜産取引及集散

第一節　畜産市場

第一款　家畜市場

家畜市場

家畜中牛、馬、騾、驢は牛馬市に於て取引せらるるを普通とし豚、羊、駱駝は需要者か直接飼養者に就いて購入するものてある。牛馬市は滿洲の重要なる都市及鄭家屯、洮南、小庫倫、白音他拉、赤峯、絡棚、多倫等の各地に開設せられ小市場は更に主なる小市街に開かれる。開市は一定の場所に於て一定の時日行はれ小市場に於ては附近部落の家畜集散すれと大市場に於ては更に蒙古及北滿地方のものも上市せられる。

取引は個體に就いて爲すものと數十頭を一團として行ふとありて一般に春期は舊三、四月秋期は舊八、九月最も盛んてある。

家畜賣買に關しては其地方の稅捐局に對し納稅を要し稅率の如きも地方に依つて若干の差等かあるか奉天省管內のものを表示すれは次の如くてある。

	税率	副税	局費及辦公費	票税	合計
牛、馬、騾の税	百元に付五元	百元に付五角	百元に付一元	一角	六元六角
驢税	百元に付二元半	百元に付二角半	百元に付五角	一角	三元三角半
羊税	一頭に付五分	二分五厘	五厘	一角	一角八分
豚税	百元に付二元	百元に付二角	四角	一角	二元七角

納税は多く取引の際仲買をなす經記の手によりて代納され經記は手數料を受く。

次に主なる市場に於ける集散狀態を見るに次の如くである。

市場	産地	年集散高(概數)	出廻期
長春	烏珠穆沁旗、札薩克圖旗	馬 一萬二千頭	舊十一、二月、二、三月
鄭家屯	達賴罕旗、巴林旗、烏珠穆沁旗、博王旗、賓圖札旗、魯特旗、圖什圖旗、奈曼旗	豚 二萬頭 羊 二萬五千頭 馬 二萬頭 牛 二萬五千頭	舊七、八、九月
洮南	東西烏珠穆沁旗、哈拉哈地方、札薩克旗	馬 一萬頭 牛 二萬頭 羊 四千頭 豚 一萬五千頭	舊八、九、月
白音太拉	達賴罕旗圖、什業圖旗、烏珠穆沁旗	馬 三千頭 牛 一萬頭 羊 五千頭	
開魯	巴林旗、阿爾科旗、札魯圖旗		

林西	東西烏珠穆沁旗、克什克騰旗、東西浩濟特旗、大小巴林旗	馬 九千頭 牛 一萬頭	舊七、八月
巴林廟	東西烏珠穆沁旗、大西浩濟特旗、大小巴林旗、克什克騰旗	馬 一萬頭	舊六月
小庫倫	烏珠穆沁旗、喀喇沁旗、巴林旗、阿爾科爾旗、札魯特旗	牛 二萬頭 馬 一萬頭 羊 一萬頭	舊八、九月
海拉爾	呼倫貝爾外蒙古一帶	馬 一萬五千頭 羊 二萬九十頭 牛 九千頭	
滿洲里	同	羊 三萬五千頭 牛 一萬六千頭	
齊々哈爾	札賚特旗、杜爾伯特旗、其他北滿	馬 八千頭 牛 四千頭 羊 一萬頭	
奉天	各市場より集散す	馬 五千頭 牛 二萬頭 羊 二萬三千頭 豚 八萬頭	
烏丹城		牛 一萬頭 馬 一萬頭 羊 二萬三千頭	秋期
經棚	西烏珠穆沁旗、浩濟特旗	馬 五千頭乃至一萬頭 牛 七千頭 羊 一萬五千頭 駱駝 八百頭乃至一千頭	
赤峯	附近各地產外 林西、經棚、烏丹城方面	牛 一萬頭 馬 一萬頭 騾 三千頭 驢 三千頭 羊 五萬頭	舊七、八、九月

錦州	赤峰、敖漢旗、喀喇沁	牛一萬頭 馬一萬頭 羊三千頭	舊九、十、十一月
多倫諾爾	錫林郭爾盟各旗	牛四萬頭 馬五萬頭	
張家口	外蒙一帶及多倫諾爾	羊二十二萬頭 牛十九萬頭 豚一萬頭	舊八、九、十月

家畜の價格は季節に依つて異る。最近五箇年間に於ける牛馬の取引價格に就いて鄭家屯に於ける支那官憲の調査を掲くれは次の如くてある。

	大正六年		大正七年		大正八年		大正九年		大正十年	
	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬
春季	小洋元 五〇―五五	六五―六九	六〇―六三	七五―七八	七〇―七五	八〇―八五	七〇―七五	八〇―一二〇	八〇―九〇	九〇―一八〇
夏季	五五―五七	七二―七八	六〇―六五	七五―八〇	七五	八五―一〇〇	七〇	八〇―一八〇	八五	八五―一八〇
秋季	五八―六三	七五―八三	六四―六五	七五―八五	六五―六八	九〇―九五	六〇―八〇	七〇―一五〇		―
冬季	五五―六四	七五―八〇	六七―七五	七八―八〇	六五―七五	九〇―一〇〇	七〇―一〇〇	七五―一八〇		―

第二款　畜産物市場

畜産物市場

畜産物市場は家畜市場と同しく主要都市に於て營まれる。滿蒙に於ける主なる畜産物市場を概記すれは次の如くてある。

一、錦　州　（奉天より西南百四十五哩、營口の西九十六哩、天津の東北二百八十哩、京奉線の主要驛）

錦州

錦州は古來より赤峯一帶東蒙各地よりの滿蒙物資の集散市場として重要なる交易市たりしも近時交通系統の變遷と共に昔日の繁榮を見さるも、今尙畜產物の取引市場として殷賑を極む。

次に獸皮獸毛の一箇年集散高を揭くれは左の如きものかある。

	集散高	產地	販路	出廻期
牛皮	三萬五千枚	赤峰、喇嘛廟、經棚、多倫諾、爾塔子溝、八溝	奉天、長春、吉林、哈爾賓、天津、營口	冬
馬騾皮	一萬枚	東蒙各地、朝陽、紅羅縣	日本(奉天經由)當地消費	
驢皮	一萬枚			
狗皮	七十萬枚	朝陽、赤峰、塔子溝、八溝、奉天、遼陽、長春、吉林、哈爾賓、呼蘭、北團林子	營口、天津、上海	秋、冬、期
山羊皮	四萬枚	附近一帶及赤峰		舊十二月より三月迄
山羊板子	十萬枚	同	天津	同
山羊猾子	五萬枚	同		同
緬羊皮	三十萬枚	同	奉天滿蒙各市場	同
羔子皮			奉天朝鮮	同
川鼠皮	三十萬枚	朝陽、王房子、赤峰、平家子、塔八溝	天津、奉天	

狐狸皮	二千枚		奉天、天津	
元皮	一萬枚			
猫皮	二萬枚	赤峰、朝陽、烏丹城、經棚		舊十二月より三月迄
貉皮	二千枚			
緬羊毛	十五萬斤	朝陽、義州、魁德、素虹、蝶峴、塔八溝、赤峰、烏丹城、林西、經棚	天津、奉天	舊五月下旬 舊八月下旬
山羊毛	二萬斤	同	天津、奉天	舊三、四月
貉子毛	三十斤		日本	
駱駝毛	一萬斤	外蒙古、察哈爾、多倫諾爾	天津	舊五、六月

次に取引價格を擧ぐれは次の如くである。

牛皮	西口架皮（張家口方面物）	一斤に付	小洋	九十五仙—一元五仙
	廟架皮（喇嘛廟產）	同	同	九十仙—一元五十仙
	達皮	同	同	七十仙—八十七、八仙
馬皮		一枚に付	同	五元二十仙—四元二十仙
騾皮		同	同	五元四十仙—四元四十仙
驢皮		同	同	三元

狗皮	原料皮	一枚に付	小洋	一元二十五仙
	黒彩褥子	同	同	三元—二元八十仙
	花彩同	同	同	二元四十仙—二元三十仙
山羊皮		同	同	一元
	褥子	同	同	二元
		一斤に付	同	一元十仙—七、八十仙
山羊猾子	黒色小羊猾子	一枚に付	同	三、四十仙
	青色同	同	同	二十仙
緬羊皮		同	同	一元五、六十仙
羔子皮		同	同	二元三十仙
川鼠皮		同	同	二十仙
元皮	公元皮(牡)	同	同	一元
	母元皮(牝)	同	同	七十仙
猫皮		同	同	五十仙
羊毛		一斤に付	同	四十五仙—五十五仙
山羊絨		同	同	一元

山羊毛		同	同	四十二仙
豚毛	清鬃	一斤に付	同	三元
	札子	同	同	三、四十仙
	細毛	百斤に付	同	二元
駱子	青毛	一斤に付	同	十元
	黄毛	同	同	四元五十仙

錦州市場に於ける皮莊（皮店）は益發店、萬德店、萬發店、廣億店の四戸である。

二、營口（遼河々口上流十四哩、奉天より百十二哩二分）

當市場は通過貨物の多きに比し取引せらるるものは極めて少い。營口市場に於ける畜産物一箇年の集散高を掲くれは次の如くてある。

		産地	販路	出廻期
牛皮	五、六萬枚	河南省 彰徳及衛輝 直隷省 新集及廣信	奉天、長春、吉林 哈爾賓、其他南滿 各市場	春秋二期
狗皮	二萬枚			
羊皮	三、四千枚	庫倫、哈達義縣、錦州、蓋平		
馬、驢其他獸皮	一萬枚			

豚　　　毛　三、四十萬斤　南北滿洲殊に北林園子、哈爾賓、奉天　上海（倫敦）神戸（紐育）

取引相場は

牛　皮	甜干皮	百斤に付	銀	四十兩―五十二兩
	鹽干皮	同	同	三十六兩―四十四兩
	生　皮	一斤に付	小洋	四　角
狗皮褥子		一枚に付	同	二元八角―五元五角
山羊板子		百斤に付	銀	四十兩―七十兩
豚　毛	淨猪鬃	一斤に付	小洋	三　元
	交り毛（下等品）	同	同	一元二十仙

而し主なる取扱店は亨泰棧、同順茂、祥茂棧、永昶棧、通發棧等てある。

三、奉　天（大連より北二百四十六哩北京より東五百二十三哩、安東を距西北百七十八哩、長春の南百八十八哩）

奉天

滿蒙に於ける畜産物の中央集散市場にして之か關係店舗實に百七、八十戸に及ひ産地及移入先は鄭家屯、法庫門、錦州、營口、興京、撫順、吉林、三姓、海拉爾其他各地にして直隷、山東地方のもの及朝鮮牛皮等の移入をも見る。其出廻の三割は日本及歐米へ輸出せられ他の大部分は長春、哈爾賓、吉林等北方市場へ移出せらる。而して哈爾賓、天津若くは大連にありて

毛皮類の取引に從事せる當業者概ね奉天に於て取引するの慣習を有してゐる。市場への出廻季節は舊十、十一、十二月より翌三月迄にして獸毛は五、六月頃尤も多い。

今左に通商公報(第七五五號大正九年八月)に依つて大正八年冬季より大正九年三月末迄に取引せられたる獸毛皮類を示せは左の如くである。

種類別	數量	價額	備考
貂皮	一、〇〇〇枚	七〇、〇〇〇円 二二〇、〇〇〇	主に支那人間防寒用の外英國人の使用
水獺皮	二〇、三〇〇	六〇、〇〇〇	同
猞狸皮	一、二〇〇	五二〇、〇〇〇	一枚十數圓より四、五十圓に達し外人贅澤品として賣行好し
狐狸皮	二〇、〇〇〇	——	
貉子皮	六〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	同
狸子皮	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	同
獾子皮	二、〇〇〇	五、〇〇〇	半數は日本向にして加工して外國に輸出す
頭猫皮	一五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	主として英米行
尾猫皮	一五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	主として防寒用

家鼠皮	四〇、〇〇〇	一、六〇〇	同
山兎皮	五二、〇〇〇	二三、〇〇〇	主として米國行
ト魁跳皮	一五〇、〇〇〇	九七、五〇〇	同
猹羊皮	一、〇〇〇	七、〇〇〇	同
白板灰皮	二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	同
灰鼠皮	三〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	同
公元皮	一〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	同
母元皮	一〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	同
窖狗皮	二〇〇	四〇〇	同
馬皮	一二〇、五〇〇	一、四五〇、〇〇〇	日本行
驢皮	一二〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	
牛犢皮	二五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
獺子皮	二〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	北方支那及日本に若干
狗皮	五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、三〇〇	

秋羊毛	二〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	
山羊皮	二二〇、七〇〇	四〇六、六〇〇	
棉羊皮	二〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	
山羊皮	二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	
清猪鬃	五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
原猪毛	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	日本五分、支那一分、英米五分の割にて輸出せらる
長稍馬尾	一二〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	
清馬尾	一二〇、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	英米にて刷子の原料となす支那にては僅に繩除を製するのみ
大路馬尾	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二三分は日本へ輸出其他は支那にて需用平均一尾一圓七十錢
達牛皮	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	同
京牛皮	六〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	日本へ輸出ボックスとす
牛皮	一〇一、二五〇	七三〇、〇〇〇	蒙古皮と稱し日本向
長馬鬃	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	日本五分、英米四分、支那一分の割にて輸出
亂馬鬃	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	同

牛尾	二六〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	一頭の牛より平均十三、四斤を出す

更に大正九、十年に於ける奉天市場出廻高を通商公報（第九〇四號大正十一年一月十六日）に依つて掲ぐれば次の如くである。

品名	數量	單位	見積價格	最高當時相場（大正八年）
虎皮	四〇枚	二〇〇円	八、〇〇〇円	三〇〇円
豹皮	一五〇	三五	五、二五〇	六〇
貂皮	四、〇〇〇	七〇	二八〇、〇〇〇	一〇〇
猞猁	五〇〇	三五	一七、五〇〇	五〇
水獺	二〇〇	六〇	一二〇、〇〇〇	一三〇
狐狸	七〇、〇〇〇	二〇	一、四〇〇、〇〇〇	八〇
貉子	五〇、〇〇〇	一〇	五〇〇、〇〇〇	三〇
黄狼	六〇〇、〇〇〇	三	一、八〇〇、〇〇〇	一〇
灰鼠	三〇〇、〇〇〇	二	六〇〇、〇〇〇	四
白狐	一〇	六〇	六〇〇	一〇〇

黒狐	五	二〇〇	一、〇〇〇	—
狼皮	二	二	一二〇、〇〇〇	三〇
獺子	八、〇〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	三・五〇
兎猻	五〇〇	三	一、五〇〇	—
海豹	二、〇〇〇	一〇	二〇、〇〇〇	—
猫皮	一〇〇、〇〇〇	〇・五	五〇、〇〇〇	〇・八
白鼠	一〇〇、〇〇〇	〇・五	五〇、〇〇〇	—
黒鼠	七〇、〇〇〇	〇・三	二一、〇〇〇	—
山猫	三〇、〇〇〇	二・五	七五、〇〇〇	—
山兎	一五〇、〇〇〇	〇・一五	二二、五〇〇	—
狟子	二〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	—
愛虎子	一、〇〇〇	〇・五	五〇〇	—
家豹	一、五〇〇	二	三、五〇〇	—
鹿皮	五〇〇	五	二、五〇〇	—

狗子	六〇〇、〇〇〇	二	一、二〇〇、〇〇〇	—
狐狸（蒙古産）	二〇、〇〇〇	一六	三二〇、〇〇〇	—
元皮（同）	三〇、〇〇〇	二・五	七五、〇〇〇	八
灰鼠（同）	二〇〇、〇〇〇	一・五	三〇〇、〇〇〇	三
狗子（同）	一〇〇、〇〇〇	一・五	一五〇、〇〇〇	三
獺子（同）	一二〇、〇〇〇	一	一二〇、〇〇〇	三
狐狸（朝鮮産）	一五、〇〇〇	一六	二四〇、〇〇〇	六〇
黄狼（同）	五〇、〇〇〇	二・五	一二五、〇〇〇	八
白狐（同）	二〇、〇〇〇	六〇	一、二〇〇、〇〇〇	—
灰鼠（同）	三〇〇、〇〇〇	二	六〇〇、〇〇〇	—
元皮（同）	二〇〇、〇〇〇	三	六〇〇、〇〇〇	—
黄狐（同）	五〇、〇〇〇	二〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
馬皮	一五〇、〇〇〇	六	九〇〇、〇〇〇	—
驢子皮	七〇、〇〇〇	三	二一〇、〇〇〇	—

狟羊皮	二、〇〇〇	六	一八、〇〇〇	―
羊羔皮	三〇、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇	―
滑子皮	四〇、〇〇〇	〇・五	二〇、〇〇〇	―
山羊皮	一〇〇、〇〇〇	一・五	一五〇、〇〇〇	―
山羊板皮	五〇、〇〇〇	二	一〇〇、〇〇〇	―
緬羊皮	一〇〇、〇〇〇	二	二〇〇、〇〇〇	―
計	―	―	一三、六〇八、八五〇	―

滿洲に於ける全產額二千四百三十三萬圓の五割六分か奉天市場に出廻り、又總輸出能力と認む可き千八百五十四萬圓の七割三分か當市場に出廻るの狀態てある。

是等皮革類の來集は殆と各地よりするものなれと主として牛皮は直隷、山東方面產(京皮)、鄭家屯、法庫門、錦州、小庫倫、海拉爾、其他南北滿洲產(達皮及架皮)のもの及ひ土地屠場產出(血牛皮)ものとかある。時として朝鮮產牛皮の來集を見る。

馬皮及騾皮は蒙古產及滿洲產てあつて羊皮は大部分東蒙各地產てあり其他撫順、興京、通化懷仁、本溪湖等の東山地方產のものもある。品質は前者に優り多く鹽乾皮として移入せらるる

其他の獸皮は北は三姓方面、西は蒙古地方、東は長白山一帶の各方面より來集するものである。

羊毛は南北滿洲及東蒙一帶產出のものにして從來錦州及海拉爾を南北の市場として居たか近來交通、金融機關の便益に伴ひ當市場に來集して更に天津及日本を經由して歐米諸國へ仕向けられる現象を呈して居る。

其他の獸毛即ち猪鬃、猪毛及馬尾、馬鬃等は北滿各地及鄭家屯、庫倫方面產出に係るものにして年二百三、四十萬斤に達し天津、上海、大連、營口等に移出せられる。其額又二百萬斤以上に達して居る。

右畜產物の奉天市場に於ける集散狀況を知る爲めに本社、奉天驛に於ける發著の數量及地方を揭くれは次の如くてある。

生獸奉天發著噸數（八年度ハ牛、豚及羊ノミ）

著驛名＼年月	發送 八年度	發送 九年度	發送 十年度	十一年度 四月	十一年度 五月	十一年度 六月	十一年度 七月	十一年度 八月	十一年度 九月	十一年度 十月
海路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奉 大連	四〇	二三	二五	九	二五	一六	二五	—	—	一〇
奉 州內各驛	四	三	六四	二〇	—	—	—	—	—	—

	營口	遼陽	撫順	其他各驛	鐵嶺	開原	四平街	四洮線	公主嶺	范家屯	長春	吉長線	東支線	其他各驛	安東及沙河鎮	朝鮮線	鐵道省線	其他各驛	合計	頭數
	天以南				奉天以北										安奉線					
	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二九六	—	—	六	二〇	—	—	—	三七〇	一、八六〇
	—	—	三六	—	一	三六四	三〇一	一二五	六九〇	五一〇	二、九四三	—	一	四三三	五一二	三六	—	一二五	六、三一七	一、二七四
	二五	四	三一	二八	一三	一〇	四七	三八	一〇九	五〇	六九四	—	—	四一	三七六	一〇	—	二五	一、六八九	二、八五七
	—	—	—	四	—	—	—	八五	四〇	二〇	七九	—	—	四	四〇	—	—	—	三〇一	
	—	—	—	—	五	—	四	二〇	三〇	—	二四五	—	—	—	四〇	—	—	四	三七三	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七三	—	—	—	三〇	三〇	—	—	一五〇	
	—	—	四	七	四	—	—	—	—	—	六三〇	—	—	—	二四	—	—	一七〇	八五四	
	—	—	—	四	—	一〇	—	—	五	—	一〇	—	—	四	一五	—	—	—	四八	
	—	—	—	二〇	—	九	—	—	—	一〇	四	—	—	—	三五	—	—	二四	一〇二	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	—	—	—	一〇	四〇	—	—	一〇	九〇	

年月 \ 發驛名	奉天以南							奉天以北										安
到著	海路	大連	州內各驛	營口	遼陽	撫順	其他各驛	鐵嶺	開原	四平街	四洮線	公主嶺	范家屯	長春	吉長線	東支線	其他各驛	安東及沙河鎮
八年度	—	六	一	—	一〇七	—	四八一	—	—	一二四	—	三五	—	一六八	—	—	二〇	三〇
九年度	—	—	一	—	一二三	七七	—	六二	—	三二	—	四	—	八八二	—	五	一	—
十年度	—	四	—	—	四	三五	四一	—	一〇	三四	八	三一	—	六七四	—	—	五一	—
十一年度 四月	—	—	—	—	—	—	四	—	二七〇	三〇	—	—	—	二,四七〇	—	二六	一〇	—
五月	—	—	—	—	三〇	—	五九	—	一四	六〇	七〇	一〇	四〇	四三〇	—	—	三〇	—
六月	—	—	—	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四九	—	—	二〇	—
八月	—	—	四	—	一〇	四	四	九	—	—	—	四	—	八〇	—	四〇	一〇	四
九月	—	—	—	—	—	—	四	—	—	一〇	一〇	二四	—	二四七	—	七	一〇	—
十月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九	—	八	—	一〇	—	五	二〇	三

奉線 朝鮮線	奉線 鐵道省線	奉線 其他各驛	合計	頭數
—	—	—	九五三	八、八四六
三〇	—	二八	一、九二九	八、八九九
七	—	一六	九二五	一、八二九
—	—	—	二八〇	—
—	—	一〇	七五	—
—	—	—	八	—
—	—	—	五九	—
—	—	—	一六九	—
—	—	—	三二	—
—	—	—	一四八	—

奉天驛發著皮革噸數

年月 \ 著驛名		奉天以南 海路	奉天以南 大連	奉天以南 州内各驛	奉天以南 營口	奉天以南 遼陽	奉天以南 撫順	奉天以南 其他各驛	奉天以北 鐵嶺	奉天以北 開原	奉天以北 四平街	奉天以北 四洮線
發送	八年度	四〇	三三一	四	一三一	三二	五〇	五三	二五	二七四	二六	九
	九年度	七四	二七四	—	六六	七〇	五九	七九	六二	三六一	六五	二七
	十年度	二	一七五	—	八	三七	一四	八	三三	一九六	五	三
十一年度	四月	—	三	—	—	一六	一	二	三〇	七〇	—	一三
	五月	—	六	—	—	四	一	一	四	六五	—	四
	六月	—	三	—	—	五	一	二	—	一四	一	—
	七月	—	—	—	一	一	二	—	二	二	—	—
	八月	—	二	—	—	—	七	二	九	三三	五	四
	九月	—	二	—	—	三	五	六	六	二二	一	—
	十月	—	二	—	一	一	四	二	四	三三	—	四

著驛名／年月	公主嶺以北：公主嶺	公主嶺以北：范家屯	公主嶺以北：長春	公主嶺以北：吉長線	公主嶺以北：東支線	公主嶺以北：其他各驛	安奉線：安東及沙河鎮	安奉線：朝鮮線	安奉線：鐵道省線	安奉線：其他各驛	合計	奉天以南：海路	奉天以南：大連	奉天以南：州內各驛	奉天以南：營口	奉天以南：遼陽	奉天以南：撫順	奉天以南：其他各驛
到著 八年度	七三	八	四九六	—	九	三六	三三	八九	二〇〇	二五〇	二、一三六	五九	四五一	一	六〇	三三	一六	六五
到著 九年度	一三五	二七	一、二七五	六	三	三九	五九	五	七七	七四	二、八三一	四一	四九九	一	四七	一六	一二	三七
到著 十年度	一〇八	九	三七二	二〇	—	三九	一七	五	四	三五	一、二〇八	一	二	一	五六	一三	六	一五
到著 十一年度 四月	一九	—	一四	一	—	五	四	—	—	四	一八一	—	—	—	一	一	—	二
到著 十一年度 五月	八	—	六	三	—	二	—	—	—	二	一〇六	—	—	—	一	—	—	—
到著 十一年度 六月	三	一	四	—	—	一	—	—	—	一	三六	—	—	—	一〇	一	一	一
到著 十一年度 七月	四	二	四	—	—	四	—	—	—	一	三一	—	—	—	六	—	一	一
到著 十一年度 八月	一八	三	一八	一	—	一五	一	—	—	七	一四五	—	—	—	二	一	一	—
到著 十一年度 九月	一八	二	四〇	—	—	六	六	—	—	六	一三	—	—	—	—	一	二	一
到著 十一年度 十月	三	一	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	—	—	五	八七	—	一	—	四	二	一	二

着驛名＼年月	八年度	九年度	十年度	十一年度 四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
奉　海路	—	—	一八〇	六〇	六〇	三〇	—	—	二	—
大連	二,四一九	一,三九六	三,三三二	八五	六〇	一〇八	一〇一	一二〇	六〇	—

（發送）

獸骨奉天發著噸數

着驛名＼年月	八年度	九年度	十年度	十一年度 四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
奉天以北　鐵嶺	五三	三四	二〇	二	一	一	一	二		二
開原	七三	三六	三六	七	七	四	三	五	二	—
四平街	二四九	三三	二	一	—	一	—	二	一	一
四洮線	一五	一三三	五七	四	四	四	三	六	五	二
公主嶺	七二	三二	三三	二	—	一	—	一	一	二
范家屯	二九	一五	三	一	二	一	—	—	一	二
長春	七二二	六八四	三二〇	一三	一四	八	二	五	四	一三
吉長線	九	一	三〇	—	—	—	—	—	—	—
東支線	一	八	四四	三	—	—	二	一	三	四
其他各驛	五九	三二	二八	三	一	一	—	一	—	一
安奉線　安東及沙河鎭	一二	四七	三七	六	五	八	五	二〇	二〇	二
朝鮮線	三二	二	六	—	一	—	三	五	—	一
鐵道省線	二三	二	一	—	—	—	—	—	—	—
其海各驛	一〇四	七	二五	一	一	一	—	一	一	—
合計	二,一二五	一,六九四	七三三	五六	三七	四三	二七	五三	四三	五九

天	以南				奉天以北										安奉線				合計
州内各驛	營口	遼陽	撫順	其他各驛	鐵嶺	開原	四平街	四洮線	公主嶺	范家屯	長春	吉長線	東支線	其他各驛	安東及沙河鎮	朝鮮線	鐵道省線	其他各驛	
—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九四	—	—	三	二、五一八
—	五〇	—	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五〇	—	一、五九九
—	一五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	—	—	—	—	—	三〇	—	三、五六一
—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四六
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三八
—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇二
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六三
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年月 / 發驛名	奉天以南							奉天以北										安
	海路	大連	州内各驛	營口	遼陽	撫順	其他各驛	鐵嶺	開原	四平街	四洮線	公主嶺	范家屯	長春	吉長線	東支線	其他各驛	安東及沙河鎮
到著 八年度	—	一	—	二七	一六	一四六	八一	四一	三四	一〇九	四	二四	四	二八一	—	一	一三二	七
到著 九年度	—	三七	—	—	四三	一八九	八五	八五	五〇	一二三	五	七八	七	六八	—	—	一三一	一三〇
到著 十年度	—	—	—	—	三	一二七	四四	六	—	三	一	七〇	—	一六	—	—	三三	三
到著 十一年度 四月	—	—	—	—	—	一三	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—
到著 十一年度 五月	—	—	—	—	—	六	一	—	一〇	一〇	一四	—	—	—	—	—	二〇	—
到著 十一年度 六月	—	—	—	—	—	二	—	—	三	一〇	—	—	·	—	—	—	三	—
到著 十一年度 七月	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	三〇	—	—	—	—	—	二	—
到著 十一年度 八月	—	—	—	—	—	二六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—
到著 十一年度 九月	—	—	—	—	—	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—
到著 十一年度 十月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年月 ＼ 著驛名	奉線 朝鮮線	奉線 鐵道省線	奉線 其他各驛	合計
八年度	四八	—	二〇五	一、二三三
九年度	—	—	九五	一、二一六
十年度	—	—	一六〇	七一〇
發送 十一年度 四月	—	—	七	三
五月	—	—	六	八七
六月	—	—	三	五九
七月	—	—	八	四二
八月	—	—	—	二七
九月	—	—	四	三
十月	—	—	—	—

獸毛奉天發著噸數

年月 ＼ 著驛名	奉天以南 海路	大連	州內各驛	營口	遼陽	撫順	其他各驛	奉天 鐵嶺	開原	四平街	四洮線	公主嶺
八年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九年度	一	四七	—	四三	五	一	一三	二	一〇	一三	一七	—
十年度	—	五三	三	五九	七	—	五八	—	六	八	一三	—
發送 十一年度 四月	—	四二	一	五	—	一	五	—	—	—	一六	—
五月	—	三	—	一五	三	二	六	—	一	—	二	—
六月	三	一八	一	一〇	—	一	一〇	—	一	四	二	—
七月	七	一六	三	四	二	—	—	—	一	—	三	—
八月	九	二五	二	一七	一	—	—	—	一	—	一	—
九月	一三	五	一	五五	三	—	一	—	—	—	五	—
十月	—	九	一	一九	二	—	一	—	—	—	八	—

發驛名／年月（到著）	北以：范家屯	北以：長春	北以：吉長線	北以：東支線	北以：其他各驛	安奉線：安東及沙河鎮	安奉線：朝鮮線	安奉線：鐵道省線	安奉線：其他各驛	合計
八年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九年度	一	三八	—	—	二	六	一	一	二	一三〇
十年度	—	二	—	四	三	三	一	三	—	二四二
十一年度 四月	—	一	—	—	—	—	—	—	—	七〇
十一年度 五月	—	—	—	—	二	—	—	—	—	四三
十一年度 六月	—	—	—	—	—	一	—	—	—	五一
十一年度 七月	—	—	—	—	一	一〇	—	—	一	四八
十一年度 八月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六六
十一年度 九月	—	—	—	—	一	—	—	—	—	九四
十一年度 十月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇

發驛名／年月（到著）	奉天以南：海路	奉天以南：大連	奉天以南：州内各驛	奉天以南：營口	奉天以南：遼陽	奉天以南：撫順	奉天以南：其他各驛
八年度	—	—	—	—	—	—	—
九年度	三	—	二	八	一二	二	八七
十年度	四二	三九五	一	四二	八	四	九
十一年度 四月	—	八	—	—	一	一	二
十一年度 五月	—	六三	—	一六	一	—	二
十一年度 六月	—	三	—	—	—	—	—
十一年度 七月	—	三	—	—	—	—	—
十一年度 八月	—	七	一	—	三	—	一
十一年度 九月	—	—	一	—	六	—	一
十一年度 十月	—	—	一	—	—	—	—

奉天以北	鐵嶺	—	八	六	一	一	一	—	—	—	—
	開原	—	一三六	七〇	一三	七	三	五	七	六	四
	四平街	—	三六	一二	六	—	—	一	一	三	—
	四洮線	—	一二	一八	二	一	九	三	四二	一四	一三
	公主嶺	—	八五	七四	三三	二	一	—	—	三	一
	范家屯	—	四	五	一	—	—	—	—	一	—
	長春	—	三三	一七九	二〇	三	一四	三	一七	一七	三六
	吉長線	—	—	五	—	—	—	—	—	—	—
	東支線	—	一〇一	一、七三六	七七	一八	一五	六	一四	一二	一五
	其他各驛	—	六〇	五二	一二	三	一	一	一	—	一
安奉線	安東及沙河鎮	—	三六	三五	七五	二〇	四	—	二	四	—
	朝鮮線	—	二	四	—	七	—	—	—	—	—
	鐵道省線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	其他各驛	—	三二	五〇	三	三	一	一	一	一	一
合計		—	一、一六五	二、八三五	二四三	一四六	八〇	七二	一二四	一七八	八〇

奉天に於ける主要獸毛皮類取扱商（通商公報第七五五號所載大正九年八月調）

（本邦商）中江商會、高村商會、豐田洋行、日本毛皮株式會社奉天出張所、滿蒙殖産株式會社、華東洋行、互信公司、安藤洋行、三浦洋行、阪本洋行、原茂洋行、信泰號、實業貨棧、松榮洋行、大島洋行、朝鮮皮革株式會社奉天出張所、丸鬼洋行、三井物産奉天出張所、松大洋行

（支那商）王皮舗、李皮舗、福順皮舗、永源皮舗、元興皮舗、興順俄皮舗、義合皮舗、永隆昌協增祥、德盛成皮舗、三和永皮舗、德發皮舗、益和皮舗、義興皮舗、萬興皮舗、益聚慶皮舗雙聚慶皮舗、合盛皮舗、福盛皮舗、天發永皮舗

更に外國商を「滿蒙の皮革」（本社農事試驗場編）に據りて掲くれは

（英商）怡和洋行、仁記洋行、高林洋行、源來洋行、義和洋行

（佛商）利源洋行

（露商）信昌洋行

外に獨商瑞記洋行は歐洲開戰後利記洋行と改稱し米國人代つて經營して居るといふ。

四、鄭家屯（四平街驛より西北五十四哩老哈河の右岸）

鄭家屯は前款に述へたる如く牛馬市場として發達したるものなれと畜產物の集散又見る可きものかある。然れと近來地方の開墾の進捗と交通の開發の爲めに畜產物市場は漸次洮南、白音太來或は東支鐵道方面に奪はれ衰退の傾向にあるも、猶東蒙に於ける一大市場たるを失はない卽ち年約三十餘萬枚の獸皮百六、七十萬斤の獸毛の集散を見る。而して集散物は一割位の當市消費の外全部奉天市場への中繼市場たるの觀かある。左に最近三年間當市場へ出廻れる產地別皮

革並獸毛類を掲くれは次の如くてある。（通商公報第八一四號大正十年三月十四日）

最近三年間産地別皮革産商比較表

種類＼産地	大正七年				大正八年				大正九年			
	鄭家屯	洮南	通遼鎮	合計	鄭家屯	洮南	通遼鎮	合計	鄭家屯	洮南	通遼鎮	合計
駱馬皮	八、〇〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	三、〇〇〇	八、〇〇〇	三五、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
牛皮	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一七、五〇〇	一三、五〇〇	五三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一五、〇〇〇	八〇、〇〇〇
驢皮	一二、〇〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、二〇〇	五、〇〇〇
羊皮	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	一八、〇〇〇	七五、〇〇〇
獾子皮	七〇	七〇	六〇	二〇〇	一〇〇	一五〇	五〇	三〇〇	一〇〇	一五〇	一五〇	五〇〇
猿皮	四〇	四〇	二〇	一〇〇	七〇	一〇〇	三〇	二〇〇	五〇	一〇〇	五〇	二〇〇
猫皮	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	一二、〇〇〇
黄皮	二五、〇〇〇	一〇、五〇〇	四、五〇〇	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
狐狸皮	三〇〇	八〇〇	四〇〇	一、五〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	一、五〇〇	二五〇	一、一〇〇	二五〇	一、六〇〇
狗皮	一二、〇〇〇	七、八〇〇	五、二〇〇	二五、〇〇〇	一三、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
兎子皮	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一六、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一五、〇〇〇
家鼠皮	五〇〇	三五〇	一五〇	一、〇〇〇	八〇〇	五〇〇	二五〇	一、五〇〇	六〇〇	五〇〇	六〇〇	一、七〇〇
猪子皮	三〇	六〇	一一〇	二〇〇	四〇〇	四〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	七五〇	二五〇	一、四〇〇
芥虎皮	不明	不明	不明	不明	一、八〇〇	二、二〇〇	八〇〇	四、八〇〇	二、〇〇〇	二、五〇〇	五〇〇	五、〇〇〇

最近三年間獸毛産地別産額比較表（單位斤）

産地	種類	猪毛	猪鬃	獸骨	羊毛	駱駝毛	馬尾	合計
大正七年	鄭家屯	七〇,〇〇〇	二,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四二七,〇〇〇
	洮南	七〇,〇〇〇	三,〇〇〇	九〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇	三,〇〇〇	四七一,〇〇〇
	通遼鎮	三五,〇〇〇	二,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,五〇〇	二,〇〇〇	二九〇,〇〇〇
	合計	一七五,〇〇〇	七,〇〇〇	四九〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	八,五〇〇	八,〇〇〇	一,一八八,五〇〇
大正八年	鄭家屯	一五〇,〇〇〇	三,五〇〇	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	三,五〇〇	五,〇〇〇	九一二,〇〇〇
	洮南	一〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇	三,〇〇〇	五六一,〇〇〇
	通遼鎮	五〇,〇〇〇	二,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,五〇〇	二,〇〇〇	四〇五,五〇〇
	合計	三〇〇,〇〇〇	八,五〇〇	九〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,八七八,五〇〇
大正九年	鄭家屯	一三〇,〇〇〇	四,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	六四一,〇〇〇
	洮南	一〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四,五〇〇	三,五〇〇	五一一,〇〇〇
	通遼鎮	五五,〇〇〇	一,五〇〇	二〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	三一〇,五〇〇
	合計	二八五,〇〇〇	八,五〇〇	五五〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	九,五〇〇	九,五〇〇	一,四六二,五〇〇

更に移出及消費高並に價格を擧くれは次の如くてある。

大正八、九年鄭家屯消費及移出皮革類及價格

種類	單位	單價 大正八年價格	單價 大正九年價格	消費高 大正八年	消費高 大正九年	移出高 大正八年	移出高 大正九年	移出地 仕向
騾馬皮	枚	— 元	上 六・〇〇元 下 五・〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三二,〇〇〇	四一,〇〇〇	奉天
牛皮	斤	大 一・三〇 中 一・〇〇 小 〇・八〇	大 一・〇〇 中 〇・八〇 小 〇・六〇 胎牛皮 〇・七〇	二,〇〇〇	二,二〇〇	四三,〇〇〇	七七,八〇〇	奉天 大連 營口

驢皮	枚		五・〇〇		四・〇〇	—	三〇〇	一、四四〇	四、七〇〇	奉天
羊皮	同		—	綿羊皮 山羊皮 羊板皮 羊羔皮	二・五〇 一・六〇 〇・七〇 一・三〇	—	五、五〇〇	—	六九、五〇〇	同
獾子皮	同		一・五〇	大 小	二・〇〇 一・五〇	五〇	五〇	五〇	四五〇	同
狽皮	同		一・五〇	大 小	一・五〇 三・〇〇	五〇	五〇	二五	一七〇	長春
猫皮	同	鮮皮 生皮	一・六〇 一・四〇	大 小	二・〇〇 〇・七〇	一、五〇〇	一、八〇〇	八、五〇〇	一、[illegible]	奉天
黄皮	同	牡 牝	三・〇〇 一・五〇	牡 牝	三・二〇 一・六〇	五、〇〇〇	五、五〇〇	[illegible]	四、[illegible]	同
狐狸皮	同		二九・〇〇 二七・〇〇	大 中 小	一六・〇〇 一四・〇〇 一〇・〇〇	二〇〇	二五〇	一、二〇〇	一、三〇〇	同
狗皮	同		二・五〇	大 小	一・八〇 一・五〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、[illegible]	二五、五〇〇	同
兎子皮	同	春皮 冬皮	〇・〇七 〇・一〇	春皮 冬皮	〇・〇八 〇・一〇	二、〇〇〇	二、四〇〇	一四、〇〇〇	三、〇〇〇	同
家鼠皮	同		〇・〇五		〇・〇五	二五〇	三七〇	一、三〇〇	一、三〇〇	同
猞子皮	同		三・〇〇	大 小	一三・〇〇 一〇・〇〇	二〇〇	二四〇	八〇	一、二〇〇	同
芥虎皮	同		—		〇・七〇	—	八〇	—	四、[illegible]	同

更に大正十年一月の時價を掲くれは次の如くてある。

品目	等級	價格	品目	等級	價格
狐狸皮	上	一八元	馬皮		六元五〇仙
	中	一四元			五元五〇仙
	小	一〇元			
貉子皮	上	一〇元	驢皮		四元
	中	八元			三元五〇仙
水獺皮	上	六〇元	牛皮（斤）	大皮	一元
	下	三五元		二皮	八〇仙
				三皮	六〇仙
旱獺皮		一二元	胎牛皮		七〇仙
芥虎皮		七〇仙	棉羊皮	上	二元五〇仙
		五〇仙		下	一元八〇仙
黄皮		三元二〇仙	山羊皮	上	二元
		一元六〇仙		下	一元五〇仙
猨皮	上	一五元	羊板皮（斤）	上	七〇仙
	下	一〇元		下	五〇仙
狗皮		一元八〇仙	羊羔皮	上	一〇五〇仙
		一元五〇仙		下	一元三〇仙
獾子皮		二元	獾子皮	上	四元五〇仙
		一元四〇仙		下	四元
猫皮		一元五〇仙	山兎皮		五仙
		一元			
騾皮		六元	家鼠皮	大	三五仙
		五元五〇仙		小	二五仙

備考　日本金百圓は小洋百四十元の相場

にして大正八年冬期中最高市價を現はし、其後大正九年冬は二、三割安に取引せられたか大正

十年一月末には實に五、六割安の相場となつた。

産地別價格表　（大正九年度）

品名	單位	鄭家屯	洮南	通遼鎮
		元仙	元仙	元仙
猪毛	百斤	一八・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇
猪鬃	一斤	六・〇〇	五・五〇	五・五〇
獸骨	百斤	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇
羊毛	百斤	二六・〇〇	二六・〇〇	二六・〇〇〇
駱駝毛	一斤	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇
馬尾	一斤	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇

獸脂の集散高に就いて見るに大正九年中當市場にて屠殺せるものは牛約二千頭、羊八千頭、豚一萬五千頭にして之より製したる獸脂は牛油三萬二千斤、羊油一萬五千斤、豚油二萬斤の見込にて從來は牛千頭を屠殺する時は約四萬斤の獸脂を出すへき例なりしも、獸脂の市價低廉なりしかは特に之を採油せすして肉付の儘販賣するを利益としたる結果、以上の産額を示したるものの如くてある。

右の販路を見るに豚油は菓子製造用、料理店、一般家庭用として全額を消費し、牛、羊油の三四割は蠟燭製造用として當市に消費せられ、殘りは四平街を經て長春、大連に移出せられた。大正八年の市價百斤に付最高小洋三十元、最低二十一元、大正九年にては小洋十八元なれば前年に比し十二、三元の安値となつてゐる。

皮革類の出廻りは蒙古地方より間斷なく來集するものなれど盛んなるは牛馬の出廻りと等しく春冬の候にして舊十一月乃至三、四月に尤も多い。

鄭家屯に於ける皮革取扱業者は團結して公議皮行なる組合を設け之に屬する皮窩子、皮舖、靰拉舖、皮襖舖等九十九戶あり、皮窩子の主なるものは成記、德記、四合盛、福義合、成順源德順長、洪義合、天德長、治記、王記、永成源、福記、合盛永、福合盛、永成利、恩記等てある。

五、長春（吉林の西七十九哩、奉天の北百八十八哩）

長春市場に集散する一箇年間に於ける獸皮の數量は左の如くてある。

品名	集散數量	單價	金額	摘要
京牛皮	枚 一、〇〇〇	小洋元 二一・六〇	元 二一、六〇〇	一枚平均十八斤とし一斤に付一元二十仙とす

達牛皮 架牛皮	一〇、〇〇〇	一〇・〇〇	一〇〇、〇〇〇	一枚に付平均十斤とし一斤一元とす
地方牛皮	五、〇〇一	一六・〇〇	八〇、〇〇〇	一枚に付平均四十斤とし一斤に付四十仙とす
馬皮	二〇、〇〇〇	四・〇〇	八〇、〇〇〇	
狗皮	二〇、〇〇〇	一・〇〇	二〇、〇〇〇	
猫皮	一〇、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
兎子皮	五〇、〇〇〇	白 二五 花 一五	九、五〇〇	
計	一一六、〇〇〇	—	三一五、一〇〇	

牛皮は直隷方面産（京皮）、蒙古産及附近産の三種があり京皮尤も品質良好である。多く營口又は奉天よりの再移入品てある。馬皮は懷德、農安、龍王廟、其他松花江左岸一帶及ひ長春附近産てあつて七、八千枚は日本向きにして品質は松花江一帶のもの最も良好てある。狗皮は南方雙陽河、煙筒山、伊通州東方、松花江左岸一帶、北方張家灣、龍王廟、孤楡樹、西方懷德、農安地方産を主とする。出廻は多く冬期間氷結時中てある。

取扱商には同聚源、安藤洋行、三順洋行等がある。

六、吉林（松花江左岸伊通州の東北二百八十支里、伯都訥の東南六百支里、寧古塔の西南千四十支里）

吉林市場は原皮の集散よりも毛皮の集散を主とし、畜産物市場としては盛なるものではない多く附近産の出廻を見るのみ。原皮は年集散牛皮五、六千枚、馬、騾、驢皮五千枚に過ぎない。

毛皮類は三姓及寧古塔方面より來集し其年集散數量は約左の如きものがある。

貂皮	一、〇〇〇枚	狼皮	二〇〇枚
豹皮	一、五〇〇	貉皮	二、五〇〇
虎皮	一〇	獾皮	二、〇〇〇
水獺皮	五〇〇	山狸皮	一、〇〇〇
狐皮	二、五〇〇	元皮	二〇、〇〇〇
猞狸皮	一〇〇	羊皮	二、五〇〇
灰鼠皮	二〇、〇〇〇	計	五三、八一〇

七、哈爾賓（浦鹽の西百二十五里、大連の北百五十一里）

哈爾賓は北滿に於ける中心市場にして當市場に集散する獸毛皮獸皮約百十一萬枚、獸毛四十五萬斤にして主として奉天市場への中繼市場たるの觀がある。

左に哈爾賓に於ける主なる獸皮毛の種類及數量を通商公報（第八四六號大正十年六月二十七

口）に依つて掲ぐれば次の如くである。（表中獸皮は枚數獸毛は支那斤量）

一、哈爾賓市場出廻畜産物表

狗皮	八九、八〇〇―一〇五、〇〇〇	豹皮	二―四
貉狸皮	一三、九〇〇―一六、九〇〇	虎皮	七―九
貉子皮	五、三〇〇―五、九〇〇	熊皮	三二―四三
水獺皮	二、五八〇―二、八五〇	山兎皮	四五、〇〇〇―五八、〇〇〇
貂皮	一、八六〇―二、一〇〇	家兎皮	四、八〇〇―五、〇〇〇
元皮	三四、五〇〇―四〇、三〇〇	馬皮	七一、〇〇〇―七五、〇〇〇
灰鼠皮	五八五、一〇〇―五九五、二三〇	牛皮	九二〇、〇〇〇―一、二三〇、〇〇〇
猞猁皮	二五〇、二二〇―二五〇、二四〇	綿羊皮	四六、〇〇〇―四九、〇〇〇
獺子皮	三八〇、〇〇〇	羔子皮	一六、〇〇〇―二〇、〇〇〇
猹子皮	一、八一〇―二、〇五〇	山羊皮	一〇、五〇〇―一一、五〇〇
猫皮	五、五〇〇―七、六〇〇	豚毛	二〇四、五〇〇―二二二、五〇〇
狼皮	三〇〇―三三〇	馬尾	二三一、〇〇〇―二五七、〇〇〇

馬鬃　二九、〇〇〇—三六、〇〇〇

羊毛　三四〇、〇〇〇—三六〇、〇〇〇

二、地方別哈爾賓出廻畜產物表

地名	狗皮	狐狸皮	貉子皮	水獺皮	貂皮
哈爾賓	五、六萬枚	七千枚	三千枚	千五百枚	千五百枚
北林子	二萬枚	—	—	—	—
賓州	七、八千枚	百—二百枚	—	—	—
呼蘭	一、二千枚	—	—	—	—
裕慶	八百—千枚	百—二百枚	—	—	—
雙城堡	二、三千枚	—	—	—	—
阿什河	二、三千枚	四、五百枚	二、三百枚	—	—
巴彥	七、八千枚	二、三百枚	百、二百枚	—	—
新城(扶餘)	—	—	—	—	—
三姓	—	千枚	一、二百枚	八十—百枚	八十—百枚
富錦	—	七、八百枚	十、八百枚	八十—百枚	三、四—十枚
佳木斯	—	四、五百枚	—	五、六十枚	—
湯原	—	二、三百枚	—	—	五、六十枚
方正	—	三、四百枚	一、二百枚	四、五十枚	—
同河	—	百、二百枚	一、二百枚	三、四十枚	—
卜魁	—	四、五百枚	—	—	—

海拉爾	—	一、二千枚	—	—	—
滿洲里	—	千枚	—	—	—
黑河	—	一、二千枚	—	—	—
尼爾固	—	—	千枚	一、二百枚	—
波力	—	—	—	七、八百枚	百、二百枚
橫公	—	—	—	—	百、二百枚

地名	元皮	灰鼠皮	猞猁皮	獺子皮	狟子皮	猫皮
哈爾賓	二萬枚	三十五萬枚	二百枚	二十萬枚	千枚	—
湯源	二、三千枚	二十萬枚	一、二十枚	—	二、三百枚	—
三姓	二、三千枚	二、三萬枚	一、二十枚	—	一、二百枚	千枚
富錦	一、二千枚	二千枚	—	—	百枚	—
佳木斯	四、五百枚	二千枚	—	—	—	—
巴彥	二、三千枚	千枚	—	—	百五十枚	一、二千枚
裕慶	千枚	一萬枚	—	—	百枚	五、六百枚
阿什河	千五百枚	—	—	—	—	二千枚
賓州	六、七百枚	—	—	—	—	—
方正	千枚	二萬枚	—	—	—	八十、百枚
同河	四、五百枚	五千枚	—	—	—	八十、百枚
卜魁	二、三百枚	五千枚	二、三十枚	二萬枚	三萬枚	—
海拉爾	一、二百枚	一萬五千枚	八十—百枚	二十一萬枚	十二萬枚	—

地名	猿皮	豹皮	虎皮	熊皮	山兎皮	家兎皮
滿洲里	二、三百枚	—	—	二萬枚	三萬枚	—
黑河	一、二百枚	—	—	—	—	—
北林子	二、三千枚	五千枚	—	—	—	一、二千枚

地名	猿皮	豹皮	虎皮	熊皮	山兎皮	家兎皮
哈爾賓	二百枚	—	—	—	三萬枚	三千枚
海拉爾	四、五十枚	—	—	—	—	—
卜魁	二、三十枚	一、二枚	—	—	二、三千枚	四、五百枚
三姓	二十枚	一、二枚	三、四枚	三、四十枚	一、二千枚	四、五百枚
扶餘	二、三十枚	—	—	—	—	—
阿什河	—	—	四、五枚	—	—	—
裕慶	—	—	—	二、三枚	—	—
滿洲里	—	—	—	—	一、二萬枚	—
北林子	—	—	—	—	二、三千枚	千枚

地名	馬皮	牛皮	綿羊皮	羔子皮	山羊皮
哈爾賓	五萬枚	大形十萬枚 小形二、三十萬枚	二萬五千枚	一萬枚	七千枚
北林子	一萬四、五千枚	—	—	—	—
裕慶	一、二千枚	—	—	—	—
賓州	三、四千枚	—	—	—	—

拜泉	三、四千枚	—	—	—	五百枚
滿洲里	—	十萬枚	四、五千枚	一、二千枚	一千枚
海拉爾	—	十萬枚	四、五千枚	三、四千枚	一千枚
卜魁	—	一、二十萬枚	三、四千枚	一、二千枚	—
昂々溪	—	三、四十萬枚	—	—	—
哈爾賓にて屠殺するもの	—	二、三萬枚	—	—	—
扶餘	—	—	一萬枚	三、四千枚	一、二千枚

地名	豚毛	馬尾	馬鬃	羊毛
哈爾賓	十萬枚	十五萬枚	—	二十萬枚
北林子	二萬枚	五、六萬枚	四、五千枚	—
裕慶	六、七千枚	三、四千枚	一、二千枚	—
卜魁	四、五千枚	一、二千枚	一萬枚	—
呼蘭	三、四千枚	一、二千枚	—	—
巴彦	一萬五千枚	二、三萬枚	四、五千枚	—
富錦	二千枚	—	—	—
佳木斯	一千五百枚	—	—	—
三姓	二千枚	—	千枚	—
賓州	四、五千枚	一、二千枚	二、三千枚	—
方正	二、三千枚	千枚	一、二千枚	—
阿什河	一萬五千枚	二、三千枚	四、五千枚	—

雙城	一萬五千枚	二、三千皮	二、三千枚	―
滿洲里	一、二千枚以下白毛	―	―	十萬
黑河	三、四千枚	―	―	―
海拉爾	一、二千枚	―	―	一、二萬枚
海參威	一、二萬枚	―	―	―
扶餘	―	―	―	三、四萬枚

次に其價格及販路を示せば左の如くである。

種類	價格	一枚重量	販路
狗皮	一枚七、八十仙	四斤	奉天
狐狸皮	八―十二元	三斤	奉天 ハルビン(一、二千枚消費)
貉子皮	四―八元	三斤	奉天
狸毛	一斤一元五十仙	―	英國
水獺皮	一枚二十元―四十五元	二斤	奉天 ハルビン(三、四百枚消費)
貂皮	四十元―五百元	四兩(四十匁)	
元皮	公皮(牡)一元六十仙―二元 母皮(牝)八十仙―二元	―	奉天 ハルビン(三、四千枚消費)
灰鼠皮	八十仙	―	奉天 ハルビン(四、五萬枚)
猞猁皮	二十元―四十元	三斤	奉天
獺子皮	七仙―二十五仙	〇、四斤	同
獾子皮	一元二、三十仙	一斤	同

猫皮		十五仙—五十仙	〇、六斤	奉天
豹皮		五十元	十二、三斤	同
豹骨	頭分	二十元(藥用)	—	同
虎皮		三百元	二、三十斤	同
虎骨	一斤	十元	二十四斤—三十二斤	同
熊皮		十一、二元	二、三十斤	同
熊骨	一斤	二十仙	四十斤	同
兎皮		二十仙	半斤	同
馬皮		三元五十仙	大形十斤以上	奉天(四萬枚) 天津(一萬枚) ハルビン(一、二千枚)
牛皮	京牛皮	一斤六十仙	三十斤	ハルビン(三、四萬枚消費)
	達牛皮	同五、六十仙	八—十三斤	同(五、六萬枚)
	小牛皮	同三、四十仙	—	同(二、三千枚)
綿羊皮		一元二十仙	二斤	奉天
羔子皮	大毛羔	一元四十仙	半斤	
	二毛羔	一元二十仙	—	
	小毛羔	一元	—	
驢皮		二元五十仙	六斤	
山羊皮	皮襖	十元	二斤	奉天
馬尾	一斤	七十仙	—	奉天 ハルビン(四、五萬斤消費)

馬鬃	十斤 一元十仙	—	奉天
羊毛	海拉爾 一斤 一仙 扶餘 三十三仙	—	
猪鬃豚鬃	一等品長四—五寸 一斤五元	—	産額 五萬斤
	二等品長三—四寸 同 二元二角	—	同 二—三萬斤
	二等品長一—二寸 同 八角	—	同 二—三萬斤

哈爾賓に於ける毛皮取引商を哈爾賓日本商業會議所の調査に依れば次の如くである。

一、毛皮取扱店及毛皮工場

イ、露米人其他

ウルフソン	毛皮買入	ピルジエワヤ街
グトベツアル	同	同
イデルニウラル商會	毛皮輸出	コンナヤ街
グクゴロス	毛皮販賣及加工	同
ブイホフスキー、ジイツク兄弟商會	毛皮輸出	ヤムスカヤ街
フルダムイルゲルム	毛皮工場	サマシナヤ街
ゴルマン	毛皮賣買	ジヤゴナリナヤ街
フリユス	毛類賣買毛皮工場	キタイスカヤ街

ペチルソン、コルジエルスキー　毛類仲介及毛皮工場　アプテカルスカヤ街

ファイン、ユフモイス　毛皮賣買仲介　コンメルチエスカヤ街

ロ、支那人側

永順利　恒順祥　毛皮賣買　埠頭區四道街

同義茂　仁昌皮莊　同　傅家甸

同義慶、同義昌、義豐源、大羅新、永衡通　毛皮代理取扱　傅家甸

二、毛皮輸出入高及取扱仕譯

イ、輸出入高　百五十萬元

内譯　羊皮九十萬元、鼠皮七萬元、水獺十萬元、猿皮三萬元、狐皮十六萬元、狢皮二十四萬元

ロ、取扱仕譯　露米人其他　百十五萬元、支那人　三十五萬元

内譯　羊皮十五萬元、水獺六萬元、猿皮七千元、狐皮六萬元、狢皮五萬元、鼠皮二萬三千元

八、海拉爾（哈爾賓の西北七百露里、滿洲里の東南百七十五露里）

海拉爾

海拉爾は蒙古人相手の畜産貿易市場にして蒙古人は各種畜産物と雜貨類（麥粉、粟、磚茶、煙草、各色布帛、羅紗等）と交易する。是等の仲介商人は支那人にして露人も亦之に從事して居る。

當市場集散の年額は大約左の通りである。

品名	年産額（枚）	戦前相場		數量
生牛皮		一布度	五・五〇 留哥	生皮は一枚大二布度半小二十七八フントアリ
干牛皮	一〇〇,〇〇〇	同	一五・〇〇	干牛皮は大四十フント中二十・ント小十五フントあり
小牛皮		同	二〇・〇〇	干皮となして一枚十四フン・・下な小牛皮といふ
羊皮	二三〇,〇〇〇	一枚	・七〇	
タルバカン皮	二〇〇,〇〇〇	同	・〇二	
馬皮	六〇,〇〇〇	同	二・五〇	
羊毛（洗毛せるもの）	七〇,〇〇〇	一布度	一〇・〇〇 一二・〇〇	
同（洗毛せざるもの）	—	同	五・〇〇 六・〇〇	
駱駝毛	二,〇〇〇	同	一〇・〇〇	
狐狸皮	六,〇〇〇		—	
狗猫皮	八〇〇		—	

各種畜産物は蒙古各地より來集するものにして戰前にありては殆と全部歐露へ輸出せられたるものにして現今漸く南下するものを見るに至つた。品質は何れも南方各地産に比して劣るを免れない。出廻期節は毎年露暦十一月乃至二月の冬期である。

今參考の爲めに東支鐵道にて搬出せられた數量を掲くれは次の如くてある。

東支鐵道による呼倫貝爾積出畜產品

種類	一九一二年より一九二一年まで十箇月間平均一ヶ年		同上最高積出額（一九一七年度）	
	海拉爾	滿洲里	海拉爾	滿洲里
羊	二九,二七〇頭	三五,五二四頭	三八,一六九頭	四三,二二一頭
羊毛	三五,九二六擔	三二,三五一擔	六八,三三一擔	二八,八六〇擔
輸出向居牛	七,六二三頭	一三,三三八頭	一三,九五一頭	一七,〇八一頭
發送生牛	一,三三八	三,九〇八	一,三三一	三,六七九
馬	一,三二五	六三四	六,一七〇	二,五四九

備考　一九一七年は呼倫貝爾に於ける畜產物積出高の最高に上りし年にして以つて直ちに輸出可能力の極限と稱し難かる可きも之に近きものならむか。

滿洲里

九、滿洲里（哈爾賓を距る西北八百七十六露里、露支國境に在り）

海拉爾と同樣對蒙古人との畜產物交易市場にして其集散額又少くない。

種類	年產額	戰前相場	數量
生牛皮	一〇〇,〇〇〇枚（生牛皮・干牛皮）	一布度に付　六・五〇留	內當地屠場生產五萬枚
干牛皮		一枚に付　一〇・〇〇　一五・〇〇	一枚二十乃至二十五フント
馬皮	四〇,〇〇〇	—　七・〇〇　八・〇〇	一枚十五フント內外

羊皮	一二〇、〇〇〇	同	七五 一・〇〇	内當地屠場生産六萬枚
タルパカン皮	三〇〇、〇〇〇	同	五〇	
羊毛(洗毛)	六〇、〇〇〇	一布度に付	一六・〇〇	
羊毛(洗毛せさるもの)	—	同	五・〇〇 六・〇〇	
小羊毛	一〇、〇〇〇	同	八・〇〇	
駱駝毛	一〇、〇〇〇	同	一〇・〇〇	
馬尾	二、〇〇〇	同	二〇・〇〇 二四・〇〇	
馬鬃	二、〇〇〇	同	七・五〇	

第二節　出廻の系統

家畜及畜産物の市場に搬出せらるる方法には次の如きものかある。

第一款　蒙古人の手に依るもの

蒙古人の手に依るもの

市場附近の蒙古人は隨時其の産出せる家畜又は畜産物を搬出して雜貨類と交易すれと遠隔のものは自己の家畜、其他及ひ賣意ある一族の者の家畜を糾合して一團となし天幕、糧食等を牛車に登載して悠々放牧しなから市場に到る。



支那人の手に依るもの

蒙古人馬の輸送

牛の輸送は多く二、三百頭内外を一團とし五六十頭に一人の騎馬者を附し、夏は日出前及日沒前各三十支里位の行進に依り日中は休憩す。冬季は日中も行進を續行して一日七十支里内外を行進する。馬は一、二百頭を一隊とし三十頭に一人の騎馬者を附して一日行程夏六十支里冬百支里を行進する。

第二款　支那仲買人の手に依るもの

支那人の仲買郎ち出撥子（蒙古人は之を貨郎といふ）の手に依るものであつて毎年舊三月より五月及ひ七月より九月を期とし蒙古人の嗜好に投するもの或は日用品を調へ、隊商をなし牛車三、四十輛より少きは三、四輛に商を品を積載して人員三、四人乃至十數人を以

て一隊となし蒙古部落到る處に商品を陳列して五、六日の滯在に依り其地の交易を終り、他處に向ひ或は又一地に永く停止するものもある。

商取引は物々交換であつて春夏の候には毛皮類を、舊七、八月には馬を、晩秋より初冬にかけて牛を交易物とし舊十一、二月の頃牛馬は蒙古人を雇ひ第一款の如くして市場に搬出し毛皮類は牛車にて市場に歸る。一年の交易高五、六千元乃至三萬元に及ぶといふ。

出撥子は各々其勢力範圍あり從つて各市場は各專屬の出撥子を有してゐる。

一、歸化城を根據とせる出撥子……內蒙古西二盟、察哈爾西半部及外蒙一帶

一、張家口を根據とせる出撥子……內蒙古西二盟、察哈爾東半部及外蒙一帶

一、多倫諾爾を根據とせる出撥子……外蒙車臣汗部、呼倫貝爾、錫林郭勒盟、察哈爾東部

一、赤峯烏丹城、經棚、林西)を根據とせる出撥子……錫林郭勒盟、昭烏達盟の阿魯科爾沁、大小巴林、南北敖漢、東西翁牛特、克什克騰旗

一、小庫倫を根據とせる出撥子……哲里木盟、東西札魯特、大小巴林、阿魯科爾沁、奈曼、敖喀、爾喀左翼旗、東西烏珠穆沁旗

一、鄭家屯、洮南を根據とせる出撥子……哲里木盟、東西札魯特、特阿魯科爾沁、大小巴林、東西烏球穆沁、呼倫貝爾

第三款　蒙古在住の支那商人の手に依るもの



牛賣り（モリ廟）

蒙古在住支那人に依るもの

蒙古内地に根據を有し店舗を構へて商業に從事し燒鍋其他に從事し、本業以外に蒙古貿易を營み蒙古人に金錢を貸付け、穀類其他日用雜貨品を懸賣し代價として穀物或は家畜、其他畜産物を以て交易する。

交換せられたる家畜は蒙古人に飼養を依賴し市價を見て搬出せしめる。

棧店經記に依るもの

第四款　棧店經記の手に依るもの

棧店、經記とは各々其本業とするものの外に蒙古語に通する店員をして蒙古地帶に外櫃として派遣し蒙古人に家畜の出賣畜産物の搬出をなさしめる。

外國人に依るもの

第五款　外國商人の手に據るもの

日商又は歐米人の買辦に依りて搬出せらるるも

のにして各國人各々其勢力圏を有して居る。

一、日商　日商の蒙古進出は日露戰役頃に其端を發し張家口を根據として蒙古貿易を開始したるも大資本のものは少く賣藥質業を兼ねて傍ら畜産物の搬出をなして居る。

二、英米商　英米商は明治二十七年始めて羊毛買收の爲め張家口に買辦を派遣し續いて內蒙古中央部に及ふ。

三、佛商　佛商は歸化城以西を獨占して居る。

四、獨商　獨商は營口を根據として錦州、新民屯方面に及ひたるも歐洲大戰以來英米人の代る處となつた。

五、露商　露商は地勢上西伯利亞方面より南下し外蒙及呼倫具爾地方を獨占し又哈爾賓在住の露商の活動も見る可きものかあるも國內の動亂に稍やその勢力を失ふに至つた。

右の外支那小賣商人か市場附近の旗內より又其他旅行者等に依つて搬出される畜産物も市場に現はれる。

第六款　市場の系統

市場の系統

家畜並に畜産物は滿蒙の各鐵道を利用するものよりも依然として陸路第一款に述へしか如く

或は又滿洲に於ては支那人の手に依つて放牧しながら家畜を市場に搬出し、又牛、馬車に依る搬出法か其大部分を占めて居る。而して各市場は一定の背後地を有して居る其系統を掲くれは次の如くてある。

大市場	中繼市場	市場	生産地
奉天	哈爾賓	哈爾賓	北滿洲一帶
		海拉爾(滿洲里)	東西烏珠穆沁、外蒙古臣汗部、呼倫貝爾
		齊々哈爾	東烏珠穆沁、札賚特、杜爾伯特
		伯都訥	南北郭爾羅斯、札薩克圖、蘇鄂公
	鄭家屯	洮南	札薩克圖、蘇鄂公、南北郭爾羅斯、圖什業圖、達爾罕
		鄭家屯(白音太來)	達爾罕、博王、東西札魯特、阿魯科爾沁、小巴林
	奉天	新民屯	賓圖、舊養息牧廠
		奉天	法庫門、康平縣、鐵嶺、開原、奉天、長春、海城、其他南滿洲一帶
天津	赤峰(錦州)	開魯	東西札魯特、阿魯科爾沁
		小庫倫	奈曼、兩喀爾喀、喇嘛游牧
		朝陽	土默特
		赤峰	東西翁牛特、南北敖漢、喀喇沁
		烏丹城	西烏珠穆沁、大小巴林、阿魯科爾沁、東翁牛特
		經棚	克什克騰、浩齊特、阿巴噶
		林西	西烏珠穆沁、大小巴林

```
─張家口─┬─多倫諾爾……克什克騰、阿巴哈訥爾、蘇尼特、察哈爾
        ├─歸化城……內蒙古西二盟、察哈爾及外蒙古一帶
        └─張家口……外蒙の大部分、內蒙古西二盟各旗、察哈爾の大半
```

第三節　取引の慣習

第一款　經紀及棧店

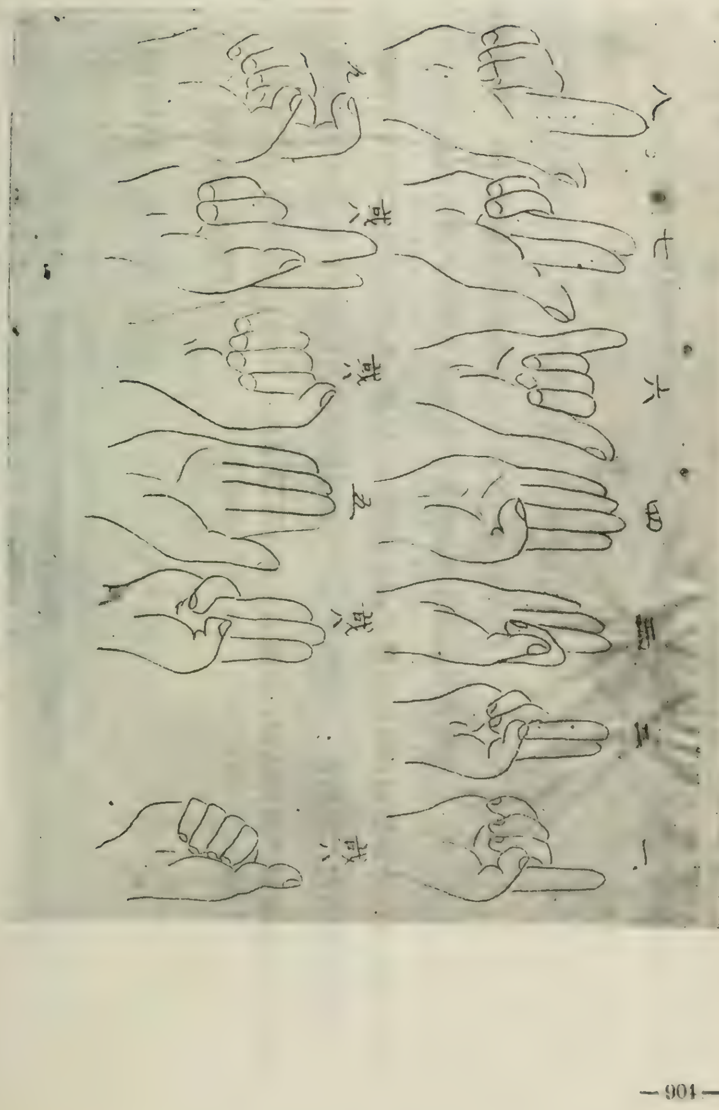
經紀及棧店

一、仲介者　畜產物の取引は經紀（チンチ）と稱する賣買仲介者又は棧店と稱する問屋兼宿店の手に依つて行はれ、經紀は多く棧店に平素出入し賣買兩者より手數を採り、棧店內に於て賣買成立したる時は外に棧店規定の口錢を支拂ふ。棧店は又經紀の手を經ずして直接店員をして賣買の仲介の勞をとる別に牛馬房と稱し棧店の規模小なる營業をなすものがある。

二、仲介手數料　仲介手數料を揭ぐれば次の如くである。

經紀の手數料は別に一定しないか普通左の如くてある。

馬	一頭	賣主より	小洋錢	三角乃至四角
		買主	同	六角乃至八角
牛	一頭	賣買兩主より		二角乃至四角
羊	一頭	同		半角乃至一角



支那人間の取引に使用せらるる暗號

棧店の口錢も不定なるを普通左の如くてある。

馬騾一頭	買主用錢	小洋錢	四角乃至六角
	賣主保錢	同	同
驢一頭	同	同	二角乃至二角半
	同	同	同
牛一頭	同	同	四角乃至五角
	同	同	同
羊一頭	同	同	半角乃至一角
	同	同	同

第二款　馬市

馬市

（二）仲介者の手に據らさるものは牛馬市にて直接取引を行ふものかある。取引は多く金錢（各地方の通貨）に據るも又物々交換をなす場合もある。家畜の取引にあつては別圖の如く手指を以つて價格の符徵となすこと本邦牛馬商と相似て居る。

第三款　獸骨の取引慣習

獸骨取引

獸骨の取引に關し今鄭家屯に於て行はるるものを擧くれは批買と收買との二方法かある。卽ち批買とは相當なる保證の下に鍋房に金を前渡して賣買の契約をなすもの、收買とは「收買獸骨」の看板を掲けて賣主を待ちて現金取引を行ふ。

第四款　山貨店



蒙古馬市

山貨店

大市場に於ける商慣習を擧くるため奉天に於ける畜産物の取引慣習を見るに獸皮、獸毛は山貨店と稱する煙草、麻、藥材、人蔘、果物、皮毛類等の特種土貨の取扱及び輸入雜貨布疋等の委託賣買を專業とする一種の問屋を介して賣買せられ、産地取引商人より委託商品として搬出し來れる各種の山貨を其構内に保管し荷主に代つて保管取引一切の代辨を營み取引問屋に錢を收む。構内には賬房及倉庫の外顧客の宿泊に便する爲め多數の客室を有し、野積保管場たる廣大なる空庭を有して居る。保管貨物に對し期限の長短に係らす倉敷及置場料を徵收しないか、野積のものには雨覆アンペラ使用料として百枚分七、八十仙乃

至一元内外の損料を荷主より徴收する。其他雜貨の乾燥驅蟲の手入れ、改裝、看貫料等時に應し要するも實費を賣約成立後商品代金中より問屋口錢、課税、立替金等と共に控除す。問屋口錢は大約左の通りてある。

イ、小西關山貨店組合規定口錢率

賣主より	從價に對する問屋口錢	三　分
買主より	同	一　分

ロ、城裡山貨店組合規定口錢率

賣主より	從價に對す問屋口錢	二　分
買主より	同	一　分

第四節　輸移出の状態

第一款　家畜、家禽及鷄卵

滿洲各港市より畜産品に關する輸移出品の最近五年間の統計を掲くれは次の如くてある。

一、家　畜

地名	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
安東	四五一頭 五、五三九	四三八頭 六、九一三	一、〇四五頭 一三、三八三	九五三頭 一三、一七〇	一、一二三頭 九、七[illegible]六
大東溝	六 二五	— —	— —	三 三	一〇 二
大連	一、九三四 一四、七九四	一、八六〇 一二、九四五	三、五三四 三三、五八九	三、二六八 一四、七三[illegible]	一、五九二 一〇、九二二
牛荘	一、〇三三 九、二九一	一、八五三 一六、三六〇	一、七四一 一六、二一六	一、七七一 一四、四二八	一、四三三 一三、三六八
瑷琿	二、五五三 一八六、六二九	一三、八二三 三〇三、〇五一	五、七一八 一四〇、一九八	二、三七一 七八四、〇三九	七、三三三 一七四、六二三
三姓	七 四〇	九六一 八、三八六	一、五八五 一〇、八八七	一八九 二、〇七七	五〇〇 八、〇四七
満洲里	一七〇 三、三八三	— —	— —	一、八八六 三三、四〇五	一、三〇七 二九、四〇三
哈爾賓	八九九 一七、七三三	一三三 三、六七四	一三三 二、八三八	一 六〇	— —
綏芬河	二三、八八九 三二四、九四七	一五、九一三 四五一、八八六	一九、二九五 二七七、〇六四	一〇、三三一 三二九、一九五	一三、八二〇 四九八、四四三
合計	— —	— —	— —	— —	— —

二、家禽

地名	大正六年		大正七年		大正八年		大正九年		大正十年	
安東	一五九羽	二五	六五羽	二四	―羽	―	一五四羽	七九	七四〇羽	一六四
大連	七三、四六二	二、七四七	六八、六〇〇	一、八八六	九二、三〇〇	二、六四一	八一、七〇〇	三、三二一	五四、三三〇	七、六七〇
牛莊	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
璦琿	一一、三〇三	六、四四三	七一三	二〇七	七、八七一	二、三一九	―	―	九一〇	三八〇
三姓	一〇、三八二	一、四九〇	三、四三六	七三六	二、五三三	三二七	一五八	四〇	―	―
滿洲里	―	―	―	―	―	―	一、一八四	四四八	八四	二〇
哈爾賓	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
綏芬河	三、一三三	三、五〇八	一五、九九五	三、九五〇	三二、八一四	一〇、一〇七	一六、八七五	六、七四八	四九、三六六	二〇、二五三
合計	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

三、鷄卵

地名	大正六年		大正七年		大正八年		大正九年		大正十年	
安東	千箇 六	五四〇	千箇 一〇	二一	千箇 二六	二五一	千箇 四二三	四、四七六	千箇 一五九	二、二一〇
大東溝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大連	一九	一四〇	六一	四五八	五	六六	一二三	九〇二	一、九四七	二〇、七五五
牛莊	—	—	—	—	—	—	二	六五	七四	六六一
璦琿	一、五八三	一四、八八一	一、六四三	二四、六三四	一、四七九	二三、六七四	三〇	三〇六	四〇	八八〇
三姓	二、〇九九	一三、六四六	四八四	三、七二三	一、二二六	四、四七七	一一三	一、二〇九	六九	一、二四二
滿洲里	一九、一九八	一九一、九七五	四五五	五、〇〇五	三、三五三	二六、八二四	二一〇	二、九四〇	六五	一、二七五
哈爾賓	七、〇二六	七一、六七〇	一、一二六	一四、七五一	七六五、六〇〇	六、一四一	—	—	九〇	一、六二〇
綏芬河	二二、一三〇	一〇一、五三二	九、一四四	九五、二九七	一、四七六	七九、二三三	七五三	一四八、六〇五	二〇、三四六	三五三、三三四
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第二款　皮革

地名	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
	海關兩	海關兩	海關兩	海關兩	海關兩
安東	三〇〇、二三六	一二三、〇五五	二九四、九一五	一五〇、三九一	一六〇、四五三
大東溝	—	—	—	—	—
大連	二六五、八九九	六四一、二三〇	七四二、六〇九	五三五、三九六	二九一、八一八
牛荘	二三三、四四八	二〇七、四〇〇	三七五、五一九	八八、四一三	一七六、五三五
璦琿	一、一二八	一四、八六一	二、八四一	二五、三一五	二一、八二三
三姓	—	—	—	—	—
満洲里	一、七二一、三一六	六七、七八三	二九六、六七三	八六、三六三	一六、〇八五
哈爾賓	二九、三八四	二六一	二、〇九五	—	八二一
綏芬河	八四四、六四六	二六、七〇四	一〇九、二六〇	三三、八六五	五〇、四八五
合計	—	—	—	—	—

第三款　獸骨及角牙

一、獸骨

地名	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
安東	七四、一〇九擔 九五、三八三	七八、五九一擔 七四、六一二	四、三六八擔 四、七四〇	三五、九八一擔 一八、三五八	一三、二五四擔 一二、一五八
大東溝	五〇 六八	― ―	― ―	― ―	― ―
大連	三九、九三五 四五、九六一	四〇、二一七 四四、二三九	一五八、一三七 一九三、六一〇	一〇四、三三八 一四一、九〇〇	三九、七四六 一四六、八五四
牛莊	八、二六三 七、〇八二	八、二二七 九、六四一	一七、〇七一 二三、二五三	四、五一五 六、〇五三	七、六一六 一一、三五三
璦琿	― ―	― ―	― ―	― ―	― ―
三姓	― ―	― ―	― ―	― ―	― ―
滿洲里	― ―	― ―	― ―	― ―	― ―
哈爾賓	― ―	― ―	― ―	― ―	― ―
綏芬河	― ―	四七一 八七五	一、九六三 二、〇〇一	― ―	― ―
合計	― ―	― ―	― ―	― ―	― ―

二、角牙

地名	大正六年		大正七年		大正八年		大正九年		大正十年	
安東	擔 一、五五六	六、七八一	擔 九三六	四、五五三	擔 —	—	擔 九七〇	一九、八五六	—	—
大東溝	八九	六三一	五二八	四、三〇四	五五九	一、七六一	三六	一一三	—	—
大連	二三	一二六	一二八	三、七〇四	—	—	二五六	一六、一一八	—	—
牛莊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瑷琿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三姓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滿洲里	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
哈爾賓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
綏芬河	—	—	七八九	四、四三六	二一	三四	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第四款　獸脂

地名	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
安東	六四擔 七三三	五七五擔 六、三一九	一〇九擔 一、四〇五	三三擔 六三九	二〇擔 二八七
大東溝	— —	— —	— —	— —	— —
大連	五 五四	一、〇五七 一四、七九八	一、二一七 一三、九一七	三五二 四、〇〇三	二、一八八 二三、六七五
牛莊	— —	七 一二三	九 一八一	三七 六六二	— —
璦琿	二六四 四、九七七	二二三 二、九九五	一五八 一、八九六	一八六 二、五七五	一八七 二、六二〇
三姓	五 六五	— —	— —	— —	— —
滿洲里	一三、五〇六 一、九三五、八三七	九五一 一三、三一四	九、二一八 一〇四、八五七	六、六五九 八九、五六七	八、七四二 一二三、三九九
哈爾賓	二四、九七四 三八七、〇九七	— —	一 二	七〇五 七、七一三	一五四 一、八三二
綏芬河	五、四三九 七三、一八一	二、二三九 二七、二三九	四四八 四、二〇五	— —	一〇一 一、四一八
合計	— —	— —	— —	— —	— —

第五款　毛類

一、豚毛

地名	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
安東	擔 三七 三、四四五	擔 三 三七五	擔 八四 五、一八七	擔 一〇 一、四二三	擔 [illegible] [illegible]
大東溝	— —	— —	— —	— —	— —
大連	一、九八七 一四七、三三七	六八四 四六、〇五八	八九五 五三、〇七七	一、二九四 一二四、二〇〇	[illegible] 一三六、八七二
牛莊	二、五九二 二四七、〇八六	二、五〇〇 一八二、五九七	一、五八三 一三〇、五八九	一、九九六 一六五、二一七	[illegible] [illegible]
瑷琿	— —	一 三	一八 三〇六	— —	— —
三姓	— —	— —	— —	— —	— —
滿洲里	— —	— —	— —	— —	— —
哈爾賓	— —	— —	— —	— —	— —
綏芬河	一二 四一六	六三 四、九三二	五〇 二、六六五	— —	— —
合計	— —	— —	— —	— —	— —

二、羊毛及其他毛

地名	大正六年		大正七年		大正八年		大正九年		大正十年	
安東	四、三六八担	三八、一九七	二、六九七担	九七、九七〇	二、四九二担	一〇九、七三六	二三一担	一七、一六三	三八六担	一三、七〇〇
大東溝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大連	二、二〇八	七〇六、五三一	一六、一〇一	三九三、三〇一	三〇、八六五	九九〇、九六八	一三、〇四七	三二三、〇〇三	六、七四八	一五八、二二五
牛荘	一、六二四	四〇、一七三	三、六七五	八九、五六八	五、七〇九	一三七、〇二五	一、九七〇	六三、六八五	二、二七九	七七、〇六六
瑷琿	四九	六二九	一四七	一、二三七	三	九〇	七六七	三三、〇八四	一九	四六九
三姓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満洲里	二八	六八六	—	—	—	—	二三九	三、五八五	六四	二、七一四
哈爾賓	五八	七〇	—	—	—	—	—	—	二四	四五九
綏芬河	一、六九一	四、三三四	一、一四二	一三、六八八	一、八六七	二〇、二七一	一、二三一	四〇、六二〇	七六	三、九三〇
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

右の外満蒙産畜産物にして天津より輸出せらるるものあるを以て右表は満蒙産畜産輸出品の全部てないのは勿論てある。

第十二章　滿蒙畜産に關する邦人の寄與

第一節　滿鐵農事試驗場

滿鐵農事試驗場

本社農事試驗場畜産科に於ては大正二年以來滿蒙畜産の改良に關する試驗を行ひ兼ねて優良種畜の普及に努力して居る。即ち大正二年四月事業準備に著手し、大正三年に至り種羊及蒙古在來種二百八十六頭を購入し、緬羊に關する試驗を開始し大正四年には種羊としてランブイエメリイ種、牡八頭、牝二十五頭、サウスダウン種牡一頭、牝一頭を北米合衆國より輸入した。而して家畜及家禽の改良繁殖、飼養管理、飼料、獸醫竝に畜産製造の各試驗に關しては相當見る可き成績を擧けて居る。

次に主要なる試驗の成蹟を摘記すれは次の如くてある。

第一款　緬羊に關する試驗

一、雜種試驗

外國種緬羊中メリノー種、シユロツプシア種及サウスダウン種の牡を蒙古在來種牝羊に交配



公主嶺農事試驗場畜産科放牧緬羊と其羊舍

して雜種に關する形態、毛質、毛量、生體量屠肉量の成績を試驗せるに、其結果は次の如くである。

形態

形態に就ては雜種は在來種に比し體軀は一般に太さを增し、脂肪尾は中間形を顯はし二回雜種は更に外國種に近く、毛叢は著しく密となり頭部、腹部及脚部に緬毛を密生し來る。

毛質

毛質はメリノー蒙古在來種の一回雜種はメリノー種及蒙古在來種の毛質と異る雜種形を生し、之を蒙古在來種に比し粗緬毛を減少し、緬毛の量を增加し毛叢は密となり、毛纖維は太さ捲縮度長さ柔軟均整度、鱗片の形狀及數に於て著しく進化を示して居る。更に二回雜種に至つては毛質に於て純粹のメリノー型羊毛を有するものと、雜種型

緬羊の雑種

蒙古在來種　　　　ソリノ種



ソリノゝ蒙古在來種一回雑種　　　　ソリノゝ蒙古在來種二回雑種

羊毛の二種を生し此比一對一である。而して此メリノー型羊毛を有する二回雜種は遺傳上固定せられたるものであつて、メリノー種の代用として蒙古在來種に配するに何等メリノー種と異る處かない。サウスダウン種及シユロツプシヤ種を用ひたる時も同樣の遺傳狀態を示した。而して此三者の雜種を比較するにメリノー種の雜種はサウスダウン種雜種に優り、サウスダウン種雜種はシユロツプシヤ雜種に優る。

毛量

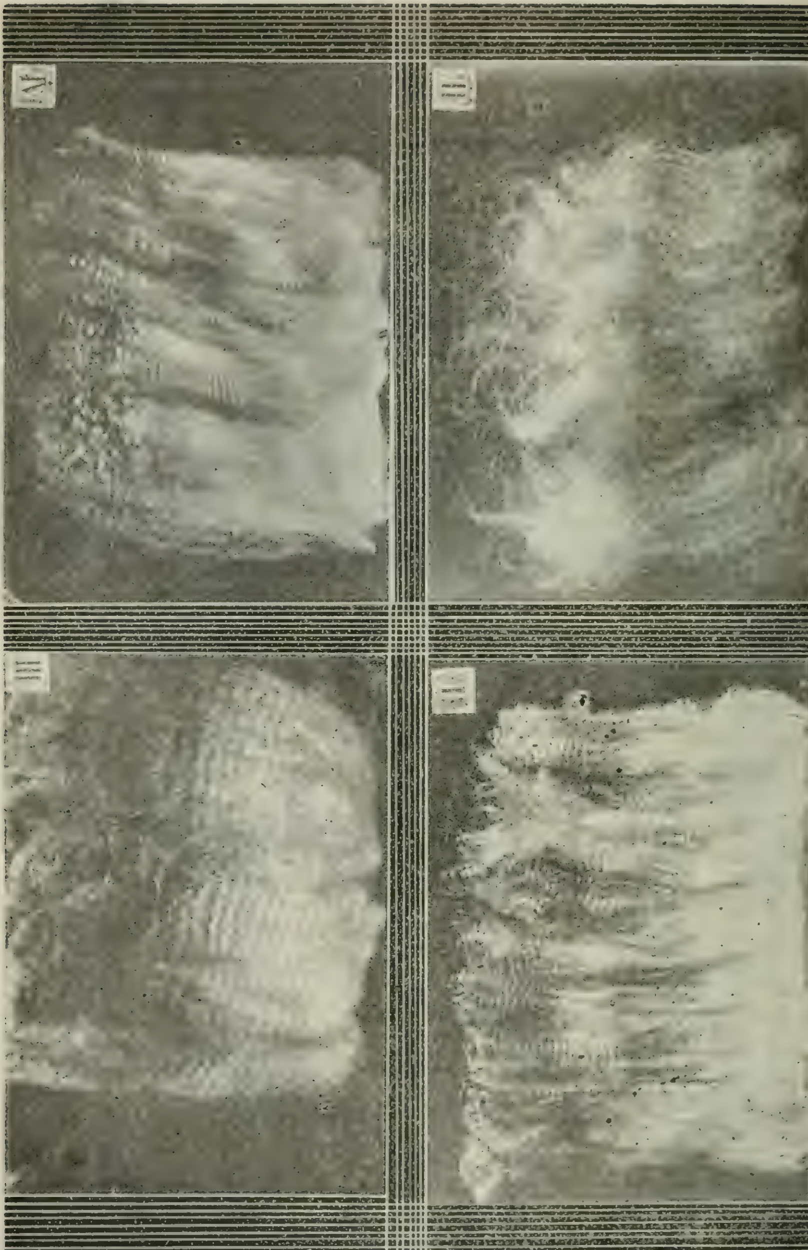
毛量に就ては雜種は何れも蒙古在來種よりも增加しメリノー種、蒙古在來種の第一回雜種にありては牡牝共に蒙古在來種の約二倍、二回雜種にありては牝牡共約二倍四分の毛を生產して居る。

生體量

生體量に關しては雜種は蒙古在來種に比して增加し、肉量はサウスダウン種との一回雜種尤も良好蒙古在來種は又良好なる成績を示し、屠體步合はメリノー、蒙古在來一回雜種は中間にあり、二回雜種の屠體步合はメリノー種に接近する。正肉步合又サウスダウン、蒙古在來種の二回雜種最良にしてメリノー蒙古在來種一回雜種は蒙古在來種に劣る。

肉質

肉質はシユロツプシア、蒙古在來及メリノー、蒙古在來の一回雜種を最良としサウスダウン蒙古在來一回雜種、メリノー、蒙古在來二回雜種、サウスダウン、蒙古在來二回雜種之に亞き



I.メリノ種羊毛　II.蒙古在來種羊毛　III.メリノー蒙古在來種羊毛　IIII.メリノー蒙古在來二回種羊毛

飼養管理試驗



公主嶺農事試驗場畜産科雜種牝羊房

蒙古在來種及メリノー種尤も劣る。

二、飼養管理試驗

イ、蒙古在來種の舍飼試驗　舍飼の蒙古在來種は生體量多少增加するも其差少にして特に其效がない。毛量は舍外飼養のものの方約一七%の多く、毛質又舍外飼養に依りて大なる惡變を認めない。繁殖成績卽ち受胎率生産率は共に舍內飼養の方良好である。

ロ、蒙古在來種の斷尾の影響　脂肪尾を切斷せるものは骨付量を減し正肉量を增加し、脂肪量は有尾のものに比し多少劣るも失へる尾脂肪の代りに皮下織及腹腔、大網膜腸間膜等に脂肪を沈著する而して又斷尾が交配上多少の便あるも外國種との交配に特に斷尾するの要を認められない。

ハ、剪毛回數と產毛量　蒙古在來種に就き年一回及春秋二回剪毛せるものとを比較するに二回剪毛のものは一回剪毛のものに比して約一〇％の增量を示し、純毛量に就ては秋毛、洗毛前留少きを以つて二回剪毛の實際の純毛量は一回剪毛のものに比し約四％の增加に過ぎない。毛質は春毛最もよく秋毛は惡い。

三、羊皮生產試驗

カラクール種仔羊皮に關する研究と之と蒙古在來種との雜種試驗なれども未た成績を記すへき域に達しない。

右の他各種緬羊毛、繁殖率、斃死率等に關し研究をなしつつある。

第二款　豚に關する試驗

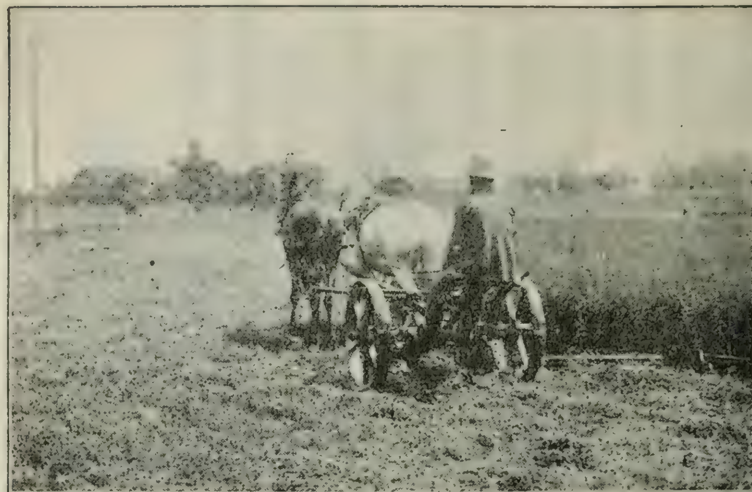
豚に關する試驗

本試驗はバークシャ種を滿洲在來種（大型種）に交配して其形態、生體量肉量及肉質の變化を知らんとしたものである。雜種の形態はバークシャ種の形態に近似す、卽ち體長を增すと共に頸圍、腿圍、肩幅、胸幅、臀幅等體の橫幅を增大し且つ肩腰等の部は著しく穹隆し來る。之に反し口吻、顏面中軀等は短縮し、體高は著しく小となり特に四肢の長さは短縮する。且つ肉附豐滿となる。皮毛は中間形となる肉量は肉及脂肪在來種に優り肉質佳良である。


バークシヤ種豚


滿洲在來種(大型)豚


滿洲バークシア、在來種(一回雜種)豚



ルーサン收穫(刈取)

第三款　獸醫に關する試驗

獸醫に關する試驗

緬羊に變生する寄生動植物の種類、發育史、其驅除及豫防法の研究と滿洲地方に流行する羊痘、炭疽、豚コレラ等の研究を行ふ。

第四款　飼料作物に關する試驗

飼料作物に關する試驗

濃厚飼料作物たる燕麥の播種期は五月一日播種量は反當八升播きをよしとし、粗飼料作物たる燕麥は反當撒播にして一斗二升乃至一斗五升を適量とし、玉蜀黍はホワイトデント最も恰適し、反當五升播種を適量とする。其他間作大豆の飼料用根菜類、果菜類に關する研究も行つて居る。

牧草に關してはルーサンは刈草用にして最も好適し、メドウフオックステール、メドウフエスキユー、トールメドウフエスキユー、ケンタツキー



ルーサン收穫(反轉)

ブリユーグラスの四種は放牧用として有望種に屬しチモシー及トールオートグラスは短期刈草用として多少の望を存し、其の他は適せさるか如くである。

其他ルーサンに關する各種栽培試驗及經濟試驗を行つて居る。

是等の試驗の結果か滿蒙の畜産業に普及せらるる日は滿蒙の天地は世界に於ける有數の畜産國となるの時てある。

第二節　關東州に於ける各種施設

關東廳に於ては既に述へたる如く牛に對しては主役從肉の方針のもとに改良すへき第一次改良用

種牛品種を朝鮮產牛とし大正五年以降朝鮮平安南北道より種牛を輸入して改良しつつあり、豚は明治四十四年以降バークシャ種及ヨークシャ種を輸入し雜種を以て改良せんとしつつあり、家禽に對しては黑色オーピングトン種、横班プリマスロック種、名古屋コーチン種、ロードアイランドレッド種を適種と認め地方農民に試驗中である。

牧草に關してはルーサンを適種として播種を奬勵して居る。普通畑地の收穫量、乾草、反當二、三百貫、價格三十圓内外である。

右畜產殊に家畜の改良增殖、種畜、種禽及種卵の配布、種畜種付、牧草栽培等の各種試驗をなす爲めに明治四十四年五月以來金州東門外に金州種畜場を設けて居る。

而して右方針に從ひ畜產改良を目的とする團體に普蘭店畜產組合、貔子窩畜產組合、金州畜產組合及旅順農會かありて一般農民の指導優良種畜の普及を計つて居る。州内支那農民又其効果を認め著々好成績を擧けて居る。

第三節　競馬

滿洲の競馬は明治四十二年二月村上鶴藏、丘襄二氏等發起となり旅順競馬會を出願したか不

許可に終つた。同年五月招魂祭餘興競馬として旅順に於て初めて擧行し盛況であつた。越ゑて四十五年庵谷忱、飯田三治、英人マグリウー氏等滿洲馬匹改良株式會社を設立し馬劵發行の競馬會設立を出願したるも領事の許可を得るに至らなかつた。次て大正二年英國の會社として香港政廳の登記を受け營口市外大和庄に競馬場を設立した。之れ外人の經營なるも滿洲に於ける競馬場設立の初めてある。

かくて滿洲に於ける競馬の氣運も漸く熟して來たので大正八年三月十一日牛丸潤亮、古川清兩氏の紹介にて第四十一議會に滿洲競馬法制定に就き請願を衆議院に提出し採擇となりしも發布を見るに至らなかつたか、大正九年大連乘馬會は老虎灘に於て春秋二回競馬を開催した。同年十月遼東乘馬倶樂部は周水子に周圍一哩の馬場を設け競馬を開催して以來大正十年も本年も春秋二回之を開催し漸次盛況に向ひつつある。外に本年秋季主として支那人主催の下に奉天に於て初めて競馬會開催せられ、益々滿蒙産馬の改良の先驅者として其效果を將來に期待し得るものかある。

水産

凡例

一 統計は大正八年末を基準にしてあるか其後の事實も出成得る丈け蒐集した。

一 關東州に關する調査には尚記述すへきものか少くないか滿洲さしての記事統一上割愛したものか多い。

一 沿革的調査は重要な點のみ記述して史的研究に及て居ない、そは本書の目的を考慮した爲てある。

一 關東州に關する調査には關東廳、關東州水産組合、滿洲水産會社の好意に依る所か多い、深く感謝の意を表する。

一、鹽業參考書の主なるもの

遼志（食貨誌） 蒙古地誌（中巻） 東三省鹽法誌 日本及支那（雜誌）（七年六月） 滿蒙產業誌（關東都督府陸軍部） 關東州之鹽業（關東州民政署） 關東州の鹽業（關東都督府民政部） 關東廳統計書（每年）（關東廳） 東三省鹽務公報（每號）（東三省鹽運使署） 鹽政彙覽（每號）（支那政府） 中國鹽業最近狀況（凌文淵氏著） 地學雜誌（民國六月十二月） 鹽法通志（宣統三年）（周慶雲氏著） 關東都督府施政誌（關東都督府） 最近蒙古鑑 政府

公報（支那政府）　財政月刊（支那政府）　通商公報　膠州灣及關東州の鹽業（關東廳）

擔當者　三浦義臣

水產業

目次

目次終

水産

總說

「地大物博」と稱して物資の豊富を誇つて居る支那も水産は寧ろ貧弱と云はねはならぬ。それは海岸線か比較的短かいからて有る。滿蒙地方に於ても亦是の現象は免れぬ。海產物は奉天省に屬する沿海地方あるのみて、其の他は內地の河川湖沼の水產のみてある。水產中最も重要なのは鹽業てあるか、此れは次きに一括して述へる事にして茲には海産及河川の漁業其他に就いて記述する。

第一章　海洋漁業

海產は奉天省のみに存することは前述の通りてある。記述の便に隨つて關東州租借地と奉天省とに分つて述へる。

第一節　關東洲租借地の漁業

關東洲は渤海黃海に介在せる地勢から云ふも沿海に魚屬の多い點から見るも滿洲最好の漁業地である。

關東州の漁業は露國の租借時代にも較有望なる事業の一として注意せられては居たか、旺盛になつたのは日露戰爭からて有る。魚類食用に慣れた日本軍人の兵站用として關東州の漁業者は應し切れぬ程の需要に刺擊せられ熟練なる漁夫か多數日本から渡來し其れか端緒となつて關東州の漁業は確實な基礎の上に發達する機會を攫むたのてある。而して關東州及滿洲內地に日本人の居住する數か漸次增加するに從つて、兵站用と云ふ一時的需要の狀態から日常食料品としての堅實なる需要に移り玆に關東州漁業の基礎は全く定まつたのてある。但し獸肉食に永き習慣を有する支那人の間には魚類食用の途か急に開かれぬ結果、舊來の鹽魚(後に詳述する)の外に著しい需要は起らぬから當分關東州の漁業は在住日本人を主なる顧客とせねはならぬて有らう。

第一款　漁場と魚の種類

關東州の漁業と云つても關東州の海岸を漁場とするもののみてはない。正確に云へは關東州を根據とする漁業の意味てある。此の意味て主なる漁場を擧くれは左の通りてある。

山東省　龍口附近沿海、廟島列島附近、芝罘沿海、利津沖合

奉天省　復縣熊岳城沿海、鴨綠江口大鹿島沖

關東州　大連灣東部、三山島より長山列島に至る海面、羊頭窪沿海、圓島より海洋島に至る海面

直隸省　山海關及太沽沿海

右に據りて明なる如く、關東州漁業者の出漁する海面は、渤海及黃海の北岸全部に及ひ、非常に廣い區域に跨つて居る。

此の如く廣大な漁場に於て漁獲する魚の種類は多樣てあるか、産額の多いものは次の通りてある。

黃花魚(グチ)　は主として芝罘、利津、熊岳城の沿海

鰆　は圓島、海洋島、獐子島、大孤山沿海、山東省石島

太刀魚　は旅順附近の羊頭窪、營城子間の沖合、及三山島より長山列島に至る間の

沿海

鯛　は羊頭窪、山東の龍口、奉天省の熊岳城、直隷省の山海關太沽

鯖　は三山島沖、芝罘、廟島列島、奉天省、鴨綠江口より大鹿島沿海

鰆　は大連灣の東部及熊岳城沿海

此の外重要漁獲物でないものは左の各種である。

あぶらめ、にし、いわし、ねそ、しいら、うなぎ、まながつを、いか、あなご、ぼら、さつぱ、たこ、さより、ちぬ、はぜ、ひらめ、このしろ、ふか、なまこ、ねい、ほうぼう、かれい、かながしら、あぢ、すずき、ひらめ、はも、した、ひらめ、にべ、めばる、こちせごがひ、あかがひ、まてがひ、かき、あわび、いたらがひ、あさり、はまぐり、ねび、かに、くらげ。

第二款　漁撈及漁具

關東州の漁業は前述の如く日本人漁業者の創始したものと支那本來の漁業と兩方ある、現今では支那人漁夫も日本式漁撈法を會得して居るから、日本人と支那人とを以て漁撈法を分つことは少し無理であるか、今は大體に從つて此の二大別に依つて記述する。

第一項　日本人漁業

日本人漁夫は關東州內に常住して四季漁撈に從事する者と、冬季は日本に歸還して他の漁季中來航して漁撈に從事するものと二樣に分つことか出來る。いつれも漁撈の方法は日本に於けるものを其儘行つて居るのてある。船は全部日本式漁船て其他の漁具も日本式のものを使用して居る。主なる漁業の種類は左の通りてある。

延繩　鯛、鱈の漁撈に用ふる、綿糸を合せた幹繩に同し枝絲を結び付け之に釣鈎を付けて裝餌し、之を潮流に逆はぬ樣に流し四、五時間の後に揚けて漁獲するのてあるか、鯛繩は晝間、鱈繩は晝夜ともに使用する。一隻の漁船は六人乘てある。

流網　鰆と鯖とて網の製法を異にするか、漁法は內地の其れと同樣て一隻五人乘位て出漁し潮流を橫きつて網を卸す時刻は夕刻からて揚けるのは翌朝てある。

打瀨網　網の製法は內地のものと同樣てある、漁船から徐々に網を下し海底に徹した後風力と海深等の具合に應して帆を適宜に揚け船を橫に流しつつ曳網て網を曳きなから十數時間を航行して網を揚けるのてある。

一本釣　主として鯛漁に用ふる、一隻三、四人乃至六、七人乘込み釣るのてあるか大抵は船に

生洲を備へて居る。

第二項　支那人漁業

前述の通り支那人にしても日本人の漁撈法を修得したものも出來又日本人に傭はれて同船出漁する者もあるか、こゝには其の數の最多き在來の支那人漁業を主として記述する。

支那人漁業は黃花魚(グチ)鯛、太刀魚の三種を主として居る。此の內て金額の最も多いのは黃花魚てある。其の他

鯖、鰆、カスベ、ヒラメ、カレイ、スヽキ、カナガシラ、鮸、鰛、ナマコ、クラゲ、カキ其の他の貝類、タコ、甲イカ、鰕

等も漁するか金額に於ては重要と稱する程に達して居ない。

黃花魚　の漁撈は其の販路漁獲高のいつれから見るも最も重要なものてあるか、此の漁法は用具から二個の方法に分けられ。一は風綱て有つて一隻十五、六人から二十人位の乘組員を有する大漁船を仕立て使用網數二百六十餘統の大規模のものてある。船は勿論帆を有する戎克船を用ゐ百五十石(支石)位てあるから可成り險惡な風波にも堪ゐる。漁法は魚群を見掛けて網を下し其の一端を小戎克船て把持し母船は帆を操りつつ網を下ろしなから圓形に魚を包圍して

母船に網の兩端から同時に引き揚げるのてある、船内には艙を設けて魚は蓄藏もするし船の大型て有る點から遠洋出漁に最も便てある、山東の利津、奉天の熊岳城まても出漁する。掛網は一種の底刺網て四人乃至六人の乘組員(三、四十石位)て出漁する。網數は十二乃至十八把を使用する、漁撈法は浮木を付けた網を魚群の通ると思ふ箇所に横斷して流して置くと魚か網の目に刺さるのを網と共に船に引き上けるのてある。風網船は旅順管内か最も多い。此の漁業は日本人は全然從事せぬ。

鱈　本漁業は大抵何地ても多少宛は營まれて居る。而して各地方て漁期か異つて居るか次き〳〵に殆と一年を通して行はれることになる、漁法は皆延繩てあるか二十石位の漁船に六人乘組て出漁するのか普通てあるか母船か舢板二、三隻を積んて行つて漁撈するものや、土地によつては舢板に二人乘組て出漁するのもある。

太刀魚　此の漁業も普遍的な點は鱈漁業に似て居る、漁法は延網てあるか未明から舢板に二人乘りて漁場に行き潮流を横きつて網を中層に下すのてある。

是等は主要な漁業てあるか、尚此の外に邦人から習得した桝網漁業、鰆、鯖の流網、鰮、鰈の底刺網、鰆、鯛の地曳網、鰛、サツパ、サヨリの小地曳網、ナマコ、イタラカイ、カキの採

取に參網と呼ふ桁網かある。但し是等は重要な漁業となつては居ない。

第三款　漁季

關東州近海に於ける漁業の季節は左の通りてある。

鯛	四月上旬―十二月上旬
鰆	四月下旬―六月中旬及八月下旬―十一月下旬
鯖	五月上旬―六月中旬及八月中旬―十一月中旬
打瀬網	四月上旬―十二月下旬
鯛一本釣	五月上旬―九月下旬
鰈	十一月下旬　翌年七月下旬
鰊	年中

但し其の年の氣候によつて多少の遲速はある。

第四款　從業者

關東廳の統計書に據れは、關東州内の漁業者の戶口數は左表の通りてある。但し人員表は直接漁業に從事する者のみを掲け又其の日本人漁業者は關東州内に常住せる者て有つて、一時的

に渡來し漁業に從事する者は計上せぬ、尚大正六年以前は統計を缺いて居る。

關東州漁業戶數

	大正七年 專業	大正七年 兼業	大正七年 計	大正八年 專業	大正八年 兼業	大正八年 計
日本人	七八	一	七九	七三	四	七七
支那人	三,九一六	二,〇六三	五,九二九	三,六八五	二,二七四	五,九五九
合計	三,九九四	二,〇六四	六,〇五八	三,七五八	二,二七八	六,〇三六

關東州漁業人員

	大正七年 專業	大正七年 兼業	大正七年 計	大正八年 專業	大正八年 兼業	大正八年 計
日本人	一四一	一	一四二	一四六	四	一五〇
支那人	七,二五〇	三,七三九	一〇,九八九	六,九八七	三,七二三	一〇,七一〇
合計	七,三九一	三,七四〇	一一,一三一	七,一三三	三,七二七	一〇,八六〇

尙關東州水產組合の調査に據れは日本人渡來漁業者の數は左表の通てある、關東廳の統計に漏れたる漁季中の一時渡來者は本表に於て知る事が出來る。

	組付 船數	組付 人員	單獨 船數	單獨 人員	合計 船數	合計 人員
大正四年	八九 二四	四八九 一五一	一二七 一〇	四七九 五二	二一六 三四	九六八 二〇三
大正五年	一四七 八	八三三 七〇	八九 一八	三二五 八二	二三六 二六	一、一五八 一五二
大正六年	一三二 一七	五四九 一二五	一一三 一七	五八三 九七	二四五 三四	一、一三二 二二二
大正七年	一二三 一六	六二七 一二七	一二九 二五	六二一 一四五	二五二 四一	一、二四八 二七二

註　組付とは組主に附屬して居るもの
各欄右行の數は當該年度中の渡來者を示し左行の數は前年よりの居殘者を示す。

第五款　漁獲高

支那の漁業か大體に於て尚幼稚の域を脱しない事は前述の通りてあるか、其の爲日本人漁業家の渡航以前は關東州地方の漁業も今日の如く隆盛てはなかつた。其の原因は販路の關係も有るか主として漁撈方の不備に歸せねはならぬ。然るに今や支那人漁夫も日本式の漁法を漸次習得する範圍を擴め、(例へは桝網漁撈の如き其れて有る)又日本人居住者の增加に伴ふ魚類需要の增進と相俟て、近年著しい漁獲高の增加を見つつあるは喜はしい現象てある、而して增進率

に於ては日本人漁業者の漁獲よりも支那人の其れか多い事は又注意すへきてある。關東廳統計書の示す處は左の通りてある。左表には關東州沿岸以外、山東省龍口地方、利津地方、奉天省復州地方に出稼漁獲したものをも含む。

		日支人別		合計	
		數量	價額	數量	價額
大正三年	日	三二八、一九二	二四七、七四六	二、一〇六、六九二	六二四、二一二
	支	一、七七八、五〇〇	三七六、四六六		
大正四年	日	三九四、〇四〇	二五三、五九一	二、四九七、一八一	六五六、八八一
	支	二、一〇三、一四一	四〇三、二九〇		
大正五年	日	四九八、三〇〇	三〇八、九九七	二、六〇四、〇二八	七七六、八八五
	支	二、一〇五、七二八	四六七、八八八		
大正六年	日	五六二、一四七	四二九、一八二	三、〇一六、二一八	九六九、三七五
	支	二、四五四、〇七一	五四〇、一九三		
大正七年	日	五〇一、三九五	四九八、八九三	三、〇七五、八〇一	一、三〇七、四九三
	支	二、五七四、四〇六	八〇八、六〇〇		
大正八年	日	五五四、二五八	七九九、八九六	三、二三九、四六九	二、二二二、九二四
	支	二、六八五、二一一	一、四二三、〇二八		

註　數量は日本貫、價額は圓

第六款　水産製造物

概して水產物製造業は幼稚の域に在る、支那人の製造には乾鱘、鹽太刀魚、海參、干鮑等は主なもので、邦人ては鱇、鰆、海羅、煮干鰮、雲丹、鑵詰等かある、關東廳統計書に據るさ左の如き數額に達して居る。（單位は圓）

	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	合計
大正三年	二二、七三六	三四、七二六	數量 四〇三、三八九貫		一三四、七二一	一九二、一八三
大正四年	一九、六四六	三三、八三九	〃 二九三、三〇一 〃		一六一、五〇六	二一四、九九一
大正五年	二二、一九四	三八、四六八	〃 三九、八三八 〃		一七八、三二八	二三八、九九〇
大正六年	二一、五五九	四七、六一三	〃 四七八、八九六 〃		二三四、二七五	三〇三、四四七
大正七年	三四、二〇七	五八、六七五	一〇五、八四〇	三、八三〇	三〇〇、四七六	五〇三、〇二八
大正八年	六二、〇二四	一三八、九二四	二〇九、九九八	三、六三〇	四九九、一六六	九一三、七四二

註　本表は水產物の大宗たる鹽を含ます

第七款　漁業行政

漁業に關する行政は日本の統治以後初めて行はれたさ云ふも過言てない。其の以前に於ては漁民から稅金を徵收する位の事て官に於て漁業の奬勵や監督は殆さ全く行つて居なかつたのてある。

關東州の漁業行政は明治三十八年日露戰役中吾か軍憲に於て邦人漁夫の渡航を許可して以後に起つたものもあるか、一時に渡來した漁業家の數は夥しきに達し供給過多から惹いて同業者相互間の競爭を惹起した際、軍憲か當業者相互の利益の爲に組合を組織せしめたのか嚆矢てある、併し此の組合制度も好結果を得るに至らす漁業家は要するに相互の競爭と組合と漁夫間の紛議の爲に一時苦境に陥るに至つたのてある、斯くして一時折角發達の機運に會した漁業も資本家の内地歸還等の爲に衰退を來したのてあるか、明治三十九年三月關東州民政署は水産業の保護を計ると同時に必要なる販賣機關を設け需給の調節を計り漁業の基調から鞏固にするを必要と認め關東州水産組合規則、關東州漁業取締規則、魚市場規則を公布した、之によりて關東州に於て漁業を爲さむとする者は官の許可を受くるを要し、又魚市場設立區域内に於て水産物を販賣せむとするものは必す魚市場に於て取引を爲さしめ、(後節市場の項參照)又水産動植物の採捕養殖製造及販賣を業とする者は全部水産組合に加入すへきものと定められた、要するに是等の規定は同業者間の共同利益を增進し、斯業の發達を計ることを目的として居るものてある、其後此の方針は變更なく繼承せられ明治四十一年九月關東都督府は水産業に關する會社又は組合の設立には府の認可を必要とすること及府は監督上必要の命令を發し得ることを公布し

た、是れも亦同業者の競爭から來る相互の不利を豫防し秩序ある發達をなさしめるのを目的としたものである。

是等の法規に基き現に關東州内に在る漁業機關は關東州水產組合魚市場があり、官の機關としては水產試驗場がある。

第一項　關東州水產組合

組合は明治三十九年三月公布の關東州水產組合規則に依るものであるが、實際の設立は三十八年十月である、此の組合は水產業の改良發達、水產動植物の蕃殖保護に任し營業上の弊害を矯正し利益を增進するのが目的であるか自ら營利事業を爲すことは禁しられてある、組合長及組合役員の任免は官に於て之を爲し組合役員中には當局の官吏を加へ且業務の執行に關しては官の監督指揮を受けしむる事としてあるから事實上官民合體の仲介機關たる働きをして居る、組合の業務は、組合員の漁船漁具等の保管及其の新調費の補助、餌料の供給、天氣豫報、暴風警報の信號、各種漁業の保護獎勵、州外出漁業の保護取締、移住漁村の經營、水產に關する出願其他各種手續の代辦組合員及家族の施療救護、官公署其答の諮問に對する答申、紛議の仲裁及調停、善行者の表彰等をして居るか相當の成績を擧けて居る、組合の本部は大連に支部は旅

順及貔子窩に置いてある、大正八年末に於ける組合員の數は日本人二、二〇五(內製造業者四)人支那人五、三二一(製造業一五)人に達し大正九年度の經費豫算六五、九四二圓である、官からは年々相當の補助金を下附して居るか其の額は一定して居ない。

第二項　魚市場

魚市場は明治三十九年三月關東州民政署か大連及旅順に設立を許可したのか最初てある、當時は委託販賣手數料の制限、水產組合に提供すへき水產事業費及營業保證金の積立等を條件とし兩地に開設する事を許可せられたのてあるか、兩地とも當業者數名の合資組織に成つて居た併し兩市場開業後に於ては世間に反對者も少くなく又他に別箇の市場設立を願出つるものも生して可成りの紛議を惹起したのてある。併し官の監督と經營苦心との結果漸次世上の信用を恢復し圓滿に營業するの域に達したか爲明治四十四年には保證金の供託を免せられたか强制市場制度は漁業者一般の希望て有つたから四十一年十一月に之を廢止せられた。

魚市場か同業者の合資組織によつて居た事は前述の通りてあつたか後に水產會社設立の議か當業者に起り明治四十一年一月設立して其の事業として大連及旅順に於ける魚市場營業の繼承を出願した、之に對し官から從來魚市場に對し命令通達してある事項の遵守を條件として許可

か與へられた、之に依つて現在の魚市場は水產會社の經營に移されて居るのてある。

旅順及大連の魚市場に於ける取引高は左の通りてある。

	旅順		大連		合計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
大正四年	七六、四一九・九〇	五〇、七一一・一三	六六一、一三七・四〇	四三七、五七一・一四	七三七、五五七・三〇	四八八、一八二・二六
大正五年	九三、一一八・九〇	六九、一三七・〇〇	七一五、五三〇・八〇	五一三、四八九・七五	八〇八、六四九・七〇	五八二、六二六・七五
大正六年	八三、〇六四・八〇	七七、三六七・〇九	七八一、一一〇・一〇	六九七、三三七・四六	八六四、一七四・九〇	七七四、六九四・五五
大正七年	七四、六八三・九〇	九二、六六四・三三	七七二、二四九・五〇	九七五、二一三・〇七	八四五、九三三・四〇	一、〇六七、八七七・四〇
大正八年	四四、九六六・九〇	九六、二五一・九四	八三二、〇九三・四〇	一、四〇〇、〇五八・五八	八七七、〇六〇・三〇	一、四九六、三一〇・五二
大正九年	四三、三九九・九〇	一〇三、三九六・七〇	九八四、五二一・四〇	一、八二七、一四四・三三	一、〇二七、九二〇・三〇	一、九三〇、五四一・〇三

註　右表には專ら支那漁戶の取引に屬する太刀魚、黃花魚、鰆（例外あり）等の市場に上せざるものは之を含まず

第三項　水產試驗場

水產試驗場は關東州民政署て水產に關する試驗及調査を始めたのか濫觴てあつて、明治四十年に關東都督府か設立したものてある。同年七月に訓令第六十號に水產試驗場規定か發布せられ、現在に至つたのてある、本試驗場の大體方針は漁撈及加工の兩方面に於て餘り學究的に遍せす、實際的の作業なさを試驗し當業者か直ちに範とし得らるる樣な方面の試驗をしてゐる事

てある、漁場の探求や新規な各種の漁業の試驗によつて最初極めて幼稚てあつた此の地方の漁業に對して當試驗場か與へた結果は相當注目すへきものか有るとせられて居る。

第四項　漁業補助

前述の通關東州の漁業は最初幼稚なものてあつたので、官廳からは年々之に對して指導や水産試驗場等の施設の外倉庫の建設、試驗漁船の建造、餌料供給事業に對する補助金等物質的にも補助を與へて漁業の發達を援助して來たのてある、是等の補助金は年によつて其の使途を異にするか其の金額を一括すると年々左の如き額に達したのてある。（圓未滿切捨）

明治四十二年	三、〇〇〇円	大正五年	六、一〇〇円
明治四十三年	一七、〇〇〇	大正六年	八、六九一
大正元年	六、〇〇〇	大正七年	二、六〇〇
大正四年	五〇〇	大正八年	一、〇〇〇

第二節　黃海及渤海の漁業

黃渤兩海に於ける漁業は前節關東州漁業に述へた通りて有つて、他に詳細な調査は届いて居

ない、漁場の如きも前節に述へた處以外には探求されて居ない。著名な漁場としては海洋島附近の鮃、熊岳城沖合の黄花魚、利津沖合の黄花魚等てある。其の他前節に記述した鯛、鯵等の漁場かあるか黄花魚に比しては漁獲高は遙かに及はぬ。

第一款　熊岳城近海の黄花魚漁業

熊岳城沖合の黄花魚漁業は滿洲海洋漁業中の最も著名なものてあるか、其の漁法は前節に述へた通りて數十年來此の方法を踏襲し來たつた純然たる支那式漁法てある。黄花魚は毎年五月の初になると産卵の爲に河口附近の淺海に群をなして集まつて來る。渤海ては山東沿岸か早く奉天省沿岸は終期に來るのてある。從て出漁船も利津の漁業を終つて熊岳城沖に集合する。熊岳城附近ては望海寨、鮁魚圏の海岸を去る二、三浬から十浬位の圏内に群集するので漁船は大抵此の兩地を根據として漁撈に從事する。漁期の初に漁船は此の兩地方海岸に集まつて魚群の來るのを毎日探索するのてあるか、初期の間は魚の群集か密てなく廣い面積に散つて居るか産卵期か近つくに從つて群集か稠密になり、(五月十日前後)自然漁船は一箇所に蝟集する。此の時か盛漁期てあつて漁夫等は晝夜を分たす網を下し先を爭ふて漁撈に從事する。漁法は先きに述へた通り風網と掛網て其の出漁隻數は年々多少の相異はあるか、大體風網船は關東州内のもの

か多く掛網船は奉天省のものか多い、尙少數てはあるか山東省からも出漁するものもある。支那官憲の談話によれは出漁船の數は一時二、三千隻に上つた事か有ると云ふか、是れは少し計算に誤りか有るかと思はれる。

漁獲物は一度海岸に上けて納稅を濟ませた後臨時開店して居る仲買人に賣り又は地方の需要者に賣るのてある。その爲平時は海岸の寒村に過きぬ此等の地方も漁季中は萬を以て數ふる人を集め可成り殷盛な光景を呈するのてある。漁季は大抵三週間位て終る。漁船は漁季か終ると見込を付けると數隻又は數十隻宛相伴ふて引き揚ける。漁獲高は船によつて大差かあるか少いものも數十元から多いものは二、三千元に達する。漁獲物の販路は遠きは開原地方にも販運せられるか、漁場地方か五割、營口方面に行くのか二割北方各地か二割其他一割と云ふ位の販路と見れは大差はない。遠地に販運せられるものは鹽藏にし近距離のものは其の儘運搬せられ需要は嗜好の關係上全部支那人に限られて居る。

關東州内の出漁船は明治四十年頃から團體的出漁者か支那官憲との間に紛擾を起して多年兩國官憲の間に問題となつて居たか、明治四十五年四月關東都督府と奉天漁業總局との間に臨時の取極か成立し之に依つて關東州の漁民も一定の稅金を支那官憲に納付して漁業に從事するこ

とか公然と許されたのである。關東州側では滿洲水產會社か組合の總代となつて出漁者の爲に漁業上の便宜を與へ統一した團體的行動を取つて每年相當な成績を擧けて居る。之か取締等に任して居る。支那官憲の官制徵稅等は後節に述へる。

本漁場は前述の通り奉天省の沿岸第一の漁業區域であるから、支那官憲に於ても頗る之を重要視して居る事は勿論である、每年漁季に入る頃から漁業管轄の官憲は鮁魚圈に出張して所屬の小砲艦や戎克型の巡邏船、及數十の兵士を海陸に配置して漁季の終るまて警戒取締に從事して居る。同漁場の成績を示せは左の通りてある。左記各表は漁業者取締の爲に出張して居る日本警官の報告に據つたものであつて、正確な數字は關東州內の漁船に關するもののみてある。州外漁船の數及其の漁獲高等は支那官憲か正確な數を發表せぬから分明し兼ねるか、大型の風網船の多數は關東州內のものであつて、小型の掛網船は州外のものか多い關係上、漁獲高も每年關東州內漁船の方か鮁魚圈では遙かに多いのである。關東州の漁船は鮁魚圈以外の根據地に行かぬから、是等の漁場ては勿論州外船の漁獲はかりてある。而して鮁魚圈は熊岳城黃花魚の本場とも云ふへく他の望海寨、西河套、鹽廠等の漁獲高を倂せて鮁魚圈の陸揚高と相半する位てあるから、關東州船の漁獲高は全漁獲高の四割位には相當すると云ふ當業者の見込てある。

熊岳城沖合黄花魚漁業出漁船數表（關東州内漁船）

	州内船 風網	州内船 掛網	計
大正二年	二〇四	四〇	二四四
同三年	二二〇	四七	二六七
同四年	二一二	四一	二五三
同五年	二二五	四五	二七〇
同六年	二四〇	五一	二九一
同七年	二二五	四〇	二六五
同八年	二二八	三八	二六六

熊岳城沖合黄花魚漁獲高

	州内船 數量	州内船 價額	州外船 數量	州外船 價額	合計 數量	合計 價額	
大正六年	三、八四〇千斤	—	三三〇千斤	—	四、一七〇千斤	一〇〇、一〇〇斤	鮁魚圏に陸揚したるもの他の各地を合算したるもさ略同額
大正七年	四、三七二	—	二九六	—	四、六六八	二三四、八〇〇	同

大正八年	—	—	—	—	三、三三一	一六八、三八〇	〃
大正九年	三、一三三	—	一七八	—	三、五九三	—	〃

因に熊岳城と云はす黄花魚漁撈に從事するものは全部支那人漁夫て有つて日本人は全然之に手を染めぬ。

黄花魚は支那人間の需給に限られて居るから其の相場は銀價の關係を被る事なしに成立つ、其の高下は漁獵の豐凶、輸送馬車の多少（馬車は天候によつて可成りの差か生する）によつて主として決定せられるのてある。尙此の外に漁場附近ては銀貨を用ふる事少なく大抵は小洋票て賣買されるから、小洋票の相場は又隨つて漁獲物の市價に影響するのは勿論てある。上記の通り輸送機關たる馬車の多少（換言すれは馬車賃の高下）は魚價に影響する事少くないから、同日の黄花魚の價格も漁場によつて多少の差は免れぬ、左表は取引高最多い鮁魚圏のものてある。

鮁魚圏黄花魚相場高低表

	最高	最低
大正七年	元 四・五〇	元 二・八〇
大正八年	七・〇〇	四・五〇

大正九年	九・三〇	四・五〇

註　單位は百斤、貨幣は奉天票

黄花魚の漁業は前きにも述へた通り渤黄海の支那在來の漁業中ては最も纏まつた漁業て關東州出漁民(旅順管内のものか大多數てあるか)の如きは其の收益の豐凶は一年の經濟に大關係かあるとして之を重要して居る、隨つて出漁には出來得る丈けの準備をして出るのてあるか、比較的資力の乏しい漁民は獨力ては中々此の費用を負擔する事か出來ぬので組合の計算て出漁する、それは船主、網主、船頭及船夫の合同て一の漁船を仕立てるのてある。此の中に船主と船頭とか同一人てある事もあり、船主と網主とか同一人てあることも有る。いつれにしても船主と網主とは其の物品て出資し、船頭及船夫は勞力出資をするのてある、船頭は船長の職と漁業指揮の職とを兼ねて居るものてあつて斯道の經驗者てある事は勿論てある。尚此の外に薪炭食料等の雜費もあるか此れは多く網主か出資するか、近來ては滿洲水産會社か貸付けをして居る收獲物の賣揚代は一切の費用(前貸金かあれは之をも)控除して純益金を各自の持分に對して配當するのてある、その持分の割合は全體を十二と看做し、其の三を網主、三を船主、四を船頭その殘餘の二を乘組の船夫か均分するのてある。茲に面白い事には黄花魚漁業中に得た雜魚(鯡

鱇なども ある）は此の利益計算の内に入れず、臨時に乘組員か處分して可い事てある。漁場て三四十錢もする鯑は莨の一袋と交換する事は珍らしくないか、鯑の十分の一にも價せぬ黄花魚は決して人に與わる樣な事はない、是は組合の計算に入るへきものてあるからてある。

第二款　鯑漁業

熊岳城沖合即熊岳河口附近に黄花魚の漁季か始まる頃から行はれる。黄花魚漁場として著はれて居る飯魚圏の地名は鯑（飯魚）から起つて居るとの事てある、漁獲物は殆と全部熊岳城に陸揚をして各地に販運せられる、此の漁業は近年日本人漁夫か從事して注目せらるる事業となつた、その漁法は流網てある、漁獲高は左表の通てある。（日本人の分のみ）

大正五年	五、一〇〇円	出漁船	五隻
大正六年	五、二二四	同	九
大正七年	九、一九〇	同	一四
大正八年	九、一六九	同	一一

第三節　海獸業

渤黄兩海に於ける海獸業は捕鯨と海豹の兩種かあるはかりてある。

捕鯨業

本業は大正四年に東洋捕鯨會社か初めて海洋島附近に試みる迄は日支人孰れも之に從事した事はない。該會社は海洋島のソルントン港を根據として同島の近海三、四十浬の間て操業して居る、成績は最初の一年間に既に九十一頭を捕獲して好成績を示したか、爾後引續き左の如き捕獲數を示して居る。

大正五年	三五頭	大正六年	一八二頭
大正七年	一五五	大正八年	八二

捕獲は秋冬は甚た不況てあつて、四、五、六の三箇月を捕獲季と云つても可い程てある、試に前記四箇年を通した各月の捕獲高を見ると。

一月	八頭	七月	六頭
二月	五	八月	

三　月	三六頭	九　月	
四　月	一二三	十　月	
五　月	一一八	十一月	三二
六　月	一〇九	十二月	一七

上表に據れは七、八、九、十月の四箇月は捕漁なく冬季は稍盛に取れて春季と伯仲の間にある事かわかる。捕獲の鯨は全部長須鯨てあるか、體長六十尺内外のものか最も多い。

捕鯨の種類、事業行程及製品成績を知る爲に大正八年五月中の捕獲に就て例を擧けると左の通りてある。

種類	捕獲數		從事日數	
	牝	牡	實數	延日數
長須	八	六	一三	二六

右の製品は

肉量	三二五、五〇〇斤	油量	一、〇一二斗	骨肥料	二七、七〇〇斤
雜肥料	三、九〇〇	筋量	八四五斤	鬚量	一、九七〇

海豹

海豹は俗に海狗と呼んて居る、遼東志にも海豹の名か出て居る處を以て見れは古くから捕獲せられて居たものと見ゐる。捕獲の場所は遼東海灣内の沖合を主として居る。此の獸は何處に棲息して居るかは今迄は研究か屆いて居ないか土人の言に據れは廟島列島や西部朝鮮海岸てあるとの事てある、是等の地方から冬季になると遼東海灣に移住して來て氷上て、分娩するものらしい。而して解氷する際には母子の海豹か流氷に乘つて流れるのを土人か捕獲するのてある漁具は一間許りの長さの鎗を用ゐて居る、小船を艤して流氷に近つき熟睡する海豹の幼兒を刺し又は生擒するのてある。捕ゐるのは體重十五六斤位のものから四十斤位のものてある。營口復州地方ては陸上から氷上に渉つて捕獲する事もあるといふから、冬季中同地方て分娩する事は確らしい。

海豹の捕獲は皮を主の目的とする、肉は自家用の食料にし又は製油の原料ともする。年額幾何の捕獲高に上るかは不明てあり、又年によつて甚しい差かあるか、多い年には七、八百頭も取れると稱せられて居る。

第二章　河川漁業

滿洲の曠原を貫流する河川には魚族か豐富に產する、海岸線少く且海岸からの距離か遠き滿洲に於ては海魚類を食料にする事は交通の概して不便な土地柄困難な事である、其の爲河川漁業は水產業中に重要な位置を占めるへきてあるか、漁業に拙な國民は此の天惠を遺憾なく利用するに至つて居ない。又河川漁業に關しては今迄の處、殆と調査らしい調査か行はれて居ない爲に其の狀況を誤りなく且充分に紹介する事の出來ぬは甚た遺憾てある。支那人の著書の如きも河川漁業に就て記す所甚少く寧ろ日本人の手に出來た書籍に却て比較的詳細な記事を見る位てある。右の事情てあるから海洋漁業の項と均衡を失する嫌はあるか便宜の爲各河川別に概要を記す。

第一節　南滿洲河川

第一款　鴨綠江

本支流共產魚の場所は甚多い、漁場として有名なのは河口龍巖浦から安東縣の上流八里の間

てある、魚種は鯉、鯰を首とし白魚、鰻等は其の主なるものである、安東には大孤山近海から漁獲せられる魚類及鴨緑江河口の魚類の集散市場かあり、遠く鐵道によつて奉天其他の奥地にまて供給をして居る。其の主要なるものは前記魚類の外鰀、鯔等である。同地方の魚類の主なるものを説明するこ

白魚　支那の白魚は日本産のものに比して頗る大きい、四五寸位あるのを普通とする。一年中多少の漁獲はあるか春夏の交か最も漁獲の多い時てある。而して結氷中は氷上に孔を穿つて其の上に焚火をし魚を集めて漁獲する、漁具は四手網、刺網、抄網等である、漁夫は鮮人か最も多く、柳章島附近か好漁場てある。大正五年の漁獲高二十四萬五千貫餘價額三萬六千圓餘に上るといふ。販路は地方賣の外芝罘等にも干物として移出する。

鰀　は白魚に次ぐ産額てある、是も鮮人か主として漁獲する、季節は三月と八月てある、剝鰀と煮干、鹽干とに製し高價に賣行く、生魚の漁獲高三十萬貫以上に達するといふ。

鰻　も亦鮮人漁夫か主として漁獲に從事する一年二、三千貫の漁獲かあるか出水の多少によつて一定しない、漁法は初春及秋期は泥に潜伏するのを掻き、夏は群をなして游くのを延繩て釣るのてある、鐵道便て各地に販賣せられる。

鯿は他の魚類の少ない冬期に漁獲せられる爲鮮魚として需用は甚た多い、十月頃から翌年五月迄されるか嚴冬の候か最も多い。漁獲高三千貫位ある。

第二款　遼　河

鯉、鰻、銀魚、鯰、會生魚等は主なるものてある、漁法は投網及曳網を主とする。

第三款　渾河

鮪、鯰、鮒、鯉、ハヤ、スッポン等は主なるものてある、漁法は四手網、タマ網、投網、釣及ダイナマイトを用ふる、又溝渠、小川を乾して捕魚する等概して原始的の漁法てある、魚族は河以外に沼地にも多い、捕魚は一時放養して置き冬季を待て各地に凍魚を輸出する事も行はれる。

第二節　北滿洲河川

第一款　松花江

上流樺甸地方の輝發河、海龍地方の牛截河には鮎、鯉、草根魚、細鱗魚等を産し農民は副業的に漁獲に從事する、松花江の本流に入つても草根魚、細鱗魚、鯽魚、鯉なとを産し此の地方

の魚類は多く吉林省城に輸出せられる、吉林附近には鯉、遍花魚、頭魚、鮭、鯰、干條魚、鰲花魚、鯽魚等の魚族か棲息して居るか流筏の爲に漁撈か困難てあるから漁業としては盛てはない。吉林の下流烏拉街は吉林地方の魚類集散市場てある、此の附近河流は漁業か最も盛て吉林地方は皆此の地から魚の供給を受け居る、其の他張家灣、曹家窩棚、老燒鍋等の各地も亦魚產地てあつて東清沿線地方に輸出する。伯都訥は鮮頭魚、鰱子魚等の產地てある、哈爾賓附近は鯉、黃魚、鮭、鱸、鯽等を產し專業の漁夫も其の數漸く多く、是より三姓に至る間は漁業甚た盛てある、此の間と沈家窩棚、巴彥、新甸、南天門及三姓(依蘭)か就中盛大てある、是等地方を通計すると漁業の專業者七八十窩棚(一窩棚は五十人乃至百人)あるとの事てある、松花江本流地方に產する魚類を大凡產額順に列記すれは、鯉、草根魚、青根魚、捻魚、黃花、白魚、細鱗魚、打莫哈魚、邊花魚、旁頭魚、鯽魚、七里夫子魚、腦花魚、狗魚、鱣魚、馬口魚等てある

松花江上流地方の漁法は場所によつて異つて居る、支流ては夏季魚か溯流する時期に魚梁と稱する柳枝製の編蓆て流を横斷し魚か冬季になつて下行する期に之を漁撈するのてある、大河ては夏秋の雨期は網を以て、冬期は氷上に穴を穿ちて釣魚する、其他洋鐵製の小魚の型や光澤ある物を水に垂れ別に銳利な鈎を無數に河中に垂れて魚の進路を斷ちて魚を引き揚ける法もあ

る、是の法は松花江以北て盛に行はれるのてあるか有名な鮫魚(長六尺乃至一丈に達する)は多く此の法て漁獲せられるのてある。

松花江流域の漁獲物か果して幾何の額に達するか明確な数字を得難いのか遺憾てあるか、諸書を参考すると大凡左の如きもので有る。

巴彦縣	一〇九、四六〇支斤	
賓縣	七七、〇〇〇	
依蘭縣	一〇〇、〇〇〇	(牡丹江の一部を含む)
樺川縣	二〇〇、〇〇〇	
呼蘭縣	三九一、四六九	
富錦縣	四〇、〇〇〇布度	
同江縣	五〇〇、〇〇〇支斤	
綏遠縣	四〇、〇〇〇布度	六〇〇、〇〇〇吊　(冬期露領に賣出す額)
木蘭縣	二〇、〇〇〇支斤	
通河縣	二四〇、二二〇	

第二款　牡丹江

上流の大石頭河(敦化縣附近)には細鱗魚、懷子魚か多いか專業の漁民はない、敦化から寧古塔に至る間には鯉、鯽魚、細鱗魚か多く、此の地方には多少の漁業者か有つて寧古塔、東京城地方に輸出する。鐵嶺河には鮭、鯉を産し同河以北三姓に至る間か本江流域中で最も漁業の盛な區域てある。專業漁民も稍多く漁獲物は三姓、寧古塔へ輸出する量も多い。

第三款　嫩江及呼蘭河

嫩江及呼蘭河の流域も亦到る處魚族を産する、種類は鯉、鮒、鱖魚、草根魚、花哲魚、啞入薩魚、旁魚、蒖姑子、鯰、スッポン、拉重唇、邊花魚、寶魚、鴨鴿魚等は龍江縣附近に産し、鯉、白魚、鰱魚、大頭魚は大賚縣附近にとれ、泰來縣ては鯉、白魚、鳥魚、鯁魚を産し、肇州縣肇東縣地方ては鯉、鯽魚、青魚、白魚、鰱魚、大頭魚、黃花魚、鰉魚、鯁魚、結魚、黑魚、狗魚、鮂魚、鱖魚、烏魚、比目魚等か主なるものてある。

漁法は結氷中の漁撈と解氷季中の漁撈とに大別する、兩季共に網を用ゐて漁撈するのてあるか解氷中は網の一端を陸岸に保ち舟に積みたる網を下ろしつつ對岸近くまて舟を進め更に陸岸

に還り兩端から曳引するのてある、結氷期中には河岸近くの氷上に約二丈五尺四方の大穴を穿ち之を中心として大小數箇の穴を穿つ、大穴から錘を付け上部に捧を取り付けた網を入れ順次他の穴て同様の網を結ひ付けて之を次の穴に送る、最後に大穴に還つて來た時兩端から曳引するのてある。

販路は多く其の地方の需要に充つるか、産額の多い地方ては冬季凍結した魚を他に移出するものもある、右兩河及附近の沼湖に漁獲せらるる高は明細に調査し難いか諸書を參考して次の數字を得た、素より是は魚産地と目せらるる地方のみてあつて此の外尚多少の産額ある地方もあるか、明かにし難い。

嫩　江（支流を含む）

龍鎭縣	九、七〇〇斤
龍江縣	二、〇〇〇、〇〇〇
大賚縣	一、四三六、三六一
泰來縣	一二四、二九二
肇州縣	一、八〇九、七六〇

肇東縣	二三〇、七七六
呼蘭河（支流を含む）	
蘭西縣	九五、一〇〇 支斤
綏化縣	七五、三八八
望奎縣	二、二一三
鐵驪	四、〇三八
海倫縣	三八、七〇〇

此の地方には蒙古人か多いか、蒙古の風俗として魚類を忌むので到る處の湖沼に縱令如何に多くの魚か捿息してゐては彼等の餘り之を漁獲する事はない、從つて以上記す所は多く支那人漁夫によつて漁獲せられるものである。

上記魚類に就いて其の形體其他を簡單に記述して閲者の便に供する。

鮭　は北滿河川に到る處に得られると云ふ位のもので産出額も多く又土人の需要も盛てある一尾の大さ十斤乃至十五斤ある、用法は鹽漬又は乾燥として蓄藏せられるのか普通て稀には煮て食用とする、ゴリッド族は之の皮て衣服や鞋を製する。總して我か北海道の往時の如く北滿

漁業の第一位に在るものである、俗に大麻哈魚とも稱する。

鯉　鮭に次て產額か多く重要な魚產である、一尾の重量五斤乃至十二三斤か普通である、稀には非常に大きなものもある、用法は煮て食するのか普通であるか鹽をして乾燥する事もある

草杆魚(又は草根魚とも書く)　鯉に酷似し唯ヒゲか無い點か異ると云ふ又少しく鯉より大きいのか普通である。

鯿　之れも鯉に似た魚である、鯽瓜子とも呼はれる、體は鯉よりも小さく我國の鮒に似て居る、黑鰱とも云ふ。

鰱子魚　鱅に似て頭か小さい、鱮とも稱する、煮又は鹽漬として食する。

鯁子魚(又は遍花魚)　鯽に似て居る、熟煮して食する。

懷子魚　又黃魚とも稱する、全體は扁平て頭か大きく尾か小さい、大きなものになると七十斤もあるか十數斤のものか多い、煮又は鹽漬として食用する。

干條魚　體圓く頭尖り鱗か小さい、二、三十斤から六、七十斤の大さて白色又は薄黃色てある、煮、鹽魚、又は生のまゝ食用にする。

細鱗魚　は形體丸く白色てある煮て食する、十斤前後のものか普通である。

胖頭魚　白魚とも云ふ細鱗魚に酷似するか味は遙に美てある、形の大小によつて大白魚、小白魚に分かれる。

鰉　此の魚は鱘に酷似して殆と區別かつかぬから世俗之を混用して居り又は鰉鱘とも呼ふ形は三稜形て腹部には鱗か無い大きなものは八、九尺もある、傳說から神魚、尉魚なとの異名もある。

鯿魚　嫩江に多く產する形は扁平、腹か大きく口か廣く鱗は細かく斑紋かある、冬期に漁獲せられる。

鱒魚　美味て有名てある、通常三十斤位てあるか稀に百斤以上のものもある。

鯰　到る處に產するか概して我國の其れよりは大きい、十五、六斤から百斤を出つるものもある。

附　眞珠

眞珠は松花江、牡丹江黑龍江の諸川にも產する、往時眞珠、人蔘、貂皮は滿洲の三寶てあつた程有名な產物てある、品位には種々あるか最良のものになると一箇一千圓て取引せられたものもある、前淸皇室には特別の眞珠採取組織を有し一般人の採取を許さなかつた制度て有つた

か目下の事情は之を明かにし難い。

第三節　漁業行政

滿蒙の漁業に關する行政は取り立てゝ記述する程の事はない。奉天省の外海岸を有せぬから未た其の必要を感する程に漁業か發達せぬのも理由て有るらしい。

奉天省ては營口に奉天省漁業商船保護總局を設けて全省の漁業行政を統轄して居る。其の目的とする所は漁業の改良保護等にあるか改良事業の方は特記する程の成績は未た擧けて居らぬ樣てある。水產學校の開設、魚類養殖各種の試驗を爲す筈にはなつて居るかまた所期の成績を擧くるには前程か遙かてあらう。現在ては小汽船三隻に小砲と水兵とを載せて近海の警戒をして居るか、海賊の出沒多い此の地方に在ては是は必須の事業てある、同局か最も活動するのは熊岳城近海の黃花魚漁業場の取締てあるか、此の際は局長以下重要職員は兵士を引率して漁場に出張し警戒、徵稅、海難、救護等に當つて居る、是によつて同漁場は海賊、馬賊等の被害もなく平穩に稼業か出來て居るのてある。同局現在の事業としては斯の如く海賊から漁船を保獲する事か最大のものてある。尙同局の發案として漁業者の使用する鹽の稅率低減か實行せられ

て居るか是れは鹽の章て記述する。

附 漁業ニ關スル法規 （關東州の法規は關東廳の法令集あり之を略す）

奉天漁業商船保護局漁業取締規則 （民國六年十月二十九日公布）

第一條 本規則ハ漁業局管轄區域内ノ漁業者ニ之ヲ適用ス

第二條 左記ノ漁業ニ從事スル者ハ漁業局ノ認可ヲ受クヘシ

一、定製漁業 （譯者註 一定ノ水面ニ漁具ヲ敷設シテ爲ス漁業）

二、區畫漁業 （譯者註 一定ノ水面ヲ區畫シテ爲ス漁業）

三、定著網漁業 （譯者註 一定ノ網物、曳揚場ヲ有スル網漁業）

四、運用網漁業 （譯者註 場所ヲ限ラス隨處ニ運用スル網漁業）

五、釣漁業

六、潛水漁業

七、漁業從事者

八、其ノ他漁業

第三條 第二條ノ認可ニハ漁業局ヨリ無償ニテ漁業認可證ヲ發給ス

第四條　第二條ノ漁業ニシテ水產動植物ノ繁殖及保護或ハ其ノ他ノ公益ヲ妨害スルトキハ之ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第五條　第二條第一項乃至第三項ノ漁業者ハ漁場內ニ標識ヲ建設スヘシ

第六條　前條ノ標識ハ漁場內ニ於テ魚類ノ通行ヲ遮斷シ又ハ散逸セシムルノ建設ヲナスヘカラス

第七條　漁業者ニシテ廢止又ハ變更ノ場合ハ二十日以內ニ其ノ漁業認可證ヲ所轄局場ニ返納スヘシ

第八條　漁業區域ハ漁業局管轄區域ヲ以テ限トス

第九條　漁業者ハ漁業局規定ノ稅則ニ依リ網票及船牌ノ各稅ヲ納ムヘシ

第十條　漁業者ハ一定ノ限度內ニ於テ漁鹽章程ニ準據シ漁鹽ヲ領取スルコトヲ得

第十一條　凡ソ網票、船牌ハ期限ヲ經過シタルモノハ無效トス

第十二條　凡ソ漁民ニシテ網票船牌ヲ受ケス或ハ事實ヲ過少ニ報告スル等ノ情弊アル者ハ稅額二倍以下ノ罰金ニ處ス

第十三條　浦漁ノ場合ハ自己ノ牌票ヲ携帶スヘシ

第十四條　牌票ハ他人ニ讓與或ハ貸借スルコトヲ得ス
第十五條　漁業者ハ同一ノ漁場ニ於テ他人ヲ妨害スル行爲アルヘカラス
第十六條　漁業者ノ携帶スル物品ハ必用ノ漁具及必需品ニ限ル其ノ他ノ漁業竝ニ魚類ニ危害アル毒物ヲ携帶スヘカラス
第十七條　新票ヲ引換受領スルトキハ舊票ヲ返納スヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニアラス
第十八條　網具ノ多少ニ拘ラス一戶ハ一票タルヲ要シ合同シテ票ヲ受クルヲ得ス一戶ニシテ兩處ニ於テ從業スル者ハ各別ニ票ヲ受クヘシ
第十九條　第二條ノ規定ニ違反スル者ハ其ノ該當スル稅額ノ二倍以上ニ相當スル罰金ニ處シ且ツ其ノ漁具ヲ沒收ス
第二十條　第十五條ノ規定ニ違反スル者ハ三十元以下ノ罰金ニ處シ竝ニ其ノ損害ヲ賠償セシム其ノ狀情ノ重大ナル者ハ司法官廳ニ送リテ處分ス
第二十一條　第六、第十三、第十四條及第十六、第十七、第十八條ノ規定ニ違反スル者ハ其ノ該當スル稅額ノ二倍以下ニ相當スル罰金ニ處スルコトヲ得

前項ノ規定ニシテ其ノ狀情較重キ者ハ其ノ漁具及魚獲物ヲ沒收スルコトヲ得

附　則

第二十二條　本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　公海漁業獎勵條例　（民國三年四月二十八日教令第五十五號）

第一條　凡ソ本國人民ニシテ會社或個人ノ名義ヲ以テ漁船ヲ所持シ公海漁船檢查規則ニ依ル檢查ニ合格シ登記ヲ了シタル者ハ本條例ニ依リ獎勵金ヲ給與スルコトヲ得

前項ノ獎勵金總額ハ一年最高五萬元ヲ逾ユルコトヲ得ス

公海漁船檢查規則ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　獎勵ハ三年ヲ以テ限トス

第三條　獎勵ノ種類左ノ如シ

一、漁業獎勵

二、漁具獎勵

第四條　凡ソ公海漁船檢查規則ニ合スル漁船ニシテ捕漁或ハ運漁（漁獲物運送ノ意）ヲ以テ業ト爲ス者ハ農商總長ヨリ其ノ業務ノ種類區域期間竝ニ船舶ノ構造噸數年齡ニ依リ漁業獎勵金ヲ

給與ス但每年左ノ制限ヲ逾ユルヲ得ス
一、汽船ノ總噸數五十噸以上ノ者ハ每噸十元、但シ三百五十噸以上ハ超過ノ噸數ニ照シテ加獎スルヲ得ス
二、帆船ノ總噸數三十噸以上ノ者ハ每噸六元、但シ二百噸以上ハ超過ノ噸數ニ照シテ加獎スルヲ得ス
第五條　前條漁船ノ漁員ニハ農商總長ヨリ其ノ業務ノ種類、期間及區域ニ依リ漁員獎勵金ヲ給與ス、但每年左ノ制限ヲ逾ユルコトヲ得ス
一、漁獵長　一人每ニ　十　元
二、漁獵員　一人每ニ　六　元
第六條　凡ソ獎勵金ヲ受クヘキ漁船ニシテ公海漁業ニ從事シ漁期ノ四分ノ三ニ滿タサル場合ハ該期間內ノ獎勵金給與ヲ停止スルコトヲ得、但シ天災或ハ其ノ他不可抗力ニ因リテ然ルモノハ此ノ限ニアラス
第七條　凡ソ獎勵金ヲ受クヘキ漁員ニシテ公海漁業ニ從事シ漁期ノ四分ノ三ニ滿タサル者ニハ該期間內ノ獎勵金給與ヲ停止スルコトヲ得但シ天災及其他不可抗力ニ因リ然ル者ハ此ノ限ニ

アラス

第八條　凡ソ奬勵金ヲ受クヘキ漁船ハ外國人ヲ技術員トシテ聘用スルコトヲ得但シ聘用ニ關スル契約ヲ農商部ニ提出シテ認可ヲ受クヘシ

前項ノ技術員ハ漁員奬勵ノ數ニ加入スルヲ得ス

第九條　奬勵ヲ受クル漁船ニハ農商部ヨリ公海漁業調査事項ノ兼任ヲ命スルコトヲ得

第十條　凡ソ奬勵金ヲ受クル漁船ノ所有者或ハ其ノ繼承人ハ奬勵金ヲ受ケタル日ヨリ起算シ五箇年内ニ於テハ該漁ヲ外國人ニ轉賣、賃貸、或ハ抵當質入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル場合ハ奬勵金ヲ返納セシム

第十一條　本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



關東州近海漁場一班圖

（關東州水産組合ノ調査ニ據ル）



第三章　鹽　業

第一節　鹽務行政

滿蒙の鹽業は大別して海水製鹽と鹽池とに別つ事か出來る、前者は渤海及黃海沿岸に於ける鹽田から生產せられるもので有つて、後者は多く蒙古に有る鹽池から採取するもので有る。

鹽業行政の方面から見ると、滿蒙は全然同一の制度てはない。支那の鹽業行政は古來から中々重大な意義の存するもので、比較的海岸線の短かい支那大陸に在ては、鹽の供給は民生の爲に一大問題て有る事は勿論て有るか、政府は是の重要物資を課稅の目的に利用した、是に於て鹽務行政は政府の收入と人民の食料問題とに關聯する重大事項となつたのてある、此の徵稅主義の爲支那人民か一般にされ程の苦痛を嘗めつつあるかは後に記述する處て明瞭になると思ふか、兎に角政府の財政は此の收入に依賴する事頗る大なるものか有る、海關收入と共に鹽稅收入は列國の借款擔保となつて居る位確實なものてある。而して政府か鹽業から徵收する稅金は少しく形式は異るか大體に於て專賣制度に似た方法を採つて行はれて居るのてある。東三省も

亦大體然りと云ふ事か出來る。但し東三省は沿海の地即ち産鹽地方としては奉天省か主て有るから生産する地方と消費のみの地方とは其の行政制度に於て多少の差あるは自然の數てある。

支那鹽政の歴史を探るには少くとも漢唐に溯らなけれはならぬか、本書は此等の詳細を窮むる目的てないから沿革を簡單に說けは、前述の如く鹽稅は古來から政府の重要收入てあるから歴朝共に鹽務行政には少からす注意を拂ひ、從て其の制度も漸く完備に近つき來つたか、民國二年（大正二年）五國銀行團からの借款擔保に鹽稅を當てた結果として、鹽務顧問に英人デーン氏か印度から來り、海關に於ける總稅務司の如き職に就いて以來、鹽務行政は更に一段の進歩をし、爾來年と共に精緻な規模となりつゝある。

現行の法規ては、生産に關するものに製鹽特許條例か民國三年（大正三年）三月四日附の敎令第三十三號及同年九月二十四日の財政部飭命に公布せられて居る。是に據れは全國を通して製鹽業は政府の特許を必要としてある。而して製鹽業を分ちて、製鹽、採滷（製鹽法の項參照）及試製、鑛鹽及鹽質含有の鑛物採取、鹽製含有の各種物質にして鹽化ナトリウム四〇％以上を含む物の製造及鹽の精製又は再製を爲す業の五種にしてある。此の業務を營まむとする者は中華民國の國籍を有するものに限られ願書を所轄鹽務官に差出して特許の證書を得てから事業を開

始するを得る規定てある。已に特許を得たる者か其の權利を他に讓渡する場合及其の繼承變更の場合にも共に特許出願を爲さねはならぬ、而して本令の違反には五元以上千元以下の罰金刑か課せられ其の鹽は沒收せられる。此の敎令の效力は東三省蒙古にも及ふは勿論て有るから、滿蒙の製鹽業は現今皆支那官憲の特許の下に經營せられて居るものて有る、但し關東州　借地內の鹽業は全く支那官憲と沒交涉てあるから、是の點は別に說明する。

右の如く特許製造者の手によりて生產せられる鹽か如何にして市場に出つるかと云ふに、奉天省と吉林、黑龍の二省とは其の方法か異つて居る、奉天省ては鹽棧(鹽問屋)か生產者から鹽を買取り、更に之を鹽店(鹽小賣店)に卸賣をなし、鹽店から消費者に販賣せられる事になつて居る、吉、黑の二省には此の鹽棧に當る商人かなく、其の代りに權運局と云ふ官衙か生產者から大量の買上をなし之を官費て所要の土地に運送して、其の官設倉庫から官鹽店と云ふ小賣人に拂下け官鹽店は消費者に賣捌くのて有る。此の吉黑二省の取扱方法を官運官銷と云つて居る右は概略てあるか更に之を次に詳述する。

第一款　奉天省

省內に於て鹽の生產者から直接に鹽の買入を爲し之を轉賣する者を總て鹽棧と呼ふ。鹽棧業

者は「奉省發給鹽棧牌照暫行章程」(奉天省鹽卸商特許證下附臨時規則の意)によつて許可證の下附を受けて鹽業に從事すへき規定てある。一年を一期とし一期の特許料は二十四元納める。併し左記各號に相當する者には許可を與へぬ。

一、出資者及業務擔當者か中華民國の國籍を有せぬ者

二、私鹽犯(特許を得すして鹽業を經營した罪)の前科ある者

三、營業の場所か適當て無いもの(例へは鹽田附近とか南滿鐵道附屬地の類)

而して鹽棧內て外國人と共同に他の業務を營むことを禁止し又鹽務關係の役員は自ら鹽棧を開設し又は鹽棧に出資するを許さぬ。其他私鹽の販賣運送を爲し或は他の不正行爲あるものは特許證を返納せしめて停業處分に附する外刑罰を課する規定てある。

鹽店と云ふのは鹽棧から鹽を買取り之を消費者に小賣りする營業と有つて是又前の鹽棧と同しく鹽運使署の發給する許可證を受けねはならぬ。但し左記各號の者には其の許可を與へぬ。

一、出資者及業務擔當者か中華民國の國籍を有せぬ者

二、外國人から資本を借りて店を開く者

三、私鹽の前科ある者

四、營業場所か不適當なもの（鹽田附近の如き）

鹽店は必す鹽棧から鹽を買取るへく、直接に生產者から買入れる事は出來ぬ規定てある。且つ販賣は其の店の所在地のみに限られ他の地方に向つて販賣を爲す事は出來ぬ。此の外購入及販賣に關しては奉省鹽店暫行規則を遵守すへく之に違反すると營業禁止及刑罰の處分を受ける。

右は原則とも云ふへき規定て有るか此の外、鹽の生產地附近に居住する者の爲に特別の例外規則か設けられて有る。其は「近場居民食鹽暫行章程」て有つて、大樣左の如くてある。

一、鹽の生產場（奉天省ては鹽田に當る）から十里（支那里）以內の接續村落を近場と名つけ（北鎭は三十里に改められた）其の住民は本規則に依つて鹽を購買する事か出來る。

二、前記の住民は區內所轄の鹽業取扱官衙に所定の申告を爲し、納稅の上、直接製鹽業者から一日一人十擔以內の範圍て購入する事を得る。

三、戶口少い部落の居住者は聯合して一人の名義て右の手續を爲しても可い。

四、近場地域內ては鹽棧及鹽店を開設してはならぬ。

之を要するに奉天省內ては製造も卸賣も小賣も悉く支那の國籍を有する者か、官の特許を得て之を經營する事になつて居り、而して其の特許せられた業務は原則として嚴重な畛域か有り

互に之を干反する事を許さぬ。而して此の營業の資本も亦外國人の出資を許さぬから、奉天省内ては鹽の製造及販賣は直接間接ともに外國人には絕對出來ぬ事になつて居る。是は獨り奉天省のみてなく、滿蒙全般否支那全國に亙つて同樣に有るから序に一言する。

尙ほ前記以外に特別の取扱として奉天省内の漁業に使用する鹽及鹽水(の濃きもの)に關する規則か有る、此れは漁業用鹽に限り減稅を爲すのか主眼となつては居るか、兎に角一の例外法に有る、其の施行細則は煩はしいから略するか、要は奉天漁業商船保護局から漁業用鹽の證明を得て特別の取扱を受ける規則と思へは間違はない、其の特別規則の利益を受けるものは魚貝其他の海產物の鹽藏其他の鹽製をなす場合に限られて居る。

右の如き制度の下に於て鹽の取引實際如何にして行はれて居るかと云ふに鹽棧は鹽運使へ規定の稅金を納入して之に對する鹽運送許可證を下附せられる、之に據つて鹽場から所要數の鹽を買ひ出し來るのて有るか途中は必す貨物に此の證書を附隨せしめなければならぬ。鹽か鹽棧に到著すると、其の都度鹽棧は附近の監督機關又は其の委囑の機關(即ち地方の警察等)に報告して其の檢閱を受ける、間違かない場合は最初受領した運送許可證は返納して廢棄せられる。かくして卸商に貯藏せられた鹽を鹽店は買ひ出しに來るのてあるか、鹽棧か鹽を賣る場合は(小

賣はせぬ）代金を受取ると共に發鹽單と稱する鹽の引渡證書を添ねて貨物を交付する（發鹽單は鹽運使署から實費を以て成規の樣式を印刷して渡して置く）而して鹽店は此の證明を添ねて貨物を運搬するので有る、鹽店から消費者に鹽を賣る場合にも同樣に引渡の證書を附けて渡す鹽店か鹽棧から鹽と共に引取つた證明書は毎月地方の監督機關又は其の代理機關に一括送付すると該機關は之を纒めて所轄の鹽運使署に送付する、使署ては之と鹽棧から報告し來つた證明書の半片とを合せて檢査するので有る。斯樣に鹽には必す證明書か附隨する事になつて居るから、其の證明書の有效期間や通過の途筋も一定して有つて不正の働けぬ樣にして有る。此の賣買方法は奉天省内の規定て有つて他の地方は又別に規定か出來て居るから自然鹽の賣買は其の區域か一定せられる事になる。

大體前述の如き狀態の下に奉天省の鹽政は施行せられて居るので有るか、之を取扱ふ行政機關を列記すると左の通りてある。

機關名	所在地	所屬機關
東三省鹽運使公署	營口	場公署七及製驗緝私局十一
營蓋場公署	同上	灘務所六

復縣場公署	復縣白家口	灘務所 七
莊安場公署	莊河縣東蕎麥稜子	灘務所十二
莊安場佐公署	莊河縣黑山子	灘務所 五（莊安場知事の管轄なり）
錦縣場公署	錦西縣上坎子	灘務所 七
興綏場公署	興綏縣廠子溝	灘務所 八
北鎮場公署	盤山縣西鄉馬帳房	灘務所 五
盤山場公署	盤山縣常家屯	灘務所 一
營口製驗緝私局	營口	製驗緝私分卡十一
熊岳製驗緝私局	熊平縣熊岳城	分卡 十一
安東製驗緝私局	安東縣興隆街	分卡 九
輯安製驗緝私局	輯安縣外岔溝	分卡 六
瀋陽製驗緝私局	瀋陽縣大南街	分卡 八
錦縣製驗緝私局	錦縣城內	分卡 九
綏中製驗緝私局	綏中縣城內	分卡 七

大孤山製驗緝私局	莊河縣大孤山	分卡	五
新民製驗緝私局	新民縣城內	分卡	七
鐵嶺製驗緝私局	鐵嶺縣城內	分卡	十
公主嶺製驗緝私局	懷安縣公主嶺	分卡	十二

第二款　吉林省及黑龍江省

吉林黑龍二省の制度は奉天省の其れと異つて居る點かある。兩省の前に略述した通り、鹽の產地たる奉天省の海岸地方から鹽を輸入して之を吉黑二省の適當な地方て官鹽店と云ふ特許商人に拂下ける制度てあるから專賣制度と云ふへきてある。之の方法を官運官銷と呼ふ。此の專賣をなす官署は吉林、黑龍兩省を抱括管轄する吉黑榷運總局と云ふか設置して有つて是れか吉黑兩省の鹽務を統轄して居る、採運局なるものか營口に置いて有る。榷運局は採運局に所要の鹽の買入れを命すると、採運局は生產者から其買上けを爲し之を吉黑省に送る、輸送は海運の賃銀低率て有つた時代は營口から浦鹽に船積してそれから各地に輸送されたもので有るか、近來は全部南滿鐵道によつて輸送せられて居る。鹽か吉黑省に到著すると總倉に格納せられる。總倉から必要に應して分銷處、分局に配布せられる、是れ迄は總て榷運局の取扱に係るもので

あるか、分銷處、分局ては之を官鹽店に拂下ける。人民は此の官鹽店に就て所要の鹽を購入するのてある。斯く手續の大半は官營になつて居るか尚其の取締は隨分精緻に出來て居る、卽ち官鹽運照、發鹽熱照及收鹽發鹽報單の三種の文書て其の正確を期するのてある、官鹽運照といふのは更に三種に分れて居る、甲を官鹽轉運照と呼ひ分局に鹽を輸送する時に用ふる、卽途中の監督官、檢閱所の檢査を受くる時に此の送狀を差出して官鹽に相違ない事を立證するのて有る。官鹽轉運照の發給方法は奉天鹽運使署て運照の用紙に番號を付し官印を押捺したものを編製して、之を吉黑榷運局長に送付し、吉黑榷運局長は之に稽核員の連名捺印を求めた上奉天鹽運使に送還する。奉天運使の方ては之を保存して置いて請求により發給するのてある。採運局(吉黑兩省)側て鹽を本省に採運する場合には一週間以上の餘裕を置いて運照の發給を奉天運使に請求すると、之に對して相當の運照を責任者の捺印を經て發行し採運局は之に依つて本省に鹽の輸送をするのてある。乙を商銷運照と云ひ官鹽店か官鹽運送の際に用ふる證明書て有る。而して此の官鹽店と雖其の局とか倉とかの管轄區域内に於てのみ販賣する事を許されて居る。丙を民銷運照と云ひ、人民か官鹽店から鹽を購入運送する時に受けるもので又途中の證明となるのて有る。以上は鹽の運送を取締る爲の證明書てあるか、更に販賣取締の爲に發鹽熱照か有

る、之れも三種に分れて居て、一種は官鹽(卽ち普通の專賣鹽)の賣渡證書で有つて官鹽店か各局倉から鹽を買ふ時に貨物と共に受領するのであるか之は運送途中の證明でなく正當な官鹽てあることを證する爲てある。其の他の二種は土鹽（官運の際に包裝か破損して鹽か漏脫する事か有る之れは土砂か混淆して居るから食料にはならぬか土塀、壁の築造等に用ゐられるので之を安く拂下ける）及功鹽（規則違反の爲に沒收した鹽を成規の價額て賣拂ふもの）の賣渡證書て有る、而して前述の收鹽發鹽報單と云ふのは分局倉か其の鹽の收支を報告するもので有る。

官鹽店を開くには確實な保證人を立て、權運局に出願して許可を受けるのであるか、是れ又鹽棧と同しく外國人たる事を許さぬ規定てある。尙鹽の輸送通路期日等は下附の證明書面に詳細限定されて有る鹽務行政機關を列擧すれは左の通りて有る。

機關名	所在地	備考
吉黑權運局	吉林省 長春縣商埠	
吉黑採運局	奉天省 營口	
長春總倉	長春縣 商埠	
濱江總倉	濱江縣 哈爾賓商埠	

吉垣榷運分局	吉林省	城內
伊通榷運分局	伊通縣	城
雙城榷運分局	吉林省	雙城縣
阿城榷運分局	同	阿城縣
延吉榷運分局	同	延吉縣
呼蘭榷運分局	黑龍江省	呼蘭縣
海倫榷運分局	同	海倫縣
巴彥榷運分局	同	巴彥縣
綏化榷運分局	同	綏化縣
海林榷運分局	吉林省	海林縣
蘭江榷運分局	同	蘭江縣
磐石榷運分局	同	磐石縣
石城榷運分局	同	扶餘縣
榆樹榷運分局	同	榆樹縣

農安榷運分局	同	農安縣
懷德榷運分局	奉天省	懷德縣
拜泉榷運分局	黑龍江省	拜泉縣
蘭西榷運分局	同	蘭西縣
青岡榷運分局	同	青岡縣
大賚榷運分局	同	大賚縣
肇州榷運分局	同	肇州縣
黑河榷運分局	同	黑河縣
龍江榷運分局	黑龍江省城(齊哈爾)	
慶城榷運分局	同	慶城縣
綏棱榷運分局	同	綏棱縣
通河榷運分局	同	通河縣三站
木蘭榷運分局	同	木蘭縣
烏吉密榷運分局	吉林省	阿城縣東

檬樺榷運分局	吉林省	樺甸縣
樟火懷榷運分局	同	延吉縣
五常榷運分局	同	五常縣
扶餘榷運分局	同	扶餘縣
琿春榷運分局	同	琿春縣
新安鎮榷運分局	同	長嶺縣西南
蒞家屯榷運分局	奉天省	茳家屯
公主嶺榷運分局	同	公主嶺
五站榷運分局	吉林省	綏芬縣下
訥河榷運分局	黑龍江省	訥河縣
湯原榷運分局	同	湯原縣
安達榷運分局	同	安達縣
昂昂溪榷運分局	黑龍省城	西南
駐歲轉運局	浦	鹽

緝私第一營　吉林省　長春縣孟家屯　吉黑榷運緝私馬隊第一營と云ふ私鹽密賣を巡回して取締るものなり

緝私第二營　同　綏芥縣五站　同前第二營

第三款　蒙古熱河地方

蒙古熱河地方は特別の命令(民國六年十月十八日公布)を以て前述の各省と異る行政を施行せられて居る。蒙古に鹽を仕入れるには北鎮、錦縣及興綏の產鹽地から納稅の上購入運搬を許される規定てあるか、尙途中は運送許可證を以て其の證書上に定めた道筋により運送すへきてある、是の證書は他人に讓渡す事は出來ぬ又使用後の到著月日を記入して營口鹽運使署に送付すへきことになつて居る。

以上を以て東三省及蒙古熱河地方の鹽務行政の概要を盡したのてあるか、終りに注意する事は鹽務行政は地方行政と全く系統を異にし、北京の鹽務署か全國に亙る監督に當つて居るのてあるから、其の命に依らぬときは鹽務に關しては一切行政的效力を生せぬ事てある、鹽務署の事務卽ち全國の鹽務行政の監督機關として、鹽務署稽核總所と云ふ官衙かある、是れは一九一三年(民國二年)四月二十六日に締結せられた善後借款か其の抵當に全國の鹽稅を當てた爲に、債權國か收稅の監督をする爲に借款契約に依り支那政府に設立せしめたもので有る、首腦者は

鹽務署長か兼任する總辦と、鹽務署の顧問を兼任する會辦（外國人）とてあるか、是の中央機關を助ける爲に各必要の地方に鹽務署稽核分所か設置せられてある、此の分所は支那人たる經理及外國人たる協理か居て、同等の資格て鹽運使の事務を監視して居る、海關の場合は外國人を主とする海關の事務を支那人の海關監督か監督する官制になつて居るか、鹽政の方は之と反對の趣か有る。滿洲ては東三省鹽運使署の所在地營口に稽核分所か有る。其の監督する事項は、各種特許狀の收發、運照の照合、稅課金の收納等は勿論鹽運使署の司掌事項全般に及んて居る

第四款　鹽　稅

支那の現行鹽稅は民國二年十二月二十四日敎令第四十三號鹽稅條例に依つて全國に劃一的に施行せられて居る。同條例第二條ては支那全國を二區に分ち東三省は其の第一區になつて居る而して第三條に依れは原則としては全國の鹽稅は百斤に付二元五角としてあるか、民國四年一月一日以前は第二區（主として鹽の生產なき純消費地）は從來の通りの稅額とし第一區の方は二元を臨時稅率として賦課する。而して第十二條に依れは本條例は民國三年一月一日から第一區に施行し四年一月一日以降全國に施行する、此の施行期日に關し已を得さる事情か有る場合は所轄鹽運使から其の事由を具して財政總長の許可を得之を延期する事を得る規定てある。此の

規定に基いて東三省では從前の税金か輕率であつたと云ふ理由から、三年一月六日から百斤一元とし同年七月一日から一元五角に增率し四年一月からは二元としたか、此れ以上は賣行か盛になつたら增税することになつて(四年一月七日政府公報)其の後增率の實行なく今日も尚大洋二元(實際は小洋に換算して納税する)の儘になつて居る。但し大正七年三月の敎令て税率は三元に增加せられたか是れは未た實施せられて居ない。而して税金は條例第八條に依つて產鹽地に徵收するのてあるか、吉、黑二省の如く官運て他省から鹽を移入する地方に在ては移入の時に之を徵收するのてある。尚條例によれは(第八條)右の鹽税には附加税を加徵する事を許さぬ規定てあるか、奉天省ては斗用(官量器の使用料の意)と稱して一石(六百斤)に付き小洋錢一角を徵收して居る。前きに述へた漁業用鹽に對しては別に税率を定め百斤大洋五角としてある。

民國六年十月二十四日の大總統令に依て支那全國の產鹽地に就て、鹽の消費額及之れから收入する鹽税の豫定額を定めて發表せられた。其の額は年々新たに查定するものてあるか、實際の收税額とは多少の差違か生する。今支那公報の示す所によつて民國五年から四年間の東三省鹽税收入を見ると左表の通てある。左表中には民國六年から奉天省には漁鹽税(一擔五角)か施行せられて居るから是を合算してある。

東三省鹽稅收入累年表 （單位元、元未滿切捨）

消費地	民國五年	民國六年	民國七年	民國八年
奉天省内	三、〇四四、〇五一元	四、一九七、九一八元	四、九二六、五二三元	五、一七三、一〇二元
吉黑省内	二、〇一一、八八〇	二、三六七、四〇八	一、三六六、二二四	三、八八九、四五二
合計	五、〇五五、九三一	六、五六五、三二八	六、二九二、七四七	九、〇六三、三五四

鹽稅を擔保とする借款は左の通である。

年次	名稱	起積額	手取	利子	完濟期
民國元年	クリスプ借款	5,000,000磅	八九	五分	民國四一年
民國二年	善後大借款	25,000,000	八四	五分	同 四九年
民國六年	第二善後前渡第一次	1,000,000	一〇〇	七分	同 七年
民國七年	同 第二次	1,000,000	一〇〇	七分	同 八年
同 同	同 第三次	1,000,000	一〇〇	十分	同 八年

第五款 關東州

關東州の鹽業行政も露國の租借以前（明治三十一年）は他の奉天各地と同一て有つたのて有るか露國の租借と共に淸國の行政を離れた、租借の初期に於ては、鹽稅收入を失ふの不利から、支那官憲は露國に對して、鹽務行政の留保を極力主張したか、固より露國は之を容れなかつた露國は最初から關東州の鹽業に對しては可成りの興味を措いて居た、其れは沿海州方面の漁業に使用する鹽を此の地方から供給する事に著眼したからてある。併し試みに送つた關東州鹽は漁業家の歡迎する所とならなかつた、其れは品質と價格と共に不適當て有つたからてある。その爲露國は本國から專門の技術者を招いて產鹽の改良を企圖したか、此の計劃は成就せぬ間に日露戰爭となつた。アレキセーフ總督は其の上奏文中に

關東州ニ於ケル鹽業ノ維持發達ヲ計ルヘキ第一ノ急務ハ支那政府ト交涉シテ滿洲ニ輸送セラルル我カ關東州鹽ノ課稅ヲ全部廢止セシムルニ在リ、蓋シ西比利其ノ他ノ新市場ニ於テ該鹽ノ需用ヲ起サシムヘキ技術的改良ハ今尙多少ノ期間ヲ經過シタル後ニ非サレハ達シ得ラレサルヘケレハナリ、製鹽業ハ州ノ統治政策上將來特ニ注意ヲ加ヘ之ヲ奬勵スヘキ價値アリ何トナレハ斯業ノ前途ヲ新占領地ニ於ケル最モ著シキ財源ニシテ又氣候ノ關係上大ナル發達ヲ遂ケ得ヘキコト明白ナレハナリ

と陳へて居るか是等の希望は遂に達せられる機會か無かつた、日本は關東州占領後また租借の決定せぬ明治三十八年五月八日遼東守備軍令達て鹽稅規則並施行細則を公布した、是の規則は今日も實施せられてゐるのてあるか、製鹽は官の許可を受くる事を要し、稅金は製造場より他に移出する際に一石(六百斤)につき六十錢を納付すへく、稅金完納後てないと移出を許さぬ、又日本鹽を除く他地方(卽關東州以外)の鹽を輸入するには一石一圓五十錢の輸入稅を課す事になつて居る、卽ち之を要するに當時の政策は大體に於て簡易な方法て安き課稅をし且つ保護的の關稅を課して居る、其の後明治三十九年三月二十五日關東州鹽田規則と其の施行細則か施行せられた、本規則は大體に於て製鹽業奬勵を目的とせるものて其の骨子は、製鹽業者には官有地を無償に貸付け鹽田開設の後も土地の使用料を徵收せす、且つ其の鹽田は官の許可を得て之を他人に讓渡し又は相續する事を得ると云ふに在る。而して貸付くへき土地の面積は一人百町歩と限られて居るか、已に鹽田開設に成效した者及資力上不適當てない者に對しては此の制限は超過してもよい事になつて居る。鹽田成效の期間は其の面積によつて二年から七年までとなつて居る。越て明治四十三年四月一日製鹽監視規則か發布せられた、本規則は製鹽の移出、賣買、輸出、亡失等を正確にする爲の監視制度てある、卽ち特定の任務を帶ふ官吏か鹽に關する

不正行爲を防過する爲に設けられた規則てある。尙ほ規則としては無いか州產鹽の海外輸出に對しては若干の獎勵金を下付せられて居る。

第六款　取締規則

支那內地に於ける鹽業には外國人の從業を許さす又出資をも許さぬ事になつて居るは前述の通りてあるか、然らは外國の鹽を輸入する場合は如何かと云ふに、是の方は稅關の規則て輸入禁制品となつて居るのみならす、露淸陸路通商條約、日淸通商條約共に之を禁止して有る、內國規則としても國際條約としても外國鹽の輸入は全然不可能てあるから支那の鹽業は全く支那官民の經營に獨占せられる事となる、然るに支那內地に外國人か居住する結果外國鹽の必要か起こる、それは後に述へる通りに支那在來の粗製鹽は縱令分析的品質は惡しくないとしても到底其儘外國人の需要に應せられるものてはないからてある、此の點も考慮して稅關も規則を融通して食卓用鹽は或る範圍內て輸入を許可して居る、食卓用鹽てあるから素より極めて少量の物てある。

此の例外を除き食鹽は一切輸入禁止てあるから、外國鹽の輸入せられたもの及支那鹽の合法の手續を履まなかつたものは總て「私鹽」として處罰せられる事になつて居る、而して私鹽の犯

罪は二樣の處罰方法か設けられて居る、一は私鹽治罪法に照らして行ふ司法上の處分て有つて一は鹽務行政官の行ふ行政上の處分てある。而して此の兩者の處分は各別に行はれるものてある。

關東州産鹽は支那産鹽てあるか無いか、換言すれは關東州鹽は支那內地に移入して差支なきや否やに關しては支那官憲の間にも異說か有るらしい。併し實際の取扱ひとしては現在ては外國鹽と同樣に輸入禁止になつて居る、其の爲滿鐵會社と支那官憲との間に契約か出來て、支那官憲の輸送許可證の附隨して居らぬ鹽は汽車積せぬ事になつて居る、又關東州の漁船か自家用鹽を積み込んて出漁する場合にも私鹽としての處罰を免るゝ爲關東州官憲の證明書を携帶する事になつて居る。

第二節　鹽田

第一款　土地の選定及所在地

鹽田から鹽を生産する方法は後に述へる通り殆と天然力のみに　るのてあるから、鹽田を開設する土地を選擇する事は至重の要件てある。卽ち大略左の如き條件を具備する土地か鹽田に

適して居る。
一、天候は晴天多く降雨なく、日熱烈しく空氣乾燥し、和風又は疾風か常に吹き水分蒸發量の多い地方
二、地勢は遠淺の海濱て、傾斜の度か緩るく海水を導引し易く且つ波の爲に堤防を破壊せられる虞なく、又背面は平地て風通しよく、附近に淡水土砂を注流する河川のない地方
三、土質は緻密な粘土質て、地盤か硬く、水分の地下に透脱する患ない場所
四、海水は比重の度高く潮汐干滿の差甚しく、潮水か一所に停滯せぬ場所
是等を標準として鹽田開設地を選定する、現在鹽田の所定地は大別すると黄海の沿岸、渤海の沿岸(以上支那内地)と關東州の沿岸(關東州租借地)とになる。此の三大別によつて鹽場の所在地名を擧けると左の通てある。
渤海の部
營蓋場公署管轄 (營口縣)
二道溝、三道溝、塘窪、藍旗場、紅旗場、白旗場
復縣場公署管轄 (復縣)

小島子、望海甸、羊官堡、陰涼嶺、般家溝、馮家塢、紅崕子
錦縣場公署管轄（錦縣、錦西縣）
上埃子、白馬石、大東山（以上錦西縣）、天橋廠、部子屯、頭溝、四溝、沙溝
興綏場公署管轄（興城縣、綏中縣）
廠子溝、大明山、沙坨子、五里橋、項家屯、蘇家屯、六股河、張莊子（以上興城縣）南
鹽鍋
北鎮場公署管轄（北鎮縣、錦縣の一部）
北井子、馬帳房、大臺子屯、小臺子屯、郭家店廟溝屯
盤山場公署管轄（盤山縣、營口縣）
二龍江、二道磧、南夾信、西夾信、藍石鰲
黃海の部
莊安場公署管轄（莊河縣、鳳城縣）
蕎麥稜子、尖山子、花園子、隈子屯、銀窩、大鹽廠、李家坎、磨石房、黑山子、雙山子
花坨子、二道溝

關東州租借地の部

沙河口、老虎灘、雙島灣、營城子、羊頭灣、旅順、董家溝、于島子、普蘭店、五島、夾心子、東老灘、碧流河、贇子河

關東州の鹽田は詳細な統計か具備して居るか、支那内地のものは之を缺く事か多いから、上記鹽田の面積は勿論其の數さへも明確でない。諸書を參考として試みに想像數を擧くれは次の通りである。

場名	海水鹽田數	井鹽場數	合計
營蓋	一、〇八五	—	一、〇八五
複縣	七二〇	—	七二〇
莊安	五六七	—	五六七
盤山	三〇〇	—	三〇〇
北鎭	一〇四	一八三	二八七
錦縣	一六九	—	一六九
興綏	二三五	—	二三五

七〇

計	三、一八〇	一八三	三、三六三

註　鹽田の大小によつて坪數は甚しく相違する後章參照

關東州鹽田

民政支署又は出張所別	鹽田數	坪數
旅順	六七	一、六五〇、〇四〇
大連	五	一五五、四七二
金州	九	二三一、二〇三
普蘭店	一一〇	二、八七四、六五六
貔子窩	二四一	七、五二八、四五四
計	四三二	一二、四三九、八二五

第二款　鹽田の構造竝製鹽法

滿洲の製鹽は天日製鹽によるので鹽田の構造も亦特異である。此の製鹽法は傳ふる所によると清の康熙帝か洋人の製鹽を利とし、汎く天下に行はしめたのであると。而して南滿洲では同治元年(西曆一八六二年)に蓋平管內卽鹽務行政から云へは營蓋場公署管下の二道溝地方に開設

せられたのか嚆矢である。鹽田の構造は其の所在地の形狀潮汐の干滿、海岸の傾斜度合、大體の地勢等によつて全然同一ではなく、又其の資本の大小によつて規模にも差か有るか、大體に於て海水を一時貯水する池（大淦、灙圈と云ふ）、蒸發池（揚水池、揚滷池又は滷臺と云ふ）と結晶池（晒鹽池又は鹽池と云ふ）を主要部分とするもので、之を通ずる溝、各區劃を分つ畦及製品を一時堆積する鹽嚢、並に貯鹽場（堆鹽臺）から成り立つて居る。而して鹽田全部は其の場所の土を以て築造する。是等の各部分か如何なる割合であるかと云ふに勿論一定の形式を成す迄に發達しては居ないか、最も適當なのは貯水池三、蒸發池三、結晶池二、其他二の比例であると稱せられる。而して一鹽田の總面積も勿論一定して居ない。小は二町歩位から大は四十町歩に餘るものもある。又各部の配置は鹽田の位置によつて種々に變化する。例へは海岸に直接接續して居る地と溝渠によつて海に接する地、潮流の具合、風波の模樣によつて貯水池の大小位置か變り隨て其他の部分にも變化を生する。

製鹽法は殆と一定して變りかない。大略を述へると先つ海水を月二回の大滿潮の際に貯水池に貯へる大滿潮でなくても毎日の滿潮時に潮水を誘入する事を得る地勢の鹽田を除きては半箇月の製鹽に堪へる分量を貯水するのである。貯水池に入れて置く間に潮水中の泥質其他の不純



鹽田蒸發池と水揚の風車

分は下に沈澱する（勿論幾分蒸發作用をも兼ねる）其の清澄になつた潮水は蒸發池に送られる蒸發池は貯水池より普通は二寸位の落差を以て造られて有るから人力を要せぬのである、蒸發池は其の內部を四、五區から二、三十區に分けてある。是れに各落差か付けてあるから潮水は自力て移流する。而して貯水池に近いものから漸次に遠い方へ蒸發の度を進むるに伴れて濃厚になつた母液か流れて行く。流れたあとには又新たな潮水か流入せられるかくて母液かホーメー氏比重計の二十度乃至二十二、三度に達したものか小溝に集められて蒸發池に分配せられる。蒸發池も亦四、五區から二十區以上に分割せられてあるか、此の池內て液體は結晶體に變るのである。其の結晶か六分乃至一寸



鹽業結晶池と鹽嚢に堆積された鹽

位の厚さに達した時に掻き集めて結晶池の小區劃の傍にある鹽嚢といふ場所に一時堆積され、水分の滴り盡すのを待つて貯藏場に移される。此の作業は連續的に繰り返へされ、新らしい潮水か後から後から注かれるのてある。斯く潮水から鹽を製するのは全然天日と風力とに依る蒸發と結晶とを利用したものてあるから、季節と空氣の濕度とによつて製造の出來る時もあり出來ぬ時もある。叉出來ても日子を多く要する時と少くして出來る時かある。旅順地方て調査した所は

三月	十二日—十五日間
四月	八日—十日間
五、六月	四日—六日間
七、八月	五日—七日間



堆鹽臺と用具

九月　　七日—九日間
十月　　八日—十日間

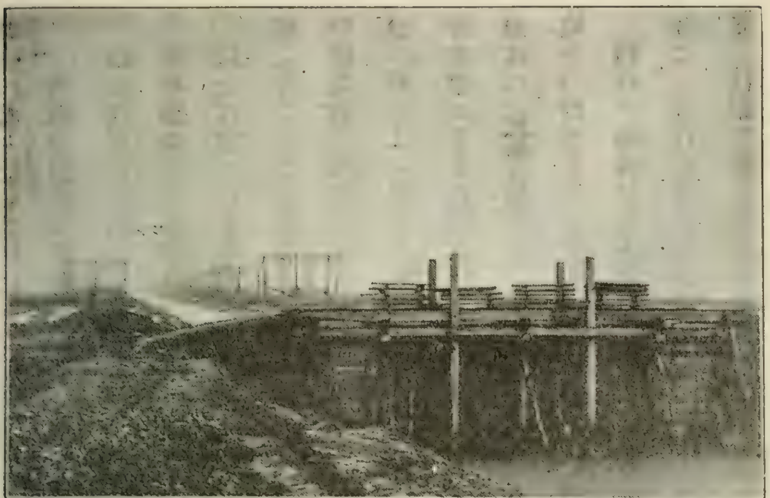
となつて居る。其の他の月は全く製鹽か出來ぬものと見てよい。此の調査は旅順のみてあるか沿海の各地とも大體是の位のものてある。右の順序は各地とも同一てあるか、此の作業を連續して居ると鹽田の池內には多量の泥土か沈澱する。殊に結晶池の方は沈澱か多いから三四回の作業後には池底を洗滌せねはならぬ。洗滌は稀薄な鹹水を蒸發池から注流し盤面を縱横に攪拌して泥水を逆流溝といふ小溝に落し、天日に乾かして石のローラーて固めるのてある。蒸發池の方も時々此の作業をする。其の爲蒸發池も結晶池も數區に分けて交互に洗滌し全部を休業する必要ない樣にして有る。

降雨の後も此の方法によつて整理する。

潮水の濃密の程度を計るには前記ボーメー比重計を用ゐる事も行はれて來たか、舊來の方法は蓮實を未熟から成熟まて種々の時季に採取して乾燥したものを潮水の中に沈めて其の濃度を知るのてある。

以上は主として關東州の鹽田に就いて陳へたのてあるか、多少異る點か有るから營蓋場の鹽田（主として二道溝及三道溝に就て）に於ける製法を附記する　此の地方の鹽田には六乃至八區の結晶池と八區の蒸發池か有る。之を圍むて溝か有り面積は三十支畝（二百四十弓一畝）て結晶池の周圍は一區二十四丈程てある。其の餘は皆な蒸發池になつて居る。蒸發池に續いて圓形の貯水池かある直接海に面した鹽田には稀に之を缺くのもあるか大抵は貯水池かある。此の貯水池は二、三個連繫してある。各々の面積は六、七畝から十畝位になつて居る。此の貯水池に三、五位つつ貯水してから蒸發池に送られた潮水は更に結晶池に流入するのてある。

何れの地方ても土地によつては貯水池又は海からの溝渠と、蒸發池、結晶池等への落差か都合よく取れぬ所かある。其の場合には溝渠から結晶池に母液を入れる時に人力て汲み上けるのと、溝渠の傍に風車を設けて汲み上けるのと二様の式かある。風車は船の帆の如きものを八枚



風車

位圓形に列へた器械て是れか風力てクルクル廻轉する。それか動力となつて桶口から潮水を汲み揚けるのてある。風車の數は鹽田の大小によつて一臺又は數臺を据ゑ付けて有る。

以上て大體の製鹽法を説いたか、井鹽の製法を簡單に附記する井鹽は其の數多くない。現在數は正確にはわからぬか渤海沿岸から北鎮場公署管内に多少あるらしい。而して漸次減少の傾向て其の規模も亦大きくない海からの距離か比較的遠くして溝渠か通せぬ箇所や資本か少くして鹽田を築造する力のない者か此の鹽井を掘るのてある。四川省地方の鹽井とは其の趣を異にして居る。鹽井は其の水量の多寡によつて數も異る。井一箇て鹽田一箇の料にして居るもの又は鹽田一に井數箇を配

して居るもの等種々あるか、井の直徑は一丈（支那）乃至二丈餘て、其の深さは水に達した後尙四、五尺掘り下けるを程度とする。井の側に貯水池を三、四箇から十箇迄位拵へて築造して有る其の貯水池は三、四十步四方のもので井より少しく低くなつて居る。鹽分を多量に含んだ井水を柳條製の桶て二人の苦力か井の上に對立して汲み上け之を第一の貯水池に入れ滿たした處て之を更に第三、第四と順次に移流するかくして母液を得れは之を結晶池に入れて結晶させる。大體の手續は海水鹽田と同樣てある。井鹽の方は每年冬期間に井も貯水池も破損するから春には每年改良工事をせねはならぬ。若し雨水か井にたまれは之を全部汲み出さねはならぬ。結晶池の大さ六、七丈四方のものは大きい方て三、四丈四方のものもある。

第三款　鹽田築造費及製鹽費

鹽田の築造費は其の土地の形勢と鹽田の大小によつて等差か有るから一概には云はれぬか、關東州內の調査に據るもの二、支那內地の調査一とを下に揭ける。之の三者は大分相違か有るか其れは上記の理由と調査した時期の異る爲と見られる。

一、明治三十八年九月三十日關東州民政署技手早乙女忠圀氏の調査報告書に依るもの、貔子窩地方の標準的鹽田て大沮一、揚水池四、小蒸發池三、結晶池二十八區を有するもの築造費て

ある。

銀一、五四八圓二五錢　總額

內譯

銀一、三六〇圓　人夫賃

內　一、〇〇〇圓　灘外工　二千人

　　三六〇圓　灘池工　六百人

銀八五圓二五錢　器具費

銀一〇三圓　小屋建築費

二、大正元年十月一日關東都督府技手鶴出政太氏か個人經營に屬する小規模鹽田一灘の築造費標準として計算したものてある。鹽田の總面積は十町歩て有る。

金二、〇二五圓四〇錢　總額

內譯

金九〇圓五〇錢　器具費

同二四圓九〇錢　消耗品費

同一八一〇圓　　勞銀

同一〇〇圓　　其他費用

三、一九一三年（民國二年）出版凌文淵氏著「中國鹽業最近狀況」第一編に掲げられたもので、著者の調査に係るものて有る。其の内現在鹽田に就いて從業者から聞き取つたものとして左の如き數字を掲げてあるか著者も全然首肯してはない。

地方別	鹽田の大小	地積	築造費
營蓋	大	（平均四、五十畝）	八〇〇〇元
	中		六〇〇〇元
	少		五〇〇〇元
復縣	大	二十八畝	五〇〇〇元
	中	二十一畝	四〇〇〇元
	小		三〇〇〇元
安鳳	大		五〇〇〇元
	中		四〇〇〇元
	小		三〇〇〇元
盤山	大	三千餘方丈	（平均約七百餘元）
	小	千五百餘方丈	
廣寧	大	二十五畝	五、〇〇〇元
	中	十六七畝	三、〇〇〇元
	小	八九畝	二、〇〇〇元
錦縣	大		三、〇〇〇元
	小		二、〇〇〇元

寧遠	大	十四畝	一、〇〇〇元
	中	九畝	五六百元
	小	四畝	三四百元

尙著者は營蓋場公署管下の鹽田業者に新に鹽田を築造するものとして其の工費を尋ねた結果を友人から得たとして左の數を述へて居る。

貯水池、蒸發池、結晶池	人夫五百人	三〇〇元
溝（？）	一、二五〇尺	一五〇元
用具		一〇八元三
合計		五五八元三

之れは上灘と稱する海岸から最も遠い鹽田一箇所の工費である。中灘卽上灘の次に位して海に稍近きものも同一の工費を要するか、下灘卽海に直接して居る鹽田は防波堤の工事に多額の費用を要するから三箇の鹽田築造費に相當する費用を要するとして二百六十六元餘の工費と加ふへきものと計算して居る。卽下灘一箇所は銀八百二十四元を要する事になる。今一支畝一八五坪とすれは五十支畝の鹽田は九千二百五十坪になり約三町歩になるから鶴田氏の十町歩の工費金二千二十五圓と略同一の計算になる。恐らくは共に標準に近い數てあらう。鹽井の築造費は前記淩氏の言によれは山東省の鹽井よりも遙かに高く廣寧地方に於ては山東の十倍にも達し、

鹽田よりも多額の費用を要すると記述してある。而して其の鹽の産出額は鹽田に及はぬのてあるから鹽井の方は漸次淘汰せられる勢てある。

鹽の生産費も地方と時季とによつて等差を生する。同一の地方ても鹽田の位置(上、中、下灘の如き)は又幾分生産費に影響を及ほすものてある。前記鶴田氏の報告書中に支那人の鹽田に就て調査したものとして左の數を記してある。

甲、鹽田總面積十町歩、年産鹽九七〇石、此斤數五八二、〇〇〇斤

金九五七圓二三錢	生産費總額
内譯	
金八四〇圓	勞銀
金三二圓三三錢	鹽蓋費
金五〇圓	鹽田及堤防修繕費
金三五圓	器具補修費

即毎百斤に付金十六錢四四の割合となる

乙、鹽田十五町歩一反、年産鹽一、三〇〇〇石、此斤數七八〇、〇〇〇斤

一金八九八圓四〇錢 生産費總額

内譯

金二五八圓四〇錢 勞銀(鹽三二三石を給與 但石八十錢計算)

金五二七圓 勞銀(現金渡)

金四三圓 鹽蓋費

金五〇圓 鹽田及堤防修繕費

同二〇圓 器具補修費

即每百斤金十一錢五二の割合となる

以上は直接生産費のみを計上したもので資本に對する利息及償却監督に要する費用稅金等は尚此の外てある。

前記の凌氏は奉天省の鹽田には蒸發地單一なもの(一副斗)と數箇のもの(數副斗)とかある。後者は勞働者を省く上に於て有利てあつて、全國中第一に位すると稱揚して居る。一副斗の鹽田には三人の從事員を必要とするか、二副斗のものを經營するには六人、三副斗は八人、四副斗ならは十人、五副斗ならは十二人、六副斗ならは十四人て充分て有る。而して二、三副から

五、六副のものか普通てある。十副以上の鹽田になると巨資を要するから其の數か多くはないと區別して說述して居る。一副斗の鹽田の內上灘に在るものの一春期間(百二十日)の生産所要費を次の通りと記して居る。

莊頭稅	元 二・五八	
勞銀	六六・〇〇	三〇元一名、二〇元一名、一六元一名
同糧食	一〇八・〇〇	三名百二十日間分
同柴	二一・六〇	同上
同祭日支給	五・二〇	五月節句の祝ひ料理用
巡費	八〇	
器具修理補足費	四〇・〇〇	鹽蓆等
合計	二九四・一八	

右は上灘のものてあるか中灘及下灘は更に溝渠の修理と勞銀に於て幾分の增加を見込まねはならぬ。卽中灘ては約六十三元、下灘ては百六十八元を增して居る。其の他の費用は同一てある此の失費は鹽の多量生産て補足して餘ある計算になつて居る。

以上は一副斗の小鹽田に就いての計算であるから二副、三副になると之の數字を二倍三倍すれはよい。但し從事員の數は遞減するから此の點は前に記した通り減少するのである。之によつて凌氏は鹽田經營の總計算を左表の如く掲けて居る。

	二副斗	三副斗	四副斗	五副斗	六副斗
支出總額	元 七九六・三六〇〇〇〇	元 一、一三七・〇〇〇〇〇〇	元 一、四四一・七二〇〇〇〇	元 一、七五一・九〇〇〇〇〇	元 二、〇六一・〇〇〇〇〇〇
産鹽價額	一、〇四三・〇〇〇〇〇〇	一、五四八・〇〇〇〇〇〇	二、三六四・〇〇〇〇〇〇	三、五八〇・〇〇〇〇〇〇	四、〇八六・〇〇〇〇〇〇
石當り生産費	一・三三七三六七〇	一・二五九四八八九	一・二〇二三六六七	一・一六七九三三三	一・二四五〇〇三三
石賣價	一・七二〇〇〇〇	一・七二〇〇〇〇	一・七二〇〇〇〇	一・七二〇〇〇〇	一・七二〇〇〇〇
石當り利益	〇・三八二六三三〇	〇・四六〇五一一一	〇・五一七六三三三	〇・五五二〇六六七	〇・四七四九九六七

註　本表は固定資本に關する支出を計上してない

第三節　産鹽額及消費額

屢々述へた如く滿洲の製鹽は天日曬によるものであるから毎年同一面積の鹽田から必すしも同一量の鹽を生産するものでない。それは天候によつて甚しく增減する事かある。概言すれは雨量の多い年は鹽の産額は少ない事になる。殊に生産極盛季の四、五、六、七月頃の雨量は産額

に影響する事か多い。關東州の例て見ると製品の賣行き如何は生産量に大きな影響は與へぬらしい。夫れは生産中止の爲に格別失費を少なくせぬ爲てある。但し市場の好況なのは幾分生産催進の原因と成るは明かてある。併し是等の事は數年に亙る好況不況の爲に鹽田業の增加又は減少から來る生産數量の增減とは別箇の問題てある。鹽の生産及消費の數量を正確に知ることは稍困難て有る。政府の鹽税に倚頼することか多い丈け其の取締りも嚴重ては有るか、其の取締か果して完全な效を奏して居たか否かは斷定に苦しむ。前記凌氏も

各場ノ鹽坨均シク灘戸ノ灘ニ就キテ散有スルニ任シ漫ニ歸宿ナシ灘溝ノ海ニ通セサル無ク漁船ノ出入スラ時ニ見ル所アリ、而シテ民車又タ釐卡(徵税所)ノ斗紀、(檢査人)馬巡(取締見廻)ヨリモ多ク勾結一氣以テ私漏ヲ致シ查悉ニ從ル無シ云々。

と云つて居るのを見ると所謂私鹽の數も少くないと見られる。此の理由て古い統計は信用するに足るか否か不明てあるから之を捨て茲には外國人か鹽政の監督に干與する事になつた翌年以後のもの卽ち民國四年以後の統計に據ることにする。

奉天省鹽生産消費累年比較表（東三省鹽務公報鹽政彙覽及統計月刊に據る）

	生産	消費	備考
大正四年	一、五五〇、二七二擔	二、四八二、三五九擔	外に災害に依る消失一八五、一五五擔あり
大正五年	三、三六七、七七一	二、五二六、七八一	八四〇、九九〇擔の生産超過
大正六年	三、二三一、九一〇	三、二九〇、五八一	五七、四七四擔の生産不足
大正七年	二、二六九、九八九	三、一六五、七三八	八九五、七五三擔の生産不足
大正八年	四、四九七、三七〇	四、九四四、六四七	四七、二七七擔の生産不足

註
1 本表は關東州產鹽を含まぬ
2 消費とは鹽田より搬出した數である。商人の手持高は不明
3 大正四年の生産は六月以降の累計
大正四年の數量は六月以後は正確な統計であるか、五月以前は繰越高か計上されて居るのみである。惟ふに前年度からの繰越か多量あるらしい
4 五年以降は前年の繰越を計上せぬ

此の表の示す所に依ると大正四年は正確を缺くから暫く除外して奉天省（關東州租借地を除く）の鹽產額は約三百萬擔（即三億斤）石に換算して約五十萬石を以て平年作と見られる。之を地方別にすれは左の通りである。

奉天省產鹽各場別累年比較表（四年は六月以降累計）

場別＼年次	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
營蓋場	擔 五九一、〇〇二	擔 一、五七七、二七六	擔 一、八五九、七七五	擔 一、二八九、三一九・八〇	擔 二、三一六、四二八・七〇
復縣場	六三五、四七三	九七四、六五〇	四二六、〇〇三	四四二、〇一三・〇〇	八一八、七八二・九〇
莊安場	一〇三、五五七	一三一、〇八三	一九一、五三六	四六、五四七・〇〇	二四六、九五二・六五
錦縣場	六六、六六七	二一〇、〇六七	二三七、三九三	二二三、三九九・五〇	三一三、六七九・一〇
興綏場	七六、五九八	一七六、六八九	三六四、七〇五	二一〇、二七六・五〇	三七四、一〇八・五〇
北鎮場	二三、四二七	八七、三三一	六〇、三五四	二八、三三五・〇〇	一一八、三九八・〇〇
盤山場	五三、五五三	二一〇、七七五	二〇二、一四五	一四一、一九九・〇九	二四九、〇二一・〇〇
計	一、五五〇、二七三	三、三六七、七七一	三、三三一、九一〇	二、二六九、九八九・八九	四、四九七、三七〇・八五

奉天省鹽消費各場別累年比較表（擔未滿切捨）

場別＼年次	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
營蓋場	擔 八九八、五七一	擔 一、一八〇、一三八	擔 二、〇四八、七三五	擔 一、九四四、二五五	擔 二、〇一六、六七三
復縣場	六〇六、九一九	四四八、九二二	三四七、二三四	二八八、四二四	一、三一三、八八九
莊安場	一六四、〇五九	一〇七、八四九	一〇八、七一〇	一五〇、四九一	二一〇、四三六
錦縣場	一六四、六六二	二一九、七八九	二二六、〇一七	二五〇、一九九	三一四、三九二
興綏場	一四七、五八二	一八八、七五八	二二〇、五三三	一九九、三七四	二三九、〇三二
北鎮場	六〇、三九八	七〇、八三三	九〇、〇〇四	六六、四七一	一三八、四三〇
盤山場	二三一、一三八	三一〇、五〇三	二四九、三四八	二六六、五二三	一六一、八九八
計	二、四八二、三五九	二、五二六、七八一	三、二九〇、五八一	三、一六五、七三七	四、五四四、六四六

關東州の鹽產額は正確な統計か整はつて居る左の通てある。

	鹽田數	鹽田面積	製鹽高
大正四年	四三二	一二、四三八、七一五坪	二〇五、七四五石
大正五年	四三二	一二、四三八、七一五	四一九、七二二
大正六年	四三二	一二、四四〇、五二七	四四四、五八五
大正七年	四三二	一二、四三九、八二五	二七四、五九二
大正八年	四三二	一二、四三九、八二五	四三八、一九六

右に據ると五年間の平均は三十五萬石餘となる。是を以て見ると關東州は滿洲に於ける產鹽地として重要な位置を占むるものてある。今關東州及奉天省を合計すれは左表の通てある。

南滿洲產鹽量累年比較表

	關東州產	奉天省產	合計
大正四年	一二三、四四七擔	六、九五三、〇九九擔	六、八九二、七九七擔
大正五年	二五一、八三三	三、三六七、七七一	三、六一九、六〇四
大正六年	二六六、七五一	三、二三一、九一〇	三、四九八、六六一

大正七年	一七〇、七五五	二、二六九 九八九	二、四四〇、七四四
大正八年	二六二、九一七	四、四九七、三七〇	四、七六〇、二八七
平均	二一五、一四〇	四、〇六四、二六六	—

註　一擔は百斤、關東州の分は前揭の表を六百斤一石として換算

此の表の關東州産鹽は奉天省産鹽に比して正確な數を示して居るから産出の實數は奉天省の分は此の表より尚多かるへきは明てある。前記の消費は各地の鹽田から搬出せらるる數量てあるか、其の搬出も時季によつて異同か有る。それは土地の便否によつて定まるのてある。例へは營蓋場は十一、十二及一月の三箇月か搬出最盛期て有つて六、七の二箇月か最も不振て有る復縣場は山岳の多い地勢上運送は海路による必要か有るから遼河の結氷中は賣行か少い。(營口まで船て運送する）莊安場地方も水路運送を便とするから十一、十二、一月は移出額か減する錦縣場地方に京奉鐵道によるものと馬背て熱河蒙古に移出せらるるものてあるから降雨の少ない冬及早春の季節に賣行きか盛になる。北鎭場地方も右と同様てある。盤山場地方も馬車を以て運出するのてあるから降雨少く且土地凍結せる冬期か運出する事も隨つて多い。

奉天省鹽の販路は官運として吉林及黑龍江二省に供給するものと商運として奉天省內及熱河

蒙古の一部に供給するものと二樣に別つことか出來る。而して此の二途以外に出つる事は決して無いのてある。若し私鹽か嚴重な取締の目を潛つて運送せらるるとしても其れは脫稅を目的とするもので有つて外國へ輸出せらるるものてはない。此の官運及商運の數量、換言すれは吉黑二省と其の他の地方の需要數量は此等の地方に鹽を原料とする大工業かない以上人口數に大差ないならは年々の需要數量も亦略一定して居るへきてある。是れか果して理論通りに行はれて居るか。之を前揭の「消費各場別累年比較表」に就て見るに大正四年に比して大正八年は殆ど二倍に達して居る。僅少の差異は生すへきものてあるか此の如き差は餘りに甚しい。此の理由は明確てないか消費額か大體に於て逐年增加する傾向に鑑みて、漸次私鹽の取締か周到になつたのも統計上の消費量か增加した一原因と見られる。官運及商運の數量を累年比較すると左表の通りてある。

	官運	商運	合計	摘要
大正四年	一、〇一九、〇八八擔	一、四六三、二七一擔	二、四八二、三五九擔	
大正五年	一、〇〇五、九四〇	一、五二〇、八四一	二、五二六、七八一	
大正六年	一、二八三、七〇四	二、一〇六、八七七	三、三九〇、五八一	商運中には漁鹽七、九五六あり

大正七年	〔六八三、一一二	二、四八二、六二六	三、一六五、七三八	内漁鹽二五、八二〇擔あり
大正八年	一、九四四、七二六	二、五九九、九二一	四、五四四、六四七	内漁鹽一七、二九三擔あり

上表五箇年間の消費量を平均すると官運は百十六萬七千擔餘になり、商運は二百三萬四千餘擔となる。由是觀之、吉黑省の需要は奉天省(蒙古の一部を含む)の需要の六割弱に當ることになる。

關東州產鹽は州内の消費に充つる外は朝鮮及日本内地へ輸出する。日本へは政府に買上けらるるものの外露領沿海州等の漁業に用ふる鹽を輸出するか其の量は今明かでない。朝鮮に輸出するものは殆ど全部か新義州を仕向地として居る。輸送方法は日本向は汽船により、朝鮮向は大抵は支那の戎克船で關東州の東海岸(貔子窩地方の產鹽)から海岸線傳ひに鴨綠江口に運漕するのである。尚關東州鹽か支那内地に密輸入せらるることに關して屢兩國間の問題になつたことかあり、支那側の公報類には明らさまに關東州鹽の密輸入を記載して有るか、一方に安い鹽かあり一方に高價な税金を負擔する消費者かあり、而して長い海岸線(小船の出入に適する港灣か多數て有る)と、交通往來の自在な陸地境界を接して居る地方では絕對的に密輸入を防止する事は至難て有らう。此れか防止策として最も有効なのは關東州產鹽を密輸入の餘力ない程度

迄支那政府に買上ける事てあるか、是の事は早く計畫せられたか實行に到らすして今日に及んて居る。但し現今は滿鐵會社か嚴重に私鹽の汽車輸送を取締り、日本官憲に於ても支那側の利益の爲に私鹽の取締(鐵道附屬地内に於て)を實行しつつあるから、且つ日本の產鹽不足し之を補充する爲め關東州鹽の日本向輸出か盛てあるから、支那に密輸入する量は餘程少くなつて居るへきてある。

關東州產鹽の販路は左表の通てある。

關東州鹽移輸出累年比較表　(關東廳調査に據る)

	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
沙河口	擔 二、九一二	擔 一八、五六七	擔 二三、九〇一	擔 六、〇四六	擔 二、三〇〇
老虎灘	一、五〇六	二、九九九	二、三九七	一、五七三	一、八二五
雙島灣	二〇二、七二七	四九九、七五二	五七九、六六一	六四三、〇九〇	六一三、九五〇
營城子	二三、六九五	四七、五五〇	四、一三九	四八、六三八	七、〇八三
羊頭灣	四、七六七	六、一六〇	七、一一六	三、三四〇	七、七四
旅順	三、二六四	二、七三六	三、三〇九	一、〇七一	一、六九三
董家溝	八九二	一、一三四	二、四三六	一、五五八	四、一三二
于島子	一、五八三	九、四一〇	七四一	四、一一三	三八、一〇八

普蘭店	四六、七九〇	二五七、二七六	二六六、二一九	二三八、二八二	二八五、二六四
五島	一五一、六五一	二六五、三三五	一〇九、四三二	二四一、八七四	七四、一二七
夾心子	三六六、八三三	三三七、三一九	四六二、一五三	三五八、五六六	三八五、六三三
東虎灘	二九一、三二四	四一三、九五〇	三八四、一六七	三六六、七一六	三七四、五五七
碧流河	一一〇、五二八	一二〇、七三五	一五四、一五八	一二四、四二二	一五七、六五一
貔子河	四、八六八	八、六八五	六、九七九	五、一四九	一〇、四九〇
柳樹屯	—	—	四〇、四五八	—	—
大連貯鹽場	—	—	—	一四三、〇二〇	九八五
計	一、二〇一、三三七	二、一九一、二九八	二、〇三五、八五六	二、一八五、四六三	一、九六三、五三七

註　本表は計算の際端數切捨の爲に合計が次表の合計と合はぬ結果になる。次表の合計の方が實數に近いものである。

關東州鹽移輸出仕向地別表　（關東廳調査に據る）

年次	日本	朝鮮	州内及其他地方	合計
大正四年	四五九、二六八擔	三七〇、〇四〇擔	三七三、一三九擔	一、二〇二、四四七擔
大正五年	八六七、三九九	六七七、七〇一	六四六、二〇一	二、一九一、三〇一
大正六年	一、四五七、八〇八	三八二、九八七	一九五、一二四	二、〇三五、九一九
大正七年	一、六八一、三三六	三二〇、九六一	一八三、二三四	二、一八五、五三一
大正八年	一、〇二九、五〇五	六五〇、九〇八	二八三、一四一	一、九六三、五五四

關東州及鐵道附屬地では鹽の再製をして居る。元來支那の鹽は鹽田内で天日により結晶せし

めた儘のものであるから、色相か褐色を帶ひて且つ之を溶解すると多量の泥を含むて居る。從て用途に依りては其の儘使用する事か出來ぬ。殊に日本人の嗜好には適せぬから之を再ひ精製する必用か有る。而して此の精製鹽は專ら日本人の需用に供せらるるもので、支那人は價格と習慣との爲に之を使用する者かない。又少しも使用か支那人間に廣まる傾向も見れぬ。

精製鹽の製法には再製鹽と、煎熬鹽とか有る。再製鹽といふのは原鹽（鹽田から採取したままのもの）を海水に溶解し（其の程度は飽和點より少し低く卽二〇度乃至二二度位）之を砂越しに濾過し其の清澄液を煎熬して結晶せしむるのである。煎熬鹽の方は鹽田て生した餘分の鹹水を結晶せしめる前に其の儘採取して煎熬するのてある。此の二法の内再製の方か品質の良い物を得られる。

鐵道附屬地內て製造する再製鹽は其の地方の日本人の需用に供せらるるので極めて少量てあるか、州內の物は多少見るへき數量に達する。左表は關東州內の再製煎熬兩種鹽のみの表てある。

再製煎熬鹽生產消費高累年表（關東廳調査に據る）

年次	製造		移輸出	
	再製	煎熬	再製	煎熬
大正四年	八〇、〇九九擔	三三、四三四擔	六六、八〇七擔	八、四三九擔
大正五年	二四、三二八	二八、一三五	二〇、〇〇六	三三、八九七
大正六年	一〇、七三七	四七、一七四	三七、五三五	六二、〇三九
大正七年	六九、五六五	三一、四一八	六〇、〇七三	三一、一〇九
大正八年	六九、六六二	二七、九一八	六六、四〇九	二七、六一〇

第四節　鹽の品質及價格

鹽の品質は生産地と生産の時期によつて異同のあるのは勿論て有るか、奉天省内ては概して營蓋場地方か最も優良て其の内ても二道溝、三道溝産を優秀とせられて居る。今中國鹽業最近狀況第一編に載せられた分析表を左に轉載する。

産地	水分	泥質	マゲネシウム	カルシウム	純鹽
營蓋 二道溝 三道溝	六・九五	〇・三六	〇・三八	一・二三	九一・八〇
同 紅旗廠 藍旗廠	五・九三	一・三〇	〇・七六	一・四三	九〇・五八

同 吳家屯	六・八五	一・六〇	〇・六二	一・三五	八九・五八
復縣陰涼嶺	一一・五三	一・四八	〇・七四	一・六四	八四・八九
同 望海甸	九・五六	〇・七四	〇・七三	一・一五	八七・八二
同 小島子	二・七〇	〇・五七	〇・二九	一・三一	九五・一三
錦縣上坎子	六・八七	〇・四三	〇・五七	一・六七	九〇・二六
同 盤山	二・〇四	二・四一	〇・二八	一・六五	九三・六二
同 沙溝	七・六二	一・一六	〇・四七	一・六七	八九・〇六
莊安莊河	四・一一	〇・五四	〇・四四	一・一二	九三・〇九
北鎮	五・六九	一・一八	〇・四五	一・六九	九〇・九九

關東州鹽の品質も前掲のものと大差はない。明治四十二年に施行した元關東都督府中央試驗所の分析成績は左表の通りてある。

產地	種別	硫酸石灰	硫酸苦土	鹽化苦土	鹽化加里	水分	不溶解分	鹽化曹達
旅順	支那人製鹽	〇、三三八	〇、五五一	一、一三一	〇、三三七	五、七四五	〇、八五九	八九、四四七
羊頭灣	同	〇、八二四	〇、三五六	〇、三〇〇	〇、二四五	二、五六七	一、二八九	九三、一七〇
營城子	同	〇、六七〇	鹽化石灰 〇、〇七八	〇、二九一	〇、二〇八	二、二三〇	一、四九四	九三、二二六
雙島灣	同	〇、五〇三	〇、六八九	一、〇九四	〇、三〇六	五、五〇五	〇、一八九	八八、六五三
沙河口	同	〇、五三三	〇、五六〇	〇、七五六	〇、三九九	三、三五九	〇、八〇六	九一、九〇三

老虎灘	同	〇、五五七	〇、八六六	一、四六一	〇、九二一	七、一三七	〇、八二一	八五、九四一
普蘭店	同	一、一六四	〇、九四一	三、一六七	〇、三〇六	一一、四五九	一、一〇七	七八、四七〇
五島	同	〇、四八四	〇、〇七三	〇、二九六	〇、四六〇	二、三三九	〇、九六一	九三、五九一
夾心子	同	〇、四七四	〇、三九五	〇、八七〇	〇、一八四	五、八三四	〇、一一三	九〇、一七四
東老灘	同	〇、六一四	〇、三〇一	一、〇三〇	〇、六四五	六、六一三	〇、四〇五	八八、四四四
碧流河	同	〇、六二四	〇、四五〇	〇、七九三	〇、四六〇	三、七五三	〇、三六八	九一、一二四
雙島灣	日本人製鹽	〇、八五三	〇、一二一	一、一六一	〇、三六七	二、六五八	〇、五〇八	九二、六〇二
同	同	〇、二五〇	〇、六四九	一、一四六	〇、三〇四	六、一八〇	〇、一二三	八九、一五六
夾心子	同	〇、二二二	〇、八三三	一、五一五	〇、三〇五	四、七二六	〇、一四三	九一、〇四五
同	同	〇、五〇四	〇、九九一	一、七六五	〇、二二九	六、四四三	〇、五一五	八七、八七六
東老灘	同	〇、五八一	〇、三五二	〇、五一五	〇、一八四	四、〇八〇	〇、四八一	九二、九五四
同	同	〇、四二五	〇、五四五	一、五六三	〇、三三七	三、八〇二	〇、一二六	九二、一三四

價格は一言にして云へは不定なものである。奉天省内ても關東州ても一定の相場といふものはないのか通則てある。而して各地、各鹽田と異る價格は大體に於て需給の關係から起るのは勿論てあるか、其の年の生産狀況は甚しい過不足のない限り直接には價格を左右するものてない。直接に價格を動かす原因は其の地方の取引の盛衰如何てある。卽ち或地方て賣行か盛になると鹽價か昂騰する。而して一地方ての昂騰は必すしも他地方に波及するものてない。之れは交通の關係上商品か移動せぬからてある。尙價格は鹽田業者か商人に鹽田渡して賣る價格てあ

つて稅金、運賃、包裝等の諸掛を含まぬものである。中國鹽業最近狀況に掲載せられた價格は左表の通てある。

年次	宣統元年 明治四十二年	同 二年	同 三年	民國元年
一月	元 —	一・四〇	—	—
二月	元 四・四四 三・一九 三・七〇	三・〇三	—	—
三月	元 三・一六 二・九四 二・九三	三・〇五 一・七三 二・四〇 二・六四 二・三五 二・三八	一・八八 一・五七	—
四月（閏二月）	元 （三・一六）（三・〇四）（三・四〇）（三・一六）	二・三六 一・七九 一・四四 一・六九	—	〇・八五
五月	元 三・〇三	—	—	一・二〇
六月	元 三・〇八	一・〇五 一・二〇 一・一五 一・三〇 一・一〇 一・二〇 一・二六 一・三五	—	一・二〇 一・一〇
七月（閏六月）	元 三・一八	二・一〇 二・四〇 一・五六	—	一・二〇 一・一〇
八月	元 三・二二	一・四〇 一・二四 一・二〇 〇・八三 〇・六八 〇・八九 一・二〇 〇・八五 〇・八〇 〇・七〇	—	一・一〇
九月	元 三・二二	一・二九	一・二〇 一・〇〇	一・二〇 一・〇〇
十月	元 三・一三	一・〇八 〇・七八	—	—
十一月	元 三・三三 三・一〇	—	〇・九〇	—
十二月	元 二・六四 二・二六 一・四〇	—	一・三	—

註 1 原書には地方名を記せす
　 2 單位は一石（六百斤）元の相場
　 3 （ ）內は閏月及其の相場を示す

右の表によると一年の平均は

宣統元年　二•八六一、宣統二年　一•六六五、宣統三年　一•二四四　民國元年　一•〇九三となる。然るに東三省鹽務公報(民國五年十月)に發表せられた廢止鹽田の貯鹽買上價格を見ると左の通りである。

場名	區名	貯鹽量	買上價格	百斤單價
營蓋	吳家屯	五〇〇擔	一〇〇•〇〇元	〇•二〇元
復縣	長興島	二九〇	二九•五〇	〇•一〇
莊安	黑咀子	四、四〇一	一、一〇〇•二五	〇•二五
錦縣	八千畝	一三、七四一	四、一二二•三〇	〇•三〇

之を石に換算すると

吳家屯　一•二〇、長興島　〇•六〇、黑咀子　一•五〇、八千畝　一•八〇

此の價額を前掲の中國鹽業最近事情中の數と比較すると、較低廉であるか民國元年のそれと略均衡かとされる。而して此の場合の買上け價格は普通取引の場合の價格と同様に定められるとは見難く幾分市價よりは低廉なるものと見られる。恐らく是は最低の評價と見て差支あるまい。

吉黑兩省は前記の通り官營販賣であるから奉天省の如く相場の不統一はない。

關東州に於ける鹽價は明治四十一、二年頃の販路杜絶時代と其の後とで著しい差がある。前者の時代には一石銀四、五十錢に低落した事さへ有つたが、其の後朝鮮及日本への輸出の路が開けて以來急激に昂騰して一石金六、七十錢になつた。最近五年間の平均相場を示せば左の通てある。

關東州鹽價一年平均累年比較表　（關東廳調査に依る）

場名	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
夾心子	一、一五三毛	一、九五九毛	一、五七六毛	三、二三〇毛	六、七五三毛
東老灘	一、〇九九	一、九四四	一、四三〇	三、〇九五	六、四七八
碧流河	一、一六七	一、八一四	一、三八五	三、〇〇一	六、九七八
五島	〇、七五九	三、八五七	一、五七八	二、〇〇〇	五、七六七
雙島灣	一、二一三	二、一五五	一、五五五	二、一四六	四、九一四
營城子	一、〇六七	一、三二九	一、三六九	二、四二五	四、三一五
普蘭店	一、二八三	一、七二七	一、五〇九	二、二六二	四、四一四

註　1　百斤に對する鹽田渡相場にして稅金を含まず

2　價格單位は金十錢

運送

鹽の運送は現今ては船には撒積を以てし陸運の際は麻袋に入れるのか普通になつて居る。而して包装の代價は別途に計算するのてある。尙東三省ては嚴重な取締の下に運送するのてあるか其の數量は輸送中の目減りとして一定の重量を最初から加算して置くことか規定上認められて居る。且つ私賣を防く爲に產鹽地又は鹽倉から重要な消費地に至る里程表か公に規定せられ之によつて運搬に要する日子か定まり且つ運送費用か算出されることになつて居る。關東州には是の規定はない。

第五節　鹽田の副業

天日鹽田には其の構造上多數の溝渠か生して來るか、此の溝渠には製鹽期間は常に潮水か湛へられて有り、且つ貯水池の面積も多きいから此等は自然に養魚池に利用せられる。之は歐洲ても行はれて相當の成績を揚けたものてあるか、副業としては面白いものてある。春季から小魚を入れ作業終了の時まて放養して置くのて少しも手數を要することはない。但し此れは鹽田の構造及土地の情況によつて出來る地方と否らさる處とか有る。關東州の貔子窩地方て養魚して居るのはハゼ、ボラ、エビの類てある。

又冬季結氷中に結晶池內に海水を湛へて置くと上層丈け凍つて其の下部に粗雜な硫酸曹達の結晶を生ずる。之を芒硝と云ひ又は單に硝とも云ふ用途は製革の際に脫毛作業に用ひられ又は其の乾燥したものは風化芒硝として漢藥にも用ひられる。關東州內ては此の產出は極めて少量て有るか奉天省ては相當の額に上つて居る。東三省鹽務公報に據れは左の通りである。

	民國五年	民國六年	民國七年
營蓋	五、五五六擔	六、〇三二擔	七、三四六擔
復縣	九七	一四三	一六四
莊安	二二八	五五	二九七
錦縣	三、二〇五	二、七一四	二、七五九
興綏	二〇四	二五五	二九六
北鎮	四〇七	三一五	一四〇
盤山	六、一三〇	五、七一八	九、三四七
計	一五、八二七	一五、二三二	二〇、三四九

民國五年十月に發表せられた廢止鹽田の貯鹽買上價格中には錦縣場管內八千畝に於て硝二十

七擔價十八元九角と計上せられて居るから一擔當り七角になる。硝の製造は金額としては重要な副業てはない。

第六節　鹽田の經營

鹽田の經營は大別して自作及小作とする事か出來る。自作は鹽田所有者か自作するのてあるか小作の方は田畑の小作とは少し異つて居る。所有者は鹽田を小作人に貸與し、且つ作業用の器具、作業期間中の食費、鹽蓋費、器具の補修費等をも立替支出する。而して生產品の賣揚代から此等の費用の半額は小作人の負擔半額は所有者の負擔として所有者か優先的に返還を受け、而餘の利益は當初の契約に隨つて兩方の間に分配せらる。此是の契約は多くは一年の製鹽期を二期(四、五、六の三箇月と七、八、九の三箇月)とに分けて契約する。利益の分配率は種々あるか鹽田所有者か一、製鹽技術者か一・五、其他の人夫か一の割合又は技術者か三、人夫七人か各一主人か八の割合等は其の一例てある。後期には農業と衝突するから自作のみすることも多い。又生產高を豫想して請負的に小作せしむるものもある。尙ほ利益の分配には鹽の現物を以てするものもある。

自作鹽田は家族の數によつて大抵其の使用鹽田の面積も定まるか小作せしむるものは大小種々ある。大資本のものになると十數の鹽田を所有して居る個人鹽業者もある。

第七節　蒙古の鹽業

奉天省の沿海地方から産出する鹽に對して他の一種を成すものは蒙古地方の鹽池の産鹽てある。內蒙古に於ける鹽は稍重要なる天産物の一てあつて、蒙古內の需要に充つる外隣接地の黑龍江省、直隷省、甘肅省及山西省にも輸出されて居る。其の産鹽高は之を奉天省の其れに比すれは僅少てあるか、海岸に遠い內蒙地方に於ける必需品の産出は地方民生に取つて頗る重要な天惠と云はねはならぬ。

第一款　內蒙古の産鹽地

現に知られて居る鹽産地は左の通てある。

一、潮哈爾諾爾(チヤオハルノール)又はタブスノール

西烏珠穆沁と東浩濟特旗の交界附近に在る鹽湖て有つて、タブスノールとは蒙語て鹽湖の意てある。西烏珠穆沁王府から西北約三百支里の地に在る。湖はノゴンウーターー山に沿ひ東西約

二十支里、南北約五支里の橢圓形を成して居る。湖の面積中三分の二は沙地て三分の一か鹽水を湛へて居る。水は西方に至る程深い此の湖は西烏珠穆沁と東浩濟特旗の兩界に跨り、西烏珠穆沁旗に面積の三分の二か屬して居る。

二、呼倫貝爾（ホロンベイル）鹽湖

黒龍江省の西北方に在る呼倫貝爾地方は土地鹽分を含むこと多く、處々に小鹽湖か有る。卓爾博特諾爾（チユルボトノール）は最も有名なもので海拉爾の西南百五、六十支里に在り、周圍一邦里位の小湖て有るか産鹽に於ては最も著名て、東支沿線から黒龍江省の一部に迄販路を有する。

巴彦察幹諾爾（バヤンチヤハンノール）は前記卓爾博特諾爾の東に在る小湖てある。尚是等の外尚産鹽の湖か散在して居る。

三、博羅呼吉附諾爾（ボロホチルノール）

圖什業國王府（科爾沁右翼中旗）の東方（突泉縣の南方）に在る。

四、當那屯諾爾（タンナトンノール）及大賚西泡子（タライシーポーツ）

此の兩池は杜爾伯特旗内に在る。安達鹽場とも呼はれて居る。

五、蘇尼特（スニト）左翼旗

蘇尼特翼旗の西南方約十八邦里の地に周圍約一邦里の鹽湖かある。此の外此の鹽池の西方約八邦里に一、東方約九邦里に二の鹽湖かあるか後の二箇所は交通不便の爲産鹽は附近の需要に供せられるのみてある。

六、吉蘭泰（チランタイ）

阿拉善（アラカシャ）の南部、甘粛省蘭州の北方に在る吉蘭泰の鹽湖は有名なもので、現在は海鹽の爲に其の販路を蠶食せられた形てあるか、尚直隷、甘粛及山西の各省に亙る販路を有して居る。

上記の各地は知られて居る鹽産地てあるか、尚此の外にも小鹽池かある。蒙古の鹽業は現在踏査した者か少く且徴すへき記錄か缺けて居るので、本章に述へる所も完璧と云ひ難いのを遺憾とする。以下著名なる鹽池に關して述へる

第二款　採　鹽

タブスノール（潮哈爾諸爾）

鹽湖の採鹽場は數箇の小圓池に區分せられる。小圓池の大さは不同てあるか直徑約三十歩内外の凹地を成して居る。其の內に口徑約一歩の噴鹽口を十乃至二十位有する。此の噴鹽口を蒙人はヌホと呼んで居る。噴鹽口からの鹽水噴出は永久的のものてはなく、或時期か來れは噴出

を休止し後には透明な水を湛へる。此の如き噴鹽口から數回に亙り噴出した鹽水は厚さ一寸乃至三寸位の結晶層をなす。噴鹽中の穴からは盛に泥土を噴出し穴は中空の狀形ではない。鹽池を遠方から望見すれは中央以西は水を湛へ、東部は白皚々たる食鹽て之に日光か反映すると對岸に火の燃ゆる樣な美觀を呈する。

採鹽の季節は陰曆三月末から九月中て終るのを普通とする。併し鹽湖は凍結する事かないから四季を通して採取か出來ぬと云ふのてはない。唯冬期は日光か弱く又春季は降雨の多い爲に共に採取に適せぬのてある。反之夏季は極めて降雨か少く隨て湖の水量も減し、且つ水も暖かてあるから鹽の採取は夏季を最良とする。

鹽湖から鹽を採取する方法は甚た簡單てある。潮底の鹽塊を拾ひ取ると云ふても不可ない位に簡單てある。湖の水淺い場所には泥かあり厚さも二、三寸位てあるか、深い箇所にば殆と泥濘がなく鹽の結晶も五、六寸の厚さに達する。淺い箇所から採取するものは塊鹽てあつて、淺い所からは碎鹽を得られる。鹽湖によつて異るか鹽の色か純白なるものと灰白なものとかある。普通には純白な方を自家用とし灰白の方を賣却する。白色のものは産額か甚しく少額てある。採取作業は頗る簡單てあつて結晶した鹽を斧の如き器具を以て破碎し鹽塊を數枚立掛け合せて置

いて水分を除去すれはよいのてある。水分を滴らすには一、二日間日光に晒して置く。鹽塊の分析はまた無いか淩氏に從へは湖水は一六%の鹽分を含有して居る(卓爾博特湖)是は地下から噴出した鹽分か湖水に溶解したものか、或は鹽分を含む水か地下から噴出するのてあるかは明確てない。

タブスノール湖の採鹽狀況を聞くに、同湖の採鹽は昔から西烏珠穆沁及東浩濟特旗の旗民の特權になつて居る。兩旗民の男子は何人ても採鹽する事か出來るのてある。春季から兩旗の貧民か湖邊に集まつて來て最盛期には採鹽を專業とする者か百戶以上にも達し、每日の作業者は多い時は二百人少い時も二十人位はある。

第三款　產鹽額及運送

蒙古各地の產鹽額に關しては何等信憑すへき調査報告か無い。之を推定する事さへも殆と不可能てある。最も著名なタブスノール湖の產鹽額さへ明確てない。或說には年產額一億五千萬斤(赤峯帝國領事館)と推算し、又は一年の輸出額(蒙古以外へ)を六千萬斤とも云ふ。此の間に在て口北蒙鹽總局(多倫に在る)の徵稅額から推算した產鹽額は大體に於て信すへきものと思はれる。是れに依れは年產額二十七萬擔即二千七百萬斤內外か徵稅せられる鹽てある。而して踏

査者の談に依れは課税せられさる鹽も此外に一割には上る見込てあるからタブスノール湖の產鹽額は年三千萬斤を下らぬと思はれる。卓爾博特及巴彥察幹の兩湖に關する凌氏の調査に據れは光緒三十三年には五萬三千餘斤、三十四年(明治四十一年)には八十一萬餘斤、宣統元年(明治四十二年)十一萬餘斤、同二年は十五萬七千二百餘斤(之は稅金から推算したもの)となつて居る。尙凌氏は兩湖の水量及含鹽率から推算して全湖水の有する食鹽總量を一億三千萬斤と計上してある。又在齊々哈爾帝國領事館の報告には卓爾博特湖の採鹽年額を四五百萬斤を下らすと記して居る。

上記各鹽湖の產鹽は附近住民の需要に供する外、運輸の便に依つては東三省其他にも販路を有する事は前述の通てある。其の爲に蒙古鹽業に取つては運鹽は緊要なる部分を占める。

每年採取した鹽は鹽湖附近に貯藏して置き初冬河川の凍るのを俟つて各地に販運するのか普通てある。運搬するには多く牛皮の袋又は布袋に入れ、其の外部を天幕毡子類て覆ひ一車に二袋二牛を以て牽くものと、一車一袋一牛て牽夫を載せるものとあるか普通は後者てある。一袋は五斗乃至六斗五升(平均一斗は六十斤)を入れて有る。之を積載する牛車を一車乃至十二車を一人の馬夫か御し、百乃至百二十車內外を以て一隊を編成し、天幕食料其他の必需品を携へ、

一二十支里毎に休憩して燃料飼料等の豐富な地點に野宿して隊商の旅行を續けつゝ目的の市場に達するのである。隊商の行程は一日僅に五六十支里を行進するのである。

此の運鹽を爲すものに旗民と喇嘛とかある。前者は五、六輛の牛車を牽いて家族と共に從事するものか多く、林西とか經棚とかの比較的近距離の地て支那人と交易するのであるか、遠隔地に赴くのは大抵喇嘛の鹽商隊てある。西烏珠穆沁に在る大きな廟は年々六、七隊、少きも三、四隊の鹽商隊を派遣する。隊は十人内外百輛以上から成り一人の首領と一人の通譯を附し遠くは興安嶺を越へて開魯方面に向ふもの、又は洮南方面に行くものもあり、遠隔の地に行く隊商は殆と西烏珠穆沁旗内の喇嘛に限られて居る觀か有る。

尙此の外支那の行商人て自ら寺廟に行つて交易し鹽を持ち歸る者も少くない。

此等の運鹽の區域は林西、經棚、多倫、赤峰、開魯の各都市から遠くは洮南方面に迄及んて居る。

第四款　販賣

元來蒙古鹽は蒙古人か自由に採取販賣する事を許されて居たのであるか、光緒二十六年以來鹽の賣買にも課税せられ後民國になつて、鹽店なる特許制度か設けられ販賣を爲す事になつた

のてある。鹽店は甲乙丙丁の四級に分ち其の營業稅は一箇年銀五十元、二十元、十元、六元と定められてあ　。甲級の鹽店は蒙古人から直接鹽の買入を爲し、之を他の鹽店に賣却する事か出來る。乙以下の三級の鹽店は甲級鹽店から卸にて仕入れ之を小賣するものである。只た其の取扱數量の多寡に從て納稅上の等級を定めた丈けてあるから現今ては甲級と丁級との二種か最も多い狀況となつた。

鹽の販賣は主產地たる烏珠穆沁及浩濟特兩旗地方か牧畜を主なる產業として居る關係上、食料其他の日常用物資は之を他地の供給に仰かねはならぬから、運鹽者は販賣すへき地の豐凶を見て遠近に係らす鹽を販運し之を穀物雜貨類に替へて歸るのである。

販路　各鹽池產蒙の販路を各別に明にする事は困難てあるか、產額の最多いタブスノール鹽に就いて云へは北は外蒙古東車臣汗部及呼倫貝爾附近より崇倫界に達し、東は洮南附近から達賴漢、札魯特、阿爾科爾沁の各旗に及ひ南は敖漢、翁牛特、察哈爾、綏遠等の各地方に達して居る。概括して熱河管內六割、多倫洮南其他四割內外の販路を有して居る事になる。熱河管內中該鹽のみを使用しつつあるのは開魯、林西、經棚、赤峰の四縣てあつて建平、圍場、承德、灤平、豐寧、隆化の地方は需要鹽の約半額を海鹽、半額を此の鹽に依つて居る。阜新、綏東、

朝陽、平泉、凌源は主として海鹽を使用して居る。斯の如く蒙古鹽は蒙古以外の地にも販運せられるから自然之に對する取締か必要（海鹽には前述の如き嚴重な取締か行はれて居る）か生し、其の爲支那政府は民國五年に西烏珠穆沁旗親王、東浩濟特旗との間に收買蒙鹽合同（蒙古鹽買收契約）と稱する協定を訂立した。其の要領を摘記すると

一、蒙古鹽は以北蒙鹽局又は其の發給する特許證を有する鹽取引店か買收し、他の商人は勝手に買收してはならぬ。但し蒙古人か自ら食料用鹽を運搬するのは差支ない。

二、蒙古鹽の察哈爾熱河地方に運出せられるものは蒙鹽分局又は其の採鹽執照を受けて居る鹽商に次項の定價て賣らねはならぬ。但し蒙古人か自ら鹽湖から運送するものは差支ないか之を途中て漢人に引渡してはならぬ。

三、買入の地點と其の價格

イ、經棚ては百斤七錢

ロ、多倫ては百斤一兩二錢

ハ、岔道子ては百斤八錢

ニ、林西ては百斤六錢

ホ、巴彥們都ては百斤八錢

ヘ、達木諾爾ては百斤一兩四錢

四、本契約は十年間を期とし期間滿了の後は更に繼續することを得る。

市價　土地によつて相違あるは勿論てある例へは西烏珠沁王府鹽一斗(実斗に山盛り)に付粟三升又は秘子六升(平斗)因に王府の一斗二升は林西の一斗に相當す。右價格は塊鹽碎鹽共同一てある

赤峯地方の市價は

	最低	最高
民國元年	九吊八百	十二吊
同二年	十二吊	—
同三年	十一吊五百	十三吊
同四年	十吊	十二吊
同五年	十一吊	十三吊
同六年	十一吊五百	十三吊
同七年	十三吊	十四吊

同　八　年	十三吊	十八吊
同　九　年	十四吊	―

註　單位は百斤

第五款　鹽稅

蒙古は從前から支那本土と鹽政の制度を異にして居たのである。民國になつてからも支那本土の鹽務行政とは全く獨立して居る。卽ち支那政府が直接之を管理するのではなく、前述の蒙古鹽買收契約によつて蒙鹽分局又は蒙鹽局の特許を得た鹽商が之を買ひ取るのである。卽ち蒙古以外に販運する場合に初めて支那政府の取締を受くる事になるのである。此の現行制度に達する迄は淸末及民國初期中にかけて種々な經緯を經過したのである。かくして支那內地に搬出せられたる蒙鹽に對しては鹽稅條例に依つて每百斤大洋二元を徵收せられて居る。

口北蒙鹽局の徵稅總額を示せは槪數左の通てある。

民　國　四　年	三七八、〇〇〇元
同　五　年	三六八、〇〇〇
同　六　年）	

同　七　年｝四十萬元內外
同　八　年｝

徵稅其他の鹽務行政に當るは口北蒙鹽總局てあるか、多倫に總局を置き張家口、赤峰、獨石口、圍場（錐子山）、大同、林西、經棚、開魯、陶拉廟、豐寧に分局かあり其の下には支局卡を要地に分設してある。

鹽湖及蒙古人の採鹽等に關する行政か各旗に屬する事は前述の通てある。

附　鹽稅條例　（民國二年十二月二十四日敎令四三號）

第一條　中華民國ニ於ケル產鹽銷鹽ノ各地方ニ對シテハ一律ニ本條例ノ規定ヲ適用ス但蒙古青海新疆西藏等ノ如ク特別ノ事情アリト認ムヘキ地方ハ此ノ限ニアラス

第二條　產鹽及銷鹽ノ各地方ハ之ヲ左ノ如ク分ツ

第一區　奉天、直隸、山東、山西、甘肅、陝西、江蘇ノ淮北各產鹽地方
　　吉林、黑龍江、河南、安徽ノ皖北各銷鹽地方

第二區　江蘇ノ淮南、兩浙、福建、廣東、四川、雲南ノ各產鹽地方
　　安徽ノ皖南、江西、湖北、湖南、廣西、貴州ノ各銷鹽地方

第三條　鹽稅率ハ每百斤ニ付二元五角トス但民國四年一月一日以前ニアリテハ第二區ハ舊率ニ依リ第一區各地方ハ每百斤ニ付二元トス

第四條　特別事情アル地方ヨリ移入スル鹽ニ對シテハ其ノ稅率ハ第三條ノ規定ヲ適用ス

第五條　民國四年一月一日以前ニアリテハ第一區各地方ニテ第二區ノ鹽ヲ借運スル時ハ其ノ稅率ハ第一區ノ稅率ニ照シテ之ヲ賦課シ第二區各地方ニ於テ第一區ノ鹽ヲ借運スル時ハ第一區ニ於ケル稅額ヲ產鹽地ニ於テ納附シ不足ノ分ニ對シテハ第二區鹽務機關ニ於テ之ヲ補徵ス

第六條　鹽稅ニシテ從前ノ地丁內ニ列入セルモノハ命令ヲ以テ之ヲ免除ス

第七條　土鹽ヲ生產スル地方ニ對シテハ禁止セルモノヲ除ク外本條例ノ規定ヲ適用ス

第八條　鹽稅ハ各產鹽地ニ於テ之ヲ徵收ス但第四條ノ移入鹽ハ移入ノ際之ヲ徵收ス

第九條　法定衡量ノ頒布ナキ以前ニ於テハ課稅衡量ハ司碼秤十六兩八錢ヲ以テ一斤トシ百斤ヲ一擔十六擔ヲ一英噸トス

第十條　鹽ノ包裝物ハ定式頒布ナキ以前ニ於テハ各地ノ實際重量ニ依リ之ヲ計算ス

第十一條　鹽ノ滷耗（ニガリトナリテ消失スル意ナリ）ハ鹽質ノ高下氣候ノ差異運送距離ニ應

シ部令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　本條例ハ民國三年一月一日ヨリ第一區ニ四年一月一日ヨリ全國ニ之ヲ施行シ鹽法施行ノ日ニ至リテ廢止ス

本條規定ノ施行期日ハ各鹽區内ノ一部分或ハ數部分ニ於テ眞ニ已ムヲ得サル事實アリテ鹽運司ヨリ施行延期ヲ申請セル場合ニハ充分ノ理由アリ且財政總長ノ批准ヲ經タルモノニ限リ一地方毎ニ一回ヲ限リ之ヲ改ムルコトヲ得

第十三條　本條例施行細則ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム

改正鹽稅條例（七年三月）

第一條　中華民國ニ於ケル產鹽銷鹽ノ各地方ニ對シテハ一律ニ本條例ノ規定ヲ適用ス但新疆蒙古青海西藏等ノ如キ特別ノ事情アリト認メラルル地方ハ此ノ限ニアラス

土鹽ヲ產出スル地方ニ對シテハ禁止セルモノノ外本條例ノ規定ヲ適用ス

第二條　鹽百斤ニ付稅銀三圓ヲ賦課ス但工業漁用鹽ハ此ノ限ニアラス

前項ノ稅率ハ前條ノ特別事情アル地方ヨリ移入セル鹽ニ對シ之ヲ適用ス

第三條　鹽稅ハ產鹽地ニ於テ之ヲ徵收ス

第一條ノ特別ノ事情アル地方ヨリ移入スル鹽ニ對シテハ其ノ移入ノ際之ヲ徵收ス

第四條　鹽稅ハ本條例ニヨリ徵收スル外他種ノ名義ヲ以テ徵收スルコトヲ得ス

第五條　課稅衡量ハ一斤ヲ庫平十六兩ト定メ尙耗鹽（目減リ）トシテ庫平八錢（一兩ノ十分ノ八）ヲ附加ス

第六條　鹽稅賦課ノ際ニハ包裝物ノ重量ヲ扣除シテ其ノ斤量ヲ計算ス

第七條　本條例施行區域及施行期日ハ鹽務署ヨリ之ヲ定ム

（註　第七條に關しては未た規定發布せられす）

製鹽特許條例　（三年三月四日敎令第三三號）

第一條　凡ソ鹽製造ヲ爲サムトスル者ハ政府ノ特許ヲ經ルニアラサレハ製鹽スルコトヲ得ス

第二條　鹽製造者ヲ左ノ五種ニ分ツ

甲　製鹽者

乙　採滷又ハ試製者

丙　鑛鹽又ハ含鹽鑛物採掘者

丁　百分ノ四十以上ノ鹽化ナトリウムヲ含ム各種鹽類含有物ノ製造ヲ爲ス者

戊　鹽ノ精製又ハ再製ヲ爲ス者

第三條　前條ノ鹽製造者ハ願書ヲ所轄鹽務官署ニ提出シ特許證券ノ下付ヲ受ケタル後鹽製造ヲ爲スコトヲ得

鹽製造者ノ權利移轉繼承變更ノ時モ亦本條ニ準シ處理ス

第四條　鹽製造者カ特許ヲ出願スル場合ハ同時ニ契約書及圖面並製造スヘキ鹽ノ品質ヲ所轄鹽務官署ニ提出シテ驗査登記ヲ受クヘシ

第五條　特許證券ハ財政部ヨリ印刷シテ之ヲ所轄鹽務官署ヲ經テ證券受取人ニ發給ス其ノ手數料トシテ銀四角ヲ徵收ス

第六條　鹽製造者カ特許證券ヲ遺失又ハ汚損シタル場合ハ同業者ノ保證書ヲ添ヘ所轄鹽務官署ニ補給ヲ出願スルコトヲ得（此場合ハ）成規ノ手續料ノ倍額ヲ徵收スルモノトス

第七條　鹽製造者カ廢業スル場合ハ所轄鹽務官署ニ報告シ登記ヲ取消シ特許證券ヲ返納スヘシ

前項ノ廢業者ニシテ繼續製鹽セントスル場合ハ本條例第三條ニ依リ之ヲ處理ス

第八條　鹽製造者ノ願書記載事項及特許登記番號ハ製鹽場及貯藏場ニ揭載シ所轄鹽務官署ノ

驗査ニ備フヘシ
前項ノ驗査ニ關シテハ鹽製造者ハ之ニ違背反抗シ又ハ虚僞ノ答辯ヲ爲スヲ得ス
第九條　鹽製造者ノ出願ニシテ左記事項ノ一ニ違背スルモノハ其ノ出願ヲ無效トス
一、製造方法不適當ナル者
二、製鹽又ハ採滷地ノ不適當ト認メラルル者
三、製鹽地ノ管理上又ハ交通上不便ト認メラルル者
四、其ノ產額ノ制限定數ヲ逾ユル者
五、所有權不確定ノ者
六、願書記載事項ノ不確實又ハ不明瞭ノ者
第十條　鹽製造者カ特許ヲ得タル後本條例或ハ其ノ他ノ條例ノ規定ニ違反セルモノ有ルトキハ所轄官署ハ各其ノ所犯ノ事項ニ從ヒ之ヲ處分ス
第十一條　本條例第三條第一項ノ規定ニ違反スル者ハ五十元以上千元以下ノ罰金ニ處シ且犯罪者ノ鹽及鹽產物ヲ沒收ス
前項ノ鹽ニシテ已ニ賣却又ハ消費セル場合ハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ徵收ス

第十二條　本條例第三條第二項ノ規定ニ違反スル者ハ五十元以上五百元以下ノ罰金ニ處ス

第十三條　本條例第六條第七條ノ規定ニ違反スル者ハ五元以上五十元以下ノ罰金ニ處ス

第十四條　本條例處八條第二項ノ規定ニ違反スル者ハ五元以上百元以下ノ罰金ニ處シ刑法ニ正條アル者ハ刑法ニ依リ治罪ス

第十五條　鹽製造者ハ從前官署ノ免狀ヲ受ケタルト否トニ拘ラス本條例施行ノ日ヨリ本條例ニ依リ處理セラルルモノトス

第十六條　本條例施行前ニ於ケル各省鹽務官署ノ鹽製造者取締ニ關スル各規ハ本條例ト牴觸セサル限リ引續キ有效トス

第十七條　本條例施行細則及書簿ノ樣式ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條　本條例ノ施行期ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム

製鹽特許條例第十一條第十二條ノ修正

第十一條　本條例第三條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ第二條甲號及戊號ノ鹽製造者ヲ私鹽治罪法ニ依リ處罰スル外乙號丙號及丁號ノ鹽製造者ハ十圓以上百八十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラルル者ノ私鹽及所用ノ物件ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

理由

原文第十一條規定ノ罰則ハ前キニ私鹽治罪法施行ノ時ニ廢止ノ明文アリ惟フニ製鹽特許條例ニ列擧セル鹽製造者ハ合セテ五種アリ而シテ五年三月十八日政府公報所載大理院ノ私鹽治罪法ノ解釋ハ第二條ノ數目ハ淨鹽ヲ指スモノニシテ淨鹽ヲ製鹽スル者ニアラサルモノ即製鹽特許條例ノ擧クル採滷者、令鹽鑛物採掘者、鹽類物質製造者ハ皆私鹽治罪法ノ範圍内ニ在ラスト云フニ在リ罰則已ニ廢止セラレ刑法又適用セラレス進退據ヲ失ヒ制裁スル所無シ是ヲ以テ五年四月七日本部ハ製鹽特許條例ノ聲明ニ於テ別ニ罰則ヲ定メ案内ニ凡ソ違例私製ノ件ヲ發見セハ私鹽製造ニシテ法庭ニ移シテ私鹽治罪法ニ依リ處分スヘキモノヲ除キ製鹽原料ヲ採取セルモノニシテ未タ成鹽ヲ製造セサルモノ或ハ鹽類物質又ハ淨鹽ニ非サル物ヲ製造セル者ハ處スルニ百八十元以下ノ罰金ヲ以テシ且違警罰法ヲ參照シテ拘留シ竝ニ違例ノ私鹽及所用ノ物件ハ之ヲ沒收處分トスヘキコトヲ呈明シ許可ヲ受ケタリ此ノ罰則ハ已ニ別ニ規定セルヲ以テ自然條文ニ修正ヲ加ヘ以テ引用ニ便スヘシ私鹽治罪法第十條所載ノ製鹽特許條例第十一條ヲ廢止ス等ノ語ニ至テハ應サニ删除スヘキモノニシテ國會開會ノ時ヲ俟テ提議修正セン

第十二條　本條例第三條第二項ノ規定ニ違反スル者ハ五元以上百元以下ノ罰金ニ處ス

理由

原文第十一條カ既ニ修正ヲ加ヘタレハ第十二條モ亦當然修正ノ必要アリ蓋第十一條ニ稱スル第三條第一項ニ違反セル者トハ未タ特許證券ヲ受領セスシテ私カニ製造ヲ行ヘル者ヲ指シテ言ヒ第十二條ノ稱スル第三條第二項ニ違反スル者トハ特許證券ヲ受領中ノ者ニシテ權利移轉等ノ事未タ出願セスシテ特許證券ノ書換ヲ了セサル者ヲ指シテ言ヘルモノナレハ輕重不同ニ屬ス故ニ第十一條ノ原文ハ五十元以上千元以下ノ罰金ニ處シ第十二條ハ五十元以上五百元以下ノ罰金ニ處セリ今第十一條ハ別ニ罰則ヲ定メ私鹽製造ヲ私鹽治罪法ニ依リ處分シ其他ノ私製事項ハ僅ニ百八十元以下ノ罰金ニ處ストセリ而シテ第十二條ノ罰則ハ其ノ製鹽タルト其ノ他ノ事項タルトヲ問ハス皆五十元以上百元以下ノ罰金ニ處スルコトヲ得其中ニ伸縮ノ餘地無カラスト雖相比較スレハ輕重均ヲ失フニ屬ス且五百元ノ限度ハ高ニ過キ又違令罰法ノ規定「大總統發布ノ命令ハ二百元以下ノ罰金ヲ設クルコトヲ得」ト云ヘルト符セサルヲ以テ修正ヲ加ヘ以テ牴觸ヲ免ルヘキナリ

私鹽治罪法 （三年十二月二十三日公布法律第二十二號）

第一條 凡ソ鹽務署ノ特許ヲ經スシテ（鹽ヲ）製造、販運、賣却シ或ハ販運ノ目的ヲ以テ收藏スル（鹽ハ之ヲ）私鹽トス

第二條 私鹽罪ヲ犯ス者ハ左記ニ依リ處斷ス

一、三百斤ニ及ハサル者ハ五等有期徒刑或拘役ニ處ス

二、三百斤以上ノ者ハ三等或ハ四等有期徒刑ニ處ス

三、三千斤以上ノ者ハ二等或ハ三等有期徒刑ニ處ス

武器ヲ携ヘ逮捕ヲ拒マントシタル者ハ本刑ニ一等ヲ加フ

第三條 私鹽罪ヲ犯シ十人以上團結シ逮捕ヲ拒ミ人ヲ殺シ又ハ傷害ニ因リ死或ハ危篤若ハ廢疾ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス人ヲ傷害シテ死又ハ篤疾ニ至ラサル者ハ無期徒刑或ハ一等有期徒刑ニ處ス

第四條 前罪ノ犯罪ニ依リ死刑ニ處スヘキモノハ銃殺ヲ用フルコトヲ得

第五條 第三條未遂犯ハ之ヲ罰ス

第六條 私鹽タルコトヲ知リテ之ヲ搬運、受託、故買シ或ハ代理販賣ヲ爲スモノハ第二條ノ

刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第七條　鹽務官員、緝私場ノ警兵ニシテ自ラ私鹽罪ヲ犯シ或ハ犯罪人ト共謀セル者ハ第二條ノ刑ニ一等ヲ加フ

第一條ノ罪ヲ犯ス者アルヲ知リテ之ニ相當スル處分ヲ爲ササル場合ハ犯人ト同罪トス

前二項ノ罪ヲ犯シテ利ヲ獲タル者ニハ所得價額ノ二倍以下價額以上ノ罰金ヲ併科ス若シ二倍ノ數ニシテ一百圓ニ充タサルモノハ一百圓以下價額以上ノ罰金ヲ科ス

第八條　第三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第九條　私鹽罪ヲ犯ス者ノ所有セル鹽及犯罪ノ用ニ用ヒタル物ハ之ヲ沒收ス

第十條　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

製鹽特殊條例第十一條ノ規定ハ本法施行ノ日ニ於テ之ヲ廢止ス

奉天發給鹽棧牌照暫行章程（六年九月二十五日訓令第一三七〇號）

（奉天省鹽棧鑑札下付假規則）

第一條　凡ソ灘場（鹽製造場）ヨリ直接鹽ノ仕入運送ヲ爲シ之ヲ販賣人ニ卸賣スル者ヲ鹽棧トシ新舊商人ヲ論セス本章程ニ準據シ牌照（鑑札ノ意）ノ下付ヲ受ケ鹽業ヲ經營スヘシ

第二條　凡ソ鹽棧ヲ開設セムトスル者ハ鹽運使署ニ出願スヘク（鹽運使署ハ）之カ審査ヲ爲シ合格シタル後牌照ヲ下付スルモノトス

第三條　凡ソ左記事情ノ一アル者ニハ牌照ヲ發給スルヲ得ス

一、出資人及執事人（業務擔當者）カ中華民國ノ國籍ニ非サル者

二、私鹽犯ノ前科アル者

三、營業地點不適當ト認メラルル者（灘場ノ附近及南滿鐵道用地內ノ如シ）

第四條　鹽棧內ニ於テ外國人ト他ノ業務ヲ同營スルヲ得ス

第五條　鹽務機關ノ役員ハ鹽棧ヲ開設シ又ハ出資等ノ事情アルヘカラス

第六條　牌照ハ發給ノ日ヨリ一年ヲ以テ期トシ滿期後ハ返納スヘシ若シ繼續開設ヲ欲スル者ハ更ニ新牌照ノ下付ヲ請フヘシ

第七條　一鹽棧每ニ牌照印刷費二十四元ヲ徵シ牌照受領ノ際之ヲ納付セシム

第八條　各鹽棧ニシテ私鹽ヲ販運シ或ハ證憑書類ノ僞造變造ヲ爲シ其ノ證據アル場合ハ牌照ヲ回收シテ停業セシメ且法令ニ依リ處罰ノ爲告發ス

第九條　各鹽棧カ鹽店ニ鹽ノ賣却ヲ爲シタル時ハ其ノ都度發鹽單（鹽賣出票）ヲ發行スヘシ

（卽チ鹽代金ヲ收納シタル後ニ發給シテ鹽ノ證憑トス）此ノ發鹽單ハ鹽運使署ヨリ鹽棧ニ發給シ（印刷費ヲ徵收ス）使用セシム其ノ樣式ハ別ニ規定ヲ以テ之ヲ定ム

第十條　鹽棧ニ鹽ノ到著セシ時ハ附近ノ製驗機關（鹽務ノ取締機關）又ハ其ノ代理機關（縣知事所屬ノ巡警局區）等ニ隨時報告シ其ノ驗查ヲ受クヘク（驗查ニ）合格セサルトキハ運照ヲ返納シテ之ヲ廢棄ス

第十一條　各鹽棧ハ驗查ヲ受クル爲メ到著鹽賣出鹽及貯藏鹽ノ各種帳簿ヲ備フヘク且ツ每月末ニ四種ノ報告書及發鹽單ノ扣ヲ遲滯ナク鹽運使署ニ郵送シ驗查ヲ受クヘシ帳簿報告書ノ樣式ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條　各鹽棧業務ヲ休止スル場合ハ其理由ヲ明ニシテ鹽運使ニ報告シ且牌照ヲ返納スヘク他人ニ轉貸スルヲ得ス終業ノ際貯藏鹽アルトキハ之ヲ同業者ニ讓渡販賣ヒシメ且再ヒ鹽ノ貯藏運搬及販賣ヲ爲ササル旨ヲ記セル受書ヲ提出スヘシ

第十三條　鹽棧ニシテ牌照ヲ遺失シタル時ハ其ノ理由ヲ明ニシテ鹽運使ニ補給ヲ請願スヘク此ノ場合ハ牌照印刷費十二元ヲ徵收ス

第十四條　鹽棧ニシテ牌照ヲ受領シタルトキハ見易キ箇所ニ揭ケテ調查ニ便スヘシ（硝子額

面入）

第十五條　各鹽棧ハ滷硝ヲ兼營スルコトヲ得滷硝ヲ專營スル者ニ關スル一切ノ章程ハ鹽ニ準シテ一律ニ辦理ス

第十六條　本章程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

奉省鹽店暫行章程（九月二十五日訓令第一三七〇號）

第一條　鹽棧ヨリ購入シタル鹽ヲ消費者ニ小賣スル者ヲ鹽店トス

第二條　凡ソ鹽店ヲ開設セムトスル者ハ附近ノ掣驗機關又ハ其ノ代理機關（縣知事所屬ノ巡警局區等ノ如シ）ニ屆出テ鹽運使署ノ許可ヲ受クヘシ

第三條　左記事情ノ一アル者ハ鹽店ヲ開設スルヲ得ス

一、出資人及業務擔當者カ中華民國ノ國籍ニアラサル者

二、外國人ヨリ資金ヲ借入レ開設スル者

三、私鹽犯ノ前科アル者

四、營業地點ノ不適當ナル者（鹽田附近ノ如シ）

第四條　鹽店ハ鹽棧ヨリ仕入レ販賣スヘク鹽田ヨリ直接運出スヘカラス

第五條　鹽店ハ其ノ所在地ニ於テノミ小賣ヲ爲スヘク境ヲ越エテ販賣スルコトヲ得ス

第六條　鹽店カ鹽棧ヨリ鹽ノ購入ヲ爲ス時ハ多少ヲ論セス鹽棧ノ發鹽單ヲ受クヘシ（是有ルモノハ）販賣ヲ許ス鹽店ヨリ賣出ストキ亦證據ノ爲メ發鹽單ノ發行ヲ要ス

第七條　鹽店ノ鹽買入證票ハ毎月之ヲ一括シテ各製驗機關又ハ其ノ代理機關ヲ經テ鹽運使署ニ送附シ之ヲ廢棄スルモノトス

第八條　鹽店ノ仕入賣捌及貯藏鹽數量ハ毎日記帳シ檢査ニ備フヘシ此ノ種ノ帳簿ハ鹽運使署ヨリ之ヲ定ム

第九條　鹽店ノ帳簿ハ各製驗機關又ハ其ノ代理機關ヨリ隨時檢査ヲ行フ若シ檢査ニ違抗シ或ハ鹽數不合ノ事實アル場合ハ之ヲ處罰シ且ツ營業停止ヲ命ス

第十條　鹽店ニシテ私鹽販賣ノ確證アルトキハ其ノ營業ヲ停止スル外私鹽治罪法ニ照シテ懲罰ス

第十一條　本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

近場居民食鹽暫行章程

第一條　鹽場ノ周圍十里（支里）以内ニ在ル村屯ヲ近場トシ其ノ居住者ノ食鹽ハ本章程ニ依リ

處理ス
第二條　前條里數域內ノ居住者ハ直接各場局ニ赴キ地名、鹽場ヨリノ距離、姓名ヲ申告シ當該場知事收稅官カ適當ト認メ徵稅ヲ經タル後（鹽ノ）搬出ヲ爲スヲ得
第三條　（鹽ノ搬出ハ）一人一日十擔ヲ以テ限度トス
第四條　人口稀少ノ爲鹽ノ需用多カラサル場合ハ數戶共同シテ搬出（最少額ヲ一擔トス）シ分食スルコトヲ得但シ票面ニ某屯某々等ト家主ノ姓名ヲ明記シ檢査ニ便スヘシ
第五條　下附セラレタル運照ハ鹽ヲ消費シタル後直チニ場署又ハ最近ノ灘務所ニ返納廢棄スヘシ
第六條　居住者中鹽場ヨリ久シク鹽ノ購入ヲ爲ササル者或ハ一年購入總量カ人口ニ比シテ甚シキ差違アル者ハ各場知事及灘務所ヨリ嚴重注意シ私鹽食用ノ證據ヲ得ハ規定ニ依リ處罰スヘシ
第七條　近場域內ニハ鹽棧及鹽店ノ開設ヲ許サス
第八條　製鹽業者及鹽場各機關ノ鹽需要辦法亦同シ（本規則ニ準スノ意）

大正十二年三月十五日印刷
大正十二年三月二十日發行

滿蒙全書第三卷

著者　南滿洲鐵道株式會社
社長室調査課

印刷者　大連市東公園町十七號地
安井源吉

印刷所　大連市東公園町十七號地
株式會社滿洲日日新聞社

發行所　大連市
滿蒙文化協會